ISSN 1349-0281

拓殖大学
経営経理研究

岡本治雄教授　退職記念号

第 111 号

2018 年 2 月

ブレない会計学究者：岡本治雄さん……小原　博（1）
現代会計学の行方 —— 退職のご挨拶に代えて ——……岡本治雄（5）

論　文

実数値と収益性比率からみた東芝不正会計……森　久（17）
会計上の見積りの監査における
　監査証拠の十分性と適切性……長吉眞一（29）
ドイツ「享益権」会計の制度構造……千葉修身（43）
公認会計士・監査審査会の検査と
　内部監査における外部評価の共通項……松井隆幸（69）
海軍燃料廠の会計……建部宏明（87）
国際課税の観点からみた IFRS15 ……金子輝雄（107）
国際会計基準の導入が中国の会計制度に与える影響…蒋飛鴻（121）
CSR 戦略とマネジメント・コントロール・システム：
　コントロール・レバーによる先行研究の整理……長野史麻（137）
「負債と持分の区分」問題の評価基準
　—— 財務諸表の表示と新たなアプローチ ——……石田万由里（153）
ドイツ「決算監査人監督改革法（APAReG）」による
　「決算監査人監督局（APAS）」の設置について…田中　圭（171）
公共施設等運営事業における会計上の諸問題
　—— 実務対応報告第 35 号によせて ——……権大煥（185）
資産概念の変遷と経済的資源の拡大……喬雪氷（203）
日本のコーポレートガバナンス改革における特徴…中村竜哉（213）
PCAOB Audit Regulation in a Historical Perspective:
　How the Regulatory Structure Has Changed ……岡嶋　慶（251）
公正価値会計におけるリサイクリングの相反性……宮川昭義（265）
国際信託の課税に関する準拠法の適用……阿部雪子（279）
欠損金に係る課税問題……稲葉知恵子（293）
中国企業の「西洋的」管理会計の導入に関する
　文献研究にもとづく考察……李　燕（305）
ソーシャル・エンタープライズによる
　ソーシャル・イノベーションの創出と
　「コミュニティ・キャピタル」：
　地方創生の事例を中心として……潜道文子（317）

研究ノート

アジアにおける B Corp ムーブメント
　—— B Corp Asia Forum に参加して ——……藤田祥子（337）
岡本治雄博士　略年譜……（349）

拓殖大学経営経理研究所

前　号　目　次

ご退職によせて……秋　山　義　継（ 1 ）

退職に当たって……藤　森　保　明（ 3 ）

論　　文

東洋協会の植民地実業教育について……三代川　正　秀（ 5 ）

2014 年改正会社法において社外取締役の
　選任義務づけ案が実現しなかったのはなぜか？…小　室　瑠実子
中　村　竜　哉（37）

環境と変化のマネジメント・テクノロジー（1）
　――情報セキュリティの個人リスクに至る経緯――……金　山　茂　雄（67）

日系企業の企業文化浸透と
　駐在員／現地人社員の役割とチャレンジ
　――中国進出する日本企業の
　　フィールド・リサーチを通しての実証研究――…鄭　　偉（83）

公共スポーツ施設を指定管理する企業の
　「地域コミュニティとの協働戦略」
　――全国調査から抽出した 3 事例のケーススタディ――
……松　橋　崇　史（105）

研究ノート

企業内訓練校における中核的技能者育成のグローバル化
　――自動車部品メーカー P 社高等技能学園の事例研究――
……島　内　高　太（117）

拓殖大学

経営経理研究

第 111 号

拓殖大学経営経理研究所

岡　本　治　雄 教 授

ブレない会計学究者；岡本治雄さん

名誉教授（マーケティング論専攻）　小 原　　博

献辞：

2018 年 3 月末に 40 年におよぶ大学教員としての務めを無事終えられることに，心よりお祝いを申し上げます。送る側の教員が感謝の言葉を綴るのが慣例ですが，一番永く岡本さんと学究生活を共にした縁で，学問領域を異にする小生が一文を草する次第，ご寛恕願いたいと思います。

研究方法：

岡本さんにとって，専攻する会計学での恩師は数多かったと思います。学究スタート時点，学部段階での内山　力さん（中央大学商学部），大学院修士段階での松尾憲橘さん（明治大学大学院商学研究科），博士段階での三代川正一さん（拓殖大学大学院商学研究科）と諸先生に直接の指導を受けられました。それぞれの段階でドイツ会計学や会計学方法論について深く熟考されました。

岡本さんの会計学認識や研究方法論といった基礎研究は，研究者なら誰もが通る学問研究の入口です。同学の研究者と大きく異なるのは，常に真摯にこれに対峙して，継続研究されてきたことです。それはライフワークと称して良いものです。そうした研究テーマに沿った形で，少なからず外国研究者からも刺激を受けてこられたと理解しています。なかでも，リチャード・マテシッチさん（Richard V. Mattessich，ブリテッシュ・コロンビア大学名誉教授）は別格の存在でしょう。

世界的に高名な哲学的・科学的認識に基づいて展開する会計学者であるマテシッチさんは，1964 年の初期著作（*Accounting and Analytical Methods* , R.D. Irwin）より，2014 年の最新著作（*Accounting and Philosophy: Epistemological Explorations in the Economic and Social Sciences,* Routledge）まで，刺激的な単著を次々と出版されてきました。生涯現役の姿勢は全く変わっておらず，1922 年生まれの卒寿を過ぎてもと思うのは私だけではないでしょう。

岡本さんは若いころ長期在外研究 2 年間を，マテシッチさんのもとで研究の刺激を受けつつ研鑽に努められました。後年「それまでの私の会計観を根底から揺さぶるほど新鮮で大いに啓発された」と記しています（岡本治雄訳・レ－マン『現代会計の社会的役割 ── 分析と批判 ──』の訳者あとがき）。また岡本さんは，その研究線上にある現代会計の社会的機能の解明に取り組んでこられました。会計は単なる測定技法ではなく，社会制度として果たしている機能を明らかにするべく，伝統的会計理論（会計基準，原理，会計処理），それを支える実証分析アプローチ，そして，現代会計方法論（言語分析アプローチ）による比較研究を続けています。

岡本さんは，このように当初から今日に至るまで，一貫した研究の方向性を堅持して，ブレない研究が特筆されます。マテシッチさんに倣って今後も研究三昧な生活を継続されるものと思っています。

なお，マテシッチさんには内外多くの研究者が謦咳に接していますが，1992 年，岡本さんらの招聘により来日，拓殖大学で講演されています。その縁もあり小生は 2002 年夏にバンクーバーの

ブリテッシュ・コロンビア大学に短期在外研究した際，ついでにとマテシッチ名誉教授研究室を訪ねたことがあります。あいにく不在でしたが，岡本さんがここに足を留めたのかと感慨を覚えたものでした。

3つの柱：

教育，研究，これらを支える学務行政を，大学教員としての3つの柱とすれば，岡本さんはそれぞれに人一倍力を注いできました。研究面については，上に述べた通りですが，1994年発行の学内最初の『商学部教員紹介』で，「研究への飽くなき好奇心が失われたら，そして権威主義に陥ったら，研究生命が終焉した時と考えています。夢を抱いて，理想に向かって，誰とでも同じ土俵に上がって議論を続けて行きたい」と述べています。今日までそうした研究・教育姿勢を，会計学者としてブレずに堅持しているのは言うまでもありません。

岡本さんは，拓殖大学大学院博士課程時に副手に，修了後1978年に商学部助手，1979年・講師，1982年・助教授，1990年・教授となり，今日に至ります。なお，明治大学大学院より，2002年には『現代会計の基礎研究：会計言語の機能分析を中心にして』で，博士（商学）号を得ています。

また明治大学大学院・商学研究科および経営学研究科において講師（財務会計論特論と会計学外国文献研究および企業会計特論担当）を永年務められました。同大学院はその教育・研究に貢献大なることで感謝を込め，両研究科合同で客員ながら「最終講義」を設定，2018年1月に開催されています。

教育面では，学部，大学院ともに講義科目を懇切丁寧に進める一方で，少人数のゼミナールを真摯に運営されてきました。ゼミ機関誌の毎年継続発行，卒業論文の発表・製本配布など熱心なものでした。こうした正課授業はもちろんのこと，学生の気持ちを大事にしながら，課外活動にも非常に熱心にサポートされてきました。体育局ウィンドサーフィン部は部長として，活動拠点が自宅に近い葉山海岸でもあり，大きな貢献をされました（カナダ長期在外研究時は，小生が部長を代役）。日本のこのスポーツの牽引役として，拓殖大学が果たした先進的な役割は記憶されています。また，伝統あるラグビー部では，部長としてニュージーランドなどへ留学生獲得のため渡航もされています。現在，関東大学ラグビー・リーグ戦1部に位置し有力校の1つになっており，岡本部長の貢献を忘れることができません。

さらに，2003年より3期6年間を商学部長，2009年より1期2年間を大学院商学研究科委員長など，学務的仕事に務めました。学部長時代，伝統ある，経営学科，国際ビジネス学科（旧・貿易学科）に加え，2007年度より会計学科を増設するなど尽力されました。その役職の期間，さまざまな局面でブレない仕事をされてきました。ブレないとは筋を通すことですが，他面頑固でもあるわけで，上にある人などは扱いにくかったかもしれません。なお，岡本さんの学部長時代6年間，小生は商学研究科委員長を務めて，まさに二人三脚で常に相談し合い，次々と学部と大学院で改革を進めたのが良き思い出です。

学究有縁：

岡本さんは，1947（昭和22）年に三浦半島は逗子市の旧家に生まれ，今日も変わらず居住されてきています。拙宅とも近く，ご自宅に伺うことも少なからずありました。ご母堂とともに，愛妻みどりさん，3人のお子さんらと落ち着いた風情あるお宅に住まわれてきました。

大学時代に，尺八に没頭した岡本さん，片やお箏を奏でる天川みどりさん（将来の奥様）が，中

央大学でのクラブ活動・竹桐会において，日本の古典的な楽器を通して出会われるという，優雅この上ない経過を辿っていたのです。そして博士院生時代の 1974 年に学生結婚されています。岡本さんご夫妻は東京駒場での古民家二階に仮寓，新婚時代に泊めてもらったことがありますが，若かりし頃のスウィートな家庭は，大家族暮らしであった小生にとっては羨望といっても良いものでした。

そもそも岡本さんとの出会いは，本誌第 106 号（小原古稀記念号）で岡本さんが挨拶文の中で懇ろに書かれています。博士課程同門下の縁から始まったものですが，その後の学究生活はほぼ同じ期間を切磋琢磨してきた関係にあります。正直を言えば，当初から内心「なんとかこの人には負けたくないものだ」という思いが強く，専門は違えども勝手に私自身がライバルと思っている存在でありました。

前述・本誌で，小生からゴルフに誘われ，人生を一つ豊かにすることになったと記されていますが，小生は逆に恩師と岡本さんから楽しく「酒」を飲むことを教わりました。同志社大学での学会終了後，二人して風情ある城崎温泉まで足を伸ばし宿泊するなど，あちこち酒・旅したことも懐かしい思い出となっています。

これからの生活，ライフワークの会計学研究を継続して頭の体操をされるのも良いでしょう。また岡本邸から南に下った芦名に，郵便制度の父・前島 密が最晩年に住んでいましたが，大層上手だったのが同じ尺八, 三絃の名手なか夫人と合奏を楽しんだといわれます。岡本さんも前島翁に倣って趣味の世界に戯れるのも良いでしょう。いずれにしても，学究生活の一区切り，今後も健康に留意されて，楽しくより良い人生を送られるよう祈念しつつ，お世話になった拓殖大学への貢献も切にお願いしたいと思います。

最後に，これまでの岡本さんのご厚情とご支援に心より感謝を申し上げます。

（2018 年 1 月 25 日）

〈退職の御挨拶〉

現代会計学の行方

── 退職のご挨拶に代えて ──

岡　本　治　雄

1973 年 4 月，私は拓殖大学大学院商学研究科の博士課程に入学し，爾来，学生，教員，そして研究者として 40 有余年，いわば生涯の大半を拓殖大学にて送ることができました。こうして退職まで恙無く過ごせたことは，多くの学生，教職員，諸関係機関各位のお陰であると思います。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また退職に際して，大学当局並びに経営経理研究所の皆様のご厚志により『経営経理研究・退職記念号』（第 111 号）を出版することになりました。投稿に際しましては主に拓殖大学大学院や明治大学大学院の講義と研究会で交流を重ねた先生方にお願い致しました。投稿頂いた皆様のご努力に対し重ねて御礼を申し上げます。

この一文は，去る 2018 年 1 月 20 日に明治大学大学院の「最後の講義」でお話しした内容を加筆修正したものであり，私の学生時代と教員生活に触れ，博士論文「現代会計の基礎研究」に至る経緯を説明したものです。また私の会計学研究の足跡については巻末の「略歴譜」をご覧頂ければ幸いに思います。

1　学生時代

1）　学部

中央大学における学生時代は，一言でいうと学生運動に翻弄された時期でした。今では考えられませんが，たばこの煙が立ち込める大教室で講義を受けつつ大学で何を学ぶのか，モラトリアム状態が続きました。冷戦構造の中でマルクス経済学と近代経済学というパラダイムが異なる世界に戸惑い，今につながる簿記を初年次に学びましたが，特にそれに興味を抱くことはありませんでした。会計という世界を知ったのは，大学 3 年次に強制参加した内山力先生の会計学ゼミナールでした。まだ簿記とか会計原則・基準にはほとんど関心がない頃でした。ゼミ生の多くは公認会計士や税理士といった職業会計人を目指していました。しかしゼミが進むにつれて内山先生が熱心に語られる姿勢から，見えない興味深い会計の世界があるのかもしれない，という思いを抱くようになりました。使用するテキストは岩田巌著『利潤計算原理』（同文舘），利潤とは何か，ドイツ会計理論を解説する高レベルの著書で当時は十分に理解できないものでした。

2） 大学院

さて，家庭の事情もあり学部４年次には企業への就職を断念しました。将来を決定する一番大切な時期ですが，内山先生にご相談し大学院に進学することにしました。しかしながら大学院受験に際してどのように会計学の勉強をすればよいのかわからず，内山先生のご指導でペイトン／リトルトン共著『会社会計基準序説』（*An introduction to corporate accounting standards*, 1940）を読むことにしました。そのおかげで明治大学大学院商学研究科に進学することができました。

だが，大学院に進学しても将来の道を決めかねていました。当時，研究の道に進むには英語以外のフランス語かドイツ語の会計学文献を読める能力が求められました。学部時代，貿易に関係する仕事に就くことに憧れ，スペイン語を学んだ私は，未知の外国語を学ぶことに抵抗を覚えました。しかし，指導教授の松尾憲橘先生（ソビエト会計やドイツ会計研究）の影響を受けて，ドイツ語文献（Prof. Dr. Hans Münstermann, Universität zu Köln, *Unternehmungsrechung*, 1969）を主材とする修士論文「動的会計理論の一考察～H. Münstermann の所論を中心にして～」（1972 年３月）に取り組みました。ドイツ語の基礎を学ぶために上智大学夜間講座にも通いました。

その後，拓殖大学大学院商学研究科博士課程に進学しました。税務会計を中心に会計研究を展開する三代川正一先生（商学博士）にご指導を受け，貨幣価値変動会計論のいわゆるインフレーション会計を展開する片野一郎先生の謦咳に接する機会に恵まれ，個別価格変動（費用時価論）を論じる明治大学不破貞春先生の「実体資本維持論」との両学説の比較研究をすることができました。また，博士課程２年目には商学部副手になり，指導教授の大学院講義の補佐や試験監督を経験した頃には研究者になる自覚が芽生えました。

2　大学教員の世界

1978 年４月，拓殖大学商学部専任助手の採用試験にパスし，本格的な教員生活のスタートを切りました。当初１年間は自由な研究活動に専念することができました。専任講師では簿記原理ⅠとⅡ，外書講読，ゼミナールを担当しました。拓殖大学では簿記原理ⅠとⅡが必修科目でした。というのも簿記を知らずして企業経営を語ることはできない，という教育理念が徹底していたからです。助教授時代，簿記に加えて財務管理論を担当しました。

商学部の教授に昇格すると，経営分析論や会計学総論が加わりました。経営分析論では，主として投資家という視点から企業を分析する財務会計アプローチに基づく内容を講義しました。その後，商学部に会計学科が誕生し，初級簿記，中級簿記，財務諸表分析論を担当し，総合科目では「企業活動と環境保全」（資産除去債務の会計等）に取り組みました。大学院では外国文献研究，2005 年から財務会計特論（修士課程）と財務会計特殊研究（博士課程）を担当しました。

また，課外活動ではウィンドサーフィン部，ラグビー部，漫画研究会の各部長（顧問），主な学内行政として学部長（３期６年間）と大学院商学研究科委員長を務め，一遍の論文も書けない激職の時代を過ごしました。

3　会計学研究の夜明け

助手から助教授までの約10年，主な研究テーマは「会計利益の本質」とは何か，ドイツ会計学を俯瞰する資本維持論と会計利益概念を研究しました。略年譜の研究業績時代順一覧に記載した「動的会計理論と経済学的利益 ── W. ヴェグマンの所論を中心にして ──」1974年3月，「貸借対照表理論と現代的課題―そのⅠ ── G. ザイヒトの所論を中心にして ──」1975年3月，「貸借対照表理論と現代的課題―そのⅡ ── G. ザイヒトの所論を中心にして」1976年3月，「資本維持思考に関するノートそのⅠ ── Jacobs und Schreiber の所説を中心にして」1981年11月，「資本維持思考に関するノートそのⅡ ── Jacobs und Schreiber の所説を中心にして」1982年11月，研究ノート「インフレーション会計情報の開示」1984年3月等があります。

そうした日々を送りつつ一度は海外へ。初めての海外旅行は日本航空が御巣鷹山に墜落した1985年8月16日です。ゼミ生に見送られ9月10日までアポなしの一人旅を敢行しました。先ずヘルシンキ，そこからバルト海を越えて英国へ。ロンドンやオックスフォードの大学を訪ね，次にドーバー海峡を船で横断しベルギーに入りました。ヨーロッパ大陸では鉄道の旅を続け，西ドイツのボン大学やフライブルク大学等を訪問し，オーストリー，スイス，フランスを巡りました。

この旅の経験を生かし，留学先候補として米国コーネル大学（H. Bierman, Jr.），英国エジンバラ大学（T. A. Lee），米国ワシントン大学（L. C. Heath），カナダブリティッシュ・コロンビア大学（R. Mattessich）に手紙を出し，最終的にはブリティシュ・コロンビア大学（University of British Columbia）商経営学部に留学することにしました。マテシッチ博士は，ベルナルド・コラス編著，藤田晶子訳『世界の会計学者～17人の学説入門』（2007年，中央経済社）にも紹介されたように，会計の公理的枠組み，測定の問題｛(社会的現実である交換価値と時の流れにともなう価値測定の問題，前述のヒースやスターリング（R. R. Sterling）が物的な現実に焦点を当て，無形資産は実際に存在しないと想定して会計の対象を限定的に考えることへの批判)，会計哲学（企業の経済学と会計学の融合），手段と目的の関係を明確にする条件付規範論的会計理論（conditional normative accounting theory)｝を主唱する研究者として世界的に高く評価されています。ちなみに，マテシッチの条件付規範論的会計理論には，後述のワッツ／ジンマーマン（Watts and Zimmermann）の実証理論が指示・規定（prescription）のない記述に限定しているのに対して，道具的仮説とそれを支える価値判断が示されています。私は1987年4月から1989年3月までマテシッチ博士や情報の経済学の理論を会計学に取り入れたフェルサム教授（Gerald A. Feltham）の下で研究し，これを契機に私の会計学研究は模索の時代から夜明けを迎えました。

マテシッチ博士は1992年5月15日に来日され，拓殖大学研究所及び経理研究所の共催による公開講座にて「会計パラダイムの新展開」｛大学研究所公開講座講演シリーズ(1)『マテシッチ会計学の世界 ── 現代会計理論の基礎研究によせて ──』（1994年3月）拓殖大学研究所掲載｝をテーマに講演していただきました。その後，学位論文を完成させるために1999年8月，短期留学制度を利用して再度マテシッチ博士の下で研究を重ねました。研究は『異文化社会における会計制度の比較研究』（平成12年度及び平成13年度科学研究費・基礎研究）で国際会計基準の方向性を探り，総合科目として「会計と環境問題との関係」，そして学位論文「現代会計の基礎研究 ── 言語機能

分析を中心にして ──」に向かいました。

4　一会計研究者の回顧

そもそも会計とは何か。会計学の本質を理解するには，縦糸となる会計実務を歴史的に観察し，それを支える会計理論，会計制度，方法論及び科学哲学という研究の横糸を紡ぐ必要があります。以下は私の会計学研究に対する追想録です。

1)　会計の世界

①　会計の実務と機能

会計は経済社会においていかなる機能を果たしているのでしょうか。それを正しく理解するには会計の歴史を紐解いていく必要があります。その一端として Cheryl R. Lehman, 1992 *Accounting's Changing Role In Social Conflict*, Markus Wiener Publishing, Inc. 岡本治雄訳『現代会計の社会的役割：分析と批判』（中央経済社）を邦訳しました。古典では片野一郎訳 1978 年『リトルトン　会計発達史「増補版」』（同文館出版），近著ではジェイコブ・ソール著・村井章子訳『帳簿の世界史』（文芸春秋），渡邊泉『会計学の誕生 ── 複式簿記が変えた世界 ──』（岩波書店）等が参考になります。

いずれにしろ会計実務を正しく観察することは難しい作業になりますが，会計制度を揺るがすような会計不正等の歴史的事件に目をむけることが，その機能の本質を知る手がかりとなります。例えば，21 世紀初頭エンロン社の突然の経営破綻（2001 年 12 月 2 日米連邦破産法第 11 条の適用）は，単に米国に衝撃を与えただけでなく，その経済システムの根幹と現代会計制度を揺るがしました。エンロン社は，ニューエコノミーという環境の下，製造業でありながら金融工学の知識と技法及び会計知識を駆使し，短期間で世界をリードするグローバル企業に成長しました。ニューエコノミーとは，90 年代後半米国の景気循環が消滅してインフレが無い経済成長が続くという考え方をいいます。規制緩和，情報通信技術の進歩，資本装備率の増加による在庫の減少や柔軟な労働市場がニューエコノミーをもたらします。従来型の企業をオールドエコノミーと呼びます。エンロン事件では，米国を代表する大手監査法人（Arthur Andersen）が消滅し，それが会計不信を煽りました。会計情報に公正なものはない，会計は支配力のある者に有利に作用し，投資家を裏切るという観念が広がりました。今こそエンロン事件の本質を究明する必要があります。

②　会計学

会計は国民経済全体を対象とする「マクロ会計」と，家計や企業などの「ミクロ会計」に分類されます。私は主に企業会計を研究対象としました。企業会計は，今日，企業の経済活動を制御する社会制度（各種法律，会計基準，会計慣行）として機能しています。ビジネス活動はその原初的形態を除いて企業会計なしには存在できません。いうまでもなく，企業会計は，外部報告を目的とする「財務会計・報告」と企業の経営管理に向けた「管理会計」とに分類されます。管理会計は，複雑な経営上の「業績評価」とさまざまな投資や財務という場面における「意思決定」に必要な情報を提供する機能を果たします。経営者は，戦略あるいは長期経営計画を立案し，経営活動の不確実

性に対処すべく内部情報を必要とします。

さて，財務会計・報告（以下，単に財務会計という）は，企業の経済活動（取引や経済事象の変化）を複式記入という独自の方法で記録し，利益あるいは所得を計算し確定します。また，公表される会計情報は，さまざまな外部利害関係者の経済的意思決定に有用な情報として利用されます。それは他の社会制度（政治，経済，法律）と複雑に絡みあって機能します。財務会計は，グローバルな経済社会においても不可欠なインフラとして拡大しています。

こうした会計実務を担うアカウンタントは，取引を認識し，資産，負債，収益，費用を測定して財務諸表に一体化する役割を果たします。アカウンタントは会計ルールに基づき会計人としての仕事を実行するのであって，投資家，債権者，取締役会等のために会計行為をするのではありません。それに対して，財務報告書の発行者である経営者は，発行者と利害関係集団が必要とする情報の「報告」という仕事に従事します。かくして，財務会計の機能は，簿記（帳簿への記録），財務諸表への表示，そして財務報告機能に区分することによって明確となります。こうした財務会計の基本目標の一つは，株主や債権者等に対する会計情報を提供してアカウンタビリティを解除すること，二つ目は，経済的意思決定を支援するために機能することです。財務報告書の利用者は，それを報告する経済主体への投資と留保，信用供与等の意思決定をします。これら二つの財務報告の目的と機能は時には対立します。この対立を解決する方法として，財務報告書を発行する権限を現在の発行者（経営者）から外部の会計監査人に移す動向が伺えます（内部統制報告書の会計監査）。

2） 財務会計の目的と機能の変化

反復しますが，伝統的な財務会計は経営者の受託責任あるいはアカウンタビリティを明らかにし，社会的秩序を維持することを目的とします。この目的に向けて構築される会計基準は，認識（identifying）と測定（measuring）において客観性を重視しました。その会計研究の多くは，会計が企業の真実の姿を認識かつ測定し，報告できると仮定し，会計理論やルールが会計実務を推進することに関心を示しました。しかしながら，経営者は目的に応じて会計処理の裁量権が広く認められた結果，証券市場は，会計情報から効率的な企業とそれが劣る企業とを明確に区別することができませんでした。

70 年代以降，コンピュータの普及による大量情報処理が可能な時代に入ると，会計理論や会計基準は，それまでの測定システムが伝達システムを制約する会計観を逆転させ，ステークホルダーの意思決定に有用な情報として多元的評価による会計情報を開示することを促しました。この会計観では，企業業績を評価・測定すること以上に情報を遍く報告する会計ディスクロージャーに力点が置かれました。こうして現代会計は，経済社会におけるコミュニケーション手段のビジネス言語あるいは記号としていかに機能するかが問われています。

3） 会計という社会制度

① 社会制度としての会計

会計のメルクマールの一つは，社会的制度として機能する点です。そこで会計制度とは何かという問題に直面します。経済学者の青木昌彦は，ノース（D. North）の定義に依拠し，どのように制度の定義を採用するかは正誤の問題ではなく，制度は分析目的に依存し，制定法，インフォーマル

な規範，確立した組織体，制約，人々の思考態度，またはこれらすべてないし一部の組合せとみなします（青木昌彦著，瀧澤弘和・谷口和弘訳，2001 年『比較制度分析にむけて』NTT 出版参考）。ノースは「制度は，社会におけるゲームのルール，より形式的に表現するならば，人間の相互作用を形作る人為的に創出された制約条件である。経済学者が用いる制度は個人の選択集合を規定し，また制約する」（D. North 1990, pp. 3-4）。森岡清美，塩原勉，本間康平編集代表『社会学事典』（有斐閣，863 頁参考）によると，制度は，社会の機能的諸側面ないし諸機能システムにおける人々の確定した行動様式の体系化をさします。この行動様式が社会のさまざまな側面で複合化し体系化したものが制度であります。

② 会計基準と概念フレームワーク

社会的制度として歴史的に構築されてきた会計基準（rules, standards, GAAP）は，法律やその他の社会制度に内在し，社会秩序を維持することを目的に機能しています。会計基準設定のアプローチは，今米国財務会計基準審議会（FASB）のルールを重視する細則主義（Rule-Based Accounting Standards）と透明性を求める国際会計基準審議会（IASB）の原則主義（Principle-Based Accounting Standards）へ転換する状況にあります。いずれにしろ会計基準に依拠して生産された会計情報，例えば利益や資本はあくまでも人間が構築してきた概念です。会計情報が正しいか否かは，ステークホルダーが合意し共有する「基準」（コード）に依存する以外に術がありません。情報の発信者と受信者が共有できるコードが不可欠となります。しかし，発信者である経営者は自己に都合の良い情報を発信する誘因に駆られます。自由に会計数値を捏造できたとしたら，誰がその会社の株式を売買するのでしょうか。会計情報が会計基準に準拠し正しく表示かつディスクロージャーされているかを判断する会計監査が不可欠となります。会計コミュニケーションは，相互に対等の立場からノイズのない状態で行われることが理想ですが，会計情報は必ずしも対等なコミュニケーション手段とはなりません。会計コミュニケーションの発信者と受信者との関係は不平等な状態にあります。現代会計の課題の一つはこの情報の非対称性をいかに解消するかにあります。

こうした会計基準を導くメタ・ルールあるいは理論が「概念フレームワーク」です。Ian Dennis（2014 *The Nature of Accounting Regulation*, Routledge, pp. 24-25.）によれば，IASB の概念フレームワークの目的は，国際財務報告会計基準（IFRS）の首尾一貫しかつ論理的な構築を促進するためにあります。概念フレームワークは，会計の諸問題を解決する際の判断に利用される基礎を提供します。この目的は英国の会計原則審議会（Accounting Standards Board）「財務報告のための諸原則ステートメント」（*Statement of Principles for Financial Reporting*, 1999）でも示唆されているように，「原理・原則」（principles）は「概念」とほぼ同じ意味で使用されています。概念の成立については哲学上いろいろな見解がありますが，概念は言語によって表現されたリアリティの社会的構築物です。それは論理学では「名辞」と呼ばれ，その意味内容として存在します。概念フレームワークは，会計基準を設定するための指針となる基礎概念を集成したものです。

こうした考え方は，米国では 1920 年代初期から芽生えました。1938 年，サンダース，ハットフィールド，ムーア（T. H. Sanders, H.R. Hatfield and U. Moore）による『会計原則ステートメント』（*A Statement of Accounting Principles*）は，当時の企業の失敗と会計実務問題を克服する狙いがありました。1959 年，米国公認会計士協会（AICPA）は「会計原則審議会」（Accounting

Principles Board, APB）を設立し，会計基準の基礎となる「基礎的原則」の一部を構築しました。個人研究レベルでは1957年のマテシッチ（R. Mattessich）による会計命題の公理化研究，1961年のムーニッツ（M. Moonitz）による『会計の基礎的公準』（*The Basic Postulates of Accounting*），スプルーズとムーニッツ（Sprouse and Moonitz）の研究叢書『一般会計原則試案』（*A Tentative Set of Broad Accounting Principles*）が公表されました。この時代の会計諸原則は会計実務に適用されていたものを再表示し，会計実務に対するラディカルな変更を求めるものでした。

さて，周知のように，FASBは1976年に包括的で公式的な「会計の概念フレームワーク」の構築に着手し，1978年から1989年まで6つの財務会計概念書（Statement of Financial Accounting Concepts, SFAC）を公表しました。さらに2002年にSFAC No. 7「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」，2010年にSFAC No. 8「財務報告のための概念フレームワーク」を公表しました。1980年5月のSFAC No. 2は「会計情報の質的特性」を展開し，固有の特性として理解可能性，目的適合性と信頼性を置き，その下に予測価値，フィードバック価値，適時性，検証可能性，表現の忠実性，比較可能性（首尾一貫性），中立性を規定しました。SFAC No. 8はSFAC No. 1とSFAC No. 2を置きかえ，基本的特性の信頼性を表現の忠実性に変更しました。

③　会計理論

理論（theory）という言葉は，日常生活ではある事柄の推測あるいは単なる考え方という意味で使われます。それに対して，学問上の理論とは「個々の事実や認識を統一的に説明し，予測することのできる普遍性をもつ体系的知識」（新村出編，2018年『広辞苑』第七版参考）を意味します。*Webster's New Universal Unabridged dictionary*, 2nd ed.1983によれば，理論は「体系的な原理・原則の言明」であり「ある程度まで検証されてきた，ある観察ずみの現象の明白な関係性あるいは基礎となる原理原則の形式」と定義します。

こうした学問上の理論は①実証理論（positive theories）と②規範理論（normative theories）という2つのカテゴリーに分類されます。実証理論とはあるがままの世界を記述あるいは説明し，何が起こるかを予測します。何が起こるか，あるいは起きることを予測する場合，実証理論はこの予測を1つの仮説とします。そして仮説はテストされます。その意味で実証理論は経験的理論でもあります。実証理論の多くは，観察と帰納的推論（induction）と演繹的推論（deduction）のプロセスから展開されます。Michaela Rankin, P. Stanton, S. McGowan, K. Ferlauto and M. Tilling, 2012 *Contemporary issues in accounting* Wiley, pp. 8-9. によれば，①ある研究者がスワンの群れを観察したら，すべてのスワンの色は白であったことから，すべてのスワンが白という結論に到達します。これはスワンに関する1つの理論です。この特定の観察から1つの理論（結論）を導く過程が帰納的推論です。②この理論はスワンの色に関する特徴についての予測（仮説）です。理論（スワンは白）から予測を展開するプロセスを演繹的推論といいます。観察者は，観察が予測（仮説）に一致するか否かを検証するためさらに多くのスワンを観察しその理論をテストします。③その中で1羽の黒いスワンが発見されると，すべてのスワンは白であるという理論は反証されます。

これに対して規範理論は目標あるいは目的に向けて何が起きるべきか，何がどうあるべきかを示唆あるいは勧告します。規範理論の規定あるいは指示は，ある目標や目的を達成することに狙いがあります。会計に言及すると，有用な情報が利用者に提供されることを目的に，資産を公正価値で

測定すべきであるという指示が規範理論として展開されます。概念フレームワークの目的適合性は会計基準の基礎を提供する規範理論です。ちなみに，ルールを規定する会計理論は 1）会計の一般理論を展開する会計公準，2）会計諸原則・基準（収益の認識，費用収益対応の原則）3）会計処理手続き（減価償却論等）という三つのレベルから構成されます。

5　伝統的会計から現代会計へのパラダイム・シフト ── 博士論文の契機 ──

1）　現代会計学の見方

伝統的な財務会計制度は，米国においては 1929 年 10 月 24 日の大恐慌を契機に着手されました。1933 年に証券法，1934 年に証券取引所法が制定され，それにともなって米国証券取引委員会（SEC）が設置されました。SEC は AICPA の会計原則審議会（APB）に会計基準の設定権限と委譲しました。APB は，スチュワードシップ・アカウンタビリティに基づいて客観的な利益を如何に測定するかを主眼とし，その目的に向けた会計思考は，第一義的に測定及び評価において事実に基づく取得原価主義会計を重視し，検証可能な利益計算と株主，債権者等の利害を調整する機能を果たし，利益を保守的に計算することを目指しました。

1960 年代後半から 70 年代，米国ではコンピュータによる情報処理技術が発展しつつ，度重なる経済危機と貿易収支の赤字，為替変動制度等の経済的コンテクストが変化する中，伝統的な近代会計のパラダイム転換あるいはリサーチ・プログラムに変革が起きました。米国会計学会（AAA, 1966 ASOBAT，飯野利夫訳『基礎的会計理論』1969 年国元書房）は，会計の「情報機能」と「会計行為の営まれる目的」の変化を強調しました。会計は「利害調整を目的とする会計」と「投資の不確実性を問題にする会計」（意思決定会計）とに区別されますが，現代会計はこうした二つの異なる目的を同時にプラグマティックに満たすことが要求されます。つまり，それは 1）投資家やその他ステークホルダーの意思決定（予想形成）に役立つ情報を提供する「情報会計」と，2）さまざまなステークホルダーとの「契約関係」に結びついたスチュワードシップ会計を果たします。

余談ですが，現代会計の見方（拙稿，2009 年 2 月「会計の概念フレームワークと一般理論との関係」『明大商学論叢』第 91 巻第 1 号明治大学商学研究所参考）は，1）評価パースペクティブ，2）情報パースペクティブ，3）プラグマティック・パースペクティブに区別されます。1）評価パースペクティブは，正しい会計利益と企業価値の測定を目的とします。2）情報パースペクティブは，会計及びそれに関連する情報が，どこで，どのような方法で生産されるかを明らかにし，会計情報と非会計情報を区分し，ある情報を他の情報で補充し，あるいは統合することに意義を見いだす視点であり，会計ディスクロージャーを問題とします。3）プラグマティック・パースペクティブは，意思決定有用性アプローチに関係し，特定の目的と条件（低価法などの保守主義）を付して評価に実用的な意味を持たせ，公正価値評価を重視します。このパースペクティブは情報の有用性を検証する実証研究につながります。現在の財務報告はプラグマティック・アプローチに基づいて展開されています。

現代会計へのパラダイム転換あるいはリサーチ・プログラムの変革には，次の要因があります。1）経済学あるいはファイナンスの理論あるいはモデルによるインパクト（資本市場による検証と理論），2）利益確定の会計から経済的意思決定のための会計情報機能へのシフト，3）会計情報の

経済分析と会計ディスクロージャーの拡大，4）意思決定アプローチの出現と不確実性及び真実性から目的適合性への変更，5）会計情報の質と有用性です。

会計情報の利用者である投資家は，証券の将来収益に関する期待形成のキャッシュ・フローに係わる情報を収集し，その主観的な確率分布に基づいて投資選択を行います。情報の集計的な結果が市場での価格形成となります。価格形成は，投資家間の富の再分配と企業の資金調達にも関係します。現代会計は，近代会計が問題とした「モノの生産」に機能することに対して，実質的に生産経済を支配する金融商品や知的財産（のれん，ブランド，ソフトウエア等）の無形資産拡大を認識し測定する方向にあります。

2）現代会計における研究方法論

会計学は行動，制度，規範等に関係する社会科学の１つであり，一定の目的をもった応用科学です。それは事実，経験，実務を重視し，社会生活において実際に役立つ学問という意味で実学（practical discipline）ともいわれます。こうした会計学における会計理論と研究方法との関係は複雑です。会計の研究方法は，規範理論や実証理論に分類されず，実証理論と規範理論の双方に関連します。会計研究は，理論が形成される前に行われることもあり，理論が形成された後に行われることもあります。

さて，会計研究は二つのレベルに分類されます。マクロレベルの「会計に関する研究」（research of accounting）は，会計自体の役割あるいは機能を考察します。その研究は投資決定においてどのような会計情報が有用であるのか，会計責任あるいは意思決定有用性の何れが会計の重要な目標か，企業文化は会計にいかなるインパクトを及ぼすのか，会計は資本主義の勃興時にどのような役割を演じてきたのか，また環境の悪化にどのような役割を演じてきたのか，といった諸問題を考察します。それに対して「会計における研究」（research in accounting）はミクロレベルの問題を扱います。それは会計実務においてどのような測定（尺度）が利用されているのか，特定の会計方針の変更が株価にどのように影響するのかという問題を考察します。こうした会計研究方法の違いは医学の世界に類似しています。医学の総合的アプローチはライフスタイル，文化的背景，個人の嗜好や選択といった事柄を研究対象としますが，他方，特定の病気に対処するアプローチは特定薬品の病理効果を研究します。医学でも両方の研究が必要になります。

現代会計ではさまざまな研究方法が展開されます。拙著『現代会計の基礎研究　第２版』中央経済社によれば，会計学方法論には，①演繹的アプローチ（deductive approach），②帰納法的アプローチ（inductive approach），③プラグマティック・アプローチ（pragmatic approach），④倫理的アプローチ（ethical approach），⑤行動科学的アプローチ（behavioral approach），⑤言語分析アプローチがあります。私が注目した研究アプローチを以下で手短に説明したいと思います。

①　資本市場研究

ボール／ブラウン（R. Ball & R. Brown, 1968 ‘An empirical evaluation of accounting income number’, *Journal of Accounting Research*, Vol. 6, No. 2, pp. 159～78.）やビーバー（W. H. Beaver 1968 ‘The information content of annual earnings announcements’, *Journal of Accounting Research*, supplement, pp. 67～92.）は，会計情報が資本市場でどのように利用されているのかという

仮説を立て，株価にどのようなインパクトを及ぼしているのかを検証する資本市場研究（capital market research）を展開しました。これは会計情報の有用性を経験的にテストする実証研究です。これ以前の財務会計研究は，会計理論が規範的に確認され，会計情報が投資家にとって有用であるという前提が置かれていました。このように伝統的な財務会計理論が批判された点の１つは，それがテストされないことです。それに対して資本市場研究は，会計情報に対して市場行動や反応を記述し説明を与えました。その焦点が会計情報の利用者のニーズに置かれ，作成者のニーズとは明確に区分されます。それは適切な会計実務が存在するという仮定より，むしろ会計情報がいかなるインパクトを及ぼすかを実証することでした。

② エージェンシー理論と情報の経済学

実証研究には演繹アプローチに基づく実証的会計理論があります。この研究の嚆矢が Ross L. Watts and Jerrold L. Zimmerman, 1986, *Positive Accounting Theory*, First Edition, Prentice-Hall（須田一幸訳，1991 年『実証理論としての会計学』白桃書房）です。

経済学者アカロフ（George A. Akerlof, 1970 “The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism”, *Quarterly Journal of Economics*）は，情報が生産されるメカニズムを中古車市場に関する「レモンの原理」で論じ，情報の非対称性から『逆選択の問題』が生じることを明らかにしました。レモンとは低品質車を意味し，高品質車をピーチといいます。中古車市場ではレモンの品質に関する情報がないと，平均的な品質の中古車（例えば欠陥率 30%）が市場にでまわります。真の情報をもつ売り手は自車がレモンではないと確信しても，その情報を買い手に伝達しない限り，真の情報を持たない買い手はピーチもレモンも同じように評価せざるを得ません。買い手はその市場平均の欠陥率 30％を信じます。ピーチの売り手は市場から次第に撤退し，レモンが市場を席捲します。新たな情報がなければ，やがてその市場は崩壊します。そこでピーチの売り手は，この非効率な市場で自車が良質である「シグナリング」のインセンティブをもちます。買い手もレモンの性能を見分けたいというインセンティブをもちます。かくして，市場取引が円滑に成立するためには，双方が同質同量の情報をもつことになります。このレモンの原理を株式市場にあてはめると，株価は企業価値に関する情報を公正かつ正確に投資家に提供することによって形成されます。財務報告は会計情報の非対称性を是正するディスクロージャー制度として重要な機能を果たすことになります。

現実に情報の非対称性が存在する中，最適なインセンティブを設計する問題を扱う理論がエージェンシー理論あるいは「契約理論」です。資本の運用を委託する株主がプリンシパル，受託した経営者がエージェントと呼ばれます。会計情報は市場で取引される１つの商品であり，取引関係を形成する前，より良い取引相手を選別するスクリーニングをかける意思決定支援機能を果たします。取引関係が持続的な関係にある場合，プリンシパルはエージェントの行動を変更させるため会計数値を利用してコントロールし，モニタリングという監視行動を行います。会計情報は事後決定の契約関係をモニタリングする装置として機能します。ただし，エージェンシー理論が仮定する企業は法人ではなく，経営者を中心にした契約の束（nexus of contracts）というチームの性質をもちます。

初期のエージェンシー理論は，双方の効用関数がパレート最適となるエージェントの報酬が存在

するか否かという問題を追究しました。エージェントは同意された報酬表のもとで期待効用を最大化し，報酬表の解はプリンシパルがエージェントの選好に関して完全情報を保有していると仮定されます。プリンシパルは，エージェントの行動を観察できる最善解が仮定されます。また不完全情報の仮定では，プリンシパルがエージェントの行動を正しく観察できない情報の非対称性の問題が生まれます。経営者の自制行動をボンディング（bonding）といいます。モニタリングとボンディングは，エージェンシー関係の効率性を高めますが，そのシステムを創造し維持する新たなコストが発生します。現実にはモニタリングもボンディングも完璧ではなく残余のロスが残ります。モニタリング・コスト，ボンディング・コスト，残余ロスを総和したものがエージェンシー・コストです。現代会計はこのエージェンシー・コストをいかに削減するかを課題とします。

③　会計言語研究

現代会計はビジネス言語として機能しています。それは以前にも増して重要な言語として機能していますが，必ずしもコミュニケーション手段として成功してきたとは言えません。その失敗の要因は，会計言語が中立的なものではなく，ロビー活動によって左右される点にあります。米国では90年代後半のS&L（住宅貯蓄組合）の相次ぐ倒産，エンロンやワールドコム粉飾事件，2008年9月のリーマン・ショックは，会計の虚偽や誤導に関係しました。こうした事態に対して，会計基準設定者は財務報告の目的を，意思決定有用性という意味の同意を取り付けることによって，会計が表現するリアリティの問題を巧みに回避してきました。その結果，現代会計の信頼性は揺らいでいます。例えば，Baruch Lev & Feng Gu, 2106 *The End of Accounting and the Path Forward for Investors and Managers*, Wily pp. 31-33. によると，投資家に対する会社の財務情報の目的適合性に関する回帰分析（Regression analysis）の研究では，会計による報告利益（net income）と帳簿価格（book value）あるいは純資産（equity）の情報が企業の時価総額に及ぼす影響（因果関係）の決定係数 R^2 は，1950年の90％から，2013年には50％に低下したことを明らかにしています。こうした状況において，会計研究者や実務家は会社報告書の真実とは何か，会計基準設定者は会計と監査の役割はいかにあるべきかを再考する必要があります。

こうした現代会計機能に目を向けると，会計方法の言語分析アプローチの必要性が問われます。私は日本会計研究学会第59回全国大会（2000年9月21日）の論文「会計情報の言語分析とその意義」のレジュメの「はじめに」で「現代会計が対外コミュニケーションにおいて，エンティティのリアリティのどの部分を表現し，何を表現しないできたのか，何を表現でき，何が表現できないのかという言語機能を論証する。より具体的には，現代会計が，エンティティの経済的あるいは社会的リアリティの断片を写像するだけでなく，会計という社会的仕組みをスクリーンとして利用し，バーチャル・リアリティを実在化させる言語機能がある点を明らかにする」と問題提起し，「現代会計の言語機能は，将来発生する経済事象やリスクを，会計言語というスクリーンに映し出して，それを有用な情報として開示する点にある。それは，企業経営をより透明なものにすると同時に，現代のビジネス社会を支配する道具としても利用される。したがって，会計は，私的レベルのビジネス言語として理解するだけでは不十分で，社会的レベルの合意に基づいて形成された社会言語として解釈される必要がある」（「会計情報の言語分析とその意義」『會計』2001年1月号参考）と論じました。

鈴木義夫・千葉修身著『会計研究入門』(2015 年）によれば，会計は取引（事象）を会計言語によって識別し，あるモノと他のモノと差別化する機能を発揮し，さらに差別化された取引に貨幣数値を付して同質化する機能を発揮します。こうした社会的・制度的視点に立つ会計（用語と貨幣数値）と経済的実態（リアリティ）との関係における会計原則，国際会計基準や米国会計基準の基礎にある言語哲学（ウィトゲンシュタインの「論理哲学論考」）を「写像理論」(picture theory）といいます。それは会計言語が経済的実態を忠実に表現する「一対一の対応関係」があると仮定します。写像理論を広く受け入れる理由は，会計利益に対する配当額決定や所得に対する税額を社会的に合意しうるためです。それに対して，フィクティヴな世界をあたかも現実の世界であるかのように創り出す言語哲学（ソシュールの言語ゲーム論）に基づく機能を記号機能論（symbol functioning theory）と言及します。会計文書は経済的実態ではなく，幻想あるいは仮想現実であり「真実の価値」ではなく「指示対象」をもたない表面的な記号表現であると指摘します。2018 年 1 月 9 日付の日本経済新聞朝刊・春秋によると，フランスの哲学者ロラン・バルトが日本の文化について語った「象徴の帝国」において，歌舞伎という大衆芸能は何かを再現するのではなく，人々の営みの象徴（記号）ではないか，と読み解くという記号機能論に類似した指摘があります。

こうした一連の現代会計に関する問題意識から 2002 年 10 月 25 日，博士論文「現代会計の基礎研究 ── 会計言語の機能分析を中心にして ──」を提出し，明治大学から商学博士（論文）を授与されました。

6　おわりに

最後になりましたが，ドクターファーター鈴木義夫先生（明治大学名誉教授)，嶋和重先生，黄清渓先生，高橋敏夫先生，小原博先生をはじめとする拓殖大学の諸先輩と同僚の先生方，日本会計研究学会の諸先生，米国，カナダ，ポーランド，ドイツ，英国等でご活躍の諸先生，グローバル会計研究会の皆様とりわけ鈴木一道先生，種田勝正先生，金井正先生，佐藤利光先生，鶴　日出郎先生，長吉眞一先生，森　久先生には公私にわたり大変お世話になりました。

私は，これまで企業と投資家の視点から会計の言語機能に注目してきましたが，これからは言語機能のみならず「働く人の会計」という視点から会計研究に取り組みたいと思います。

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 17-28

〈論　文〉

実数値と収益性比率からみた東芝不正会計

森　　久

要　約

本稿は，株式会社東芝の 2009 年 3 月末決算から 2014 年 3 月末決算の 6 期間にわたる不正会計について，記述的調査により二つの課題に取り組んだ。
第一の課題は，調査の対象範囲を限定したうえで，有価証券報告書の訂正前と訂正後の両方について収益性分析のための実数値を把握することであった。この過程において，訂正前のいくつかの有価証券報告書においては，ある年度の貸借対照表と損益計算書の前年度の値が，前年度の当年度数値と異なっていることも判明した。
第二の課題は，ROA と ROE，およびそれらの四つの分解要素を取り上げ，訂正前後での変化を明らかにすることであった。調査の結果，不正会計による ROA の変化は，ほぼ ROA 用売上高利益率に起因するものであった。また ROE については，総資産回転率と財務レバレッジは不正会計によるＲＯＥの変化とは関連せず，ROE の変化はほぼ ROE 用売上高利益率の変化によるものであった。以上の結果，ROA と ROE が不正会計により変化させられた原因については，少なくとも財務分析の観点からすると，売上高利益率すなわち損益計算書の分析が重要となることが判明した。

キーワード：東芝，不正会計，実数値，収益性，財務分析

1. はじめに

株式会社東芝（以下では，東芝という）の不正会計に関しては，すでに多くの著書，論文，記事などが発表されている。しかし，財務分析の視点から取り上げているのは井端和男先生だけと思われる〔井端（2016a），（2016b），（2016c）〕。本稿は，社会的に注目されている東芝の不正会計について，実数値と収益性比率の両方から記述的に調査することを目的としている。

2008 年にいわゆるリーマンショックが起こり，パソコン，テレビ，半導体にたいする需要が世界的に激減した〔小笠原（2016），42 ページ〕。東芝の有価証券報告書の訂正報告書において財務諸表が訂正されたのは，2009 年 3 月末決算から 2014 年 3 月末決算にかけてである。

当時，社長を務めていたのは西田厚聰氏（社長を務めたのは 2005 年 6 月～2009 年 6 月）〔小笠原（2016），37 ページ〕であった。本稿執筆時点（2017 年 8 月）では，ある新聞では，経済環境の激変にたいして本来は構造改革により対応すべきところを，同氏が経団連会長に意欲を示し，業績向上にこだわったこと，業績不振隠蔽のためにチャレンジと称して無理な改善を要求したことが，不正会計の温床となったと報道されている〔万福（2017），第 10 面〕。

西田氏の後任の社長となったのは佐々木則夫氏（社長を務めたのは 2009 年 6 月～2013 年 6 月）

〔小笠原（2016），37 ページ〕であり，西田氏は会長に就任する。佐々木氏は西田氏が「手を染めたチャレンジという悪習を引き継ぎ，さらに圧力を強めて」いったという〔小笠原（2016），46 ページ〕。さらに，西田氏による佐々木氏外し〔小笠原（2016），52 ページ〕としての田中久雄氏の社長就任（社長を務めたのは 2013 年 6 月～2015 年 7 月）〔小笠原（2016），37 ページ〕があり，田中氏も前任者と同様に「厳しい口調で部下に圧力をかけ続けた」という〔小笠原（2016），55 ページ〕。そして，2015 年 4 月に不正会計が発覚し，5 月に第三者委員会が設置された〔小笠原（2016），17 ページ〕。

その後，2016 年 3 月に子会社「東芝メディカルシステムズ」をキヤノンへ 6,655 億円（売却益は 3,800 億円）で売却し，その 2016 年 3 月末決算でウエスチングハウスののれんについて 2,476 億円の減損損失を計上した〔小笠原（2016），292-293 ページ〕。そして現在，近著では，東芝は解体準備を始めていると評されている〔松崎（2017），248-249 ページ〕。

本稿の目的は，東芝の不正会計について，その責任の所在を明らかにしたり，経営的視点から論評したりすることではない。筆者には，その知識も能力もない。本稿では，うえで略述した流れのなかで発表された有価証券報告書における連結損益計算書と連結貸借対照表の数値を改めて見直すとともに，財務比率を算出し，有価証券報告書の訂正報告書と訂正前の報告書（以下では，訂正前の有価証券報告書を訂正前報告書あるいは訂正前，有価証券報告書の訂正報告書を訂正報告書あるいは訂正後ということがある）との間でどの程度の差異が存在しているのかを調査する。一定の結論を導き出すことも意図していず，実数値と財務比率を記述的に調査するだけである。ただ，そうした調査も不正会計[1)] に関する論評のさいには，一定の役割を果たしうるであろうし，そこに本稿の若干の意義がある。

第 2 節においては，本稿の調査を 6 年間の有価証券報告書による収益性分析に限定することを述べたうえで，そのための財務比率を算出するための実数値について説明する。そして訂正前と訂正後の実数値を明らかにする。ただ同時に，訂正前の貸借対照表と損益計算書の当年度の数値が，次年度の前年度数値と異なる場合があることも示すことにする。第 3 節においては，資本利益率とその分解要素について，訂正前と訂正後での違いを明らかにする。資本利益率としては ROA（総資産当期純利益率）と ROE（自己資本当期純利益率）を取り上げて算出，分析するとともに，それらの分解要素である四つの財務比率を算出，分析する。第 4 節は，「むすび」として，要約と簡単なコメントを述べることにする。

2. 6 年間の実数値

本節においては，調査の対象範囲を明らかにしたうえで，その期間の訂正前と訂正後の実数値を示すことにする。またその過程において，通常はほとんど存在しないと思われるが，ある年度の当年度数値と，次年度の前年度数値とが異なっている場合もあることを指摘する。

東芝の有価証券報告書の訂正報告書が出されたのは，第 171 期（2010 年 3 月末決算）から第 175 期（2014 年 3 月末決算）についてである。そして，第 171 期の訂正報告書には，前年度の第 170 期（2009 年 3 月末決算）の訂正後財務諸表の数値が，訂正箇所を明示するかたちで示されている。そこから第 170 期（2009 年 3 月末決算）の訂正後の連結損益計算書と連結貸借対照表の数値を採

録することができる。

それでは，第170期（2009年3月末決算）の訂正前の数値はどこから採録すべきであろうか。第170期については修正報告書は作成されていないので，第170期の当年度分を2009年3月末決算の訂正前数値とすることが考えられる。

ところが，第171期（2010年3月末決算）以降の有価証券報告書（訂正前も訂正後も）における連結損益計算書と連結貸借対照表との形式は，第170期（2009年3月末決算）とは異なる。そこで，第170期（2009年3月末決算）の訂正前数値は，第171期訂正前報告書の前年度数値から採録することにする。それにより，第170期（2009年3月末決算）については訂正報告書が出されていないが，第171期（2010年3月末決算）の訂正前報告書と訂正後報告書とのいずれも前年度数値から，第170期の訂正前と訂正後の数値を入手することができる。

以上の結果，本稿における調査は，第170期（2009年3月末決算）から第175期（2014年3月末決算）を分析範囲とする。

本稿では，調査対象を収益性分析のうち資本利益率とその分解要素だけに限定することにする。資本利益率としてはROA（総資産当期純利益率）とROE（自己資本当期純利益率）を取り上げる。分解要素は次節で示すように，2種類の売上高利益率，総資産回転率，財務レバレッジである。本節ではそれら諸比率を算出するための実数値を示す。またそれら諸比率の分析において本稿で取り上げるか否かに関係なく，売上総利益を初めとする五つの利益についても示すことにする。

図表1は，本稿において収益性を分析するための実数値である。ただし，資産合計と自己資本はROAとROEを算出するためのものであるので，いずれも期首期末平均の値である。

以下においては，図表1の実数値について説明していく。

「営業利益」は，連結損益計算書においては示されていない。そこで，「Ⅰ　1. 売上高」から「Ⅱ　1. 売上原価」と「Ⅱ　2. 販売費及び一般管理費」を控除して算出した。

図表1では，表現を簡略化している。「継続事業利益」とは連結損益計算書の「Ⅲ　継続事業からの税金等調整前当期純利益」である。また「非支配前利益」とは，連結損益計算書の「Ⅶ　非支配持分控除前当期純利益」である[2)]。「継続事業利益」と「非支配前利益」の間にあるのは，「Ⅳ　法人税等」「Ⅴ　継続事業からの非支配持分控除前当期純利益（△損失）」「Ⅵ　非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）」であり，実質的には税金と非継続事業の損失である。

「当社株主純利益」は「Ⅸ　当社株主に帰属する当期純利益（△損失）」である。「日支配前利益」との間にあるのは，「Ⅷ　非支配株主持分に帰属する当期純損益（控除）」だけである。

本稿の分析対象は第170期（2009年3月末決算）から第175期（2014年3月末決算）までであり，第170期の訂正前と訂正後の数値は，第171期（2010年3月末決算）の訂正前報告書と訂正後報告書のいずれも前年度数値から採録することはすでに述べた。

それでは，第171期（2010年3月末決算）以降の訂正前報告書については，当該年度の連結損益計算書数値をそのまま用いることができるかというとそうではない。ある期の当該年度数値と翌期の前年度数値は当然，一致しなければならないはずであるが，第171期，第173期（2012年3月末決算），第174期（2013年3月末決算）のその年度の連結損益計算書数値と翌期の前年度数値が異なるのである。

第171期（2010年3月末決算）の訂正前報告書のその年度の連結損益計算書の「Ⅰ　売上高及び

図表１　収益性分析のための実数値

（単位：百万円）

	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3
売上高（訂正前）	6,654,518	6,291,208	6,398,505	6,100,262	5,726,986	6,502,543
同　（訂正後）	6,373,020	6,137,689	6,263,990	5,996,414	5,722,248	6,489,702
売上原価（訂正前）	5,366,087	4,852,002	4,897,547	4,633,197	4,313,956	4,854,349
同　（訂正後）	5,185,997	4,760,217	4,771,797	4,628,451	4,413,476	4,865,787
売上総利益（訂正前）	1,288,431	1,439,206	1,500,958	1,467,065	1,413,030	1,648,194
同　（訂正後）	1,187,023	1,377,472	1,492,193	1,367,963	1,308,772	1,623,915
販管費（訂正前）	1,538,617	1,313,958	1,260,685	1,262,402	1,215,289	1,357,430
同　（訂正後）	1,496,214	1,305,684	1,247,661	1,253,061	1,216,719	1,366,789
営業利益（訂正前）	－250,186	125,248	240,273	204,663	197,741	290,764
同　（訂正後）	－309,191	71,788	244,532	114,902	92,053	257,126
継続事業利益（前）	－279,252	34,413	195,549	145,579	159,629	180,938
同　（訂正後）	－336,059	－14,342	201,785	61,427	74,926	182,336
非支配前利益（前）	－347,354	－5,293	146,646	80,061	95,331	69,618
同　（訂正後）	－403,061	－40,069	166,485	11,826	31,587	75,270
当社株主利益（前）	－343,559	－19,743	137,845	70,754	77,366	50,826
同　（訂正後）	－398,878	－53,943	158,326	3,194	13,425	60,240
資産合計（訂正前）	5,694,431	5,452,199	5,415,246	5,566,028	5,926,370	6,170,813
同　（訂正後）	5,685,460	5,449,498	5,407,529	5,512,204	5,847,334	6,097,061
自己資本（訂正前）	734,806	622,401	832,787	865,800	948,875	1,131,667
同　（訂正後）	703,718	545,550	749,895	756,262	771,624	925,887

その他の収益」から「Ⅵ 非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）」までの値が，第 172 期（2011 年 3 月末決算）のそれらの前年度数値とは異なっている。そこで本稿では，2010 年 3 月末決算の数値としては，第 172 期訂正前報告書の前年度数値を作用することにする。

東芝は米国会計基準を用いている。第 171 期以降の連結損益計算書の各区分は次の通りである。

Ⅰ　売上高及びその他の収益

Ⅱ　売上原価及び費用

Ⅲ　継続事業からの税金等調整前当期純利益

Ⅳ　法人税等

Ⅴ　継続事業からの非支配持分控除前当期純利益（△損失）

Ⅵ　非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）

Ⅶ　非支配持分控除前当期純利益（△損失）

Ⅷ　非支配持分に帰属する当期純損益（控除）

Ⅸ　当社株主に帰属する当期純利益（△損失）

以下では，表現を簡単にするために「Ⅰ」「Ⅵ」などと示すことにする。

第 172 期（2011 年 3 月末決算）の訂正前報告書のその年度の連結損益計算書は，第 173 期（2012 年 3 月末決算）訂正前報告書の前年度数値と一致しているので，問題はない。

しかし，第 173 期（2012 年 3 月末決算）訂正前報告書のその年度の連結損益計算書と第 174 期（2013 年 3 月末決算）訂正前報告書のそれとでは，「Ⅰ」と「Ⅵ」が一致するだけである。そこで，

2012 年 3 月末決算の連結損益計算書数値としては，第 174 期訂正前報告書の前年度数値を採用することにする。

さらに，第 174 期（2013 年 3 月末決算）訂正前報告書の連結損益計算書の数値は，第 175 期（2014 年 3 月末決算）訂正前報告書とは「Ⅰ」から「Ⅸ」のすべてで異なっている。仕方がないので，2013 年 3 月末決算についても第 175 期訂正前報告書の前年度数値を用いることにする。

2014 年 3 月末決算の訂正前数値については，第 175 期（2014 年 3 月末決算）訂正前報告書の当該年度分しか存在しない。第 176 期（2015 年 3 月末決算）の有価証券報告書は不正会計が明らかになって以降に発表されたものであり，当然のことながら前年度分は訂正後のものである。

図表 1 の「資産合計」と「自己資本」は期首期末平均である。桜井（2015）によれば，総資本事業利益率の「分子の利益が 1 期間を通じて得られるフローの項目であることに対応させて，分母も 1 期間中の平均値を用いることにより，分母と分子の数字の性質を整合させる」のであって，「連結財務諸表を用いる場合には，連結子会社の増減により，期中に総資本額が大きく変化するケースもある」ので，著書においては期首期末平均を採用しているという〔桜井（2015），163-164 ページ〕。本稿においてはこのような認識に従い，「資産合計」と「自己資本」について期首期末平均とする。

すでに述べたように，2009 年 3 月末決算の訂正前と訂正後の連結損益計算書数値は，第 171 期（2010 年 3 月末決算）訂正前報告書，訂正後報告書のそれぞれの前年度数値として入手した。

しかし ROA と ROE については，分母を期首期末平均で計算するためには，前年度末の連結貸借対照表の数値が必要である。そのさい問題となるのは，2009 年 3 月末決算について訂正前と訂正後の ROA と ROE を計算しようとすると，厳密には 2008 年 3 月末決算の訂正前と訂正後の連結貸借対照表の数値が必要となる。

訂正報告書が作成されたのは第 171 期（2010 年 3 月末決算）から第 175 期（2014 年 3 月末決算）についてである。したがって，2008 年 3 月末決算の数値については訂正前，訂正後という考え方を適用できない。訂正前も訂正後も存在せず，あるのは第 169 期（2008 年 3 月末決算）有価証券報告書の連結貸借対照表の数値だけである[3)]。そこで，第 170 期（2009 年 3 月末決算）の訂正前と訂正後の ROA，ROE，財務レバレッジを算出するときには，第 169 期（2008 年 3 月末決算）の当該年度の連結貸借対照表の金額を第 170 期の期首の金額として用いることにする。

ROA の分母は資産合計の期首期末平均である。そのためには，当該年度の資産合計と前年度の資産合計の数値が必要である。当然のことながら，当該年度有価証券報告書の資産合計の値が次年度有価証券報告書の前年度の値として示されなければならない。ところが，そこに齟齬の見られる年度がある。

第 173 期（2012 年 3 月末決算）の訂正前報告書におけるその年度の資産合計は 5,731,246（百万円）であるのに対して，第 174 期訂正前報告書における前年度（2012 年 3 月末決算）の資産合計は 5,752,737（百万円）である。そこで本調査では，2012 年 3 月末決算の資産合計は，第 174 期訂正前報告書の前年度数値とする。

また，第 174 期（2013 年 3 月末決算）訂正前報告書における資産合計は 6,106,732（百万円）であるのに対して，第 175 期（2014 年 3 月末決算）訂正前報告書の前年度（2013 年 3 月末決算）の資産合計は 6,100,002（百万円）である。そこで 2013 年 3 月末決算についても，第 175 期の前年度

数値を採用し，資産合計は 6,100,002（百万円）とする。

以上の結果，2008 年 3 月末から 2014 年 3 月末の訂正前と訂正後の資産合計は，図表 2 の通りとなる。図表 1 の資産合計は，この期首期末平均を示したものである。なお，図表 1 における 2009 年 3 月末決算の資産合計額平均値は，2008 年 3 月末の資産合計額 5,935,637（百万円）と 2009 年 3 月の資産合計額 5,435,282（百万円）の平均値である。

図表 2　訂正前と訂正後の資産合計額

（単位：百万円）

	訂正前	訂正後
2009 年 3 月末	5,453,225	5,435,282
2010 年 3 月末	5,451,173	5,463,714
2011 年 3 月末	5,379,319	5,351,343
2012 年 3 月末	5,752,737	5,673,064
2013 年 3 月末	6,100,002	6,021,603
2014 年 3 月末	6,241,623	6,172,519

ROE の分母は自己資本である。自己資本については，第 169 期（2008 年 3 月末決算）と第 170 期（2009 年 3 月末決算）の連結貸借対照表では「資本合計」の値を，第 171 期（2010 年 3 月末決算）以降の連結貸借対照表では，「株主資本合計」の値を用いる[4)]。

資産合計と同様に，自己資本の当該年度数値が次期の前年度数値と異なる場合がある。第 173 期（2012 年 3 月末決算）の訂正前有価証券報告書における 2012 年 3 月末決算の株主資本合計は 867,268（百万円）である。これに対して，第 174 期（2013 年 3 月末決算）訂正前有価証券報告書の 2012 年 3 月末決算の株主資本合計は 863,481（百万円）である。本調査では，この 863,481（百万円）を 2012 年 3 月末決算の自己資本の値とする。

また，第 174 期（2013 年 3 月末決算）訂正前有価証券報告書の 2013 年 3 月末決算における株主資本合計が 1,034,456（百万円）であるのに対して，第 175 期（2014 年 3 月末決算）訂正前有価証券報告書の 2013 年 3 月末決算の株主資本合計は 1,034,268（百万円）である。本調査では，2013 年 3 月末決算の自己資本は 1,034,268（百万円）とする。

自己資本の訂正前の値は，次の通りとなる。この期首期末平均が図表 1 の自己資本の値である。なお，図表 1 における 2009 年 3 月末決算の自己資本平均値は，2008 年 3 月末の自己資本額 1,022,265（百万円）と 2009 年 3 月の自己資本額 385,170（百万円）の平均値である。

図表 3　訂正前と訂正後の自己資本額

（単位：百万円）

	訂正前	訂正後
2009 年 3 月末	447,346	385,170
2010 年 3 月末	797,455	705,930
2011 年 3 月末	868,119	793,860
2012 年 3 月末	863,481	718,664
2013 年 3 月末	1,034,268	824,584
2014 年 3 月末	1,229,066	1,027,189

3. 資本利益率とその分解要素

本節では，ROA（総資産当期純利益率），ROE（自己資本当期純利益率）およびそれらの分解要素を算出し，分析することにする。

ROA と ROE は，次のように分解することができる。また本稿では，分数式の下に示した表現でそれぞれの比率を表すことにする。この結果，取り上げる比率は，ROA，ROE，ROA 用売上高利益率，ROE 用売上高利益率，総資産回転率，財務レバレッジの 6 種類となる。

ROA（総資産当期純利益率）

$$\frac{\text{Ⅶ　非支配前利益}}{\text{資産合計}} = \frac{\text{Ⅶ　非支配前利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{資産合計}}$$

ROA ＝ ROA 用売上高利益率×総資産回転率

ROE（自己資本当期純利益率）

$$\frac{\text{Ⅸ　当社株主利益}}{\text{自己資本}} = \frac{\text{Ⅸ　当社株主利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{資産合計}} \times \frac{\text{資産合計}}{\text{自己資本}}$$

ROE ＝ ROE 用売上高利益率×総資産回転率×財務レバレッジ

6 種類の財務比率を図表 1 の数値により計算した結果が，図表 4 である。以下では，それぞれの比率について，訂正前と訂正後の差違をみていく。

図表 4　資本利益率とその分解要素

（単位：総資産回転率のみ回で，他は％）

	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3
ROA（訂正前）	−6.10	−0.10	2.71	1.44	1.61	1.13
同　（訂正後）	−7.09	−0.74	3.08	0.21	0.54	1.23
ROE（訂正前）	−46.76	−3.17	16.55	8.17	8.15	4.49
同　（訂正後）	−56.68	−9.89	21.11	0.42	1.74	6.51
ROA 用売上高利益率（訂正前）	−5.22	−0.08	2.29	1.31	1.66	1.07
同　（訂正後）	−6.32	−0.65	2.66	0.20	0.55	1.16
ROE 用売上高利益率（訂正前）	−5.16	−0.31	2.15	1.16	1.35	0.78
同　（訂正後）	−6.26	−0.88	2.53	0.05	0.23	0.93
総資産回転率（訂正前）	1.17	1.15	1.18	1.10	0.97	1.05
同　（訂正後）	1.12	1.13	1.16	1.09	0.98	1.06
財務レバレッジ（訂正前）	774.96	876.00	650.26	642.88	624.57	545.29
同　（訂正後）	807.92	998.90	721.10	728.87	757.80	658.51

最初に，ROA を取り上げる。ROA の分子としては，「売上総利益」から「当社株主利益」までの利益のうち，「非支配前利益」（Ⅶ　非支配持分控除前当期純利益△損失）を用いる。ROA は全体としての収益性を把握しようとする指標であり，分母の資産合計は他人資本持分の相当額ばかりでなく，非支配株主持分の相当額を含むものである。そこで分子は，非支配持分控除前の利益とする[5)]。なお前節で述べた通り，資産合計は期首期末平均の値である。

ROA の推移を図で示すと，図表 5 のようになる。図表 4 に示されているように，2009 年 3 月末決算，2010 年 3 月末決算，2012 年 3 月末決算，2013 年 3 月末決算については訂正後にそれぞれ 0.99%，0.64%，1.23%，1.07%下がっているが，2011 年 3 月末決算と 2014 年 3 月末は逆にそれぞれ 0.37%，0.10%上がっている。

なお，以下においては，3 月末決算と示すことはせず，たとえば 2009 年 3 月末決算については単に 2009 年と表記することにする。

図表 5　ROA（総資産当期純利益率）の推移

（単位：%）

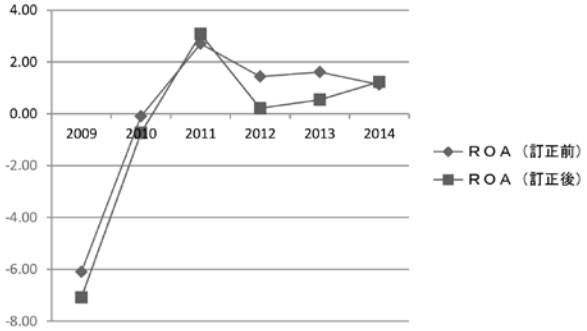

すでに示したように，ROA は ROA 用売上高利益率と総資産回転率に分解される。そこで ROA 用売上高利益率の推移を示すと，図表 6 のようになる。図表 5 と図表 6 を比較してみると，驚くほど類似している[6)]。

ROA と ROA 用売上高利益率がきわめて近接しているということは，ROA の視点からみれば，ほぼ ROA 用売上高利益率にかかわる不正会計によって ROA が変えられたということになる。

図表 6　ROA 用売上高利益率の推移

（単位：%）

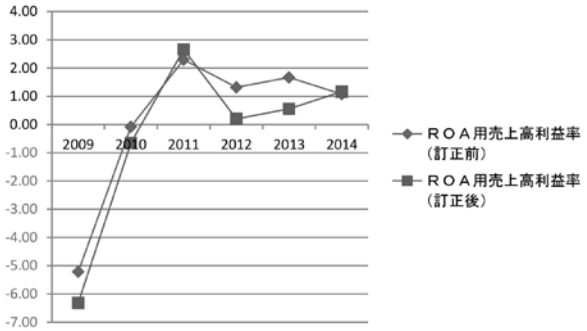

ROA 用売上高利益率の影響の強さについては，ROA のもう一つの分解要素である総資産回転率をみると明らかである。図表 4 に示されているように，訂正によって変化したのは絶対値でみて最

大でも 2009 年の△ 0.05 回であり，2010 年と 2011 年は△ 0.02 回，2012 年は△ 0.01 回，2013 年と 2014 年は 0.01 回という水準である。不正会計は，少なくとも資本回転率を上げて ROA を高めることにはなっていないと言える。

本稿では，ROA と並ぶ資本利益率として ROE を取り上げる。ROE の分子としては，当社株主利益（Ⅸ　当社株主に帰属する当期純利益（△損失））を用いる。非支配前利益から「Ⅷ　非支配株主持分に帰属する当期純損益（控除）」を控除した結果である。ROE は「企業は株主のものであるという立場に立った株主の投下資本に対する収益性」〔青木（2016），182 ページ〕であり，非支配前利益から非支配株主持分利益を控除した残額を用いることが適当である。

そこで本稿では，すでに本節の最初で示したように，ROE およびその分解要素を計算する。なおすでに述べた通り，資産合計と自己資本は期首期末平均した結果である。また，ROE の分子として採用する売上高利益率は ROA のそれとは異なるので，ROE の分解要素としての売上高利益率は，ROE 用売上高利益率と表記する。

図表 7 は，ROE の推移を示したものである。ROA と同様に，2009 年，2010 年，2012 年，2013 年は訂正前より訂正後のほうが低いが，2011 年と 2014 年は逆に高くなっている。また，図表 5 の ROA の推移と比較してみると，両者がきわめて似た推移を示していることが分かる。

図表 7　ROE（自己資本当期純利益率）の推移

（単位：%）

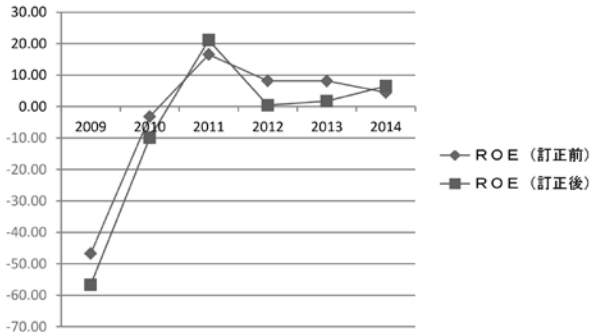

以下では，ROE の三つの分解要素についてみていく。第一の分解要素として，ROE 用売上高利益率を取り上げる。図表 8 は，ROE 用売上高利益率の推移を示したものである。

図表 8　ROE 用売上高利益率の推移

（単位：%）

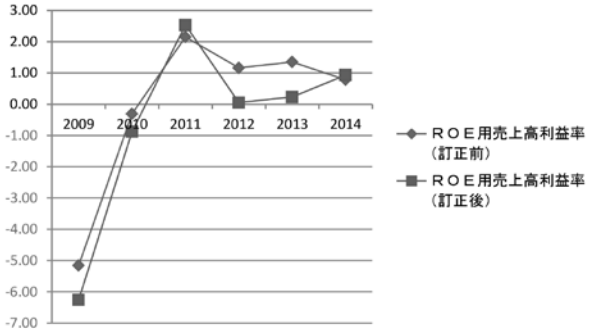

図表 8 と図表 7 を比較してみると，きわめて類似した動きを示している。本稿では ROE を三つ

の比率に分解するが，総資産回転率と財務レバレッジについては不正会計の年度変化はあまり存在せず，ほぼ一貫したものとなっている。したがって，不正会計の結果としてROEが実際よりも高くなったり低くなったりするが，それはほぼROE用売上高利益率が原因となっている。この点は，ROAとROA用売上高利益率との関係と同じである[7)]。

総資産回転率については，すでに取り上げた。図表4に示されているが，2009年こそ不正会計により0.05回高められているが，他の年度は高低いずれにせよ0.01回か0.02回という水準である。不正会計で資産額に影響が出ているとはいえ，ROAやROEに影響を与えているとはいえない。

最後に財務レバレッジについてみてみると，不正会計が行われた結果，一貫して低くなっている。ただ紙幅の関係で図は示さないが，財務レバレッジの訂正前後での変化がROEの訂正前後での変化をもたらしているようには思われない。財務レバレッジの変化についての分析は，別の機会とする。

5. むすび

本稿は，記述的に調査することにより，二つの課題に取り組んだ。

第一の課題は，調査の対象範囲を明らかにしたうえで，訂正前と訂正後の両方について収益性分析のための実数値を把握することであった。第2節ではまず，調査対象は訂正前と訂正後の実数値を把握できる2009年3月末決算から2014年3月末決算の6期間とされた。訂正前と訂正後の貸借対照表と損益計算書から採録された結果が，図表1である。また，実数値を把握する過程において，訂正前のいくつかの有価証券報告書においては，ある年度の貸借対照表と損益計算書の前年度の値が，前年度の当年度数値と異なっていることが明らかにされた。通常はあってはならないことであり，混乱した状況が推察されるのである。

第二の課題は，ROAとROE，およびそれらの四つの分解要素を取り上げ，訂正前後での変化を明らかにすることであった。

そこで第3節ではまず，ROAとその二つの分解要素であるROA用売上高利益率と総資産回転率が不正会計によりどのように変化されられたかを明らかにした。調査の結果，不正会計によるROAの変化は，ほぼROA用売上高利益率によるものであることが判明した。

次に，ROEを取り上げて不正会計の影響を把握するとともに，ROEの三つの分解要素についても調査した。その結果，総資産回転率と財務レバレッジについては，不正会計によるROEの変化とは関連せず，ROEの変化はほぼROE用売上高利益率の変化に起因するものであることが判明した。

ROAとROEが不正会計により変化させられた原因については，少なくとも財務分析の観点からすると，売上高利益率すなわち損益計算書の分析が重要となる。東芝不正会計を売上高利益率の観点から分析することは，別稿を予定しているので，本稿ではその必要性を指摘するに止める。ただし，財務分析によって不正会計を発見することは不可能であると思われる。井端和男先生は次のように述べている。「損益計算書の動きは東芝での出来事や景気動向などに符号しており，大規模な会計不正の存在などを推測することは困難である」〔井端（2016b），21ページ〕。

本稿では，収益性分析のための実数値を把握する過程において，混乱した状況を推測せざるをえ

なかった。また，不正会計によりROAとROEが変化させられたが，それが売上高利益率に起因するものであることも判明した。しかし，損益計算書を分析しても会計不正を明らかにすることは困難であるという。「規模に比べて大きな金額でなければ財務分析から不正会計を見抜くことは困難」〔井端（2016b），21ページ〕なのである。

東芝による不正会計は，いったい何のためであったのだろうか[8)]。東芝不正会計は財務分析的にはほとんど意味をもっていない。本稿は，記述的調査によりそのことの一端を明らかにした。「コンプレックスが経営者の焦りを生み，……経営者の思慮の足りない言動が高すぎる代償となって東芝全社にのしかかってきた」〔井端（2016b），27ページ〕結果は，周知の通りである。財務分析的には意味がない不正会計の罪の大きさについて，関係者は当然のことながら，われわれ財務分析研究者も改めて強く認識すべきである。

《注》

1） 東芝および2015年7月に公表された第三者委員会報告書においては，不適切と表現されている。この不適切という表現には「悪意のないミステイク」というニュアンスがあり〔大西（2017），113-114ページ〕，「必ずしも不正ではないという意味が込められている言葉」であるという〔松崎（2017），24ページ〕。また粉飾という表現は，おそらく東京地検特捜部が告発を受理したのであれば現在広く用いられていたのであろうが（筆者…森），そうはならなかった〔FACTA編集部（2017），173-177ページ〕。小笠原（2016）および松崎（2017）では，タイトルでは粉飾という表現がなされていても本文では不正会計と表現されている。本稿ではそれらに従い，不正会計という表現を採用する。なお一般的には，粉飾決算は「利益を過大または過小に表示すること」であり，ときに利益の過大表示を粉飾，過小表示を逆粉飾とよぶことがある〔青木　（2016），240ページ〕と理解されている。

2） 第170期（2009年3月末決算）報告書（訂正前のものしか存在しない）の連結損益計算書の形式は，第171期以降のもの（訂正前も訂正後も）と異なっており，第170期報告書では「Ⅶ　非支配持分控除前当期純利益」が示されていない。したがって本文で述べているように，2009年3月末決算の訂正前の「非支配持分控除前当期純利益」は，第171期（2010年3月末決算）訂正前有価証券報告書の前年度分の「Ⅶ　非支配持分控除前当期純損失」△347,354としてしか把握できない。この△347,354を，第170期（2009年3月末決算）報告書の当年度分の数値を用いて計算するためには，「Ⅴ　継続事業からの少数株主損益控除前当期純利益（△損失）」△333,575に「Ⅷ　非継続事業からの当期純損失（税効果後）」△13,779を加算することになる。

3） 第169期有価証券報告書の当該年度の連結貸借対照表の数値は，第170期報告書の前年度数値と一致している。ただ，連結損益計算書については，ボトムラインの当期純利益は一致するが，形式が同じ部分についても他はほとんど異なっている。

4） 第169期（2008年3月末決算）と第170期（2009年3月末決算）の連結貸借対照表はそれ以降のものと形式が異なり，「株主資本合計」は示されていず，代わりに「資本合計」が示されている。第170期の「資本合計」は447,346（百万円）であり，第171期（2010年3月末決算）有価証券報告書の前年度分を見ると，「株主資本合計」が447,346（百万円）となっており，数値の連続性を確認することができる。

5） こうした表現をすると，他人資本持分相当額の資産の成果も反映すべきとなり，結局，事業利益（＝営業利益＋受取利息・受取配当金）を分子とする総資産事業利益率や，利払前経常利益（＝経常利益＋支払利息）を分子とする総資産利払前経常利益率の採用が望ましいということになる。本稿は有価証券報告書の訂正前後での差違の調査を目的としているので，こうした厳密性は図らないことにする。なお，それら比率の説明については，青木（2016），176-178ページを参照のこと。

6） 訂正後に低下した程度（＝訂正後－訂正前）を試みに計算してみると，次のようになる。

（単位：%）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ROA	△0.99	△0.64	0.37	△1.23	△1.07	0.10
売上高利益率	△1.10	△0.57	0.37	△1.11	△1.11	0.09

7） 不正会計によりROA用売上高利益率とROE用売上高利益率がうけた影響はほぼ同じであり，それは図表6と図表8を比較すると明らかである。ROA用売上高利益率とROE用売上高利益率について，訂正後に低下した程度（＝訂正後－訂正後）を試みに計算してみると，次のようになる。

（単位：%）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ROA用売上高利益率	△1.10	△0.57	0.37	△1.11	△1.11	0.19
ROE用売上高利益率	△1.10	△0.57	0.38	△1.11	△1.12	0.15

ROAの分子は「Ⅶ　非支配持分控除前当期純利益△損失」であり，ROEの分子は「Ⅸ　当社株主に帰属する当期純利益△損失」である。両者の間に存在するのは，「Ⅷ　非支配持分に帰属する当期純損益(控除)」である。訂正後の非支配持分比率は次の通りである。

（単位：%）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
訂正前非支配持分比率	5.7	6.1	5.8	6.4	6.2	6.2
訂正後非支配持分比率	5.7	6.0	5.8	6.4	6.3	6.8

訂正前第173期有価証券報告書の2012年3月末決算の非支配持分は369,254（百万円），非支配持分比率は6.5%であるが，訂正前第174期報告書の2012年3月末決算の非支配持分は366,730（百万円）で，非支配持分比率は6.4%となっている。ここでは，後者を採用することにする。

また，訂正前第174期報告書の2013年3月末決算の非支配持分は382,066（百万円），非支配持分比率は6.3%となっているが，訂正前第175期報告書の2013年3月末決算の非支配持分は381,809（百万円），非支配持分比率は6.2%である。本稿で採用するのは後者であるが，2012年3月末決算の数値と合わせ，混乱した状況がここでも窺われる。

非支配持分比率は訂正前後であまり異なるわけではなく，非支配持分比率が不正会計により変化したとは言えない。したがって，ROA用売上高利益率とROE用売上高利益率が不正会計により変化した程度はほぼ同じになるのである。

8） この慨嘆は，井畑和男先生と同じである〔井端（2016 b），27ページ〕。

参考文献

青木茂男編著『要説 経営分析〔五訂版〕』森山書店，2016年。

井端和男「東芝の不適切会計処理 ── その実態と分析 ──」，『税経通信』第71巻第1号（2016年a1月），8-16ページ。

井端和男「東芝会計不正の総括と大企業における粉飾決算の特徴」，『金融財政事情』第67巻第13号（2016年b3月28日），21-27ページ。

井端和男「東芝会計不正事件の概要と問題点 ── 増大したリスクに対する警鐘 ──」，『會計』第189巻第5号（2016年c5月），16-27ページ。

大西康之『東芝 原子力敗戦』文藝春秋，2017年。

小笠原啓『東芝 粉飾の原点　内部告発が暴いた闇』日経BP社，2016年。

桜井久勝『財務諸表分析〔第6版〕』中央経済社，2015年。

FACTA編集部『東芝 大裏面史』文藝春秋，2017年。

松崎隆司『東芝崩壊 19万人の巨艦企業を沈めた真犯人』宝島社，2017年。

万福博之「電機名門　明暗分けたトップの覚悟」，『産経新聞』（2017年8月18日），第10面。〔万福（2017），第10面〕

（付記）本研究はJSPS科研費JP15 K03790の助成を受けたものである。

（原稿受付　2017年10月14日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 29-41

〈論　文〉

会計上の見積りの監査における監査証拠の十分性と適切性

長　吉　眞　一

要　約

会計上の見積りとは，ある項目を財務諸表に計上する場合，その項目の金額を正確に測定することができず，概算で計上することである。

経営者が財務諸表に会計上の見積りを計上する場合，計上条件が財務諸表作成時点では不確実であるため，経営者は当該項目の計上に関する別の情報を入手し，その情報に基づいて測定した見積りによらざるを得ない。その際に経営者の主観が介入し，経営者に中立性の欠如が生じる。その結果，財務諸表にＲＭＭが発生しやすくなり，これが嵩ずれば不正な財務報告となる。

こうしたことから会計上の見積りに対する監査は非常に困難な作業となるが，会計上の見積りに関する監査証拠は，個別監査手続によって直接的に財務諸表項目を検証して得られる監査証拠とは異なり，また，一般監査手続によって得られる監査証拠とも異なる。会計上の見積りに関する監査証拠は，まさに会計上の見積りの「合理性」の検証にともなうものである。それは，会計上の見積り金額の計上に関する計算式の左辺にある計算要素の合理性を立証するものであって，計算式の右辺の金額を直接的に立証するものではないのである。

こうしたことから，会計上の見積りに関する監査証拠が監査基準のいう「十分かつ適切な監査証拠」足り得るのかどうか，非常に疑問に思えるものである。

キーワード：会計上の見積り，監査証拠の十分性，監査証拠の適切性，「合理性」の検証，計算要素の合理性

目　次

第１節　はじめに
第２節　会計上の見積りの監査の特徴
第３節　３種類の監査証拠
　１．財務諸表項目の直接的立証における監査証拠
　２．財務諸表項目の間接的立証における監査証拠
　３．取引記録の監査における監査証拠
　　⑴　取引記録の監査の特徴
　　⑵　内部統制の有効性の検証
　　⑶　会計処理の妥当性の検証
第４節　会計上の見積りの監査と監査証拠との関係
　１．会計上の見積りの算出に関する計算要素の環境
　２．監査における固有の限界

3．監査証拠の十分性と適切性
(1) 監査証拠の十分性
(2) 監査証拠の適切性
4．会計上の見積りの監査における監査証拠
(1) 監査証拠の十分性と適切性との関係
(2) 会計上の見積りの監査における監査証拠の特徴
第5節　むすび

第1節　はじめに

筆者は以前「監査証拠の三面性」（長吉〔2012〕）において，監査人が監査要点を立証する際に入手する監査証拠には，監査の目的に応じて機能的に3つの側面があると主張した。すなわち，監査証拠には，財務諸表項目の監査における監査証拠，会計上の見積りの監査における監査証拠，そして取引記録の監査における監査証拠があるが，これらの3種類の監査証拠は同じく監査証拠ではあるものの，監査人が立証しようとする監査の目的によってそれぞれの機能が異なるという主張である。そして，監査証拠が有するこのような3種類の機能を「監査証拠の三面性」とよんだ。

本稿では，この監査証拠の三面性を会計上の見積りの監査という観点から見直し，新たに，財務諸表項目の直接的立証のために入手する監査証拠，財務諸表項目の間接的立証における監査証拠，そして取引記録の監査において監査人が入手する監査証拠の3分類として検討してみる。そして，その見直しの検討結果を踏まえたうえで，会計上の見積りの監査において監査人が入手する監査証拠ははたして監査基準がいう監査証拠の十分性と適切性という2つの条件を満たしたものであるかどうかについて考察する。

本稿では，以上の検討を行うために，まず第2節で会計上の見積りの監査の特徴について概括的に整理し，そのうえで第3節で新たに見直した監査証拠の三面性について検討する。そしてその結果を踏まえたうえで，第4節で会計上の見積りの監査と監査証拠の十分性および適切性との関係について検討することにする。

会計上の見積りの監査において監査人が入手する監査証拠をその十分性および適切性との関係において検討した論文や著書はなく，本稿はこの点について検討しようとするものである。

第2節　会計上の見積りの監査の特徴

今日の財務諸表には，経営者による会計上の見積り（accounting estimates）が多くふくまれている。会計上の見積りとは，ある項目を財務諸表に計上する場合，その項目の金額を正確に測定することができないため，概算すること（監基報540：A6項(1)）をいう。

ある財務諸表項目[1)]を会計上の見積りによって計上する理由はさまざまであるが，主として財務諸表に計上される金額が将来事象の帰結に依存するため財務諸表作成時点で確定していないため

1) 本稿では財務諸表項目を，財務諸表に計上された勘定科目，その金額，またはそれらの両方と定義する。

や，すでに発生した事象であっても見積りに不確実性が存在するため公正価値によって計上せざるを得ないためなどがある。

会計上の見積りには次のような例がある（ISA540 : A6 項，AU-C540 : A6 項）。

・貸倒引当金
・滞留または処分見込み等の棚卸資産
・製品保証引当金
・資産の償却方法または耐用年数
・回収する見込みに関して不確実性が存在する場合の投資の減損
・工事契約等の長期契約
・訴訟の調停や判決から生じる費用

経営者がこのような項目を財務諸表に計上する場合，計上条件が財務諸表作成時点では不確実であるため，経営者は当該項目の計上に関する別の情報を入手し，その情報に基づいて測定した見積りによらざるを得ない。この場合，経営者が入手する情報は不確実なものが多く，その信頼性もさまざまなので，経営者が当該項目を財務諸表に計上するためには何らかの仮定を設定して不確実な情報を補完しなければならない。そして，その不確実な情報を補完する際に経営者の主観が介入し，経営者に中立性の欠如が生じる可能性が生じる。経営者の中立性の欠如が経営者の意図によって発生すれば，それは経営者の偏向（Management Bias）となる。経営者に中立性の欠如や経営者の偏向が生じれば財務諸表に重要な虚偽表示のリスク（Risk of Material Misstatement, RMM）[2] が発生しやすくなり，これが嵩ずれば不正な財務報告となる。

会計上の見積りの監査の特徴は，財務諸表に計上された金額の直接的な検証ではなく，経営者が設定した仮定やその主観の合理性の検証，いわば見積り金額を算出するための計算式を構成する各計算要素の合理性の検証である。そこでは経営者は入手した情報や自らの主観によって何らかの仮定を設定し，これによって見積り金額の算出に関する計算式を組み立てて会計上の見積りを算出するのである。一方監査人は，この計算式により算出された答えとしての見積り金額の合理性を検証するのではなく，当該計算式を構成する各計算要素，したがって経営者が設定した仮定の合理性を検証するのである。

こうしたことから，会計上の見積りの監査は，財務諸表の確定計上の監査の場合とはまったく異なる監査の実施方法（監査手続）が必要になり，その結果得られる監査証拠の十分性と適切性の評価もまったく異なるものとなる。

第 3 節　3 種類の監査証拠

1. 財務諸表項目の直接的立証における監査証拠

財務諸表監査の目的は，財務諸表（財務情報）が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）に準拠して作成され，企業の財政状態，経

2）奥西〔2017〕p. 7 では，監査人は会計上の見積りの監査において，RMM の「識別評価および対応において，複雑さ（complexity），経営者の判断（judgment），見積りの不確実性（estimation uncertainty）」という 3 つの要素の影響を受けるとしている。けだし妥当であろう。

営成績，およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかに関して監査人が意見を表明する（監査基準第一　監査の目的）ことである。すなわち，財務諸表の適正性の検証[3]とその結果の意見表明である。この場合，監査の対象は経営者が作成した財務諸表[4]であり，立証すべき監査上の命題は当該財務諸表にふくまれる「財務情報のGAAPへの準拠性の検証」と「財務諸表の表示の適正性の検証」[5]の2つである。

こうしたことから，財務諸表項目の監査においては，財務諸表を構成する各財務諸表項目のGAAPへの準拠性を直接的に立証する監査証拠を入手して検証すればよい。そのための監査手続[6]，とくに実在性の立証のために用いられる監査手続は，実査，立会，確認という個別監査手続[7]が中心である。これらの個別監査手続を適用することによって入手される監査証拠の証明力は，次に述べるように一定の限界はあるものの非常に強いものである。

個別監査手続を適用するにはその適用になじむ対象[8]が存在していなければならない。適用にな

3）　平成26年の監査基準の改訂により，財務諸表監査に財務諸表の適正性に関する監査のほかに，財務諸表が特定の会計基準に準拠して作成されているかどうかを検証する財務諸表の準拠性監査も導入された。しかし，本稿では財務諸表の適正性に関する監査を前提として考察する。

4）　同じく平成26年の監査基準の改訂により，監査対象として，従来は完全な一組の財務諸表だけであったが，これに個別の財務表や財務諸表項目等も加わった（監基報805）。

5）　企業会計審議会〔2014〕は，監査人が適正性に関する意見の表明に当たって判断すべき項目として次のように規定している（二1）。

適正性に関する意見の表明に当たっては，監査人は，経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し，それが継続的に適用されているかどうか，その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え，財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断しなくてはならない。その際，財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかの判断には，財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と，財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一歩離れて行う評価が含まれるが，準拠性に関する意見の表明の場合には，後者の一歩離れての評価は行われないという違いがある。

このように監査人が判断すべき項目は，GAAPへの準拠性については3項目あり，表示の適正性については2項目ある。

ここで「一歩離れて行う評価」の意味は説明がないため不明である。けだし，一歩離れて表示の適切性に関する評価を行うだけに，全体を大きく見渡して評価するということであろうか。「一歩離れて行う評価」は重要な語句と思われるだけに明確な説明が求められるものである。なお監査基準委員会〔2014〕では「俯瞰的な評価」と表現し，「一歩離れて行う評価」と同義としている（Q6（解説）2.(1)）。ただし，「俯瞰的な評価」の意味についても説明がなく不明である。

6）　ほとんどの監査論の著作は，監査技術（audit techniques）と監査手続（audit procedures）とを理論的に区別して説明している。すなわち，監査技術とは監査証拠を入手するために監査人が利用する用具であり，監査手続とは特定の監査の特定の局面において特定の監査技術を選択・適用することであるとしている。しかし，昭和31年改訂の旧監査実施準則はこれを区別しておらず，また平成14年改訂前の旧監査実施準則三も監査手続を広く解釈してそのなかに監査技術をふくめていた。すなわち，監査実施準則したがって監査基準は，一貫して監査技術を監査手続に包含する見解を踏襲している。詳細は長吉〔2012〕p.7を参照されたい。

7）　ここでいう個別監査手続とは，いわゆる実証手続としての詳細テストのうち，監査要点の直接的な立証に用いられる手続である。個別監査手続において監査人が検証するのは，現金，預金，受取手形を除き，有価証券，棚卸資産，ゴルフやスポーツクラブ等の会員権などの銘柄ごとの数量である。これに乗じる期末残高の単価は，会社が採用している評価方法や評価基準によって異なる。なお，現金，預金，受取手形は数量と金額とが不可分であるため，これらの実査は金額の検証にもなる。詳細は長吉他〔2013〕pp.100-101を参照されたい。

8）　個別監査手続の適用になじむ対象とは，実査や立会の場合には現金，預金，有価証券や棚卸資産など，物的財貨の形態をもつ科目である。また，確認の場合には何らかの取引を行った結果，相手先残高が存在する口座（残高がゼロであっても，廃止されていない口座をふくむ）である。

じまない対象には個別監査手続を適用することはできず，一般監査手続が用いられる。この場合，監査人が入手する監査証拠は，個別監査手続を適用するか一般監査手続を適用するかを問わず，財務諸表項目の確定計上を前提とした監査証拠である。

2. 財務諸表項目の間接的立証における監査証拠

財務諸表監査は，企業の作成した財務諸表がGAAPに準拠して作成されているか否かの検証であるが，この監査には財務諸表項目の直接的立証だけではなく，財務諸表項目の間接的な立証もふくまれる。この間接的な立証は，販売取引や購買取引などに関する特定の科目の期末日前後の一定期間における取引を検証し，そこに不当な取引または不正な取引がふくまれていないかどうかを検証することによって行われる。これは取引記録の監査（Test of Transactions，TOT）であるが，ここで行われるTOTは財務諸表項目の監査の一環である。これが財務諸表項目の監査の一環として行われるのは次の理由による。

実査，立会，確認という個別監査手続は，監査対象の実在性を立証するのに有効な監査手続であり，それによって得られる監査証拠の証明力はあらゆる監査証拠のなかで一番強い。しかし，その証明力は監査実施時点かつ監査実施範囲内における監査対象の実在性を立証するに過ぎないという一定の限界がある。たとえば，監査人が金庫内の現金を実査し，実査金額と現金出納帳の残高とが一致した場合，監査人は当該現金の実在性に関して相当の心証を得るであろう。しかし，それでもこの場合監査人が得る相当の心証は，実査実施時点（監査実施時点）において金庫内（監査実施範囲内）に現金が存在しているという実在性だけであり，当該現金の全部が会社の所有に属するという会社の所有権，あるいは，会社の所有に属する現金が当該金庫以外の場所にはないという監査対象の網羅性については検証できないのである。棚卸資産について行われる立会や，売掛金等について行われる確認も同様に，それによって立証できるのは監査実施時点かつ監査実施範囲内における実在性の検証が中心である。

したがって，監査人としては，現金の所有権や網羅性は別途検証しなければならないが，その検証は容易ではない。そこで監査人は，会社の所有権や網羅性を直接的に検証することの代替手続としてTOTを行う。すなわち監査人は，現金の所有権や網羅性に関する自らの心証を得るためにここでTOTを行うのであり，いわば所有権や網羅性の間接的な立証である。

このTOTは，次の「3. 取引記録の監査における監査証拠」で行われるTOTと同様に期中の取引記録を監査対象とし，またその方法も期中に行われるＴＯＴと同じであるが，期中のTOTとは異なって，あくまでも特定の科目の期末残高に不当な取引または不正な取引の結果がふくまれていないかどうかを確かめるために，当該科目の期末日前後の一定期間の取引に限定して財務諸表項目の監査の一環として実施するものである。監査手続としては，期中に行われるTOTと同様に証憑突合や帳簿突合等の一般監査手続が用いられる。

3. 取引記録の監査における監査証拠

⑴ 取引記録の監査の特徴

取引記録の監査の特徴は次の点にある。

・企業の内部統制の運用状況が，設計したとおりに有効に機能しているかどうかについて検証

すること（内部統制の有効性の検証）

・取引と事象に関する取引記録が，GAAP に準拠して適時かつ適切に会計処理されているかどうかについて検証すること（会計処理の妥当性の検証）

取引記録の監査は，この２点について個々の会計伝票を監査対象として検証するものであり，まとめていうと会計システムの妥当性の検証[9] ということができる。このため，取引記録の監査の監査要点は，取引記録の発生，網羅性，正確性，正当性，合理性，期間帰属の適切性，分類の妥当性などとなる。

⑵ 内部統制の有効性の検証

以上のような特徴をもつ取引記録の監査は，監査人が，財務諸表項目の監査に際して実施する監査手続の種類，その実施時期，および実施範囲を決定するために，内部統制の有効性を検証し，取引記録の信頼性に関する心証を得る目的で実施される。すなわち，この監査は財務諸表項目の適正性を立証する目的で実施される監査ではない。この監査の目的は企業の個々の会計処理の正否や適否の検証を通じて内部統制の有効性を評価し，その評価結果によって財務諸表項目の監査に際して実施する監査手続の種類，その実施時期，および実施範囲を決定することである。すなわち，財務諸表項目の監査における監査資源の投入量や投入の仕方を決定することであり，したがって財務諸表項目の監査における具体的な監査計画の策定に資するためである。

こうしたことから，この監査における監査証拠の入手目的と財務諸表項目の監査における監査証拠の入手目的とはまったく異なるものとなる。

⑶ 会計処理の妥当性の検証

監査人は，取引記録の監査において，母集団である膨大な会計データからサンプルとしてごく少量の検証データを抽出し，サンプルが上記の監査要点に適合しているかどうかについて検証する。サンプルが監査要点に適合していれば，企業の内部統制の運用状況は設計したとおりに有効に機能し，かつ，GAAP に準拠して適時かつ適切に会計処理されていると推定することができる。この場合，企業の会計システムは妥当であると判断される。

もし，サンプルの一部に監査要点への適合性に不備が発見された場合には，企業の内部統制の運用状況に欠陥があると考えられる。監査人はこの欠陥を一過性のものか構造的なものなのかを判断し，構造的なものであれば徹底的にその発生原因を究明しなければならない。その理由は，企業の取引記録は１事業年度内で大量に発生するが，これらは分類，集計，整理されて該当する科目の期末残高を構成することになる。このためサンプルにふくまれる不備が非常に小さなものであっても，これが母集団のなかで大量に発生すれば，期末残高に大きく影響することになるからである。このため，取引記録の監査の特徴として，監査要点への不備についてはサンプルの重要性をまったく考慮してはならない。

9） １年に一度しか往査しないような事業所の監査でも，その往査時に現金実査を行うことがある。この場合の現金実査の目的は現金の実在性の検証ではなく，その監査対象事業年度における現金の取引記録の信頼性の検証である。

第４節　会計上の見積りの監査と監査証拠との関係

1. 会計上の見積りの算出に関する計算要素の環境

前述したように，会計上の見積りの監査の特徴は，いわば見積り金額の算出に関する計算要素の合理性の検証である。経営者はこの計算要素の内容を決定するために必要な情報を入手しあるいは何らかの仮定を設定して，見積り金額を算出する。そして監査人は，算出された見積り金額の合理性を直接に検証するのではなく，当該計算要素の合理性を検証するのである。すなわち監査人が行うのは，会計上の見積りの算出のための計算式の右辺にある計算結果ではなく，計算式の左辺にある計算要素の合理性の検証である。こうしたことから，監査人はいわば状況証拠としての監査証拠を入手することになる。

このような計算要素は，その要素自体が同じであっても，要素を取り巻く環境が異なれば要素そのものの内容や数値等が異なってくる。その結果，算出された会計上の見積り金額も異なるものとなる。計算要素を取り巻く環境としてはたとえば次のような項目が考えられる。

① 企業内の環境
② 企業の取引相手の状況
③ 企業やその取引相手の財政状態や経営成績に影響を及ぼす社会経済的状況

①の例として退職給付引当金を考えてみる。退職給付引当金の計算要素としては，計上の基礎となる従業員の年齢構成，従業員別の退職までの予想残余勤務年数，退職時における従業員別の退職金の計算基礎項目の予想金額，そして以上のような要素に基づく年金数理計算が考えられる。これらの計算要素に影響を及ぼす環境は毎期変動するため，退職給付引当金算出のための計算要素も毎期検討する必要がある。

また減価償却費についても同様である。減価償却計算の対象となる有形固定資産はまったく同一の物であっても企業における設置環境，使用頻度，あるいはメンテナンスの状況等によって使用可能年数が異なる。企業はこれらを考慮したうえで，必要であれば残余の使用可能年数を毎期見直すことになる。

②の例として貸倒引当金を取り上げてみる。貸倒引当金の計上においては，取引相手の財務状況に応じて債権を分類し，これに想定される貸倒れの割合を乗じることによって取引相手別に貸倒引当金を計算し，その結果をすべての取引相手について合計して企業全体としての貸倒引当金を算出する。取引相手の財務状況は毎期変動するため，債権分類も毎期見直す必要があり，想定される貸倒れの割合も毎期検討する必要がある。

また③の例としては一般的な経済情勢，すなわち金利水準，資金調達の容易さ，イン（デ）フレーションの程度，通貨価値（以上，監基報 315：A20 項），原油価格の騰落などが考えられる。これらは，企業やその取引相手の財政状態や経営成績に影響を及ぼす社会経済的状況であり，会計上の見積りの計上に重要な影響を与える。

このように会計上の見積りにおいては，その算出のための計算式を構成する計算要素に経営者が

設定した仮定や主観が存在するのでその合理性を検証しなければならないが，それに加えて，計算要素を取り巻く環境にも著しい不確定要素があるため，その金額は一定値に決定するとは限らない。そしてこのことが次の監査における固有の限界として出現することになる。

2. 監査における固有の限界

監査人は財務諸表に不正または誤謬による重要な虚偽の表示がないという絶対的な保証を得ることはできない。これは監査に固有の限界があるためである。

監査の固有の限界としてはつぎの3つが考えられている（監基報200：A44項-A49項）。

・財務報告の性質

・監査手続の性質

・監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性

これらの3項目のうち，会計上の見積りに関連するのは財務報告の性質（監基報200：A45項）である。

財務報告の性質とは，一部の財務諸表項目の金額は経営者の主観的な判断による影響を受けて決定されるため実際発生額との間で差異が生じる可能性があり，結果として，計上された財務諸表項目のなかには適切ではない項目もふくまれ得るということである。またその場合，財務諸表全体も適切ではなかったということになりかねない。これは会計上の見積りがもたらす財務諸表の限界であり，このため監査の限界にもなるものである。

たとえば，上記の退職給付引当金で考えてみれば，従業員別の退職までの予想残余勤務年数，退職時における従業員別の退職金等々の計算要素は，経営者の主観的な判断によって決定される。この場合，経営者の主観的な判断と実際の状況とが結果として一致すれば財務諸表の計上金額は適切であったことになる。しかし，もし，これらが相違したり何らかの不確実な状況が発生して計上金額に影響したりすれば，財務諸表の計上金額は適切ではなかったということになる。退職給付引当金には予想残余勤務年数や退職時における従業員別の退職金などの長期予想を必要とする複雑な計算要素があるため，往々にして経営者の主観的な判断と実際の状況とが一致することはない。もしこれらが相違すれば，財務諸表の計上金額と実際発生金額とに差異が生じることになる。これは，財務諸表に会計上の見積りが計上されることによる財務諸表の限界に由来する監査の限界である。

また，貸倒引当金においても同様である。貸倒引当金の計上の前提となる取引相手の財務状況や各取引先別に適用する貸倒割合の決定には，経営者の主観的な判断または不確実性が関連する。もし，経営者の主観的な判断と後日判明する実際の貸倒れの発生状況とが相違したり何らかの不確実な状況が発生したりすれば，結果として財務諸表の計上金額は適切ではなかったということになる。この場合にも，結果として貸倒引当金，したがって財務諸表は適切ではなかったことになり，監査に固有の限界が生じることになる。

減価償却費の計上についても同様で，そこにも経営者の主観的な判断や不確実性が関連する。これらが実際の状況と相違すれば，監査に固有の限界が生じることになる。

3. 監査証拠の十分性と適切性

⑴ 監査証拠の十分性

監査人は，監査要点を立証するために，監査手続を用いて，監査要点の立証に対して十分と考えられる量の監査証拠を入手する。監査証拠の十分性（sufficiency of audit evidences）とは監査証拠のもつ量の問題であり，監査要点の立証[10]にとって十分なまたは過不足のない量の監査証拠のことである。監査証拠の十分性は監査証拠の量の問題であるため，これは多ければ多いほど特定の監査要点の立証に有効である。すなわち，監査証拠は十分性の観点からは監査要点の立証に累積的な効果を有するものである。

監査証拠の十分性は立証しようとする科目に発生し得る虚偽表示[11]のリスクの程度によって影響を受ける。ある科目に虚偽の表示が発生する可能性が高いか，または発生したときにその影響が大きいと思われる場合には，それに応じた十分な量の監査証拠が必要となる。逆に，ほとんど虚偽表示のリスクが発生する可能性がないかまたは低い科目には，その程度に応じた十分な監査証拠でよい。

監査証拠の十分性は，また，監査証拠の質によっても影響を受ける。もし，入手した監査証拠の質が劣っていれば，それを補完するためにより多くの監査証拠が必要となる。逆に，入手した監査証拠の質が高ければ，それに応じて少ない量の監査証拠でよい。

⑵ 監査証拠の適切性

監査人が入手する監査証拠は，十分な量が必要であるばかりでなく，監査要点の立証にとって適切でなければならない。監査証拠の適切性（appropriateness of audit evidences）とは監査証拠のもつ質の問題である。

監査証拠の適切性は，監査要点への適合性（relevance）と信頼性（reliability）とに分けられる。

① 監査要点への適合性

監査証拠とは，監査人が監査実施中に入手した証拠資料（evidential matters）のうち立証すべき監査要点に適合したものである。証拠資料とは監査要点の立証のために監査人が入手する資料や情報の総称であり，その証拠資料のうちの監査要点の立証に適合した資料だけが監査証拠に転化するのである。

たとえば，期末日後の売掛金の入金状況を示す証拠資料は期末日における売掛金残高の実在性という監査要点に適合しているため監査証拠に転化するが，売掛金の期間帰属の適切性という監査要点には必ずしも適合しない（監査基準委員会〔2006〕8 項一部修正）。このため，入金状況を示す証拠資料は，売掛金の期間帰属の適切性という監査要点については監査証拠にはならないことにな

10） 監査証拠の十分性とは，監査要点の立証にとって十分なまたは過不足のない量の監査証拠のことである。同様に，監査証拠の適切性も監査要点の立証にとって適切である必要がある。監基報 500：5 項⑶および⑷にはこの「監査要点の立証にとって」が入っていない。AU-C 500：5⑹および⑸においても同様である。

11） 企業会計審議会〔2002〕三 3.⑵②項は，固有リスクの発生要因を，経営環境により影響を受けるものと，特定の取引記録および財務諸表項目が本来有するものという 2 つを示している。これを受けて監査基準委員会〔2002〕8 項はこれら 2 つの例を示している。

る。

また，買掛金残高の実在性の立証を目的として監査手続を実施する場合，買掛金残高のうち特定の仕入先の残高と，該当する証拠資料たとえば当該仕入先から送られてきた請求書を突合することはこの目的に適合している。したがってこの場合の請求書は証拠資料から監査証拠に転化するのである。しかし，買掛金の網羅性の立証を目的とする場合，買掛金残高と仕入先からの請求書とを突合してもこの監査要点の立証には適合しない。網羅性の立証においては，買掛金の既計上部分を検証するのではなく，既計上部分以外の買掛金の存在／不存在を立証しなければならないからである。したがって，この場合の既計上部分にかかる請求書は証拠資料のままであり監査証拠には転化しない。網羅性の立証において監査証拠に転化し得る証拠資料は，期末日後の支払状況，未払いのままとなっている請求書，あるいは，不一致などにより保留のままとなっている検収報告書などの原始証憑書類などである[12]（以上，監基報 500：A27 項一部修正）。

このように，監査証拠の適切性に関する第 1 の条件は，収集した証拠資料が立証すべき監査要点に適合していることである。

② 監査証拠の信頼性

監査証拠の信頼性とは，監査証拠が監査要点を立証する証明力の程度である。監査証拠として利用する情報の信頼性ひいては監査証拠自体の信頼性は，入手した情報源，情報の種類，また情報の作成と管理に関する内部統制など情報の入手元の状況によって影響される。

監査証拠の信頼性は，例外はあるものの，一般的には次のとおりである（以上，監基報 500：A31 項一部修正）。

- 監査証拠の証明力は，企業から独立した情報源から入手した場合には，独立していない情報源から入手した場合よりも強い。
- 企業内部で作成される監査証拠の証明力は，情報の作成と管理に関する内部統制が有効に機能している場合には，これが有効に機能していない場合よりも強い。
- 監査人が直接入手した監査証拠の証明力は，間接的にまたは推論に基づいて入手した監査証拠よりも強い。
- 文書化された監査証拠の証明力は，口頭で得たものよりも強い。
- 原本によって提供された監査証拠の証明力は，コピー，ファックス，フィルム化，デジタル化その他の方法で提供された監査証拠よりも強い。

4. 会計上の見積りの監査における監査証拠

(1) 監査証拠の十分性と適切性との関係

前述のとおり，監査証拠の十分性とは監査証拠のもつ量の問題であり，監査要点の立証にとって

12) 買掛金の実在性の検証を目的として，帳簿に計上されている買掛金の取引記録からサンプルを抽出してこれと証憑書類と突合して検証する方法を遡及法という。これは，企業の事務処理手続を遡及するようにして検証する方法である。一方，買掛金の網羅性の検証を目的とする場合には，原始証憑書類からサンプルを抽出し，それが正確に記帳されているか否かを確かめなければならない。この方法を前進法という。詳細は長吉〔2014〕p. 242 を参照されたい。

十分なまたは過不足のない量の監査証拠のことである。

監査証拠の十分性は監査証拠の量の問題であるため，入手した監査証拠が多ければ多いほど特定の監査要点の立証に有効である。すなわち，特定の監査要点の立証に適合した監査証拠は累積的な効果をもつ。このことは財務諸表の確定計上だけでなく会計上の見積りの監査においても妥当し，量的な意味においては監査証拠の数が多いほど特定の監査要点の立証に有効である。

また，監査証拠の適切性とは，監査人が入手した証拠資料が，取引，事象，勘定残高，あるいは財務諸表の開示に関する監査要点を立証するために適合しているか否かということと，監査証拠のもつ証明力である。証明力とは，監査要点の立証に適合した監査証拠がもつ監査要点を立証する強さの程度である。適合性も証明力も証憑ごとに個別に評価されるため，いずも累積することはない。上記の例において，買掛金残高を立証する監査証拠としての特定の請求書と，さらにこれに関連する発注書（控え）があった場合，これら２つの監査証拠はいずれも監査要点へ適合しており，かつ相応の証明力をもっている。しかし，これらの２つの証憑はそれぞれが独立して当該監査要点に適合しているものであるため，累積して効果を発揮することはない。その理由は，監査証拠の適合性は，個々の証拠資料ごとに，その証拠資料に記載された内容によって独立して判断されるからである。

一方，監査証拠の十分性の観点からは，特定の監査要点の立証に適合した監査証拠が複数あれば，１枚だけの場合に比し当該監査要点の立証にとってより強力となる。すなわち，請求書という１つの監査証拠しかない場合よりも，請求書とこれに関連する発注書（控え）いう２種類の監査証拠があるほうが特定の監査要点の立証にとってはより強力となるのである。これは監査証拠の適合性ではなく，十分性の観点に基づく思考である。

⑵　会計上の見積りの監査における監査証拠の特徴

翻って，監査基準は，「監査人は，会計上の見積りの合理性を判断するために，経営者が行った見積りの方法の評価，その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により，十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。」（第三 実施基準　三５）としている。

会計上の見積りの監査は，再三述べてきたとおりいわば見積り金額の計上に関する計算要素の合理性の検証という特徴を有している。そこでは経営者は必要な情報を入手したり何らかの仮定を設定したりして見積り金額の算出に関する計算式を組み立て，これにより一定の見積り金額を算出する。そして，監査人はこの計算式を構成する計算要素の合理性を検証するのである。すなわち監査人は，この計算式により算出された結果としての見積り金額，したがって計算式の右辺の金額を直接に検証するのではなく，計算式の左辺にある計算要素の合理性を検証するのである。これはいわば状況証拠としての監査証拠の追求である。

このような会計上の見積りに関する監査証拠は，実査，立会，確認という個別監査手続によって直接的に財務諸表項目を検証して得られる監査証拠とは異なり，また，証憑突合や帳簿突合等の一般監査手続によって監査対象の相互矛盾の有無を追求した結果得られる監査証拠とも異なる。この監査証拠の入手は，まさに会計上の見積りの「合理性」の検証なのである。

会計上の見積り金額の監査によって監査人が入手する監査証拠は実にこの点に大きな特徴がある。それは財務諸表の確定計上項目の監査によって監査人が入手する監査証拠とはまったく異なる

のである。以上のことから，会計上の見積り金額の監査によって監査人が得た監査証拠が上記の監査基準のいう「十分かつ適切な監査証拠」足り得るのかどうか，非常に疑問となるのである。

第5節　むすび

以上，会計上の見積りの監査における監査証拠の十分性と適切性について検討してきた。

会計上の見積りの監査において監査人が入手する監査証拠を監査証拠の十分性および適切性との関係において検討した論文や著書はなく，本稿はこの点を究明したものである。

まず，会計上の見積りとは，ある項目を財務諸表に計上する場合，その項目の金額を正確に測定することができず，概算で計上することである。ある財務諸表項目を会計上の見積りによって計上する理由は，財務諸表に計上される金額が将来事象の帰結に依存するため財務諸表作成時点で確定していないためや，すでに発生した事象であっても見積りに不確実性が存在するため公正価値によって計上せざるを得ないためなどがある。

経営者が財務諸表に会計上の見積りを計上する場合，計上条件が財務諸表作成時点では不確実であるため，経営者は当該項目の計上に関する別の情報を入手し，その情報に基づいて測定した見積りによらざるを得ない。この場合，経営者は，何らかの仮定を設定して不確実な情報を補完するが，その際に経営者の主観が介入し，経営者に中立性の欠如が生じる。経営者の中立性の欠如が経営者の意図によって発生すれば，それは経営者の偏向となる。その結果，財務諸表にRMMが発生しやすくなり，これが嵩ずれば不正な財務報告となる。

会計上の見積りに関する監査証拠の入手は，個別監査手続によって直接的に財務諸表項目を検証して得られる監査証拠とは異なり，また，一般監査手続によって監査対象の相互矛盾の有無を追求した結果得られる監査証拠とも異なる。会計上の見積りに関する監査証拠は，まさに会計上の見積りの「合理性」の検証である。そこでは，会計上の見積り金額の計上に関する計算式の左辺にある計算要素の合理性の追求であって，計算式の右辺の金額の直接的な検証ではないのである。

こうしたことから，会計上の見積りに関する監査証拠が監査基準のいう「十分かつ適切な監査証拠」足り得るのかどうか，非常に疑問に思えるものである。

引用文献

AU-C 500 : American Institute of Certified Public Accountants, *Professional Standards AU-C Section 500, Audit Evidence,* 2016.

AU-C 540 : American Institute of Certified Public Accountants, *Professional Standards AU-C Section 540, Auditing Accounting Estimates Including Fair Value Accounting Estimates and Related Disclosures,* 2016.

ISA540 : International Standard on Auditing 540, *Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, And Related Disclosures: Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, and Other Assurance, and Related Services Pronouncements 2016-2017 Edition*, International Auditing and Assurance Standards Board.

奥西〔2017〕：奥西康宏「会計上の見積りの監査に関する基準上の論点の検討」，『日本監査研究学会第39回東日本部会報告要旨集』pp. 7-8，日本監査研究学会第39回東日本部会準備委員会，2017年7月22日。

監基報200：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」，平成27年5月29日最終改正。

監基報 500：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 500「監査証拠」，平成 23 年 12 月 22 日。
監基報 315：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」，平成 23 年 12 月 22 日。
監基報 540：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」，平成 27 年 5 月 29 日改正。
監基報 805：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」，平成 26 年 4 月 4 日。
監査基準委員会〔2002〕：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第 5 号（中間報告）「監査リスクと監査上の重要性」，平成 14 年 5 月 30 日改正。
監査基準委員会〔2006〕：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第 31 号「監査証拠」，平成 18 年 3 月 30 日最終改正。
監査基準委員会〔2014〕：日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告第 3 号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係るＱ＆Ａ」，平成 26 年 4 月 4 日。
企業会計審議会〔2002〕：企業会計審議会「監査基準の改訂について」，平成 14 年 1 月 25 日。
企業会計審議会〔2014〕：企業会計審議会「監査基準の改訂について」，平成 26 年 2 月 18 日。
長吉〔2012〕：長吉眞一「監査証拠の三面性」，『会計論叢』 第 7 号 pp. 1-13，明治大学会計専門職研究科，2012 年 2 月 28 日。
長吉〔2014〕：長吉眞一『監査基準論（第 3 版）』，中央経済社，2014 年。
長吉他〔2013〕：長吉眞一，石黒訓，山添清昭『公認会計士試験論文式監査論ケーススタディ 25（第 2 版）』，中央経済社，2013 年。

〔付記〕本稿は，平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間にわたる「科学研究費補助金基盤研究(B)（一般）「会計上の見積りの監査における経営者の仮定の合理性と測定方法の適切性に関する研究」（課題番号 16 H 03683）の研究成果の一部である。

（原稿受付　2017 年 11 月 21 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 43-67

〈論　文〉

ドイツ「享益権」会計の制度構造

千　葉　修　身

要　約

ドイツにおいては，2016 年 5 月 12 日付で発行された一片の調整通達を契機に，享益権を用いた「債務のメザニン化」（そして，その効果を狙った「メザニン金融」）が終焉を迎えようとしている。しかし，このことに伴い，新たな問題も浮上しつつある。本稿は，こうした状況をドイツに出現させるに至った制度上の各要素（制度装置）の動向に着目し，同国の「享益権」会計の制度構造（在り方）を提示しようとするものである。具体的には，享益権に係る①会計基準，②法人税法 8 条 3 項 2 文，同条文に係る③税務判決および④通達といった各要素の内容と⑤それらの関係性を念頭に置いた学説を分析対象に据えている。考察にあたっては，⑥間接金融の比重が依然高かった 90 年代初期の享益権発行の実務状況を出発点に据えている。こうしたドイツ「享益権」会計の制度構造を分析・提示することにより，その会計制度上特に留意すべき側面 ──「基準性原則」および「正規の簿記の諸原則」に関する，国庫優先に指向した解釈変更の進展 ── が同時に浮き彫りにされている。

キーワード：享益権，債務のメザニン化，法人税法 8 条 3 項，基準性原則，GoB

はしがき

ドイツ連邦共和国（以下，ドイツと略）においては，債務者が借入金等の法的債務を返済することに代えて，当該債権者（主として金融機関）に享益権（Genussrecht）を付与する処理がみられる。その際，享益権が自己資本と他人資本の中間領域（メザニン）に位置するように，あらかじめ当該利用規約の内容を形成することができることから，文献上，かかる交換を指して「債務のメザニン化」（Debt-Mezzanine-Swap，以下 DMS と略）なる名称が付されている[1)]。もちろん，事前にメザニンに属する内容をもたせた上で享益権を付与し（享益証券の発行），資金調達を図る方式もある。これは，メザニンに属する享益権（メザニン金融商品）を用いた資金調達の方式であることから，メザニン金融と称されている[2)]。

享益権をメザニン金融商品として組成できる根拠は，享益権それ自体の概念が法律上明定されていない点にある[3)]。したがって，享益権に自己資本に類似した特徴をもたせることは可能であり，商法典の規定上，商事貸借対照表の項目分類にメザニンの部が設けられていない状況下では，経営者の判断により当該享益権を自己資本の部に表示することは許容範囲内にあるということができ，結果として，商事貸借対照表上に示される企業の財政状態については，かかる表示により ── 債務証書として表示する場合と比べて ── これを良好にみせることができ，さらに，税法上の特定の債

務要件をも満たすように組成されているならば，自己資本に類似した享益権ではあっても，税務貸借対照表上は当該享益権を他人資本として表示することは妨げられない[4)]。享益権が分配を伴うことを考慮に入れるならば，自己資本に類似した享益権に対する分配額は，商事貸借対照表上は利益処分の対象であるが，税務貸借対照表上は利益算定の対象（事業支出）であると差異化できることになる。DMS は一面では，極めて利便性の高い金融手法であることが分かる。

しかし，2016 年 5 月 12 日，この手法を制限すべく，Nordrhein-Westfalen 上級財務局（以下，OFD NRW）は一片の調整通達（以下，OFD NRW の調整通達とも略）を発行した[5)]。本稿は，この通達を契機に浮上してきたドイツ「享益権」会計の制度構造（在り方）を提示するものであるが，同時に，その会計制度上特に留意すべき側面 ──「基準性原則」および「正規の簿記の諸原則」に関する，国庫優先に指向した解釈変更の進展 ── をも指摘しようとするものである。そこで，先ず，上述の DMS の商事貸借対照表次元の事象（第 1 章）とこれに係る会計基準（第 2 章）とを分析し，次に，税務貸借対照表次元の状況を把握すべく，関連する法人税法の規定内容とその税務判決（第 3 章）および通達（第 4 章）の現状とを精査し，その上で，OFD NRW の調整通達から浮き彫りとなる問題性をむすびで取り上げ，最終的に，この OFD NRW の調整通達から窺い知ることのできるドイツ会計制度の動向を指摘する。

1.「享益権」会計の問題性

(1) 享益権の資本性

享益権の歴史は 19 世紀にまで遡ることができる。当時の相当数の鉄道会社は，その営業活動を有期認可 ── つまり，認可期間経過後にはその経営施設を無償で国家に引き渡すという帰属権（Heimfallrechte）── の下で行っていたことから，株主にとっては，清算の枠組みでの出資金の回収は不可能であった。同資金の回収は認可期間中に行わざるを得ないが，社員権の没収との引替えでもあり，利益参加への道は閉ざされることになる。そこで，清算時に「利益を受ける権利」として享益権が付与されたといわれている[6)]。享益権は当初から，資金提供の見返りとして，社員権（より厳密には，「共同管理権」ないしは「議決権」）とは無関係に，利益参加目的で付与されていたことになる。法律上初めて享益権を規定したのは，ドイツにおいては 1937 年株式法である。しかし，同法 128 条 2 項 5 号，174 条 3 項および 4 項には，その概念定義は行われていない。この点は，現行株式法においても同様である。この故に，享益権は，様々な形成可能性の下で ── 但し「普通取引約款規制法」の枠内で ── 1980 年代初頭から，従業員資本参加，さらには，とりわけ金融商品として普及し，今日に至っている。なお，享益権は制度上，株式法から展開されたとはいえ，享益権という金融商品の譲渡は，株式会社形態に限定されてはいない。他の会社形態においても可能である。しかし，当該の法律においては，やはり規定上は享益権の概念を詳細に定義づけることなしに，その規則が設けられているのが現状である[7)]。

1937 年株式法には無議決権優先株式も導入されていた[8)]。このため，享益権の付与は下火となったが，上記のとおり，80 年代初頭には新たな展開をみる。これは，一方では，ドイツの企業が自己資本装備の改善に努めたこと，他方では，古典的な自己金融が税務上区別されたことによるものといえるが，より注目すべきは，当時，享益権により調達した資金（以下，単に享益権資金と略）

が信用制度法（KWG）10 条 5 項の「責任自己資本」または保険監督法（VAG）53c 条 2 項 1 文 3a 号および 3a 項の「自己資金」として条件付で承認された点であろう[9]。享益権は既に，銀行業および保険業にとっては，その自己資本比率を高める手段としても魅力的な金融商品（ハイブリッド）となっていたのである。

ハイブリッド金融商品としての享益権（以下，この意味での享益権を使用）は，その資金提供の見返りとして同提供者（債権者）に利益参加権を付与するものである。この利益参加権という財産権付与の側面だけをみれば株式（自己資本）との類似点は認められるが，この側面のみで，その資本性（自己資本たる性質）が肯定されるわけではない。そもそも享益権は── どのようなタイプのものであれ── 債務法上の権利（享益権付与者の側では債務）であり，会社法上のそれではない。即ち，享益権の資本性という場合，その「実質」の次元での性質が問われているのではなく，「形式」の次元，換言すれば，貸借対照表（会計）上の「表示」の次元の問題であることが分かる。自己資本装備の改善に向けた銀行業および保険業での「責任自己資本」や「自己資金」への享益権の「条件付」組入れという上記の事実からも，この点は明白であろう。享益権の「資本性」論は，実質的「自己資本」論ではない。それは，所要の目的を達成すべく貸借対照表「表示」の次元を選択し，所定の消極側（貸方）区分（項目分類）を利用しようとする形式的「自己資本」論である[10]。

享益権の資本性については，自己資本比率の引上げを前提に据えれば，その「自己資本としての表示」の適否が問題であるといえる。享益権の形成可能性の多様性を考慮すれば，総じて，年度決算書の比較可能性の問題である。この法的債務が経営者の恣意に任せて各別に自己資本として表示されることになれば，制度的に不安定な事態が生じよう。こうした享益権の普及の高まりの中で生じた問題の解決策として提案されたのが，社団法人ドイツ経済監査士協会（以下，IDW と略）中央専門委員会の見解（IDW HFA 1/1994，以下，HFAS と略）である[11]。その論理内容は次章において考察することとし，次節では，90 年代初頭の享益権資金表示の実態（実務状況）を解明した貴重な経験的研究[12] の成果を提示する。

⑵ 享益権資金表示の実態

HFAS は，享益権資金を年度決算書およびコンツェルン決算書上に自己資本として表示する際の基準を職業団体として初めて公にした見解である。IDW が同見解を公表した時期は 1994 年である。ここに取上げる経験的研究では，その適用状況を識別すべく，1995 年に公表された当該決算書が分析対象とされている。同年（6 月現在），ドイツの証券取引所に上場された享益証券の数は 210 個（1994 年は 184 個），その発行総額（ドイツマルク）は凡そ 241 億 9,720 万（1994 年は 220 億 3,600 万）であったとしている[13]。調査にあたっては，ヒアリングが実施できた 29 社の発行者とその 33 個の享益証券が選定されている。次に掲げる 3 つの図表の左端の欄にある企業名が，それである（以下では，企業名に付した番号を使用）。EK は自己資本，FK は他人資本を指す。

図表 1[14] には，対象企業の享益権利用規約にみる構成要件と HFAS の定める自己資本分類基準との整合性が整理されている。後述するところであるが，HFAS は，享益権資金であって，①劣後性，②報酬の成果依存性と全額での損失参加，および③資金提供の相対的長期性という 3 つの基準を累積的に満たすものに限り，その自己資本への分類を認めている。なお，この表では基準②および基準③は，各々 2 つに区分されている。

図表 1　IDW HFA 1/1994（HFAS）の自己資本分類基準との整合性

企業 ＼ 享益権の特徴		利益依存報酬形態	損失参加	清算時の劣後関係	長期性		EK/FK	
					保有者の視点	発行者の視点	会社の視点	HFASの視点
1 Akzo Faser AG		○	−	−	−	−	FK	FK
2 Altana AG Ausgabe 1994		−	−	○	−	−	FK	FK
3 Andreas Stihl KG		○	−	○	○		EK	FK
4 Asea Brown Boveri AG		−	−	○	○	○	EK	FK
5 Autania AG für Industriebeteiligungen		○	−	−	−	−	−	−
6 Bayerische Raiffeisen Beteiligungs AG		(○)[3]	−	○	○	○	FK	FK
7 Bayerische Lloyd AG		○	−	−	−	−	−	−
8 Bertelsmann AG		○	(○)	○	○	○	EK	(EK)
9 BMW AG Ausgabe 1988		−	−	○	−	−	FK	FK
10 Dr. Neuhaus Computer KGaA		−	−	○	○	○	FK	FK
11 Drägerwerke AG	a：Serie A	−	−	○	○	−	EK	FK
	b：Serie K	−	−	○	○	−	EK	FK
12 Edeka Handelsgesellschaft Minden-Hannover mbH	a：Ausgage 1993	(○)[2]	−	○	○	○	EK	FK
	b：Ausgabe 1994	(○)[2]	−	○	○	○	EK	FK
13 Edeka Zentrale AG		(○)[3]	−	○	○	○	EK	FK
14 Euro-Kai KGaA	a：Ausgabe 1984	−	−	○	○	−	FK	FK
	b：Ausgabe 1988	−	−	○	○	○	FK	FK
15 FAG Kugelfischer AG	a：für Vermogensbildung	(○)[2]	−	○	○	○	FK	FK
	b：für Firmenjubiläum	(○)[2]	−	○	○	−	FK	FK
16 Getreide AG		(○)[2]	−	○	○	○	FK	FK
17 GGEW Gruppen-Gas-und-Elektizitatswerk Bergstraße AG		○	−	−	○	−	FK	FK
18 Gildemeister AG		(○)[2]	−	○	○	○	FK	FK
19 Gruner und Jahr AG & Co.		(○)	(○)	○	○	−	EK	(EK)
20 Henkel KgaA Ausgabe 1994		(○)[2]	−[1]	○	−	−	EK	FK
21 Konsumgenossenschaft Dortmund-Kassel eG		(○)[2]	−	○	○	○	EK	FK
22 Metallgeselschaft AG		○	−	○	○	○	FK	FK
23 Pfleiderer GmbH & Co. KG		(○)[2]	(○)	○	○	○	EK	(EK)
24 Philips GmbH Ausgabe 1986		−	−	−	○	○	FK	FK
25 Sixt AG		(○)[2]	−[1]	○	○	○	EK	FK
26 Stadtwerke Hannover AG		○	(○)	○	○	○	EK	(EK)
27 Traub AG		○	○	○	○	○	EK	EK
28 Varta AG Ausgabe 1994		−	−	○	−	−	EK	FK
29 WKM Vermögensverwaltung AG		−	−	○	○	○	FK	FK

1　任意積立金は，享益資本に優先して取り崩されなければならないことになっている。
2　商法典 269 条，274 条 2 項の分配禁止は，確保されていない。
3　法形式に固有の資本維持は恐らく，遵守されていない。
（出典）　Karlheinz Küting, Harald Kessler und Hans-Jörg Harth, Genussrechtskapital in der Bilanzierungspraxis: Eine empirische Untersuchung zur Resonanz der HFA-Stellungnahme 1/1994 unter Berücksichtigung bilanzpolitischer Gesichtspunkte, In: BB 1996, Beilage 4 zu Heft 8 (22.2.1996), S.1-24, S.15. なお，引用に際しては，×印を○印に変更，右端欄の左右を入れ替えるなど，若干の修正を加えている。

表中の右端の欄には，整合性に関する判断結果が示されている。企業番号 8，19，23 および 26 について，その享益証券の自己資本性が全面的に認定されていない理由は，その享益権利用規約上「享益権に対する利払いに際して商法典 269 条および 274 条 2 項に基づいた分配禁止を遵守する旨の指摘が欠如していた」[15] からであるとしている。唯一，企業番号 27 においてのみ，享益権利用規約を HFAS 基準に適合修正した上で享益証券が発行されていたとされている。よって，これを除けば，いずれの企業も HFAS の分類基準を累積的に満たしていなかったことになる。しかし，網掛けをした行にみる 11 個の享益証券（9 つの企業）にあっては，その享益権資金は自己資本として表示されていたのである[16]。

こうした経験的研究の調査結果を示した上で，これを，その執筆者は「驚くべきこと」とみなしている[17]。というのも，自己資本と他人資本の区分に関して，HFAS は，文献上支配的な見解と同一内容のものといえる基準となっていたにもかかわらず，ほぼ無視されていたからである。90 年代における自己資本装備改善の要請が企業にとり喫緊の課題であったことの一端を，ここに見出すことができる。

図表 2[18] には，対象企業 29 社が享益権資金を貸借対照表上どの箇所に表示していたかが示されている。当該箇所は，表中の横列の見出しにあるように，①自己資本，②特別項目および③他人資本に分けた上で，①と③については更に細分が行われている。HFAS 上は，自己資本と認定された享益権は，これを①のいずれかの箇所に表示しなければならない。即ち，HFAS は，自己資本と他人資本の中間に位置する②の特別項目の設置を認めてはいないのである。しかし，対象企業のうち 9 社では，この中間項目は設けられている。しかも，HFAS 上は他人資本であるにもかかわらず当該享益権を敢えて自己資本と認定した上で表示する企業（企業番号 3，20，25，28）もあれば，自ら他人資本と認定した享益権であるにもかかわらずそれを同項目に表示する企業（企業番号 2，9，14，18，22）も存在していたことが分かる。ところが，HFAS に照らせば，この特別項目に表示されているものはすべて，他人資本たる享益権であったのである。

こうした実務状況は，この調査結果の執筆者によれば，やはり，自己資本装備の改善，とりわけ自己資本比率の引上げという要請への対応の所産であるとしている。企業番号 8 では，享益権資金の自己資本認定を通じて生み出した享益資本がその他の自己資本に占めていた割合は，コンツェルン決算書上，凡そ 73%であり，これにより自己資本比率は 270%も上昇し，その他の対象企業の場合でも平均で，個別企業で約 29%，コンツェルンで約 26%も上昇していたとする[19]。

これまでの貸借対照表表示の在り方に加え，享益権（享益証券）に対する報酬（分配額）の損益計算書上の表示箇所について，その調査結果を次に提示しよう。図表 3[20] がそれである。そこでは，上下に 2 区分し，他人資本と認定された享益権の場合（表の上部）と自己資本と認定された享益権の場合（表の下部）とが示され，それぞれについて，横列には①利益算定，②利益処分および③損失参加として処理した場合の損益計算書上の表示区分が示されている。

HFAS 上は，他人資本と認定された享益権の場合に限ることなく，自己資本と認定された享益権の場合でも，その報酬は，利益算定の枠組みで費用処理されなければならない。その具体的な表示箇所は HFAS では言及されていないが，後述するように（第 2 章の図表 8 を参照），損益計算書の明瞭性の観点から，例えば「享益権資金に対する報酬」という名称を付した特別項目を含めた，その独自の表示様式の使用も要求されている。この故に，利益算定の場合に関して，図表 3 では 4

図表２　IDW HFA 1/1994（HFAS）の貸借対照表表示基準との整合性

表示箇所 / 企業	会社側	HFAS	自己資本表示			特別項目	他人資本表示		打歩
			基礎資本金の下	準備金の下	最終項目		別個の項目	社債の内訳	
1 Akzo Faser AG	FK	FK					○		−
2 Altana AG	FK	FK				○			−
3 Andreas Stihl KG	EK	FK				○			−
4 Asea Brown Boveri AG (Konzernabschluß)	EK	FK			○[1]				−
5 Autania AG für Industriebeteiligungen	−	−	無額面享益権						−
6 Bayerische Raiffeisen Beteiligungs AG	FK	FK						○	−
7 Bayerische Lloyd AG	−	−	無額面享益権						−
8 Bertelsmann AG (Konzernabschluß)	EK	(EK)	○				○[2]		G
9 BMW AG Ausgabe 1988	FK	FK				○			G
10 Dr. Neuhaus Computer KGaA	FK	FK					○*		−
11 Drägerwerke AG	EK	FK			○[1]				G
12 Edeka Handelsgesellschaft Minden-Hannover mbH	EK	FK		○					−
13 Edeka Zentrale AG	EK	FK			○[1]				−
14 Euro-Kai KGaA	FK	FK				○			−
15 FAG Kugelfischer AG	FK	FK					○		−
16 Getreide AG	FK	FK					○		−
17 GGEW Gruppen-Gas-und-Elektizitatswerk Bergstraße AG	FK	FK						○	−
18 Gildemeister AG (1994 durch Verluste aufgezehrt)	FK	FK				○			−
19 Gruner und Jahr AG & Co. (Konzernabschluß)	EK	(EK)		○					−
20 Henkel KgaA Ausgabe 1994	EK	FK				○			−
21 Konsumgenossenschaft Dortmund-Kassel eG	EK	FK			○				−
22 Metallgeselschaft AG	FK	FK				○			K
23 Pfleiderer GmbH & Co. KG (Konzernabschluß)	EK	(EK)	○						K
24 Philips GmbH (Konzernabschluß)	FK	FK						○*[3]	−
25 Sixt AG	EK	FK				○			K
26 Stadtwerke Hannover AG	EK	(EK)			○				−
27 Traub AG	EK	EK	○						−
28 Varta AG	EK	FK				○			−
29 WKM Vermögensverwaltung AG	FK	FK					○		K

1　コンツェルン決算上はその他社員に関する調整項目の前
2　解約告知済みの享益資本（打歩額含む）
3　金額の記載はなし

G：打歩額は享益資本と同一項目に表示される。
K：打歩額は資本準備金に組み入れられている。
＊：附属説明書上の記載

（出典）　Karlheinz Küting, Harald Kessler und Hans-Jörg Harth, Genussrechtskapital in der Bilanzierungspraxis: Eine empirische Untersuchung zur Resonanz der HFA-Stellungnahme 1/1994 unter Berücksichtigung bilanzpolitischer Gesichtspunkte, In: BB 1996, Beilage 4 zu Heft 8 (22.2.1996), S. 1-24, S. 17. 図表１との連関性保持の上から，若干の修正を加えて引用している。

図表 3　IDW HFA 1/1994（HFAS）の「損益計算書」表示基準との整合性

享益資本を**他人資本として**処理した企業	利益算定				利益処分	損失参加
	支払利息	利子損益の下	年度剰余額の下	独自の表示様式[2]		
1 Akzo Faser AG	○					
2 Altana AG		○				
5 Autania AG für Industriebeteiligungen[3]						
6 Bayerische Raiffeisen Beteiligungs AG	○					
7 Bayerische Lloyd AG	該当せず（BV）					−
8 Bertelsmann AG（Konzernabschluß）	○[1,2]					
9 BMW AG	○[1]					
10 Dr. Neuhaus Computer KGaA	○[1]					
14 Euro-Kai KGaA	○[1]					
15 FAG Kugelfischer AG	該当せず（BV）					−
16 Getreide AG[3]						
17 GGEW Gruppen-Gas-und-Elektizitatswerk Bergstraße AG	○					
18 Gildemeister AG（1994 durch Verluste aufgezehrt）						直接 BV 前
22 Metallgeselschaft AG	該当せず（BV）					−
24 Philips GmbH（Konzernabschluß）					○	
29 WKM Vermögensverwaltung AG	○[1]					
享益資本を自己資本として処理した企業	**利益算定**				**利益処分**	**損失参加**
	支払利息	利子損益の下	年度剰余額の下	独自の表示様式[2]		
3 Andreas Stihl KG	その他の費用での別個の項目					
4 Asea Brown Boveri AG（Konzernabschluß）				○		
8 Bertelsmann AG（Konzernabschluß）					○	
11 Drägerwerke AG				○		
12 Edeka Handelsgesellschaft Minden-Hannover mbH			○			
13 Edeka Zentrale AG				○		
19 Gruner und Jahr AG & Co.（Konzernabschluß）					○	
20 Henkel KgaA	○[1]					
21 Konsumgenossenschaft Dortmund-Kassel eG	○[1]					
23 Pfleiderer GmbH & Co. KG（Konzernabschluß）					○	
25 Sixt AG	○[1]					
26 Stadtwerke Hannover AG				○		
27 Traub AG						直接 BV 前
28 Varta AG		○				

1　分配は支払利息として処理。その年度剰余額からの引出は不能。
2　解約告知済享益権に対する分配
3　情報なし　　BV：貸借対照表損失
（出典）　Karlheinz Küting, Harald Kessler und Hans-Jörg Harth, Genussrechtskapital in der Bilanzierungspraxis: Eine empirische Untersuchung zur Resonanz der HFA-Stellungnahme 1/1994 unter Berücksichtigung bilanzpolitischer Gesichtspunkte, In: BB 1996, Beilage 4 zu Heft 8（22.2.1996）, S. 1-24, S. 21.
なお，図表 1 および 2 との連関性保持の上から，若干の修正を加えて引用している。

つの表示箇所が設けられているのである。

先ず，この図表の上部 ── 享益権が他人資本と認定された場合 ── をみると，その報酬の殆どが支払利息として処理（費用計上）されていることが分かる。しかし，企業番号 2 では，この分配額は利子損益の別個の項目に表示されている。この点については「損益計算書の明瞭性および要覧性が阻害されていない」ことから問題なしとみなされているが，企業番号 24 の場合には，明らかな矛盾が存在している。この企業の享益証券は他人資本として表示されているからである。

次に，この図表の下部，享益権が自己資本と認定された場合でも，HFAS によれば，その報酬

は，これを利益算定の要素に含め，費用処理しなければならない。ところが，企業番号 8，19 および 23 については，利益処分の枠組みが使用されており，明確な HFAS 違反が認められる。その他の企業は，享益権に対する報酬を利益算定の枠組みで処理してはいるものの，企業番号 20，21 および 25 では，その特別表示すら行われていないが，残りの 7 つの企業（番号 3，4，11，13，26 および 28）では HFAS に従って特別表示が実施されていたのである。それは，年度剰余額を算定する直前に享益資本に基づく分配額を控除するという形式であったとしている[21)]。

享益権を損失参加に供した企業は，表中上段に記載の企業番号 18 と下段の企業番号 27 である。後者の企業の享益権資金は，その自己資本表示の前提条件を満たしており，しかも貸借対照表損失算定の直前に「享益権資金の引出額」なる特別項目の挿入もみられることから，この享益証券は HFAS 基準との整合性が図られているとしている[22)]。前者の享益権資金の損失参加額も，「享益資本の利用額」なる特別項目を貸借対照表損失算定の直前に挿入し，明瞭性が考慮されているが，この享益証券は同企業自らが他人資本とみなしたものであった。この場合ついて HFAS は，かかる享益資本の減少は収益であるとみなし，「損失引受により生じた収益」なる項目での表示を定め置いていることから，かかる処理は HFAS 基準に対する違反とみなしている[23)]。この企業番号 18 の側からは，「事後の利益による享益資本の再補充を義務づけていることに基づけば，決定的な損失引受は生じない。よって，この損失引受を当該年度剰余額の次に初めて表示することは，より実態に則していると思われる。」旨の主張が展開されているが，調査結果の執筆者は，これは疑わしいとみている[24)]。

2. 見解“IDW HFA 1/1994”（HFAS）の論理

(1) 前提事項

前章では，IDW が HFAS を表明した直後の年度決算書およびコンツェルン決算書上の享益権（享益証券）の表示の在り方を経験的研究の成果によせて考察してきた。その際，併せて，この HFAS との比較も加味したが，この HFAS の論理は未解明であった。前掲のとおり，実務では当該享益権を自己資本として表示する場合，HFAS の定める基準内容は殆ど遵守されていないといってよい。確かに，HFAS は法律ではない。しかし，それは── 周知のごとく ── 決算監査に際しては企業および決算監査人の双方において十分に顧慮されるべきものである。ここでは，かかる非遵守の理由を HFAS の論理それ自体から導出するために，可能な限り ── 要覧性重視の観点から ── 表形式を用いて，その論理構造を分析する。

HFAS では先ず，その基準設定上の前提条件が，図表 4 から 6 にみるように明らかにされている。

図表 4 では，基礎的事項としての享益権の概念に関する記述が整理されている[25)]。享益権は，社員権を除く財産権を自由に構成できる債務法上の請求権であり，その証券化も可能である。享益権保有者の参加権が利益のみに限定されず，清算収入にも及んでいる点には注意を要する。

図表 5 には，享益権の発行者（資本会社）側での貸借対照表表示上の処理に係る原則的事項を示した[26)]。先ず，商法典 272 条には，同 266 条 3 項に列挙されている項目の定義のみが収容されていることから，貸借対照表上の自己資本の概念は，商法典 266 条 3 項の「自己資本」の下に列挙され

ている項目だけに限定されないとし，商法典265条第5項により，特定の前提条件の下で貸借対照表上の自己資本に対して別の項目を関係づけることは認められるとしている。その意味するところは，いわゆる中間領域（いわゆるメザニン領域）での表示は認めないという点にあるといえる。

図表4　享益権概念に係る基礎的事項

1.	享益権の基礎	享益権保有者の権利	証書化
基礎的事項	・債務法上の契約 ・財産権の構成とは無関係	・財産権（社員権は除外） ・利益や清算収入への参加	可能（無記名証券，指図証券，記名証券として）

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S. 419-423, S. 419.

図表5　享益権発行者（資本会社）側での貸借対照表表示上の処理に係る原則的事項

2.	消極側計上（成果中立的）					収入計上（成果発現的）
享益権発行側（資本会社）での貸借対照表表示上の処理（原則的事項）	他人資本として計上	自己資本の部への組入れ				享益権保有者に返還請求権が存在せず，かつ，収益補助の明確な意思がある場合のみ
		自己資本概念	前提条件	識別基準	限定事項	
		貸借対照表表示上の自己資本：商法典272条，266条3項，265条5項	提供資金の責任特性の十分性（経済的観察法により，貸借対照表表示上，商法上の年度決算書の債権者保護機能が基準。当該資金が社員により提供されているか否かは重要でない。）	・劣後性 ・報酬の成果依存性と全額での損失参加 ・資金提供の相対的長期性	KWG第10条第5項またはVAG第53c条第3a項は無関係（会計報告目的の異質性）	

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S. 419-423, S. 420 f.

また，上記にいう「特定の前提条件」では，提供された資金の責任特性（Haftungsqualität）が十分なものであることが問題であるとし，この責任特性は，会計に適用される経済的観察法の場合，とりわけ商法上の年度決算書の債権者保護機能に基づいて決定されなければならないものであるとしている[27)]。

こうして，資金提供者が社員に限定されない点をも明示しているのであるが，この責任特性の指示は債権者保護機能に資する損失補償責任の性質（損失バッファー機能）を重視する観点の表明であることは留意されなければならない。この観点から，自己資本表示に係る2つの識別基準――「劣後性」と「報酬の成果依存性と全額での損失参加」――が導出されているのである。責任特性それ自体は，多数の判例で言及されているところである。しかし，会計に適用される経済的観察法により，提供された資金の責任特性が十分であれば，資金提供者が社員でなくても，当該資金は，これを自己資本とみなすとの論理の構築は，享益権保有者には，享益権が債務法上の契約（債権／債務）であるから社員権が元来付与されないとの享益権の特質によるものであって，自己資本の前提条件とはいえないと思われる。それは，単なる「享益権の資本化」論であり，合理化論にすぎない

図表６　享益権の貸借対照表上の表示箇所

3.	他人資本たる享益権資金	自己資本たる享益権資金	収入計上
貸借対照表上の表示	・商法典 265 条 5 項 2 文により，例えば「享益権資金」として表示，または ・（享益証券の場合に限り）商法典 265 条 5 項 1 文により，項目「社債」を細分類の上，または項目「社債」の内訳として表示	商法典 266 条： 項目「A 自己資本」内の別個の項目（引受済資本金の次，利益準備金の次，または自己資本の最終項目）	商法典 277 条 3 項第 1 文および第 2 文に基づき，臨時収益として表示
付属説明書上の説明		・劣後性，全額での損失参加，そして報酬の成果依存性の識別基準を満たしていることが，当該決算日に存在する（残余）期間のどれに関して保証されているかについての記載，とりわけ，可能な限り早期の解約告知および支払いの期限の記載 ・利益に依存する支払義務で消極側に計上されないものについては，商法典 264 条 2 項 2 文に基づいて記載	

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S.419-423, S.421.

と思われる。HFAS は享益権を自己資本の部に表示する方途に係る基準の表明文書であるが，そうした方途を提案せざるを得ない必然的理由は，そこには記述されていないのである。

図表 6 は，上で言及した中間項目での表示を禁止する記述内容を整理したものである[28]。享益権資金については，他人資本または自己資本のいずれかの部に，それと分かる名称を付した上で表示されなければならない。

⑵　属性（識別基準）の要素

次に，上掲⑴の前提条件の下，HFAS では享益権資金を自己資本として表示する際に適用すべき識別基準の詳細と享益権に対する報酬の取扱い，さらには打歩発行の処理が記述されている。その内容は，図表 7 から 9 にみるとおりである。

図表 7 から明らかなように，その①から④は，全体として資本維持と債権者保護を中心とした識別基準といえる[29]。しかし，②「報酬の成果依存性」と④「資金提供の相対的長期性」の 2 つの基準の機能には注意を要する。前者では，確定利払いではないこと ── つまり利益配当に近似した性質の報酬 ── が要求されているように見えるが，貸借対照表それ自体から実務上の報酬支払が当該性質のものであるかを判読することは難しい。後者では，償還年限が相対的長期性の基準であることから，有期の享益権もまた自己資本として表示されるところとなっている。その場合の年数は不明確のままである。さらに，③「全額での損失参加」の基準にも問題がある。この「損失参加」基準は，株主のリスクに対して設定されているのである。等しく「自己資本」として表示されるものでありながら，その損失参加は株主の損失負担に優先して実施されること（いわゆる「株主資本」保護）が出発点である。ここでは，「劣後」基準の場合とは違って，資金提供者は社員か否かという点が問題視されているのである。責任特性（資本維持・債権者保護能力）上，自己資本として表示される享益権には，利益参加上は劣位であること，そして損失参加上は優位であることが要件と

図表７　享益権の自己資本性に係る識別基準

<table>
<tr><th>4.</th><th>①劣後性</th><th colspan="2">報酬の成果依存性と全額での損失参加</th><th>④資金提供の相対的長期性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">識別基準：
累積的充足</td><td rowspan="3">・破産または清算時，享益権保有者の払戻請求権は，他の債権者でその資金提供が自己資本表示の識別基準を満たさない者の同請求権すべてに対する弁済が実施された後に初めて主張できる。この場合に初めて，企業の清算ないしは破産時にも当該享益権資金は責任金額として利用可能となる。⇒清算収入参加権は無くなる。
・清算収入が存在する場合の当該享益権保有者とその他の自己資金提供者とへの配分方法は，享益権資金の責任特性の判断上，取るに足りない。</td><td colspan="2">前提事項：必要に応じて，享益権資金の損失参加と同資金に対する報酬を成果に依存させずに支払う約定とを制限することにより，法律上の資本維持規定の迂回を不可能にする。</td><td rowspan="3">・享益権資金は相対的に長期にわたって提供され，当該期間中，払い戻しは，享益権発行者の決定に拠るものであれ，享益権保有者の要求に拠るものであれ，排除される。よって，当該享益権の有効期間中にその残余期間に依存して自己資本から他人資本へとその分類変更をなすことは，原則として不要。次の場合，債権者保護の理由から，付属説明書には，該当する残余償還年限が記載されなければならない。
－払戻しが，その解約告知期間の欠如を理由として，当該決算日に続く営業年度の経過前に可能である場合，または，
－償還期間中，例えば解約告知により，直ちに弁済期が到来するわけではない支払いを以てしても，その他の自己資本の識別基準がもはや満たされない場合</td></tr>
<tr><td>②報酬の成果依存性</td><td>③全額での損失参加</td></tr>
<tr><td>享益権資金に対する報酬は，利益不分配措置を特別に施していない自己資本構成要素から支払われる（資本維持の原則：分配すべき利益が生じなかったときは，報酬は支払停止）
↓
報酬の費用計上</td><td>・享益権資金は，遅くとも同資本の払戻しの時点には，利益不分配措置を特別に施していない自己資本構成要素の金額を上回る損失部分に関して，当該損失負担に参加しなければならない。これにより，会計上の自己資本は，当該享益権資金を払い戻したとしても，利益不分配措置を施している自己資本構成要素（商法典 269 条および 274 条 2 項）の総額を下回ることはない。
・利益不分配措置を特別に施している会計上の自己資本の構成要素と損失発生額との相殺計算は，この相殺計算に先立って享益権資金が全額利用されているときに初めて認められる。</td></tr>
</table>

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S.419-423, S.420.

なっている。

図表８からは，「自己資本の特徴を有する享益権資金」，つまり自己資本として表示される享益権であっても，その報酬は費用計上されなければならないことが明らかになる[30]。即ち，当該報酬は，利益算定の対象であって，利益処分の対象ではないことになる。仮に享益権利用規約上，当該報酬が利益分配額に応じて決定されることが規定されているとしても，それは，相応しい項目名称を付した上で，費用として処理されなければならないのである。他方，損失補償を実施した場合，当該取崩額は，相応しい項目名称を付した上で年度剰余額の次に表示されなければならない。図表９からも，逆打歩発行の場合，自己資本として表示される享益権に関する当該差額は，やはり費用として処理されなければならないことが分かる[31]。

⑶　HFAS の論理性

以上が，HFAS の内容とその論理構造である。端的にいえば，享益権（法的債務）ではあっても，それが所定の４つの基準（①劣後性，②報酬の成果依存性，③全額での損失参加，④資金提供

図表８　当期利払い額および損失割当額の表示

5.	自己資本の特徴を欠いた享益権資金	自己資本の特徴を有する享益権資金
当期利払い額の表示	・性質上は経営経済学上の「利子」 ・項目「利子およびこれに類する費用」に表示 ・「部分利益移転契約に基づく費用」に表示することは不可	・費用計上（享益権利用規約上，貸借対照表利益からの利益分配が規定されている場合でも同じ。報酬の利益依存性は，履行すべき報酬金額確定上の問題である。） ・項目名称の例：「享益権資金に係る報酬」
損失割当額の表示	・項目「損失引受による収益」（HGB 277 条 3 項 2 文）内で「享益権資金の減少による収益」と区別して表示（「（発行者の払戻義務の減少）」／「享益権資金の減少による収益」），または ・附属説明書上での記載 ・享益権利用規約上，後続年度の年度剰余額によるり享益権基本金の再補充が規定されている場合，当該金額は，例えば，項目「享益権資金の再補充による費用」として計上	・年度剰余額の次に表示 ・項目名称の例：「享益権資金の取崩額」または「享益権資金の再補充」

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S.419-423, S.422.

図表９　享益権の打歩／逆打歩発行にみる差額の処理

6.	自己資本の特徴を欠いた享益権資金	自己資本の特徴を有する享益権資金
打歩発行： 享益権の額面＜その発行価額	・当該差額は，計算区分項目として消極側計上（商法典 250 条 2 項）（貸借対照表日より後の特定期間に関係づけ）	・打歩と享益権の額面とは区別して表示 ・「資本準備金」として表示することは原則的に可能（であるが，項目「享益権資金」内での表示が望ましい）
逆打歩発行： 享益権の発行価額＜その払戻額	・当該差額は，計算区分項目として繰越処理（商法典 250 条 3 項）（貸借対照表日より後の特定期間に関係づけ）	・当該差額は，按分比例的に享益権資金を増額させる一方，別個の費用項目を設け借方計上

（出典）　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994：Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S.419-423, S.421.

の相対的長期性）をすべて満たしている場合には，これを自己資本とみなす論理といえよう。但し，ここにいう自己資本とは── 先に言及したように（第 1 章の(1)を参照）── 形式上の自己資本であり，表示上のそれである。HFAS が展開した論理は「表示上の自己資本」論であって，「実質上の自己資本」論ではない。確かに，年度決算書の比較可能性の観点からすれば，この HFAS は歓迎すべきものであろう。この可能性が飛躍的に増大したはずだからである。しかし，前章に示した実務状況をみる限り，そうではなかったことが既に判明している。HFAS 上は他人資本として表示すべき享益権でありながら，実務上は依然として，それが自己資本として表示され続けていたのである。かかる状況は，HFAS の規範性の低さというよりも，やはり自己資本装備の改善とい

う当時の実務上の切迫した要請に帰せられるであろう。そうであるならばHFASは，享益権が自己資本として表示される実務の在り方それ自体を社会的・制度的に正式化する ── 享益権による自己資本比率の引上げに関して制度的合意を取付ける ── 役割を担った表明文書であったということになる。

それ以上に出て，もう一つの看過し得ない問題が潜在している。自己資本装備を改善するための手段は ── 取得者側の意向を無視すれば ── 特に享益証券（享益権）に限る必然性はない。いわゆる種類株式であっても，その改善は可能だったはずである。事実，1937年以降の一定時期，無議決権優先株式の発行量は，享益証券のそれを凌駕していたのである。ところが1980年代初頭からは，享益証券発行量の増大へと転換していった。何故か。その理由こそが解明されなければならない。IDWをしてHFASを表明せしめた根本的理由，それには，恐らく，享益権（享益証券）に対する報酬の費用計上がもたらす税務上の帰結（事業支出控除）が関係していると思われる。次章以降，この帰結との関係性を明確化すべく，享益権に関する税法，判決および通達を取り上げる。

3. 法人税法8条3項2文と判決

⑴ 法人税法8条3項2文

ドイツの税法上，享益権は，主として次の図表10の3つの条項において規定されている[32]。所得税法17条1項では，享益権は法的債務として一般的に取り扱われている。これに対して，法人税法8条3項および所得税法20条1項1号では，享益権は，利益および清算収入に参加する権利を伴うものとして，別個に規定されている。しかも，所得との関係からみると，法人税法8条3項にみられるように，両参加権を共に有する享益権に対する分配額は所得分配の対象であって，所得減少 ── つまり，事業支出控除 ── の対象ではないとされている。したがって，享益権の資本性の観点からすれば，両方の参加権を有する享益権は自己資本，そうでない場合は他人資本であると認定することができよう。もっとも，同条項は資本性を認定する機能を有しておらず，単に所得を算定する機能しかないともいえよう。いずれにせよ，はたして法人税法8条3項2文にいう「および」なる表現には，どのような解釈が加えられているのであろうか。

⑵ 1994年BFH第一法廷の判決

上記の疑問を解明すべく1994年1月19日付で下された連邦財政裁判所（BFH）第一法廷による判決を，ここに提示しておきたい。主文は次のとおりである。即ち，「享益権が利益に参加する権利のみを認め，清算収入に参加する権利を認めていないときは，法人税法8条3項2文は適用できない」。かかる判断の根拠は，その判決理由上，図表11にみるように詳述されている（抜粋）[33]。

かくして，法人税法8条3項2文にいう「および」なる表現は，累積的充足を求める要件であることが，ここに判明する。しかも，清算収入に参加する権利を伴わない享益権の場合，その分配額は所得を減少させる（事業支出として控除される）ことになるのである。さらに，享益権の資本性を認定する観点からすれば，かかる享益権は他人資本ということになる[34]。

図表 10　享益権に係る税法上の規定

所得税法 17 条 1 項	法人税法 8 条 3 項	所得税法 20 条 1 項 1 号
(1) [1]資本会社に対する参加の売却者が直近 5 年内に同会社の資本に直接または間接に 1％以上で参加していたときは，事業経営から得た所得収入には同会社に対する参加の売却から得た利益もまた属する。[2]資本会社への資本会社に対する持分による隠れた出資は，当該持分の売却と同等である。[3]資本会社に対する持分は，株式，有限責任会社に対する持分，享益証券またはこれに類する参加，および当該参加に対する期待権である。[4]当該売却者が当該売却持分を当該売却前の直近 5 年内に無償で取得したときは，当該売却者が自らではないとはいえ，その前権利者，または，当該持分が順に無償で移転されていた場合は，前権利者の一人が，第 1 文にいう直近 5 年内に参加していた場合，第 1 文が準用される。	(3) [1]所得の算定にとり，はたして所得が分配されるかは，重要ではない。[2]隠れた利益分配ならびに享益権で利益および清算収入に参加する権利を伴うもののすべての種類に対する分配額は，所得を減少させない。[3]隠れた出資は所得を減少させない。[4]所得の上昇は，隠れた出資が社員の所得を減少させた場合に生じる。[5]第 4 文は，社員と親密なる関係に者への隠れた利益分配に基づき，かつ，社員に対する課税に際しては考慮されていなかった，隠れた出資に関して適用される。但し，この隠れた利益分配が，給付する側の法人において，その所得を減少させない場合に限る。[6]第 5 文の場合においては，当該の隠れた出資は，当該参加の取得原価を増加させない。	(1)不労所得には，次のものが属する。 1．利益持分（配当金），利子所得（Ausbeuten）およびその他の所得（Bezüge）で株式，享益権で資本会社の利益および清算収入に対する権利が結び付いているもの，持分で有限責任会社，取得・経済共同組合ならびに法人たる権利を有する鉱業協会に対するものから得たもの。[2]このその他の収入には，隠れた利益分配額も属する。[3]この収入が，法人税法第 27 条にいう税務上の出資勘定から生じた金額が用いられているとみなされる法人の分配額から発している場合には，当該収入は所得収入には属さない。[4]株式が配当受領権で取得されているが，配当請求権なしに引渡しが行われているときは，第 1 文にいう収入に代えて第 5 項に従った持分所有者以外の者が得た所得収入も，その他の収入とみなされる。
単純享益権（法的債務）	特例享益権（認定資本）	

図表 11　1994 年 BFH 第一法廷判決の理由

はたして明白な法文に違反した解釈が許容されるかは，不確かである。いずれにせよ，法人税法 8 条 3 項 2 文の第 2 代替案の逐語的解釈は，この規範の目的にも，法体系または法制史上の考慮にも，対立しない。この法律上の規則に係る法体系上の出発点は，利益が経済的に実現した場合には享益権が享益権保有者に債務法上の請求権を与えるということにある。これに相当するものが，享益権義務者の債務法上の義務である。この義務に基づいて，所得税法 5 条 1 項と結合した法人税法 8 条第 1 項に基づく正規の簿記の諸原則に従って，利益は減少する。結果として所得が減少することについては，法人税法 8 条 3 項 2 文の第 2 代替案は，これを利益参加および清算剰余参加の場合にのみ制限しているのである。債務法上の義務の税法上の考慮の原則は，要するに，享益権の場合に関する法律からは必ずしも一般的に撤回されるとは限らず，結果として，規制の不備は生じていない。法制史上の観点からもまた，利益を減少させる控除を享益権義務者から一般的に排除しようとする動機は生じない。法人税法 8 条 3 項 2 文の第 2 代替案に合致し，かつ，初めて 1934 年法人税法 7 条において法律となった定めは，「実務上生じた疑念」の解明に役立った。	既に，その当時から，享益証券に対する分配額の利益作用は，係争点であったのである。とりわけ，次の見解が主張されていた。すべての種類の享益証券に対する分配は，そのすべてが利益の一部であり，利益を減少させてはならないというのである。こうした見解は，歴代の立法者にとって断絶を示すものであった。1934 年法人税法 7 条 2 文が設けられる背景ともなったライヒ財政裁判所の判決においてもまた，事業支出控除から除外される分配額は，次の享益権に対するそれに限定されていたのである。即ち，当該所有者に対して，清算収入への参加をも含む，資本会社の社員に匹敵する地位を認める享益証券である。それ以後も，立法者は，享益権 / 享益証券一般（所得税法 43 条 1 項 2 号，19 a 条 3 項 3 号，17 条 1 項，資本取引税法 6 条 1 項 2 号，19 条 2 項）と利益参加および清算剰余参加を定めた享益権（法人税法 8 条 3 項 2 文，所得税法 20 条 1 項 1 号）を区別している。こうした意識的な差異化によって，法人税法 8 条 3 項 2 文の適用に際しては清算収入参加の欠如を取るに足りないこととみなすことは禁じられているのである。

（出典）　BFH-Urteil vom 19.1.1994（I R 67/92）BStBl. 1996 II S.77-80.

(3) 2005年BFH第八法廷の判決

続いて，2005年6月14日付の判決をも提示しておきたい。主文は次のとおりである。即ち，「付与された享益権について所得税法17条にいう『会社の資本への参加』が存在するのは，同享益権が利益参加を認めているときではなく，同享益権が会社の清算収入への参加をも定めているときだけである。享益権資金は他の会社債権者への弁済が行われた後に初めて償還されなければならないとの協定（いわゆる優先劣後協定）は，享益権に対して何らの参加特性も付与しない」。かかる判断の根拠は，その判決理由上，次の図表12のとおり詳述されている（抜粋）[35]。

図表12　2005年BFH第八法廷判決の理由

aa）法人税法に従い，立法者（1934年法人税法－KStG－7条，KStG 8条3項2文）と判決（BFH-Urteil vom 19. Januar 1994 I R 67/92, BFHE 173, 399, BStBl II 1996, 77, m.w.N.）とは相当以前から，利益参加のみを認める享益権／享益証券とさらに清算剰余への参加をも定めた享益権／享益証券とを区別してきた。（義務特性を有する）単純享益権（einfache Genussrechte）は享益権付資金の金額での当該保有者の債務法上の請求権を理由づけ，（参加特性を有する）認定享益権（qualifizierte Genussrechte）は名目資本のごとく処理される。前者は会社に対して債務法上の義務を課し，その結果として，分配される利益は当該会社ではこれを事業支出として控除することができ（BFH- Urteil in BFHE 173, 399, BStBl II 1996, 77），後者は享益権を経済的観察法の下で会社資本への参加と認定し，その結果として，その分配によって法人税法上の所得は減じられてはならない（KStG 8条3項2文）のである。清算収入に参加する享益権のみがその保有者に対して資本会社の社員に経済的に匹敵する地位を認めるのである（さらにSchreiben des Bundesministeriums der Finanzen－BMF－vom 27. Dezember 1995 IV B 7－S 2742－76/95, BStBl I 1996, 49。享益権には清算剰余への参加を欠く場合でも参加特性をもたせることができる）。 こうした差異化に従い，文献上の実に圧倒的な見解によれば，新EStG 17条1項3文にいう享益証券もまた，同証券に利益および清算剰余への当該権利が結合しているときにのみ，「資本会社に対する持分」なのである（Dötsch in Dötsch/Eversberg/Jost/Pung/Witt, Kommentar zum Körperschaftsteuergesetz und Einkommensteuergesetz, §17 EStG n. F. Tz.82; Ebling in Blümich, Einkommensteuergesetz, Körperschaftsteuergesetz, Gewerbesteuergesetz, §17 EStG Rz.71; Eilers/R. Schmidt in Herrmann/Heuer/Raupach, Einkommensteuergesetz und Körperschaftsteuergesetz, §17 EStG Anm.146; Hörger in Littmann/Bitz/Pus, Das Einkommen steuerrecht, 15. Aufl., §17 Rn.46; Weber-Grellet in Schmidt, Einkommensteuergesetz, 24.Aufl., §17 Rz.22; Wüllenkemper, Finanz-Rundschau-FR-1991, 473）。

（出典）BFH-Urteil vom 14.6.2005（VIII R 73/03）BStBl. 2005 II S.861 f.

上の判決理由には，1994年判決におけるその骨子がそのまま受け継がれていることは一目瞭然であろう。しかも，各々の概念内容がより明確化されている点は注目に値する。即ち，立法および司法においては，享益権は，法人税法8条3項2文上，利益に参加する権利のみを有する単純享益権と，清算収入に参加する権利をも有する認定享益権とに，2つに区別されているのである。前者の場合，享益権は債務法上の義務を負うもの――したがって，他人資本――であることから，その分配額（報酬）は事業支出として控除されるが，後者の場合の享益権は，名目資本――したがって自己資本――のごとく取り扱われるところから，その分配額は法人税法上の所得を減じてはならないのである。つまり，前者と同様に事業支出として控除されるとはいえ，当該金額は事後において所得分配の形式へと修正されるというわけである。

なお，とりわけ，こうした帰結をもたらす規則の設定を通じて同時に，享益権を他人資本または（表示上の）自己資本と認定するための規則（以下，資本認定基準と略）も設定されていることは，留意されなければならない。

⑷　享益権資金の処理にみる HFAS と税務判決の比較

法人税法８条３項２文に基づいて税務判決上は――上にみたように――いわゆる税務上の自己資本が想定されている。つまり，税法においては，享益権に関して，これを他人資本または自己資本へと分類する独自の資本認定基準が設けられていることになる。もっとも，この名目資本（ないしは自己資本）なる用語は，その類似性（「ごとく」）において使用されているにすぎない。いわば「表示上の自己資本」ともいえよう。前章にみた HFAS 上の分類と比較すれば，図表 13 のとおりである。貸借対照表次元の相違をも加味すれば，享益権の資本性を認定する基準――資本認定基準――は商事貸借対照表と税務貸借対照表とでは別々に存在しているということになる。

図表 13　税務判決の見解と HFAS とに基づく享益権資金の処理

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">法人税法８条３項２文
（税務貸借対照表）</th><th colspan="3">HFAS（IDW HFA 1/1994）
（商事貸借対照表）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">基準</td><td rowspan="2">利益への参加</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td>劣 後 性</td><td>○</td><td rowspan="4">累積的充足
不履行</td></tr>
<tr><td>持 続 性</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">清算収入への参加</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">×</td><td>成果依存</td><td>○</td></tr>
<tr><td>損失参加</td><td>○</td></tr>
<tr><td>性格</td><td rowspan="4"></td><td colspan="2">法的債務</td><td rowspan="4"></td><td colspan="2">法的債務</td></tr>
<tr><td>表示</td><td>自己資本</td><td>他人資本</td><td>自己資本</td><td>他人資本</td></tr>
<tr><td>報酬</td><td colspan="2">支出控除</td><td colspan="2">費用計上</td></tr>
<tr><td>修正</td><td>所得加算</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

（出典）筆者による。

この図表にみる資本認定基準から明らかなように，HFAS の基準を満たすが，法人税法８条３項２文にいう清算収入への参加を認めないように，当該の享益権利用規約の内容を決定しておくことは可能であろう。この場合，当該享益権は，表示上，商事貸借対照表上においては自己資本，税務貸借対照表においては他人資本として取り扱われることになる。法人税法８条３項２文の規制内容が HFAS――それどころか，享益証券の発行量が増大した 1980 年代初頭よりも遥か――以前に存在していたことに鑑みれば，第１章で言及した（商事貸借対照表上の）実務状況の根底には，かかる認識の共有は存在していたと推察できる。清算収入に参加する権利を欠如させるのみで税務上は享益権に対する分配を事業支出として控除できるというのであれば，自己資本装備の改善に向けて当該享益権を利用――資本の部ないしは中間項目に表示――しようとする選択（即ち，債務のメザニン化）は当然の意思決定と思われる。

4.　法人税法８条３項２文と通達

⑴　1986 年 BMF 通達

前掲の図表 13 にみる享益権（享益証券）の資本認定基準が商事貸借対照表と税務貸借対照表と

で相違することとそれがもたらす効果とは，税務判決文書に書かれた事柄として，推定上確認され得るにすぎない。このことのみでは，1980年代初頭の享益証券発行量の増大を惹起させた事実（要因）を示し得たことにはならない。より明確かつ直接的要因の確認が求められよう。実は，次の図表14に示した連邦財務省（BMF）の通達こそが，それであるということができる。

図表14　1986年BMF通達

享益権の税務上の処理	
資本会社での享益権に対する分配は，法人税法8条3項2文の前提条件が存在しないときは，事業支出として控除可能である，との見解が主張されている。この意見は共有される。 この条項の解釈に関しては，財務委員会報告書で引用された連邦財務省の解説が指示されている。それによれば，「享益権資金を持分相当の秘密積立金を付加せずに返済できるとき」（BT- Drucks. 10/2510 S.7）は，清算収入への参加権は存在しないのである。こうした判断を連邦財務大臣は固守している。しかし，同大臣は，定式化が少し変更されるならば誤解が生じ得ることに注意を喚起している。なぜならば，財務委員会の報告書では，享益権付資金を返済し得ることが考慮されているからである。 しかしながら，清算収入への参加は，企業の清算前に償還を要求し得ない場合でも存在するのである。その上，享益権付資金の償還請求権は主として清算時の企業の収入を低下させるのである。こうした解釈は法人税法8条3項2文の文言から明らかである。そこで使用されている概念「清算収入」は概念「清算剰余金」とは合致しない。その内容は，直接的に他の規定から導出できるというわけでもないのである。それ故，ライヒ財政裁判所（vgl. Urteil vom 28. 4. 1936, RStBl. S.770）と連邦財政裁判所（vgl. Urteil vom 28. 6. 1960, HFR 1961 S.12）は，この法律規定導入後も，はたして享益権は企業の租税負担能力を創業資本金（Stammkapital）とほぼ等しい方法で低下させるかを考慮してきたのである。享益権資金の償還を企業の清算前に要求することができないときは，こうした前提条件は満たされる。かくして，この種の享益権に対する分配額の控除不可能性は，判例が開発してきた諸原則に合致しているのである。	こうした解釈は，享益権資金の払込みをもその判断に共に関係づけるときは，やはり結果的には有意味である。債務としての享益権資金の消極側計上または相応の引当金の設定を償還不可能性の故に考慮しないときは，はたして当該払込みを税務上は出資または利益として取扱うことができるかが吟味されなければならない。前掲の前提条件の下では分配は税務上利益分配とみなされなければならないことから，当該払込みは，これを利益としてではなく出資として把握されなければならない。 享益権資金の償還請求権が経済的に重要でないときにも，同じく清算収入への参加は存在する。これは，負担比較の帰結である。 この比較は－上述のごとく－判例により開発されてきた。例えば，償還が遠い将来に初めて要求できるものであるときは，償還請求権は経済的には無意味といえる。こうした観点からすれば，債務証書の場合にも一般に設定されている償還期間に関しては，償還期間が30年までの場合には疑念は生じない。その際，次の意見が共有されている。即ち，無期ではあるが，保有者に解約告知権のある享益権は，その限りで，有期の享益権と同一の判断に服するというものである。 秘密積立金への参加という問題に関しては，既に1986年2月17日付の通達（Az. Ⅳ B 7 － S 2742 － 1/86）で以て態度が表明されている。 劣後協定が損失参加と結び付けられていることだけで，自己資本としての認定が生じるのではない。上述のその他の基準が決定的である。 （中略） 享益権資金は，言及した基準に従ってその分配が事業支出であるときは，財産法上，負債項目として控除することができる。

（出典）　Steuerliche Behandlung von Genussrechten, Bundesminister der Finanzen, Schreiben vom 8.12.1986 －Ⅳ B 7 － S 2742 － 26/86, in: Betriebs-Berater Heft 10 10.4.1987, S.667-668.

このように1986年BMF通達によれば，①享益権資金を清算以前に償還することが求められていない場合，または②当該償還請求権の主張が遠い将来のことである場合，のいずれかに該当しないときは，当該享益権には，財政当局の見解としては既に，清算収入に参加する権利は欠如していることになっていたのである。なお，他方の利益に参加する権利については，会計上の自己資本の

引受けに関する報酬の成果依存型の基準と必ずしも一致する必要はない。例えば，確かに，最低利払いの約定は，場合にもよるが，会計上の自己資本の引受けを排除する。しかし，この利益参加なる税法上の構成要件は，この引受を排除するものではないのである。さらに，逆に上記2点が満たされている場合は，「分配は税務上利益分配とみなされなければならないことから，当該払込みは，これを利益としてではなく出資として把握されなければならない。」として，法人税法8条3項2文には資本認定基準の存在も確認されているのである。以上を要約すれば図表15のとおりである。

この表から分かるように，商事貸借対照表上は自己資本として表示でき，同時に損金算入枠を拡大させることを可能にする享益権はDの場合である。HFASにも言及すれば，そこでは「清算時または比較的長期間経過後の償還請求」は「劣後」としての扱いが採られており，「享益権資金は，同資金が企業の清算ないしは破産時にも責任実体として利用され得る」ことが想定されている[36)]。よってDの場合には，劣後性を以て清算収入へ参加する権利は付されていないとみなされることになる。こうして，1980年代初頭には，恐らく，このDの場合を起点として“債務のメザニン化”（またはメザニン金融）が企図されることになったということができる。借入金等の債務を享益権資金と化することが考案されたわけである。この場合，この交換（スワップ）でも税務貸借対照表上は他人資本であることに変更はない。つまり，支払利息は損金計上として処理される。他方，商事貸借対照表上は，当該借入金を自己資本として表示することが可能となり，自己資本比率の上昇を達成することができたのである。

図表15　1986年BMF通達にみる享益権の種別

特性＼享益権		A	B	C	D
利益参加権上の報酬	成果依存的	○	−	−	○
	成果独立的	−	○	○	−
清算時または比較的長期間経過後の償還請求		○	○	−*	−*
商事貸借対照表上の取扱い	資本特性	自己資本	他人資本	他人資本	自己資本
税務貸借対照表上の取扱い	資本特性	自己資本	自己資本	他人資本	他人資本
	分配額の控除可能性	無	無	有	有

（出典）　筆者による。
*劣後性を規定し，清算収入に参加する権利を予定していない。

⑵　2011年OFD Rheinlandの内部通達（サマリー情報）

しかし，同一の資金提供を商事貸借対照表上は自己資本，税務貸借対照表上は他人資本として取り扱うことの論拠それ自体が，はたして妥当であるかは問題とされなければならない。事実，次にみるように，2011年12月14日付のラインラント上級財務局（OFD Rheinland）の内部通達では，異議が唱えられるところとなった。その内容は，前掲の1986年BMF通達とは真っ向から対立するものとなっている。

図表 16　2011 年 OFD Rheinlandno の内部通達

債務のメザニン化に係る税務上の処理	
最近は頻繁に，次の問題が提起されるようになってきた。はたして危機状態にある資本会社は享益権を使用して税務中立的にデレバレッジをかけることができるか，というものである。このためには，返済不能な社員借入金が享益権に転換される（いわゆる“債務のメザニン化”）。その際，享益権は意図的に，この享益権が自己資本とみなされるように形成される（この点に関しては，IdW の専門委員会の意見書，HFA 1/1994, WPg 1994, 419 を見よ）が，同時に法人税法 8 条 3 項 2 文の前提条件を満たさないようにするのである。通常は，清算収入への参加が欠如している。これにより，次の見解が主張されている。即ち，享益権は商法上自己資本であるが，税務上は他人資本であり，したがって税務貸借対照表上は損益中立的な消極側交換が行われなければならない，というものである。 こうした観点には従うことはできない。	法人税法 8 条 3 項 2 文の第 2 代替案の規定には，所得算定に係る規則しか含まれておらず，享益権の税務貸借対照表上の処理に関する言明は行われていないのである。つまり，この規定の法律効果は，享益権報酬を貸借対照表外で加算するときに生じるに過ぎないのである（vgl. BFH-Urteil vom 29.06.1994, BStBl 2002 Ⅱ S.366 und BMF-Schreiben vom 28.05.2002, BStBl 2002 Ⅰ S.603）。 以上から，次のことを前提に据えなければならない。商事貸借対照表上で負債を自己資本に再認定することは，基準性原則に従って，税務貸借対照表上でも自己資本に再認定されることになる。かかる再認定の結果，商事貸借対照表および税務貸借対照表上は収益がもたらされるところとなり，当該収益は，当該債権の回収可能性が欠如している場合には，隠れた出資金を控除することにより，貸借対照表外で相殺されるのである。

（出典）　OFD Rheinland: Steurliche Behandlung von Debt Mezzanine Swaps, Verfügung vom 14. 12. 2011－Kurzinfo Kst Nr. 56/2011, in: http://finanzen.ruw.de/rdf-news/ urteile/Steurliche-Behandlung-von-Debt-Mezzanine-Swaps-22834

1986 年 BMF 通達との明確な相違は，①法人税法 8 条 3 項 2 文が── 資本認定基準ではなく── 単なる所得算定に係る規則（以下，所得算定基準と略）とみなされていること，そして②基準性原則が自己資本に関して適用されるものと理解している点にある。

①に関しては，1986 年 BMF 通達によれば，法人税法 8 条 3 項 2 文にいう享益権に対する払込金（Ein- zahlungen）は出資金に分類されなければならないのである。それ故に BMF は，この規定に対して税務会計上の次元── 税務上の自己資本という認識── をも割り当てていたことになるのである。文献上も，こうした認識は支配的となっているとされる。「法人税法 8 条 3 項 2 文は，利益および清算収入に参加する享益権に関しては，その文言より出て，分配を会社資本に対する分配と同列に置くのみならず，享益権付資金を自己資本または他人資本に分類するものなのである」[37]。

②に関しても，明確な反論が展開されている。即ち，「GoB が基準性を発揮するのは，所得税法 4 条 1 項 1 文にいう事業用財産との関連においてのみである。連邦財政裁判所の判例によれば，事業用財産とは，事業に役立つ，または役立つことが決定されている（正および負の）経済財の総額である。他方，支配的見解によれば，基準性原則は，残高項目としての自己資本には適用されないのである。この点は，連邦財政裁判所の判例にも合致している。2005 年 11 月 30 日付の判決において第 1 法廷が決定したところによれば，自己資本との関係では税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性は存在しないのである。むしろ，税法は所得税法 4 条 1 項 7 文に独自の出資金概念（Ein- lagebegriff）を収めているのである。この概念に関して，所得税法 5 条 6 項は，まさに基準性原則からの離断を命令しており，この点は資本会社にも適用されるのである。そうでないとなれば，所得税法 5 条および 6 条の税務上の諸原則に従った利益算定は無駄であるということになり，所得税法 4 条 1 項に従った事業用財産比較という目的に関しては常に，商法上の自己資本項目のみ

が考慮されることになってしまうであろう。」[38] という。

いずれにせよ，こうした通達内容の変更は，享益権（享益証券）に対する分配額の事業支出としての控除を阻止せんとするものである。そのためだけの論理として，上記①および②が選定されたといえる。その論理の組立ては，法人税法８条３項２文に関する従来の解釈「資本認定基準」を排除すべく②の「基準性原則」を持ち出し，その後で，法人税法８条３項２文の規定を新たに性格づける必要から，これを「所得算定基準」としているにすぎないのである。

⑶ 2016 年 OFD NRW 調整通達

2011 年 12 月 14 日付のラインラント上級財務局の内部通達には，上にみたように，根拠十分の反論が展開されていた。恐らくは，この故に，次の図表 17 に見る 2016 年の連邦統一の通達（2016 年 OFD NRW 調整通達）では，「所得算定に係る規則」（所得算定基準）や「基準性原則」なる用語は削除されるに至ったのであろう。この調整通達では，それに代えて，HFAS を慎重原則に含め，「正規の簿記の諸原則を遵守した商事貸借対照表」なる用語を持ち出してはいるが，「基準性原則」が発動させられることには何ら変わりない[39]。即ち，「資本認定基準」は排除される。しかも，これにより，新たに法人税法３条８項１文に基づいて「税務上の自己資本」を構築，その分配額の事業支出控除を所得分配へと転換せしめ，事業支出控除の阻止という方針は堅持されているのである。

図表 17　2016 年 OFD NRW の調整通達

享益権の法人税法上の処理	
連邦および州の上級財務局は，享益権の税務上の処理に関して決議を下した。それによれば，次の諸原則が適用される。 －享益権で，IDW/HFA 1/1994（Die Wirtschaftsprüfung, 1994, S. 419）により設定された基準（劣後性，報酬の成果依存性および全額までの損失参加，資金提供の相対的長期性）を含む慎重原則を遵守して，正規の簿記の諸原則を遵守した商事貸借対照表において既に債務でないものは，税務貸借対照表においても債務として表示してはならない。こうした場合，それは，税務上の自己資本である。それは，設立時点においては，回収可能部分の金額での出資として処理しなければならない。 －この享益権に対する，あらゆる種類の分配は，所得処分である。これは，分配する側の法人の所得を減少せしめてはならないものである（法人税法８条３項１文）。法人税法８条３項１文の文言からは，一般に，税務上の自己資本商品に対する『分配』は控除禁止であることが明らかになる。 －このことに関わりなく，享益権で，商事貸借対照表上は他人資本として処理されるが，資本会社の利益および清算収入に参加する権利が結び付いているものに対する，あらゆる種類の分配は，分配する側の法人の所得を減少せしめてはならない（法人税法８条３項２文第２代替案）。法人税法８条３項２文の第２代替案の解釈のために発行された BMF 通達（1986 年２月 17 日付の BMF 通達－Ⅳ B 7-S 2742-1/86-，1986 年 12 月８日付の BMF 通達－Ⅳ B 7-S 2742-26/86- および 1995 年 12 月 27 日付の BMF 通達，BStBl 1996 Ⅰ S. 49）は，引続き有効である。	

（出典）　OFD Nordrhein-Westfalen, Verfügung betr. korperschaftsteuerliche Behandlung von Genussrechten（§8 KStG）vom 12. Mai 2016, S 2742-2016/ 0009-St 131, in: DStR 2016, 1816

図表 18 は前掲２つの通達の内容を一覧表示したものである。また，これと従来の支配的見解とを比較し，その相違点を明確化すべく，同形式にて作表したものが，図表 19 である。

こうした比較からは，事例①の箇所に明確な相違が確認されよう。2016 年 OFD NRW 調整通達以前の支配的見解（図表 19）では，当該享益権を商事貸借対照表上は自己資本，税務貸借対照表上は他人資本と認定し，その分配額は事業支出として控除されることになっているが，件の通達

図表 18　2011 年 OFD Rheinland の内部通達および 2016 年 OFD NRW の調整通達に基づく享益権資金および享益権報酬をめぐる商法・税務の関係

事例	IDW HFA 1/1994	商事貸借対照表上		基準性	税務貸借対照表上		
		享益権資金	享益権報酬		享益権資金	§8 Abs.3 S.2 KStG	享益権報酬
①	○	**EK**	**利益分配⇒費用計上**	あり	**EK**	**S.1**	**支出控除⇒所得加算**
②							
③	×	FK	費用計上		FK	×	支出控除
④					FK	○	支出控除⇒所得加算

（出典）　OFD Rheinland: Steurliche Behandlung von Debt Mezzanine Swaps, Verfügung vom 14. 12. 2011 - Kurzinfo Kst Nr. 56/2011, in: http://finanzen.ruw.de/rdf-news/ urteile/Steurliche-Behandlung-von-Debt- Mezzanine-Swaps-22834 および OFD Nordrhein-Westfalen, Verfügung betr. korperschaftsteuerliche Behandlung von Genussrechten（§8 KStG）vom 12. Mai 2016, S 2742-2016/ 0009-St 131, in: DStR 2016, 1816　作表は筆者。なお，①と④の“支出控除⇒所得加算”の修正は貸借対照表外で行われる。

図表 19　従来の支配的見解に基づく享益権資金および享益権報酬をめぐる商法・税務の関係

事例	IDW HFA 1/1994	商事貸借対照表上		基準性	税務貸借対照表上		
		享益権資金	享益権報酬		§8 Abs.3 S.2 KStG	享益権資金	享益権報酬
①	○	**EK**	**利益分配⇒費用計上**	なし	×	**FK**	**支出控除**
②					○	EK	支出控除⇒所得加算
③	×	FK	費用計上		×	FK	支出控除
④					○	EK	支出控除⇒所得加算

（出典）筆者。

（図表 18）では，法人税法 8 条 3 項 2 文ではなく第 1 文（S.1）が適用され，当該支出額は貸借対照表外（オフバランス）で所得に加算し，所得を減少させない処理が施されなければならない。

⑷　ドイツ連邦信用協同組合協会の見解

しかし，この 2016 年 OFD NRW 調整通達については，2017 年 1 月 17 日付でドイツ連邦信用協同組合協会から，「基準性原則」が適用され，かつ，法人税法 8 条 3 項 2 文が所得算定基準である場合でも，その事例①および②が ── 図表 18 に示したように ── 共に所得分配として処理されること（貸借対照表外で所得加算処理）にはならないとの主張が，強い調子で展開されている。かかる主張を敢えて図表 18 の形式を用いて示せば下掲の図表 20 のとおりである。

同協会によれば，当該享益権（享益証券）が「基準性原則」により税務貸借対照表上も自己資本であるとしても，この享益権には，法人税法 8 条 3 項 1 文ではなく同 2 文が適用されるのであり，事例①の場合，その分配額は事業支出控除の対象であるとする。

もとより，同協会にあっては，法人税法 8 条 3 項 2 文は「基準性原則」よりも優先されるべき規定であるとし，同原則の適用それ自体を否定してはいる。ところが，「法人税法 8 条 3 項 2 文の前提条件が『遵守される』，つまり，例えば清算収入への参加が排除されるならば，支払利息に関す

図表 20　2017 年ドイツ連邦信用協同組合協会の見解に基づく享益権資金および享益権報酬をめぐる商法・税務の関係（図表 18 との関連で）

事例	IDW HFA 1/1994	商事貸借対照表上		基準性	税務貸借対照表上		
		享益権資金	享益権報酬		享益権資金	§8 Abs.3 S.2 KStG	享益権報酬
①	○	EK	利益分配⇒費用計上	あり	**EK**	**×**	**支出控除**
②						○	支出控除⇒所得加算
③	×	FK	費用計上		FK	×	支出控除
④					FK	○	支出控除⇒所得加算

（出典）　Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken e.V., Steuerliche Abzugsfähigkeit von Ausschüttungen auf Genussrechte und stille Beteiligungen, https://die-dk.de/media/files/Sbr- 2017-01- 19-Steuerliche_Behandlung_von_Genussrechten-Anlage.pdf

作表は筆者。この図表 20 は，その主張点－享益権報酬の処理には基準性は適用不能との主張（①の創出）－を図表 18 と比較の上で明確化するために，筆者が作成したものである。この協会の論理構造そのものではない。

る事業支出控除は今後も認められなければならない。ここには，基準性考慮の余地というものは存在しない」[40] と明言し，上で言及したように，事例①に対する法人税法 8 条 3 項 1 文の適用が特に問題視されている。法人税法 8 条 3 項 2 文をして ── 資本認定基準ではなく ── 所得算定基準であるとするならば，なおのこと「基準性原則」の適用は排除される，かかる旨の見解であると解される。

む　す　び

さて，前章の図表 18 として提示した財政当局の見解（通達）では，図表 19 および 20 と比較して見た場合，相当異質の論理が展開されていることは一目瞭然であろう。その詳細は，既に前章の (2) の図表 16 に関して述べたとおりであるが，HFAS の基準性それ自体に言及することは避けてきた。以下，この問題を取り上げ，本稿のむすびとしたい。

(1) 2011 年および 2016 年の通達は，HFAS の基準性をその基底に据え，商事貸借対照表上は自己資本と認定された享益権について，これを税務貸借対照表上も自己資本であるとしているが，その分配額については ── HFAS 上は費用計上であるにもかかわらず，法人税法 8 条 3 項 1 文を適用して ── 事業支出控除を認めず，貸借対照表外で所得加算の処理を施す旨を定めている（図表 18 の事例①および②を参照）。商事貸借対照表上は他人資本と認定された享益権についても，同様に基準性を介して，税務貸借対照表上も他人資本であるとしているが，その分配額については ── やはり HFAS 上は費用計上であるにもかかわらず，この場合には法人税法 8 条 3 項 2 文を適用して ── 同様の処理が施されている（図表 18 の事例④を参照）。HFAS 上は享益権に対する分配額は一律に ── その資本性とは無関係に ── 費用であると定められているにもかかわらず，この費用計上の箇所に関しては，基準性は適用されていないのである。それに代えて，法人税法 8 条 3 項 1 文ないしは 2 文が ──「資本認定基準」としてではなく ──「所得算定基準」として持ち出されている。

したがって，HFAS の基準性とはいいながら，その適用は選択的であることが分かる。商事貸

借対照表における享益権の自己資本（または他人資本）としての「表示」の次元に限定した基準性であるといわざるを得ない。

⑵こうした「表示」の次元に限定したHFASの基準性に同意を得るには，HFASが「正規の簿記の諸原則」（以下，GoBと略）の構成要素でなければならない。仮にHFASはGoBであるとしよう。この場合，HFASの機能上，かかるHFASは，「利益算定」上のGoBではなく，いわば「表示」上のGoBであるということになる。しかし，所得税法5条1項1文によれば，現在，基準をなすのは前者のみであり，後者は「基準性原則」の適用対象とはなっていないのである。

⑶それ以上に出て，そもそもHFASはGoBであるかという点が，やはり問われなければならない。その際，「商法上のGoBに対するIDWの見解の関連性については，想起しておかなければならないことがある」[41]。「GoBは，目下支配的な見解によれば，法規範であり，それは（商人慣行または取引慣行の経験的観察ではなく）熟考を通じて探し当てられ，具体化されなければならないものである。私法上の社団法人として，IDWには，規範設定権能はない。この故に，IDWの見解には法たる性質はない。この見解は，専門知識ある集団の高度の意見表明であり，それ以上でも，それ以下でもない。IDWは，商法上のGoBの理解または開発に関しては，何ら『解釈独占者』ではない。よって，このIDWの見解は，GoBの『設定』を可能ならしめるものではなく，その論証によって納得せしめることができるにすぎない，あるいは，納得せしめることはできないものなのである」[42]。

⑷こうしたGoB論を前提とした場合，財政当局側は，HFASの論証力に納得し，これをGoBの内容充填に資する一つの解釈とみなしたが故に，2011年および2016年の通達では，その基準性が展開されたといえなくもない。しかし，そうであるとしても，上記⑴にみた限定的な「基準性原則」の適用は，明らかに説得的とはいえない。この限定的適用は――繰り返しになるが――法人税法8条3項1文および2文が「所得算定基準」であることの帰結としているが，むしろ逆である。かかる限定的適用を図る上で，その「資本認定基準」から「所得算定基準」への性格変更が行われているにすぎないのである。その狙いは，当該分配額の商事貸借対照表上での費用計上を税務貸借対照表上では遮断――事業支出控除を一律に禁止――する点にある。かかる「基準性原則」の設定は，まさに「チェリー・ピッキングないしは国庫優先に指向した基準性」（Cherry-Picking-/Pro-Fisco-Maßgeblichkeit）[43] ともいうべき状況といえる。本稿に示したドイツにおける現下の「享益権」会計の制度構造の在り方は，「国庫優先の基準性」論の展開[44] に起因しているとみなすものである。

《注》

1） Herbert Oelke, Helge-Torsten Wöhlert u. Stephan Degen: Debt Mezzanine Swap-Königsweg für die Restrukturierungsfinanzierung?, in:BB 2010, Nr.6（2.2010),S.299-303, S.301; Ann-Kathrin Schleusener: Der Debt-Equity-Swap, Frankfurt am Main 2012, S. 1-178, S. 120.

2） Jörg Baetge u. Benedikt Brüggemann: Ausweis von Genussrechten auf der Passivseite der Bilanz des Emittenten, in: DB 2005（Heft 40 vom 7.10.2005, 58 Jahrgang）, S. 2145-2152, S. 2145.

3） Uwe Hüffer: Aktiengesetz, 12 Aufl., München 2016, S. 1486.

4） Herbert Oelke, Helge-Torsten Wöhlert u. Stephan Degen, a.a.O., S. 301.

5） OFD Nordrhein-Westfalen, Verfügung betr. korperschaftsteuerliche Behandlung von Genussrechten（§8 KStG）vom 12. Mai 2016, S 2742-2016/ 0009-St 131, in: DStR 2016, 1816

6) 7)　Uwe Hüffer: Aktiengesetz, 12 Aufl., a.a.O., S. 1485.

8) 9)　Karlheinz Küting, Harald Kessler und Hans-Jörg Harth, Genussrechtskapital in der Bilanzierungspraxis: Eine empirische Untersuchung zur Resonanz der HFA-Stellungnahme 1/1994 unter Berücksichtigung bilanzpolitischer Gesichtspunkte, In: BB 1996, Beilage 4 zu Heft 8 (22.2.1996), S. 1-24, S. 2.

10)　即ち，自己資本の概念定義が法律上は欠如していることを論拠に，債務法上の「債務」たる享益権を会計上は資本補充商品（代替資本金 Kapitalersatz）と化する方途を切り開く手段として法律上の自己資本の「論理枠」を利用し，この回廊への接近作業（債務間の差異化）を経て，表示に係る会計基準上，享益権資金の自己資本化が図られたといえる。

11)　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994: Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg, Heft 13/1994, S. 419-423.

12)　Karlheinz Küting, Harald Kessler und Hans-Jörg Harth, a.a.O.

13)　Ebd., S. 2.

14)　Ebd., S. 15.

15) 16)　Ebd.

17)　Ebd., S. 15f.

18)　Ebd., S. 17.

19)　Ebd., S. 19.

20) 21)　Ebd., S. 21.

22) 23) 24)　Ebd., S. 22.

25)　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994, a.a.O., S. 419.

26)　Ebd., S. 420f.

27)　Ebd., S. 420.

28)　Ebd., S. 421.

29)　Ebd., S. 420.

30)　Ebd., S. 422.

31)　Ebd., S. 421.

32)　本稿の主題に関する条項に限定している。

33)　BFH-Urteil vom 19.1.1994（I R 67/92）BStBl. 1996 Ⅱ S. 77-80. なお，閲覧にあたっては，下記のサイトのものを使用した。http://www.bfh.simons-moll.de/bfh_1996/XX960077.HTM

34)　Jochim Hennrichs u. Carsten Schlotter, Körperschaftsteuerlichte Behandlung von Genussrechten－Zugleich kritische Anm. zur Verfügung der OFD NRW Vom 12. 5. 2016 S.1407－, in:DB 2016 (9.9.2016), Nr. 36, S. 2072-2078, S. 2073.

35)　BFH-Urteil vom 14.6.2005（Ⅷ R 73/03）BStBl. 2005 Ⅱ S. 861f. なお，閲覧にあたっては，下記のサイトのものを使用した。http://www.bfh.simons-moll.de/bfh_2005/xx050861.html

36)　IDW, Stellungnahme HFA 1/1994, a.a.O., S. 420.

37)　Florian Lechner u. Martin Haisch, Besteuerung von Debt-Mezzanine-Swap － Kritische Anmerkungen zur Kurzinformation der OFD Rheiland vom 14.12.2011, in: Ubg Heft 2/2012, Jahrgang 5, S. 115-118, S. 117f.

38)　Ebd., S. 116f.

39)　但し，「商事貸借対照表の無制限の基準性」という体裁が採用されている事には留意しておく必要があろう。次の文献を参照されたい。Konrad Richter, Anmerkung zur abgestimmten Verfügung der OFD Nordrhein- Westfalen v. 12.5.2016 bzgl. der Behandlung von Genussrechten － Das Ende für den Debt-Mezzanine-Swap? in: DStR 2016 (2.9.2016), Heft 35, 54.Jahrgang, S. 2058-2062, S. 2061.

40)　Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken e.V., Steuerliche Abzugsfähigkeit von Ausschüttungen auf Genussrechte und stille Beteiligungen, https://die-dk.de/media/files/ Sbr-2017-01-19-Steuerliche_Behandlung_von_Genussrechten-Anlage.pdf

41) 42) 43)　Jochim Hennrichs u. Carsten Schlotter, a.a.O., S.2076.

44)　同様の主旨で「国庫政策の基準性」とも評されている（Patrick Velte, Fiskalpolitische Maßgeblichkeit bei der Rückstellungsbewertung, in: StuW 2013, S. 197-210.）。「基準性原則」は，2010 年 3 月 12 日付の BMF 通達を機に生じた「形式的基準性の事実上の放棄」（逆基準性の廃止）により制度的には大き

な変貌を遂げた。既存の選択権は通常，両貸借対照表上は，相互に独立して行使することができる。かかる分離傾向にあって，最近では，国庫優先ないしは政策的配慮から，敢えて── 商法上の GoB ではなく── 商事貸借対照表を基準とする傾向（再接近）がみられるようになっている。

【参考文献】

Andreas Driver, Behandlung von Genussrechten bei der Verschmelzung und beim Abschluss von Unternehmensverträgen, in: BB 2014, Nr. 5（27. 1. 2014）, S. 195-201.

Gerhard Emmerich/Klaus-Peter Naumann, Zur Behandlung von Genußrechten im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften, in: WPg 20/1994（Jahrgang 47）, S. 677-689.

Henning Zülch, Mark-Ken Erdmann und Joyce Clark, Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital nach HGB und IFRS：Darstellung und Würdigung aktueller Entwicklungen unter besonderer Berücksichtigung des ED IAS 32（2006）, in: IRZ 4/2006, S. 227-232.

Manfred Groh, Genußrechtskapital und Maßgeblichkeitsgrundsatz, in: BB 11/1995, S. 559-560.

Stefan Müller/Niels Weller/Jens Reinke, Entwicklungstendenzen in der Eigenkapitalabgrenzung－Oder: Warum die Grundzüge des loss-absorbtion-approach auch eine konsequente Fortführung der eingeleiteten Veranderung im deutschen Gläubigerschutzkonzept sind－, in: DB 2008（Heft 21 vom 23.5.2008）, S. 1109-1115.

Stefan Griemla, Zur Verstandnis der Laufzeit eines Genussrechts als Kriterium zur Abgrenzung von steuerlichem Eigen- und Fremdkapital nach dem BMF-Schreiben v. 8.12.1986, in: FR 18/2011, S.853-855.

Udo Becker, Schadenersatzanspruchen von enussrechtsinhabern：Die Klöcknerrechtsprechung auf dem Prüfstand, in: NZG 28/2912, S. 1089-1093.

Ulrich Herfurth und Sibyll Hollunder-Reese, Genussrechte als Finanzierungsinstrument, in: International Law Business Information, www.caston info Dailynews & Newsbank, COMPACT No. 220-03/2006, http: //www.herfurth.de/fileadmin/herfurth/compact/CC-220.pdf

Thomas Rohler, Bilanzierung von Genussrechten-Ist die Steuerneutralität gefährdet?- in: 01/2013 Bilanzen im Mittelstand, S.4-7, https://www.dhpg.de/cms/upload/pdf/Bilanzen_im_Mittelstand/BIM-01-13-Rohler_Ansicht.pdf#search='Steuerliche+Behandlung+von+Genu%C3%9Frechten+BMFSchreiben+1995'

謝辞

岡本治雄先生には，明治大学名誉教授 鈴木義夫先生が主催する現代会計制度研究会での同先生との実に示唆に富む対話を傍聴する形で多くのご教示を頂戴いたしました。このたび岡本先生が目出度く古希を迎えられるにあたり改めて日頃の学恩に深甚なる感謝の意を表します。

（原稿受付　2017 年 12 月 15 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 69-86

〈論　文〉

公認会計士・監査審査会の検査と内部監査における外部評価の共通項

松　井　隆　幸

要　約

筆者が勤務する公認会計士・監査審査会（以後，審査会）の主な業務の一つは，監査事務所に対する検査である。筆者は，審査会に勤務する前に，大学の教員として，内部監査を専門領域としてきた。本稿は，この筆者の経験に基づき，検査が内部監査の品質評価における外部評価と，検査／評価の対象及び業務等に関して共通項を有していることを指摘し，それぞれの分野における知見を活用できる領域を示すことを目的としている。そのため，1 において，審査会の検査の目的，目標，対象，業務及び検査官の要件について述べ，2 において，内部監査及び品質評価の目的や目標等を明らかにした上で，外部評価の目標，対象，業務及び外部評価者の要件について述べた。次の 3 では，まず，検査と外部評価は，目的，目標，実施主体の性格，法的裏付けの有無，検査／評価者の選任権限等について基本的な違いがあることを述べた。そのうえで，検査／評価の対象が個別監査業務及びその品質管理態勢であること，組織体全体の観点から監査品質の向上に資する目的を有すること，発見される不備等は不備等の当事者により発見されるわけではないことなどの共通項を指摘した。最後に，指摘事項や改善提案の記述や根本原因分析の手法について，知見を相互に活用できることについて論じ，むすびとした。

キーワード：公認会計士・監査審査会，監査事務所の検査，内部監査，外部評価

は じ め に

公認会計士・監査審査会（以後，審査会）は，2004 年 4 月，公認会計士法第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条に基づき，独立して職権を行使する行政機関として金融庁に設置された。審査会の目的について，審査会のパンフレットは，次のように述べている（審査会（2016b）1 頁）。

「公認会計士試験の実施等を通じた公認会計士人材の確保・育成及び監査事務所[1] に対する審査・検査を通じて監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図り，会社等の公正な事業活動及び我が国資本市場の公正性・透明性の向上に貢献していきます。」

ここでいうように，「監査品質の向上と会計監査の信頼性確保」という直接的目的の達成を通して「会社等の公正な事業活動」に貢献し，「我が国資本市場の公正性・透明性の向上」を達成する

1）　監査事務所とは，個人事務所又は監査法人を指す。

ことが審査会の最終的な目的である。審査会は，この直接的目的の達成のために，「公認会計士試験の実施等」及び「監査事務所に対する審査・検査」等の業務を行う。本稿では，審査会の業務のうち監査事務所に対する検査が，内部監査の品質評価における外部評価と，検査／評価の対象及び業務等に関して共通項を有していることを指摘する。それ故に，それぞれの分野における知見を活用できる領域があることを示すことが本稿の目的である。

そこで，まず１において，審査会の検査の目的，目標，対象，業務及び検査官の要件について述べる。次に，２において，内部監査及び品質評価の目的や目標等を明らかにした上で，外部評価の目標，対象，業務及び外部評価者の要件について述べる。３では，審査会検査と外部評価を比較し，共通項を指摘する。最後に，特に相互に活用できる領域を示してむすびとする。

なお，本稿における見解は筆者個人の見解であり，審査会の公式見解ではない。

1　公認会計士・監査審査会の検査

1-1　検査の位置付け

図表１は，審査会の審査・検査，日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び金融庁による行政処分等の関係を図示している。高品質の監査を実施し，会計監査の信頼性を確保する責任は，監査事務所にある。監査事務所は，そのため『監査に関する品質管理基準』等を遵守して監査事務所としての品質管理態勢を確立しなければならない。その態勢を基礎として，個々の監査業務において適切に品質管理を実施することにより，高品質の監査が実現する。日本公認会計士協会は，品質管理レビューを実施して，監査事務所による監査の品質管理の状況を調査し，必要に応じ監査事務所に対して改善勧告を行う。そして，その結果を審査会に報告する（図表１①）。

審査会は，日本公認会計士協会からの報告について，品質管理レビューが適切に行われているか，監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査する（図表１②）。審査会は，必要があ

図表１

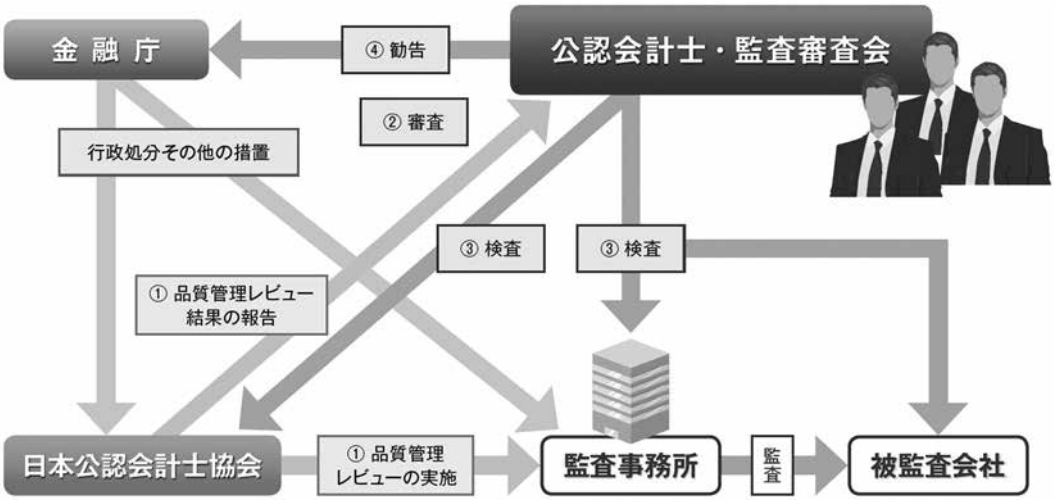

出所　審査会（2016b）５頁

ると認める場合，日本公認会計士協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。審査の結果，日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保する必要があると認める場合や公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には，日本公認会計士協会，監査事務所又はその他の関係先に対して検査を行う（図表１③）。

審査会は，公認会計士法第 41 条の２に基づき[2]，審査又は検査の結果，必要があると認める場合には，監査事務所の監査業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するために必要な行政処分等の措置について金融庁長官に勧告する（図表１④）。

1-2　検査の目的と目標

審査会の検査の目的や目標は，『監査事務所等モニタリング基本方針』（以後，『基本方針』）及び各事務年度の『監査事務所等モニタリング基本計画』（以後，『基本計画』）により示される。モニタリングとは，オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を含む用語であり，オンサイト・モニタリングは検査を意味する。『基本方針』は，審査会の各期（1 期 3 年）について公表される[3]。各事務年度の『基本計画』は，『基本方針』に基づいて策定され，公表される[4]。

審査会の検査の目的は，審査会の目的達成に貢献することである。審査会の目的は，監査品質の向上と会計監査の信頼性確保であるから，検査の目的も，監査品質の向上と会計監査の信頼性確保でなければならない。この点に関し，『基本方針』の「視点」の項では「審査会が実施するモニタリングは，常に国民の視点という公益的立場に立ち，審査会の有する権能を最大限に発揮して，監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し，監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を，積極的に図っていくこととする」（審査会（2016a）1-2 頁）と述べている。

加えて，審査会の検査の目的には，資本市場の公正性・透明性の向上に貢献するため，検査結果についての情報を，適切な範囲で，資本市場に提供することも含まれる。『基本方針』の「視点」の項では「モニタリングで得られた情報を分析した結果，業界横断的な問題等の有益な情報については，日本公認会計士協会，金融庁の関係部局，業界団体等の関係先，監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし，協力・連携関係の強化を図るとともに，株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう，広く一般に提供する情報の充実も図っていく」（審査会（2016a）2 頁）と述べている。

『基本方針』では，「視点」を受け，モニタリングにおける「目標」を示している（審査会

2）　公認会計士法第 41 条の２は，次のように規定している。（括弧内は，筆者加筆）
「審査会は，第 49 条の４第２項又は第３項の規定（金融庁長官から審査会への権限の委任を規定）に基づき第 46 条の 12 第１項（協会に対する検査権限を規定），第 49 条の３第１項（監査事務所等に対する報告徴収権限を規定）若しくは第２項（監査事務所等及び被監査会社等に対する検査権限を規定）又は第 49 条の３の２第１項（外国監査法人等に対する報告徴収権限を規定）若しくは第２項（外国監査法人等及び被監査会社等に対する検査権限を規定）の規定による権限を行使した場合において，必要があると認めるときは，その結果に基づき，公認会計士，外国公認会計士若しくは監査法人の第２条第１項の業務（監査証明業務），外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。」

3）　現在は第５期にあたり，第５期（2016 年４月～2019 年３月）の『基本方針』（審査会（2016a））は，2016 年５月 13 日に公表された。

4）　平成 29 事務年度（2017 年７月～2018 年６月）の『基本計画』（審査会（2017a））は，2017 年７月 26 日に公表された。

(2016a) 2 頁)。

「審査会が実施するモニタリングは，個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく，監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に，監査の品質の確保・向上を図る主体は，監査事務所であることに鑑み，監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また，監査事務所の実施する監査が，形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく，会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか，常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど，実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。」

平成 29 事務年度の『基本計画』では，『基本方針』を踏まえ，モニタリングにおける重点事項として，次の 2 点を挙げている（審査会（2017a）3 頁)。

① 監査の品質の確保・向上を図る主体は，監査事務所であることから監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。

② 監査事務所の実施する監査が，形式的に基準に準拠しているかだけでなく，会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか，常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど，実質的なものとなっているか検証を行う。

1-3 検査の対象と検査業務

審査会の検査（モニタリング）の「目標」に示す通り，検査において対象とするのは，被検査監査事務所における監査業務等の運営である。『基本方針』では，「検査にあたっての留意事項」として，次の 3 点を挙げている（審査会（2016a）4 頁)。

① 品質管理体制の維持向上に向け，監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。

② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。

③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

これを受け，『基本計画』では，次のような観点を重視し，監査事務所の態様に応じた検査を実施するものとしている（審査会（2017a）8 頁)。

① 品質管理態勢の確保・向上に向け，監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置，法令順守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

また，中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて，経営方針や経営管理に関する措置を見直しているか。

② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して，監査契約の締結・更新，監査計画の立案及びその他監査手続を実施しているか。

③ 検査対象監査事務所自らが，不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか。

ここでいうように，検査の対象は品質管理態勢の確保・維持向上に向け，監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置である。この措置には，経営の基本方針及び経営管理に関する措置や業務の執行の適正を確保するための措置が含まれる。そして，これらの措置が有効に機能しているかどうかを，個別監査業務の実施状況を検証して確かめ，監査事務所に不備等の改善を促すような伝達をしようとする。

審査会の検査の頻度に関して，大手監査法人に対しては2年に一度，通常検査を実施し，通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施することとし，準大手監査法人に対しては原則として3年に一度検査を実施することとしている。中小規模監査事務所に対しては，品質管理レビュー等の結果を踏まえ，必要があると認める場合に実施することとしている[5]（審査会（2017c）24頁）。

中小規模監査事務所については，品質管理レビューの結果等から，品質の低い監査が実施されるリスク等を勘案して，いわばリスクベースにより，対象とする監査事務所を選択している。また，被検査監査事務所の検査において，検査対象とする個別監査業務を選定する際にも，検査における重点検証項目や被監査会社の財務諸表に関する監査リスク等を勘案して，リスクベースでの選択を行っている。

審査会の検査の標準的なフローは，図表2の通りである。検査班は，1名の主任検査官及び数名の検査官で構成される。主任検査官は，総括公認会計士監査検査官及び審査担当と協議しつつ，検査の進行を管理し，検査官に対する指示及び指導を行う。検査班は，立入検査着手日までに，被検査監査事務所の責任者に対し，検査の権限と目的，検査の実施方法，検査モニター制度の概要，意見申出の実施方法，その他必要な事項を説明する。その上で，原則として検査班が被検査監査事務所に赴き，その業務管理態勢，品質管理態勢及び個別監査業務の状況を検証する。

審査会の立入検査は，主として，帳簿書類その他の資料の閲覧や被検査監査事務所の役職員に対するヒアリングによる。検査の過程で把握した指摘事項（不備等）は，書面により被検査監査事務所の責任者から確認をとる。立入検査終了後，被検査監査事務所に対し，意見相違となっている事項を確認する（検査事項確認手続）。

主任検査官は，検査期間中を通して，必要に応じ，審査会に検査の進展状況を報告し，報告に対して示された意見を踏まえ，追加の情報収集を行う。そして，審査会報告を経て完成した検査報告書をもとに，検査通知書案を作成する。その上で，検査事項確認手続により事実関係に相違がないことを確かめた上で，審査会の決裁を得る。審査会は，被検査監査事務所の責任者に検査結果通知書を交付して，検査結果を通知する。検査結果通知書の記載項目は，次の通りである（審査会（2017c）20頁）。

① 特に留意すべき事項

② 検査の視点

5） このような頻度であるのは，審査会に与えられた制約のある人的資源を効率的に活用するため，監査事務所の資本市場に対する影響の重大性を勘案してのことであると考えている。審査会（2017c，36頁）によれば，平成29年3月末時点において，大手監査法人（有限責任あずさ監査法人，新日本有限責任監査法人，有限責任監査法人トーマツ及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人）は，上場被監査会社の73%，時価総額ベースでは91%の監査を担っている。また，準大手監査法人（仰星監査法人，三優監査法人，太陽有限責任監査法人，東陽監査法人，PwC京都監査法人及び優成監査法人の6法人）は，上場被監査会社の12%，時価総額ベースでは5%の監査を担っている。

図表 2

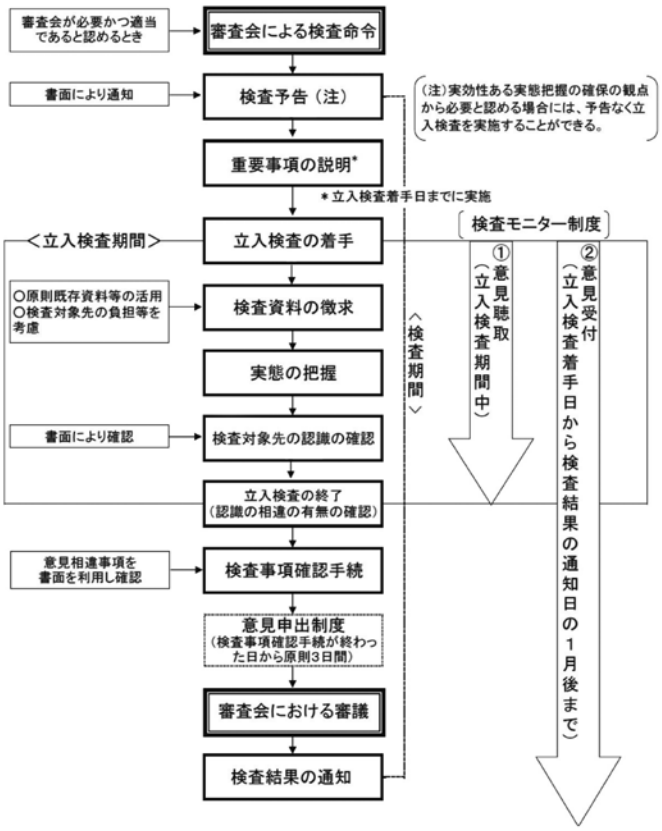

出所　審査会（2017c）18 頁

③　品質管理態勢の維持・向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）における不備

④　監査業務の実施（個別監査業務）における不備

「特に留意すべき事項」には，総合評価並びに業務管理態勢，品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要を記載するほか，検査対象監査事務所が不備の根本的な原因を究明し，本質的な対応を行うために参考となる，検査を通じて把握した事項についても記載する。「特に留意すべき事項」の一般的な記載項目は次の通りである（審査会（2017c）20 頁）。

1．特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果，検証した範囲において，貴監査法人の運営については，以下のとおり，妥当でない点がある。

(1)　業務管理態勢

……（ガバナンス，業務運営上の問題を記載）

(2)　品質管理態勢

……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）

(3)　個別監査業務

……（監査業務上の不備事項等を記載）

冒頭に記載する総合評価は，被検査監査事務所の業務管理態勢，品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき，次の五段階に区分される（審査会（2017c）22 頁）。

1）「概ね妥当である」

業務運営が良好と認められる場合。例えば，品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

2）「妥当でない点がある」

改善すべき点はあるが，業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば，業務管理態勢や品質管理態勢，又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの，重要な問題はない場合。

3）「妥当でないもの」

業務運営が良好でないと認められる場合。例えば，業務管理態勢や品質管理態勢，又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

4）「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」

業務運営が良好でないと認められ，特に早急な改善が必要な場合。

5）「著しく不当なもの」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ，自主的な改善が見込まれない場合。

総合評価は，検査班が把握した不備等に基づき，審査会の審議によって決定される。5）と評価した監査事務所については，原則として，金融庁長官に対し，行政処分その他の措置について勧告する。検査対象とする個別監査業務をリスクベースで選択していることもあり，不備等が全くない検査結果となる可能性は低い。したがって，1）と評価する監査事務所が出現する可能性は相当に低い。

1-4　検査官の要件

審査会の検査の対象は，1-3 で述べたとおり，被検査監査事務所の業務管理態勢，品質管理態勢及び個別監査業務である。加えて，1-2 で述べたように，審査会の検査では「監査事務所自らの行動を促すような検証」をして，監査の品質向上を促す必要がある。したがって，被検査監査事務所に不備等の根本原因分析を行い，根本原因に対応した改善策をとるように助言することも検査の業務に含まれる。『監査事務所検査結果事例集』において「不備の根本原因として挙げられている問題点は，例えば，トップの方針，本部における監査現場のモニタリング態勢，法人の品質管理の風土など，監査事務所のガバナンス等経営管理態勢，業務管理態勢に係るものであることが多い」（審査会（2017b）9 頁）と述べているように，根本原因は業務管理態勢にあることが多い。したがって，検査においては，被検査監査事務所の業務管理態勢を把握し，被検査監査事務所に実効性のある助言をすることが重要になる。

検査官は，審査会の検査の目標を達成するために，適切に検査業務を実施するための専門的知識と実務経験（適格性）を持つことが必要である。まず，個別監査業務の検証業務には，監査の基準及び会計の基準に関する専門的知識と実務経験に裏付けられた応用能力が必要である。また，品質管理態勢の検証には，『監査に関する品質管理基準』に関する専門的知識に加え，被検査監査事務所の規模等を前提として，事務所を取り巻く環境を勘案しつつ適切さを判断するための実務経験と応用能力が求められる。業務管理態勢に関しては，経営管理や内部統制等に関する知識も必要にな

る。加えて，不備等の解消に向けた助言を行い，実施に向かうように促すには，原因の分析能力やコミュニケーション能力が不可欠である。

適格性を備えた者が検査官となるように，検査官の多くは，監査法人等で監査業務を相当年数経験した者としている。特に主任検査官は，監査に関わる管理業務も経験している。加えて，審査会でも検査に関する研修を実施して，検査の考え方を周知徹底するようにしている。

ただし，個々の検査官にこれらの能力のすべてを備えるように要求するわけではない。検査班とそれを支援する審査会事務局内部の行政官，及び審査会委員の経験や知識に基づいた意見を総合して，これらの能力を備えるようにしてゆけばよい。とはいえ，実際に被検査監査事務所に接するのは検査班である。したがって，検査班として，品質管理態勢及び個別監査業務を検証して不備等を把握し，その重要性を評価する能力，及び業務管理態勢の実状を把握する能力は不可欠である。

次に，公認会計士資格を持つ検査官は，公正かつ客観的に検査を実施し，評価することができるように，精神的独立性及び外観的独立性を確保することも求められる。また，審査会の職員は，会長及び常勤委員を含め，すべて国家公務員である。非常勤の審査会委員も，非常勤の国家公務員である。被検査監査事務所から報酬等を受け取ることはない。検査官は，自身の出身監査法人の検査業務には関与しないようにしている。

国家公務員は，国家公務員の倫理規程を遵守することが必須である。この規程における倫理行動規準では，「国民全体の奉仕者であることを自覚し，公正な職務執行にあたること」「職務や地位を私的利益のために用いないこと」「国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと」などを求めている。また，禁止行為として，被検査監査事務所などの利害関係者から金銭・物品等の贈与を受けること，酒食等の供応接待を受けること，金銭の貸し付けを受けること，無償でサービスを受けることなどが示されている。加えて，公認会計士である検査官は，日本公認会計士協会の会員であり，協会の会則や規則等を遵守することも必要である。『倫理規則』（日本公認会計士協会（2016））では，「誠実性」「公正性」「職業的専門家としての能力及び正当な注意」「守秘義務」及び「職業的専門家としての行動」の基本的原則を定めたうえで，会計事務所等所属者と企業等所属者に分け，遵守すべき事項を定めている。検査官は，企業等所属者に係る規定が適用される。これらの基準等の遵守により，検査に関わる者の外観的独立性を確保すると同時に，精神的独立性の確保に繋げている。

2　内部監査の外部評価

2-1　品質評価の位置付け

内部監査は任意監査であり，組織体毎に内部監査の在り方は異なる。とはいえ，内部監査の専門団体である内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors，以後，IIA）や（一社）日本内部監査協会が公表する内部監査の定義又は本質，内部監査基準等は，その作成プロセス等から見て，あるべき内部監査に関する知見を要約したものととらえることができる。

（一社）日本内部監査協会[6] の『内部監査基準』（日本内部監査協会（2014））1.0.1 は，内部監査の

6）（一社）日本内部監査協会は，IIA の日本代表機関である。日本内部監査協会の『内部監査基準』は，日

本質を次のように説明している。

「内部監査とは，組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として，合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で，ガバナンス・プロセス，リスク・マネジメントおよびコントロールに関連する経営諸活動の遂行状況を，内部監査人としての規律遵守の態度をもって評価し，これに基づいて客観的意見を述べ，助言・勧告を行うアシュアランス業務，および特定の経営諸活動の支援を行うアドバイザリー業務である。」

すなわち，内部監査の目的は，組織体の目標の効果的な達成に役立つことである。この目的を達成するために，ガバナンス・プロセス，リスク・マネジメント及びコントロールに関連する経営諸活動を対象として，その遂行状況を評価して客観的意見を述べ，助言・勧告することや特定の経営諸活動の支援をすることが内部監査の目標となる。

内部監査部門長は，内部監査の目標を達成するため，高品質の内部監査業務が実施されるように内部監査部門を管理する責任がある。内部監査部門長は，この管理責任を遂行するため，「品質管理プログラムを作成，保持し，適時に見直す」（『内部監査基準』4.1.1）必要がある。

『内部監査基準』4.2.1 は，次のように，品質管理プログラムには，品質評価が不可欠であることを規定する。

「内部監査部門長は，品質管理プログラムに内部監査活動の有効性および効率性を持続的に監視する品質評価を含めなければならない。品質評価は内部評価および外部評価から成る。」

どのようなプログラムであれ，何らかの理由で機能しなくなることはあるため，適切に機能し続けているかどうかを確かめる必要はある。また，環境の変化等に応じて見直しを必要とする場合もあるので，その把握のためにも，品質評価は不可欠である。品質評価は，品質管理プログラムにおいて，内部監査業務（活動）が高い品質を保持して遂行されるように管理されているかを確かめる不可欠の機能として位置付けることができる。

2-2　品質評価の目的と目標

『内部監査基準』4.2.1 にいうように，品質評価には，内部評価と外部評価がある。『内部監査基準』4.2.2 において，次のように規定する通り，内部評価は，継続的モニタリング及び定期的自己評価からなる。

「内部評価は，以下の事項から構成されなければならない。なお，②に掲げる評価は，少なくとも年に 1 回，実施されなければならない。

① 内部監査部門の日常的業務に組み込まれた継続的モニタリング

② 定期的自己評価，または組織体内の内部監査の実施について十分な知識を有する内部監査部門以外の者によって実施される定期的評価」

また，『内部監査基準』4.2.3 において，次のように規定する通り，外部評価は，組織体外部の適格かつ独立の者による評価である。

「外部評価は，内部評価と比較して内部監査の品質をより客観的に評価する手段として有効であ

本の環境を勘案しつつ，この基準を遵守すれば IIA の『内部監査の専門職的実施の国際基準』（IIA（2017））を遵守したことになるように策定されている。

るため，組織体外部の適格かつ独立の者によって，少なくとも5年ごとに実施されなければならない。」

品質評価は品質管理プログラムの一環であり，目的は品質管理プログラムと同一である。品質管理プログラムは，内部監査の目的を達成ために，内部監査業務の品質の維持・向上を目的とするので，品質評価も内部監査の目的達成への貢献が最終的な目的である。

品質管理プログラムに含まれる評価要素として，（一社）日本内部監査協会が公表した『品質評価ガイド』[7] は，次の3つをあげている（日本内部監査協会（2011a）25頁）。

① 内部監査部門の，基準，内部監査の定義，倫理綱要（以下，『基準』等）への適合性の評価

② 内部監査部門の有効性と効率性の評価

③ 内部監査部門の改善の機会を明らかにすること

この3つを評価したうえで内部監査部門の品質を評価し，不備等（改善の機会）を実際に改善することにより品質の維持・向上が図られる。したがって，品質評価においては，3つの評価要素を確かめるとともに，内部監査部門が不備等の改善に向かうように促すことが目標となる。継続的モニタリング，定期的自己評価及び外部評価の目的は同じであるが，目的を達成するための目標及び評価対象については違いがある。

『品質評価ガイド』では，継続的モニタリングについて，次のように説明している（日本内部監査協会（2011a）28-29頁）。

「継続的モニタリングとは，内部監査部門の管理業務にモニタリング機能を体系的に組み込み，日々継続的に品質評価を行い，改善活動を遂行することである。

評価範囲は個々のアシュアランスやコンサルティングの業務が中心となる。」

継続的モニタリングは日々の管理業務に組み込まれており，評価対象となるのは，個々の内部監査業務である。内部監査部門全体を対象とはしない。したがって，個々の内部監査業務の『基準』等への適合性の評価が主たる目標であり，有効性や効率性の評価及び改善の機会の明示は主たる目標ではない。

『品質評価ガイド』では，定期的自己評価について，次のように説明している（日本内部監査協会（2011a）30-31頁）。

「組織体内の評価者が，定期的に品質評価マニュアルと本ガイドに沿って評価を行い，内部監査部門の基準，倫理綱要，内部監査の定義への適合性水準の結論を出す。

品質評価の対象は，内部監査のあらゆる側面である。例えば，組織，内部監査基本規程，監査人の専門性などの人的・組織的な側面，年間計画，進捗管理，予算管理，要員計画など部門管理の側面，監査調書からの個々の監査の品質などの側面等々である。」

定期的自己評価では，品質管理プログラムが対象とする内部監査のあらゆる側面を対象とする。その主たる目標は，内部監査業務の『基準』等への適合性の評価である。内部評価者の能力にもよるが，組織体内の者であるだけに，客観的評価や新たな視点の提示には限界があるため，有効性や効率性の評価及び改善の機会の明示には限界がある。

7）『品質評価ガイド』は，IIAの『品質評価マニュアル』（日本内部監査協会（2011b））の活用を前提として，日本の制度や環境に適合した品質評価の体形や実施方法を示すことを目的として公表された。

『品質評価ガイド』では，外部評価について，次のように説明している（日本内部監査協会（2011a）30-31 頁）。

「外部評価は，組織体外の適格にしてかつ独立した評価者により，最低でも 5 年に一度は実施することが求められている。…

外部評価には，『基準』，『倫理綱要』，『内部監査の定義』への適合性の評価や，内部監査の有効性や効率性の評価および内部監査のベストプラクティスを適用する改善の機会を明らかにすることが含まれる。」[8)]

外部評価の対象は，定期的自己評価と同様，内部監査のあらゆる側面である。加えて，適格かつ独立の外部評価者が評価しているため，組織体外部におけるベストプラクティスに関する知識や新しい視点を提供することも期待できる。したがって，『品質評価ガイド』でいう 3 つの評価要素の評価に加え，不備等の改善を促すことも主たる目標に含まれる[9)]。

2-3　外部評価の対象と評価業務

外部評価では，内部監査のすべてを評価対象として，『品質評価ガイド』でいう 3 つの評価要素を評価し，不備等の改善を促すように評価業務を実施する[10)]。

外部評価の頻度に関し，『内部監査基準』4.2.3 は，少なくとも 5 年に 1 回の実施を要求している。5 年に 1 回は，最低限の要求であり，取締役会等との話し合いにより，より頻度を高めることが必要な場合もある[11)]。

『品質評価ガイド』では，外部評価と内部評価の実施時期について，図表 3 のように整理している。外部評価は，常時又は毎年実施される内部評価に客観性を与え，同時に改善の機会を明らかにして改善を促す役割を担っている。

図表 3

		20X0 年	20X1 年	20X2 年	20X3 年	20X4 年	20X5 年	20X6 年	20X7 年
内部評価	継続的モニタ	継続的（日常の管理業務に組込み実施）							
	定期的レビュー		○	○	○	○	○	○	○
外部評価			○					○	

内部評価・定期的レビューは毎年実施を推奨。

出所　日本内部監査協会（2011a）27 頁

8)　外部評価には，フル外部評価と自己評価と独立した検証がある。フル外部評価は，評価プロセスのすべてを外部評価者が実施するのに対し，自己評価と独立した検証では定期的自己評価と同様のプロセスによる自己評価報告書を外部評価者が検証する。本稿では，フル外部評価を前提として議論を進める。

9)　自己評価と独立した検証は，自己評価を前提としており，自己評価者は，組織体の内部者である。独立した検証は，自己評価を前提とするので，改善提案に関し，フル外部評価ほど多くを期待することはできない。

10)　IIA の『実施ガイド』1312（IIA（2017）3 頁）では，内部監査活動が取締役会，上級経営者及び業務管理者の期待に適合し，組織体に価値を付加する程度をコア・コンポーネントとして挙げている。有効性と効率性の評価において考慮される要素であろうが，明示的に掲げることで，内部監査の貢献度を示すことができるであろう。

11)　『品質評価ガイド』（日本内部監査協会（2011a）32 頁）は，次のように述べている。
「内部監査部門長は，より頻度を高めて外部評価を実施する必要性について，取締役会と話し合わなければならない。より頻度を高めるとは，大きく内部監査部門の体制が変化したり，内部監査部門長が交代したり，組織体の体制が変化したりなどで，内部監査部門に大きな影響がある場合が考えられる。」

外部評価の標準的なプロセスは，次の通りである[12)]。

① 外部評価の準備

1. 契約

2. 外部評価者の選任

外部評価者は，最高経営者や取締役会と相談したうえで，内部監査部門長が選任し，最高経営者や取締役会の承認を得る。なお，複数の評価者による評価チームを構成することが多い。

3. 事前提出資料の準備

評価を受ける組織体の概要，内部監査部門の組織概要，内部監査基本規程，内部監査マニュアル，リスク評価結果，年間監査計画，内部監査部門長への質問書の回答などの書類の提供を受ける。内部監査部門長への質問書は，内部監査部門長自身又は内部監査部門長の指示のもとで作成される内部監査に関する包括的質問書である。質問書では，内部監査に関する背景的情報や内部監査業務についての情報及び統計的データなどの添付資料を含め，詳細な記載を求める。

4. 被監査部門及び内部監査スタッフの調査

被監査部門の責任者や管理者，内部監査部門のスタッフに調査書への回答を依頼する。調査書により，内部監査の有効性等に関するフィードバックを得，現地訪問業務を効率的に行うことを目的としている。

被監査部門に対する調査では，内部監査と経営者の関係，監査スタッフの客観性や専門的知識，監査実施及び報告，内部監査による価値付加の程度等についての評価を求める。スタッフに対する調査では，業務実施のための知識やスキル，教育訓練，監査実務等についての評価を求める。なお，外部評価者は，匿名性を保つうえで組織体外部者であることを活用し，回答者から直接回答を受けるようにする。

② 外部評価の実施

5. キックオフ・ミーティング

評価チームのリーダは内部監査部門長とのキックオフ・ミーティングで評価のフローを説明し，インタビューのスケジュールを確認する。また，監査調書など現場でなければ参照できない資料を受け取る。

6. インタビュー

社長，最高経営者及びその他の経営陣（専務，常務），内部監査部門長，内部監査部門スタッフ，取締役会（監査委員会委員長），外部監査人等を対象にインタビューを実施し，記録する。

7. 評価プログラムの実施

『内部監査基準』の各規定への適合性を評価する。個別監査業務を選択し，監査調書や監査報告書をレビューする。評価に際しては，事前提出された資料や調査の結果，インタ

12) このプロセスは，『品質評価ガイド』（日本内部監査協会（2011a）53-56 頁）を参考として記述した。IIA の『品質評価マニュアル』（日本内部監査協会（2011b））では，評価プロセスにおいて使用する質問書，調査書，インタビューガイドなどを提供している。

ビューの記録を読み込み，活用する。

8. 指摘事項（不備等），改善策，基準適合性サマリー

外部評価者は，指摘事項があれば，事実を確認し，記録する。指摘事項を改善策につなげる場合は原因を分析し，内部監査部門長と指摘事項，原因及び改善策について議論する。

9. 『基準』等への適合性の総合的な判断

外部評価者は，最終報告書に含める指摘事項及び改善策を，重要度に応じて，決定する。含めないものについては，含めない理由と対処について記録を残す。『基準』等への適合性のレベルは，「一般的に適合している」（GC），「部分的に適合している」（PC），「適合していない」（DNC）で判定する。個々の基準の判定をもとに，倫理綱要を含めた内部監査部門全体の適合性レベルについて判定する。

10. クロージング・ミーティング

外部評価者は，品質評価の範囲，評価の基準，『基準』等への適合性に関する総合意見，内部監査部門の良好な側面，被監査部門及び内部監査スタッフへの調査結果，改善策，今後の報告書の発行プロセスを説明する。

③ 外部評価の報告

11. 報告書草案とマネジメントレスポンス

クロージング・ミーティングのプレゼンテーションを利用して，報告書草案を作成する。内部監査部門や経営陣からマネジメントレスポンス（改善策に対する対応）を受領し，最終報告書に含める。

12. 報告書

13. 報告

内部監査部門長は報告書を，最高経営者及び取締役会に伝達する。

外部評価報告書は，一般に，次の構成をとる。

① エグゼクティブ・サマリー

『基準』等への適合性に関する意見

第１部　マネジメント向け報告

第２部　内部監査部門向け報告

② 発見事項と改善策

第１部　マネジメント向け報告

第２部　内部監査部門向け報告

③ 添付書類 『基準』等への適合性評価要約（『基準』の各規定について，GC，PC，DNC のいずれに該当するかをしめす。）

2-1 で述べたように，内部監査は，組織体の目標の達成を目的とし，品質管理システムは，その目的を達成するために構築される。品質評価は，品質管理システムを対象として，『品質評価ガイド』でいう３つの評価要素を評価する業務である。特に，外部評価では，不備等の改善を図るための改善策の実施を促し，内部監査品質の向上を図る必要がある。したがって，監査業務における不備等（指摘事項）の根本原因分析を行い，根本原因に対応した改善策をとるように提案することも業務に含まれる。根本原因は組織体における内部監査の位置付けにあることも多い。したがって，

組織体のガバナンスを含む業務管理態勢を把握し，評価することも業務に含まれる。

2-4　外部評価者の要件

外部評価者は，外部評価の目標を達成するために，適切に外部評価業務を実施するための専門的知識及び実務経験（適格性）を備える必要がある。『品質評価ガイド』では，次のように外部評価者の適格性要件を示している（日本内部監査協会（2011a）68 頁）。

① 『基準』の最新かつ深い知識を保有する，有能な公認された内部監査専門家。

② 専門職としてのベストプラクティスに精通。

③ 内部監査の実務又は関連するコンサルティングのマネジメントレベルにおける少なくとも 3 年以上の最近の経験。

評価チームリーダは，上記の要件に加え，次の要件も備えるべきであるとされる。

① 外部品質評価のチームメンバとして働いた経験。

② IIA の品質評価トレーニング・コース又は同様なトレーニングの修了。

③ 内部監査部門長又は同等な内部監査部門のマネジメント経験。

以上の要件は，内部監査業務と外部評価に関する相当の専門的知識と実務経験を求めている。外部評価では，組織体内での内部監査の位置付けを含む内部監査のすべての側面を対象とするので，評価チームリーダは，内部監査部門長など，内部監査部門の管理について十分な経験を積んだ者であることが望ましい。加えて，評価対象の内部監査部門が属する組織体の業界や規模と，評価者のこれまでの経験が見合うか否かを考慮する必要もある。

また，外部評価者は，外部評価の結果が利害関係者に信頼できるものとして受け入れられためには，精神的に独立であること（客観性）はもちろん，組織体外部から見て，外観的にも独立であるとみなされる必要がある。そのために，評価者は，評価対象内部監査部門が属する組織体やその関係者との間に，客観性に影響を与えるとみられる現実及び潜在的利害関係を持ってはならない。したがって，評価者は，評価対象の内部監査部門が属する組織体の他部署の者であってはならず，また当該組織体の親会社，同一グループの関係会社の者であってもならない。なお，3 以上の組織体間での相互ピア・レビューを構築することはできるが，独立性問題が生じないことを確保するように注意しなければならない。2 組織体間での相互ピア・レビューは，独立であるとはいえない。

3　審査会の検査と外部評価

3-1　審査会の検査と外部評価の比較

まず，目的について比較する。審査会の検査は，1-1 及び 1-2 で詳述した通り，法令に基づき，公的機関が，公益の観点から監査事務所における監査品質の向上と会計監査の信頼性を確保する目的で実施される。対して，外部評価は，2-2 で述べたように，各組織体が任意に外部評価者に依頼し，組織体の目標の達成に貢献する目的で実施される。法的な裏付けの有無，目的が公益か否かなどの基本的な点で，両者は異なる。その結果，1-4 及び 2-4 で説明した検査官又は外部評価者の要件のうち，求められる独立性の程度は異なる。被検査監査事務所に検査官の選任権はない。検査官は，公務員として採用された者であり，報酬はもちろん，無償でのサービス等は一切受けてはなら

ない。対して，外部評価者は，評価対象の内部監査部門長に選任され，報酬も当該内部監査部門が属する組織体から受け取る。

次に，審査会の検査に関しては 1-2 及び 1-3，外部評価に関しては 2-2 及び 2-3 で記述した目標及び対象について比較する。検査は，被検査監査事務所における業務管理態勢，品質管理態勢及び個別監査業務を対象とする。そして，監査業務の適正な運営が図られているかを検証し，運営態勢についての総合評価を行うことを目標とする。外部評価では，内部監査のすべての領域を対象に，内部監査部門の『基準』等への適合性，内部監査の有効性及び効率性を評価し，適合性についての総合評価を行うことを目標とする。外部監査業務を対象とするか，内部監査業務を対象とするかの違いがあるため，遵守性ないし適合性の判定基準は異なり，検査と評価の基準は異なる。したがって，検査官が備えるべき専門知識及び実務経験は，外部評価者とは異なる。

以上の違いはあるものの，審査会の検査も外部評価も，個別監査業務及びその品質管理態勢を対象としている点で共通している。また，審査会の検査は，監査品質の向上に向けて，監査事務所の行動を促すような検証を行うことを目標としている。外部評価もまた，内部監査部門が不備等を改善し，より高品質の内部監査業務を実施するように促すことを目標としている。他者に改善につながる行動を促す必要がある点でも共通している。本節では，以降，これらの共通項に関して，検討を加える。

3-2　検査／評価の対象

審査会の検査において，検査官が理解しなければならないのは，外部監査における監査の基準及び会計の基準である。外部評価者が理解しなければならないのは，内部監査における監査の基準及び内部監査部門が属する組織体における規程類である。また，検査のプロセスと外部評価のプロセスもまた，それぞれに規定されており，検査官及び外部評価人は，それぞれの基準又は規程を理解して実行しなければならない。検査／評価の対象の違いに応じて理解すべき基準は異なる。

とはいえ，3-1 で指摘したように，審査会の検査も外部評価も，個別監査業務及びその品質管理態勢を対象としている点で共通している。検査では被検査監査事務所の業務管理態勢も対象とし，外部評価では組織体内での内部監査部門の位置付けも含めて内部監査のすべての側面を対象とする。このような管理態勢の機能状況を理解して評価するには，内部統制やガバナンスに関する知識が必要である。このような知識を有する必要がある点では，共通している。

また，審査会の検査においても，外部評価においても，個別監査業務を検査又は評価する。1-3 では検査，2-3 では外部評価の業務について概説した。その中でみられるように，検査又は評価で用いられる手続は，監査調書などの文書の閲覧と分析，関係者へのインタビュー（ヒアリング）が中心である。インタビュー対象者には，組織体の経営陣，検査又は監査対象の監査人が含まれることも共通である。適切な分析には職業的懐疑心をもって批判的に検討する能力が必要であり，インタビューや助言にはコミュニケーション能力が必要である。このような個人的スキルは，検査官にも外部評価人にも等しく必要なスキルである。

3-3　検査／評価の視点

審査会の検査も外部評価も，3-1 で述べたように，検査／評価を受ける側の目標達成に貢献する

点は共通している。不備等（指摘事項）を発見し，関係者に現状を知らせることは必要であるが，それだけでは検査や評価の目標は達成されない。検査／評価を受ける側に改善に向かう行動を起こさせる必要がある。

加えて，審査会の検査では，組織体における管理態勢の機能状況を評価するに際し，監査事務所の経営管理態勢を含む運営全体を考慮する。また，外部評価でも，内部監査部門という特定の部署が直接の評価対象であるとはいえ，内部監査部門は最高経営者又は取締役会等に直属する立場であり，その有効性や効率性等は組織体全体の視点で判断する必要がある。したがって，組織体全体の視点から検査／評価を実施することも共通である。

そのため，検査に関して 1-4 で述べたように，個別監査業務における不備等であっても，根本原因を追求することにより，組織体の経営管理態勢が原因であるとされることも多い。『監査事務所検査結果事例集』（審査会（2017b）9 頁）では，「根本原因を考慮した改善策を講じずに，直接的な原因に対処するだけの改善策にとどまった場合には，監査事務所全体としての品質管理のシステムの改善が実効性のないもの又は不十分なものとなり，本質的な改善にはつながらず，監査事務所における監査の品質の向上が図られなくなる」と指摘している。監査事務所や内部監査部門の監査品質の向上を図るには，組織体全体の視点から，不備等の真の原因（根本原因）を分析する必要がある点も共通である。

3-4　発見事項／不備の性質

審査会の検査や外部評価は，外部の第三者として検査／評価を受ける側を検証するので，そこで発見される不備等は，不備等の当事者である検査／評価を受ける側により発見されるわけではない。不備等の当事者が不備等を認識する場合とは異なり，当事者が当該不備等によりどのようなマイナスの影響が発生するのかを認識できていない場合が多い。マイナスの影響を認識できていなければ，検査／評価を受ける側は，改善の必要性を受容できない。不備等の改善の必要性を検査／評価を受ける側に認識し受容させる必要がある点は共通している。そのため，1-3 及び 2-3 で述べた検査や外部評価の業務においては，検査／評価を受ける側の不備等に関する確認を求める手続を重視している。

また，不備等を解消し，マイナスの影響を回避するには，不備等の原因を分析し，原因を解消又は緩和できる改善をする必要がある。検査と評価は，このような原因分析を必要とする点でも共通している。目的が違うとはいえ，検査官や外部評価者からは独立した監査業務を対象とするため，また，3-3 で指摘したように，共に，組織体全体の視点から根本原因を追求する必要があるため，原因の分析方法ないしプロセスは，相互に参考になる可能性が高い。

お わ り に

本稿では，1 において，審査会の検査の目的，目標，対象，業務及び検査官の要件について述べ，2 において，外部評価の目的，目標，対象，業務及び外部評価者の要件について述べた。そのうえで，3 において，検査と外部評価を比較し，その共通項を指摘した。これらの共通項があるため，検査と評価で相互に知見を活用できる領域はある。

審査会の検査と外部評価は，共に対象が監査業務であり，類似した手法を用いるので，個人的スキルや技術的専門知識に関して，相互に参考にできる。特に，インタビューの相手方に応じた効果的なインタビュー方法の検討は重要かつ相互に知見を活用できる領域であろう。

また，検査／評価を受ける側に改善に向かう行動を起こさせてこそ，検査や評価の目的が達成される点を共通項として指摘した。内部監査では，被監査側に行動を起こさせるための改善案の記述に必要な要素として，次の5つの要素があげられてきた（松井（2011）171-172頁）。

① 状態＝監査実施中に監査人が発見した事実。

② 規準＝「状態」の評価に用いられる規準。あるべき状態。

③ 原因＝「状態」と「規準」の違いを生む理由。

④ 影響＝「規準」を満たさない結果として生じた，または将来生じうる事態。

⑤ 改善案＝「原因」を解消し，「状態」を「規準」に近付けるための手段。

被監査側が実際に行動を起こすには，被監査側が「状態」と「規準」を認識したうえで「影響」を回避するには改善が必要であることを受容してもらう必要がある。「受容」があってこそ，被監査側は改善の行動をとる。そのうえで，「原因」を明確にしなければ，適切な「改善案」を検討することはできない。そこで被監査側に行動を起こさせるためには，5要素の記述が必要となる。内部監査での考え方であるが，審査会の検査や外部評価でもこの考え方は有用であろう。

5要素の記述をするには，不備等（指摘事項）を記録する調書に，「状態」だけでなく，「規準」「原因」「影響」を記載する欄を設けておき，不備等の記録時に，意識的にこれら3要素の具体的な記載をするようにしておくことが効果的である。こうした考え方は，検査でも参考にできる。

また，認識や受容を生むには，検査／評価を受ける側が不備等について納得することが重要である。納得を得るには，検査官又は外部評価者が説得及び交渉する技法を有することが必要であり，こうした技法は，相互に知見を活用できる領域であろう。

最後に，根本原因分析の手法である。検査及び評価の対象がともに監査業務であるため，分析の手法は参考になる。FRC（2016，pp. 15-17）は，6大監査事務所の現状調査に基づき，根本原因分析の手法として，6事務所中5事務所は，「なぜなぜ分析」を使用したと指摘している。「なぜなぜ分析」は，製造業等で用いられてきた手法であるが，「この手法を実施するうえで，どの質問のラインを探求するか，又は根本原因を追究するためどれだけ長く続けるかについて明確なルールはない。…結果は，インタビュアー及び（又は）彼らがとるアプローチの粘り強さに依存する」（FRC（2016）p. 17）とされる[13)]。検査官や外部評価者に依存する程度が高い手法であるため，分析手法についての教育訓練の在り方は，特に相互に参考になる領域である。

13） FRCの調査では，根本原因分析の結果，識別されたテーマのうちトップ3をあげるように求めている。それによると，個人の知識やスキルが不十分，職業的懐疑心が欠如している，業務執行社員や主査による指示や査閲が不十分などの原因があげられている。これに対し，トップの気風や監査事務所の文化はあげられていない。この点について，FRCは，「根本原因の性質は，完全に十分な深度で調査されてはいないかもしれないことを示している。例えば，なぜその者は十分な職業的懐疑心を発揮しなかったのか？，そして業務執行社員は，なぜ監査調書の査閲に十分な時間をあてなかったのか？」と指摘している（FRC（2016）p. 19）。

引用文献

公認会計士・監査審査会（審査会）（2016a）『監査事務所等モニタリング基本方針』審査会，http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20160513/01.pdf.

———（2016b）『公認会計士・監査審査会』審査会，http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/pamphlet/pamphlet-j.pdf.

———（2017a）『平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画』審査会，http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/3.pdf.

———（2017b）『監査事務所　検査結果事例集』審査会，http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/1.pdf.

———（2017c）『平成 29 年版モニタリングレポート』審査会，http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/2017_monitoring_report.pdf.

日本公認会計士協会（2016）『倫理規則』，http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-30-0-2-20160624.pdf.

（一社）日本内部監査協会（2011a）『品質評価ガイド』日本内部監査協会。

———（訳）（2011b）『内部監査の品質評価マニュアル』日本内部監査協会。

———（2014）『内部監査基準』，http://www.iiajapan.com/pdf/guide/20140601_2.pdf.

松井隆幸（2011）『内部監査　五訂版』同文舘出版。

Financial Reporting Council（2016）, *Root Cause Analysis, The Review of The Six Largest UK Audit Firms*, FRC.

IIA（Institute of Internal Auditors）（2016），*Standards for the Professional Practice of Internal Auditing*, IIA.（日本内部監査協会（訳）『内部監査の専門職的実施の基準』2016 年。）

———（2017）*Implementation Guide 1312, External Assessment*, IIA.

（原稿受付　2017 年 11 月 29 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 87-105

〈論　文〉

海軍燃料廠の会計

建　部　宏　明

要　約

過去の一連の拙稿において，海軍工廠の原価計算規程を考察対象としてきた。とりわけ「海軍工作庁における会計」では，海軍工廠，航空廠，技術研究所，火薬廠，各要港部工作部などを統括し，海軍に所属する艦船や兵器の造修，実験，研究を掌る海軍工作庁における会計システムの全体像を明らかにした。明治 22 年「会計法」の施行後，海軍の作業場の会計は，材料資金を除いて特別会計から一般会計となった。その後，火薬廠，燃料廠は，特別会計とされた。燃料は海軍にとって最も重要な軍需物資であり，創設当時から燃料廠の整備が行われた。これまで，印刷工場，海軍工廠，鉄道工場の各会計を瞥見してきたので，海軍燃料廠の会計システムも明らかにしておきたい。本稿では，『海軍燃料廠作業會計ノ梗概』に基づいて，海軍燃料廠の会計を特別会計と原価計算の側面から考察する。

キーワード：海軍工廠，作業会計，原価計算，独立採算，特別会計，一般会計，原価，生産費，燃料廠，海軍火薬廠及海軍燃料廠作業会計規則

1. はじめに

過去の一連の拙稿（「海軍工廠の原価計算」（建部〔1989〕），「海軍工廠における原価計算規程の進展」（建部〔2010〕），「続・海軍工廠における原価計算規程の進展」（建部〔2014〕））では，海軍工廠の原価計算規程を考察対象とした。直近では「海軍工作庁における会計」（建部〔2016〕）において，海軍の内部文書であり，工廠の会計の全容，一般会計と特別会計の兼ね合い，「海軍工作庁工事費整理規則」（大正 14 年）との関係が示されていた「海軍工作廳ニ於ケル會計經理ノ大要」（以後，「大要」と略称する）に基づいて，海軍工廠，航空廠，技術研究所，火薬廠，各要港部工作部などを統括し，海軍に所属する艦船や兵器の造修，実験，研究を掌る海軍工作庁における会計システムの全体像を明らかにした（建部〔2016〕83-84 頁）。

これまでの考察では，「会計法」（明治 22 年 2 月 11 日法律第 4 号）以降，海軍工廠の会計は「一般会計になった」という側面に強調点を置いて論述を進めてきたが，海軍工廠における会計システム全体を理解するための「大要」を通じた研究では，材料物品の資金を運転する工廠資金会計の部分，すなわち特別会計の側面も留意しなければならないことがわかった。

「会計法」の施行によって，海軍の作業場の会計処理に大きな変更が行われた。それまで別途会計を適用し，独立採算を目指していた鎮守府造船工場の艦船建造費やその他造船費は別途会計から

一般会計となり，材料資金のみが特別会計となった。これが「鎮守府造船材料資金会計法」（明治23年3月18日法律第19号）であり，鎮守府造船所における材料資金について特別会計（資金会計）が定められた。その後，火薬廠（大正8年），燃料廠（大正10年）が特別会計（作業会計）とされる。

海軍は創設当時から，燃料の確保が最大の問題であった。当初は石炭・煉炭，やがて燃油と進展していく中で，いかに効率的かつ大量に質の良い燃料が生産できるかに取り組まなければならなかった。とりわけ，航空機の登場は燃料廠のあり方を大きく変えた[1)]。したがって，燃料廠がいかに運営され，その会計はどのように行われたかには大いに興味があるところである。

これまで，政府の直営作業場である海軍工廠（造船），印刷工場（紙幣），鉄道工場（車輛）の会計を考察対象としてきたので，本稿では海軍燃料廠における講話要領であった『海軍燃料廠作業會計ノ梗概』（昭和4年）に基づいて，海軍燃料廠の会計を特別会計と原価計算の側面から考察して行きたい。

2. 史料の概要

今回，海軍燃料廠の会計を明らかにするために使用する史料は，『海軍燃料廠作業會計ノ梗概』（以後，『梗概』と略称する）であり，3〜4年前に古書店から入手したものである。今のところ，同史料を私蔵以外に他で発見できていない。目次6頁，本文270頁，附録から構成されている奥付のない謄写版の私製本である。はしがき（端書）から，著者は白神君太郎（当時，主計少佐）であり，執筆年は昭和4年6月であることが判明した[2)]。『梗概』に付けられていた目次は，図表1のとおりである。

図表1　『梗概』の目次

緒言（実際には端書－筆者）
第一　総説
　一　会計ノ観念
　二　会計ノ種類
　三　特別会計ノ意義
　四　特別会計ノ種類
　五　特別会計ノ特質
　六　特別会計ノ財政上ノ地位
　七　作業特別会計ノ意義及特質
　八　特別会計ト独立会計
第二　海軍燃料廠作業特別会計
　一　沿革
　二　作業会計法
　三　作業
　四　資本
　五　予算
　六　整理計算
第三　本廠会計上ノ見地ヨリ改善ヲ要スト認ムベキ事項
附録

（出典：白神〔1929〕目次1-6頁，縦書きを横書きに直して引用）

また，『梗概』の第三の後につけられた附録は，図表2のとおりであった。

図表２ 『梗概』の附録

一，昭和四年度各特別会計歳入歳出一覧表
二，燃料廠作業会計設置ニ関スル作業会計法改正法律案ニ対スル質問説明
三，右仝委員会議事録抜粋
四，一般会計ヨリ組入レタル固定資本額
五，令示予算，実行予算，決定額対照表
六，損失ニ皈シタル物品ノ価格及消費シタル生産品ノ価格
七，記帳例
八，煉炭部及製油部作業概要

（出典：白神〔1929〕附録（頁なし），縦書きを横書きに直して引用）

『梗概』附録（図表２）は，いずれも特別会計（作業会計）に関する資料であり，『梗概』本文における説明を敷衍している。

『梗概』は，まず特別会計に関する総論，次いで海軍燃料廠作業特別会計，最後に改善点の指摘の順に展開されている。端書によれば，『梗概』は海軍燃料廠の職員に向けた講演要領であり，「本冊子ハ昭和四年六月海軍燃料廠本廠ニ於テ同廠勤務ノ職員ニ対シ講演ヲ致シマシタ記録ヲ基礎トシ之ニ多少ノ加除修正ヲ施シテ謄写シタモノデアリマス」としており，関係者に「燃料廠会計」を教授するのが目的であった（白神〔1929〕1 頁）。したがって，特別会計を採用している燃料廠の会計を職員に啓蒙するために海軍内部（燃料廠）で作成された教書であったと推察できる。

3. 海軍燃料廠の展開とその概要

(1) 燃料廠関係法令

海軍の作業場における会計は，当初，「各庁作業費区分及受払例則」（明治 9 年 9 月 6 日太政官達），「作業費出納條例」（同 10 年 7 月 6 日太政官達，改正：同 12 年 10 月 16 日太政官達）が用いられ，作業会計（別途会計）が実施されていた（建部〔2008a〕55-93 頁）。やがて，「会計法」が施行されると，鎮守府造船工場の艦船建造費やその他造船費は別途会計から一般会計処理となった。海軍燃料廠の変遷を考察する手始めとして，関係する法令をまず提示したい。作業会計や海軍燃料廠に関するおもな関係法令は，以下のとおりであった（国会図書館，日本法令索引より）。

作業会計法（明治 23 年 3 月 18 日法律第 17 号）
作業会計規則［作業及鉄道会計規則］（明治 23 年 3 月 20 日勅令第 33 号）
作業会計規則（大正 11 年 3 月 27 日勅令第 34 号）
海軍省予備炭山開坑委員ヲ設ク（明治 22 年 11 月 13 日官房第 2396 号）
新原採炭所官制（明治 23 年 3 月 25 日勅令第 40 号）
新原採炭所官制（明治 26 年 5 月 25 日勅令第 55 号）
海軍採炭所官制（明治 33 年 9 月 1 日勅令第 353 号）
海軍煉炭製造所條例（明治 38 年 12 月 29 日勅令第 283 号）
海軍採炭所官制（明治 45 年 3 月 30 日勅令第 63 号）
海軍煉炭製造所條例（明治 45 年 3 月 30 日勅令第 64 号）
海軍ニ於テ海軍採炭所ノ石炭ノ買入ニ関スル法律（大正 7 年 3 月 29 日法律第 20 号）

海軍燃料廠ノ石炭，煉炭又ハ燃料油ノ買入ニ関スル法律（大正 10 年 3 月 30 日法律第 9 号）
海軍燃料廠令（大正 10 年 3 月 28 日勅令第 41 号）
海軍燃料廠令（昭和 12 年 4 月 6 日勅令第 105 号）
海軍火薬廠及海軍燃料廠作業会計規則（昭和 16 年 4 月 21 日勅令第 469 号）

海軍燃料廠の歴史は，『海軍燃料沿革』（眞木〔1935〕）[3]，『海軍制度沿革　巻 3』（海軍省〔1939〕），『日本海軍燃料史　下』（燃料懇話会編〔1972〕），『海軍炭鑛五十年史』（第四海軍燃料廠編〔1943〕），『徳山海軍燃料史』（脇ほか〔1989〕）が詳しいので，これらを参照しながら進めていく。

『海軍炭鑛五十年史』では，開坑委員時代（明治 22 年～），新原採炭所時代（明治 23 年～），海軍採炭所時代（明治 33 年～），海軍燃料廠採炭部時代（大正 10 年～）の 4 期に分けて，海軍炭鉱から海軍燃料廠までの沿革とその会計が説明されているので，この区分に従いたい。また，この区分に前史と煉炭製造所時代を加える。前史（明治 4 年～）については『海軍燃料沿革』，煉炭製造所時代（明治 37 年～）については『徳山海軍燃料史』をそれぞれ参照した。さらに，知見を得るための傍証として『日本海軍燃料史　下』の海軍燃料史年表を用いた（燃料懇話会編〔1972〕1355-1361 頁）。

(2) 海軍燃料廠の設立経緯

1) 前史

海軍燃料廠は，明治 4 年，唐津炭鉱および大瀬炭鉱が鹿児島藩から兵部省（同 2 年に設置）に献納されたことに始まり，兵部省が廃止（同 5 年）され，海軍省が創設されると，これらの炭鉱は海軍に移管され，それを管轄する唐津海軍出張所（同 5 年）が設置された。同 8 年には長崎海軍出張所の所属となり，唐津石炭用所に改称された。『海軍燃料沿革』によれば，「明治十一年七月唐津石炭用所ノ入費ヲ作業費トシ作業出納條例ニ拠ラシメタル」とされ，当初は別途会計が適用されていたことが示されている（眞木〔1935〕4 頁）。唐津石炭用所は，同 14 年には海軍省主船局，同 17 年には海軍省調度局，同 19 年には海軍省艦政局，同 19 年には横須賀鎮守府と目まぐるしく所管が変わった。同 19 年に「唐津石炭用所官制」（6 月 3 日海軍省令第 43 号）が定められ，海軍所属の炭鉱として石炭の採掘，運輸の任務を負った（JACAR（アジア歴史センター），Ref. A15111146900）。しかしながら，技術革新により当時最新の戦艦の汽罐（ボイラー）には火力が強く燃焼速度の遅い，良質な石炭が必要になったが，唐津炭鉱の炭質ではこれを満たせなかった。同 22 年には海軍省第二局に移属され，同 23 年に廃止された（眞木〔1935〕1-8 頁）。

2) 開坑委員時代

上記の理由から良炭を探すことになり，探索の結果，筑前新原でこれを発見し，「福岡縣下糟屋郡新原」が選定され，明治 21 年に新原炭山ほか 3 つの炭山が海軍予備炭山に指定された（第四海軍燃料廠編〔1943〕39 頁）。

予備炭山では，1 日の出炭高は 25 万斤，1 年の就業延日数は 300 日で，年間総出炭高は 7,500 万斤が予定された。このとき，3,000 万斤（上中質炭）は 23 円／1 万斤で軍艦用に，残り 4,500 万斤（低質炭）は 6 円／1 万斤でその他の用途に売却するとした（第四海軍燃料廠編〔1943〕40 頁）。

したがって，収入金額は 96,000 円（3,000 万斤× 23 円／1 万斤＋ 4,500 万斤× 6 円／1 万斤）となる（図表 3）。

図表 3　筑前石炭山採掘事業収支比較表

収　入		支　出		
出炭高	金額	事由	金額	
上石 中石　三 千 萬 斤	六九, ○○○圓	職　員　俸　給	九, 四○八圓	
底石四千五百萬斤	二七, ○○○圓	採掘事業費一切	六八, 七○○圓	
計	九六, ○○○圓		七八, 一○八圓	一七, 八九二圓

（出典：第四海軍燃料廠編〔1943〕39 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

図表 3 の支出にあたる部分は，図表 4 のとおりである。1 日当たりの炭山費（炭鉱費，機械費，運搬費）として 229 円，この 300 日分が 68,700 円である。1 日当たりの職員俸給其他として 31.4 円（正しくは 31.36 円，図表 4 の数値は小数第 2 位が四捨五入されている），この 300 日分が 9,408 円である。したがって，支出合計は 68,700 円＋ 9,408 円＝ 78,108 円である。結局，収入 96,000 円，支出 78,108 円で，収支差額は 17,892 円となる（第四海軍燃料廠編〔1943〕40-41 頁）。

図表 4　一日二十五萬斤出炭ニ要スル経費一日分概算書

筑前炭山費	二六○，円四○○
艦営需品費	二六○, 四○○
炭礦費	一二九, ○○○
採炭費	七五, ○○○
職工人夫	三四, ○○○
材料	二○, ○○○
機械費	三○, ○○○
器具機械	一五, ○○○
修繕費	一○, ○○○
消耗費	五, ○○○
運搬費	七○, ○○○
汽車運搬費	四五, ○○○
艀下費	一五, ○○○
積込費	一○, ○○○
職員俸給其他	三一, 四○○

（出典：第四海軍燃料廠編〔1943〕40-41 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

なお，この予備炭山の作業費として，図表 5 のとおりに経費 30,000 円が計上された。

図表 5　明治二十二年度開坑費

地所買上	五五〇，円〇〇〇
建 築 費	一一，四三五，〇〇〇
機 械 費	一六，四七三，〇〇〇
作 業 費	一，五四二，〇〇〇
計	三〇，〇〇〇，〇〇〇

（出典：第四海軍燃料廠編〔1943〕41 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

明治 22 年「海軍省予備炭山開坑委員ヲ設ク」（11 月 13 日官房第 2396 号）では，図表 5 のとおり「開坑費三萬圓ヲ以テ開坑準備ニ着手候処」とされ，開坑の事務処理を円滑に進めるために「開坑委員」が設置された（JACAR，Ref. A15111731600）。

3）　新原採炭所時代

明治 23 年には開坑委員が廃止され，「新原採炭所官制」（明治 23 年 3 月 25 日勅令第 40 号）によって，新原採炭所が設けられた（JACAR，Ref. A03020064100）。同採炭所は海軍予備炭山を管轄し石炭を採掘するとされ，佐世保鎮守府に属した。このとき，引き継がれた物品の概算調は図表 6 のとおりである。

図表 6　物品代価概算調

科　目	金　額	記　事
器具機械	七千三百四十六圓	二十三年一月ヨリ購入
備　　品	八百四拾六圓也	同　　右
消 耗 品	四拾七圓也	
合　　計	八千弐百参拾九圓也	

（出典：第四海軍燃料廠編〔1943〕45 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

開坑工事は明治 23 年に竣工し，同 24 年には採炭を開始した。採炭目標は年間 1 千万斤であり，100 万斤は随意契約，残りの 900 万斤は一般競争契約とした。しかし，海軍は塊炭を必要とし，塊炭 7 分，粉炭 3 分を要求したが，随意契約に比べて一般競争契約では安価に採掘したいという業者の意図から熟練労働者を雇用しなかったために，要求より塊炭が少なく，粉炭が多い傾向があった（第四海軍燃料廠編〔1943〕44-47 頁）。そこで，海軍は塊炭がより多く採掘できる随意契約を望んだ。

4）　海軍採炭所時代

新原採炭所は，明治 33 年に「海軍採炭所官制」（9 月 1 日勅令第 353 号）によって海軍採炭所に改称され，海軍採炭所は「新原ニ置ク」（第一條），「海軍炭山ヲ管轄シ石炭ノ採掘ヲ掌ル」（第二條）とされている（JACAR，Ref. A03020476500）。

日露戦争後（明治 38 年），海軍は海軍採炭所の事業を拡大させる必要性があり，一般会計では不便なので，海軍自営の特別会計に移行したかったが，大蔵省は特別会計数の増加に難色を示して認

めなかった。そのような折，農商務省の経営する廣島鉱山が廃止されたので，海軍はこの枠を利用して特別会計の数を増加させずに，海軍採炭所を特別会計とすることに成功した（第四海軍燃料廠編〔1943〕47-48 頁）。同 40 年 4 月 1 日，佐世保海軍経理部から固定資本に繰り入れるべき物件の引き継ぎを受けたのを始めとして，同年度に引き継いだ物品代価は図表 7 のとおりであった。

図表 7　明治四十年に引き継いだ物品代価

土　地	二三, 四〇二圓三四六
建　物	六七, 二八五圓二七三
鑛　区	二七七, 八五九圓一二〇
機　械	一二九, 七四六圓五二九
器　具	七〇, 九三二圓六六七
計	五六九, 二二五圓九三五

（出典：第四海軍燃料廠編〔1943〕48 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

廣島鉱山の廃止に伴い，海軍採炭所がその後釜に収まったので，「作業会計法」および「作業会計規則」に従う必要があった。「作業会計法」は明治 23 年 3 月 18 日法律第 17 号，「作業会計規則」（「作業及鉄道会計規則」）は同 23 年 3 月 20 日勅令第 33 号でそれぞれ制定された。「作業会計法」は 9 条構成であるが，そのうち下記の 6 条が重要である[4]（JACAR，Ref. A03020050800）。

第一條　左ノ作業所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運転資本ヲ置キ作業上ノ収入及其附属雑収入ハ作業直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム但事務ニ属スル作業間接ノ費用ハ総テ一般ノ会計ニ依ラシム

第一 造幣局

第二 印刷局

第三 富岡製糸所

第四 電信燈台用品製造所

第五　廣島鑛山

第二條　各作業所ニ於テ従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具ヲ以テ固定資本トナシ従来ノ営業資本額ヲ以テ据置運転資本トス

第三條　各作業所特別会計ノ歳出額ハ予算定額内ニ於テ実際ノ歳入及据置運転資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス

第四條　固定資本ノ維持修理及補充ハ作業所特別会計ノ歳入ヲ以テ支弁スヘシ

第五條　作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売払代金ハ総テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第六條　政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入ノ総予算ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

明治 39 年には「作業会計中改正追加」（3 月 20 日法律第 11 号）によって，「作業会計法」が以下のとおりに改正された（JA（国立公文書館），Ref. 御 06457100）。

「作業会計法中左ノ通改正ス　第一條中「廣島鑛山」ヲ「海軍採炭所」ニ改メ　第二條第二項ノ次ノ左ノ一項ヲ加フ　海軍採炭所据置運転資本ハ十萬円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

附則　本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス」

据置運転資本は 10 万円で，漸次一般会計から繰り入れられた。海軍採炭所では，明治 39 年度は

一般会計であったが，同 40 年度からは特別会計となった。同 43 年からは，従来の請負採炭が官の直営とされた。さらに，同 45 年に大嶺炭山を海軍採炭所の所属とし，事業規模の拡大を図った（第四海軍燃料廠編〔1943〕48-52 頁）。

5） 海軍煉炭製造所時代[5)]

海軍は国内産の燃料を使用するように努めたが，国内産では戦略上思わしい無煙炭が得られなかった。そこで，無煙燃料である煉炭に目をつけ，その製造方法の研究が始められた。当初は技術面や資金難でうまくいかなかったが，日露戦争（明治 37 年～38 年）対策に政府も煉炭製造を推進し始めた（眞木〔1935〕4 頁）。

明治 37 年に海軍煉炭製造所設立事務所が徳山に開設され，翌 38 年 4 月に臨時海軍煉炭製造所が置かれた。本部および煉炭部は徳山に，採炭部は大嶺に開設した（脇ほか〔1989〕25-26 頁）。

この設立費は 160 万円の予算をもって実施され，煉炭部設置費に 106 万円，採炭部大嶺炭山買収費に 23.4 万円，採炭部の設備費は 100 万円，これは軍事費から支出された（脇ほか〔1989〕42 頁）。

明治 45 年には海軍煉炭製造所へ改称され，煉炭部，採炭部の名称は廃止され，徳山の煉炭部のみが海軍煉炭製造所となり，上述のとおり大嶺炭山は海軍採炭所へ移管された。「海軍煉炭製造所條例」（明治 45 年 3 月 30 日勅令第 64 号）によれば，海軍煉炭製造所は「山口縣下ニ置ク」（第一條），「海軍艦政本部ニ属シ長門海軍炭山ヲ管轄シ採炭並煉炭ノ製造及供給ニ関スルコトヲ掌ル」（第二條）とされている（JA，Ref. 御 06407100）。

「海軍煉炭製造所工務規則」（明治 45 年 4 月 1 日達第 39 号）によれば，第五條に「煉炭ハ材料費及職工人夫賃ヲ併算シタル金額ヲ以テ其ノ原価トス　前項ノ原価ハ一噸ヲ単位トシ毎月一回之ヲ算出スヘシ」とされており，原価計算が簡単に規定されている（JACAR，Ref. C12070063800）。

なお，煉炭製造所予算決算書については，「海軍省所管海軍煉炭製造所海軍燃料廠予算決算書（抄）」を参照すべきである（共同研究班〔1981〕197-213 頁）。

6） 海軍燃料廠時代

大正 10 年に，明治 39 年度より資本金 10 万円で経営する特別会計に属する海軍採炭所および同 38 年 4 月に創業した一般会計に属する海軍煉炭製造所を合併し，製油事業を加え，海軍航空用燃料の生産に関する事業を統一した海軍燃料廠（呉鎮守府所管）が新設された（第四海軍燃料廠編〔1943〕52-53 頁）。「海軍燃料廠令」（大正 10 年 3 月 28 日勅令第 41 号）によれば，海軍燃料廠は「山口県都濃郡ニ之ヲ置ク」（第一條），「海軍所要燃料ノ生産，研究及調査ニ関スルコトヲ掌ル」（第二條）とされている（JA，Ref. 御 12924100）。

このときの生産能力は，以下のとおりである（白神〔1929〕32 頁）。

生産能力（年額）

混油	二〇〇，〇〇〇瓲
軽質油ノ副産	八，〇〇〇瓲
煉炭ノ製造	七五〇，〇〇〇瓲
石炭ノ採掘	五〇〇，〇〇〇瓲

新設当時の資本金は，次のとおりである（白神〔1929〕32 頁）。

固定資本　　五, 二〇二, 三二三円

据置運転資本　二, 〇〇〇, 〇〇〇円

大正 10 年，燃料廠の設置により，「作業会計法」は「作業会計法中改正」（大正 10 年 3 月 30 日法律第 8 号）によって，次のように改正された（JA，Ref. 御 12789100）。

「第一條中「海軍採炭所」ヲ「海軍燃料廠」ニ改ム 第二條中「四十七万円」ヲ「百万円」ニ改メ同條第五項ヲ左ノ如ク改ム 海軍燃料廠据置運転資本ハ二百万円トシ大正九年度末現在ノ海軍採炭所据置運転資本ヲ以テ之ニ充テ其ノ不足額ハ漸次一般会計ヨリ繰入ス」

また，「作業会計規則」も「作業会計規則中改正ノ件」（大正 10 年 4 月 1 日勅令第 68 号）によって「海軍採炭所」の部分が「海軍燃料廠」に改正されている（JA，Ref. 御 12951100）。

これまでの海軍採炭所固有の据置資本は 10 万円であったが，上述のとおり 200 万円になったので，不足額 190 万円は一般会計から漸次繰り入れる計画とした（詳細は後述する）。

具体的な繰入計画は，図表 8 のとおりである。

図表 8　一般会計からの予定繰入額

年度	繰入予定額	繰入済額	繰入未済額
大正十年度	七〇〇, 〇〇〇 円	七〇〇, 〇〇〇 円	
同十一年度	六〇〇, 〇〇〇	四〇〇, 〇〇〇	
同十二年度	六〇〇, 〇〇〇	三〇〇, 〇〇〇	
同十三年度	〇	一五〇, 〇〇〇	
計	一, 九〇〇, 〇〇〇	一, 六五〇, 〇〇〇	三五〇, 〇〇〇

（出典：白神〔1929〕32-33 頁より作成，縦書きを横書きに直して引用，数字はママ）

4. 海軍燃料廠作業特別会計[6)]

これまで，海軍燃料廠の設置までの沿革を瞥見してきた。以下，『梗概』に従って海軍燃料廠作業特別会計を見ていきたい。『梗概』は昭和 4 年執筆なので，この時間軸での記述が行われている。

『梗概』における海軍燃料廠作業特別会計は，「一　沿革，二　作業会計法，三　作業，四　資本，五　予算，六　整理計算」の順で説明されている。これまでに沿革，作業会計法，作業について瞥見してきたので，以後，資本，予算を考察する。

昭和 4 年当時，作業会計が適用されていた作業場は，図表 9 のとおりであった。

海軍燃料廠は特別会計なので，「作業会計法」に準拠した「作業会計規則」が適用されていた。また，海軍には予算に関する手順を定めた「海軍会計規程」（大正 11 年 3 月 8 日達第 36 号）があり，さらに「海軍作業会計規程」（大正 11 年 4 月 1 日達 81 号）がある。これは，第一章　予算，第二章　収入支出，第三章　物品，第四章　計算報告書類，帳簿，第五章　雑則，附則から構成されていた（JACAR，Ref. C12070080300）。この規程の第十七條によれば，「本規程ニ於テ作業所トハ海軍火薬廠，海軍燃料廠ヲ，作業事務長トハ各其ノ長ヲ，作業部局トハ海軍燃料廠採炭部及同廠平壌鑛業部ヲ，作業部局長トハ各其ノ長ヲ謂フ」とされているので，海軍火薬廠，海軍燃料廠が適

図表９　作業所に適用される法律と勅令（昭和４年当時）

<table>
<tr><th>作業所</th><th>法律（会計法）</th><th>勅令（会計規則）</th></tr>
<tr><td>専　売　局</td><td rowspan="4">作業会計法</td><td>専売局作業会計規則</td></tr>
<tr><td>印　刷　局</td><td rowspan="5">作業会計規則</td></tr>
<tr><td>海軍火薬廠</td></tr>
<tr><td>海軍燃料廠</td></tr>
<tr><td>陸軍造兵廠</td><td rowspan="2">陸軍作業会計法</td></tr>
<tr><td>千住製絨所</td></tr>
<tr><td>造　幣　局</td><td>造幣局特別会計法</td><td>造幣局特別会計規則</td></tr>
<tr><td>鉄　道　省</td><td>帝国鉄道会計法</td><td>帝国鉄道会計規則</td></tr>
<tr><td>製　鉄　所</td><td>製鉄所特別会計法</td><td>製鉄所特別会計規則</td></tr>
</table>

（出典：白神〔1929〕38-39 頁，縦書きを横書きに直して引用）

用対象となっている。

第一章　予算では，予算編成手順が次のように規定されている。

軍需局長が「事業ノ梗概竝其ノ予定金額」を作業事務長に訓令する（第一條）。作業事務長は「歳入歳出概算書，受払勘定表，固定資本価格増減表」を調製し経理局長に送付する（第二條）。経理局長はこれらの書類から「歳入歳出概算書」を作成し（第三條），これに基づいて「歳入歳出予定計算書，同各目明細書，受払勘定及固定資本価格増減表」を調製し大蔵大臣に送付する（第四條）。経理局長は「歳入予算書，歳出予算書又ハ歳出予算更定計算書」によって作業事務長，作業部局長に予算を令示する（第五條）。

第二章　収入支出では，予算執行や作業で生じた益金とそれに伴う処理手順が次のように規定されている。

歳入徴収官は「日本銀行ヨリ収入金領収済ノ通知ヲ受ケタルトキハ毎日取綴メ支払元受金ニ組換ノ手続」を行う（第八條）。支出官は「据置運転資本ノ持越額ヲ支払元受金ニ組換ヘムトスルトキハ日本銀行ニ請求シ其ノ組換」を行う（第九條）。作業事務長は「毎会計年度ニ於テ決算上益金アルトキハ翌年度四月二十日迄ニ日本銀行ニ請求シ一般会計ノ歳入ヘ移換ノ手続」を行う（第十二條）。

第三章　物品では，「作業会計ニ属スル物品ハ他ノ会計ニ属スル物品会計官吏ニ之ヲ保管転換シ若ハ無償ニテ貸与スルコトヲ得ス」が規定されている（第十三條）。

第四章　計算報告書類，帳簿では，作業事務長，作業部局長が「別表第一ニ依リ計算報告書類」を提出することや，「別表第二ニ依リ帳簿」を保有することが規定されている。

第五章　雑則では，「本規程ニ規定ナキモノハ海軍会計規程ヲ準用ス」とされている（第十八條）。

「海軍作業会計規程」は第十八條にあるように，「海軍会計規程」（JACAR，Ref. C12070080000）に準拠している細則規定であり，予算の編成，予算の執行，予算の報告が明示されている。とくに，特別会計においては事業を統制するために，予算の編成が重要になる[7)]。これはまず資本の概算から始まる。

「作業会計法」では，固定資本と据置運転資本を置くことが定められている。

固定資本は継続して生産のために使われる資本であり，多年の使用に堪えるものである。例えば，土地，建物，機械などである。固定資本高が適当であるかの検討は，生産費を低廉に抑えるためにも必要である。過剰生産能力の保有は，生産費を高めてしまう（白神〔1929〕43 頁）。

運転資本は「作業会計法」第二條において規定されている「運転据置資本」であり，生産品の製造によって生じる作業費を支弁し，完成した生産品の売却によって回収する。すなわち，運転とは予算上の項目をもって作業費の支弁を充当し，作業目的である生産品の売却代金をもって回収し，その仕払元受高にすることを言う。これは，次の年度に再び運転資本となる（白神〔1929〕61-62 頁）。

さきに言及したように，燃料廠の運転資本は法定 200 万円であり，未繰入額 35 万円であり，現在 165 万円である。その内訳は海軍大臣によって定められており，本廠 150 万円，採炭部 10 万円，平常鉱業部 40 万円である。将来の未繰入を繰り入れた場合には，本廠の運転資本は 150 万円となる。このように，運転資本を決定したのであるが，どのくらいの運転資本高にするかは，どのように決められたのであろうか。運転資本の基本的な内容は，⑴現金，⑵備品，⑶材料素品，⑷機械運転用品，⑸生産品である（白神〔1929〕70-72 頁）。

まず，運転資本額を決定するためには，材料費と材料費以外の経費に分ける。

材料費の決定にあたっては，材料費のなかでも事業を遂行するために必要とされる材料を，どのくらい貯蔵しなければならないかを考慮しなければならない。当然のことながら，貯蔵材料の高は資金需要の高を左右する（白神〔1929〕63 頁）。

材料費以外の経費は，人件費（すなわち，俸給，雇傭人給，職工費，旅費，其の他の給料），材料費以外の物件費（すなわち，消耗品）である（白神〔1929〕63-64 頁）。

材料費を決定するためには，在庫すべき材料と使用する材料費，毎月必要な費用とを合計し，それが作業収入および支出といかなる関係があるかを注視しなければならない。運転資本が 200 万円に決定された理由が，以下のとおり列挙されている[8]（白神〔1929〕64-65 頁）。

第一　材料費

ⓐ　採炭事業の坑木その他の抗営必需品などを要する。

ⓑ　煉炭製造業にあっては製造上配合を要する各種石炭 3 ヶ月分ないしは 4 ヶ月分常時貯蔵を要する。

ⓒ　製油事業は煉炭事業と同様 3 ヶ月内外の原油を常時貯蔵する。

第二　材料費以外の諸経費

ⓐ　俸給，職工給，人夫費のような人件費は賞与を除いて，1 ヶ月分の資金で運転する。

ⓑ　物品費は 3 ヶ月ないしは 6 ヶ月分を購買する　ⓐ人件費，ⓑ物品費を通じて大体 1 ヶ月の経費を以て運転する。

このような第一と第二の考慮のもと，運転資本規模が決められた（白神〔1929〕66 頁）。具体的には，毎年度の運転資本の所要額は図表 10 のとおりである。

図表 10 のとおり運転資本を要するが，次の 4 つの措置が取られた[9]（白神〔1929〕66-67 頁）。

①　なるべく国家財政に影響を及ぼさない方策をとる。

②　はじめの数ヶ年度は軍事費，艦営費で支弁し，煉炭製造所が有する材料を使用する。

図表 10　毎年度ノ運転資本の所要額

費目＼年度		大正 10 年度	大正 11 年度	大正 12 年度	大正 13 年度
材料費（常時貯蔵額）	煉炭燃料	（120,000 瓲） 1,800,000 円	（150,000 瓲） 2,250,000 円	（180,000 瓲） 2,700,000 円	（200,000 瓲） 3,000,000 円
	製油燃料	（24,000 瓲） 1,440,000 円	（36,000 瓲） 2,160,000 円	（40,000 瓲） 2,400,000 円	（50,000 瓲） 3,000,000 円
材料費以外ノ経費（月額）		1,110,000 円	1,500,000 円	1,900,000 円	2,200,000 円
計		4,350,000 円	5,910,000 円	7,000,000 円	8,200,000 円

（出典：白神〔1929〕66 頁，縦書きを横書きに直して引用，数字は算用数字に直して引用）

③　大正 13 年度の貯蔵材料 600 万円は年度を通じて固定し，前受金でしのぐ。

④　大正 13 年度の材料以外の経費は 220 万円を標準として資本金額を 200 万円と定め，最初の 3 ヶ年は毎年 70 万円程度の益金を出し，それを繰り入れ 200 万円にする。

その方法は，次のとおりである[10]（白神〔1929〕67 頁）。

大正 10 年度	採炭所ヨリ引継	100,000	資本額	800,000 円
	一般会計ヨリ繰入	700,000		
〃　11 年度	一般会計ヨリ繰入	700,000		1,500,000 円
〃　12 年度	仝　上	500,000		2,000,000 円

上記のように，資本額が決定すると，次に収支計算のために予算編成が行われる。収支を明らかにするために収入の計算と支出の計算を行い，収支差額である益金を算定する。支出のうち，その大きな部分を占めるのが生産費であり，その調査すなわち，原価計算が行われる。ここが原価計算の部分である。原価計算については，「作業会計規則」（「作業会計規則改正」（大正 11 年 3 月 27 日勅令第 34 号））第 20 條第 4 項を見ると，「生産品ニ付テハ生産費ニ依ル」とあるのみで，何も規定がない（JA，Ref. 御 13517100）。推察するところ，各事業所おける生産費調査方法は，手続きが統一されていないようである。『梗概』では，「要ハ調査ヲ正確ニ適実ニシ，実際ニ要シタ費用ヲ算出シ，以テ生産品ノ受入価格ヲ知ルト共ニ売払代価ヲ定ムル」とだけが記されており，明文化された原価計算規程が存在しないことを示唆している（白神〔1929〕189 頁）。しかし，原価計算が提供する情報は，事業経営上に重要な資料となるのではないだろうか。

『梗概』では，原価計算が次のように説明されている（白神〔1929〕189 頁）。

「近来ハ殊ニ生産費ノ調査，即会計学者ノ所謂原価計算ガ喧マシクナツテ来マシタガ畢竟スルニ其ノ喧マシイ点ハ所謂間接費ノ問題デアツテ原価計算ハ間接費ノ計算デアルカノ観ガアリマス」

『梗概』に示された間接費は，図表 11 のとおりである。

『梗概』における間接費の計算は，間接費それ自体の把握と間接費の配賦に分けて考えられている（白神〔1929〕190 頁）。ここで生じる問題は，いかに製品と関係のある基準と方法で製造間接費を配賦するかである。『梗概』が示す燃料廠における原価構成は，図表 12 のとおりであった。

図表 11　間接費の構成図

間接費	工場間接費	間接材料，間接賃金，間接給料（書記，手代，監督，工長，工場長） 工場雑用品，動力費，小道具，暖房，照明，工場機械等火災保険料 同減価，特許料，研究室費，租税，工場関係者厚生費，職工募集費 工場維持費（建物，機械，器具），奨励費，工場借賃，雑費
	一般間接費	販売費＝販売係給料，販売手数料，販売係旅費，広告宣伝費，運賃，保険料，掛倒金，其他販売費 一般経営費＝重役，総支配人，其他の報酬，交際費等，建物賃借料 其他総経費，租税
備考	原価計算上最モ重要ナルモノハ工場間接費デアル，之ヲ計算シ終ルトキハ製造ノ工場原価ガ定マルモノデアル，従テ工場会計ハ茲ニ一般ノ終結ヲ告ゲルモノデアル，一般間接費ノ計算ハ製品ノ売価ヲ定ムルヲ目的トスル	

（出典：白神〔1929〕189-190 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

図表 12　原価構成図

生産費	直接費	材料費	
		工費	
		雑費	部（工場）間接費
	間接費	一般間接費	

（出典：白神〔1929〕191 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

この区分は，海軍が用いている原価区分である。すなわち，原価（ここでは生産費）をまず最初に直接費と間接費に分ける思考であり，これは明らかに海軍がこれまで行ってきた工事費整理法，いわゆる個別原価計算のための原価分類である（建部〔2014〕104 頁）。この区分に従い，図表 13 のとおり製造部別に直接間接の費用を費目別に算出する。図表 13 は煉炭部の直接費，間接費の構成（要約）である。

図表 13 のオリジナルは「昭和四年度煉炭部，製油部別直接費並間接費（負担額）額」であったが，煉炭部のみを示し，科目の一部も省略した。図表 13 に示されている煉炭部の直接費は，工場間接費まで包含しており，煉炭部に必要な費用すべてが網羅されている。しかしながら，この後，実費を求める観点からの間接費は本部，研究部，会計部（医務部を含む），修理工場（煉炭部，製油部に属する経費を除く）の経費総額を煉炭部，製油部の直接費の比に応じて配賦しなければならない。すなわち，一般間接費のうち一般経営費を製品の負担力に応じて，配賦することになる（白神〔1929〕193 頁）。

本廠では材料費が原価の大部分を占めているので，直接材料費を基準とした配賦法も考えられる（白神〔1929〕194 頁）。『梗概』では，間接費配賦の基準として必要な条件が，以下のとおり列挙されている（白神〔1929〕194-195 頁）。

図表 13　昭和四年度煉炭部直接費並間接費（負担額）額の一部

科目	煉炭部					
	直接費		間接費		計	
海軍燃料廠作業費	3,456,613	000	168, 500	000	3,625,113	000
俸給	26,408	000	19,747	000	46,155	000
事業費	3,430,205	000	148,753	000	3,578,958	000
庁費	0		1,696	000	1,696	000
旅費	1,400	000	8,999	000	10,399	000
建造物補修	4,150	000	15,494	000	19,644	000
器具機械補修	36,328	000	39,060	000	75,388	000
材料費	1,344,950	000	1,875	000	1,346,825	000
（保転炭）	1,213,100	000	0		1,213,100	000
（提供材料）	419,606	000	0		419,606	000
職工人夫給	206,730	000	17,961	000	278,691	000
動力及需品費	46,545	000	3,041	000	49,586	000
（保転炭）	63,200	000	0		63,200	000
（提供材料）	3,764	000	0		3,764	000
試験及研究費	400	000	35,790	000	34,190	000
接待費	0		94	000	94	000
計	3,456,613	000	168,500	000	3,625,113	000
運搬費	0		515,700	000	515,700	000
総計	3,456,613	000	684,200	000	4,140,813	000

（出典：白神〔1929〕191-193 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

第一　配賦セントスル製品（製品ト云フモ未ダ間接費ノ配賦ヲ終ラザルモノデアツテ完成品トシテノ要件ガ一部欠ケテ居ルモノ）ニ普遍的※存在スルコト（※に相当する文字は判別できなかった）

第二　配賦セントスル間接費ト製品原価トニ配賦上適切ナ関係ヲ存スルコト

第三　其ノ計算ニ手数ヲ要スル㆕少イコト（㆕（コト）はママ）

こうした条件が勘案されて間接費の配賦が行われるが，「さらに研究を進めることが重要である」とされている（白神〔1929〕195 頁）。やはり，原価計算実施の大きな誘因の一つとしては，間接費配賦の困難性が挙げられることは言うまでもない。

直接費と間接費が計算できたら，生産数量を用いて生産費（生産原価）を計算する（白神〔1929〕195 頁）。この後，生産費に益金相当額を加算して，売渡単価を算定する。これに基づいて，益金の割当額を加算した図表 14　生産品譲渡予定単価表，次いで図表 15　収入明細書（収入実行予算の基礎）を作成する。

図表 14　生産品譲渡（構内渡）予定単価表（本廠）の一部

品種	単位	生産単価		益金		本廠構内渡単価		記事
第一種煉炭	瓲	20	950	1	190	22	140	
第二種煉炭	〃	16	060		910	16	970	省略（筆者）
航空二号揮発油	立		200		0		200	
航空三号揮発油	〃		170		0		170	

（出典：白神〔1929〕195-196 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

図表 15　収入明細書（本廠）の一部

煉炭収入			
第一種煉炭	100,000　瓲	22 円 140	2,214,000　円
第二種煉炭	85,000	16 円 970	1,442,450
煉炭運搬費			515,700
計			4,172,150
軍需支部提供材料割引額			423,370
差引計			3,748,780

（出典：白神〔1929〕196-197 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

図表 15 のオリジナルは煉炭収入 3,748,780 円と油類収入 15,715,567 円に分けられているが，煉炭収入のみを示した。益金は毎年 150 万円をあげることになっている。その益金を各部門，各製品に配賦する。これは一定率で行われる（白神〔1929〕198 頁）。

まず，各部門への配分手順は，図表 16 のとおりであり，35 万円を数値として計算法が示されている。

図表 16　35 万円の各部への配分例

	（本　廠）	（採炭部）	（鑛業部）
三ヶ年平均額	23,490,673	7,405,863	4,453,024
比率	5.275	1.663	1.000
左ノ比率ニヨリ三十五万円ヲ按分スルトキハ			
	232,584	73,726	44,090

（出典：白神〔1929〕200 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

収益という観念は投下資本と関係しているので，作業部局の資本に応じて 35 万円を賦課する。

図表 16 の 3 ヶ年平均額は，本廠，採炭部，鑛業部別に，大正 14 年度，昭和元年度，昭和 2 年度の固定資本，運転資本，歳出の各部門別合計を 3 ヶ年分合計し，それを 3 で除したものである（白神〔1929〕199-200 頁）。鑛業部の金額を 1 として，各部を比率化すると，本廠 5.273，採炭部 1.663 となり，この比率で 35 万円を各部へ配分する。

次に，益金の各製品への配分手順は各部門への手順と同じであるが，煉炭部の負担が多く，鑛業部の負担が軽くなってしまうので，効率比を考慮して変動的に決定している（白神〔1929〕201 頁）。図表 17 は『梗概』に示されている最終的に計算された益金各部負担割合（額）である。

煉炭部で計算された差引益金は 196,611 円，製油部で計算された差引益金は 981,165 円，本廠で計算された差引益金は 1,100,000 円であった（白神〔1929〕201-203 頁）。

5. おわりに

これまで，海軍燃料廠の沿革，『梗概』を通じた海軍燃料廠の会計を見てきた。前稿「鉄道工場の原価計算」（建部〔2017〕77-97 頁）で考察したように，同じ特別会計でも，その事業目的によっ

図表 17　昭和四年度ニ於ケル各部益金ノ負担割合（本廠）の一部

（イ）煉炭部負担益金		
歳入予算額	3,748,780	円
翌年度へ持越スベキ材料素品ノ価格	467,043	
翌年度へ持越スベキ機械運転用品ノ価格	17,947	
計	4,233,770	
歳出予定額	2,442,143	
前年度ヨリ持越シタル材料素品ノ価格	302,027	
前年度ヨリ持越シタル機械運転用品ノ価格	17,689	
保転材料炭ノ価格（平壌鑛業部）	1,055,100	
仝　　（採　炭　部）	158,000	
保転燃料炭ノ価格（仝　　）	63,200	
計	4,037,159	
差引益金	196,611	
（ハ）本廠雑収入	122,224	
益金総計	1,300,000	
採炭部へ資金移換（鉱業権買収ノ為）	200,000	
差　引		
本廠益金	1,100,000	

（出典：白神〔1929〕201-203 頁より作成，縦書きを横書きに直し，形式を変えて引用）

て性格を異にしていた。すなわち，完全型特別会計と不完全型特別会計があり，鉄道工場は前者のタイプであり，自己資金での独立採算をめざして生じた益金は次年度の事業運営に供され，損金が生じても一般会計から補填されない。他方，印刷工場は後者のタイプであり，益金は一般会計へ繰り入れられ，また欠損が生じた場合は一般会計から補填される。

印刷工場「簿記順序」はその後の展開が追尾できておらず，その改訂版は見つかっていない（建部〔2017〕93-95 頁）。他方，海軍工廠の「工事費整理規則」や鉄道工場の「工場経理規程」は実情に合わせるためのこまめな改正によって，徐々にグレードアップされていった。

燃料廠は「作業会計法」,「作業会計規則」に準拠した会計が行われているので，印刷工場に近い性格を有している。しかも，『梗概』によれば，明文化された原価計算規程は有していないようである。原価計算の側面から見ると，間接費の配賦に関する方法が説明されていた。作業会計のもとでは，予算を編成し，期末には実費を計算して予算統制を行い，年度始めに定めた益金の達成が目的である。したがって，年に数回，予算編成時と実費計算時に，原価計算をすれば，充分であるというシステム設計であった。しかしながら，『梗概』の最後に「本廠会計上ノ見地ヨリ改善ヲ要スルト認メルベキ事項ノ概ネ左ノ如シ」（白神〔1929〕263 頁）とあり，次の 6 つが列挙されていたが，6 番目に原価計算の精緻化が挙げられている（白神〔1929〕263-270 頁）。

・運転資本補塡スルコト
・主要材料品ノ購買方法ヲ改ムルコト
・粗製軽質油ハ之ヲ売払ハザルコト
・軽質油ノ運搬ハ之ヲ油槽車送リトスルコト
・利益金ヲ積立ツルコト
・原価計算ヲ精細ニスルコト

事業を管理するために，正確な原価計算は不可欠である。『梗概』では，原価を構成する要素は材料費，工費，雑費，間接費の費目であり，この細目の計算によって「無駄（欠費）を省き，種々の有益な目的を達成するうえで緊要であることは論を俟たない」（白神〔1929〕268-269 頁）とされているが，体系的な原価計算の導入は当時，実現していない。

本考察のとおり，燃料廠は作業会計が適用されており，燃料廠の会計は財政会計制度の範疇に入る。原価計算は確かに実施されているとの確認はとれたが，原価計算規程の存在は確認できなかった。前稿（「鉄道工場の原価計算規程」）で言及したように，印刷工場も同様な状態である。原価計算規程の必要性は，鉄道工場や海軍工廠のように，注文によってそのつど異なる製造物を製作し，その製造原価の算定が必要になる個別受注生産のケースにおいて強く見られる。他方，同じ製造物を大量に生産する大量生産においては限定的であったと考えられる。「財政会計制度を源流とする原価計算制度の系譜」は，政府の国庫金に関する出納規程が始まりであるが，同じ政府作業場でも事業の性格によって原価計算への注目度に大きな相違が生じていた。

《注》

1） 本稿は『梗概』（昭和 4 年）を主たる史料としているので，航空燃料には言及していない。『梗概』が書かれた昭和 4 年当時が中心である。航空燃料については，嘉納〔1956〕『日本航空燃料史』が詳しい。
2） 白神については「参拾壱　頁」（http://admiral31.world.coocan.jp/index.htm）で検索した。その結果，白神は明治 25 年生であり，大正 14 年 12 月には海軍主計少佐，昭和 2 年 5 月には燃料廠会計部部員，昭和 4 年 11 月には伊勢主計長 / 分隊長になっている（平成 29 年 11 月 26 日取得）。端書の日付は昭和 4 年 6 月となっているので，燃料廠会計部部員の立場で執筆したものと思われる。
3） 眞木『海軍燃料沿革』は，燃料廠に関する詳細かつ貴重な資料であり，九州大学附属図書館九大コレクションを参照した。ただ，表紙が上巻となっていたり，奥付もないので，正しい書名，出版社（者）は不明である。
4） ここに提示した「作業会計法」は制定当時（明治 23 年）のものであり，第一條に挙げられている廣島鑛山の代わりに，同 39 年に海軍採炭所が入る。これまでの拙稿では，作業場を用いているが，「作業会計法」では作業所を用いている。もちろん同意であるが，本拙稿では 2 つが混在している。
5） 海軍煉炭製造所時代は，第四海軍燃料廠編〔1943〕『海軍炭鑛五十年史』にはない。海軍煉炭製造所の存続期間が他の製造所とダブっており，「～時代」と呼ぶにはふさわしくないかもしれないが，他と見出しの統一のため，このような表現を使用した。
6） 基本的に，海軍燃料廠作業特別会計は『梗概』で用いられている当該工廠の会計を説明する見出しである。正確に言うと，「作業会計法中改正法律」（大正 10 年 3 月 30 日法律第 8 号）によれば，「海軍燃料廠特別会計」と称されていた（JA，Ref. 御 12789100）。なお，燃料廠が属しているのは「作業会計法」，「作業会計規則」である（図表 9 参照）。
7） 海軍省『海軍制度沿革 巻 18』によれば，「海軍会計規程」は「歳入歳出取扱規程」（明治 23 年 3 月 3 日達第 80 号）がその始まりである（海軍省〔1944〕53 頁）。したがって，予算の編成，予算の執行，予算の報告が規定されている。さらに，「海軍作業会計規程」は「海軍会計規程」に基づく，火薬廠と燃料廠に向けた規程である。
8） 原文を口語体に直し，要約のうえ引用した。
9） 原文を口語体に直し，要約のうえ引用した。
10） この記述と図表 8 の数値は一致するはずであるが，一致しない。

凡例

本稿で示す法令の公布年月日，法令形式，法令番号は，国会図書館，日本法令索引（http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp）による。他方，国立公文書館（JA）やアジア歴史センター（JACAR）の文書はその作成日を使用している。

史料中の旧字体は新字体に直した。ただし，条文の引用や参照を示す際には，（第〇條）とした。また，名前，地名など旧字体のママとした箇所もある。

参考文献における出版物，論文は，本研究の性格上，西暦，元号の両方を示した。本文中では基本的には元号，引用参考文献の表示については西暦を用いている。

文書の引用にあたっては，JA（国立公文書館）やJACAR（アジア歴史センター）の推奨形式によった。

参考文献（発行年順）

〈出版物・論文〉

白神君太郎〔1929〕『海軍燃料廠作業會計ノ梗概（講話要領）』出版社（者）不明，昭和4年。

眞木俊魁〔1935〕『海軍燃料沿革』出版社（者）不明，昭和10年9月30日，九州大学附属図書館，九大コレクション，アーカイブ資料（http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/xc/search，平成29年11月23日取得）。

海軍省〔1939〕『海軍制度沿革　巻3』海軍大臣官房，昭和14年。

海軍省〔1944〕『海軍制度沿革　巻18』海軍大臣官房，昭和19年。

第四海軍燃料廠編〔1943〕『海軍炭鑛五十年史』第四海軍燃料廠，昭和18年（本書については復刻本（昭和18年刊の複製　限定版），文献出版，昭和51年を使用した）。

嘉納吉彦〔1956〕『日本航空燃料史』養賢堂，昭和31年。

燃料懇話会編〔1972〕『日本海軍燃料史　上』原書房，昭和47年。

燃料懇話会編〔1972〕『日本海軍燃料史　下』原書房，昭和47年。

共同研究班〔1981〕「海軍省所管海軍煉炭製造所海軍燃料廠予算決算書（抄）」『徳山大学総合経済研究所紀要』No. 3，昭和56年3月，197-213頁。

脇　英夫，大西昭生，兼重宗和，冨吉繁貴〔1989〕『徳山海軍燃料廠史』徳山大学経済総合研究所，平成元年。

東定宣昌〔1993〕「唐津海軍炭坑の設定とその経営」『経済学研究』第59巻第3・4号，平成5年10月，81-109頁。

佐藤昌一郎〔1998〕「〈読書ノート〉海軍煉炭製造所の設立をめぐって：脇英夫・大西昭生・兼重宗和・冨吉繁貴『徳山海軍燃料敵史』によせて」『経営志林』第35巻第2号，平成10年7月，83-87頁。

〈文書〉

「海軍省唐津石炭用所章程ヲ廃シ其官制ヲ定ム」JACAR（アジア歴史センター），Ref. A15111146900，内閣，太政官，明治19年6月3日。

「海軍省予備炭山開坑委員ヲ設ク」JACAR，Ref. A15111731600，内閣，海軍省，明治22年11月13日～明治22年11月22日。

「作業会計法」JACAR，Ref. A03020050800，内閣，明治23年3月17日。

「新原採炭所官制」JACAR，Ref. A03020064100，内閣，明治23年3月24日。

「海軍採炭所官制制定新原採炭所官制廃止」JACAR，Ref. A03020476500，内閣，明治33年8月31日。

「作業会計法中改正追加」JA（国立公文書館），Ref. 御06457100，内閣，明治39年3月20日。

「海軍煉炭製造所條例」JA，Ref. 御06407100，内閣，明治45年3月30日。

「海軍煉炭製造所工務規則」JACAR，Ref. C12070063800，海軍省，明治45年4月1日。

「作業会計規則改正」JA，Ref. 御13517100，内閣，大正10年3月25日。

「海軍燃料廠令制定海軍採炭所官制及海軍煉炭製造所條例廃止」JA，内閣，大正10年3月26日。

「作業会計法中改正」JA，Ref. 御12789100，内閣，大正10年3月29日。

「作業会計規則中改正」JA，Ref. 御12951100，内閣，大正10年3月31日。

「海軍作業会計規程」JACAR，Ref. C12070080300，海軍省，大正11年4月1日。

「海軍会計規程」JACAR，Ref. C12070080000，海軍省，大正11年3月8日。

〈拙稿〉

建部宏明〔1989〕「海軍工廠の原価計算」『経理知識』第68号，平成元年6月，73-88頁。

建部宏明〔2008a〕「原価計算制度における費目別計算思考の萌芽」『経営経理研究』第82号，平成20年3月，29-61頁。

建部宏明〔2008b〕「原価計算制度における費目別計算思考の生成」『経営経理研究』第84号，平成20年12

月，55-93 頁。
建部宏明〔2009〕「原価計算制度における費目別計算思考の確立 ── 大蔵省印刷局『印刷局諸規程』「第三簿記順序」に見る原価計算制度の初期的展開の一齣 ──」『経営経理研究』第 86 号，平成 21 年 10 月，1-49 頁。
建部宏明〔2010〕「海軍工廠における原価計算規程の進展」『経営経理研究』第 89 号，平成 22 年 10 月，51-86 頁。
建部宏明〔2011〕「財政会計制度を源流とする原価計算制度の系譜に関する一考察」『會計』第 180 巻第 5 号，平成 23 年 11 月，17-29 頁。
建部宏明〔2014〕「続・海軍工廠における原価計算規程の進展」『専修商学論集』第 98 号，平成 26 年 1 月，95-120 頁。
建部宏明〔2016〕「海軍工廠における会計 ──「海軍工作廳ニ於ケル會計經理ノ大要」」『専修商学論集』第 103 号，平成 28 年 7 月，71-87 頁。
建部宏明〔2017〕「鉄道工場の原価計算規程 ── 原田『鉄道工場経理』（昭和 16 年）から ──」『専修商学論集』第 105 号，平成 28 年 7 月，77-97 頁。

（原稿受付　2017 年 10 月 25 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 107-120

〈論　文〉

国際課税の観点からみた IFRS15

金　子　輝　雄

要　約

IFRS15 の，取引の経済的実質よりも当事者間の契約を重視するという思考は，課税の局面でいう私法関係準拠主義に通じ，実質課税とは対立する。とりわけ契約の濫用が懸念される。また，履行義務の組み合わせや取引条件次第で，全体の取引価格と履行義務ごとの独立販売価格の合計を相違させることができるので，移転価格税制における独立企業間価格の決定は企業側に主導権がもたらされる。さらに，コミッショネア契約における代理人は専ら特定の相手方と契約している場合には PE として認定されるが，IFRS15 は個々の履行義務ごとに判定すべきであるとし，そのことは多国籍企業が契約関係をアレンジすることにより PE 認定を回避できるという会計的根拠を与えることになる。IFRS15 の規定内容は，全体的に，多国籍企業の租税負担の削減要求に適合する内容になっていると思われる。

キーワード：IFRS15，私法関係準拠主義，濫用，独立販売価格，独立代理人

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）が公表している財務報告基準 IFRS15「顧客との契約から生じる収益」は 2018 年 1 月 1 日から発効し，IFRS 適用企業は，同日から同基準を適用して収益認識の会計処理を行うことになる。また，関係する文献の多くは，収益認識に関する包括的な基準が出来上がったとして IFRS15 に対して肯定的な評価を下している。これに呼応して，わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）からも 2017 年 7 月に公開草案第 61 号として「収益認識に関する会計基準」が公表されたが，内容としては，IFRS15 をほぼ踏襲しているといってよいであろう。

他方，企業会計と直接かかわる問題ではないが，多国籍企業の租税負担の削減行動は大きな社会問題の一つである。世界の企業の時価総額のトップ 5 を占める米国の巨大 IT 企業であるグーグル，アップル，フェイスブック，アマゾン・ドット・コムをはじめ，スターバックス・コーヒーやマクドナルドのような米国系国籍企業の多くは世界中で大きな収益を上げているにもかかわらず，関係国・地域ではほとんど納税をしておらず，それが世界的な非難を浴びていることは周知の事実である。もちろん企業の成長拡大は社会の発展にとっては必要なことかもしれないが，他方で，地球規模での持続可能な社会[1] という視点で考えると，進出先国・地域である程度の税負担をすることこそ多国籍企業の社会的責任といわなければならない。

租税負担軽減の手法としては，親子会社間の振替価格の操作といった単純なものから，タックス

ヘイブン地域の利用，アップル社のいわゆる「ダブル・アイリッシュ・ダッチ・サンドイッチ」，スターバックスの知的財産権やブランド使用権を絡めた複雑な国際取引契約，アマゾンの恒久的施設（Permanent Establishment）の認定を免れた保管倉庫，タックスシェルターといった非常に巧妙な手法を用いたものに至るまで，多国籍企業はありとあらゆる手段を駆使して税負担の軽減・回避を行っている。また，4大会計事務所も多国籍企業の監査を行う一方で節税のためのサービスを提供している。わが国企業も例外ではなく，外国税額控除の適用を受けるため，経済的合理性を欠く契約を締結し，それが権利の濫用であるとして否認された事例（りそな銀行事件）をはじめ，タックスヘイブン地域に子会社を設立して所得を移転し，場合によっては本社そのものを移転するケースもみられるなど，法人個人を問わず税負担削減行動がみられるところである。これらに対する有効な手立てがなかなか見出せず，目下，国々は法人税率の引き下げ競争を繰り広げているところである。

多国籍企業による課税逃れに対する批判の高まりを受け，経済開発共同機構（OECD）の租税委員会は「税源浸食と利益移転」（Base Erosion and Profit Shifting，以下BEPSとする）プロジェクトを立ち上げ，2015年10月にはその最終報告書を発表した。そこで決定された行動計画という形で打ち出され具体的指針に基づいて，わが国においても2016年度以降の税制改正から順次当該行動計画に基づき制度改正が行われている。

多国籍企業の課税問題と会計制度の関係についていえば，確かにIFRSは会計基準であって税務基準ではないが，一定の範囲と一定の条件のもとに，わが国における法人税法22条4項でいう公正処理基準の内容となっていくことが予想されるので，税務会計，とりわけ所得課税のあり方に影響を及ぼすことになるであろう[2)]。例えば，当事者間の契約という法的側面と取引の経済的実質のどちらを優先すべきかという問題では，会計基準上どう規定されているかが問われるところであり，移転価格の問題に関しては，わが国企業でもしばしば争訟の対象となる問題であるが，納税者と課税当局双方にとって多大の時間と労力を消耗する問題であり，何らかの指針もしくはガイダンスが企業会計にも求められるところである。本稿では，国際課税の場面でしばしば争点とされる，契約の経済的実質，移転価格，恒久的施設の問題と対比しながら，IFRS15における「顧客との契約」「独立販売価格」「代理人」に概念に着目してその意味を検討したい。

なお，ここで米国系多国籍企業の租税負担削減行動の背景について少し触れておきたい。まず，米国の税制では，米国籍の多国籍企業が海外で獲得した所得に対しては，原則として，本国に送金されない限り，課税されないということである。さらに，会計基準[3)]ではその留保所得を海外で再投資すると宣言（「無期限再投資宣言」）した場合には，繰延税金負債を計上しなくてもよいとされている。この2つの要因が，米国系多国籍企業に対して，より多くの利益・所得を海外に計上・留保するという強い動機をもたらしている。このような制度からしても米国政府は全体として米国系多国籍企業の海外所得に対する課税には寛容であるように思われるし，アメリカこそが一番のタックスヘイブンであるとの指摘もある[4)]。

2. 契約に基づく収益認識

IFRS15は収益認識についての包括的な基準となっているが，そのタイトルが「顧客との契約か

ら生じる収益」とあるように，ことさら契約という語句を強調しているような印象を受ける。以下ではその意図を考えてみることにする。

ここで，「契約とは，強制可能な権利及び義務を生じさせる複数の当事者間の合意である。契約における権利及び義務の強制力は法律の問題である。契約は文書による場合もあれば，口頭による場合や企業の取引慣行により含意される場合もある。顧客との契約の成立に関する慣行及びプロセスは，法域，業種及び企業によって異なる。また，同一企業内でも異なる場合がある（例えば，顧客の階層や約束した財又はサービスの性質に左右される場合がある）。企業は顧客との合意が強制可能な権利及び義務を生じさせるのか及びいつ生じさせるのかを判断する際に，そうした慣行やプロセスを考慮しなければならない」（9 項）（傍点筆者）。

つまり契約とは当事者間での権利・義務を生じさせる法律行為としての契約ということであり，わが国の民法でいう契約と同じ概念である。IFRS においてはこのような契約関係を前提に，「履行義務の充足」を規準として収益を認識することとしている。

すなわち，「企業は，約束した財又はサービス（すなわち，資産）を顧客に移転することによって企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて），収益を認識しなければならない。資産が移転するのは，顧客が当該資産に対する支配を獲得した時（又は獲得するにつれて）である」（31 項）。

このように法律関係を重視する理由として，「第 1 に，財又はサービスを顧客に提供する契約は重要な経済事象であり，大半の企業にとっては非常に重要なものである。第 2 に，IFRS と US GAAP の従前の収益認識の要求事項の大半は，顧客との契約に焦点を当てていた。両審議会は顧客との契約から生じる資産又は負債の認識及び測定と，契約の存続期間にわたる当該資産又は負債の変動に焦点を当てることで，利益稼得過程アプローチに規律がもたらされると判断した。したがって，従前の収益認識の要求事項の場合よりも，企業が収益をより整合的に認識する結果となる」（BC17 項）。

つまり，顧客との契約こそが決定的に重要であり，資産負債アプローチにも整合的であるということであるが，「規律がもたらされる」，という表現の意味については，代替的な収益認識基準としての「活動モデル」[5] によるアプローチが採用されなかった理由をみることでこれを理解することができる。

「しかし，両審議会は活動モデルに関する次のような懸念に留意した。

(a)収益認識が契約の会計処理に基づかなくなる―活動モデルにおいては，収益は，契約に基づく権利だけからではなく，棚卸資産や仕掛品などの企業の資産の増加により生じる。したがって，収益認識が契約が存在するまで禁止される可能性はあるが，概念的に，活動モデルでは，収益認識のために顧客との契約を必要としない。しかし，それは契約期間開始時に，その時点までに完了した活動について収益を認識する結果となる。

(b)多くの財務諸表利用者にとって直観に反する―約束した財又はサービスを顧客が交換に受け取っていない時点で，企業が対価を収益として認識することになる。

(c)濫用の可能性がある[6]―企業は報告期間末に活動（例えば，在庫の生産）を増加させることによって収益認識を加速できることになる。

(d)従前の収益認識の要求事項及び実務の重大な変更となる―それらの要求事項の多くにおいて，収益は財又はサービスが企業に移転されるときにだけ認識されていた。例えば，IFRS における従前の要求事項では，財の販売による収益の認識を，企業がその財の所有者を顧客に移転した時に要求していた。両審議会は，従前の収益認識の要求事項における工事進行基準の基礎が，IFRS 第15号のコア原則と整合的なものとみることができることにも着目した」。(BC23項)

活動モデルとは，引用したように，財又はサービスの生産又は提供における活動を行うにつれて収益を認識するという，生産基準，つまり発生主義に基づく収益認識モデルということであるが，経営管理用の内部データとしてならばともかく，財務情報として制度的に企業外部に公表されたことは歴史的に一度もなかった。また，「規律がもたらされる」という表現の意味は，つまり契約を基礎とすれば，法的な裏付けが得られ，それゆえ利益操作の余地がなく，したがって確実性と客観性を有する，ということのようであるが，会計学の世界では言い古された感がなくもない。実現主義あるいは販売基準とは言わずに「契約」に固執するのはなぜであろうか。

このことに関して伊藤（2015）は次のように述べている。「経済的実質の側面ではなく，あえて企業外部の顧客との『契約』の存在という事実を通して，法的インフラ（法律による強制力）に依拠することとしたように思われる。財務諸表のトップラインでもあり財務諸表利用者が重視する売上収益については，たとえそれが経済的に発生していたとしても（発生主義），未実現の収益を混在させることのないよう，顧客との契約にいたっていないものはスタートラインに立たせないようにしているのである」[7]。その一方で，「商取引に適用される私法上の法律関係の形成においては契約自由の原則（私的自治の原則）があるから，契約当事者が契約内容をアレンジすることによる裁量の余地が残されている点に留意が必要である」[8] とも述べている。

IFRS15 に規定されている「契約の結合」や後に検討する「取引価格の配分」といった項目からして，当該基準はそもそも「複数要素契約」を前提にして収益認識基準を規定しているとみることができる。多角化している多国籍企業にとって，顧客との契約においては，複数の契約要素を結合して一つの契約とすることが多く，それゆえ契約内容をアレンジする余地は非常に大きいものと予想される。

企業会計においては，従来から，工事進行基準等の例外はあるが，売上収益は基本的には経営努力の結実である販売という事実に基づき，実現収益を計上してきたのであり，これは同時に棚卸資産の所有権の相手方への移転と代金請求権の発生という法律関係の生起とも親和的であった。工事進行基準においても適用基準を満たす場合には経済的には実現収益と同質の収益が認識されると理解されてきたところである。それにもかかわらず，ここにきて法律的アプローチを強調するのには他の理由があるものと思われる。

3. 私法関係準拠主義

租税法の立場から，このような契約関係重視のアプローチは「私法関係準拠主義」といわれる。ここで私法関係準拠主義とは，「私法に制度的基盤を持つ契約自由の原則に従って形成される法律

関係を前提として，課税関係を形成すべきである，という考え方」[9] をいう。言い換えれば，「私法上の行為に基づいて現実に発生している経済的成果を，私法上の法律関係によって把握する，という税法の根本規律ないし構造的規律」[10] である。自由主義的国家観を基本とする，私的自治の制度化・具体化としての私的自治の原則に従って形成される法律関係に従って経済的成果を捉え，これを課税の対象とすることで社会における法的安定性が確保されるという考えが背後にある。

このような契約関係を基礎とする収益認識は，いわば契約の主体である法人の意思を何よりも尊重し，課税当局や規制機関からの恣意的な課税や規制を極力排除するという私的自治の原則を具体化したものであるということができる。納税者であり，規制される企業にとっては自己に有利な思考であるといえる。

IFRS においては，2010 年以降，概念フレームワークの財務情報の質的特性に関する記述において，それまで示されていた「実質優先」（substance over form）という要件は削除され，「忠実な表現」（faithful representation）の要件に収容された[11]。その理由として，「実質優先は，重複したものであるため，忠実な表現の別個の構成要素とは考えられていない。忠実な表現は，財務情報が単に法的形式を表現するのではなく経済的現象の実質を表現していることを意味している。基礎となる経済現象の経済的実質とは異なる法的形式を表現することは，忠実な表現とはなりえない」（BC3.26）と述べられている。つまり，法的形式が経済的実質と異なる場合を除き，基本的には法的形式がそのまま経済的現象を忠実に表現しているものとみなすという考え方である。形式よりも実質を優先するという「実質優先」というこれまでの IASB の思考に大きな転換があったといえる。

租税の領域でも，実質課税の原則という思考が存在する。税制調査会「国税通則法の制定に関する答申」（昭和 36 年 7 月）では，「税法の解釈及び課税要件事実の判断については，各税法の目的に従い，租税負担の公平を図るよう，それらの経済的意義及び実質に即して行うものとするという趣旨の原則」（4 頁）と説明されており，実質課税と前述の「実質優先」は経済的実質を問題とする点で通底するところがある。実質課税の原則については，法治主義を破壊する危険性をはらむ「税法の解釈適用論の衣を着た自由裁量論」といった批判[12] がなされており，課税に当たっては，もはや国庫主義的な実質主義は税務行政においては現在禁じられているところである。

「私法関係準拠主義」と「実質課税の原則」は対極的な概念であるということが分かる。私法関係準拠主義は私的自治の原則を土台とする自由主義経済に親和的な思考ではあるが，契約関係を重視することは，ある意味で多国籍企業が契約内容をアレンジすることにより収益認識のタイミングを操作できる可能性を与えることになるのであって，それだけ濫用の危険性が高まるということになる。

4. 独立販売価格

取引価格の測定に関しては，次のように規定されている。「企業は取引価格を算定するために，契約の条件及び自らの取引慣行を考慮しなければならない。取引価格は，顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の額であり，第三者のために回収する金額（例えば，一部の売上税）を除く。顧客との契約において約束された対価には，固定金額，

変動金額，あるいはその両方が含まれる場合がある」(47 項)。

続けて，「顧客により約束された対価の性質，時期及び金額は，取引価格の見積もりに影響を与える。取引価格を算定する際に，企業は次のすべての影響を考慮しなければならない。(a)変動対価 (b)変動対価の見積もりの制限 (c)契約における重大な金融要素の存在 (d)現金以外の対価 (e)顧客に支払われる対価」(48 項)。

このような測定アプローチは「配分後取引価格アプローチ」といわれているが，ここで取引価格の算定に当たって契約金額を基礎とするといった表現が見当たらず，不自然感ないしは違和感を覚える人も少なくないように思われる。つまり，認識の基礎は顧客との契約であるとして，契約の重要性を強調しながら，測定は対価の変動可能性を考慮に入れた予測値に基礎を置くといったようにアンバランな関係という印象を受けるからである。確かに固定金額という用語もあるが，支払い条件等細かい取り決めがなされる契約を前提としてか，ウエイトとしては変動金額に重点が置かれているようにみえる。また，契約時点での当該契約の取引金額自体の経済的合理性が問題とされているようにも思われない[13)]。対価の変動要因として，値引き，リベート，返金，クレジット，価格譲歩，インセンティブ，業績ボーナス，ペナルティー（51 項）の他に，外的な要因としての市場の変動性，第三者の判断又は行動，気象条件等のリスク（57 項），金融要素（60 項）などを挙げ，契約の対価の金額には相当の幅があることを規定している（57 項(e)）。また，「配分後取引価格アプローチ」が採用された根拠として，これに対応する「現在出口価格アプローチ」の問題点が以下のように指摘されている。

> 「(a)対価に対する権利の測定値が残存履行義務の測定値を上回る場合には，企業が財又はサービスを顧客に移転する前に収益を認識することになる。(b)履行義務の識別又は測定に誤りがあると，契約開始時に認識される収益に影響を与える可能性がある。(c)残存履行義務についての現在出口価格（すなわち，資産の売却のために受け取るか又は負債の移転のために支払うであろう価格）は観察可能ではないのが普通であり，現在出口価格の見積もりは，複雑で，作成にコストがかかり，検証が困難となる可能性がある」。

つまり産出時又は契約開始時を基準とする「公正価値測定」は，前述の収益認識における「活動モデル」で指摘され問題点と同様に，確実性と客観性という点で問題があるということである。感覚的に，契約時点での契約上の取引価格自体の経済的実質はあえて問題にしないというような印象を受けるのである。

IFRS15 において，取引価格は，前述のとおり，契約の条件及び自らの取引慣行を考慮して取引価格を見積もり，当該契約が複数の履行義務からなっている場合には，「独立販売価格」に基づいて，取引価格を各履行義務に配分しなければならないとされている（para 76)。ここで「独立販売価格とは，企業が約束した財又はサービスを独立に顧客に販売するであろう価格である。独立販売価格の最良の証拠は，企業が当該財又はサービスを同様の状況において独立に同様の顧客に販売する場合の，当該財又はサービスの観察可能な価格。」(77 項）を意味する。つまり，企業と当該企業とは独立した第三者との間で成立する通常の取引価格ということである。この独立販売価格が観察可能でない場合には，合理的に利用可能な情報（市場の状況，企業固有の要因，顧客又は顧客の

階層に関する情報を含む）を考慮しなければならないとされ（78 項），以下の方法が示されている（79 項）。

(a) 調整後市場評価アプローチ―企業は，財又はサービスを販売する市場を評価して，当該市場の顧客が当該財又はサービスに対して支払ってもよいと考えるであろう価格を見積もることができる。
(b) 予想コストに－マージンを加算するアプローチ―企業は，履行義務の充足の予想コストを予測し，当該財又はサービスに対する適切なマージンを追加することができる。
(c) 残余アプローチ―企業は独立販売価格の見積もりを，取引価格の総額から契約で約束した他の財又はサービスの観察可能な独立販売価格の合計を控除した額を参照して行うことができる。

このことに関して伊藤（2015）は「独立販売価格を用いて取引価格を履行義務に配分した結果，契約上の価格と異なることが判明した場合には，そもそも契約上の価格が経済的実質を表していない可能性がある。つまり，契約上の内容は，当事者間の合意により決まるものであるが，必ずしも経済的実質を反映しているとは限らない点に留意すべき」[14] であり，また，「企業はその付加価値の源泉を顧客や他の企業に知られたくないと考えることもあり，例えばセグメント情報の開示に当たり利益率が著しく高い商品と抱き合わせて目立たぬように開示することも行われていたりする」[15] と述べ，多分に見積もりの要素を伴う取引価格の決定は，利用するデータの範囲の操作など，企業による恣意性の介入を許す可能性が高いとしている[16]。

財務諸表を開示するにあたっては，取引価格の算定や取引価格の配分（約束した財又はサービスの独立販売価格の見積もり）について使用した方法に関する情報の開示が要求されている。（126 項）

独立販売価格は取引価格決定の基準となるのではなく，取引価格を各履行義務に配分する際の基準となるに過ぎないにもかかわらず，その開示が求められるというのはいかなる理由があるのであろうか。

5. 独立企業間価格

国際課税の領域では，「独立販売価格」と似た用語として，移転価格税制において「独立企業間価格」という概念が用いられる。わが国の移転価格税制はアメリカにならって 1986 年に導入された制度である。それは法人がその国外関連者から支払いを受ける対価の額が独立企業間価格にみたないとき，又は，その法人がその国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格をこえるときは，その法人の所得の計算において，その取引は独立企業間価格で行われたものとみなすという制度である（租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項）。ここに独立企業間価格とは，棚卸資産の販売または購入の場合については次の 4 つの方法のいずれかによって算定した金額とされている[17]（同 2 項 1 号）。

① 独立価格比準法―特殊の係のない売手と買手の間で同種の資産を同様の状況のもとで売買した場合の取引の対価の額に相当する金額をもって対価の額とする方法。

② 再販売価格基準法―国外関連者取引における資産の買手が特殊の関係のない者にその資産を販売した場合の対価の額から通常の利潤の額を控除して計算した金額をもって対価の額とする方法。

③ 原価基準―国外関連者取引にかかる資産の売手の取得原価の額に通常の利潤の額を加算して計算した金額をもって対価の額とする方法。

④ ①～③に準ずる方法―残余利益分割法，利益分割法，比較利益分割法，取引単位営業利益率法等

移転価格税制における「独立企業間価格」の算定方法と，IFRS15 における「独立販売価格」の意味や算定方法はほぼ同様といってよいであろう。IFRS15 が取引価格の算定にあったって，値引き，返品，割戻し，割引，金利の他，種々のリスクを考慮した変動対価を規定していたのと同様に，移転価格税制においても，独立企業間価格の算定に当たり，取引単位，値引き，割り戻し，相殺取引，およびリスクの程度を配慮した一定の幅（レンジ）をもった適用が求められている。両者は，規定の仕方こそ異なるが，全体としては同じことをいっているように見える。このことが何を意味するかは別途検討が必要があろうが，IFRS の基準が移転価格税制を意識していることは間違いないように思われる。

先述のように IFRS15 は顧客との契約が複数要素契約であることを前提に展開しているように思われるが，複数要素契約は単一要素契約に比較して取引金額や取扱量が大きくなるのであって，それだけボリュームディスカウント又はコストの節約という理由で，割り戻しあるいはリベート等として契約の取引金額が全体として引き下げられる場合が多いはずである。いわば，単品で買う（売る）よりも，セットで買った（売った）ほうが安くなるという日常よく見られる現象である。反対に，商品構成を変えればより高く売買することも可能であるかもしれない。ある意味で，契約上の取引金額は独立販売価格にとらわれることなく当事者間の合意ということで任意に設定できるということになる。故に IFRS15 は，取引価格の決定に当たっては独立販売価格を参照せよとは規定せず，その代わりに契約全体の取引価格を個々の履行義務ごとに独立販売価格の比率で配分するという言い方になったものと思われる。

多角化している多国籍企業にとって，取引といえばいくつかの履行義務を束ねた複合取引となることが多くなり，取引価格も変動的な内容を多分に織り込んだ込み入った契約内容になることが予想される。そうなると，個々の履行義務ごとの取引価額の経済的実質は把握より困難となるであろう。そこで全体の取引価格を履行義務ごとの独立販売価格の比率で配分するのであるが，独立販売価格もまた多くが見積もりによることになるのであろうから恣意性の介入が避けられない。

独立販売価格の算定が，移転価格税制における移転価格の算定と類似している理由を推測するに，関連当事者取引を始め，取引金額とその配分，並びに収益の測定は，移転価格税制を適用するまでもなく，税務上の適正額（つまり移転価格）で処理されているという主張・アピールなのか，あるいは複数要素契約の場合には独立企業間価格の算定は一様ではないことを強調しているようにも見えてくる。アメリカの移転価格税制において執行上の特徴として，推計課税に当たっては，「正式資料要求（IDR）及びサモンズに従わなかった場合，当局は手許資料で課税。また，要求に従わなかった場合にはその書類は訴訟段階で証拠として提出不可。」[18] というように一方的な推計計算が行われるという点を指摘できる。米国系多国籍企業としては，移転価格税制の適用を回避す

るために，顧客との契約における取引金額の算定根拠や独立企業間価格との関係を詳しく示す資料の提示・公開に積極的になるのではないであろうか。

わが国だけでなくアメリカにおいても，「有価証券報告書等の開示情報は，税務調査官にとって宝の山である。彼らは，有価証券報告書等を，株主とは異なる視点で分析し，税務否認につながりそうなものを発掘し，実地調査に赴くのである」[19]。移転価格に関しては，2006 年 12 月 16 日施行の米国財務会計基準書第 109 号「法人税等」の解釈指針第 48 号「法人税等における不確実性に関する会計処理」により，アメリカの証券市場に上場している企業は Annual Report（10-K）において追徴税額の可能性に関する説明を注記することが求められることとなった。キャタピラー社，シスコシステム社，マクドナルド社等の米国を代表する多国籍企業がアメリカ国内および海外子会社が所在する国の税務当局による法人税調査や移転価格調査等に基づき，税務ポジションに係る開示を行っている[20]。ことからすれば IFRS が適用企業に求める，取引金額の算定根拠や独立企業間価格との関係を示す非常に詳細な情報の注記[21] を求めることには積極的な意図があるといえる。

6. コミッショネア契約と恒久的施設

外国法人に対する課税原則として，「全所得主義」（総合主義）と「（PE）帰属主義」の 2 つの考え方がある。わが国では従来，前者が採用されていたが，2010 年の改正を機に，当時すでに諸外国で一般的であり，また OECD モデル租税条約 7 条の考え方でもある帰属主義に改められることとなった[22]。帰属主義による場合，一定の所得が誰に帰属するのかということが常に問題とされるが，ここで生じる概念が恒久的施設（PE）ということになる。多くの国の国内法及び租税条約には，PE についての定義が示されており，併せて，自国の企業が相手国で事業活動を行う場合には，相手国内に PE に該当する事業活動の拠点が存在しないかぎり，相手国は当該企業の事業所得には課税できないとする「PE なければ課税なし」という原則が記されている。PE の定義としては，OECD モデルによれば，事業を行う一定の場所であって，企業がその事業の全部又は一部を行っている場所ということであるが，具体的に，支店，事務所，工場，作業場が該当する。外国企業が，これらの PE を有する場合には，当該 PE に帰属する所得に対しては当該国の法人税が課されることになる。そして従来から，PE には代理人も含まれるとされてきた。すなわち，「企業に代わって行動する者が，一方の締約国内で，当該企業の名において契約を締結する権限を有し，かつ，この権限を反復的に行使する場合には，当該企業は，その者が当該企業のために行うすべての活動について，当該一方の締約国内において恒久的施設を有するものとされる」（OECD モデル租税条約 5 条 5 項 77 年改正）が，例外として「仲立人，問屋その他の独立の地位を有する代理人」（同 6 項），つまり，「独立代理人」は PE ではないとされてきた。委託販売であるコミッショネア契約おける受託者は自己の名のもとに契約を締結することになるため，独立代理人とみなされ，従って，PE として認定されない。

IFRS15 の中にも付録 B として委託販売契約における収益認識の規定がある。

「企業が製品を最終顧客への販売のために他の当事者（販売業者又は流通業者）に引き渡す際に，当該他の当事者がその時点で製品の支配を獲得したかどうかを評価しなければならない。

他の当事者に引き渡した製品は，当該他の当事者が当該製品に対する支配を獲得していない場合には，委託販売契約において保有されている可能性がある。したがって，企業は引き渡した製品が委託で保有されている場合には，他の当事者への製品の引き渡し時に収益を認識してはならない」。(B77 項)

続けて，契約が委託販売契約であることを示す指標が示されている。

「(a) 所定の事象（販売業者による顧客への製品の販売など）が生じるまで，又は所定の期間が満了するまで，製品を企業が支配している。
(b) 企業が製品の返還を要求するか又は第三者（別の販売業者など）に製品を移転することができる。
(c) 販売業者が，製品に対して支払う無条件の義務を有していない（ただし，預け金の支払いが要求される場合がある）」。(B78 項)

重ねて，IFRS15 には「本人なのか代理人なのかの検討」の項目の中で委託者（本人）と受託者（代理人）の区別の指標が示されている。なお，ここで代理人とは以下の規定内容からすると PE 認定から除外される特定代理人を指すものと考えられる。

「企業が代理人である（したがって，財又はサービスを顧客に提供する前に財又はサービスを支配していない）という指標には，次のようなものがある。
(a) 他の当事者が，契約履行に対する主たる責任を有している。
(b) 顧客が財を注文した前後において，出荷中にも返品時にも，企業が在庫リスクを有していない。
(c) 当該他の当事者の財又はサービスの価格の設定において企業に裁量権がなく，そのため，企業が当該財又はサービスから受け取ることができる便益が限定されている。
(d) 企業の対価が手数料の形式によるものである。
(e) 当該他の当事者の財又はサービスと交換に顧客から受け取る金額について，企業が信用リスクにさらされていない」。(B37 項)

つまり，委託販売契約というのは，委託者は受託者が製品を第三者に引き渡す直前まで当該製品を支配し，受託者の当該製品の第三者への引き渡しをもって委託者の方で収益が認識され，他方，受託者はこれに関して委託者から基本的に手数料のみを受け取るという契約関係であるといえる。委託者と受託者は個々に独立した立場であるから，上述の PE の議論でいうと当該受託者は独立代理人ということになる。また，指標という表現からもわかるように，あくまでも例示なのであって，要件ではないので，受託者の範囲は緩やかなのである。

最近に至って，コミッショネア契約及び類似のアレンジメントを用いることにより，PE 認定を回避するような形で事業展開を行うことにより，相手国での課税を意図的に免れようとする税源浸食の問題が生じているとの指摘がなされるようになった。

それを受けて，OECD は 2015 年 10 月に公表した BEPS プロジェクト最終報告書において，独立代理人については，「専属的に又はほとんど専属的[23] に一の企業又は関連企業に代わって行動する者は独立代理人とされない」という表現を追加し，範囲を狭めるための改訂を行った。つまり，形式的に独立代理人であるとしても，もっぱら特定の委託者の製品のみを扱う場合には通常の代理人，すなわち PE とみなすということである。

その直後の 2016 年 4 月に IASB も IFRS15 明確のための改訂版を公表している。追加訂正項目は 5 つであるが，その 1 つに本人か代理人かの判断に関する適用指針が追加されている。以下の記述が重要であると思われる。

> 「企業は，自らが本人であるのか代理人であるのかを，顧客に約束した特定された財又はサービスのそれぞれについて判断する。特定された財又はサービスとは，顧客に提供すべき別個の財又はサービス（又は財又はサービスの別個の束）である（第 27 項から第 30 項参照）。顧客との契約に複数の特定された財又はサービスが含まれている場合には，企業はある特定された財又はサービスについて本人であり，他の特定された財又はサービスについて代理人である可能性がある。」（修正 B34 後段）

つまり本人か代理人かの判定（課税上は通常の代理人となるか独立代理人となるかの判定に相当する）は，契約の相手方が，専ら特定の委託者であるかどうかではなく，取り扱われる個別の財又はサービスを単位に判定すべきであるとしているのである。言い換えれば，専ら特定の委託者たけの契約であったとしても，複数の財又はサービスを扱っている場合には代理人となるということである。それは BEPS で新たに追加された「独立代理人」の除外要件としての「専属的にまたはほとんど専属的」という規定に該当しないこととなる。やはりここでも複数要素契約を前提とすれば「専ら」ということにはならないであろう。

以上のように IFRS15 における代理人に関する規定を観察すると，国際課税の問題の一つである PE の問題を意識して規定されているのではないかと思えてくる。

7. おわりに

これまでに検討してきたように，IFRS15 の顧客との契約に基づく収益認識は，複数要素契約を事業内容が多角化・多国籍化している企業における複数要素契約を前提としているように思える。経済的実質よりは法律上の契約を重んじる収益認識は一見すると堅実で私的自治の原則を土台とする自由主義経済に適合する合理的な基準のようにもみえるが，多角化・多国籍化している企業にとって，複数要素契約を締結する場合には，契約内容をアレンジすることにより収益認識に裁量の余地がもたらされる。そのことはまた，課税上，租税負担の軽減を目的とした契約の濫用を助長してしまうという懸念も生じる。

取引価格の決定においては，変動対価を見積もりこれを独立販売価格を基準に配分するとされるが，そのことは，移転価格税制における独立企業間価格と契約における取引価格の不一致または独立企業間価格における幅（レンジ）の存在を強調しているようにも見える。IFRS15 によって開示

が求められる取引価格の決定に関する詳細な注記は，移転価格税制適用の参考資料となるのであれば，多国籍企業にとっては，同税制の適用を回避もしくは有利な方向に導くにあたって有効な手段となると思われる。

コミッショネア契約を用いてPE認定を免れ，結果として相手国から所得課税を免れるという現象に対応して，OECDは独立代理人の範囲を限定するために改訂を行ったのであるが，それに呼応するかのようにIFRS15の改定が実施され，専ら特定の委託者とのコミッショネア契約であっても複数要素契約であれば代理人（独立代理人）となる余地が残された。

このようにIFRS15を国際課税の観点から見てくると，多分に課税問題を意識しているように思えてならない。会計基準は税務基準ではないので，課税に対する直接的な影響はないが，多国籍企業にとって有利な方向にIFRS15が規定されているのではないだろうか。

IFRS15はIASBとFASBのコンバージェンス・プロジェクトの成果としての包括的な収益認識基準であるといわれているが，結果としては，多国籍企業の税負担削減要求に適合する内容になっているように思われる。たしかに企業の成長拡大は必要なことではあるが，持続可能な社会という視点で考えると，一定の税負担こそ多国籍企業の社会的責任ではないかと考える。会計基準もある程度それに役立つ内容でなければならない。最近，企業会計基準委員会（ASBJ）がIFRS15の内容をほぼ踏襲した収益認識基準の公開草案を公表したが，これを無批判で取り入れるのはいかがなものであろうかと思われる。

《注》

1） 多国籍企業による租税回避や世界的な法人税率引き下げ競争は発展途上国や新興市場国においても税収の急速な減少をもたらしている。次の文章は有害な競争がもたらす社会の歪みを物語っている。「世界の租税条約の体制は，OECDの影響のもと，多国籍企業に課税する権利を貧しい国々から豊かな国々に徐々にお香させてきた。そのため，ウガンダがたとえばアメリカの大手コーヒー会社に免税期間を与えたら，この会社はより大きな利益をあげ，その利益をオフショアに隠すか，でなければアメリカに持ち帰ってそこで課税される。これもまた，豊かな国が租税競争にもかかわらず法人税収を維持してきた理由の一つになっている。豊かな国は低所得の国々を犠牲にして，国際貿易に対する租税のより大きな分け前を確保してきたのである。」（Shaxson（2012）pp. 200-201, 訳書 p. 290）。

2） 金子宏（2017）p. 333

3） Accounting Standards Codification Topic 740. これに関しては小林（2016）に詳しい。

4） 合田（2016）p. 118

5） 活動別の収益認識に関しては，「統合報告」（Integrated Reporting）ではビジネスモデル別の利益測定として採用されている。これに関して筆者は検討を加えており，企業の社会的責任に関連付けた業績測定の可能性を指摘し，肯定的な評価を与えている。金子輝雄（2015）

6） 濫用という場合，それは我々に権利の濫用という法理を彷彿させる。OECDのBEPSの行動6にも「租税条約の濫用防止」ということで濫用という言葉が使われている。課税上，イギリスで2013年7月17日から施行された一般否認規程（General Anti-Abuse Rule）において特定の租税回避行為を否認する根拠として濫用の法理が規定されたことがその嚆矢であるという（矢内 p. 34）。

7） 伊藤（2015）p. 159

8） 伊藤（2015）p. 160

9） 谷口（2015）pp. 56

10） 谷口（2015）pp. 55

11） 秋葉（2016）p. 45

12） 谷口（2015）p. 38

13） 認識が求められる契約の要件として「契約に経済的実質がある」という項目があり，その説明として

「(契約の結果として，企業の将来キャッシュ・フローのリスク，時期又は金額が変動すると見込まれる)」(9 項）という記述があるが，契約というのは何らかの財務的変動をもたらすものであるということをいっているだけであって，契約の法形式と経済的実質の一致までをも求めている内容ではないと思われる。

14） 伊藤（2015）p. 160

15）『同上論文』p. 160

16）『同上論文』p. 160

17） 独立企業間価格の算定については，わが国だけでなく，アメリカ，イギリス，フランス，ドイツ及びカナダにおいても OECD 移転価格ガイドラインに示されている方法を用いている。川田（2017）p. 272, 273

18） 川田（2017）p. 72

19） 別所・田邊（2016）p. 67

20）『同上論文』p. 72

21） PwC（2016）pp. 297-305 には記載例が示されている。

22） アメリカで帰属主義が採用された背景として，軍事・経済援助のための政府支出の増大による 1950 年大松からの恒常的な国際収支の赤字の改善と外国企業による国内投資の促進があったといわれている（谷口 1983(2) p. 9)。

23） 密接に関連する企業のために行う活動のほかに重要な事業活動を行っていない場合には，その者は密接に関連する当該企業の代理人として「ほぼ専ら」活動に該当するものと取り扱われる。例示として，販売代理人が関与する売上総額のうち密接に関連する企業以外の企業にかかわる売上げが 10％未満の場合，当該代理人は密接に関連する企業のために「ほぼ専ら」活動しているとみなされる。

参考文献

Financial Accounting Standard Board（FASB）(2006), *Accounting for Uncertainty in Income Taxes, An Interpretation of FASB Statement No. 109.*

FASB. (2009) *Accounting Standards Codification Topic740 Income Tax* (*Topic740*).

International Accounting Standards Board（IASB）(2010), *The Conceputual Framework for Financial Reporting.* ㈶財務会計基準機構監訳『IFRS 基準 2016』中央経済社。

IASB (2014), *International Financial Reporting Standard 15 Revenue from Contracts with Customers* (IFRS15). ㈶財務会計基準機構監訳『IFRS 基準 2016』中央経済社。

IASB (2016), *Clarifications to IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers*

Shaxson Nicholas, (2012), "*Treasure Islands -Tax Havens and the Men Who Stole the World-*", VINTAGE. ニコラス・シャクソン藤井清美訳（2012）『タックスヘイブンの闇』朝日新聞出版。

PwC あらた有限責任監査法人（2016）『IFRS「収益認識」プラクティスガイド』中央経済社。

アーンスト・アンド・ヤング LLP 編　新日本有限責任監査法人監修・訳（2011）『US　GAAP　収益認識の実務』中央経済社。

伊藤公哉（2015）「IFRS 第 15 号と法人税法上の取扱い」『大阪経大論集』第 66 巻第 4 号 pp. 149-172。

秋葉賢一（2016）『エッセンシャル IFRS』（第 5 版）中央経済社。

EY 税理士法人（2017）『詳解新しい国際課税の枠組み BEPS の導入と各国の税制対応』第一法規。

金子輝雄（2015）「報告利益と利益概念」『青森公立大学論纂』第 1 巻第 1 号 pp. 11-21。

金子　宏（2017）『租税法』（第 22 版）弘文堂。

川田　剛（2017）『国際課税の基礎知識』（十訂版）税務経理協会。

合田 寛（2016）『これでわかるタックスヘイブン』合同出版。

国税庁（2017）『移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～』国税庁ホームページ。

小林秀太（2016）「米・多国籍企業の税負担削減行動のインセンティブ」『企業会計』Vol. 68 No. 9　pp. 75-79。

東京合同会計事務所編（2016）『PE（恒久的施設）課税の実務』中央経済社。

谷口勢津夫（2015）『税法基本講義』（第 5 版）　弘文堂。

――――（1983）「外国企業課税に関する帰属所得主義と全所得主義(1)(2. 完)」. 『税法学』Vol. 389-390,

1-20, 1-19。
本庄　資（2006）『アメリカ法人税法講義』税務経理協会。
別所徹弥　田邊洋（2016）「移転価格調査選定・実地の着眼点」『企業会計』Vol. 68 No. 9　pp.67-74。
矢内一好（2016）「パナマ文書をひもとく『租税回避』の基礎知識」『企業会計』Vol. 68 No. 9　pp. 30-35。
山川博樹（2017）『移転価格対応と国際税務ガバナンス』中央経済社。

（原稿受付　2018 年 12 月 2 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 121-135

〈論　文〉

国際会計基準の導入が中国の会計制度に与える影響

蒋　　飛　鴻

要　約

近年，企業経済活動のグローバル化と多様化を背景に，会計基準の比較可能性の向上を目的とする会計基準の国際的コンバージェンスの動きが加速化している。国際会計基準のコンバージェンスへの対応のため，2006 年，中国は IAS/IFRS と実質的にコンバージェンスされた企業会計基準を公表した。その後，2012 年と 2014 年の 2 回の改訂作業が行われた。現在使われている企業会計基準の規定の多くは，IAS/IFRS とのコンバージェンスが図られたものとなっている。

現行の中国の会計制度は，旧ソ連の影響を大きく受けて形成された企業会計制度が存在する一方で，IAS/IFRS の影響を受け，コンバージェンスが進められてきた企業会計基準が同時に併存する形となっている。このような制度的な背景があるなかで，IAS/IFRS の導入が中国の会計制度にどのような影響を及ぼすのであろうか。

以下では，まず，国際会計基準作りの理論基盤を提供すると期待される IASB の概念フレームワークを確認する。そのうえで，IAS/IFRS の会計目的や利益の算出をめぐる会計観の変遷について概観する。さらに，中国での会計基準作りの基礎的な理論，会計目的，会計情報の利用者などを IAS/IFRS のそれらと比較し，コンバージェンスへの対応による中国の会計体系の変化を確認し，中国の会計制度の特徴を明らかにする。最後に，公正価値の取り扱いと包括利益の表示を例に，IAS/IFRS の導入が中国の会計制度に与える影響を明らかにする。

キーワード：国際会計基準（IAS/IFRS），コンバージェンス，公正価値，包括利益

1. はじめに

国際会計基準（lnternational Accounting Standards：IAS）および国際財務報告基準（lnternational Financial Reporting Standards：IFRS）（以下では，IAS/IFRS と略す）は，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）が開発した会計基準で，会計基準の比較可能性の向上を目的としている。近年，企業の経済活動のグローバル化と多様化を背景に，会計基準の国際的コンバージェンスの動きが加速化している。

中国においては，財務会計基準委員会（Chinese Accounting Standards Board：CASB）が，会計基準の設定主体として，コンバージェンスへの対応を担っている。2006 年 2 月，中国は，IAS/IFRS と実質的にコンバージェンスされた企業会計基準（中国名：企業会計準則，Chinese Accounting Standards：CAS）を公表し，2007 年 1 月から国内のすべての上場企業に対して強制適用してきた。

中国は2005年にIAS/IFRSの受け入れ方針として5原則を挙げており，受け入れの姿勢を明確にしている[1)]。これによると，中国ではIAS/IFRSをそのまま受け入れることはないと思われる。したがって，会計基準のコンバージェンスに向けての作業は今後も継続していくと考えられる。また，これまでの会計制度にはない会計処理，たとえば，公正価値の取り扱いや包括利益の表示などへの対応が求められる。これらへの対応は，今後，会計制度に大きな影響を与えると予想される。後述のように，企業会計制度（日本の金融庁に当たる財政部が制定した会計規則のことであり，日本における企業会計制度とは意味が異なる）と企業会計基準の併存が会計実務の基礎となっている制度的な背景があるなかで，IAS/IFRSの導入が中国の会計制度にどのような影響を及ぼすのであろうか。

上記の問題意識をもとにして，以下では，まず，国際会計基準作りの理論基盤を提供すると期待されるIASBの概念フレームワークを確認する。そのうえで，IAS/IFRSの会計目的[2)]や利益の算出をめぐる会計観の変遷について概観する。さらに，中国での会計基準作りの基礎的な理論，会計目的，会計情報の利用者などをIAS/IFRSのそれらと比較し，コンバージェンスへの対応による中国の会計体系の変化を確認し，中国の会計制度の特徴を明らかにする。最後に，公正価値の取り扱いと包括利益の表示を例に，IAS/IFRSの導入が中国の会計制度にどのような影響を与えるかについて検討する。

2. 概念フレームワークと会計目的

会計基準が理論的に妥当かどうかの判断尺度を提供するのは概念フレームワークである。概念フレームワークは，外部の利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎をなす諸概念についてまとめたものである〔IASB（2010），A19〕。概念フレームワークは，将来の基準開発に指針を与える役割を果たし〔伊藤（2016），p. 105〕，会計事象について，明らかな定めのない認識，測定，記録，表示ならびに説明のための理論的基礎を提供し，財務諸表利用者の理解を助けるものとして位置づけられている〔氏原（2008），p. 2〕。

1973年に設立された国際会計基準委員会（IASC）は，1989年，「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）を公表した。IASCによって公表された上記の概念フレームワークは，2001年にIASCから組織変更されたIASBによって承継された（以下，すべてIASBとする）。会計基準の国際的コンバージェンスの進展に伴い，概念フレームワークの統合も試みられていた。

2004年から，IASBは，FASBと共同プロジェクトを立ち上げ，共通の概念フレームワークの構築をしてきた[3)]。その成果として，2010年9月に，「財務報告のための概念フレームワーク」（Conceptual Framework for Financial Reporting）が公表された。その後，IASBとFASBの概念フレームワークに関する共同プロジェクトは十分に進展しなかった。そのため，2012年からIASBは単独で概念フレームワークの開発を再開した。

IASBは，概念フレームワークの開発にあたって，会計目的を頂点とする演繹的アプローチを採用している〔岩崎（2014），p. 40〕。すなわち，IASBは，会計目的を概念フレームワークの基礎をなすものとし，その他の側面である報告企業の概念や有用な財務情報の質的特性，財務諸表の構成

要素，認識，測定，表示および開示なども会計目的から生じたものとしている〔IASB（2010），A21 OB1〕。

会計目的について，IASB は，現在および潜在的な投資者，融資者およびその他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な財務情報の提供〔IASB（2010），A21 OB2〕としている。また，財務報告書の主要な利用者を，現在および潜在的な投資者，融資者およびその他の債権者の多く〔IASB（2010），A21 OB5〕としている。そして，個々の利用者の情報ニーズが異なるため，IASB は，財務報告基準を開発するにあたって，主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報の提供を目指している〔IASB（2010），A22 OB8〕。

このように，IASB は，異なる情報ニーズを持っている会計情報の利用者の最大多数を，投資者，融資者およびその他の債権者とし，彼らに対し経済的な意思決定に有用な情報を提供することを目的としている。したがって，IASB の概念フレームワークにおける主たる会計目的は，意思決定に有用な情報の提供と捉えることができる。この目的に対応しているのが，後述のいわゆる資産負債アプローチである。

利益の算出において，収益，費用の定義が支配的であるべきなのか，それとも資産，負債の定義に依拠すべきなのかという点で本質的な違いがみられる。その際に，具体的な会計基準との間で深い関係をもつのが会計観である。会計観として収益費用アプローチ（revenue and expense view）と資産負債アプローチ（asset and liability view）が挙げられる。

収益費用アプローチと資産負債アプローチの定義は，一般的に，FASB の討議資料「財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成諸要素とその測定」（FASB 1976）に依拠している。上記の討議資料を発端に，会計基準設定においては，収益費用アプローチと資産負債アプローチという 2 つの利益観について議論が展開されてきた〔川村（2014），p. 46〕。その後，資産負債アプローチの影響を受けて設定された FASB の様々な会計基準は，各国の会計基準や国際会計基準へ多大な影響を及ぼしてきている〔川村（2014），pp. 46-47〕。

そして，IASB の「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（1989）は，資産を「過去の事象の結果として企業が支配し，かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」〔IASB（1989），4.4a；企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳（2013），A33〕と定義し，負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で，その決済により，経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」〔IASB（1989），4.4b；企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳（2013），A33〕としている。また，資産と負債の差額を「持分」〔IASB（1989），4.4c；企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳（2013），A33〕として算定する。

また，IASB は，収益を「当該会計期間中の資産の流入もしくは増価または負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり，持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるもの」〔IASB（1989），4.25a；企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳（2013），A37〕とし，費用を「当該会計期間中の資産の流出もしくは減価または負債の発生の形をとる経済的便益の減少であり，持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるもの」〔IASB（1989），4.25b；企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳（2013），A37〕としている。

このように，IASB は，資産を企業の経済的資源とし，負債を企業の現在の債務として定義したうえ，収益を当該期間における資産の増加および負債の減少，費用を当該期間における資産の減少

および負債の増加に基づいて，それぞれ認識するとしている。IASB は，財務諸表の構成要素の定義において，資産と負債の定義を支配的なものとし，収益，費用を資産，負債に依拠して定義している。つまり，利益の算出にあたっては，IASB は FASB と同様に，資産負債アプローチに依拠していると捉えることができる。

資産負債アプローチは，企業の期首と期末の 2 時点の純資産（期末純資産－期首純資産）の変動額のうち，資本取引によらない部分として包括利益を算定している。IASB は 2011 年に改訂 IAS 第 1 号を公表し，その他包括利益の表示を改善しようとした。改訂 IAS 第 1 号によると，包括利益は，資本取引以外の取引または事象による一期間における資本の変動，純利益（損失）については，収益から費用を控除した合計額としている〔IASB（2011a），par. 7〕。

1989 年の IASB の概念フレームワークは，発生主義会計を重視している。その理由について，概念フレームワークでは，発生主義会計は，取引その他の事象および状況が報告企業の経済的資源および請求権に与える影響の発生する期間を描写するもので，これらの情報は過去の現金収入および現金支出のみに関する情報よりも，企業の過去および将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供する〔IASB（1989），A23 OB17〕としている。そのうえで，IASB は金融商品を中心として時価を組み込んでいた。

これに対して，2010 年の概念フレームワークでは，IASB は，キャッシュ・フローを創出する企業の能力を重視し，企業の将来のキャッシュ・フローを予測する助けとなる情報の提供を重視している〔IASB（2010），A27 OB3-OB4〕。その際，公正価値測定は，企業の創出するキャッシュ・フローを把握するうえで良く適合しているようにみえる〔郡司（2016），p. 2〕。

2011 年に公表された IFRS 第 13 号「公正価値測定」は，公正価値を測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引における，資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払う価格〔(IASB（2011b），par. IN8, par. 9）と定義している。このように，公正価値とは，基本的には売買市場の時価であり，出口価格であるのに対して，債務は第三者に移転するときに支払うべき金額である〔斎藤（2011），p. 10〕。

また，IFRS 第 13 号は，金融資産，金融負債あるいはすでに公正価値が使われている基準を中心に，公正価値測定を限定的に適用する〔IASB（2011b），pars. 5-7〕としている。減損会計における使用価値や棚卸資産における正味実現可能額のように公正価値の定義と異なる測定には適用されないことを明記している〔郡司（2016），pp. 7-8〕。このように，IFRS の公正価値測定は，すべての会計領域に全面的に適用されるのではなく，金融商品を代表とする領域に部分的に適用されることになっている〔郡司（2016），p. 8〕。

1989 年の概念フレームワークは，発生主義会計に基づき，過去の現金の収入・支出を基礎とし，歴史的原価主義を原型としつつ，金融商品を中心として，時価が組み込まれる混合測定モデルとなっていた〔岩崎（2014），pp. 49-50〕。それに対して，IASB は，2010 年の概念フレームワークにおいては，資産負債の測定について過去ではなく将来キャッシュ・フローに基礎をおき，さらに使用資産等については歴史的原価が組み込まれた混合測定モデルとなっている〔岩崎（2014），pp. 49-50〕。したがって，同じ混合測定モデルとはいっても，包含された中身が変化してきているといえる。

3. 中国の会計体系とコンバージェンスへの対応[4)]

中国におけるコンバージェンスへの対応による会計処理への影響を確認するためには，その前提として中国の会計制度について理解しなければならない。中国の会計制度の特徴としては，まず，企業会計制度と企業会計基準の併存であることが指摘できる。ここでいう企業会計制度は，一般的な意味での会計制度ではなく，財政部によって制定された規則のことを指す。企業会計制度は具体的な処理方法を制定するもので，いわゆる会計処理の実務指針であるのに対して，企業会計基準は，原則の指導に重点をおきながら，取引および事象に基づき個々の基準を公表し，論理的一貫性を図るものである。

もう1つの特徴は，現行の中国の会計体系において，企業会計制度および企業会計基準は行政法規の一部とみなされ，強制的拘束力がある〔劉（2007），p.2；冯（2003），p.4〕ことである。たとえば，会計法第8条では，中国では統一の会計制度を実施することが規定されている〔全国人民代表大会常务委员会（1999），第8条〕。この会計制度は財政部が本法（会計法）に基づいて制定する。また，会計法第50条では，統一の会計制度について，以下のように定義している。統一の会計制度とは，財政部が本法に基づいて制定する会計処理，会計監督，会計機関，会計に従事する人員，および会計管理に関する規則である〔全国人民代表大会常务委员会（1999），第50条〕。このように，本来なら企業会計制度および企業会計基準は，会計処理の計算規定の範疇にあるが，会計法第8条および第50条で法的根拠が与えられている。

中国会計の原点は，旧ソ連の社主義計画経済下における会計観にある。1949年から，中国は旧ソ連と同様に計画経済下におかれており，会計制度も，旧ソ連の専門家の助言のもとで作られたものである。計画経済においては，政府がすべての経済資源を支配し，経済計画に従って，個々の国有企業に資源の配分をする。2000年の企業会計制度が公表されるまで，中国では，計画経済のもとで設立された株式会社を対象とした株式会社実験企業会計制度，外国企業を対象とした外国投資企業会計制度，そして，中国国内企業を業種別対象とした業種別企業会計制度[5)]が実施されてきた。2000年に公表された企業会計制度は，上記のいくつの企業会計制度を統一するために制定されたものであり，2001年から株式会社に適用され，国有企業への適用も推奨されている。その後，2001年に，上場した金融保険業に適用する金融企業会計制度，2004年には小企業に適用する小企業会計制度も公表された[6)]。

周知のように，会計基準は財務諸表を作成する際に準拠すべきルールであり，会計方法の選択に関する指針あるいは規則である。もともと会計基準は，市場に定着しているベスト・プラクティスを帰納的に集成したものであるといわれてきた〔斎藤（2011），p.3〕。今日の会計基準は，情報利用者に有用な情報の提供を目的とし，理論構成がなされている。しかし，1992年まで，中国では企業会計制度しか存在しておらず，会計基準というものがそもそも存在していなかった。1979年の改革開放後，中国では欧米，特にアメリカの資本主義経済における会計観の影響を受け，会計基準の整備が進められることになった。中国の財政部は，1980年からワーキング・グループを作り，会計基準の作成に着手した。その成果の一環として，財政部は1992年11月に企業会計基準―基本基準を公表し，その後，1997年まで順次，16の個別基準を公表した。だが，1992年に公表された

企業会計基準は国際会計基準へのコンバージェンスを意識したものではなかった。

その後，中国では高品質な会計基準を作成するために，1998 年 10 月に財政部のもとで，財務会計基準委員会が設立され，企業会計基準の制定および改正に携わっている。2006 年に，IAS/IFRS と実質的にコンバージェンスされた企業会計基準が公表された。2006 年に公表された企業会計基準は，その後，2012 年と 2014 年の 2 回の改訂作業を経て，現行のものとなっている。

さらに，近年においては，企業会計制度と企業会計基準の整合性が図られてきている。1992 年に公表された企業会計基準を契機に，企業会計制度の改革が行われた。その結果として，2001 年から業種と部門を問わない統一の企業会計制度の実施をスタートした。しかし，企業会計制度を支える理論体系と企業会計基準を支える理論体系は異なっていたため，両者間には基本的な考え方に相違がみられる。

これまでみてきたように，現行の中国の会計制度は，旧ソ連の影響を大きく受け形成されてきた企業会計制度が存在する一方で，IAS/IFRS の影響を受け，コンバージェンスが進められてきた企業会計基準が同時に併存する形となっている。つまり，企業会計制度は中国の社会環境に依存し，歴史的なものであるのに対して，企業会計基準は，開放政策後に輸入した舶来品である。両者の関係は，対立関係から対等関係，さらに共存関係にある〔李（2005），p. 133〕。両者の影響が中国における会計目的観の独自性をもたらしたと言える。結果として，現段階は，会計基準へのコンバージェンスに対応する側面と，自国の現状に対応しなければならない側面が同時に存在する会計体系となっている。現行の会計体系のなかに，企業会計基準が中国における会計制度の理論的根拠を提供するものとする構想があるため，その改定作業がたえず行われている[7)]。

現行基準となっている 2014 年の企業会計基準は，1 つの基本基準と 41 の個別基準によって構成されている。基本基準は，総則，会計情報の質的特性，会計 6 要素，会計測定，財務会計報告，附則などの内容を含む 11 章 50 条から構成されている。なお，基本基準は，個別基準を作成する際の指針としての機能を果たしている。個別基準は，基本基準の要求に従い，会計処理業務について具体的な規定を制定したものである。

2014 年の企業会計基準―基本基準の第 2 章（第 12 条～第 19 条）において，企業会計の一般原則が定められている。具体的には，①会計情報の真実性，②会計情報の有益性，③会計情報の明瞭性，④会計情報の比較可能性，⑤会計情報の経済的実体性，⑥会計情報の重要性，⑦企業情報の保守性，および⑧企業情報の適時性。①の会計情報の真実性とは，実態取引をもとに会計の認識，測定及び報告を行い，会計情報の真実性と内容の完全性を保証しなければならない。言い換えれば，ここでの真実性は，信頼性のある財務情報の提供である。また，②会計情報の有益性とは，会計情報は情報利用者の経済的意思決定の要求に合致し，企業の状況を評価することに資するものでなければならない。これによると，有益性のある情報とは，目的適合性のある情報を提供すべきということになる。以上のように，中国の企業会計基準における財務情報の質的特性は，従来同様に信頼性と目的適合性を基本的特性としたものであると読み取れる。

基本基準では，資産を「発生する可能性の高い将来の経済的便益」とし，負債を「発生する可能性の高い将来の経済的犠牲」として捉えている。そして，IASB と同様に資産と負債の差額を「持分」としている。そしてまた，「収益」および「費用」を「企業の日常の経済活動における所有者持分の増加」と「企業の日常の経済活動における所有者持分の減少」と定義〔財政部（2014），基

本基準，第 33 条，第 37 条〕し，収益と費用の差額としての損益は所有者持分の増減をもたらすものとしている。つまり，損益計算書は企業の一定期間の純資産の変動とみなされる。このように，2014 年の企業会計基準では，財務諸表の構成要素である資産，負債，所有者持分，収益，費用の定義については，IASB とほぼ同様のものとなっており，また，資産負債アプローチを採用していることがわかる。

第 2 章ですでに述べたように概念フレームワークは，会計基準が理論的に妥当かどうかを判断する尺度であり，将来の基準開発に指針を与える役割を果たす位置づけとされている。FASB および IASB は，すでに概念フレームワークを公表してきた。それに対して，中国では，いまだに概念フレームワークを公表していない。中国では，概念フレームワークの構築にあたっては，これまで多くの議論がなされてきた。代表的には以下の 3 つの考え方がある。

一つ目は，企業会計基準－基本基準を作成し，それを概念フレームワークとみなし，状況に応じて修正していく方法である。二つ目は，企業会計基準－基本基準を修正すると同時に，あらたに概念フレームワークを構築し，会計体系が概念フレームワーク，基本基準，個別基準の 3 つによって構成される方法である。そして，三つ目は，基本基準を廃止し，概念フレームワークを構築するものである。これらの議論は，結果的に，一つ目の考え方で落ち着いてきた。つまり，現段階で，企業会計基準－基本基準を個別基準の作成指針とし，FASB や IASB の概念フレームワークに相当する役割を果たすものとしている〔財政部会计司编写组（2010），pp. 1-2〕。

一般的に，会計制度を支えているのは会計基準といわれている。合理的な会計基準を開発するためには，明確な理念をもとに，会計目的をいかに捉えるかに依存する〔氏原（2008），p. 1〕。会計目的は，一般的に，受託責任を明確にしたうえでの利害調整機能の達成と意思決定に有用な会計情報の提供の 2 つが挙げられる。周知のように，近年の会計基準の国際的コンバージェンスは，いわゆる意思決定有用性アプローチに立脚して展開されてきたものである。このアプローチに基づく会計の主たる目的は，情報利用者の意思決定に有用な情報の提供としている。

IAS/IFRS のコンバージェンスへの対応は，中国の企業会計基準における会計目的にも変化を及ぼした。たとえば 1992 年から実施してきた企業会計基準は，会計目的を「会計情報は，国家のマクロ的経済管理の要求にかない，関係企業の財務状況および経営成績を理解するニーズ，企業の内部経営管理を向上するニーズに応えるものでなければならない」〔財政部（1992），基本基準，第 11 条〕としている。つまり，会計目的は，情報開示に対応するものではなく，主に，国と他の利害関係者との調整と捉えることができ，国家管理の 1 つの手段としている。

これに対して，2014 年の企業会計基準は 2006 年のそれと同様に，会計目的を「情報利用者に企業の財政状態，経営成績およびキャッシュ・フローなどに関する会計情報を提供し，企業経営者の受託責任の履行状況を反映しつつ，財務会計報告利用者の意思決定に役立つ情報の提供」〔財政部（2006）及び（2014），基本基準，第 4 条〕としている。ここでいう情報利用者は，投資者，債権者，政府並びに関連部門および一般大衆などが含まれている〔財政部（2006）及び（2014），第 4 条〕。

上述の 2014 年の企業会計基準において示された会計目的は，以下のことを明示していることがわかる。すなわち，まず，企業の財政状態，経営成績およびキャッシュ・フローなどに関する会計情報の提供である。次に，これらの会計情報は，企業経営者の受託責任の履行状況を反映するもの

である。さらに，会計情報は，情報利用者の経済的意思決定のために，役立つ情報でなければならない。ここで注意しなければならないのは，会計の第一の目的は，まず，受託責任の履行状況を反映するための利害調整機能の達成である。その次が投資者の意思決定に役立つ情報の提供である。このように，2014 年の企業会計基準はコンバージェンスへの対応を意識しており，1992 年の会計目的と本質的な違いがあると捉えることができる。とはいえ，中国の会計目的においては，利害調整機能が依然として重視されていることには注意が必要である。

利益調整機能が重視されることは，会社法の該当規定において確認することができる。会社法第 1 条では，会社法の制定目的を企業，株主および債権者の権利を守るためとしている。また，会社法第 167 条では，会社が税引後利益を分配する際に，利益の 10％を法定資本準備金として計上することを規定している〔全国人民代表大会常务委员会（2005），第 167 条〕。いうまでもないが，配当制限は利益調整プロセスの 1 つとして捉えることができる。

従来，中国の会計制度は，FASB や IASB のように「一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)」という会計慣行によるのではなく，国家がマクロ経済をコントロールするために理論構成されるものであった。この会計制度の主たる目的は，国有企業へ配分された経済資源の実施に関する情報を政府へ提供すること，および課税所得の計算であった。企業会計基準の IAS/IFRS へのコンバージェンスに対応するために，中国における会計目的は，徐々に，投資者の意思決定に有用な情報の提供という情報提供機能へと変更されつつある。しかし，その他の情報利用者のため，とりわけ国家の管理・監督目的に有用な情報を提供することが依然として重視されていることも現状であることは忘れてはならない。

このような状況の背景には中国の会社形態の特殊性が存在している。これまで，中国では，国有企業がもっとも一般的な会計形態であり，中国経済の重要な部分は国有企業によって占められてきた。1980 年代後半，所有と経営の分離が進むなか，株式会社制度が普及してきた。その変化のなかで，多くの国有企業は，株式会社へと転換した。だが，現在でも多くの企業では，国家所有による流通不可能な株式の割合が依然として多くを占めている。すなわち，このことは，国有企業が株式会社化された後も，政府が多くの企業にとって依然として重要な利害関係者であり，当該企業に重大な影響を及ぼしていることを意味している[8)]。そのため，中国の会計は国家の管理目的に有用な情報を提供しなければならないのである。

4. コンバージェンスへの対応による会計処理への影響

前述したように，中国における会計目的観は IAS/IFRS によって大きな影響を受けてきた。その影響は，2014 年に公表された会計基準における会計の一般原則においてもみてとれる。ただし，公正価値の使用に関しては IASB の考え方と相違がみられる点は注意が必要である。

すなわち，2010 年に改訂された IASB の財務報告に関する概念フレームワークは，公正価値を計算構造の中心的なものとして想定されている〔岩崎（2011），p. 29〕。ただし，公正価値で資産を評価する場合，資産は時価で表されるため，財務諸表の情報利用者がその数値を検証することが難しくなる。また，公正価値は時価であるため，「時価をベースに作成された財務諸表は資産の価格変動の影響を受けるため，期末の利益数値が大きく変動する」〔伊藤（2016），p. 281〕と考えられ

る。そのため，公正価値を計算構造の中心とする上記のIASBの概念フレームワークは，これまで信頼性と検証可能性を財務情報の質的特性としての機能を弱化させてしまい，その結果，財務情報の信頼性が犠牲になり，投資家等に必ずしも有用な情報を提供するものではないという側面もある〔岩崎（2011），p. 29及びpp. 38-39〕。

すでに第3章で述べたように，中国の企業会計基準―基本基準は，個別基準の作成指針であり，IASBの概念フレームワークに相当する役割を果たすものである。中国の企業会計基準―基本基準における財務情報の質的特性は，従来どおり，目的適合性と信頼性を重視している。これに対して，IASBの概念フレームワークは，目的適合性と信頼性よりも財務情報の比較可能性を重視している。このように，財務情報の質的特性について両者には根本的な違いが見られている。また，IASBは，公正価値評価を計算構造の中心的なものと想定しているのに対して，中国の企業会計基準は，従来どおり，取得原価主義に重点をおきながら，金融商品を限定して全面的に公正価値評価を適用するようになっている。したがって，中国の企業会計基準における公正価値の適用範囲はIFRSのそれよりも狭まれていることが理解できる。以下では，公正価値の取り扱いおよび包括利益の表示について具体的にみていこう。

中国では，これまで資産の測定について，原則として，当該資産の取得原価を基礎としてきた〔財政部（1992），基本基準，第19条〕。2006年，中国ではIAS/IFRSと実質的にコンバージェンスされた企業会計基準が公表された。そのなかで，資産の測定については，原則として取得原価を採用するとしながらも，再調達原価，正味実現可能価額，割引現在価値および公正価値が認められている〔財政部（2006），基本基準，第42条，第43条〕。ただ，2006年の企業会計基準においては，公正価値の定義については明確に定められていなかった。2007年，『企業所得税法実施条例』は公正価値を市場価格と定めている〔国務院（2007），第13条〕。

ただ，公正価値による測定は，投資不動産や生物資産，非貨幣性資産の交換，資産の減損，金融資産などにおいては（それぞれの個別基準を参照する），資産の認識，測定および表示の方法が明らかに公正価値の定義を満たし，かつ市場での市場価値を持続可能に入手できるという限定条件のもとでの適用となっている〔財政部（2006），基本基準，第42条(5)〕。

2011年のIFRS第13号「公正価値測定」の公表を受けて，中国では，2014年1月26日に新たに企業会計基準第39号「公正価値の測定」が公表され，2014年7月1日から公正価値測定の本格的な適用が認められるようになった。企業会計基準第39号は，これまで投資不動産，資産の減損等の基準において規定されていた公正価値の規定を1つにまとめ，公正価値の定義，評価方法，開示等を定めた。

2006年の企業会計基準の改訂作業を経て公表された2014年の企業会計基準においては，金融商品および金融資産に関する基準が3つ含められている[9)]。それらの基準においては，売買目的有価証券などの金融商品については全面的に公正価値による測定が認められている。その測定および処理については，たとえば，売買目的金融資産および金融負債については，取得時および取得後も公正価値に基づいて測定し，その変動額は当期純利益として計上すると規定している〔財政部（2014）企業会計基準第22号，第30条，第32条〕。売却可能金融資産のうち資本性金融商品については，公正価値で当初測定した後も公正価値で測定を行い，公正価値の変動額は所有者持分に計上するとしている〔財政部（2014），企業会計基準第22号，第30条，第32条〕。

2014年に公表された企業会計基準と2006年の企業会計基準とを比較すると，公正価値で測定される項目の割合が増えていることがわかる。ただ，公正価値測定は，基本的に金融商品にとどめ，投資不動産と資産の減損について部分的に適用するものとしている。他方，その他の非金融商品については従来どおり取得原価主義を適用することとなっている。

次に，中国における包括利益の導入に関してみていくことにしよう。包括利益は，純資産の期首と期末の変動額を基礎とした利益概念である。他方，当期純利益は実現主義をもとにして計算された一会計期間の利益（期間収益－期間費用）である。IASBは資産負債アプローチに立脚し，投資家の意思決定に有用な情報の提供を目的としている。そのため，公正価値を計算構造の中心とし，当期純利益よりも純資産の変動額である包括利益を重視すると考えられる。

表1　企業会計基準における「損益計算書（要約）」

項　　目		当期金額	前期金額
一	営業収入		
	減算：　営業原価 営業税金及び附加 販売費用 管理費用 財務費用 資産減損損失		
	加算　公正価値変動収益（損失は－で表示） 投資収益（損失は－で表示）		
	そのうち：共同経営企業及び合弁企業に対する投資収益		
二	営業利益（損失は－で表示）		
	加算：　営業外収入		
	減算：　営業外支出		
	そのうち：非流動資産処分損失		
三	利益総額（損失は－で表示）		
	減算：　所得税費用		
四	純利益（損失は－で表示）		
五	1株当り利益		
	（一）基本的1株当り利益 （二）希薄化後1株当り利益		
六	その他包括利益		
七	包括利益総額		

出所：財政部会计司编写组（2010），p. 510

中国ではこれまで実現主義に基づいて，当期純利益概念が用いられており，包括利益概念についての規定はなかった。IAS/IFRSとのコンバージェンスへの対応のため，2006年に公表された企業会計基準に包括利益概念が導入されてきた。2009年，財政部が公表した企業会計基準解説第3

号においては，1株あたり利益に続き，その他包括利益と包括利益の総額を表示する〔財政部(2009)，企業会計基準解説第3号（七）〕という実務指針が出されている。そして，2010年，中国の財務部が発行した『企業会計準則講解2010』において，包括利益の変動を重視する形としての損益計算書（要約）のひな型〔財政部会計司編写組（2010），p.510〕と，その損益計算書に対応する「所有者持分変動計算書」のひな型が掲載された〔財政部会計司編写組（2010），p.516〕。

表1で示すように，営業収入に公正価値変動収益（損失）を加味したものが営業利益（損失）になる。また，包括利益は，当期純利益にその他包括利益が加えられた形となっている。表2によると，所有者持分当年度増減変動額は，当期純利益のほかに，その他包括利益によるものである。ここでその他包括利益は表1のその他包括利益の金額と一致することとなる。このように，損益計算書上のその他の包括利益の変動額は，所有者持分変動計算書から確認できる仕組みとなっている。

表2　所有者持分変動計算書

項　目		当年度金額						前年度金額
		払込資本金	資本剰余金	減算：自己株式	利益剰余金	未処分利益	所有者持分合計	
一	前年度期末残高							
	加算：会計方針の変更							
	前期修正							
二	当年度期首残高							
三	当年度増減変動額							
	（一）純利益							
	（二）その他包括利益							
	以下省略							
四	当年度期末残高							

出所：財政部会計司編写組（2010），p.516

2014年に公表された企業会計基準第30号「財務諸表の表示」は，損益計算書においては，営業収入に公正価値変動収益（損失）を加味したものが営業利益（損失）になる。また，純利益に続き，その他包括利益と包括利益の総額を表示すると規定し〔財政部（2014），企業会計基準第30号，第31条〕，ここで包括利益とは，企業が一会計期間において，財務諸表において認識された純資産の変動額のうち，企業の純資産に対する持分所有者以外との取引による部分を指すと定義されている〔財政部（2014），企業会計基準第30号，第32条〕。すなわち，純資産の変動額のうち，資本金，準備金，剰余金等の資本取引による変動額を除いたものが包括利益である。包括利益は，当期純利益のほかに，その他包括利益が含まれる。その他包括利益には，有価証券やデリバティブなどにかかわる評価差額，持分法適用会社に対する持分相当額，ヘッジ損益，為替換算調整勘定など

が含まれる〔財政部（2014），企業会計基準第30号，第33条〕。

ここでの包括利益の表示方法としては，IASBが推奨する1計算書方式（当期純利益を表示する損益計算書と包括利益計算書の表示を1つの計算書で行う方式）[10] を採用していることがわかる。所有者持分変動表では，包括利益の総額を表示するようと規定している〔財政部（2014），企業会計基準第30号，第36条（一）〕。さらに，注においてはその他包括利益に関する情報を開示するよう求められている〔財政部（2014），企業会計基準第30号，第40条〕。このように，2014年の企業会計基準第30号における包括利益の表示は，2009年の基準解釈第3号の実務指針を基準に組み込みんだ形で規定されている。

以上で述べてきたように中国は，IAS/IFRSへのコンバージェンスの対応のため，2006年に，限定条件のもとで公正価値による測定の導入から2014年の金融商品において全面的公正価値による測定を認めるようになった。また，包括利益の取り扱いについても，IAS/IFRSと対応する形で導入が進められてきたことがわかる。

一方，税法上においては，課税所得計算目的から当期純利益の算定が依然，求められている。大陸法系に属する中国の会計体系において，企業の作成した財務諸表は課税所得の算定のベースとして重視されることは明らかである〔盖（2001），p.39；杭（2015），p.152〕。課税所得の計算にあたって，資金的な裏づけのある利益の算定がメインになる〔杭（2015），p.152〕。したがって，課税所得の算定過程においては，会計数値の検証可能性，信頼性，保守主義などの特性が重視される。当期純利益は実現された利益であって，資金的な裏づけのあるものである。

中国の企業所得税法実施条例では，課税所得の計算は，基本的に，収益費用対応の原則によって，1期間に実現した収益と発生した費用に基づく〔国務院（2007），第9条〕ものである。課税所得額は，企業会計上の利益を前提にして，一納税年度ごとの収入総額から不課税収入，免税収入，各種控除と繰越欠損金を控除した残額とされている〔国務院（2007），第5条〕。

上記の所得税の計算方法は日本の企業所得税の計算とほぼ同様である。つまり，企業会計上の利益概念に，企業所得法上の規定（別段の定めという形で）にしたがって，加算および減算を行うことによって企業の課税所得を計算する。税法上の別段の定めは，「収益・費用の概念や実現・発生などの概念を否定するものではなく，むしろ，企業会計上の基本的概念を前提として，公平性の観点から企業会計上の費用計上額を限定したり，損益の認識要件や時期を一律化するといった趣旨の規定が主である。」〔多賀谷充（2007），p.80〕。以上のように，中国における課税所得の計算は，企業会計上で算出された利益を，企業所得税法の規定にしたがって，加算および減算をすることによって得られるものとしている。その際，当然，当期純利益概念が重視されている。

今後，コンバージェンスへの対応の進みにつれ，中国もIAS/IFRSと同様な処理を認めるならば，当期純利益と包括利益との乖離が拡大することになる。このような利益概念に基づく損益計算書から，企業所得税法の規定にしたがって，これまで加算・減算をするような税務上の調整を行うことは難しくなると考えられる。多賀谷充（2007）および斎藤（2011）で指摘されたように，税制と会計を分離し，会計基準から独立した税制を考えると，技術的・量的に膨大なコストがかることが避けられないことになる〔多賀谷充（2007），p.80；斎藤（2011），p.14〕。

5. むすび

急速にグローバル化していく経済環境の変化に伴い，会計基準を取り巻く環境が大きく変化している。それに伴って，会計目的の重点が受託責任の解除をしたうえでの利害調整機能から情報開示，言い換えれば投資者の意思決定に有用な情報の提供へと変化しつつある。近年，会計基準の比較可能性の向上を目的とする会計基準の国際的コンバージェンスの動きが加速化している。

会計基準のコンバージェンスを指向する中で，中国では政府主導による法制化へとその仕組みを変化させた。そのような動きは2000年代初期から加速してきた。2006年に公表された企業会計基準は，その後，2012年と2014年の2回の改訂作業が行われた。現在使われている企業会計基準の規定の多くは，IAS/IFRSとのコンバージェンスが図られている。

本稿の目的は，IAS/IFRSの導入が中国の会計制度にどのような影響を与えたかを検証することである。そのなかで，特に，これまでの会計制度にない会計処理，たとえば，公正価値の取り扱いと包括利益の表示についてみてきた。

2006年に，中国はコンバージェンスへの対応のために，資産負債アプローチを取り入れ，資産の測定については，公正価値の適用を認めるようになった。また，包括利益の取り扱いについても，IAS/IFRSと対応した形で表示するようになっている。2014年に改訂された企業会計基準は2006年のそれと同様に，基本的に取得原価を中心としているが，金融資産については全面的に公正価値による測定が認められるようになった。これに対して，IASBは資産負債アプローチに立脚し，取得原価よりも公正価値評価を計算構造の中心として，包括利益を取り入れている。したがって，同じ資産負債アプローチを取り入れることにしても，中国の会計とIASBとの考えには根本的な違いがみられている。

現行の中国の会計制度は，旧ソ連の影響を大きく受けて形成された企業会計制度が存在する一方で，IAS/IFRSの影響を受け，コンバージェンスが進められてきた企業会計基準も併存する形となっている。従来の企業会計制度は，国家がマクロ経済をコントロールするために構築されたものである。したがって，企業会計制度の主たる目的は，政府に経済資源の実施に関する情報の提供と課税所得の計算であった。そのため，財務情報の質として目的適合性と信頼性が重視されている。

現行の企業会計基準は，投資意思決定に有用な情報の提供へ移行しつつある。そのため，純資産の差額としての包括利益は，投資意思決定に有用な情報とみることもできる。しかし，政府が企業に多くの影響を与えているため，中国の会計は国家の管理目的に有用な情報を提供することが依然として重視されていることも忘れてはならない。今後，コンバージェンスへの対応が進むにつれ，中国の会計処理においても，将来の事象の変化を盛り込むために，見積りや推定といった予測の作業が不可欠となることが予想される。そうした状況が進展すれば，課税所得の計算にあたっても資金的な裏づけのある利益の保証ができなくなる可能性も生じるだろう。

《注》

1） IAS/IFRSとのコンバージェンスを主導していた財政部の王軍元副部長が2005年9月に中国の西安で開催された第5回中日韓3カ国会計基準設定主体会合の際に明らかにした戦略である。ここでの5原則

とは，コンバージェンスは目標であり，コンバージェンスは同一を意味するものではなく，コンバージェンスは過程であり，コンバージェンスは相互作業であり，コンバージェンスは新たなスタートである。詳細については，〔王（2005），p. 4〕を参照されたい。

2） あるいは財務報告の目的，本稿では，特別な断りがない限り，会計目的と同義に使われる。

3） ここでの説明は，氏原（2008），岩崎（2014），伊藤（2016）および杉本（2017）を参考にしている。アメリカのFASBは，他国に先駆けて1978年に概念フレームワークを公表した。その後，2000年までに概念書第1号から第7号までを公表した。2010年FASBは概念書第8号（この概念書第8号をもって，概念書第1号と概念書第2号を廃止した）を公表した。概念書第8号は，IASBと共同で開発したものであり，現行のIASBの概念フレームワーク第1章「一般目的財務報告の目的」と第3章「有用な財務情報の質的特性」と整合されている。

4） ここでの説明の一部は蒋（2009）を参考にしている。

5） 1993年まで，中国には40以上の業種別会計制度があった。1993年，財政部はこれまで存在してきた40以上の業種別会計制度を修正，統合して，13の業種別会計制度にまとめた。

6） 小企業は，中国経済の中で重要な役割を果たしている。これまでの小企業会計の問題点を解決するため，財政部は小企業会計制度を制定した。中国では業種別に，企業の資産総額，売上高，従業員数の3つによって小企業が規定されている。例えば，製造業の場合においては，資産総額が4,000万元未満，売上高3,000万元未満，従業員数が300人未満の企業を小企業と規定している。これについては財政部（2004）の「小企業制度」を参照されたい。

7） これについては，葛（2001）および劉（2001）を参考されたい。

8） 1998年当時，株式のわずか30％だけが証券市場で売買されているに過ぎず，残りの70％は政府もしくは政府関連機関に所有されている非流通株となっている。これについては久野・邵（2004），83ページを参照されたい。社会主義国家という特質から上場会社に対する支配を保持し，統制が図られていた。現在，非流通株の占める割合は減少したと考えられるが，企業にとって政府が依然として重要な利害関係者であることは言うまでもない。

9） 具体的には，企業会計基準第22号―金融商品の認識及び測定，企業会計基準第23号―金融資産の移転および，企業会計基準第37号―金融商品の表示である。

10） IASBは，2011年，改訂IAS第1号を公表し，包括利益の表示を改善しようとした。1計算書方式（当期純利益を表示する損益計算書と包括利益計算書の表示を1つの計算書で行う方式）を推奨する方式としながらも，1計算書方式と2計算書方式（当期純利益を表示する損益計算書と，包括利益を表示する包括利益計算書からなる方式）のいずれかによる〔（IASB（2011 a），par. IN6, par. IN13）こととした。

参考文献

伊藤邦雄（2016）『新・現代会計入門　第2版』日本経済新聞出版社。

岩崎　勇（2011）「IFRSの概念フレームワークについて ── 財務情報の質的特性を中心として ──」『曾計』第180巻第6号，pp. 29-41。

岩崎　勇（2014）「IASBの概念フレームワークにおける測定問題について」『曾計』第185巻第5号，pp. 40-52。

氏原茂樹（2008）「会計基準の設定に関する考察 ── 日本の会計制度への国際会計基準の導入に関連して」『流通経済大学論集』第42巻第4号，pp. 1-15。

川村義則（2014）「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション」『曾計』第185巻第1号，pp. 46-62。

郡司　健（2016）「現代会計観の拡張」『曾計』第190巻第3号，pp. 1-12。

斎藤静樹（2011）「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』第8号，pp. 1-17。

蒋　飛鴻（2009）「中国会計基準のコンバージェンスへの対応と選択」『会計論叢』第4号，pp. 127-144。

杉本徳栄（2017）『国際会計の実像』同文館出版。

多賀谷充（2007）「会計基準の国際的収斂による開示制度への影響 連単分離を考える」『会計プロフェッション』第3号，pp. 75-84。

李　文忠（2005）『中国監査制度論』中央経済社。

久野光朗・邵藍蘭（2004）『転換期の中国会計：1949-2000』同文館。

王　軍（2005）「审时度势把握机遇完善中国会计准则体系」『会计研究』第10期，pp. 3-6。

冯　淑萍（2003）「中国的会计改革与发展―在第十六届世界会计师大会中国论坛上的演讲」『上海会计』第 1 期，pp. 3-7。
劉　玉廷（2001）「企业会计制度的中国特色及与国际惯例的协调」『会计研究』第 3 期，pp. 3-9。
劉　玉廷（2007）「中国企业会计准则体系：架构，趋同与等效」『会计研究』第 3 期，pp. 2-8。
盖　地（2001）「大同小异：中国企业会计标准与国际会计准则」『会计研究』第 7 期，pp. 34-41。
葛　家澍（2001）「关于我国会计制度和会计准则的制定问题」『会计研究』第 1 期，pp. 4-8。
杭　品厚（2015）「中国会计准则国际趋同的会计环境研究」『经济研究导刊』第 3 期，pp. 152-154。
全国人民代表大会常务委员会（1999）『中華人民共和国会计法』（中国語：『中华人民共和国会计法』）。
全国人民代表大会常务委员会（2005）『中華人民共和国会社法』（中国語：『中华人民共和国公司法』）。
全国人民代表大会常务委员会（2007）『中華人民共和国企業所得税法』（中国語：『中华人民共和国所得税法』）。
国務院（2007）『中華人民共和国企業所得税法実施条例』（中国語：『中华人民共和国所得税法实施条例』）。
財政部（2009）『企業会計基準解説第 3 号』（中国語：『企业会计准则解释第 3 号』）。
財政部（1992）『企業会計基準－基本基準』（中国語：『企业会计准则－基本准则』）。
財政部（2004）『小企業会計制度』経済科学出版社。
財政部（2006）『企業会計基準』（中国語：『企业会计准则』）。
財政部（2014）『企業会計基準』（中国語：『企业会计准则』）。
財政部会计司编写组（2010）『企業会計準則講解 2010』人民出版社（中国語：『企业会计准则讲解 2010』）。
FASB（1976），*Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement.*（津守常弘監訳（1997）『FASB　財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。）
IASC（IASB）（1989），*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*（IFRS 財団編・企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳『2013　国際財務報告基準　Part A』中央経済社。）
IASB（2010），*The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010.*（IFRS 財団編・企業会計基準委員会財務会計基準機構監訳『2016　国際財務報告基準　Part A』中央経済社。）
IASB（2011 a），*International Accounting Standard 1: Presentation of Financial Statements.*
IASB（2011 b），*International Accounting Standard 13: Fair Value Measurement.*

（本稿は，実践女子大学 H29 年度教育研究振興基金助成金による研究成果の一部である）

（原稿受付　2017 年 11 月 11 日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 137-151

〈論　文〉

CSR戦略とマネジメント・コントロール・システム：コントロール・レバーによる先行研究の整理

長　野　史　麻

目　次

1. はじめに
2. コントロール・レバーの概念枠組み
3. 戦略とマネジメント・コントロール・システムの先行研究
4. CSR戦略とマネジメント・コントロール・システムの先行研究
5. むすび

1. はじめに

今日では，多くの企業が環境保全やサステナビリティといったCSR活動に取り組んでいる。Porter and Kramer（2006）はCSRを事業や戦略と同じ枠組みで推し進めることができれば，CSRは機会やイノベーション，競争優位の源泉になりうると指摘している［Porter and Kramer 2006, p. 80］。多くの企業が，この指摘のようにCSRを事業や戦略に組み込んでいれば，事業戦略にはCSRに関連した活動も含まれる。CSRを企業にとって追加的なコストのかかる活動や名声を得るための活動として捉える必要はなくなるであろう。またマネジメント・コントロールの研究においても，CSRをマネジメントする手法を取り立てて扱う必要はなく，通常の戦略とマネジメント・コントロール・システム（以下ではMCSという）の関係を明らかにする研究で十分であろう。しかし現状は，学術雑誌においてCSRに焦点をあてた特集が組まれているし[1]，すべての企業がCSRを事業や戦略に組み込めているわけではない。

たとえば，CSRを担当する企業役員に質問票調査を行ったBellou et al.（2012）の研究によれば，サステナビリティ（あるいはCSR）への取り組みを事業戦略と結びつけられている企業の割合は低いという[2]［Ballou et al. 2012, p. 274］。サステナビリティへの取り組みは戦略的機会や付加価値

1）　2013年の*Management Accounting Research*や2016年の*Journal of Management Accounting Research*においてCSR特集が組まれている。
2）　Bellou et al.（2012）によれば，その割合は調査対象企業178社のうち20社（11.2%）だけだという［Ballou et al. 2012, p. 274］。

を企業にもたらすと多くの企業が理解しているものの，どのように両者を結び付けたらよいのか苦しんでいるという［Ballou et al. 2012, p. 274］。CSR に取り組む企業は多いものの，事業と同じ枠組みでどのように戦略的に CSR を遂行していけばよいのか明らかではないのである。

CSR を事業や戦略に組み込むのに苦慮している企業がある一方で，すでにそれらのマネジメントに成功している企業もある。事業活動を通じて CSR を果たし，それを企業の長期的な成長につなげている企業の CSR と戦略，さらには MCS との関係を明らかにするニーズはとても大きい。そこで本稿では，そうした調査を行うのに先立ち，CSR と戦略そして MCS の関係を解明するには，どのような調査を設計すべきか先行研究を整理することで明らかにする。そのさいには，MCS 研究における重要な理論ベースである Simons（1995）のコントロール・レバーの枠組みを用いることにする[3)]。

本稿の構成は次のとおりである。まず第 2 節では，Simons（1995）のコントロール・レバーの概念枠組みを確認する。第 3 節においてはコントロール・レバーの枠組みを用いた戦略と MCS の関係を扱った先行研究を取り上げる。これは理論ベースの確認のために行われる。つづく第 4 節では CSR 戦略と MCS の関係を取り上げた研究をみていく。そして第 5 節において，本研究を要約するとともに，本稿の意義と今後の課題を明らかにする。

2. コントロール・レバーの概念枠組み

本節では，Simons（1995）におけるコントロール・レバーの概念枠組みを整理する。そのためにまず，Simons（1995）における MCS の定義を確認する。Simons（1995）では，MCS を「組織活動におけるパターンを維持あるいは選択するために用いる公式な，情報をベースとした手続きならびにシステムである」と定義している［Simons 1995, p. 5］。この MCS を理解するためには，コア・バリュー，回避すべきリスク，重要な業績変数，戦略の不確実性という 4 つ概念と，これらをコントロールする信条のシステム，境界のシステム，診断型コントロール・システム，インターラクティブ・コントロール・システムという 4 つのレバーの関係を理解する必要がある。Simons（1995）では，4 つの概念を 4 つのレバーによってうまくコントロールすることにより，創発戦略が形成されるとともに，意図した戦略が効果的に実行され，収益性をともなう成長へとつながると考えているからである［Simons 1995, pp. 6-7］。

コントロール・レバーの枠組みは以下のように説明できる。1 つ目の概念であるコア・バリューは組織の歴史，伝統，現在の上級管理者たちの価値観に根差しており，組織能力を決定づける起点になる。管理者たちは，自分たちが進んでいる方向が戦略的に望ましい方向とどの程度合致しているかをコア・バリューの分析により理解できるようになる［Simons 1995, p. 167］。そして，この価値観を強化したり，変更したりするのに用いられるのが信条のシステムである。信条のシステムは新たな機会の探索を奨励し，方向づけのために用いられる。このレバーにより上級管理者は自らのビジョンや価値観を組織内に示すことができ，機会探索活動に向けて組織メンバーを直接的に鼓

3） Crutzen and Herzi（2013）によれば，CSR と戦略そして MCS の関係を扱った大半の実証研究において理論ベースが明示されていないことが指摘されている［Crutzen and Herzig 2013, p. 174］。

舞できるようになる［Simons 1995, p. 168］。

次に，回避すべきリスクは，企業が参入している業界の競争特性と自社が採用する戦略によって決まる［Simons 1995, p. 168］。避けるべきリスクは自社にとって望ましい方向性と自社の組織能力の評価によって決まるからである。境界のシステムは，そのリスクを組織内に伝えることにより拡張する戦略領域に制限を設けるために用いられる。管理者は適切な戦略領域を定め，自由な機会探索活動に制限を設けるのである。

重要な業績変数は，意図した戦略を成功させるために戦略目標の達成度を測定する指標として用いられる［Simons 1995, pp. 168-169］。戦略が変われば，重要な業績変数も変わる。したがって，専門スタッフは，トップダウンで作成される意図した戦略を成功させるための計画とその達成すべき目標を伝えるだけではなく，その達成状況をモニターするための診断型コントロール・システムを設計しなければならない。意図した目標の達成に向けた動機づけ，進捗状況の監視，結果にたいする報酬を提供する診断型のシステムを用いることによって，意図した戦略が計画通りに実行されるよう後押しするのである。

最後に，戦略の不確実性は，上級管理者の将来にたいするビジョンと，そのビジョンをむしばむ不確実性にたいする上級管理者の評価と結びついて作用する［Simons 1995, p. 169］。インターラクティブ・コントロール・システムは，戦略の創発にいたる機会探索を推し進め，組織学習や新しいアイディア，戦略の創出を奨励するために使われる。インターラクティブ・コントロールを効果的なものとするためには，管理者が将来のビジョンやそのビジョンをむしばみうる不確実性について組織メンバーに明確に述べていなくてはならない。

以上の関係を図で示したものが図１である。４つのコントロール・レバーが同時にバランスよく用いられることによって，効率的な目標達成，創造的な適応，収益性の高い成長へとつながる［Simons 1995, p. 156］。

まず，図１の上段にある信条のシステムと境界のシステムがともに組織の戦略領域の枠を決める。Simons（1995）では車のアクセルとブレーキの機能を例にあげて両システムの特性を説明している［Simons 1995, p. 41］。信条のシステムが機会探索活動を奨励し，戦略領域を拡大するアクセルの役目をするのにたいして，境界のシステムが無限に広がる機会に制限を設けるブレーキの役

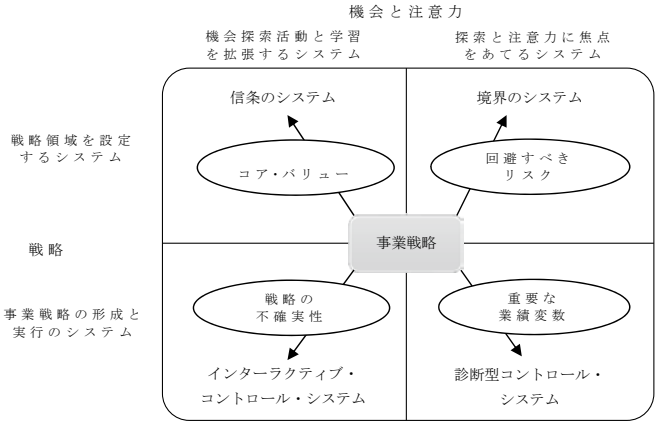

図１　コントロール・レバーと戦略，機会，注意力との相互関係

出所：Simons 1995, p. 157, Figure 7.2

目を果たすのである。無限にある機会とは異なり，経営管理者の注意力には限界がある。経営者の注意力を有効活用するために，回避すべきリスクを明らかにし，機会探索領域に制限を設けるのである。このようにして信条のシステムと境界のシステムが戦略領域を設定するレバーとして作用するのである。

図１の下段にある診断型コントロール・システムとインターラクティブ・コントロール・システムはそれぞれ意図した戦略の実行と創発戦略の形成を導く［Simons 1995, p. 157］。事業戦略をコントロールする目的は，意図した戦略を計画通りに実行することだけではない。イノベーションの創造を奨励しつつ，予測した目標を達成することにより収益力豊かな成長へと組織を向かわせることにあるのである［Simons 1995, p. 29］。そのために診断型コントロール・システムとインターラクティブ・コントロール・システムが戦略の実行と形成にかかわるレバーとして作用するのである。

次に，図１の左側にある信条のシステムとインターラクティブ・コントロール・システムについて取り上げる。両者はともに陽の働きをし，インスピレーションをかきたてる力を組織にもたらす［Simons 1995, p. 7］。情報の共有と学習を鼓舞するポジティブな情報環境を創り出すことによって，組織メンバーに内なる動機づけを生み出すのである［Simons 1995, p. 158］。また，図１の右側にある境界のシステムと診断型コントロール・システムはともに陰の働きをし，制約を生み出し，命令を守らせる仕組みを提供している［Simons 1995, p. 8］。管理者の有限な注意力を節約するとともに焦点をあてるべき対象を絞りこむのに用いられる。また，報酬の提供と機会探索領域の設定によって，部下たちに外的な動機づけを生み出す［Simons 1995, p. 29, p. 158］。

以上のような関係で作用するコントロール・レバーが管理者やスタッフに課す具体的な内容をまとめると表１のとおりである。

表１　管理者とスタッフ・グループのコントロール・システム・タスク

	管理者	スタッフ・グループ
信条のシステム	・じきじきに信条の覚書の実質的草案の作成 ・メッセージおよび重要性の伝達	・文書の配布，教育プログラム，組織調査を通じて注意喚起とコミュニケーションの促進
境界のシステム	・じきじきに戦略の境界を作成 ・スタッフ・グループがまとめた事業の行動指針のレビュー ・違反者への個人的罰則の実施	・事業の行動指針境界の作成 ・戦略境界と事業行動指針境界の伝達 ・重要な境界に関する組織教育 ・順守のモニター
診断型コントロール・システム	・業績目標の定期的設定あるいは交渉 ・例外報告書の受領およびレビュー ・重大な例外事項のフォローアップ	・システムのデザインと維持 ・データの解釈 ・例外報告書の作成 ・データの完全性と信頼性の担保
インターラクティブ・コントロール・システム	・インターラクティブに用いるシステムの選択 ・システム内のデータを部下と議論するための対面式ミーティングの日程調整 ・組織全体の業務管理者にシステム内情報への対応の要求	・データの収集と編集 ・インターラクティブ・プロセスの促進

出所：Simons 1995, p. 170, Exhibit 7.2

まず，信条のシステムから管理者に求められるのは，信条の作成や組織メンバーへのメッセージ，組織にとって大切なことを伝達することである。一方，スタッフは，トップの管理者から示された内容を文書として組織内に配布したり，教育プログラムを立ち上げたり，質問票調査を行ったりして注意を喚起し，コミュニケーションを促すことが求められる。境界のシステムに関しては，管理者は戦略の境界を作成することやスタッフがまとめた事業の行動指針をレビューしたり，違反者への個人的罰則を実施したりすることが求められる。スタッフには，事業の行動指針境界の作成や戦略境界と事業行動指針境界の伝達のほか，重要な境界に関する組織教育ならびに順守状況の監視が求められる。診断型コントロール・システムにおける管理者の役割は，業績目標を定期的に設定すること，例外報告書を受領し，レビューすること，重大な例外事項をフォローアップすることが求められる。スタッフには診断型コントロール・システムのデザインとその維持，このシステムから得られるデータの解釈，例外報告書の作成のほかに，得られるデータの完全性と信頼性を担保することも課される。最後のインターラクティブ・コントロール・システムでは，管理者はインターラクティブに用いるシステムの選択やシステム内のデータを部下と議論するためのミーティング日程の調整，組織全体の業務管理者にシステム内情報への対応を要求することが求められる。そしてスタッフにはデータの収集と編集，インターラクティブなプロセスの促進が課されることになる。

このように情報をベースとした組織内のさまざまな活動のパターンを通じ，各レバーがバランスよく作用することで，戦略の創発と実行を促し，組織の成長へと導いていくのである。

本節では，先行研究の整理に先立ち，Simons（1995）のコントロール・レバーの概念枠組みを取り上げ，理論ベースの確認を行った。情報をベースとする MCS は，コア・バリュー，回避すべきリスク，重要な業績変数，戦略の不確実性をコントロールするために，信条のシステム，境界のシステム，診断型コントロール・システム，インターラクティブ・コントロール・システムの 4 つのレバーが用いられる。これらが同時にバランスよく使用されることで創発戦略が形成されるとともに，意図した戦略が効果的に実行され，収益性をともなう成長へとつながることを確認した。

3. 戦略とマネジメント・コントロール・システムの先行研究

Simons（1995）のコントロール・レバーは 4 つ同時に用いられる。このことを実際の企業データをもちいて検証した Widener（2007）の研究，さらにその研究に企業文化の特性を加味して調査した Heinicke et al.（2016）の研究がある。そこで本節では，この二つの先行研究を取り上げていくことにする。

3.1 Widener（2007）の研究

Widener（2007）の研究では，Compustat に収録されている売上高 20 億ドル未満[4] の 4,400 社のアメリカ企業からランダムに 1,000 社を抽出し，トップ・マネジメントによるコントロール・レ

4） 回答者がトップ・マネジャー 1 人であるため，大規模企業を調査するには不十分だからである［Widener 2007, p.767］。

バーの使用状況を調査している。3ページにわたる質問票を，所在の確認できた976社のCFOに送り，返答数122通（返答率は12.5%）のデータから共分散構造分析を行っている［Widener 2007, p. 767］。図2がWidener（2007）の理論モデルである。

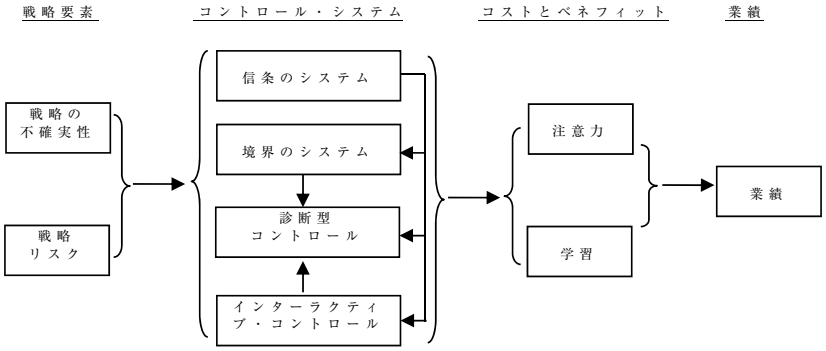

図2　Widener（2007）の理論モデル

出所：Widener 2007, p. 758, Figure 1

図2における各矢印は影響を与える方向を示している。戦略リスクと戦略の不確実性のコントロール・レバーへの影響，またコントロール・レバー間の関係，さらには管理者の注意力や組織学習へ与える各レバーの影響，そして管理者の注意力の効果的な利用と組織学習がもたらす組織業績への影響を調べている。

Widener（2007）の調査結果をまとめると以下のとおりである［Widener 2007, p. 777, Table 6］。まず，戦略の不確実性（業務上の不確実性と競争の不確実性）と戦略のリスク（業務上のリスク）が，コントロール・レバーの重要性とその役割を規定している。信条のシステムは，業務上の不確実性と競争の不確実性，業務上のリスクから，診断型システムは業務上の不確実性と競争の不確実性から，インターラクティブ・システムは競争の不確実性と業務上のリスクから影響を受けている。レバー間の関係は，インターラクティブ・システムは診断型システムと境界のシステムに影響を及ぼし，信条のシステムは，他の3つすべてのシステムに影響している。また，診断型システムと信条のシステムはそれぞれ，経営者の注意力の効果的な使用を促す一方で，インターラクティブ・システムは，経営者の注意力を消費し，コントロールにおけるコストとなっている。組織学習は，信条のシステムと診断型システムを強調することにより促され，企業業績は組織学習と経営者の注意力によって影響を受けている。

この研究の貢献は，コントロール・レバーの枠組みが，Simons（1995）において理論的に示されたように，相互に依存しており，補完的であることを確認したことである［Widener 2007, p. 782］。たとえば，企業が業績測定システムの便益を最大限に活用するためには，診断型コントロールだけでは不十分であり，インターラクティブ・コントロールもあわせて用いなければならないことを調査結果は示している。診断型システムは単に計画どおりに目標が達成されているかをモニターするだけではなく，従業員が新しい戦略を学び，行動を合わせるべき新しい目標を学ぶメカニズムとして機能していると考えられる。そのため，診断型システムは組織学習を促し，インターラクティブ・システムをより効果的なものにする構造を提供している。また，境界のシステムも，従業員に踏み込んではいけない領域を示すことによって構造を提供している。これらを勘案する

と，経営者は，企業のコントロール・システムを設計するときには，4つすべてのコントロール・レバーを必ず考察しなければならないといえる。このことを Widener（2007）では実際のデータを用いて検証したのである。

3.2　Heinicke et al.（2016）の研究

前項で取り上げた Widener（2007）の研究では，コントロール・レバー間の関係について信条のシステムが他のすべてのレバーに影響しているというモデルを検証していた。信条のシステムは，「トップ・マネジャーによって組織の基本的な価値，目的，方向性を定義し，伝達し，強調するために用いられる」［Simons 1994, p. 170］のであるから，すべての企業にとって重要であり，それを起点として他のレバーに影響を及ぼすという理解は成り立つ。しかし，信条のシステムをどの程度重視するかは，その組織がどのような企業文化を有しているかによって違いがあるはずである。たとえば，軍隊のような厳格な指示と命令によって，意図した計画の実行を求める企業と，組織メンバーの自主的な取り組みを奨励し，イノベーションと同時に計画の遂行を求める企業とでは，信条のシステムにおかれる重さが違ってくると思われる。そこで次に，このような企業文化の違いを考慮した Heinicke et al.（2016）の研究をみていくことにする。

Heinicke et al.（2016）の研究は，企業が柔軟な文化を有しているか，硬直した文化を有しているかによって，コントロール・レバーの使用にどのような違いが生じるのかを明らかにしたものである。ここで柔軟な文化をもつ企業とは，従業員の能力開発に積極的で，従業員自らが組織と社会的につながっていると感じ，組織の一員として信条や価値観を理解することによって順守をはかろうとする企業である［Heinicke et al. 2016, p. 27］。他方で，硬直した文化とは「命令と管理」の文化とも表され，目標指向で予測可能性に価値をおき，業務を厳しく管理するとともに，高度に構造化されたコミュニケーション手段で情報の流れを制限させるような企業文化のことである。このような文化をもつ企業では，ルールと契約により順守をはかろうとする［Heinicke et al. 2016, p. 27］。

Heinicke et al.（2016）の研究における理論モデルおよび実証モデルは図3のとおりである。

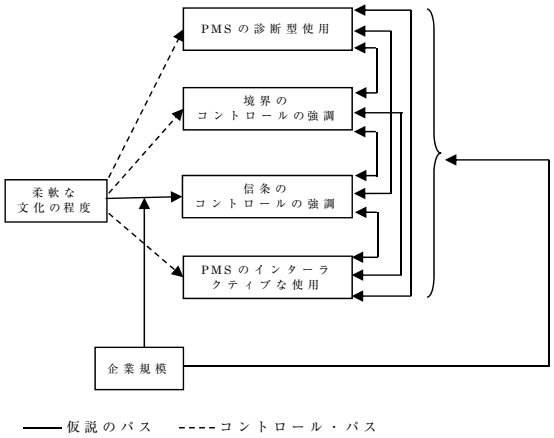

図3　Heinicke et al.（2016）の理論および実証モデル

出所：Heinicke et al. 2016, p. 27, Figure 1

図3にあるように，この研究では3つの仮説を検証している。まず，一番左にある実線矢印に

よって示される「企業は柔軟な文化的価値を重視すればするほど，信条のコントロールを重視する」［Heinicke et al. 2016, p. 28］という仮説である。柔軟な文化をもつ企業では，従業員が自ら組織の信条やコア・バリューを理解し，自発的に組織へ貢献しようとすると考えられるからである。また，レバー間の実線矢印で示さる「コントロール・レバーにおかれた強調は相互依存関係にある」［Heinicke et al. 2016, p. 28］という仮説も検証している。Widener（2007）の研究では，信条のシステムは他のシステムに影響するだけで，他のシステムからの影響は受けないと想定されていた。しかし，Heinicke et al.（2016）の研究ではレバー間の関係は相互依存関係にあるとし，一方向ではなく双方向の影響を確かめている。さらに組織規模による影響を統制した「柔軟な文化の程度と信条のコントロールを重視する正の関係性は，大規模企業グループに比べて，小規模企業グループの方が大きくなる」［Heinicke et al. 2016, pp. 28-29］という仮説も確かめている。

これらの仮説を検証するために，Heinicke et al.（2016）では，ドイツの AMADEUS データベースに収録されている公的企業を除く 1,225,246 社から中規模企業[5]（売上高が 2,000 万ユーロから 10 億ユーロの企業）に絞り込み，さらに生産業，貿易，サービス業を除いた 16,018 社からランダムに抽出した 2,452 社[6] を調査対象としている。各社のトップ・マネジメント 1 名に質問票を郵送し，返答数 276 通（返答率は 11.26%）のデータを用いて共分散構造分析を行っている［Heinicke et al. 2016, p. 29］。

調査の結果，4 つすべてのレバーは互いに正の相関関係にあることが確かめられた［Heinicke et al. 2016, p. 35，Table 5］。そのなかでも，診断型コントロールとインターラクティブ・コントロールの相関係数は 0.612（1% 水準で有意）と高いが，多重共線性の問題はないことが合わせて確認されている。信条のシステムと境界のシステムの関係，境界のシステムとインターラクティブ・システムの関係もそれぞれ相関係数が 0.42（1% 水準で有意）であった。しかしながら，柔軟な文化と関係しているのは信条のシステムだけであり，柔軟な文化を有する企業ほど，信条のシステムをより重視することが確認されている［Heinicke et al. 2016, p. 36，Table 6］。また，企業規模の違いによる影響を検証した三つ目の仮説は棄却され，企業規模の違いによる結果への影響はないことが確認されている［Heinicke et al. 2016, p. 36，Table 7］。このことから Heinicke et al.（2016）では，4 つのレバーは相互に依存しており，柔軟な文化を強調する組織は信条のシステムをより重視する傾向にあり，それは企業規模とは無関係であると結論づけている［Heinicke et al. 2016, p. 39］。

Heinicke et al.（2016）の研究は，柔軟な文化の企業は信条のシステムに重点を置くことを企業データにより確認している。企業文化の違いによってコントロール・レバーの用いられ方に違いがあることを明らかにしたことは大きな貢献であると考えられる。

第 3 節では，Simons（1995）のコントロール・レバーの枠組みを実際の企業データにより検証した Widener（2007）の研究と Heinicke et al.（2016）の研究をみてきた。どちらの研究も調査対象を中規模企業に絞り，ランダム・サンプリングを行うことで母集団を反映させた大量データの分析による理論の一般化をはかっていた。調査の結果，どちらも Simons が理論的に示した通りの結果が得られており，MCS 研究における理論ベースにコントロール・レバーの概念枠組みを用いる

5） 調査対象に中規模企業を選んでいる理由は Widener（2007）と同様である［Heinicke et al. 2016, p. 29］。
6） 2,500 社のうち，閉鎖したり，移行または統合されたりして，適切な調査対象人物に連絡できない企業を除いた結果，実際の調査対象は 2,452 社となっている［Heinicke et al. 2016, p. 27］。

ことの妥当性が確認されたと考えられる。さらにHeinicke et al.（2016）の研究では，企業文化の特性を考慮した調査を設計し，柔軟な文化を有する企業ほど，信条のシステムによるコントロールを重視することを明らかにしていた。

4. CSR戦略とマネジメント・コントロール・システムの先行研究

本節では，CSRと戦略そしてMCSの関係を扱ったArjalies and Mundy（2013）の研究とDitillo and Lisi（2016）の研究をみていくことにする。

4.1 Arjalies and Mundy（2013）の研究

Arjalies and Mundy（2013）の研究では，組織がCSR戦略をマネジメントするために，どのようにMCSを用いているのかを明らかにしている。Simons（1995）のコントロール・レバーの枠組みを用いて，トップダウンで決められる意図した戦略とボトムアップでつくられる創発戦略のバランスをどのようにとっているのか，また信条のシステムと境界のシステムを通じて機会を見分けリスク管理をしながら，管理者たちがどのように診断型コントロール・システムとインターラクティブ・コントロール・システムを結び付けているのかを明らかにしている［Arjalies and Mundy 2013, p. 285］。

Arjalies and Mundy（2013）の研究では，フランスのCAC40[7] に登録されている企業を対象とした質問票調査を行っている。そのため，調査対象はフランスに拠点をおくものの，海外売上高比率の高い大規模な多国籍企業が多くなっている。

質問票は，自由回答式質問票と選択式質問票が用いられている。選択式の質問に関しては，たとえばCSR戦略に関連する現時点の構造やシステムおよびプロセスの規模や範囲といった事実としての側面を尋ねるのに使われ，自由記述式の質問は，そのような実務の使用状況に関する詳細な記述を引き出すのに用いられている［Arjalies and Mundy 2013, p. 288］。また，質問票は，社会格付けから集めた文章などの二次資料を分析した内容をもとに，各社のCSR活動にたいする理解と実務に基づくように作成されている［Arjalies and Mundy 2013, p. 289］。

Arjalies and Mundy（2013）の調査は，フランスの資産管理会社のSRI分析および研究部門と協力して行われており，質問票はその資産管理会社の名前で発行されている。また，カバーレターにはその会社のCEOが署名しており，調査目的は投資目的と学術目的の両者であることが明記されている［Arjalies and Mundy 2013, pp. 288-289］。

質問票は41社[8] に郵送され，得られた回答数は36通（回答率は87.5％）である［Arjalies and Mundy 2013, p. 290］。回答者は各社のCSR目標の達成責任者であり，所属は27社がCSR部門またはそれと同等の部門，7社が財務コミュニケーション部門またはIR部門，残る2社が両部門であった。CSR活動について，11社はCSR部門のトップが直接，会長あるいはCEOに，7社は経営委員会に，5社は会社の総務部に，1社は取締役会に報告している［Arjalies and Mundy 2013,

7） CAC40とは，ユーロネクスト・パリにおける上場銘柄のうち，時価総額や流動性が大きく，代表的業種に属する40銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重型の株価指数である。

8） CAC40の登録企業に統合された1社を含めたため41社である。

p. 290]。

回収した質問票によれば，すべての企業がCSR戦略を実行しており，CSR活動は企業が継続的に成功していくために必要な活動であることが示されていた。また，いくつかの企業は，CSR活動は内部変革を引き起こす重要な役割を果たし，イノベーションとコミュニケーションに役立ち，不可欠な競争上の優位性をもたらしていると述べられていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 290］。また14社（39%）は，CSR戦略の策定プロセスは，戦略の方向性を従業員が理解するのに役立ち，また多くの企業は，CSR活動が企業への良いイメージをステークホルダーにもたせるのに役立っていると述べている［Arjalies and Mundy 2013, p. 290］。

表2は各企業の回答をコントロール・レバーの枠組みにあてはめて整理したものである［Arjalies and Mundy 2013, p. 295］。

表2　Arjalies and Mundy（2013）の調査結果一覧

重要業績指標を管理するための診断型プロセス	戦略の不確実性と機会を管理するためのインターラクティブ・プロセス	コア・バリューを伝えるための信条のシステム	リスクを管理するための境界のシステム
目的： 内的目標と外的目標に対するCSR戦略の重要業績指標の決定と測定；達成点と過去の計画のギャップの明確化	目的： 創発戦略を明らかにし，議論し，CSR活動に関連したイノベーションの機会を確認する	目的： CSRの共有ビジョンの確立；従業員を組織価値と結びつける；従業員に機会を見つけるよう促す	目的： CSR計画とCSR活動の戦略上の限界と業務遂行上の境界を設定する
活用方法： 重要なCSR活動業績と関係する事業部門の活動を管理するために上級管理者やCSR部門が報告書を用いる	活用方法： CSR部門や上級管理者と現場管理者間の定期的かつ公式的なディスカッション	活用方法： CSRミッションや価値と関連した意図の正式かつ明白な声明	活用方法： CSR戦略で適切かつ不適切な領域ならびに受け容れ可能で禁止された行動に関する正式かつ明白な声明
業績情報の提供に用いられるMCSの例： 環境マネジメント・システム，標準化されたCSR報告書手続き（GRIやグローバル・コンパクト）；競争上のベンチマーク	インターラクティブに用いられるMCSの例： CSR部門と現場管理者間の定期的なミーティング；実務家コミュニティのためのインターネット・システム；イノベーションを共有するためのベスト・プラクティスの交換	価値や目的を伝達するために用いられるMCSの例： CSR戦略計画；組織全体での会議；バリュー・チャート，ミッション・ステートメント；研修；インターネットのようなコミュニケーション・ツール	境界を示すのに用いられるMCSの例： 法的および自発的規制にもとづく外部証拠書類の作成，たとえば重要な戦略的優先事項（例：CO_2の排出量削減）の識別にNREやGRIが役立つ；受け容れられる活動のガイドライン；倫理的指針，行動指針，贈賄防止指針，最善または推奨される実務，職務説明書（例：購買者）；ベスト・プラクティスのコミュニティ

出所：Arjalies D.-L. and Mundy J. 2013, p. 296, Table 2

企業のコア・バリューを伝える信条のシステムは，CSR 戦略をめぐる目的と価値観の正式な伝達手段として用いられていることが確認できる。これらは CSR 戦略のミッション・ステートメントのなかで表現され，各企業内で，戦略的計画文書，組織の全体会議，企業内イントラネット，ポスターのような制作物を含むさまざまな手段により伝えられていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 292］。

次にリスクを管理するための境界のシステムであるが，18 社（50%）は，CSR 戦略の策定プロセスは，ガバナンス，セキュリティ，健康と安全，レピュテーションのような高リスク領域を照らし出すため，リスクマネジメント・プロセスに貢献すると主張していた［Arjalies and Mundy 2013, p. 292］。24 社（66%）が，境界を示すために CO_2 排出量の削減のような CSR 戦略の重要な側面を識別する起点として法的な基準や自発的な基準に言及していた［Arjalies and Mundy 2013, p. 292］。

CSR 戦略の策定方法は，8 社（22%）が厳格なトップダウンにより策定していたのにたいし，事業部門が策定プロセスに参加する形で CSR 戦略を形成し，上級管理者による意図した戦略と従業員からの創発戦略とが組織内のさまざまなレベルで議論・交渉されていたのは 14 社（39%）であった。残りの 14 社（39%）は，組織の上層部で CSR 戦略は決められるが，事業部門も時おり助言しており，下層部で見いだされた新しいアイディアを検討する余地があることが明らかにされていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 293］。また，90% の 32 社が，NGO や社会格付け機関のような外部専門機関のアドバイスやガイダンスを計画に組み込んでおり，13 社（36%）が CSR 戦略に組み込む新しい CSR 活動の機会を識別するために過去の報告書を参考にしていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 294］。

診断型システムに関しては，すべての企業にとって CSR 活動の測定は重要な要素となっていた。24 社（66%）が，主流の財務報告プロセスとは異なる CSR 指標の特別な報告システムを開発しており，NRE 法や GRI のような外部からの要求にこたえる指標が選ばれていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 294］。また，企業数は明らかになっていないものの，いくつかの会社では，外部ステークホルダーから既存の CSR 活動の枠を超えた要求があり，それに応えるために CSR 指標を選択したプロセスが組織全体にリストラクチャリングをもたらしたという。22 社（60%）が，全事業所あるいは一部において ISO14001 の認証を受けた環境マネジメント・システムを実行しており，12 社は管理者の報酬プログラムに CSR の規準を含めていた。しかし，これらは CSR 戦略のごく一部であり，企業全体の管理者を対象としているわけではないことも付記されていた［Arjalies and Mundy 2013, p. 294］。

戦略の不確実性と機会を管理するインターラクティブ・システムについては，CSR 部門と業務管理者との間でなされる定期的なミーティングやイノベーションを共有するベストプラクティスに関する情報交換などがなされていた。

Arjalies and Mundy（2013）の調査によって，CAC40 の企業はさまざまな方法を通じてコントロール・レバーを活用していることが明らかになった。CSR 活動のマネジメントは，イノベーション，コミュニケーション，報告，そして機会とリスクの識別を可能にするプロセスを通じて，組織変革をもたらす可能性があり，これは外的要因で始めた CSR 活動でも同様だという［Arjalies and Mundy 2013, p. 298］。また，組織が機会とリスクを識別し，マネジメントするための手段として

MCS を用いていることを明らかにしている。

4.2　Ditillo and Lisi（2016）の研究

つづいてみていく Ditillo and Lisi（2016）の研究は，サステナビリティ・コントロールのメカニズムが企業のサステナビリティへの取り組み方によって，なぜ，また，どのように異なるのかを明らかにしたものである。特に，サステナビリティ・コントロール・システムの伝統的な MCS へ統合において，経営者のサステナビリティ指向，つまり積極的か消極的かによって統合の度合いに違いがあるかを調査している。

Dittilo and Lisi（2016）の研究では，経営者のサステナビリティ指向が異なる 4 社（積極的な企業 2 社と消極的な企業 2 社）に協力を依頼し，比較ケーススタディのアプローチを採用している。また分析手法には，理論イラストレーション・ケースと呼ばれる手法が用いられている。これは，特定の理論を支持するさいに，分析的な証拠を提供するために用いられるものである［Keating 1995, p. 71］。Dittilo and Lisi（2016）では，4 つのケースを用いて，企業経営者のサステナビリティ指向がサステナビリティ・コントロール・システムと MCS の統合の多様性を説明するカギとなることを確認するために，調査対象から得られる洞察に応じる柔軟性を担保しながら，ある現象を説明する特定の変数の有用性を確立する理論イラストレーション手法が用いられている［Dittilo and Lisi, 2016, p. 128］。

調査のゲートキーパーはサステナビリティ管理者あるいは同様の責任を有する最上位の管理者である［Dittilo and Lisi, 2016, p. 128］。使用したデータは記録保管されている書類，非公式な半構造化インタビュー，事業所訪問時の観察のほか，財務報告書類やサステナビリティ報告書，予算書類，内部マニュアルやサステナビリティに関する業務手続書を用いたという。インタビューはさまざまな階層の管理者に行われており，合計 26 のインタビューがなされている[9]［Dittilo and Lisi, 2016, p. 128］。

調査対象の 4 社は，経営者のサステナビリティ指向が積極的な企業（A 社と B 社）と消極的な企業（C 社と D 社）である。A 社はイタリア北部に本社をおく自動車部品とタイヤを製造する上場企業（2013 年度従業員数：37,755 人，営業利益：64 億 1,000 万ユーロ）である。B 社はイタリア北西部に本社をおく非上場のレール部品の製造会社（同年度従業員数：782 人，営業利益：7 億 8,200 万ユーロ）である。C 社の本社はイタリア中部にあり，電信通信サービスを営む上場企業（同年度従業員数：59,527 人，営業利益：242 億 7,400 万ユーロ）である。D 社はイタリア北東部に本社のある上場している家電製品組立製造会社（同年度従業員：731 人，営業利益：1 億 3,600 万ユーロ）である。サステナビリティ指向の積極的な企業も消極的な企業も大規模企業 1 社と小規模企業 1 社で構成されている。

半構造化インタビューでなされた質問は，企業のサステナビリティ全体に関する質問（会社にとってのサステナビリティの意味，主なサステナビリティへの取り組み，具体的な活動履歴など），企業のサステナビリティをマネジメントするための組織構造やメンバー，役割や機能に関する質

9）　インタビューは平均 80 分間で合計 35 時間であり，3 つ以外すべてのインタビューで録音が許可されており，すべてのインタビューで分厚い記述を行ったことが述べられている［Dittilo and Lisi 2016, pp. 128-129］。

問，サステナビリティ・コントロール・システムに関する質問（長期目標や計画の立て方，サステナビリティ予算の編成方法，サステナビリティ内部報告システムの機能，サステナビリティ・コントロール・システムの変更履歴など）がなされている。

調査の結果，2つの積極的な会社（A社とB社）では，さまざまな業務手続きと同様に，戦略的計画，内部報告，報酬システムのような各種コントロール・メカニズムを通じて，伝統的なMCSとサステナビリティ・コントロール・システムが深く統合されていることが明らかにされている。これは消極的な2社（C社とD社）では見られない結果であった。C社とD社では，サステナビリティの業績測定尺度は，全体的な戦略的計画，内部報告，報酬システムには含まれておらず，また，いかなる部門にもサステナビリティ指向を導入する業務手続きが存在しないか，あっても曖昧なものであることが確認されている［Dittilo and Lisi 2016, p. 129］。

4社の分析から，Dittilo and Lisi（2016）では，企業のサステナビリティ指向はサステナビリティ・コントロール・システムの統合に影響を及ぼすだけでなく，サステナビリティに向けた組織構造，ステークホルダーとの誓約プロセス，財務的資源や人的資源の調達可能性，さらにサステナビリティ業績を測定する適切な尺度の有無などの多様性を説明するのに重要であると主張している[10]［Dittilo and Lisi 2016, p. 143］。また，サステナビリティ・コントロール・システムは，既存のMCSと統合されることで，より適切に組織内で是認され，意思決定に影響を及ぼすようだとも述べている。サステナビリティ・コントロール・システムがMCSから断絶されていると，サステナビリティ・コントロール・システムの役割は見せかけの，日々の組織業務にいかなる重要な影響も与えないメカニズムに限定される［Dittilo and Lisi 2016, p. 143］。また，統合の進み具合は経営者のサステナビリティ課題にたいする認知度や態度によって影響を受け，既存の構造プロセスによって制限を受けるとも指摘している。

Dittilo and Lisi（2016）の研究は，企業のサステナビリティ戦略とMCSがどのように統合されるかには，経営者のサステナビリティ指向が影響すること，また統合形態は企業により異なることを明らかにした。さらに，既存のMCSに統合されない限り，サステナビリティ・コントロール・システムは見せかけに終わる可能性も指摘されている。サステナビリティを事業や戦略に組み込むには既存のMCSに統合させなければ意味がなく，統合の度合いには経営者のサステナビリティ指向が影響することを明らかにしたのである。経営者のサステナビリティ指向を組織に伝えるのは信条のシステムであろう。このことは，サステナビリティをMCSに統合させるには信条のシステムがより重要な役割を果たしうることを意味しているとも考えられる。この点を明らかにしたことはDittilo and Lisi（2016）の大きな貢献である。

本節では，CSRと戦略そしてMCSの関係を明らかにしたArjalies and Mundy（2013）の研究と，トップ・マネジメントのサステナビリティ指向がCSRとMCSの統合度合いに影響を及ぼすことを調査したDittilo and Lisi（2016）の研究を取り上げてきた。Arjalies and Mundy（2013）では，CAC40に登録された41社の企業を対象に，各社のCSRへの取り組みを反映させた質問票調査によって，CSR戦略が4つのコントロール・レバーを活用することによって果たされていることが確認された。また企業のサステナビリティ指向に違いのある4社を取り上げて調査したDittilo

10） Ballou et al.（2012）の調査でも同様の結果が得られている。

and Lisi（2016）では，既存の MCS に CSR を組み込んでコントロールすることの重要性が指摘されていた。また，両者の統合度合いは，トップ・マネジメントのサステナビリティ課題にたいする姿勢によって異なり，信条のシステムが重要な役割を果たしうることが確かめられた。

5. むすび

本研究では CSR と戦略そして MCS の関係を調べるのに先立ち，具体的にどのような調査を設計すべきか明らかにするために関連する先行研究を整理してきた。第 5 節では，本研究を要約するとともに，本稿の意義と今後の課題を指摘する。

第 2 節では，Simons（1995）のコントロール・レバーの概念枠組みを取り上げ，理論ベースの確認を行った。4 つのレバーが同時にバランスよく使用されることで創発戦略が形成されるとともに，意図した戦略が効果的に実行され，収益性をともなう成長へとつながることを確認した。つづく第 3 節では，コントロール・レバーの枠組みを実際の企業データにより検証した Widener（2007）の研究と Heinicke et al.（2016）の研究をみてきた。どちらの研究も調査対象を中規模企業に絞り，ランダム・サンプリングを行うことで母集団を反映させた大量データの分析を行っていた。その結果，4 つのレバーが同時に用いられ，企業業績に正の影響を及ぼすだけではなく，柔軟な文化を有する企業ほど，信条のシステムによるコントロールを重視することが確かめられた。そして第 4 節では，CSR 戦略と MCS の関係を調べた Arjalies and Mundy（2013）の研究と，トップ・マネジメントのサステナビリティ指向が CSR と MCS の統合度合いに及ぼす影響を調査した Dittilo and Lisi（2016）の研究を取り上げた。いずれの研究もケース研究に近い調査が設計されており，Arjalies and Mundy（2013）では，調査対象企業の CSR への取り組みを反映させた質問票調査を行い，CSR 戦略がコントロール・レバーの活用によって具体的にどのように果たされているかを明らかにしていた。また Dittilo and Lisi（2016）では，CSR を既存の MCS に統合させることの重要性のほか，両者の統合度合いはトップ・マネジメントのサステナビリティ指向によって異なり，信条のシステムが重要な役割を果たしている可能性があることを明らかにしていた。

以上の先行研究の整理から次の 3 つのことが確認されたというよう。第一に，CSR 戦略と MCS の関係を扱うさいにも，理論ベースとして Simons（1995）のコントロール・レバーの概念枠組みを採用することの妥当性である。第二に，調査方法には大量データによって現実をとらえる統計帰納法ではなく，ケース研究を用いて，個別の事象からその事例の奥にひそむ本質を捉えようとする意味解釈法が望ましいことである[11)]。そして最後に企業文化の特性が信条のシステムの重視につながることと，経営者のサステナビリティ指向が CSR と MCS の統合度合いに影響を及ぼすことから，信条のシステムの使われ方を注意深く観察する調査を設計する必要があることである。これらを明確にしたことは本稿の意義であるといえる。しかしながら，本研究には，整理した先行研究の数が少なく，最適なコントロール・レバー間のバランス[12)] や CSR と戦略の具体的な関係については詳述していないといった限界も存在する。これらのことに取り組み，さらに実際の企業の事例を

11） 調査方法の詳細については今田（2000）の第 1 章を参照のこと。
12） レバー間の最適なバランスを調査した Mundy（2010）の研究や Kruis et al.（2016）の研究も近年では行われている。

分析することを通じてCSRと戦略そしてMCSの関係を明らかにすることは今後の課題である。

参考文献

Arjalies D.-L. and Mundy J. (2013) The use of management control systems to manage CSR strategy: A levers of control perspective, *Management Accounting Research*, Vol. 24, Issue. 2, pp. 284-300.

Ballou, B., Casey, R. J., Grenier, J. H. and Heitger D. L. (2012) Exploring the strategic integration of sustainability initiatives: opportunities for accounting research. *Accounting Horizons*, Vol. 26, No. 2, pp. 265-288.

Battablia, M., Passetti, E., Bianchi, L. and Frey, M. (2016) Managing for integration: a longitudinal analysis of management control for sustainability. *Journal of Cleaner Production*, Vol. 136, pp. 213-225.

Crutzen N. and Herzig C. (2013) "Management control, strategy and sustainability", In: Songini L., Pistoni A. and Herzig C. (Eds), *Accounting and control for sustainability* (*Studies in managerial and financial accounting; vol. 26*), pp. 165-195, Bingley: Emerald Group Publishing Ltd.

Ditillo, A. and Lisi, I. E. (2016) Exploring sustainability control systems' integration: The relevance of sustainability orientation. *Journal of Management Accounting Research*, Vol. 28, No. 2, Summer, pp. 125-148.

Keating, P. J. (1995) A framework for classifying and evaluating the theoretical contributions of case research in management accounting. *Journal of Management Accounting Research*, Vol. 7, Fall, pp. 66-86.

Kruis, A. M., Spekle, R. F. and Widener, S. K. (2016) The levers of control framework: An exploratory analysis of balance. *Management Accounting Research*, Vol. 32, pp. 27-44.

Heinicke, A., Guenther, T. W. and Widener, S. K. (2016) An examination of the relationship between the extent of a flexible culture and the levers of control system: The key role of beliefs control. *Management Accounting Research*, Vol. 33, pp. 25-41.

Mundy J. (2010) Creating dynamics tensions through a balanced use of management control systems, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 35, pp. 499-523.

Porter M. E. and Kramer M. R. (2006) Strategy and Society: The link between competitive advantage and corporate social responsibility, *Harvard Business Review*, Vol. 84. Issue. 12, pp. 78-92.（マイケル・ポーター＆マーク・クラマー（2008）「競争優位のCSR戦略」『Diamond Harvard Business Review』2008年1月，36-52ページ。）

Simons, R. (1990) The role of management control systems in creating competitive advantage: New perspectives, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 15, No. 1/2, pp. 127-143.

Simons, R. (1995) *Levers of Control: How Managers Use Innovative Control Systems to Drive Strategic Renewal*. Harvard Business School Press, Boston, MA.（ロバート・サイモンズ著，中村元一・黒田哲彦・浦島史惠訳（1998）『ハーバード流「21世紀経営」4つのコントロール・レバー』産業能率大学出版会。）

Widener, S. K. (2007) An empirical analysis of levers of control framework, *Accounting Organization and Society*, Vol. 32, pp. 757-788.

（原稿受付　2017年12月8日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 153-170

〈論　文〉

「負債と持分の区分」問題の評価基準

── 財務諸表の表示と新たなアプローチ ──

石　田　万由里

要　約

IASB のリサーチプロジェクトである「資本の特徴を有する金融商品」は，負債と持分の双方の特徴を有する金融商品の区分表示を取り扱っている。本プロジェクトは，1986 年に FASB の金融商品プロジェクトの一つであった「負債と持分の区分」から始まった。FASB は負債と持分の双方の特徴を有する金融商品について取り組み，2008 年からは IASB との合同プロジェクト「資本の特徴を有する金融商品」として負債と持分の構成要素に分けるアプローチを開発してきた。しかし両審議会は長年，本プロジェクトに取り組んでいるが，未だにその分類方法を見いだせていない。本稿は，両審議会が共同プロジェクトを中止した後，IASB がリサーチプロジェクト「資本の特徴を有する金融商品」として引き続き審議している動向を追う。負債と持分の区分問題が密接に関係している概念フレームワークの定義の変遷と本プロジェクトの関係性について検証し，IASB が提案した「資本の特徴を有する金融商品」に対する新たなアプローチについて考察する。

キーワード：負債と持分の区分，資本の特徴を有する金融商品，IAS 第 32 号，3 つのアプローチ，概念フレームワーク

1. はじめに

「負債と持分の区分（Liabilities and Equity）」[1] 問題は，負債とも持分とも分類できない複合金融商品を貸借対照表の貸方側にどのように表示するのか，ということについて議論されてきた。

国際会計審議会（International Accounting Standards Boards, 以下，IASB，とする）のリサーチプロジェクトである「資本の特徴を有する金融商品」は，負債と持分の双方の特徴を有する金融商品の区分表示を取り扱い米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board，以下，FASB，とする）とともに長年，本プロジェクトに取り組んでいた。「負債と持分の区分」プロジェクトの開始当初の目的は，名目的には持分であるが負債の特徴を持つ一定の金融商品の分類基準を設定すること，および複合金融商品を構成要素に分解し，それぞれを負債および持分として会計処理するための分解方法を開発することであった。IASB/FASB 両審議会はプロジェクトの成果として様々なアプローチを公表し，区分問題を解決しようと試みたが，未だに問題を解決する明確な基準やアプローチは見いだせていない。

そもそも「負債と持分の区分」問題は，FASB の金融プロジェクトの一環として 1986 年に始ま

り[2]，FASBが先行的に研究をした成果を，IASBも承認するという流れであった[3]。FASBの先導は，両審議会が2008年4月の合同会議にて「覚書（MoU）」に対するコミットメントを再確認し，共同プロジェクトの新議題として「金融商品の負債と持分の区分」を追加することに合意してからも続いていた[4]。しかし，この流れが変わったのは，2007年11月にFASBが発行した予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」（Preliminary Views: Financial Instruments with Characteristic of Equity，以下，予備的見解，とする。）と，IASBが2008年2月に公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（Discussion Paper : Financial Instruments with Characteristics of Equity，以下，DP資本，とする）[5]は公表されてからである。なぜならば，IASBはDP資本において，「国際会計基準審議会（IASB）は，このFASB文書の開発には関与しなかったし，決議事項のどれについても協議していない。特にことわりがなければ，FASB文書は，FASBの見解のみを示しており，米国の一般に認められた会計原則（GAAP）上の諸問題を記述している」[6]と明言しているように，両文書は表題を見れば同じであるが，その内容は異なるものである。さらに両審議会の意見の相違は，2010年1月18日のIASB/FASB合同会議において顕著となった。それは，金融商品を負債か持分かに区分するために，両審議会が開発，検討してきたすべてのアプローチを放棄し，IASBが提案した，現行の国際会計基準第32号「金融商品―表示：（International Accounting Standard 32 Financial Instruments: Presentation（IAS32），以下，IAS第32号，とする[7]）をベースとした負債と持分の区分アプローチ（Modified IAS32 approach，以下，改訂IAS第32号アプローチ，とする）を検討することが決議されたからである[8]。そして，2010年10月22日に開催されたIASB/FASB合同会議にて，両審議会におけるプロジェクトの延期が決定された。会議では公開草案の公表を取りやめると共に，資源にゆとりができるまで，当面検討を休止することが暫定的に合意された。その後，3回の延期を経て2013年7月13日に討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し（Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting，以下，DP概念とする。）」[9]がIASBによって公表されるまで，本プロジェクトは凍結したままであった。

「負債と持分の区分」問題では，当然のことながら分類方法およびアプローチが負債と持分の概念定義に合致しているかどうかが問題となる。IASBはDP資本において持分の定義および持分の様々なクラスの測定および表示，並びに負債性金融商品と資本性金融商品の区分の方法を論じている。

- 現行のIFRSは，負債の定義を金融負債と資本性金融商品とを区別する際に整合的に適用していない。これにより負債の定義の例外が生じている。それらの例外は複雑で，理解するのも適用するのも困難であり，不整合を生じさせ，解釈指針を求める多数の要望が挙がっている。この不整合により，財務諸表の理解が困難になり，取引形態の操作の機会が生じている[10]。

この項でIASBが述べたように，「負債と持分の区分」問題は，このような利益操作が最大の問題であった。この処理を適正に表示させるためにDP資本では新たなアプローチが提案された。そのアプローチは後の章で確認する。

現在，負債と持分の区分問題の解決の糸口となる概念フレームワークの定義についてIASBは基準の開発及び関連プロジェクト「概念フレームワーク」として，負債概念の改訂を討議している。本稿は，IASBがリサーチプロジェクトとして「資本の特徴を有する金融商品」を再開し，「概念

フレームワーク」プロジェクトとの関係性と，リサーチプロジェクト「資本の特徴を有する金融商品」のその後の動向を追うものである。

2. 概念フレームワークにおける負債と持分の定義と「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトとの関係性

IASB は 2015 年 5 月 28 日に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク（Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting，以下，ED とする[11)]）を公表した。IASB は改訂の目的として①いくつかの重要な領域を扱っていない，②一部の領域でのガイダンスが不明確である，③現行の「概念フレームワーク」のいくつかが時代遅れになっている，という 3 つの理由を挙げている[12)]。この ED が公表される以前，2013 年 7 月 13 日に，IASB は DP 概念を公表した。その目的は，国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards，以下，IFRS とする）の開発および改定を行う際に一貫して使用することとなる概念を識別することによって IASB を支援するというものである。IASB は，現行の概念フレームワークに対していくつかの問題点を挙げており，この概念フレームワークは「時代遅れ」になっているとの見解を示しているように，目的は ED とほぼ同じである。しかし，DP 概念では「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトについて，付録として新たな持分区分のアプローチが提案されている。DP 概念と ED における負債および持分概念に関しては変更がないことから，本稿では DP 概念を取り上げる。

DP 概念において IASB は「時代遅れ」になっている概念フレームワークに現在の考え方を反映するために，特に資産および負債の概念について改訂案を示した。改定案では現行の定義にあった経済的便益の流入および流出が「予想される」という将来における不確定要素を排除し，現在の経済的資源または義務を明示的に表現した[13)]。本討議資料の中には，IASB/FASB 共同プロジェクトの議題の一項目であった「資本の特徴を有する金融商品」（前：負債と持分の区分）について包含し，プロジェクトの今後の方向性を提案している。「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトは，前述のように「負債と持分の区分」問題として，1986 年に始まった FASB の金融プロジェクトの一項目であった。このプロジェクトは 2008 年 4 月，IASB/FASB 共同プロジェクトの一項目として追加されるが，2010 年 10 月 22 日に両審議会は，他の共同プロジェクトが切迫しているという理由から，当該プロジェクトの延期を発表し，その後 3 度目の延期が発表され，本討議資料が公表されるまで，何ら進展は見られなかった。

「負債と持分の区分」問題における負債概念の議論は，2000 年 10 月に本プロジェクトの公開草案「負債，資本又は双方の特徴を有する金融商品に関する会計処理」[14)] と共に公表された公開草案「FASB 概念ステートメント第 6 号負債定義の改訂」（以下，SFAC 第 6 号 負債の定義の改訂，とする[15)]）から始まった。そして，2003 年第 4 四半期から同プロジェクトの第二段階の目的として，①持分の性質を有する金融商品の発行体が，当該金融商品を資産，負債または持分のいずれとして表示するかを決定するための原則を設定することと，②このプロジェクトで決定された原則と首尾一貫するように米国財務会計概念書第 6 号（Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, 以下，SFAC 第 6 号，とする[16)]）の資産，負債および持分の定義を改訂すること，の 2 点が挙げられた。しかし，本プロジェクトが延期されていることと同様に，SFAC 第 6 号 負債定義の改訂に

も進展が見られない。

これらの経緯から，DP 概念が公表され資産および負債の改訂概念を提案したことは，プロジェクトとしての方向性が定まり，凍結していた「負債と持分の区分」問題もようやく解決の糸口が導き出された。

DP 概念では，「財務諸表の構成要素」である資産および負債の定義の変更が提案されている。提案された定義は資産および負債ともに「予測される」という不確実性の排除を試みている。IASB の見解では，資産は経済的便益を生み出す能力がなければならず，負債は経済的資源の移転を生じさせる能力がなければならず，流入または流出が「予測される」という考え方を維持すべきではない，としている[17]。

図表 1　資産と負債の定義　比較表

	現行の定義	DP で提案された定義
資産	過去の事象の結果として企業が支配し，かつ，将来の経済的便益が当該企業に流入すると予測される資源	企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である
負債	過去の事象から発生した企業の現在の義務で，その決済により，経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予測されるもの	企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である

（出所）　IASB（2010）および IASB（2013）p. 7 を参考に筆者作成。

上記のように IASB が将来の予測を外したことは，2010 年 9 月 28 日に IASB/FASB 両審議会が，共同プロジェクトの一項目である共通の概念フレームワークのワーク・プロジェクトの成果として「第 1 章：一般目的の財務報告の目的」および「第 3 章：有用な財務情報の質的特性」を公表した[18] ことと関連があると考える。同プロジェクトの目標は，会計基準が明確に首尾一貫した原則に基づいているということ，および会計基準のコンバージェンスである。既存の概念フレームワークが開発されてから 20 年以上の間に発生した市場や企業実務，経済環境の変化を反映するように，既存の概念を更新し精緻化することも目標の中に含まれている。既存の概念フレームワークには，報告企業についての堅固な概念が存在しない。しかし，すべての概念について包括的に見直すことは，両審議会の資源を効率的に使用することにならないとの結論に達したというのである。首尾一貫した会計基準の適切な基礎として役立つ概念を述べており，両審議会はその目的で概念フレームワークを用いてきたし，両審議会の概念フレームワークの多くの側面は相互に整合しており，根本的な見直しの必要はない。その代わりに，両審議会は会計基準設定に便益をもたらす可能性のある論点の優先順位を高くして，既存の概念フレームワークを改善しコンバージェンスを達成することに主として焦点を絞るアプローチを採用することにした[19]。

次頁は IASB の概念フレームワークの質的特性に関する比較表である。

図表２　IASB 概念フレームワーク質的特性　比較表

1989 年フレームワーク		2010 年フレームワーク	
主要な質的特性	◆ 理解可能性 ◆ 目的適合性 ◆ 信頼性 • 表現の忠実性 • 実質優先 • 慎重性 • 完全性 ◆ 比較可能性	基本的な質的特性	◆ 目的適合性 ◆ 忠実な表現 • 中立性 • 誤謬のないこと • 完全性 ◆ 重要性
●目的適合性と信頼性を有する情報に対する制約	◆ 適時性 ◆ ベネフィットとコストの均衡	補強的な質的特性	◆ 比較可能性 ◆ 理解可能性 ◆ 適時性 ◆ 検証可能性

（出所）　IASB（1989）および IASB（2010）より筆者作成。

IASB は 2010 年フレームワークで基本的な質的特性として上位に位置した「忠実な表現」について財務報告書は，経済事象を言葉と数字で表現し，有用であるためには表現しようとする事象を忠実に表現しなければならないとしている。理想的な描写には，完全性，中立性，誤謬がないこと，の３つの特性を有していなければならない。しかし，理想的な描写は滅多に達成されることがないので，審議会の目的はこれらの特性を可能な限り最大化することにある。完全性の描写は，必要な記述および説明のすべてが描写される経済的事象を理解する上で，財務報告書の利用者が必要とする情報をすべて含んでいる。一部の項目については，完全性のある描写にはその項目の性質に関する重大な事実やそれらの性質が与える可能性のある要因および状況，ならびに数字による描写を算定する上で使用したプロセスに関する情報が含まれていることを要求している。中立性については，財務情報の選択または表示において偏向がないことを示している。中立性のある描写は，財務情報が利用者にとって，有利または不利に受け取られる蓋然性が増加するように偏っていたり，重み付けされたり，強調されたり，されなかったり，その他の方法により操作されたりすることがない。情報の中立性があるということは，その情報の目的がないということや，行動に影響を与えないということを意味しない。むしろ，関連性のある財務情報は，その定義により，利用者の意思決定に違いをもたらし得るものでる。忠実な表現であるということは，すべての点において正解であるということを意味しない。誤謬がないということは，減少の記述に誤謬または省略がなく，報告される情報を作成するために用いたプロセスが，そのプロセスにおいて誤謬なく選択され，適用されたことを意味する。この文脈において，誤謬がないということが，すべての点において完全に正解であることを意味しない。例えば，観察不可能な価格または価値の見積りが，性格であるかどうかを判断することができない。しかし，この見積りに関する表現は，金額が見積りであることが明確かつ正確に記述され，見積りプロセスの性質および限界が説明され，かつ，見積りを行うに当たっての適切なプロセスの選択および適用において誤謬がない場合に，忠実であることがある[20)]。このように忠実な表現は，蓋然性を排除し，見積りの不確実性に関してはプロセスを説明することによって解消し，利益操作の機会を与えないような定義となっているのである。

一方で FASB の負債概念を再確認する。

●負債とは，過去の取引または事象の結果として，特定の実体が，他の実体に対して，将来，資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる，発生の可能性の高い（probable）将来の経済的便益の犠牲である[21]。

この定義には，関連した2つの条件が含まれている。それは，(1) 経済的便益のほぼ確実な将来の犠牲で現在の義務に起因するものが，存在していなければならないこと，(2) 義務を負わせる事象が，発生していなければならないことである。これらの諸条件は，義務を負わせる事象が発生しているときに，現在の義務が生じるということから関連性があると言えよう。本DPでは，蓋然性（probability）について次のような見解が示されている[22]。

●「概念フレームワーク」は，資産または負債が存在するかどうかが不確実である稀な場合について蓋然確実性がある可能性がある場合には，IASBはその種類の資産または負債に関する基準を開発または改訂する際に，当該不確実性の処理方法を決定することになる。

●認識規準は，現行の蓋然性への言及を維持すべきではない。

FASBはこの「将来の経済的便益」をどのように扱うのか。少なくとも2010年のフレームワークで忠実な表現はFASBの概念フレームワークにも盛り込まれている。DP概念はIASB単独での公表であり，FASBは関与していない。

DP概念では，「財務諸表の構成要素」として資産および負債の定義変更が提案とともに，セクション5にて「持分の定義および負債と持分性金融商品の区別」として，負債と持分の区分問題に対し，ある見解を提案されている。また，IASBは現行の持分概念の定義を維持すべきであると明示した[23]。この提案された負債および持分の概念定義を使用して，負債性金融商品と資本性金融商品と区別するべきであるとすべきであるとも明言している。それは，①資本性金融商品を発行する義務は，負債ではない，および②報告企業の清算時だけに生じる義務は負債ではない，との帰結に達した。この区分に則って，①を転換社債に適用してみれば，負債とみられていた転換社債は，負債ではなく持分であるという区分になる。また，企業が行うべきこととして，持分請求権を各クラスの測定値を，各報告期間の末日現在での見直し，それらの見直しを持分変動計算書において，持分請求権のクラス間での富の移転として認識すべきである，としている。これは，2010年フレームワークにおいて上位概念となった忠実な表現と合致すると考えられる。

このように概念フレームワークにおいて負債の定義が検討されているが，「負債と持分の区分」問題が長年，議論されているにもかかわらず，なかなか解決しない原因の一つとして「現行の概念フレームワークでは，負債が経済的資源を引き渡す義務であるという考えが強すぎる[24]」という意見もある。次章では，問題となっている経済的資源および請求権について検討する。

3. 資本の特徴を有する金融商品プロジェクトの動向

「負債と持分の区分」問題は，負債と持分の双方の特徴を持つ複合金融商品を，負債および持分の構成要素に分解し，貸借対照表の貸方の2区分のどちらに表示するのか，ということが論点であった。次頁はFASB，またはIASB/FASB両審議会がこれまでに開発してきた様々な構成要素アプローチとそれらが内包された公開文書である。

図表３　主な刊行物と公表された構成要素アプローチ

発行年月	公開文書	提案されたアプローチ
2005 年 7 月	マイルストーン草案	所有アプローチ 所有・決済アプローチ 期待成果再評価（REO）アプローチ
2007 年 11 月	FASB 予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」	基本的所有アプローチ
2008 年 2 月	IASB DP「資本の特徴を有する金融商品」	基本的所有アプローチ 損失吸収アプローチ 無期限アプローチ 参加アプローチ
2009 年 8 月	FASB スタッフ会議	劣後・償還アプローチ
2009 年 9 月	IASB/FASB 合同会議	アプローチ 4（前劣後・償還アプローチ）
2009 年 10 月	IASB/FASB 合同会議	アプローチ 4.1 →アプローチ 4.2
2010 年 1 月	IASB/FASB 合同会議	改訂 IAS32 号アプローチ
2013 年 7 月	IASB 討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」	IAS32 号アプローチ 狭義の持分アプローチ 厳格な義務アプローチ

（出所）　FASB（2018）および IASB（2013）より筆者作成。

これだけのアプローチを開発したにもかかわらず，解決策が見出せないということからも，構成要素アプローチの難しさと，複合金融商品の複雑さが窺える。この構成要素アプローチでは，負債か持分かを決定する際に概念フレームワークの負債の定義に合致するか否かにより判断するという方法であり，負債と持分の概念が判断基準になっている。しかしながら，負債の概念定義は，概念フレームワークプロジェクトが進行しているように，現在，討議中である。本章では，IASB 会議の議事録を中心に「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトの動向を追いたい。

2015 年 5 月の定例会議において「資本の特徴を有する金融商品」のスタッフは，概念上の課題と適用上の課題，つまり実務上の課題に分けることを提案した。すなわち，IAS 第 32 号および概念フレームワークにおける負債と持分の区分については，根底にある理論的解釈に関する課題であり，IAS 第 32 号の要件が実務上，適用の可否にかかわらず，概念フレームワークの定義が明確にならない限り，この課題は残る。また，実務への適用を考えれば，整合性，安全性（網羅性），必要要件の明瞭性，いかなる収益費用のトレードオフ，簡便性および例外に係る妥当性といった，様々な問題を会計処理することになる[25)]。よって IASB は改訂 IAS 第 32 号の適用上の問題として，概念フレームワークに影響すべきではない，と述べている[26)]。「概念フレームワークに影響すべきではない」ということは，負債の定義に合致するかどうか，という理論的なこともよりも，適用上の問題を重視したのである。この意見は，「負債と持分の区分」問題が概念フレームワークの定義に縛られることなく，実務上からの視点，すなわち財務諸表利用者の視点を重視するというプロジェクトの視点の変化を表している。

まず，スタッフは負債および持分の請求権が財務諸表にどのような影響があるのか検討した。IFRS の基本的な概念として，企業の経済的資産は負債および持分の経済的数量の総計（資産＝負債＋持分）であるという前提がある[27)]。しかし，負債と持分の区分にあたり，請求権一般的な財務諸表の目的は，企業実体のすべての価値を表すようには設計されていない[28)]。その代わりとして，

会計原則にて定められている認識および測定の過程を経て，これらの金額を利用者が見積るための手助けとして提供されるのである。認識および測定の過程は，企業の経済的な財政状態と経営成績との関係に影響する。スタッフは，負債と持分の区分に関する理論的根拠，およびその区分方法であるアプローチに関連する概念的な課題の根底にあるものは，①企業に対する請求権の経済的な特徴[29]，および②請求権を負債および持分に分類することによる財務報告における２つの対照的な結果[30]，との相互関係から生じていると述べている[31]。

また，既存のIFRSの認識および測定の過程を通じて表示される負債と持分の要素を区別すると，次のような財務報告上の重要な差異が生じる。

図表４　財務諸表上における負債と持分の差異

	負債	持分
財政状態	財政状態報告書の負債の部	財政状態報告書の持分の部
測定	特定の事後測定に関する規定が適用される（例：償却原価または公正価値）	通常，総資産および負債の合計の変動が反映される。
経営成績	負債の帳簿価額の変動，つまり収益および費用は，企業の経営成績に含まれる。	持分の変動は企業の経営成績に含まれない。
開示または表示	それぞれの区分および開示の規定が適用される。	通常，１つの大きな同種のクラスとして扱われ，資本性金融商品の異なるクラス間における重要な差異は考慮されない。

（出典）　IASB（2015a）paras.17-18およびあずさ監査法人（2015）より作成・修正・加筆。

上記の差異を踏まえた上で，スタッフは非支配持分の対する売建プット・オプション（Put option written on non-controlling interests（NCI puts），以下，NCIプット，とする）および条件付転換社債（Contingent convertibles bonds（CoCos））の取引例を挙げ，概念上の課題を以下のように説明した[32]。

IASBスタッフは次の取引例を用いて，概念上の課題を説明している。

図表５　概念上の課題となる取引例

取引	問題の所在	概念上の課題
非支配持分に対する売建プット・オプション（NCIプット）	このような取引では，取引相手（非支配株主の株主）のオプション行使時に，企業が現金と引換えに子会社株式を買い戻さなければならない。 この例においては，引き渡す現金の金額は裏付けとなる株式の公正価値を等しく，また，オプションは保有者が要求すれば永久的に行使可能である。 現金を引渡す義務は，債券の義務に類似している。ただし，引き渡す現金の金額は裏付けとなる株式の価値に等しいため，NCIプットのリターン（および当該リターンに係るリスク）は，普通株式のリターン（およびリスク）に類似している。	NCIプットが負債に分類された場合，当該NCIプットは負債である債券に類似する方法で測定され，関連アウル収益または費用は，純損益に含まれる。これは，普通株式およびそのリターンの会計処理と整合しない。つまり，普通株式のリターンは純損益に影響を与えない。 一方，NCIプットが持分に分類された場合，当該NCIプットは普通株式に類似する方法で会計処理される。ただし，これは以下のテントの不整合をきたす。 ◆ 現金を引渡す義務（すなわち，金融負債）を測定する方法。 ◆ その義務に係る収益または費用の会計処理（すなわち，負債に係るリターンは，純損益に含まれる）

条件付転換社債	このような金融商品では，企業のオプションで裁量による利息が支払われ，企業がTier1の資本比率を下回った場合に，強制的に可変数の企業自身の株式と交換される。転換時に引渡される株式の価値は，請求権の額面相当額である。 これらの金融商品は，企業が清算されるまでの現金を引渡す義務がなく，普通株式に類似する特性である。しかし，企業の経営成績とは関係のないリターン（すなわち，固定額の貨幣）が約束されるため，ゼロ・クーポン債（金融負債）に類似している。	可変数の株式を引渡す義務を持分に分類することは，普通株式および当該リターンの会計処理に類似する。ただし，これは以下の点との不整合をきたす。 ・金融負債を測定する方法 ・当該金融商品に係る収益または費用の会計処理 一方，当該金融商品が負債に分類された場合は，当該商品は負債である債券に類似する方法で測定され，関連する収益または費用は純損益に含まれる。ただし，これは普通株式のリターンの会計処理と整合しない。

（出典） IASB（2015a）paras.19-27より筆者作成（尚，訳はあずさ監査法人（2015）を参考にした）

さらにスタッフは，特定の金融商品に対しIAS第32号の規定を適用することにより課題を生じる可能性について検討した。これらの課題はIAS第32号の規定の整合性，網羅性および明瞭性に関係しており，特に「自己の資本」に係るデリバティブの分類 に対する課題が挙げられる。そして，他の基準，IFRS第3号「企業結合」，IFRS第10号「連結財務諸表」およびIAS第33号「1株当たり利益」との相互関係も課題として挙がっている[33)]。

スタッフは適用上の問題を次のように列挙した[34)]。

a．企業自身の持分に関するデリバティブに固定対固定の条件を適用すること（特に，外貨建転換社債）

b．企業が自身の資本性金融商品を購入する義務が含まれるデリバティブ（例：NCIプット）について，「総額」の負債を認識する規定を適用すること。

c．負債と持分の区分に，法的要件（または法規制）によりもたらされた特性を検討する必要性。一部のケースでは，契約上の義務と法的義務を区別することが困難な可能性もある（例：強制的公開買付け，転換特性が規制によりもたらされる一部の条件付き転換社債）。

d．企業および取引相手がコントロールできない事象を条件とする特性の影響，および発行者がコントロールできる事象とコントロールできない事象を区別すること。例えば，以下のような商品が含まれる。

　ⅰ．保有者が死亡した場合のプッタブルであるNCIプット

　ⅱ．企業の規制上の持分の状態または規制措置を転換条件とする条件付転換社債

e．資本間の取引の会計処理方法についてのガイダンスの欠如。

f．全体が負債に分類される金融商品の裁量による支払いの分類についてのガイダンスの欠如。

これらの課題は，IAS第32号の規定の継続性，完全性，明瞭性に関連しており，コスト・ベネフィット，実務上の簡便法および例外事項を取り扱っている。

また，次なる課題としてスタッフは「負債と持分の区分」問題について，最も影響を受けるのは，様々な財務諸表の利用者であるとし，それらの利用者が財務諸表に求めるニーズについて議論した。概念上の財務諸表利用者のニーズは次の2つである[35)]。

(a) 企業の将来の純キャッシュ・インフローに関する見通し

(b) 負債性金融商品または資本性金融商品に対する投資からの予測リターン

次章で検討する新しい3つのアプローチは，概念フレームワークの定義上の負債および持分の概念からの視点を変え，財務諸表の利用者のニーズに焦点を当てている。財務諸表の利用者は様々であり，各々の立場によってニーズも有用性も異なる。IASBが考える各財務諸表利用者のニーズは次の通りである。まず，潜在的投資家も含めた投資家のニーズは，将来キャッシュフローに影響を与える特性はいずれも投資者のキャッシュフローの評価に関連するため，そのような特性とその影響は財務諸表で忠実に表されている必要がある。多くの類似点および差異のある様々なタイプの請求権を二次元論的に区別することは，それらすべての類似点および差異を忠実に表さない。これでは，財務諸表利用者が資本コストや投資の予測リターンについて誤った見積りを行ってしまう可能性があるので，これらを明瞭にする必要がある[36)]。次に規制当局は，企業の財政状態および経営成績がどのように表されているか，また，それらと規制上の報告および他の規制との相互関係に関心があるので，これらを明示する必要性がある[37)]。さらに財務諸表作成者は，会計規定の適用による複雑化およびコストを最小限に抑えて，できる限り忠実に自らの資本構造を表したい，というニーズがある[38)]。最後に監査人は，規定の監査可能性，負債と持分の区別の確実性および会計規定適用による複雑化およびコストに関心がある[39)]。さらに，ニーズの他にも，様々な法域で異なる資本構造が発達しており，特定の規制上構造または法的構造が影響している可能性をスタッフは検討した[40)]。

(a) 支配持分の取得において強制的公開買付けが一般的な規制上の要件となっている法域では，買取取引に関する論点が広範囲となる可能性。

(b) 重要な非支配株主持分が，法的な要求ではないものの，株式を取得する際にプット・オプションを提供されることが一般的な特定の法域では，一部の企業に深刻な影響を及ぼす可能性。

(c) 途上国経済における企業は，先進国の資本市場に参入するために外貨転換社債を発行することがある。

これらのニーズや法域の検討し，スタッフは企業が影響を受けるであろう可能性について検討した。現在，発行されている金融商品は多種多様で，金融当局による新たな資本規制の導入により，金融機関は様々な「ベイルイン」商品の取引を行っており[41)]，非金融企業は，資本管理，税務上の理由，高利回りを求める投資家の要求等の様々な理由にから，ハイブリッド証券を発行している[42)]。

スタッフはまず初めに，負債と持分の区分において請求権のどの特徴が関連するのか特定すべきであると提案し，この特徴を特定することにより，財務諸表利用者に有用な情報を提供するために，負債および持分の潜在的な内訳項目が必要か否かを評価するのに役立つと考え，概念上の課題に対する対処としてスタッフは，負債と持分の区分において請求権のどの特徴が関連するのか，また財務諸表利用者が評価を行うために必要な情報について審議するように提案した。そしてIASBが持分の定義および持分の認識，測定，および表示規定の開発の必要性も検討するように提案した[43)]。スタッフはこの提案を検討し，IASBは新しいアプローチを開発した。次章にて検証する。

4. 新たに提案された3つのアプローチの前提となる評価方法

本章では，2015年9月に開催されたIASB会議において審議された新たな3つのアプローチ，アルファ，ベータ，およびガンマ・アプローチについて検討する。

アプローチを提案する前段階としてIASBは，2015年6，7月のスタッフ会議にて，請求権の測定に関する特性と、財政状態計算書の評価A,Bおよび財務業績評価表の評価X，Yについて審議し説明した。

まず，請求権の測定に関する特性として，請求権の決済に必要な経済的資源の種類，移転する時期，金額または量，そして，他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位を示した[44]。これらの請求権に関して，請求権の保有者が関心を示す情報として，どの特性が請求権の将来キャッシュフローに影響を及ぼすかについて，以下の5つの金融商品を事例に分析した。

図表6　将来キャッシュフローに影響を及ぼす請求権の事例

	種類	時期	金額
普通株式	なし	なし	なし
普通社債	あり（現金）	あり（精算前の特定の時期）	あり（特定の通貨において指定された金額と同額の現金）
公正価値により償還可能な株式	あり（現金）	あり（精算前の特定の時期）	なし（経済的資源および請求権による）
株式により決済される負債	なし（経済的資源を用いて決済することを要求されない）	なし（精算前の特定の時期に経済的資源を用いて決済することを要求されない。しかし，異なる特性を有する請求権への転換は，精算前に行うことが要求される）	あり（特定の通貨において指定された金額と同額の現金）
累積的優先株式	なし（経済的資源を用いて決済することを要求されない）	なし（精算前の特定の時期に経済的資源を用いて決済することを要求されない。）	あり（金額または金額の変化率が指定されている）

（出典）　IASB（2015b）p. 23 “Summary analysis of instruments” より筆者作成。

スタッフは，財務諸表が企業の財政状態，つまり，企業の経済的資源および企業に対する請求権について有用な情報を提供すると考え，財務諸表利用者が財政状態計算書の評価をする場合における評価基準および経営成績を評価する場合の評価基準を提案した。スタッフは，財務諸表の利用者が報告企業について評価する際の有用性として，(a)財務の健全性および脆弱性，(b)流動性および支払能力，(c)資金供給のニーズおよび資金調達の能力，の3つを挙げている[45]。

そして，スタッフは財務諸表利用者が財政状態計算書を評価する際の評価基準として考えられる2つの評価を特定した。まずは財政状態計算書の評価AおよびBについてみていく。

評価Aは，期限到来時または到来した時期（as and when）に，企業が義務を果たすために必要な経済的資源を保有しているか[46]，ということに重点を置いている一方で，評価Bは，ある時点（at a point in time）において，企業が義務を果たすために必要な経済的資源を保有している

か[47]，ということに重点を置いている。以下は評価 A,B と関連する請求権の主な特性およびスタッフが事例に挙げた金融商品の区分である。

図表７　財政状態の評価 A,B と関連する請求権の主な特性と金融商品の区分

評価	関連する請求権の主な特性	金融商品	区分
A	経済的資源の移転の時期 経済的資源の種類 経済的資源の価額	普通株式	持分
		普通社債	金融負債
		公正価値により償還可能な株式	金融負債
		株式により決済される社債	持分または金融負債
		累積優先株式	持分
B	経済的資源の価額 請求権の優先順位	普通株式	持分
		普通社債	金融負債
		公正価値により償還可能な株式	持分
		株式により決済される社債	金融負債
		累積優先株式	金融負債

（出典）　IASB（2015c）paras.15-19, 20-23, 29-31 より筆者作成

財務業績計算書について，概念フレームワークでは，財務諸表が企業の経済的資源や請求権に変更を及ぼすような取引および他の事象の影響についての情報を提供すると説明している[48]。財務諸表利用者は企業からの将来キャッシュフローの見込みを評価する上で，（a）企業の財務業績，および（b）負債性金融商品または資本性金融商品の発行等の事象または取引，から生じる経済的資源および請求権の変動を区分できる必要がある。これらの視点から，スタッフは財務諸表の利用者が評価を行う際に可能性のある評価を特定した[49]。

評価 X は，請求権の発行による拠出または決済による分配から生じる変動を除いた，経済的資源の増減変動の評価であり[50]，評価 Y は，企業の経済的資源に対するリターンと，企業に対する請求権について約束されたリターンの比較である[51]。それぞれの評価に関連する請求権は，評価 X はなく[52]，評価 Y は，経済資源の金額または量と他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位による特性が関連する[53]。

以上にみた評価基準から，スタッフは現行の IAS 第 32 号の規定を分析したところ，デリバティブ以外の金融商品を金融負債として分類する，（a）現金または他の金融資産を引渡す義務，および（b）可変数の資本性金融商品を引渡す義務があることを確認した[54]。指摘した。これらの規定について請求権がどのように関連するか以下のように関連する特性および関連する評価について審議した[55]。

図表 8　IAS 第 32 号の規定と請求権の主な特性との関係性

IAS 第 32 号	関連する特性	関連する評価
清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務	移転が必要となる経済的資源の種類	なし
清算前に現金または他の金融資産を引渡す義務	経済的資源の移転時期	評価 A
可変数の株式を引渡す義務	移転が必要となる経済的資源の価額請求権の優先順位	評価 B および評価 Y

（出典）　IASB（2015d）paras.10-15 および宮治（2016）より抜粋し，加筆・修正した。

以上の評価基準から，スタッフは分類アプローチとして，評価 A に関連する特性についての負債と持分の区分に焦点を当てているアルファ・アプローチ（αアプローチ），評価 B および Y に関連する特性についての負債と持分の区分に焦点を当てているベータ・アプローチ（βアプローチ），評価 A, B および Y に関連する特性についての負債と持分の区分に焦点を当てているガンマ・アプローチ（γアプローチ）の 3 つを提案した。

図表 9　3 つの分類アプローチと評価 A，B 及び Y との関連性と影響

関連する評価	負債と持分の区分に関連する特性	分類への影響
アルファ・アプローチ（αアプローチ）		
評価 A	必要な決済の時期	清算前に経済的資源を移転する義務は負債として分類される。その他の請求権はすべて，持分として分類される。 例として取り上げた商品にこのアプローチを適用すると以下のように分類されることになる。 ●株式により決済される負債は，清算前に経済的資源を用いて決済されないため持分として分類される。
ベータ・アプローチ（βアプローチ）		
評価 B および 評価 Y	請求権の決済に必要な経済的資源の金額	企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転する義務は負債として分類あれる。その他の請求権はすべて持分に分類される。 例として取り上げた商品にこのアプローチを適用すると，以下のように分類されることになる。 ●公正価値により償還可能な株式は，持分として分類される。 ●累積的優先株式は，企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転することを要求しているため，負債として分類される。
ガンマ・アプローチ（γアプローチ）		
評価 A, B および 評価 Y	必要な決済の時期および請求権の決済に必要な経済的資源の金額	以下のいずれかを移転する義務は，負債として分類される。 ●清算前に経済的資源を移転する義務 ●企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転する義務 その他の請求権はすべて，持分として分類される。したがって，請求権は以下の場合に限り持分として分類すべきである。 ●経済的資源の移転が清算時にのみ要求される場合，かつ ●そのような経済的資源の金額が企業の経済的資源と関係がある場合

前掲の3つのアプローチから，アルファおよびベータ・アプローチを包含するガンマ・アプローチが採用された。

5. むすび

負債と持分の両方の特徴を有する金融商品は，概念フレームワークの負債および持分概念から検討した多くのアプローチを提案してきた。しかしながら前述したように，どれも決定的な解決策とはなり得なかったが，第3章で検証したアルファ，ベータおよびガンマ・アプローチは，アプローチ開発の視点を概念フレームワークや法的な判断から，財務諸表の利用者へと変えることにより，新たな視点を試みた。これは，IASBの目指す「コミュニケーションの向上」と合致しており，今後のIASBが目指す方向である[56)]。

前章で検証した2015年9月の審議内容から判明したことは次の通りである。

① 先ず，負債と資本の区別に関連すると考えられる請求権の特性を特定し，財政状態計算書及び経営成績の情報を用いて財務諸表利用者が行う可能性のある様々な評価にこれらの特性を結び付けた。

② 次に，IAS第32号の現行の定義および他の関連する規定が上記の評価を行う際に必要となる請求権の特性をどの程度捕捉しているかを決定する段階に進んだ。

③ 上記のプロジェクトを前進させるために，取りうる分類のアプローチを検討した。

上記の①～③よりわかることは，財務諸表利用者の「評価ポイント」（A，B，X，Y）から「デリバティブ以外の金融商品に関する負債と持分の分類」を行う点に焦点を絞ったという事実である。この「評価ポイント」と「デリバティブ以外の金融商品」との組み合わせから，特性を析出している。かかる特性に基づいた評価のグルーピングは「A」，「B」と「Y」，「A，BおよびY」とされた。すなわち，「A」（財務諸表利用者によって評価ポイントAが重視されるデリバティブ以外の金融商品）の特性に基づいて負債と持分の分類を行うアプローチをアルファ・アプローチとし，「BとY」（財務諸表利用者によって評価ポイントBとYが重視されるデリバティブ以外の金融商品）の特性に基づいて負債と持分の分類を行うアプローチをベータ・アプローチとし，「A，BおよびY（財務諸表利用者によって評価ポイントA，BおよびYが重視されるデリバティブ以外の金融商品）」の特性に基づいて負債と持分の分類を行うアプローチをガンマ・アプローチとしたのである。

以上から，アルファ，ベータ，およびガンマ・アプローチは，金融商品それ自体の構成（属性）に基づく負債と持分の分類ではなく，財務諸表利用者の評価ポイントに基づく負債と持分の分類ということになる。いうなれば，意思決定有用性アプローチの実質化ともいえる。しかし問題は，アルファ，ベータ，およびガンマ・アプローチのいずれであれ，当該の採用されたアプローチによってデリバティブ以外の金融商品の負債または持分への分類が成功したとすれば，既存の概念フレームワーク上の負債概念および持分概念ともに，当該アプローチによって影響を受けることになる。明らかに，持分の定義は「資産と負債の残余」とはいえなくなる。また，アルファ，ベータ，およびガンマ・アプローチの分類方法が，アプローチ開発の際に評価ポイントを限定するということを前提としたものであることに鑑みれば，評価ポイントの細分化の程度によっては，さらに細分され

たアプローチが開発されることも想定される。IASB は 2018 年第一四半期にディスカッション・ペーパーを公表する予定である。今後の動向に注目したい。

本研究は JSPP 科研費 17H0259 の助成を受けたものである。

《注》

1) IASB（2013）および（2018）“Liabilities and Equity” について「負債と資本」と記述されることが多く見受けられるが，本稿においては “Equity” を “Stockholder's Equity” を「株主持分」と訳すこと，また，椛田龍三（2001），池田幸典（2016），山田純平（2012）は「持分（Equity）」と訳していることに倣い「負債と持分」と記述する。尚，IASB のリサーチプロジェクトである “Financial Instruments with Characteristics of Equity” は，企業会計審議会において「資本の特徴を有する金融商品」と訳していることから「資本の特徴を有する金融商品」と記述する。
2) FASB（1990），本プロジェクトは①情報公開（ディスクロージャー），②認識と測定，③負債と資本の区分という 3 つのサブプロジェクトが設定されている。尚，詳細は石田万由里（2008）において検討している。
3) 徳賀芳弘（2008），77 頁。
4) 企業会計基準委員会（2008）
5) IASB（2008）
6) Ibid., par.2. p. 4.
7) IASB（2009）
8) 企業会計基準委員会（2010）
9) IASB（2013）
10) Ibid., Section 5
11) IASB（2015a）
12) Ibid., p. 6
13) Ibid., Section 2
14) FASB（2000a）
15) FASB（2000b）
16) FASB（2004）
17) Ibid., pp 7-8.
18) 川西安喜（2010），51 頁。
19) 同上論文，52 頁。
20) 同上論文，同頁。
21) FASB（2004）尚，訳は平松和夫・広瀬義州（2002），301 頁を参照した。
22) IASB（2014）, Section 2 Uncertainty
23) Ibid.
24) 山田純平（2016）
25) IASB（2015a）, par.5
26) Ibid., par.6（b）
27) Ibid., par.13
28) Ibid., par.14 概念フレームワークパラグラフ OB7 を参照のこと。
29) Ibid., paras.10-12
30) Ibid., paras.13-18
31) Ibid., par.8
32) Ibid., paras.19-27
33) Ibid., par.28
34) Ibid., par.29
35) Ibid., par.30
36) Ibid., paras.30-34

37） Ibid., par.35 (a)
38） Ibid., par.35 (b)
39） Ibid., par.35 (c)
40） Ibid., par.38
41） Ibid., par.41 (a)
42） Ibid., par.41 (b)
43） Ibid., paras.40-48
44） IASB (2015b), par.4
45） IASB (2015c), par.10
46） Ibid., par.15. 尚，下線部分は原文では太字である。
47） Ibid., par.24. 同様に，下線部分は原文では太字である。
48） Ibid., par.33 概念フレームワークパラグラフ OB7 を参照のこと。
49） Ibid., par.34
50） Ibid., par.37
51） Ibid., par.40
52） Ibid., paras.37-39
53） Ibid., paras.42
54） IASB (2015d), par.12
55） IASB (2015d), paras.10-15
56） 2016 年 6 月 30 日に開催された IFRS 財団年次欧州カンファレンスにおいて IASB の議長であるハンス・フーガーホースト氏は今後の課題として投資家のための財務諸表の有用性を向上することを挙げた。この目的を達成するための主なプロジェクトとして持分の特徴を有する金融商品が挙げられている。

【引用文献】

FASB (1990) Discussion Memorandum, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, FASB, August 1990.

FASB (2000a), Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both", FASB, October 2000.

FASB (2000b), Exposure Draft, *Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No.6 to Revise the Definition of Liabilities,* FASB, October 2000.

FASB (2004) Statements of Financial Accounting Concepts As Amended 2004/2005 Edition, No. 6, *Elements of Financial Statement,* FASB, June 2004.

FASB (2018) "Distinguishing Liabilities from Equity (Including Convertible Debt)", FASB, January 2018. http://www.fasb.org/jsp/FASB/FASBContent_C/ProjectUpdatePage&cid=1176169358372

IASB (1989) Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASB, 1989.

IASB (2008) Discussion Paper, "*Financial Instruments with Characteristics of Equity,* IASB, February 2008. http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/AE2FC463-BB40-4835-8805-13E44BBFE96F/0/dp_financial_instrumentsfeb2008_186.pdf)

IASB (2009) International Accounting Standard 32 "*Financial Instruments: Presentation*", IASB, January 1, 2009.http://eifrs.iasb.org/eifrs/bnstandards/en/ias32.pdf

IASB (2010) "The Conceptual Framework for Financial Reporting", IASB, September 2010.（訳は IFRS 財団編，企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準（IFRS）2011』中央経済社を参照した。）

IASB (2013) Discussion Paper, "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB, July 2013.
http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf

IASB (2015a) "STAFF PAPER IASB Meeting, Financial Instruments with Characteristics of Equity research project, Paper topic Identifying the challenges and setting out an approach", Agenda ref 5A, IASB, May 2015

http://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2015/may/iasb/fice/ap5a-identifying-challenges-setting-out-approach.pdf
IASB（2015b）“STAFF PAPER IASB Meeting, Paper topic Features of claims”, Agenda ref 5A, IASB, June 2015. http://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2015/june/iasb/fice/ap5a-features-claims.pdf
尚，訳はあずさ監査法人「金融商品プロジェクトの動向」「FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER」Issue24, June 2015, を参考にした。
IASB（2015c）“STAFF PAPER IASB Meeting, Financial Instruments with Characteristics of Equity research project, Paper topic: Relevance of identified features to particular assessments of financial position and financial performance”, Agenda ref 5A, IASB, July 2015
http://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2015/july/iasb/fice/ap5a-relevance-identified-features-particular-assessments-financial-position.pdf
尚，訳はあずさ監査法人「金融商品プロジェクトの動向」「FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER」Issue25, July 2015, を参考にした。
IASB（2015d）“STAFF PAPER IASB Meeting, Financial Instruments with Characteristics of Equity research project, Paper topic: Analysis of IAS 32 and outline of potential approaches”, Agenda ref 5A, IASB, September 2015
http://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2015/september/iasb/fice/ap5a-analysis-ias32.pdf
尚，訳はあずさ監査法人「金融商品プロジェクトの動向」「FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER」Issue26, September 2015, を参考にした。
IASB（2016a）“IASB Chairman to prioritise communication effectiveness of financial statements during second term”, IASB, June 30,2016
http://www.ifrs.org/-/media/feature/news/2016/june/hans-hoogervorst-zurich-conference-2016.pdf?la=en&hash=C109CB6566FD6D64D47A3F0941C6F1929FDD0A91
IASB（2018）“Financial Instruments with Characteristics of Equity”, research projects, IASB, January 2018. http://www.ifrs.org/projects/work-plan/financial-instruments-with-characteristics-of-equity/
あずさ監査法人（2015）「金融商品プロジェクトの動向」「FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER」Issue23, あずさ監査法人，May 2015.
https://home.kpmg.com/jp/ja/home/insights/2015/05/ifrs-financial-instruments-newsletter-23.html
川西安喜（2010）「共通の概念フレームワークの新章「一般目的の財務報告の目的」と「有用な財務情報の質的特性」『会計・監査ジャーナル』第 665 号，日本公認会計士協会，2010 年 12 月，51-59 頁。
企業会計基準委員会（2008）「6.MOU の見直し」（IASB と FASB の合同会議より）『IASB 会議報告（第 78 回会議）』，企業会計基準委員会，財団法人　財務会計基準機構，2008 年 4 月。https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20080415_078.pdf.
企業会計基準委員会（2010）「6. 負債と資本の区分」（IASB と FASB の合同会議より）『IASB 会議報告（第 107 回会議）』，企業会計基準委員会，財団法人　財務会計基準機構，2010 年 1 月。https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20100120_107.pdf.
徳賀芳弘（2008）「負債・資本の区分をめぐる論点」『企業会計』第 60 巻第 1 号，中央経済社，2008 年 1 月，73-79 頁。
宮治哲司（2016）「IFRS をめぐる動向　第 91 回　IASB における資本の特徴を有する金融商品に関する議論について」，PwC あらた有限責任監査法人，2016 年 10 月 31 日。https://inform.pwc.com/s///informContent/1601212411057285?_ga=2.246416772.1482921394.1513397876-1616597839.1508683501#ic_1601212411057285
山田純平（2016）「IASB における負債と資本の区別とその問題点」」『国際会計研究学会年報』2015 年度第 2 号（通号第 38 号），国際会計研究学会，2016 年 8 月 22 日，23-34 頁。

【参考文献】

池田幸典『持分の会計』中央経済社，2016 年 10 月。
石田万由里「負債と持分（資本）の区分」プロジェクト」『商学研究論集』第 29 号，明治大学大学院，2008 年 2 月，405-447 頁。

椛田龍三『自己株式会計論』白桃書房，2001 年 9 月。
田中健二『金融商品会計』新世社，2007 年 11 月 10 日。
徳賀芳弘「負債と資本の区分 ── なぜ解決困難なのか ──」，『季刊 会計基準』第 44 号，公益財団法人　財務会計基準機構，2014 年 3 月，247-250 頁。
徳賀芳弘「第 9 章　負債と資本の区分」，平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻　会計基準のコンバージェンス』，中央経済社，2014 年 5 月 20 日，275-328 頁。
平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002 年 4 月。
山田純平『資本会計の基礎概念　負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社，2012 年 3 月。

（原稿受付　2017 年 12 月 18 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 171-184

〈論　文〉

ドイツ「決算監査人監督改革法（APAReG）」による「決算監査人監督局（APAS）」の設置について

田　中　　圭

要　約

2016 年 6 月，ドイツにおいて「決算監査人監督改革法（APAReG）」が発効し，監査専門職に対する新たな監督機関「決算監査人監督局（APAS）」が設置された。本稿では，この APAS 設置が有する会計制度上の意味について分析するための予備的作業として，その背景となっている EU による監査制度改革と「公共の利益にかかわる企業（PIE）」概念について注目し，次に法規定に基づき APAS の組織と権限についてまとめた。最後に APAS と従来の監査人監督機関であった「決算監査人監督審議会（APAK）」との相違点を確認し，APAS の監督機能と APAReG による中小規模の監査人に対する品質管理の規制緩和の関係性の解明という課題について言及した。

キーワード：決算監査人監督局（APAS），決算監査人監督改革法（APAReG），公共の利益にかかわる企業（PIE），経済監査士法（WPO），監査の品質管理

1. はじめに

2016 年 6 月 17 日，ドイツにおいて「決算監査人監督改革法（Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz：APAReG）」が発効した[1)]。欧州連合（European Union：EU）による監査制度改革に関する立法を背景とした同法では監査専門職規制にかかわる「経済監査士法（Wirtschaftsprüferordnung：WPO）」の改正，新たな決算監査人監督機関の設置等が図られており，ドイツの決算監査人および被監査企業にとって「一つの転換期」[2)] とも評されている。本稿は，この APAReG による改革が有する会計制度上の意義を解明するための予備的作業として，同法による「決算監査人監督局（Abschlussprüferaufsichtsstelle：APAS）」設置の背景と，その法律上の役割について立法資料および関連文献を通じて提示しようとするものである。

これまでドイツでは 2005 年に設置された「決算監査人監督審議会（Abschlussprüferaufsichtskommission：APAK）」が，専門職団体である「経済監査士会議所（Wirtschaftsprüferkammer：

1）　同法の正式名称は「指令 2014/56EU による職業法および監督法上の規則の転換ならびに公共の利益にかかわる企業の決算監査についての命令（EU）537/2014 号の対応規定の施行に関する法律」である。
2）　Lenz（2016）S. 875.

WPK)」を監督する体制がとられていた[3]。この体制においては，APAK によって WPK による「自治」が修正され監査についての品質保証機能の拡張が図られつつも，「間接的国家管理」が維持されてきた[4]。これに対して今回の改革では WPK による職業監督に関する管轄権は維持されている一方 APAK は廃止され，新たに設立された「決算監査人監督局（APAS)」に「公共の利益にかかわる企業（Unternehmen von öffentlichem Interesse)」の決算監査人に対する監督権限が与えられている。以下本稿では，まず APAS 設置の背景となる EU における監査制度改革について触れたうえで，APAS の組織と権限について従来の APAK との相違点に着目することで，制度改革の一面をとらえることを試みる。

2. APAS 設立の背景

2-1. EU における監査制度改革と PIE 概念

ドイツにおける APAReG 成立に至るまでの主要な会計制度改革の推移を EU における動向とともに示したものが次の年表である。

表 1　EU およびドイツにおける制度改革の動向（筆者作成）

	EU における動向	ドイツにおける動向
2004 年	3 月，「法定監査指令」案の公表	12 月，「貸借対照表法改革法（BilReG)」，「貸借対照表統制法（BilKoG)」の発効
2005 年		1 月，「決算監査人監督法（APAG)」の発効
2006 年	4 月，指令 2006/43/EC（法定監査指令）の発効	
2008 年	（9 月，リーマン・ブラザーズの経営破綻）	
2009 年		5 月，「貸借対照表法現代化法（BilMoG)」の発効
	（10 月，ギリシアで政権交代に伴い財政赤字額の大幅修正を公表） （2010 年以降欧州諸国に財政危機が波及）	
2010 年	10 月，グリーンペーパー「監査政策：金融危機からの教訓」の公表	
2011 年	11 月，指令 2014/56 EU 案および命令 537/214 号案の公表	
2013 年	7 月，指令 2013/34 EU（貸借対照表指令）の発効	
2014 年	6 月，指令 2014/56 EU および命令 537/214 号の発効	
2015 年		3 月，「決算監査改革法（AReG)」連邦経済エネルギー省参事官草案提出 5 月，「決算監査人監督改革法（APAReG)」連邦経済エネルギー省参事官草案提出 7 月 7 日 APAReG 政府草案提出 7 月 23 日「貸借対照表指令転換法（BilRuG)」の発効 12 月，AReG 政府草案提出
2016 年		6 月，APAReG および AReG の発効

3）　APAK は 2005 年 1 月に発効した「決算監査人監督法（Abschlussprüferaufsichtsgesetz：APAG)」により設置された。APAK による監査人監督システムについては千葉（2006）を参照されたい。

4）　千葉（2006）267-268 頁。

APAReG 政府草案理由書によれば，この法案は 2014 年 6 月 16 日付で発効した EU における「指令 2014/56/EU」の転換および「命令 537/2014 号」の対応規定の施行に応じるものである[5)]。EU における「指令（Directive, Richtline）」は加盟国がそれぞれの国内法への転換を要するものであり，「命令（Regulation，Verordnung）」は加盟国内で直接適用される。「指令 2014/56/EU」は先行する「指令 2006/43/EC」（「法定監査指令」または「決算監査人指令」と通称される）を改正するものであり，「命令 537/2014 号」は「公共の利益にかかわる企業」の決算監査についての要件を規定したものである[6)]。

「公共の利益にかかわる企業」とは，EU 法上の「社会的影響度の高い事業体（public interest entities：PIE）」に対応するものである。2004 年 3 月に当時の EC 委員会（現在は欧州委員会）により公表された監査に関する指令の改正案では，「社会的影響度の高い事業体とは，監査に関する EU の委員会において品質保証および監査人の独立性についての勧告を準備する中で議論，展開された概念である」として，社会的影響度（public relevance）の判断規準として「証券を上場していること，事業の性質（例えば銀行および保険会社），または事業の規模（従業員数）」を挙げて PIE を定義したうえで，このような事業体の監査に関する要件の強化を重要視していた[7)]。この指令案は 2006 年 4 月に「指令 2006/43EC」として正式に発効した。

PIE 概念に対応するものとして，2005 年にドイツ商法典に新設された第 319a 条においては，「公共の利益にかかわる企業」との用語で証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）上の「組織された市場を利用する企業」のみが言及されていた[8)]。さらに 2009 年の改正では，「組織された市場を利用する企業」との文言は「資本市場指向的企業」に置き換えられた[9)]。

その後 EU においては，金融危機における決算監査人の役割を再考するため 2010 年 10 月に欧州委員会により「監査政策：金融危機からの教訓」と題された「グリーンペーパー（Green Paper, Grünbuch）」が公表されている[10)]。グリーンペーパーにおいては，「多くの銀行で 2007 年から 2009 年にオンバランス，オフバランス双方のポジションから甚大な損失が明らかになった事実は，監査人がいかにして当該期間に顧客に対してクリーンな監査報告書を与えることができたのかという点のみならず，現行の立法枠組みの適合性と妥当性についても疑問を生じさせた」[11)] として，多岐にわたる監査制度改革の課題が取り上げられた。その中でとくに監査人監督については，監査事務所監視の中心的な役割を公的監督システムが担うものとし，すべての加盟国における公的監督システ

5） Bundesregierung（2015）S. 54.

6） 2014 年の立法に至る EU での監査制度改革の過程と指令および命令（規則）の内容については林（2014），甲斐（2014）において要約されている。

7） EC（2004）p.4 および第 2 条「定義」第 11 項。また加盟国が PIE の範囲を例えば医療機関や年金などに拡大することも可能であると述べられていた。

8） 商法典第 319a 条「公共の利益にかかわる企業についての特別の排除事由」は 2005 年 12 月に発効した「貸借対照表法改革法（Bilanzrechtsreformgesetz：BilReG）」によって新設されたもので，経済監査士が「公共の利益にかかわる企業」の決算監査から除外される事由，つまり PIE の決算監査人の要件を規定したものである。当該条文については千葉（2005b）13 頁参照。

9） この改正は 2009 年 5 月に発効した「貸借対照表法現代化法 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz（BilMoG）」によるものであり，「資本市場指向的企業（kapitalmarktorientierte Unternehmen）」とは，商法典第 264d 条によれば組織的な市場において有価証券を上場している，または上場の申請をしている企業を意味する。

10） European Commission（2010）その内容については林（2014）52-53 頁で要約されている。

11） European Commission（2010）p. 3.

ムが監査専門職からの完全な独立を確保するという観点で規則を強化しうると指摘されている[12)]。

2011 年 11 月 30 日には既存の EU 法の改正のため先に挙げた「指令 2014/56/EU」および「命令 537/2014 号」の草案が提出された[13)]。規制の目標として決算監査の品質の向上と監査結果の言明能力（Aussagekraft）の強化およびそれらによる域内市場の強化が挙げられ，さらに大規模経済監査会社に支配された「公共の利益にかかわる企業」についての決算監査市場がより小規模の決算監査人にも開放されることが望まれると述べられている[14)]。かかる指令および命令は 2014 年 6 月に発効した。

ドイツでは APAReG と同時に，上記の指令および命令への対応のために「決算監査改革法（Abschlussprüfungsreformgesetz：AReG）」も 2016 年 6 月 17 日付で発効している[15)]。この AReG の内容のうち，決算監査人監督に関して特筆すべき点として，EU 法における PIE 概念に対応してドイツ商法典上の「公共の利益にかかわる企業」概念の拡張が図られている点である。AReG では，それまで条文中に規定されていなかった金融機関および保険会社が新たに PIE に加えられている[16)]。

2-2. EU 指令および命令における監査人監督機関に関する規定

APAReG 政府草案理由書によれば，指令の国内法への転換は遅くとも 2016 年 6 月 17 日までに行われねばならず，この時点で命令による規則の大部分も適用可能でなければならなかった[17)]。これらの指令および命令について連邦政府内では，決算監査の内容構成について関する規則については連邦司法消費者保護省が所管し，監督法上および職業法上の規制に該当するものについては連邦経済エネルギー省に権限がある[18)]。

草案における重要な内容として，改定された「決算監査人指令」すなわち指令 2014/56/EU における職業法上のおよび監督法上の規定の転換が挙げられ，「草案によって国内法が，とくに決算監査人監督の構造に関して EU 命令 537/2014 号の規定に基づき必要されるものに限り適合修正される」としている[19)]。

草案理由書で言及されている指令 2014/56/EU の第 18 項では次のように規定されている[20)]。

> 「法定監査人および監査事務所の公的監督には，法定監査人の認可および登録，職業倫理および監査事務所の内部品質管理に関する諸基準の採用，継続教育，および品質保証システム，法

12） Ibid., p. 14.
13） 内藤（2014）では規制案に対するドイツ経済監査士協会（IDW）の反応がまとめられている。
14） Bundesregierung（2015）S. 54. なおこの点は AReG の政府草案理由書と同様の記述である。小松（2017）61 頁参照。
15） AReG については，監査報告書様式の改革との関連から小松（2017）において取り上げられている。
16） 改正された第 319a 条では，ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）およびドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau）を除く信用制度法上の「CRR 信用機関」および EU 指令上の「保険企業」が加えられている。なお「CRR 信用機関」とは EU における 2013 年の資本要件命令（Capital Requriements Regulation）第 4 条において定義された，信用機関（公衆から預金またはその他払い戻し可能な基金を引き受け，かつ自己勘定で信用を付与する事業を担うもの）を指す。
17） Bundesregierung（2015）S. 54.
18） Ebd. S. 54
19） Ebd. S. 54.
20） DIRECTIVE 2014/56/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts.

定監査人および監査事務所に対する調査と制裁が含まれる。監査人監督の透明性向上と説明責任の拡大を可能にするために，各加盟国は法定監査人におよび監査事務所の公的監督に責任を負う単一の当局（authority）を指定するものとする。かかる公的監督当局の監査専門職からの独立性は，法定監査人および監査事務所の公的監督に関する高潔性，効率性および整然とした機能にとって核となる必須条件である。したがって公的監督当局は非実務従事者（non-practitioners）によって統治されるものとし，また加盟国はかかる非実務従事者の選任について独立かつ透明な手続を設けるものとする」（下線は引用者による）

またEU命令537/2014第22項には以下の規定がある[21]。

「利益相反の回避により投資家および消費者の域内市場への高水準の信頼（confidence）を確保するために，法定監査人および監査事務所は，監査専門職から独立し十分な能力，専門性および資源を有する権限のある当局（competent authority）の適切な監督の下に置かれるものとする。加盟国は，品質保証システム，調査および懲戒システムに関する任務を除き，かかる権限のある当局の何らかの任務を他の部局または主体に委譲することを可能にする，または権限のある当局が移譲することを認めるものとする。ただし加盟国は懲戒システムに関する任務を，他の部局および主体で当該部局および主体の統治に関与する者の多数が監査専門職から独立していることを定められたものに移譲することは可能であるものとする。国内の権限のある当局は，データの入手，情報の取得および検査の実施についての能力を含む監視の任務に着手するために必要な権限を有するものとする。当局は，金融市場の監視，財務報告義務についての順法性または法定監査監督に専門性を有するものとする。ただし公共の利益にかかわる事業体に課される義務についての順法性の監視に関しては，当該事業体の監視に責任を負う権限のある当局によって実施されることが可能であるものとする。権限のある当局の財源は，法定監査人または監査事務所によるいかなる不当な影響からも免れているものとする」（下線は引用者による）

APAReGにより改正された経済監査士法第66a条第2項では，APASが上記のEU命令における「権限のある当局（competent authority, zuständige Behörde）」であることが明記されている。この点につき注意すべきは，従来の「決算監査人監督審議会（APAK）」に代わりAPASを設置しなければならなかった理由である。APAReG政府草案理由書では，従来のAPAKはその法的形態および構造により，すなわちAPAKは固有の法的人格を有しておらず，権利能力ある人格共同体でないため，これまで任務の遂行のためにWPKの職員を使用してきたことなどから，専門職団体から独立した監督当局という任務を果たしえなくなったとされているのである[22]。

以上のように，EU指令におけるPIE概念に対応しドイツ商法典においても金融機関および保険

21） REGULATION（EU）No 537/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC

22） Bundesregierung（2015）S.55.

会社が「公共の利益にかかわる企業」として規定されたこと，また指令および命令において加盟国における監査人監督のため専門職から独立した公的機関の設置が規定されたことがAPAS設立の前提となる。

3. APASの組織と権限

3-1. APASの組織

決算監査人監督局（APAS）は，APAReGの一部をなす「連邦経済輸出管理庁決算監査人監督局の設立に関する法律」（以下本稿では「設立法」と略す）によって，新たに連邦経済輸出管理庁（Bundesamtes für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle）の下に設置された。APASは，2005年に経済監査士会議所（WPK）の上部に設置された決算監査人監督審議会（APAK）に代わるものである。設立当初のAPAKが当時の連邦経済労働省の監督下にあったのと同様に，APASも現在の連邦経済エネルギー省の下部に置かれているが，連邦経済輸出管理庁の一部局として設置されている。

「設立法」第1条第3項によれば，APASは「決算監査に関する重要な領域について相応の知識を有する非専門職従事者」である局長および2名の局長代理による執行部（Leitung）により指揮され，この3名は「独立かつ透明な手続において選任される」ものと定められている。この「非専門職従事者」について，「設立法」第1条第4項は，選任に先立つ「過去3年間に決算監査を実施していないもの，監査会社における投票権を有していなかったもの，監査会社の管理，執行または監督機関の構成員でなかったもの，監査会社に雇用されていなかったもの，かつその他の方法で監査会社と結びついていなかったもの」と定義している[23)]。APASにおける意思決定については，執行部3名と執行部外の4名の委員からなる「決定委員会」において単純過半数の採決で行われ，決定委員会の構成員のうち2名は裁判官の資格を有することが求められている（「設立法」第1条第6項および第7項）。なおAPAS設置にあたり局長に選任されたのは経済監査士・税理士であるRalf Boseである[24)]。

APASには，任務遂行にあたっての助言および監督実務全体についての勧告を行う「専門諮問会議（Fachbeirat）」が設置される（「設置法」第3条第1項）。その構成員は3名以上5名以下で任期は5年，連邦司法消費者保護省および連邦財務省の指名を受けて連邦経済エネルギー省により任命され，決算監査に関する重要領域における知識を有することが求められている（「設立法」第3条第2項および第3項）[25)]。

23） この定義はEU命令537/2014第21条の規定に対応したものである。なおとくに「その他の方法で監査会社と結びついていなかったもの」との文言の具体的内容については，Lenz（2016）S. 878-879において「不確定の法概念」として疑問が提起されており，連邦経済エネルギー省によって明確にされるべきと指摘されている。

24） Lenz（2016）S. 879およびAPAS（2017）.

25） 「専門諮問会議」の構成員についてはAPAS（2017）S. 9において開示されており，委員長はドイツ会計報告検査会（DPR）の副会長であるBettina Thormann（経済監査士・税理士），委員長代理には同じくDPRの会長であるHerbert Meyer，そのほかに連邦裁判所民事第2法廷の裁判官Gabriele Caliebe，連邦金融監督庁（BaFin）のMarkus Grund，フランクフルト・アム・マインのNieding+Barth弁護士株式会社の取締役Klaus Nieding（弁護士）の計5名である。

またこのほかに留意すべき点として，「設立法」においては，APAS による公的サービスについて手数料を徴収することを可能にする規定（第 4 条），従来の APAK に WPK から派遣されていた職員の移行に関する規定が設けられている（第 5 条および第 6 条）。これらの規定は，従来の APAK がその経費および人員を WPK に依存していたことと対照的であり[26]，先に述べた専門職団体から独立した監督当局としての APAS の位置づけを明示したものといえよう。

3-2. APAS の権限

APAS が果たすべき任務について，Lenz（2016）は以下の項目にまとめている[27]。

⑴ 公共の利益にかかわる企業の決算監査人について，監査人が当該企業を監査している場合に限り定期的な理由なき検査（anlassunabhängige Inspektion）の実施（WPO 第 66a 条第 6 項第 1 文第 1 号）

⑵ （連邦金融監督庁のような）他の当局，（会計報告検査会のような）他の組織，あるいは他の国内のまたは国際的な部局による検査または通報を理由とした調査（anlassbezogene Untersuchungen）の実施（WPO 第 66a 条第 6 項第 1 文第 2 号および第 3 号）

⑶ 市場における品質および競争の監視（EU 命令第 27 条）

⑷ 他の EU 加盟国の権限のある当局および他の欧州のおよび国際的な監督部局との共同作業（EU 命令第 29 条以下）

⑸ WPO 第 66a 条第 1 項および第 3 項に基づく WPK に関する最終的な責任（第二検査権および最終決定権）という意味での公的かつ専門的な監督の遂行

⑹ WPO 第 61a 条第 3 文に基づく WPK によって企図された監督上の処置の中止についての検査

⑺ 決算監査および認められた被監査給付から得られた収入，ローテーション時点の計算，および必要に応じてローテーション期限の延長を含む，監査を受ける公共の利益にかかわる企業の情報に関する透明性報告書の受領（EU 命令第 13 条第 3 款，第 14 条，第 17 条第 8 項第 3 款を参照した WPO 第 66a 条第 2 項）

上記⑴および⑵はともに APAS の検査権限に関する事項である。APAReG により改正された経済監査士法（WPO）第 66a 条によれば，APAS には「公共の利益にかかわる企業」の決算監査を実施する監査人（専門職個人および経済監査会社）を検査する権限が与えられており，定期的に行われる検査と何らかの理由をもとに実施される検査について区別している。このような決算監査人に対して直接検査を実施する権限は APAK にはみられなかったものである。また APAS による検査着手の契機となりうる情報の提供者として，連邦金融監督庁および商法典第 342b 条に規定された検査所，すなわちいわゆる「エンフォースメント手続」の一端を担う「ドイツ会計報告検査会」について特に言及されている点も注目される。

26） 2005 年発効の「決算監査人監督法（APAG）」によれば，APAK に関する費用は WPK によって負担され（WPO 第 66a 条第 7 項），APAK は自己の任務の処理について WPK を使用できる（WPO 第 66a 条第 6 項）ことが規定されている。APAG の条文については，千葉（2006）10 頁参照。

27） Lenz（2016）S. 879-880.

⑸に挙げられたWPKの監督については，WPO第66a条第1項でAPASがWPKに対する公的かつ専門的な監督を行うことを規定し，同条第3項ではWPKの会議への参加権，情報および閲覧に関する権限等が規定されている。さらに同条の第4項では，APASがWPKによって下された決定を差し戻す（第二検査：Zweitprüfung）権利が与えられ，WPKが決定を変更しない場合はAPASがその決定を取り消し，自ら指示を与えるか代執行（Ersatzvornahme）の方法により必要な処置を講じることが可能となっている（最終決定権：Letztentscheidung）。このような権限はかつてのAPAKと同様のものである[28]。また⑹に関してはWPO第61a条ではAPASの権限（先述したWPO第66a条に規定されたもの）に抵触しない限り，WPKに職業監督に関する管轄権が認められており，職業義務違反に関する検査と職業監督上の措置を決定する権限が与えられている。ただし，職業義務違反が確認できないか制裁を要しないために検査および措置の手続を中止しようとする場合，WPKはその経過を事前にAPASに報告することが定められている。

⑺の透明性報告書（Transparenzbericht）の受領については，EU命令を直接適用するため，従来これを規定していたWPO第55c条がAPAReGによって廃止されている[29]。

さらにAPASには具体的な検査と制裁に関する次のような権限も与えられている。検査権限として，WPKの会員には対するAPASへの出頭義務，資料の照会・提出義務が規定され，APASの立入および閲覧権が認められているほか，被監査会社である「公共の利益にかかわる企業」も検査対象となりうる[30]。制裁については，譴責，50万ユーロまでの罰金，特定の活動領域における1年から5年までの活動禁止，公共の利益にかかわる企業に関する活動の1年から3年の禁止，5年までの職務停止，専門職からの排除，といった権限が与えられている[31]。さらにAPASの権限として，決算監査人による監査証明である「確認の付記」が商法典の要件を，そして「公共の利益にかかわる企業」に該当する場合に限りEU命令の要件を満たしていないことの確定も挙げられている[32]。

APASの設置後の監査人監督の構造については，Lenz（2016）によって次頁の図が示されている[33]。

このような監督構造のなかで，特に重要な意味を持つものと考えられるのが監査の品質管理のあり方である。先にみたEU指令およびEU命令においても監査の品質管理を監視することが公的監督の主たる役割の一つとみなされていた。

かつてのAPAKは，WPKを監督する形で監査の品質管理に関する管轄権を有していた[34]。これに対してAPAReG政府草案の審議過程においては，品質管理検査人（Prüfer für Qualitätskontrolle）に対するAPASの直接的監督を規定する文言が当初準備されていたものの最終的に削除され，WPK内の品質管理委員会（Kommission für Qualitätskontrolle）による監督が行われること

28） Kelm/Schneiß/Schmitz-Herkendell（2016）S. 62.
29） Bundesregierung（2015）S. 80.
30） Lenz（2016）S. 880.
31） Ebd.. S. 881.
32） Ebd., S. 881. ここで言及されている商法典第322条および第322a条，EU命令第10条はいずれも監査報告書の内容に関する規定である。各条文については小松（2017）を参照されたい。
33） Lenz（2016）S. 878.
34） 旧WPO第57f条の規定による。条文については千葉（2006）272頁を参照されたい。

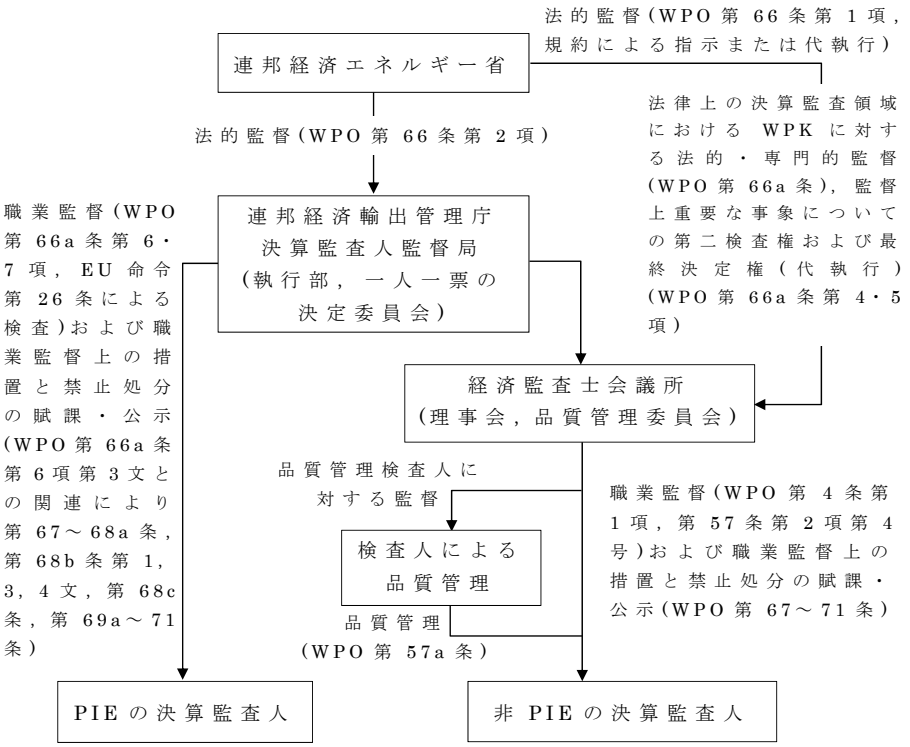

図 1：APAS 設立後の監査人監督の構造

となった[35]。ただし，WPO 第 66a 条第 3 項には「決算監査人監督局は品質管理に関与することができる」との文言が設けられており，第 57e 条第 1 項第 6 文は品質管理委員会が APAS と協力して品質管理に関与することを可能とし，品質管理検査人の作業資料を APAS に提供することも認めている。この点で APAS は自ら品質管理に関与しうるものとみなされている[36]。

また APAReG においてはとくに中小規模の監査人の品質管理について負担軽減が図られている。従来，商法典第 316 条に基づく決算監査を実施する監査人は，WPK による品質管理への参加証明書（Teilnahmebescheinigung）または WPK による例外の承認を必要とした[37]。これに対して APAReG により新たに導入された「届出手続（Anzeigeverfahren）」[38] によって，上記の監査人は自身の事務所および経済監査会社内で品質管理を行うことが可能となった[39]。この届出によって決算監査の予想件数および講習時間といった活動の種類および範囲と，それらの重大な変更が WPK に報

35） Kelm/Schneiß/Schmitz-Herkendell（2016）S. 63, Lenz（2016）S. 880.
36） Lenz（2016）S. 880.
37） Kelm/Schneiß/Schmitz-Herkendell（2016）S. 63. 当該規定は旧 WPO 第 57a 条に定められていた。
38） APAReG により改正された WPO 第 57a 条第 1 項によれば「商法典第 316 条により法律上定められた決算監査を実施する場合，専門職は自身の事務所および経済監査会社において品質管理を実行する義務を負う。当該専門職は，遅くとも監査委任の引受の 2 週間後には経済監査士会議所に届出の義務を負う。届出によって活動の種類および範囲が伝えられねばならない。監査活動の種類および範囲についての重大な修正も同じく伝えられねばならない」。
39） Kelm/Schneiß/Schmitz-Herkendell（2016）S. 63.

告されることになり，WPK は決算監査人としてこの届出を行う新規参入者（Neueinsteiger）を一年で 100 から 200 と予想しているという[40]。この措置は，先に APAReG 政府草案理由書におけるより小規模の監査人への市場の開放という目標に合致したものといえる。

4. むすびにかえて

本稿では APAReG による決算監査人監督局（APAS）設立の背景となる EU における改革の動向，そして新設された APAS の組織と権限について確認してきた。APAS が以前の決算監査人監督審議会（APAK）と異なる点として以下の特徴が挙げられる。

・専門職団体から独立し，自らの人員と組織を有している。

・「公共の利益にかかわる企業」の決算監査人に対して検査，制裁措置等の監督権限を直接行使できる。

・決算監査の品質管理について直接関与する可能性がある。

APAS は「公共の利益にかかわる企業」の決算監査人を監督することになり，これは金融機関，保険会社を含むものに拡張された商法典上の PIE の決算監査人に対する公的機関による監督強化を意味するものといえよう。ただしこれと同時に留意しなければならないのは，大手監査会社による PIE 監査市場の寡占化が指摘されるなかで，中小規模の監査人に市場の開放が APAReG の目標に挙げられており，とくに品質管理についての規制緩和が行われた意味である。APAS には監査の品質管理に直接関与する権限が示唆されている。この点で中小規模の監査人に対する規制緩和と APAS の担う役割との関係性の解明は今後の課題である。

〈資料〉 APAReG における「決算監査人監督局（APAS)」の設置規定

第 2 款 連邦経済輸出管理庁決算監査人監督局の設置に関する法律

第 1 条　組織

⑴　連邦経済輸出管理庁に決算監査人監督局が設置される。

⑵　連邦経済輸出管理庁決算監査人監督局（決算監査人監督局）は，自らの管轄権において，経済監査士法または他の諸法律を通じて指示された決算監査人監督領域上のその任務を果たす。決算監査人監督局において職務に従事する被用者の監督者は連邦経済輸出管理庁長官である。

⑶　決算監査人監督局は，決算監査に関する重要な領域について相応の知識を有する非専門職従事者によって指揮される。局長ならびにその 2 名の局長代理（執行部）は，独立かつ透明な手続において選任される。第 1 文は決定委員会の構成員である者にも準用される。

⑷　公共の利益にかかわる企業の決算監査についての特別要件および欧州委員会による決定 2005/909/EG（2014 年 5 月 27 日付 ABl.L 158，77 頁）の廃止に関する 2014 年 4 月 16 日付欧州議会および欧州理事会による（EU）命令 537/2014 号第 21 条第 3 条に抵触することな

40） Ebd., S63.

く，非専門職従事者である自然人とみなされるのは，第3項における委任に先立つ過去3年間に決算監査を実施していないもの，監査会社における投票権を有していなかったもの，監査会社の管理，執行または監督機関の構成員でなかったもの，監査会社に雇用されていなかったもの，かつその他の方法で監査会社と結びついていなかったものである。かかる要件は，第3項における自然人の委任の時期にも準用される。

⑸ 決算監査人監督局は，決定委員会を通じて意思決定を行う。法律上別段の定めがない限り，連邦経済エネルギー省が詳細を規制する。

⑹ 決定委員会は，委員長および4名の委員会構成員からなる人員により意思決定を行う。決算監査人監督局執行部構成員のうち一名が委員長を務める。委員会構成員は決算監査人監督局の執行部に属してはならない。委員長および委員会構成員は，より高度な役務の経歴について資格を得た者でなければならない。少なくとも決定委員会の構成員2名は裁判官の資格を有するものでなければならない。

⑺ 決定委員会は，単純過半数で意思決定を行う。

第2条　決算監査人監督局において職務に従事する被用者ならびに実習生

⑴ 決算監査人監督局において職務に従事する被用者ならびに実習生については連邦の被用者ならびに実習生にそれぞれ該当する賃金協約およびその他の規定が適用される。

⑵ 決算監査人監督局において職務に従事する被用者は，決算監査人監督局の任務の遂行にとって必要である場合に限り，連邦財務省との協調のもとに連邦内務省により与えられる承諾を要する，連邦経済エネルギー省の同意をもって，賃金表外の雇用関係において賃金協約上の最高位の報酬区分の上部に処遇されることも可能である。第1文は，賃金表を超えるまたは賃金表外の給付の供与等についても準用される。

第3条　専門諮問会議

⑴ 決算監査人監督局には専門諮問会議が形成される。専門諮問会議は，決算監査人監督局がその任務を遂行する際に助言を行う。また専門諮問会議は監督実務の全体的な展開について勧告を提起することができる。

⑵ 専門諮問会議は，3名以上5名以下の構成員からなる。専門諮問会議構成員は連邦経済エネルギー省により5年を任期として任命される。構成員の任命に際してはその都度，事前に連邦司法消費者保護省および連邦財務省により指名がなされる。連邦経済エネルギー省による任期中の解任は，根拠ある例外的な場合に，第2文に基づき選任された構成員について当該構成員を指名した連邦省と合意した場合にのみ，可能となる。

⑶ 構成員は特に決算監査に関する重要な領域における知識を有するものとする。命令（EU）537/2014号第21条第3項および第26条第5項第2節第4文ならびに本法第1条第4項が準用される。

⑷ 専門諮問会議は委員長を選出する。専門諮問会議は議事規則を作成する。

⑸ 専門諮問会議構成員はその旅費について報償を受け取る。連邦旅費法が準用される。

第4条　手数料，法規命令制定権

⑴ 決算監査人監督局は，個人に帰することが可能な公的給付についての手数料および出費について，本法および第3項に基づく料金規則に準拠して徴収する。

⑵　連邦手数料法（Bundesgebührengesetz）第３条から第７条および第９条から第21条が準用されねばならない。

⑶　連邦経済エネルギー省は，法規則により連邦参議院による同意なしに手数料が義務づけられる事実，手数料および出費の金額，ならびに手数料および出費を徴収する場所を定める権限を与えられる。手数料は定期的に，少なくとも５年ごとに再検討され必要な場合に限り適合修正されねばならない。適合修正を行う場合，すでに提議または着手されたが未だ完全に提供されていない，個人に帰することが可能な公的給付については従来の規定が引き続き適用される。

第５条　公共の利益にかかわる企業の監査人に関する監督領域において職務に従事する経済監査士の異動

⑴　連邦経済輸出管理庁は，2016年６月17日時点で発効している法律および以下の条文に基づき，この時点で経済監査士会議所と異動被用者との間に存在する雇用関係についての権利および義務の状態に入る。

⑵　第１項にいう異動被用者には以下の者が該当する。

１．2016年６月17日時点で決算監査人監督審議会に派遣されており，かつこの時点で経済監査士として同審議会のために職務に従事していた専門官（Referenten）

２．2016年６月17日時点で経済監査士会議所および決算監査人監督審議会との間の合意により，連邦経済エネルギー省の同意をもって，経済監査士会議所の職業監督部門内で設置された「公共の利益にかかわる企業の監査人に関する職業監督」部局に配置され，この時点で同部局において経済監査士として職務に従事していた部局長（Referatsleiter）および専門官

⑶　第２項に基づく異動被用者については，従来の労働契約が引き続き適用される。

⑷　第２項に基づく異動被用者による自らの雇用関係の異動に対する異議申立ての権利は排除される。

第６条　公共の利益にかかわる企業の監査人に関する監督領域において職務に従事する他の被用者の異動

⑴　連邦経済輸出管理庁は，2016年６月17日時点で発効している法律および以下の条文に基づき，この時点で経済監査士会議所と異動被用者との間に存在する雇用関係についての権利および義務の状態に入る。

⑵　第１項にいう異動被用者には以下の者が該当する。

１．2016年６月17日時点で決算監査人監督審議会に派遣されており，かつこの時点で経済監査士としてでなく同審議会のために職務に従事していた専門官および事務局員（Sekretariatskräfte）

２．2016年６月17日時点で経済監査士会議所および決算監査人監督審議会との間の合意により，連邦経済エネルギー省の同意をもって，経済監査士会議所の職業監督部門内で設置された「公共の利益にかかわる企業の監査人に関する職業監督」部局に配置され，この時点で同部局において経済監査士としてでなく職務に従事していた部局長，専門官，担当官（Sachbearbeiter）および事務局員

(3) 第2項に基づく異動被用者については，第2条第1項ならびに連邦経済輸出管理庁に適用される勤務協定でその都度適用されるものに基づき，2016年6月17日から雇用契約が以下の基準により確定される。

1．2016年6月17日時点で，公的役務についての賃金協約第12条に基づき，2005年9月13日付の公的役務についての賃金協約（公的役務についての賃金協約）上の報酬区分で連邦領域においてその都度適用されるものへの被用者の移動が行われる。

2．公的役務についての賃金協約による報酬表の階層への帰属は，公的役務についての賃金協約第16条に応じて行われる。公的役務についての賃金協約第16条に基づく賃金協約上の期間の計算に際しては，被用者が連邦に出向していた場合の様な他の前提にかかわりなく，2016年6月16日時点で決算監査人監督審議会または経済監査士会議所で到達していた期間が考慮される。報酬区分2から8までにおける区分分けに際しては，第3階層の上部層への帰属が行われる，ただし2016年6月16日時点で公的役務についての賃金協約第16条第4項にいう必要な期間に達している場合に限る。階層への帰属後に残る残余期間は，その都度直近の階層に達するまでの階層期間に算入される。

3．2016年6月16日時点での決算監査人監督審議会または経済監査士会議所での就業期間は公的役務についての賃金協約第34条第3項第1文および第2文にいう就業期間として引き継がれる。

4．公的役務についての賃金協約上の賃金規則が，2016年6月16日時点で経済監査士会議所に適用される契約上の協定に対する報酬と乖離し異動被用者の不利益となる場合，異動被用者は，連邦財務省との協調のもとに連邦内務省により与えられる承諾を要する，連邦経済エネルギー省の同意をもって，個人的な加俸を保証されうる。加俸の計算と原則的切断の詳細は，連邦財務省との協調のもとに連邦内務省により与えられる承諾を要する，連邦経済エネルギー省による別段の定めにおいて規定される。

5．連邦への異動前に経営上の老齢年金が合意を得られ，公的役務被用者の経営上の老齢年金に関する賃金協約に基づき強制保険とはされえない異動被用者については，保険条件がそれを認める場合に限って雇用者は従来の経営上の老齢年金を引き継ぎうる。

(4) 連邦経済輸出管理庁は第2項に基づき異動前に，異動による法的，経済的および社会的帰結について異動被用者に通知する。被用者は雇用関係の異動に異議を申し立てることができる。従来の雇用者または連邦経済輸出管理庁に対する異議申立ては，通知後1ヶ月以内に書面で提出することができる。

第7条　決算監査人監督審議会の解散

決算監査人監督審議会はこれを解散する。決算監査人監督審議会に在職する構成員は解任される。

参考文献

Abschlussprüferaufsichtsstelle APAS beim Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle（2017）*Jahresbericht 2016*（http://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/jahresbericht_apas_2016.pdf?__blob=publicationFile&v=3）

Bundesregierung（2015）*Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der aufsichts- und berufsrechtlichen*

Regelungen der Richtlinie 2014/56/EU sowie zur Ausführung der entsprechenden Vorgaben der Verordnung（EU）Nr. 537/2014 im Hinblick auf die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse（*Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz–APAReG*）（http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/062/1806282.pdf）

Commission of the European Communities（2004）*Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on statutory audit of annual accounts and consolidated accounts and amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC*（http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52004PC0177&from=EN）

European Commission（2010）*Green Paper Audit Policy: Lessons from the Crisis*（http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF /?uri=CELEX:52010DC0561&from=EN）

Kelm, Daniela, Ulrich Schneiß und Anja Schmitz-Herkendell（2016）"Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz: Neuordnung der Berufsaufsicht", *Die Wirtschaftsprüfung*, Jahrgang.69, Nummer.2, S.60-67.

Lenz, Hansrudi（2016）"Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz: Die Prüfung der Prüfer", *Der Betrieb,* Jahrgang. 69, Heft. 15, S. 20-23.

甲斐幸子（2014）「欧州連合改正法定監査指令及び社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則について」『会計・監査ジャーナル』第 710 号，21-33 頁。

小立敬（2006）「EU における法定監査指令の発効」『資本市場クォータリー』第 10 巻第 2 号，45-55 頁。

小松義明（2017）「監査上の主要な事項（KAM）導入に関するドイツの対応：EU および国際的な視点からの要求と 2016 年決算監査改革法（AReG）」『経営論集』第 33 巻，49-69 頁。

千葉修身（2005a）「現代ドイツ会計制度研究の視座 ──『会計ガバナンス」の措定 ──」『會計』第 168 巻第 3 号，33-48 頁。

──────（2005b）「ドイツ『貸借対照表法改革法』に関する基礎研究」『明大商学論叢』第 88 巻第 1 号，1-31 頁。

──────（2006）「ドイツ『決算監査人監督法』に関する基礎研究」『明大商学論叢』第 88 巻第 3 号，265-277 頁。

内藤文雄（2014）「EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応」『甲南経営研究』第 55 巻第 1 号，41-71 頁。

林隆敏（2014）「EU における監査規制の動向」『商学論究』第 62 巻第 2 号，49-69 頁。

宮上一男・W. フレーリックス監修（1993）『現代ドイツ商法典〔第 2 版〕』森山書店。

山田晟（1993）『ドイツ法律用語辞典改訂増補版』大学書林

（付記）　本稿作成にあたっては，「現代会計制度研究会」において明治大学名誉教授鈴木義夫先生をはじめ諸先生方より多くのご教示を賜った。記してお礼申し上げます。

（原稿受付　2017 年 11 月 30 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 185-202

〈論　文〉

公共施設等運営事業における会計上の諸問題

── 実務対応報告第 35 号によせて ──

権　　大　煥

要　約

本稿は 2017 年 5 月に企業会計基準委員会が公表した実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（以下，単に第 35 号という。）について考察したものである。公共施設等を運営する権利として規定される「公共施設等運営権」（以下，単に運営権と略し，その対価を運営権対価という。）は第 35 号により無形資産として認識され，公共施設等の運営者側は企業会計制度にしたがって会計処理ができるようになった。第 35 号の公表に至る過程では，運営権対価を資産として捉える考えと費用として捉える考えが検討され，公表に至っては前者が採用されることとなった。さらに運営権方式とリース取引との関係が検討され，最終的にはリース会計基準を適用しないことが決まった。以上にみる検討段階で議論された問題はいずれも PFI 法制度上の政策的目的を基礎としている。資産計上の考えでは，他のみなし物権との整合性を図り，リース会計基準の適用に関してはリース取引の定義に該当する可能性を言及しつつも，運営権に対する制約条件を前提にリース会計基準を適用しないことが決定された。本研究の例示分析によれば，運営権を資産として計上すると，運営権者と管理者は互いに会計上のメリットが確認できる。運営権者の場合，費用の平準化が確認でき，管理者の場合，収益の平準化が確認できる。後者の場合，収益の平準化に加えて財政負担の軽減が考えられる。運営権を導入した改正 PFI 法の狙いこそこれらの点にあると考えられる。運営権の特徴はこうした制度構造から看取できる。

キーワード：公共施設等運営権，PFI 法，みなし物権，費用配分

1. はしがき

本稿は，2017 年 5 月 2 日に公表された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会『実務対応報告第 35 号』[1]（以下，第 35 号という。）の意味を考察したものである。本研究においては，この第 35 号そのものが研究対象として据えられ，ここでの諸問題を考察することを通じて，新しい会計事象（公共施設等運営権）の特徴を明らかにすることを目的としている。

第 35 号は公共施設等運営権（以下，単に運営権という。）の会計処理を正式的なルールとして規

1）　企業会計基準委員会が公表する『実務対応報告』の位置づけに関しては，「監査実務等における準拠性判断の拠り所とすべきものとなる」との見解が『日本公認会計士協会会長声明』（日本公認会計士協会，平成 14 年 4 月 16 日理事会決議事項）として出されている。

定し，運営権の会計上の実態を形成しようとするものとみられる。本研究で着目したのも運営権が資産計上される制度上の論理構造にある[2)]。後述するように，第 35 号は政策（法）上の論理のもと，新たな資産の実態を会計文書に表示する役割を果たすものである。当該文書は，いうまでもなく，複式簿記から形成される文書といえる。その内容は必然的に利益数値に向かうものである。複式簿記上の勘定項目（科目）を決定する 5 要素（資産，負債，純資産，費用，収益）が現実の経済そのものを忠実に表すものではないことに鑑みれば[3)]，後述するように，運営権を無形資産として計上する論理は政策的意図によるものとして考えることができる。この点は，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（2011 年改正，法律第 57 号。以下，単に PFI法[4)] という。）および「日本再興戦略」[5)] をみれば明らかであろう。第 35 号はこうした背景を受けてはじめて運営権の会計処理について正式なルールとして公表されたものである[6)]。本研究でさらに着目したのは，運営権は公的主体と民間企業主体を会計上結んでいるという側面である。運営権を設定するためには，公的施設が会計上まず財産として認識されなければならないという問題も含んでいる[7)]。以上が第 35 号を研究対象として据えた理由である。

以下では，まず上記の分析視角を基礎に，第 35 号の公表が政策上の目的から出発し，その目的が法律に基礎を置いている点について述べることにする（第 2 章および第 3 章）。その次に第 35 号の主要な論点について考察することで運営権制度の論理構造を明らかにし（第 4 章）。最後に例示をもって分析を加えることにする（第 5 章）。

2. 第 35 号の公表の経緯

第 35 号の公表に至る経緯は図表 1 の通りである。企業会計基準委員会によれば，第 35 号は内閣府から提案されたものであり，運営権にかかる会計処理を取り扱ったものである。第 35 号「結論の背景」第 23項[8)] によれば，企業会計基準委員会第 24 回諮問会議（2015 年 7 月 13 日付け）において内閣府からの提案[9)]（図表 2 を参照）のもと，正式的に 35 号が公表された。

---

2) 宮上（1979，145-146 頁）によれば，会計上の論理体系は無目的なものではなく，それによる役割に向けた目的をもっているものと考えられている。ここに取り上げる運営権は新たな資産項目として，会計上の目的（メリット）を果たすものと考えている。

3) 会計の考え方には写像論と記号機能論があるといわれる。前者は会計情報が経済実体と一対一の関係を表すとみる考え方で，後者は会計情報の記号としての役割に着目した考え方である。本稿は後者の考え方を基礎においている。これらついては，鈴木・千葉（2015）第 1 章を参照されたい。

4) 原語その他については脚注 10）を参照されたい。

5) 企業会計基準委員会（2015，2017）でも言及されているように，日本経済再生本部（2014，65-66 頁）では運営権事業が推進されている。

6) この運営権に関しては，問題の発端は公会計上の問題といえる。なぜなら，運営権は公共施設を前提とするもので，その主体は公的主体だからである。したがって，問題意識としては公会計制度の背景も取り入れる必要がある。公会計制度上，公的主体の複式簿記・発生主義会計問題は多く議論され，2014 年と 2015 年には総務省から総務省（2014）および総務省（2015a）が公表され，いわゆる地方公会計基準の統一的基準が 2017 年度会計年度をめどに全国の地方公共団体に適用されることになった。こうした状況のもと，運営権問題は公会計制度を分析する一つの視点を与えるものと考えられる。

7) 本稿においてはこの問題は分析視角の次元に止め，運営権と公会計の問題は別稿で論じることにする。

8) 第 2 章および第 4 章で表記する“項”の番号は，別途の表記を除き，すべて第 35 号上のものを指し，第 3 章で表記する“項”は PFI 法上のものを指す。

9) 企業会計基準委員会第 24 回基準諮問会議「今回の基準諮問会議におけるテーマの提案〈実務対応レベ

図表１　公共施設等運営権の公表に至る経緯

1999 年	→	2011 年	→	2014 年	→	2017 年
PFI 法制定		PFI 法改正 （運営権導入）		日本再興戦略 （運営権会計提案）		第 35 号 （運営権会計設定）

図表２　内閣府による運営権の会計処理に関する提案理由

平成 23 年の PFI[10] 法改正により創設された公共施設等運営権制度は，空港，水道等の分野で取組が進んでおり，現在のスケジュールを前提とすると，先行する事業では，平成 28 年 3 月末に事業移管がなされ，運営権者による事業運営が開始される見込みである。

そのような中，政府の成長戦略（『「日本再興戦略」改訂 2014 ── 未来への挑戦 ──』平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において，運営権方式を活用する場合における事業環境を整備するために「会計上の処理方法において，更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う」こととされており，企業の参画を促すためにも，運営権者による公共施設等運営権の会計上の取扱いについて，予見可能性を高める措置を講じることが必要不可欠と認識している。

そこで，公共施設等運営権の会計上の取扱い，及び，その考え方について広く一般に示して頂きたく，本テーマを提案させていただきたい。

上記の図表 2 の提案理由を受けて，第 324 回企業会計基準委員会の基準諮問会議において，運営権の会計処理に関する具体的テーマが検討されている。その主な検討事項[11] は，「運営権対価を一括して会計処理する方法」と「運営権対価を複数の公共施設等に配分して会計処理する方法」（同資料 4-5 頁），「リース会計基準との関係の整理」（同資料 8-10 頁）である。

第 35 号は，2016 年 12 月に公表した「実務対応報告公開草案第 48 号」を経て公表するに至り（第 24 項），PFI 法上の公共施設等運営権事業における運営権者の会計処理等についての実務上の取り扱いを明らかにすることを目的としている（第 1 項）。このように，第 35 号はその前提として PFI 法という政策上の狙いが明確にされているものであり，会計上の実態は政策上与えられ，形成されるものであると解することができる。そこで，PFI 法 2011 年改正法の特徴をまず明らかにする必要があろう。運営権はこの改正法によって付与された財産権（物権）だからである。

3. 公共施設等運営権制度

公共施設等運営権制度は，2011 年に改正 PFI 法においてはじめて導入された制度である。内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）によれば，運営権は利用料金の徴収を行う公共

ル〉」資料番号：資料(1)-3。

10）　実務対応報告第 35 号の第 1 項目的には次のように述べられている。PFI（Private Finance Initiative）とは，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。日本では「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（律第 117 号）が 1999 年 7 月に制定され，PFI 事業の枠組みが設けられた。その後，平成 2011 年に同法が改正され，管理者等が所有権を有する公共施設等について，公共施設等運営権を民間事業者に設定する制度が新たに導入された。

11）　第 324 回企業会計基準委員会「公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて（実務対応専門委員会による評価）」（基準諮問会議資料），資料番号：審議事項(1)-1，SA2015-2 参考資料 1，2015.11.20 付け。

施設について，施設の所有権を公共主体が有したまま，施設の運営権を民間事業者に設定する方式をいい，コンセッション（concession）方式とも呼ばれる。この方式を導入することにより，公的主体が所有する公共施設等について，民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより，利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するといわれる（内閣府 2013c，6 頁）。

以下，図表 3 にみる PFI 法上の運営権のスキームについて述べることにする。施設の所有権を保有している管理者[12] は，運営権者[13] と運営権事業契約を結び，運営権を設定することができ[14]，運営権者は運営権対価の支払い義務が発生することが図表からわかる[15]。この運営権設定によって，運営権者は施設を自らの創意工夫で施設利用者にサービスを提供でき[16]，当該サービス料金をもって自らの収入とすることができる[17]。このとき，運営権者は金融機関や投資家から運営権を担保として資金を調達することができ，金融機関や投資家は運営権に抵当権を設定することができる [18]。運営権は PFI 法によって物権（財産権）としての性質が付与されているからである [19]。それだけでなく，PFI 法第 5 章には運営権事業を促進するための組織として，民間資金等活用事業推進機構 [20]

12） PFI 法第 2 条第 3 項によれば「公共施設等の管理者等」とは次に掲げる者をいう。「一　公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長，参議院議長，最高裁判所長官，会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣，二　公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長，三　公共施設等の整備等を行う独立行政法人，特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業，土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。）」。

13） 次のように，PFI 法第 8 条によれば，ここでいう運営権者は運営権方式で PFI 事業を行う民間事業者のことで，この運営権者は，公募等により選定される者である。「第 8 条　公共施設等の管理者等は，前条の規定により特定事業を選定したときは，当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。第 2 項　前項の規定により選定された民間事業者は，本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち，事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる」。

14） PFI 法第 16 条「公共施設等の管理者等は，選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる」。

15） PFI 法第 20 条「公共施設等の管理者等は，実施方針に従い，公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設，製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から，当該建設，製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる」。

16） PFI 法第 3 条第 2 項「特定事業は，国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ，収益性を確保するとともに，国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源，その創意工夫等が十分に発揮され，低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない」。

17） PFI 法第 2 条第 3 項第 6 号「この法律において『公共施設等運営事業』とは，特定事業であって，第 16 条の規定による設定を受けて，公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）について，運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい，国民に対するサービスの提供を含む。）を行い，利用料金を自らの収入として収受するものをいう」。第 23 条「公共施設等運営権者は，利用料金を自らの収入として収受するものとする。2　利用料金は，実施方針に従い，公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において，公共施設等運営権者は，あらかじめ，当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない」。

18） PFI 法第 25 条「公共施設等運営権は，法人の合併その他の一般承継，譲渡，滞納処分，強制執行，仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか，権利の目的となることができない」。

19） PFI 法第 2 条第 3 項第 7 号「この法律において『公共施設等運営権』とは，公共施設等運営事業を実施する権利をいう」。第 24 条「公共施設等運営権は，物権とみなし，この法律に別段の定めがある場合を除き，不動産に関する規定を準用する」。

20） PFI 法第 31 条「株式会社民間資金等活用事業推進機構は，国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ，我が国経済の成長の促進に寄与する観点から，公共施設等の整備等における民間の資金，経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み，特定選定事業（選定事業であって，利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い，利用料金を自らの収入として収受するものをいう。）又は特定選定事業を支援する事業を実施する者に対し，金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の

図表３　運営権のスキーム

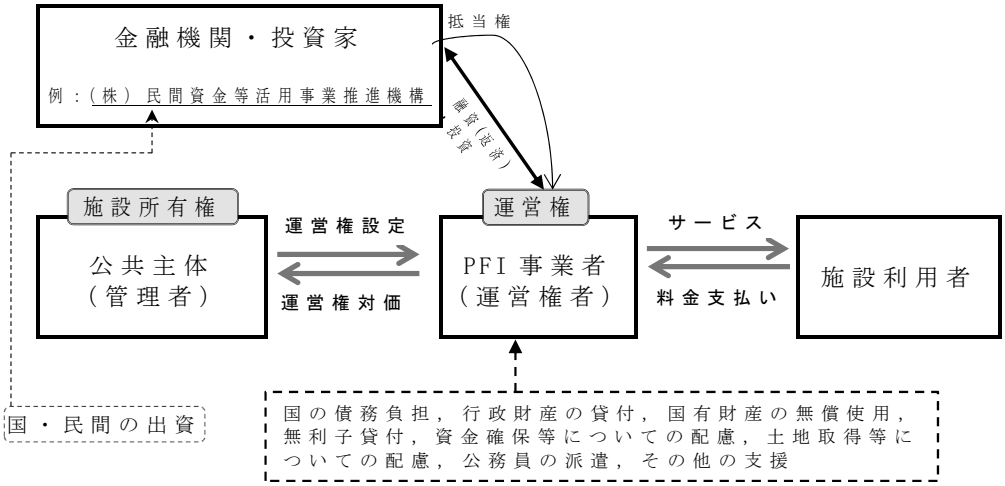

（出典：内閣府［2013c］8頁，民間資金等活用事業推進機構のウェブサイト，PFI法をもとに作成）

の設立について規定を設けている。当該機構は様々な業務を行うことができる。例えば，運営権事業者への出資，資金の貸付，有価証券の取得等である。つまり同機構は重要な投資家としての役割を果たすものであることがわかる。

以上にみるようなスキームのもと，運営権事業は改正PFI法においてさらに広い領域で事業を行うことができるようになった。図表4の改正PFI法においては，新たな制度の導入だけでなく，PFI事業のその範囲の拡大が示されている。すなわち，従前よりも拡大された事業範囲で運営権が適用できるようになったのである。

運営権の事業範囲の拡大により，法改正前の公営住宅だけでなく，低所得者向けの賃貸住宅，中堅所得者層向けの賃貸住宅，高齢者向けの賃貸住宅，地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅も事業が可能となった。そして新たに事業範囲に加わったのが改正PFI法第2条第1項第5号である。同条文によって，たとえば，離島航路や工事用船舶，防災ヘリコプター，公的な通信衛星などにもPFI活用が可能といわれる[21]。

以上を踏まえて，注目すべきは会計上資産というものが創設される法制度上の論理構造である。運営権は前述のように物権[22]としての性質が与えられ，実質上抵当権の設定が可能であるため，制度会計上の定義[23]にしたがえば，資産概念に該当するものと解される。しかしながら，ここで注意

供給を行うことにより，特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに，特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い，もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする」。

21）内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）のウェブサイトを参照されたい〈http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html〉。

22）民法第175条によれば「物権は，この法律その他の法律に定めるもののほか，創設することができない」と規定される。

23）企業会計基準委員会（2006）によれば，「資産とは，過去の取引または事象の結果として，報告主体が支配している経済的資源」と定義づけられている。

図表 4　PFI 法改正前後の事業範囲

PFI 法第 2 条第 1 項「公共施設等」 （1999 年 7 月 30 日法律第 117 号）	PFI 法第 2 条第 1 項「公共施設等」 （2011 年 6 月 1 日法律第 57 号）
一　道路，鉄道，港湾，空港，河川，公園，水道，下水道，工業用水道等の公共施設	一　道路，鉄道，港湾，空港，河川，公園，水道，下水道，工業用水道等の公共施設
二　庁舎，宿舎等の公用施設	二　庁舎，宿舎等の公用施設
三　公営住宅及び教育文化施設，廃棄物処理施設，医療施設，社会福祉施設，更生保護施設，駐車場，地下街等の公益的施設	三　賃貸住宅及び教育文化施設，廃棄物処理施設，医療施設，社会福祉施設，更生保護施設，駐車場，地下街等の公益的施設
四　情報通信施設，熱供給施設，新エネルギー施設，リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。），観光施設及び研究施設	四　情報通信施設，熱供給施設，新エネルギー施設，リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。），観光施設及び研究施設
	五　船舶，航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運航に必要な施設を含む。）
五　前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの	六　前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

しなければならないのは，PFI 法第 24 条[24] で規定している「みなし物権」は行政的行為によって設定されるものであるという点である[25]。後述するように，「みなし物権」に求める資産計上の論拠上，当該資産の費用配分においても運営施設そのものの経済的耐用年数による減価償却手続きではなく，当該権利の存続期間が減価償却手続き上の費用配分期間となる。

運営権の費用配分に関しては，「法人税法施行令」第 13 条の減価償却資産の範囲における無形固定資産に該当する条項として「公共施設等運営権」（第 13 条第 1 項八・ル）が新たに加えられている。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第 1 条第 2 項第 5 号において「当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 19 条第 3 項[26] の規定により公表された同法第 17 条第 3号[27] に掲げる存続期間の年数」が運営権の減価償却期間と規定された。これら法規則の改正に関して図表 5 のような背景が示されている[28]。

以上のように，運営権という会計上新たな資産項目は政策（PFI 法）上の狙いによって創設された会計事象であることがわかる。

24）　脚注 19 の条文を参照されたい。

25）　これに関しては他のみなし物権との整合性が図られている。他のみなし物権には次のようなものがある。たとえば，採石法（採石権）第 4 条第 1 項「採石権者は，設定行為をもつて定めるところに従い，他人の土地において岩石及び砂利を採取する権利を有する」，漁業法（漁業権）第 6 条「この法律において『漁業権』とは，定置漁業権，区画漁業権及び共同漁業権をいう。」，鉱業法（鉱業権）第 5 条「この法律において『鉱業権』とは，登録を受けた一定の土地の区域において，登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し，及び取得する権利をいう。」，特定多目的ダム法（ダム使用権）第 2 条第 2 項「この法律において『ダム使用権』とは，多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。」がある。

26）　公共施設等の管理者等は，第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは，その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

27）　公共施設等運営権の存続期間

28）　平成 23 年度税制改正大綱「法人税の改正」288 頁。

図表 5　2011 年度税制改正大綱（抜粋）

三　減価償却資産の範囲の見直し

1．改正の背景

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において，公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進の方策として，「国，地方ともに財政状況が極めて厳しい中，必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため，PFI 制度にコンセッション方式を導入し，既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める」とされているところです。これを踏まえ，政府は，第 177 回国会に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し，5 月 24 日に成立し，6 月 1 日に法律第 57 号として公布されています。（後略）

4. 運営権に関する諸論点

第 35 号は下図表 6 のように，運営権者側の会計処理のみを取り扱っている。つまり，企業会計制度上の論点のみが主な問題となっている。本章では，前章で検討した運営権の法的根拠を踏まえながら，第 35 号の運営権に関する主たる会計問題について検討を加えることにしたい。

図表 6　第 35 号の主な範囲

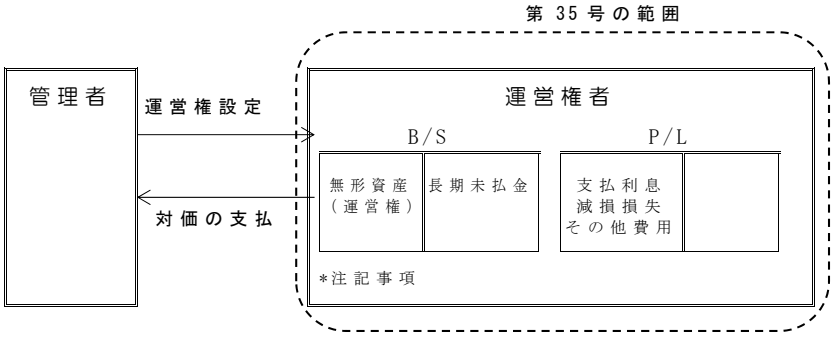

(1) 運営権対価

運営権は，前述のように，PFI 法によって財産権としての性質が付与され，さらに税法上減価償却資産として法制度上の地位が付与されたため，取得したときに無形資産として計上される（図表 7）。この運営権に対して支出額が運営権対価と呼ばれる。この運営権対価は管理者と運営権者の間で締結された実施契約に基づいて，合理的に見積もられた支出額の総額をもって貸借対照表の資産の部に計上されることになる（第 3 項）。運営権対価の算出方法について第 35 は具体的な規定を設けていない。内閣府（2013c，20 頁）によれば，運営権対価の算出方法（図表 8）は「運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から，事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）を基本とし，各事業のリスクや優位性等を勘案し，運営権対価の割引，上乗せ等による調整や運営事業に付随して管理者等から売払いを受ける施設や物品等の購入金額を

控除した金額等の合理的な手法が考えられる」とされている。

運営権対価は分割で払うことができる（第 4 項）。この場合，見積り支払い総額の現在価値が資産の部に計上され，運営権設定期間の未経過期間における未払い金額の総額が負債の部に長期未払金として計上されることになる。そして，運営権対価支出額の総額とその現在価値の差額は運営権設定期間にわたって，利息法により配分することになる。したがって，この差額は運営権設定期間にわたって，支払利息として費用計上されることになる。運営権対価支出総額の現在価値の算定に当たっては運営権者の契約不履行の係るリスクを割引率に反映させることが規定されている（第 5 項）。

図表 7　運営権の貸借対照表上の表示[29)]

無形固定資産	2,171,145
公共施設等運営権	2,143,900
公共施設等運営権更新投資	4,175
ソフトウエア	20,405
その他	2,665

（出典：仙台国際空港，2017 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表より抜粋）

図表 8　運営権対価の算出方法

将来得られるであろうと見込む事業収入
－事業の実施に要する支出
　○○○○円の現在価値
±その他の金額の調整
＝運営権対価

（出典：内閣府（2013c）をもとに作成）

⑵　運営権対価の会計的性質

上記の⑴で述べたように，第 35 号において運営権は無形資産として貸借対照表の資産の部に計上される。運営権対価の会計的性質を資産的なものと捉えているからである。この点に関して，第 35 号の検討過程においては 2 つの考えが議論されている。第 35 号の「結論の背景」第 30 項から第 34 項においては，運営権対価の会計的性質について補足説明がなされ，検討段階での次の二つの考えが示されている（第 30 項）。

① 運営権者が一定の期間にわたり公共施設等を使用する権利の取得の対価と捉える考え
② 管理者等が所有権[30)] を有する公共施設等を毎期使用する役務提供に係る費用と捉える考え

すなわち，上記の①の考えが運営権対価を資産として捉える考え方であり，②がそれを費用として捉える考え方である。第 35 号では①を採用しており，これにより運営権対価は無形資産として計上されることになった。その理由については次の点が示されている（第 31 項）。

29）会計上の表示科目として，その内容を示す科目を以て表示する。仙台国際空港の場合，株式を発行し一括で運営権対価を支払っているため，負債の部の表示はない。

30）所有権に関して民法および日本国憲法には次のような規定がある。民法 206 条第 1 項「所有者は，法令の制限内において，自由にその所有物の使用，収益及び処分をする権利を有する」。日本国憲法第 29 条「財産権は，これを侵してはならない（第 1 項）。財産権の内容は，公共の福祉に適合するように，法律でこれを定める（第 2 項）。私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用ひることができる（第 3 項）」。

・PFI 法において物権とみなされていること，
・運営権者が独占的に公共施設等を使用することを認める法律上の権利であること，
・他の法律上のみなし物権の会計処理と整合的であること

第 35 号には上記の理由を根拠に運営権の資産計上について述べられているが，議論の余地がある論点については含みを持たせている。上記の理由だけでは会計的性質を十分検討したというよりも PFI 法によって資産性が付与されたという印象が強くみられるからである[31)]。

⑶ 運営権対価の性質とリース会計基準との関係

第 35 号においては，「公共施設等運営権の取得時は，企業会計基準第 13 号『リース取引に関する会計基準』の適用範囲に含めない」（第 7 項）に止めているが，「結論の背景」においてリース会計およびリース取引との関係が補足説明されている。すなわち，運営権が一定期間にわたる公共施設の使用による権利であり，運営権対価がその権利取得の対価という点で，リース取引との類似点が議論され得るからである（第 32 項）。リース取引がリース物件を使って「使用収益する権利」[32)]と定義している点で類似しており，議論の余地があろう。

まずリース会計における変動リース料[33)]と類似している点で補足説明がなされている（第33項）。これに関しては，たとえ運営権対価が将来の業績等の指標に連動する形式で定められる場合において変動リース料に運営権対価が該当するとしても，無形固定資産として計上することを決めている。その理由は，第 1 に運営権は一定期間にわたる公共施設の使用権利であり，これに対する支払い義務の性質は変わらないこと，第 2 に運営権はみなし物権としての性質を有しているため運営権対価が固定額であるか変動額であるかの議論は適切ではないこと，第 3 に運営権対価は実施契約において管理者と運営権者が定めた固定価格と考えられる，としている。

次に，「結論の背景」第 37 項から第 39 項にわたってはリース会計基準との関係が整理されている。ここでの検討事項はまずリース会計基準におけるリース取引の定義を挙げたうえで，運営権の取得がリース取引に該当する可能性について言及している（第 37 項）。しかしながら，下記の図表 9 にみる運営権の設定に関する特徴を理由に，運営権者が使用収益する権利に大きな制約がある点，

31） 第 35 号の検討の段階では①の考えについてみなし物権（財産権）としての性質を根拠とした他のみなし物権との整合性の観点，そして運営権対価を一括で支払った場合，一括で権利を取得したと考えられるという点が述べられている。また②の考えについては，運営権方式による契約を役務提供契約と捉えた場合，公共施設を毎期使用することに対する料金として捉えることができるとした。そのうえで，仮に当初に一括して運営権対価を支払った場合，翌期以降に帰属する役務提供の対価は長期前払費用として認識することができるとも述べられている。つまり，いずれも資産計上はなり得る。この点については企業会計基準委員会（2015）を参照されたい。

32） 「リース取引」とは，「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が，当該物件の借手（レッシー）に対し，合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え，借手は，合意された使用料を貸手に支払う取引をいう」（企業会計基準委員会 2007，第 13 号第 4 項）。

33） 企業会計基準委員会（2010）における [論点 3-2] 変動リースの論点（第 175-176 項）では，国際的に議論されている「一定の指標に基づき変動するリース料」について次の指標に基づきリース料が変動する場合をリース契約に関する会計処理に含めるべきかどうかが検討されている。例えば，⑴指数やレート，その他の価格変動（例えば，消費者物価指数や LIBOR，市場のリース料など），⑵原資産に起因する借手の業績（例えば，リースしている小売店舗から生じた売上高の一定割合など），⑶原資産の使用量（例えば，自動車のリースにおける所定の走行距離を超過した使用など）が挙げられている。

図表９　公共施設等運営権の設定に関する特徴

⑴　利用料金に関する事項は，適切な利用料金の上限，幅などについて実施方針において規定され，個別法に料金に関する規定がある場合は，当該規定に従い所定の手続を行い，併せて民間資金法に基づく届出を行うことが要求される。 ⑵　公共施設等運営事業は公共施設等の運営等を行うものであり，当該施設等の維持管理が重要であることから，民間資金法に基づき，管理者等は，必要に応じて，運営権者に対して，業務及び経理の状況について報告を求め，実地の調査や必要な指示（改善命令）をするなどのモニタリングを行うことが要求される。 ⑶　公共施設等運営権を移転する場合は，実施方針に照らして適切であることを確認する必要があるため，移転の条件が実施方針に定められ，管理者等による運営権移転の許可が必要となる。 ⑷　管理者等は，公共サービスを継続的に提供することの重要性等を勘案した上で，公共施設等運営権の取消しを行い得る。

（出典：実務対応報告第 35 号第 38 項より転載。）

そして運営権事業が複数の公共施設等が一体となって一つの事業を構成し，その分割または併合が認められていないという点が挙げられている。これらいずれも PFI 法による理由である。

以上に検討したように，リース会計およびリース取引との関係においても，第 35 号はその取引の類似性を言及しつつも，運営権対価の性質がリース取引に該当しない理由の主たる根拠は PFI 法が前提となっていることがわかる。

⑷　運営権の減価償却と減損会計

運営権は減価償却資産として税法にしたがって減価償却手続きが行われる。その時の減価償却期間は運営権設定期間を耐用年数とする（第 8 項）。このため通常長期にわたって減価償却が行われることになる。注意しなければならないのは，公共施設の耐用年数と運営権の耐用年数は同じ期間ではないということである。すなわち，運営権はあくまで権利としての減価償却資産であって，運営権の設定に係る取引は公共施設そのものの譲渡とは明確に区別される。したがって，運営権の費用配分の期間に関しても，公共施設それ自体の経済的耐用年数ではなく，運営権の設定期間が減価償却期間となる。

さらに，運営権は「固定資産の減損に係る会計基準」の対象とされ，減損損失の認識の判定及び測定が行われる（第 10 項）。減損会計において，企業が投資した固定資産は通常他の固定資産と相互に関連して収益やキャッシュ・フローを生み出すものと考える。したがって，減損会計ではまず減損処理を検討する際に，キャッシュ・フローを生み出す固定資産の単位を決定することからはじまる。この作業をグルーピングという（企業会計基準委員会 2009，第 8 項）。運営権の場合においても，その検討段階の議論（企業会計基準委員会 2015，4 頁）によれば，「公共施設等運営事業では，運営権の設定において複数の公共施設等が含まれており，これらが一体となって 1 つの事業を構成している」と述べたうえ，これらには「物理的資源や人的資源など様々な経営資源によって構成されることから」「どのような単位で会計処理を行うかが論点となる」としている。

第 35 号では，以上の議論を踏まえたうえで減損損失の認識および測定に関して，通常行われる資産のグルーピングは，原則として，実施契約に定められた運営権の単位で行うことを決めている（第 10 項前段）。そのうえ，「管理会計上の区分，投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関す

る意思決定を含む。）を行う際の単位，継続的な収支の把握がなされている単位及び他の単位から生じるキャッシュ・インフローとの相互補完性を考慮し，公共施設等運営事業の対象とする公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位でグルーピングを行うことができる」（第 10 項後段）とも規定している。そして，「結論の背景」において次のように補足説明を追加している。すなわち，運営権は複数の公共施設等から構成されているとしてもその分割は認められておらず，運営権の移転には一括して移転することが要求されており，個々の公共施設等を処分する場合には，管理者等の承認が必要となる（第 47 項），というのが運営権の単位でグルーピングをする理由となっている。前記の図表 9 にみるような特徴と同次元で解することができる。

5. 運営権の会計処理

ここでは，運営権事業の会計処理について，内閣府（2013a）の例示をもって運営権取引の特徴を明らかにしたい。とくに，前述のように運営権取引の形態がリース取引と類似している点に鑑み，両者の会計処理を比較検討することにする。なお，取引の内容は内閣府（2013a）をそのまま引用し，これにリース取引の会計処理を適用した。リース取引に関しては，企業会計基準委員会（2007）「リース取引に関する会計基準」および同基準適用指針を参考にした。

⑴ 取引の例

① 運営権取引

分割期間 5 年，各会計期間末に運営権対価として 100 を支払う。契約利率 3.0%，運営期間 30 年，残存価額はゼロとする（単位：円）。

② リース取引

リース期間 5 年，リース物件の見積もり現金購入価額 458 で，リース料総額 500，割引率 3.0%，耐用年数 5 年，残存価額はゼロとする（単位：円）。

⑵ 支払い（受取り）スケジュール

① 運営権取引の運営権者

図表 10 〈運営権対価の支払いスケジュール〉

	元利支払額	対価支払額	支払利息	長期未払金残高
開始時				*458
第 1 期	100	***86	**14	372
第 2 期	100	89	11	283
第 3 期	100	92	8	191
第 4 期	100	94	6	97
第 5 期	100	97	3	0

*458=$(100 \div 1.03)+(100 \div 1.03^2)+(100 \div 1.03^3)+(100 \div 1.03^4)+(100 \div 1.03^5)$，**14=458×3.0%，***86=100-14

②運営権取引の管理者

図表 11 〈管理者側の運営権対価受取りスケジュール〉

	元利受取額	対価回収額	受取利息	長期未収金残高
開始時				458
第 1 期	100	86	14	372
第 2 期	100	89	11	283
第 3 期	100	92	8	191
第 4 期	100	94	6	97
第 5 期	100	97	3	0

③リース取引の借手

図表 12 〈借手側のリース料返済のスケジュール〉

	返済額	元本分	利息分	期末残高
開始時				458
第 1 期	100	86	14	372
第 2 期	100	89	11	283
第 3 期	100	92	8	191
第 4 期	100	94	6	97
第 5 期	100	97	3	0

④リース取引の貸手

図表 13 〈貸手側のリース料受取のスケジュール〉

	元利受取額	受取元本	受取利息	期末残高
開始時				458
第 1 期	100	86	14	372
第 2 期	100	89	11	283
第 3 期	100	92	8	191
第 4 期	100	94	6	97
第 5 期	100	97	3	0

(3) 仕訳

① 運営権取引の運営権者側の仕訳（図表 14）

	借方		貸方	
開始時	運営権	458	長期未払金	458
第 1 期	長期未払金	86	現金	100
	支払利息	14		
	減価償却費	*15	減価償却累計額	15
第 2 期	長期未払金	89	現金	100
	支払利息	11		
	減価償却費	15	減価償却累計額	15
第 3 期	長期未払金	92	現金	100
	支払利息	8		
	減価償却費	15	減価償却累計額	15
第 4 期	長期未払金	94	現金	100
	支払利息	6		
	減価償却費	15	減価償却累計額	15
第 5 期	長期未払金	97	現金	100
	支払利息	3		
	減価償却費	15	減価償却累計額	15
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
第 30 期	減価償却費	15	減価償却累計額	15

*15=458 ÷ 30

図表 15　運営権者側の費用配分状況

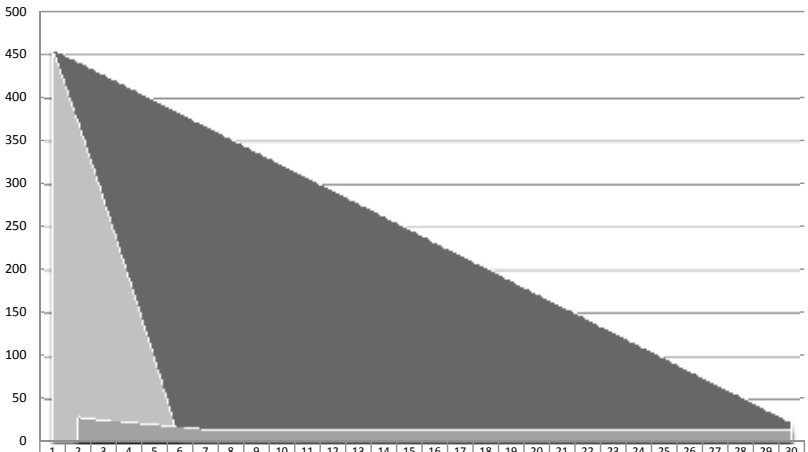

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
■資産	458	443	428	413	398	383	368	353	338	323	308	293	278	263	248	233	218	203	188	173	158	143	128	113	98	83	68	53	38	23
■負債	458	372	283	191	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■支払利息		14	11	8	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■減価償却費		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
■費用合計		29	26	23	21	18	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

② 運営権取引の管理者側の仕訳（図表 16）

	借　方		貸　方	
開始時	長期未収金	458	繰延受取運営権対価	458
第 1 期	現金	100	長期未収金	86
			受取利息	14
	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15
第 2 期	現金	100	長期未収金	89
			受取利息	11
	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15
第 3 期	現金	100	長期未収金	92
			受取利息	8
	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15
第 4 期	現金	100	長期未収金	94
			受取利息	6
	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15
第 5 期	現金	100	長期未収金	97
			受取利息	3
	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15
⋮	⋮		⋮	⋮
第 30 期	繰延受取運営権対価	15	受取運営権収益	15

図表 17　管理者側の収益計上状況

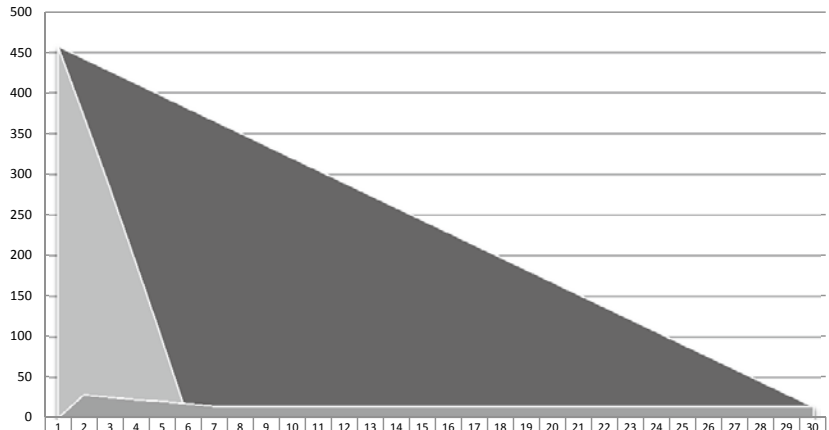

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
負債	458	443	427	412	397	382	366	351	336	320	305	290	274	259	244
資産	458	372	283	191	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息		14	11	8	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営権収益		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
収益合計		29	26	23	21	18	15	15	15	15	15	15	15	15	15

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
負債	229	213	198	183	167	152	137	121	106	90.8	75.5	60.2	44.9	29.6	14.3
資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営権収益	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
収益合計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

③　リース取引の借手側の仕訳（図表 18）

	借　方		貸　方	
開始時	リース資産	458	リース負債	458
第 1 期	リース負債	86	現金	100
	支払利息	14		
	減価償却費	92	減価償却累計額	92
第 2 期	リース負債	89	現金	100
	支払利息	11		
	減価償却費	92	減価償却累計額	92
第 3 期	リース負債	92	現金	100
	支払利息	8		
	減価償却費	92	減価償却累計額	92
第 4 期	リース負債	94	現金	100
	支払利息	6		
	減価償却費	92	減価償却累計額	92
第 5 期	リース負債	97	現金	100
	支払利息	3		
	減価償却費	92	減価償却累計額	92

図表 19　借手側の費用配分状況

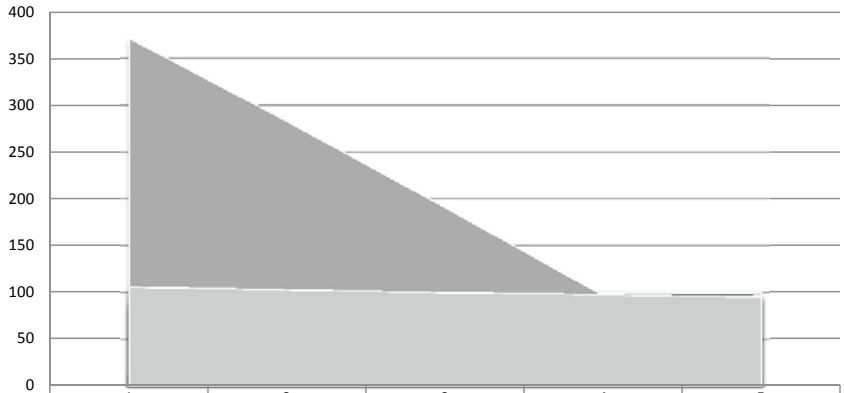

	1	2	3	4	5
■返済額	100	100	100	100	100
■リース負債	372	283	191	97	0
■返済額	86	89	92	94	97
■支払利息	14	11	8	6	3
■減価償却費	92	92	92	92	92
■費用合計	106	103	100	98	95

④　リース取引の貸手側の仕訳（図表 20）

	借　　方		貸　　方	
開始時	リース投資資産[34]	458	買掛金	458
第 1 期	現金	100	リース投資資産 受取利息	86 14
第 2 期	現金	100	リース投資資産 受取利息	89 11
第 3 期	現金	100	リース投資資産 受取利息	92 8
第 4 期	現金	100	リース投資資産 受取利息	94 6
第 5 期	現金	100	リース投資資産 受取利息	97 3

図表 21　貸手側の収益計上状況

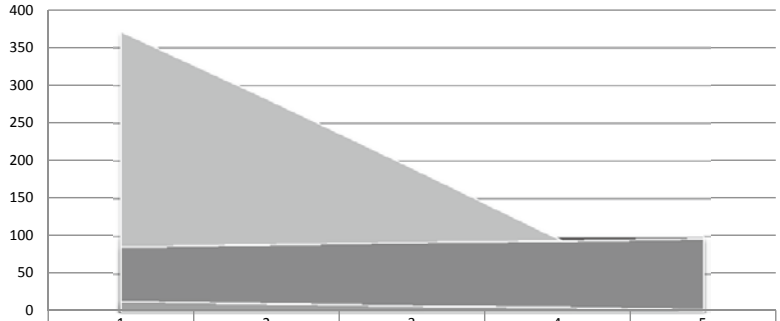

	1	2	3	4	5
■リース料	100	100	100	100	100
■リース投資資産	372	283	191	97	0
■回収元本	86	89	92	94	97
■受取利息	14	11	8	6	3
■収益合計	14	11	8	6	3

会計の目的（損益算定）に向けた会計事象の機能という視角から本章を考察すると次の点が看て取れる。運営権取引の場合，運営権者側のキャッシュ・フロー（支払い）は管理者との契約内容により一括払いまたは分割払いにより，支払い期間およびキャッシュ・フローの調整が可能である。またそれとは別に運営権資産の費用配分は，運営権設定期間が通常長期であることを考えれば，長期にわたる費用配分が可能である。図表 15 の場合，分割期間 5 年で費用額が減少していき，6 年目からは一定の費用配分が長期に続く。一方，管理者側は，分割による運営権対価を回収する場

34）　企業会計基準委員会（2007，第 13 項）によれば，「貸手は，リース取引開始日に，通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により，所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として，所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース投資資産として計上する」。

合，未収運営権対価を資産に計上し，当該資産の相手勘定として繰延受取運営権対価が負債の部に計上される。このとき，長期未収金は分割期間の5年で回収が完了するが，負債の部の繰延受取運営権対価の場合は次のような考え方に基づき運営権の設定期間にわたって受取運営権収益と相殺処理が行われる。すなわち，運営権対価は運営権の設定期間にわたって，時の経過に基づいて収益が発生すると考えるのが合理的であるといわれる。したがって，未経過期間に対する返済義務を考えて，運営権の設定期間にわたって発生する受取運営権収益と相殺して会計処理するのが妥当とされる（内閣府 2013a，12 頁）。このような会計処理からは，運営権者とは真逆の状態が起こることがわかる。すなわち，運営権対価の回収（キャッシュ・フロー）の早期実現とは別に，長期にわたる収益の計上が確認できるのである。以上の点から，運営権者にとっては長期の費用配分による費用の平準化が図られ，管理者にとっては長期の収益計上による収益の平準化が図られる。後者の場合それだけでなく，管理者が公的主体であることを考えれば，これまでの財政負担が軽減でき，財政の健全化が図られるというメリットが同時に考えられる。このように運営権取引の場合，リース取引（15-16 頁）と比較して，運営権者と管理者両方のメリットがみられる[35)]。

6. むすび

本稿は企業会計基準委員会が公表した実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」について考察したものである。運営権者側において運営権は無形資産として減価償却資産となる。運営権取引の性格上，運営権は長期の費用配分が行われる。管理者側においては，公共施設を運営権者に運営してもらうことで財政負担が軽減することだけでなく，運営権対価として早期のキャッシュ・インフローに加えて長期の収益計上が図られる。第 35 号の検討過程では運営権対価の性質を資産性に求めるか，それとも費用性に求めるかで議論されていたが，PFI 法（政策）にしたがって結論は資産性に求める形になった。こうして新たに創設された資産（運営権）は運営権者と管理者の両者に一定のメリットが確認できる。運営権の特徴に伴ったこうしたメリットは，まさにこれに向けた，PFI 法の改正，内閣府の提案，第 35 号の公表という論理構造のもとに新たな資産計上が創設できた側面が看て取れる。

参考文献

企業会計基準委員会（2006）「討議資料　財務会計の概念フレームワーク」。
———（2007），企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」。
———（2009），企業会計基準適用指針第第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」。
———（2010），「リース会計に関する論点の整理」。
———（2011），企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
———（2015），「公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて」，第 324 回企業会計基準委員会基準諮問会議資料，2015 年 11 月 20 日付け。
———（2016），「IFRIC 解釈指針第 12 号『サービス委譲契約』── 社会基盤がリースされているサービス委譲契約の会計処理」，第 338 回企業会計基準委員会基準諮問会議資料，2016 年 6 月 16 日付け。
———（2017），実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」，2017 年 5 月 2 日公表。

35）現代会計におけるリース会計の意味については宮上（1985）121-147 頁を参照されたい。

片山直也（2015）「活用（exploitation）」概念と『権能』論：PFI における公共施設等運営権を契機として」『法学研究』第 88 巻第 1 号，29-56 頁。
鈴木文彦（2017）「時事解説 PFI 事業の現状：公共施設等運営権導入でどう変わったか?」『企業会計』第 69 巻第 9 号，1260-1263 頁。
鈴木義夫・千葉修身（2015）『会計研究入門 ── 会計はお化けだ！』森山書店。
総務省（2014）『今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書』。
───（2015a）『統一的な基準による地方公会計マニュアル』。
───（2015b）『資産評価および固定資産台帳整備の手引き』。
柴健次編著（2016）『公共経営の変容と会計学の機能』同文舘出版。
豊岳光晴（2017）「ASBJ 解説 実務対応報告第 35 号『公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い』の概要」『企業会計』第 69 巻第 9 号，1249-1255 頁。
徳重昌宏，亀岡典之，江本卓也（2017）「金融庁解説 公共施設等運営事業に関する財務諸表等規則等の改正について」『企業会計』第 69 巻第 9 号，1256-1259 頁。
田代俊明（2015）「我が国の PFI 制度について：十五年の歩み」『法学会雑誌』第 56 巻第 1 号，483-505 頁。
内閣府民間資金等活用事業推進室（2011）「PFI 法改正法に関する説明会」説明資料。
───（2013a）「公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告（中間とりまとめ）」2013 年 9 月 6 日付け。
───（2013b）「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」。
───（2013c）「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」
日本経済再生本部（2013）『日本再興戦略～Japan is Back～』。
───（2014）『「日本再興戦略」改訂 2014 ── 未来への挑戦 ──』。
日本会計研究学会（2016），第 75 回特別委員会報告書『新しい地方公会計の理論，制度，および活用実践』，294-304 頁。
法令「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（最終改正 2017 年 5 月 27 日法律第 51 号）。
福田隆之，赤羽貴，黒石匡昭，日本政策投資銀行 PFI チーム（2011）『改正 PFI 法解説』東洋経済新報社。
藤波匠（2014）「次世代の社会資本整備に向けた PFI の在り方」『JRI レビュー』第 5 号，35-54 頁。
宮上一男（1979）『会計学本質論』森山書店。
───（1985）『会計制度論』森山書店。
山本清（1999）「PFI における会計 ── 政府会計改革への触媒 ──」『会計』第 156 巻第 5 号，681-690 頁。

（付記）　本稿の作成に当たり鈴木義夫先生（明治大学名誉教授）に貴重なご指導を賜った。ここに記して，感謝申し上げる。

（原稿受付　2017 年 11 月 30 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 203-212

〈論　文〉

資産概念の変遷と経済的資源の拡大

喬　　雪　氷

要　約

近年，世界の経済構造が実物経済から金融経済，さらに知識情報集約型経済へ移行しつつある。企業の経済活動において，ブランド，ノウハウ，開発力などの知的財産の重要性が高まるとともに，貸借対照表に計上される資産が見える富の固定資産や金融資産から，見えざる富といわれる無形資産まで，そのバリエーションも増える一方である。本稿の目的は資産が有形なものから無形なものへ拡大していくプロセスにおいて，会計（財務諸表）に関する伝統的な考え方，いわゆる「会計は企業の経済実態の写像である」という考え方が破綻し，経済的資源の拡大は会計情報システムの「記号化」へ押し進める原因であることを明らかにする。

キーワード：写像，経済的資源，無形資産，記号化

1. はじめに

会計（財務諸表）は企業の経済実態を映し出す「写像」であるとしばしば表現される。武田は「会計行為は，利益稼得の物的・経済的事実関係（例えば，商品を購入し，販売するという事実関係）を一定の測定ルール（会計処理の原則・手続き）を介して貨幣的・経済的数関係（例えば会計報告書）として写像する活動である」（武田［2004］4 頁）と解釈する。会計の伝統的な枠組において，会計（財務諸表）は企業の経済活動の実態を写像する役割を果たしている。岡本によれば，会計における写像理論という考え方は，その基礎がウィトゲンシュタイン『論理哲学の論考』（1918）の中で「命題は現実の像」であるという表明から出発するという（岡本［2002］109 頁）。しかし，現在，インタンジブル（無形資産）と言われる見えない富の増加とともに，会計は企業の本来の経済実態を映し出すことができなくなっている。すなわち，「会計は写像である」という考え方が破綻しつつある。

本稿は，まず，資産概念の変遷を概観する。資産概念に関するいくつかの代表的な所説を整理し，その発展の跡をたどる。つぎに，FASB,IASB 及び日本の概念フレームワークが，現在どのように資産を規定しているのかを検討する。さらに，固定資産および金融資産の会計処理からみる「写像論」の矛盾が発生し，知識情報型経済における知的資本および無形資産による企業価値に与える影響が大きくなるにつれ，会計は企業の経済実態を反映する能力が低下し，その破綻に至ることを考察する。最後，会計の情報システムは「記号化」へ転換しつつあることを指摘し，今後の課

題を提起する。

2. 資産概念の変遷

⑴ 法的所有権に基づく資産概念―財産説―

資産という用語の語源は「十分な」という意味をもつフランス語の assez であり，元来は，負債を返済するのに十分な財産を意味する（太田訳［1992］14 頁）。すなわち，誰か持ち主（主体）がいて，この持ち主が故人に対する負債と自分の財産を両方所有していて，負債を返済できる十分な財産のその持ち主の資産である。言い換えれば，資産は持ち主に所有され，債務の返済に抵当できる価値がある財産のことである。

1673 年に制定されたルイ 14 世の商事王令（フランス商事王令）の中に，商法の論理としての財産計算の考え方を支えたのは債権者保護思想と言われる（岸［1975］346 頁）。その第 3 章第 8 条による商業帳簿および財産目録にかんする規定の存在は財産計算指向的貸借対照表の思考の源流とされている（友岡［2009］86 頁）。貸借対照表の出発点は財産計算であるとすれば，債権者に返済しなければならないものは負債であり，十分に返済できる能力を示すのが財産であり，資産である。

財産は，現代の法律用語辞典によれば，「広く有形・無形の金銭的価値を有するものの総体をいう。また，積極財産と消極財産を含む[1)]」。日本の旧民法は，「財産ハ各人又ハ公私ノ法人ノ資産ヲ組成スル権利ナリ」（財産編 1 条 1 項）と定義する。一般的に，財産は積極と消極との二部分からなるとされる。積極財産を資産とし，消極財産は負債と考えれば，その延長線に位置する貸借対照表の源流は，以下の三つのことから出発したと考えられる。まず，貸借対照表は財産計算のために存在することである。つぎに，財産の計算は債務を返済するために行うことであり，ゆえに担保物件である資産と債務の関係を表示するために，資産と負債は並行して記載される。最後に，財産計算と債務返済の前提は所有主の所有権が存在し，ゆえにその財産と債務の持主が貸借対照表の作成者である。したがって，資産の本質は「財産」として捉えることができる。これがいわゆる「財産説」である。この考え方に立つ資産もしくは「財産」は法律に保護されている持ち主の所有権の存在が前提とされている。

⑵ 計算構造的な資産概念―費用説―

時代が変わり移り，株式会社の発展とともに，債権者の要請が次第にうすれ，株主を始めとする投資家が企業の財産計算より，正確な期間損益計算から導出する収益力に関心を持つようになった。前述した法的所有権に基づく価値があるモノとしての資産概念から一転し，資産を「費用」としてみるいわゆる「費用説」が台頭した。

資産を費用としてみる考え方は 20 世紀の初頭における株式会社の会計目的と結びつけられる。株主が企業から利益を求めることは，株式会社の前提であれば，企業は営利性原則に従い，将来における利益期待のもとで経営活動を行い，従って会計目的も期間における正確かつ合理的な利益の

1） 法令用語研究会編，『法律用語辞典　第 4 版』，有斐閣，2012 年，434 頁。

計算に重点を置かれる。正確かつ合理的な利益を計算するために，収益と費用の対応ならびに期間損益計算の理論が生まれた。その第一人者がドイツの会計学者シュマーレンバッハ（E. Schmalenbach）である。

シュマーレンバッハは，期間損益計算と全体損益計算について，企業の設立から解散までの全体損益計算は「収入・支出計算」であるとする。これに対して，全体の収支計算を人為的に区画する期間損益計算を「収益・費用計算」である，と考えた。全体利益は期間利益の合計に等しいので，収入と支出，収益と費用の双方，相互の期間的ズレである「未決項目」を収録するのが貸借対照表である」[2)]。この「動態論」と呼ばれる理論のもとでは，損益計算書に計上される費用は当期の費用であり，貸借対照表に計上される資産は，当期以降の費用であり，原価である。

資産を原価もしくは費用として理解する主張は，米国ではアメリカ会計学会（The American Accounting Association，以下 AAA［1936］）を契機とし，AAA が会計実務に影響を及ぼした 1930 年代から 40 年代へかけて受け入れられるようになり，1950 年代から 70 年代にかけて広く普及した（Storey and Storey［1998］69 頁）。AAA［1936］は会計を歴史的原価と収益を当期と将来に配分する過程と考えて，資産の取得原価を，まだ消費または消滅していないか，その有効性が失われておらず，次期以降の事業に合理的に用いられ回収されるために繰り越される部分としている（鈴木［2011］72 頁）。日本においても，太田は，資産概念が貨幣計算をベースとする計算技術的性格をもつと考えたうえ，資産は支出の結果物であり，解消することにより費用になると主張した（太田［1950］92 頁）。

このように，20 世紀の初頭から 70 年代にかけて，支出を当期費用と将来費用を区別して期間損益計算という構造に立つ資産概念として，「費用説」が広く認識された。言い換えれば，損益計算構造との結びつけを強調する資産概念の中心問題は費用の流れを現在と将来を分割することである。しかし，この考え方（いわゆる動態論）のもとでは，現金預金，受取債権，貸付金などの貨幣および貨幣請求権からなる諸資産を説明することは極めて困難である[3)]。ゆえに，資産は費用性資産と貨幣性資産という二元的な分類で把握することになった。二元的ではなく，一元的な解釈と分類はできないのか，さらに費用性資産と貨幣性資産に共通的な本質は一体何かという議題が残される。

⑶ 用役潜在性を重視する資産概念―経済的資源説―

「費用説」としての資産概念が一元的に資産の本質を説明できないところから，用役潜在性（service potentials）という性質から貨幣性資産と費用性資産とを統一的に説明しようとする理論がアメリカにおいて台頭し，企業に対する資産の役立ちが強調され始めた。Vatter［1947］は，資産が本質的に経済的なものであり，将来の欲望充足を具現したものであると強調し，さらに資産は物的財貨でも法律上の権利でも，また，貨幣請求権でもなく，サービス潜在力にほかならないと規定し，用役潜在力という概念を導いている（井原［1988］37 頁）。その後，AAA［1957］は，資産を特定の企業に事業のために委ねられた経済的資源であり，期待される企業活動に役立つサービス

2） 神戸大学会計学研究室編，『会計学辞典』第 6 版，2007 年，577-578 頁。
3） 神戸大学会計学研究室編，『会計学辞典』第 6 版，2007 年，578 頁。

潜在能力の集合と定義した。このように，資産は将来収益への対応を待つ費用というよりも，将来的キャッシュ・フローを稼ぎ出す，積極的な能力を備えているものであるという見方が強くなってきた[4)]。

富塚によると，会計における資産は，会計に求められている役割に応じて，経済的意義すなわち将来のキャッシュ・フローの流入をもたらすストックとその増減によって特徴づけられる（富塚［2015］52 頁）。この意味から「資産という項目は，企業活動および会計を取り巻く金融・証券制度の発達とともに人為的に構成された概念であり，絶対的な実在物とは言えない。その概念規定は，現金もしくは換金可能性のある財産という狭い説から，次第に，用役潜在性な性格を持つ経済的資源といったように，社会・経済制度の変化とそれにともなう利用者のニーズの変化に応じて時代とともに変遷してきたと言える」（富塚［2015］52 頁）。

3. 各概念フレームワークにおける資産概念の検討

現在，米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board，FASB［1985］），国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board，IASB［1989］）及び日本企業会計基準委員会［2004］を含め，各国の概念フレームワークは，資産の定義について，「過去の事象の結果，報告主体による支配，経済的資源」などを要件とする点でほぼ同じである。資産をその販売や利用を通じて企業に将来キャッシュ・インフローをもたらす能力を本質とする「経済的資源説」が確実に定着した。

FASB 概念フレームワークは，将来の経済便益について，第 6 号第 25 項「財務諸表の構成要素」における「資産の特徴」の中で次のように記述する。「すべての資産〈経済的資源〉が有する共通の特徴は，『用役潜在能力』または『将来の経済的便益』であり，それらを利用する実体に用役または便益を提供する希少な能力である」[5)] と述べられている。ここでは，将来の経済的便益は資産としての本質であると定義されている。資産とは一形態に過ぎず，資産が資産であるには当該資産に内在する抽象的な存在である将来の経済的便益が重要であるとされている。

IASB 概念フレームワークは，「財務諸表の構成要素」において「資産とは，過去の事象の結果として特定の企業が支配し，かつ，将来の経済的便益（future economic benefits）が当該企業に流入すると期待される資源[6)]」と定義する。さらに，「資産が有する将来の経済的便益」とは，「企業への現金および現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力をいう。その潜在能力は，企業の営業活動の重要な部分を成す生産能力であるかもしれない。また，その潜在能力は，現金又は現金同等物への転換可能性，または，例えば，代替的な生産工程が生産原価を低減するときのように，現金流出額を減少させる可能性であるかもしれない」[7)] と定義されている。すなわち，将来の経済的便益とは用益潜在能力と同義の概念であり，最終的に企業に対して正味キャッシュ・インフローを生じさせる能力である（伊東［2006］75 頁）。また，この抽象的な存在である将来の

4）神戸大学会計学研究室編，『会計学辞典』第 6 版，2007 年，575 頁。
5）FASB［1985］，par.25 および平松・広瀬［2002］，p. 298。
6）IASB［1989］，par.49 および間島・広瀬［1999］，p. 77。
7）IASB［1989］，par.49 および間島・広瀬［1999］，p. 79-80。

経済的便益が資産にとってどのような存在であるのか，次のように述べられている。「多くの資産，例えば，有形固定資産は物的形態をとっている。しかしながら，物的形態は，資産の存在にとって絶対的なものではない。したがって，例えば，特許権および版権は，それから将来の経済的便益が企業に流入することが予想され，かつ，それらが企業によって支配される場合には，資産となる」[8]。したがって，IASB 概念フレームワークにおける資産にとって重要なのは，目に見える物的形態を有していることではなく，目には見えない潜在能力，つまり将来の経済的便益という抽象的な存在を有しているである（伊東［2006］76 頁）。

日本の概念フレームワークは「資産とは，過去の取引または事象の結果として，報告主体が支配している経済的資源をいう」。ここでいう支配とは，所有権の有無にかかわらず，報告主体が経済的資源を利用し，そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは，キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい，実物財に限らず，金融資産およびそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば，そうでない場合もある[9]。

4. 会計における「写像論」の破綻

株式会社が市場経済における活動の場を通じての収益獲得の手段は，プロダクト（製品・商品）とファイナンス（金融資産）であり，いずれも独立財として市場価値を有し，独立の当事者間において公正取引の対象となる財である。しかし，1990 年代には情報通信技術が飛躍的に発達することによって，一方で金融の自由化・国際化が促進され，デリバティブ取引が増大するとともに，他方で企業戦略における知的財産を活用することの重要性も高まっていた（浦崎［2005］112 頁）。というのも，プロダクトやファイナンスが企業の差異性を形づくり，市場において収益機会を高めるためには，それらの背後にノウハウ，技術，特許および経営を取り巻く外的なネットワーク（顧客関係），内的なネットワーク（経営内部のコミュニケーション能力）等の人的リソースによって作り出されたなんらかの無形財の蓄積が存在する。これらが企業の価値創造の要素として重視されはじめ，企業モデルとして投資評価のメジャーとなった。そこに見られるものは無形財に多く傾斜した市場原理の作用する社会へのシフト現象であり，武田はこれを知識情報型市場経済と呼んだ（武田［2008］151-152 頁）。

知識情報型経済が形成されて以来，特に 2000 年代以降になると，無形財の急激な増大を受けて，会計における無形資産の資産性との関係で無形財いわゆるインタンジブルズ[10] に関する研究が行われてきた（櫻井［2014］13 頁）。

無形資産は 19 世紀の末から 20 世紀の初頭のアメリカにおいて，大規模株式会社の出現から生み出したものであり，持株会社の新設合併により期待される超過利益を資本化したものであると言われる（清水［2009］156 頁）。無形資産は，一般的に，財またはサービスの生産もしくは供給に利

8）IASB［1989］，par.56 および間島・広瀬［1999］，p. 81。
9）企業会計基準委員会，討議資料「財務会計の概念フレームワーク」，2006 年 12 月。
10） インタンジブルズを知的資産との関係でどう位置づけるかに関して，櫻井［2014］によれば，2 つの主要な潮流がる。1 つは知的資本と同一視する見解，もう 1 つは知的資産だけでなく，ブランドやコーポレート・レピュテーションを含める見解である。

用するために，あるいは他社へのレンタルのために，あるいは管理目的で保有している物的性質のない非貨幣性資産を意味する。いずれにしろ，無形資産は制度上に認識されすでに貸借対照表に計上されたものであると解釈できる。

制度上規定された無形資産（営業権・特許権など）は，企業が有する知的資本の一部分が会計上の認識・測定をクリアできて，具現化されたものである。この具現化のプロセスにおいて，まず，企業が資本を投入し，有能な従業員を雇用することによって，新しい資本いわゆる知的資本を誕生させる。知的資本もまた人的なものと組織的なものを分類できるとすれば，従業員の知識，スキル，創造力と組織のシステム，文化，データベースなどが結合し，その結果，営業力・特許権・商標権のような無形資産が作り上げられる。企業価値は人的の各要素と組織の各要素によるシナジー効果であると考えれば，会計制度上の規制の壁を乗り越え，このシナジー効果を完全に表現ないし測定すること，要するに無形資産としてオンバランス化という課題が残される。

「会計（財務諸表）は，経済的実態を正しく表現すべきである」という考え方は最も広く受け入れられている。企業価値に重大な影響を及ぼす無形財の増加とともに，会計（財務諸表）は「写像である」という考え方が破綻し，「記号」（虚構）になりつつある。「写像」から「記号」へ転換するプロセスは資産および資産会計の多様化と軌を一にすることも明白である。

⑴ 固定資産の評価と減価償却手法

資産会計の問題に関して，期末にどのように評価するか，特に長期間保有する固定資産の評価問題は期間利益に大きな影響を与える。とくに，産業革命以降，鉄道会計の登場が減価償却という会計手法をもたらした（渡邉［2008］230 頁）。減価償却会計の考え方のもとでは，会計（財務諸表）は写像であり，企業の実態を映し出すという考え方は成立している。以下は具体的な例を挙げながらその成立する理由を明らかにする。

例えば，A 会社期首に 100 万円の車両を購入した。この車両の耐用年数は 10 年である。図表 1 が示しているのは減価償却会計を行わない場合と行う場合の A 社の期末貸借対照表および損益計算書に計上する資産と費用の金額である。

図表 1

①　行なわない場合	B/S：車両　100 万
②　行なった場合（定額法）	B/S：車両　90 万　P/L：減価償却費　10 万

①の場合，つまり減価償却の会計手法を行わなければ，期末の B/S に 100 万円の車両，P/L に 100 万円の車両購入費用が計上される。②の場合，減価償却を行うと，期末に車両減価償却費の 10 万円を計上すると同時に，車両という資産の 90 万円が B/S に残っている。もし，「会計が企業の経済的実態を忠実に表現し，会計文書に表現された写像と経済的実態との間に一対一の対応関係がある」（岡本［2002］118 頁）とすれば，期末の A 社の経済実態と対応している財務諸表は①と②のどちらであろう。

明らかに，現実は，A 会社が所有している車両は決して 100 万円ではなく，90 万円の価値であ

る。減価償却という会計手法を行うことによって，会計文書に表現された写像（90 万円の車両）と経済的実態（90 万円価値の車両）は一対一の対応関係となる。すなわち，100 万円の車両が一年間の使用によって 10 万円の価値が移転したが，車両には 90 万円の価値が残っている。会計文書の B/S は企業の経済的実態を忠実に表現していると言える。このように比較してみると，固定資産会計において，特に減価償却を行った企業の財務諸表はこの企業の経済実態を写像する。

⑵ 金融資産の評価とクリーンサープラスルール

金融資産が登場したファイナンス型市場経済において，「会計は写像である」の考え方に矛盾が生まれる。「その他の有価証券の期末評価」を例にとりあげると，その他有価証券（売買目的有価証券，満期保有目的の債権，子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券）は，国際基準でも日本基準でも時価をもって B/S 価額とし，評価差額の合計額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上する。

例えば，B 会社期首に「その他有価証券」を 10 万円で購入したとする。図表 2 が示しているのは期末の時点で 15 万円と評価される場合の期末評価の会計処理である。

図表 2

	借　方	貸　方
15 万と評価される場合	その他有価証券　5 万 （資産）	その他有価証券評価差額金　5 万 （純資産）

もしこの証券をこの時点で売れば，「期末の時点の企業の経済的実態を忠実に表現し，一対一の対応関係」が成立するが，売らなければ，5 万円の有価証券という金融資産は架空のものであり擬制である。経済的実態を忠実に表現するために，金融資産の期末評価という会計処理は「売る」という条件がつけられている。要するに，売るか売らないかという条件は写像が成立する前提となっている。売るという条件が満たされなければ成立しない。有価証券の期末評価という会計手法を行った後の財務諸表はその時点の企業の経済実態を反映していないといえる。売っていないので，もちろん，収益はない。B/S の借方に「その他有価証券」（資産）が増えるが，P/L の貸方に収益を計上できない。この矛盾を克服するために，FASB と IASB は包括利益を提唱した。つまり，会計期間の資本の増減は資本取引による資本の増減と配当控除後の利益の合計に等しくなる。これをクリーンサープラス（clean surplus）関係という。これによってすべての損益取引からの利益は損益計算書を経由して貸借対照表の資本に蓄積される。損益計算書を経由しないで資本に直入される項目は，ダーティサープラス（dirty surplus）という。近年，ダーティサープラスが資本に占める割合が高くなっている（薄井［2015］22 頁）。

⑶ 無形資産のオフバランスと財務諸表の有用性問題

知識情報型経済のもとでは，写像理論がなぜ破綻しているといえるのか。米国企業の Apple 社の例を通して明らかにしたい。Apple 社はアメリカのインターネット，デジタル家電製品およびそれらに付随したソフトウェアを開発する企業である。中條によれば，Apple 社の 2011 年 12 月末の

純資産額が 90,054 百万ドルと計上している。これに対して，2012 年 3 月 19 日時点の株式時価総額は 5,604 億ドルであった。株式時価総額と純資産額との差額は実に 5,500 億ドル以上に及ぶ。この差額は Apple 社が有する見えざる富，すなわち，ブランド力，研究開発力，人的資本，知的財産など有形の実体を伴わないものによって構成されていると多くの研究者が指摘する。この巨額の差額は財務諸表に捉えられない，知的資本に関する Apple の株式の市場の見積もりを示している（中條［2012］165 頁）。

このように，Apple 社の財務諸表がその経済的実態を反映していない単純な例ではあるが，現代会計における一般的な事柄にもなりつつある。伝統的の「会計（財務諸表）は企業の経済実態の写像」と考え方が知識情報型経済のもとでは言えなくなっている。中條は，知的財産に関心が高まった原因を二つ指摘した（中條［2012］165 頁）。第一に，ポスト工業化により経済のソフト化とサービス化が進行したことである。経済のソフト化とサービス化とは，情報やサービスといった要素が経済に占める割合を高めていく現象のことである。

こうした事情は日本においても同様である。伊藤によると，2003 年 3 月時点，東京証券取引所に株式上場している企業の市場価値総額の内訳について，無形資産が 4 割近く，製造業の無形資産は 59.9％を占めていたという。このように，価値創造の源泉が有形資産から無形資産へ移行すれば，企業の投資行動にも変化が起こるはずである。さらに，伊藤は，1997 年から 2004 年を対象に調査を行い，日本の上場企業においては有形固定資産（有形固定資産の増減額＋減価償却費）への投資の割合が減少傾向にある，これに代わって無形固定資産（研究開発費，広告宣伝費，販促費）の比重が高まっていることを示している（伊藤［2006］19 頁）。

5. 会計の情報システムと記号化

1941 年に米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants，AICPA）の会計用語委員会が公表した会計の定義は「会計とは，少なくとも財務的正確をもつ取引や事象を，意味のあるやり方で貨幣額によって記録し，分類し，集計し，かつその結果を解釈する技術である」。この時代の会計は計算のシステムとして考えられていた。1966 年の「基礎的会計理論に関する報告書」（A Statement of Basic Accounting Theory，ASOBAT）による定義では，「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定をすることが可能なように，経済的情報を識別し，測定し，伝達するプロセスである。」と変化する。1941 年の定義と大きく異なる点は，会計を，計算のためのシステムやツールではなく，情報提供のシステムと定義していることである。会計はそれまでの単に計算ツールとしての役割から，情報の利用者のために情報を提供するというシステムへと役割へと大きく前進させた。また，1970 年に公表された AICPA の APB ステートメント第 4 号では「会計はサービス活動である。その機能は，経済主体に関する主として財務的性格を持った定量的情報のうち，経済的意思決定に役立つような情報を提供することである」となる。会計がサービス活動として情報利用者の意思決定に役立つための情報を提供する活動ということが明示された。それは情報の利用者に焦点が向けられ，意思決定に役立つ情報を提供することが会計の役割であることが明確にされた（中村［2009］62 頁）。

1978 年の FASB の SFAC 第 1 号は，「財務報告は現在および将来の投資家，債権者およびその

他の利用者が合理的な投資，与信およびその他類似の意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」，「経営および経済的意思決定を行うために有用な情報を提供することを目的としている」となる。情報利用者についての記述に変化がみられる。これまでは，会計が情報提供システムとしての役割が主に述べられており，情報利用者については，定義ではその内容については詳細に示されていなかった。FASB は SFAC 第 1 号において，情報利用者について投資家と債権者をあげ，また，ステートメントの中で情報利用者の経済的利害関係について説明が行われている。これにより，会計は情報を提供する対象やその理由，目的がより明確にされ，より能動的に情報の開示を行うシステムとしての役割が明示されることとなる（中村［2009］62 頁）。

こうした会計観と会計の定義の変遷に伴い，資産の概念も変わってくる。会計は企業の経営活動をストックとフローの視点から，資産，負債，資本，収益および費用の項目を使用し，財務諸表を通じて企業の財務状態と経営成績を表現する仕組みである（富塚［2015］52 頁）。資産負債観における会計の主たる目的は，企業の経済的資源の測定と開示および投下資本の回収可能性の開示とされる。期間損益は一定期間内における経済的資源の変動額ととらえられる。そこでは，経済的資源とは将来の経済的便益をもたらす項目である。経済的便益の存在はキャッシュ・フローを獲得するか否かによって確認される。会計上は将来キャッシュ・フローを当期の割引率で割り引くことによって当期のストック価値が決定される。

経済的資源なる用語は操作可能性に欠けるという批判に対して，資産の定義に「分離可能性」の条件を加える考え方もある。分離可能な経済資源とは企業全体を処分しなくても部分を独立に売買，賃貸取引等ができるものをいい，市場価値ないし公正価値による測定が可能であることを意味する。仮に分離可能性を満たす経済的資源を認識し，公正価値による測定を行ったとしても，その集計値の一致は望めず，企業価値そのものは財務諸表に計上されない。分離可能性を資産の定義に加えるということは，財務諸表の機能を公正価値表示されるものに限定し，DCF 法や株価などによって算定される企業評価を投資家や証券市場にゆだねることになる（田中・松本［2012］63 頁）。

収益費用アプローチにおける会計の主たる目的は，収益と費用の対応による適正な期間損益計算および投下資本の回収状況を開示することである。期間損益は，取引額（収支計算）を基礎とした収益と費用との対応計算ととらえられる。過去のフローである取引額ないし取得原価（支出額）を当期の期間収益と対応させ，その残高を将来のフローである時期以降の期間収益と対応させるプロセスが必要となる。収益費用アプローチは，取引・対応アプローチと言い換えることができる。収益費用概念的思考における資産は，必ずしも決算時の経済的資源との一致を要請されるのでなく，取引額の期間配分の結果生じる未配分原価にすぎない（田中・松本［2012］64 頁）。

経済の発展が新しい会計上の問題を生み出し，その原因となった経済事象を強く反映したものである。このような観点を出発点にして，社会経済構造の変化のもとで，会計はもはや企業の経済実態の写像では説明がつかない状態にあり，「記号」もしくは「言語」として企業の経済実態を語ることになる。

6. おわりに

近年，世界の経済環境が実物経済から金融経済，さらに知識情報集約型経済へと移行しつつあ

る。そうした動向の中，企業の経済活動はブランド，ノウハウ，開発力などの知的財産の重要性が高まるとともに，貸借対照表に計上される資産が，見える富の固定資産や金融資産から，見えざる富といわれる無形資産まで，そのバリエーションが増える一方である。会計情報の有用性も，そのときの客観的諸条件によって規定される。利害関係者に対する会計情報の有用性を前提とする計算表示は，必然的にそのときの利害関係者の関心に左右される関係にあり，その意味で，会計上の資産概念はきわめて相対的，歴史的な性格のものであるといえる（嶌村［1976］5 頁）。会計は企業の経営活動をストックとフローの視点から，資産，負債，資本，収益および費用の項目を使用し，財務諸表を通じて企業の財務状態と経営成績を表現する仕組みである（富塚［2015］52 頁）。貸借対照表は財務諸表体系の一要素であり，資産はまたその貸借対照表を構成する一要因である。現在，世界的な範囲で資産・負債観が重要視され，会計理論と各国の会計制度は資産・負債アプローチを中心に動いている。資産を始めとする貸借対照表能力は企業の財務諸表から企業価値に及ぼす影響が大きく，企業にとっての「資産とは何か」，ならびに資産の本質―経済的資源―を如何に理解していくかを問われる時代である。

【参考文献】

伊藤邦雄編著〔2006〕『無形資産の会計』中央経済社
井原理代〔1988〕「サービス潜在力としての資産」『企業会計』Vol. 40
伊東良子〔2006〕「IASB 及び FASB 概念フレームワークにおける資産概念」成城経済研究第 173 号
薄井彰〔2015〕『会計制度の経済分析』中央経済社
浦崎直浩〔2005〕「知的資本の測定と報告」『商経学叢』
岡本治雄〔2002〕『現代会計の基礎研究　第 2 版』中央経済社
岡本治雄〔2017〕『会計記号と企業分析』唯学書房
太田哲三〔1950〕「資産の費用性と価値性」『会計学第 1 集』白桃書房
岸悦三〔1975〕『会計生成史 ── フランス商事王令会計規定研究』同文館出版
企業会計基準委員会〔2006〕討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
神戸大学会計学研究室編〔2007〕『会計学辞典』第 6 版
櫻井通晴〔2012〕『インタンジブルズの管理会計』中央経済社
鈴木一水，「資産と経済的資源」〔2012〕『体系現代会計学第 1 巻　企業会計の基礎概念』中央経済社
嶌村剛雄〔1976〕『資産会計の基礎理論』中央経済社
中村泰將編著〔2009〕『財務会計論』税務経理協会
M. C. Miller and M. A. Islam, *The Definition and Recognition of Assets*, 太田正博訳〔1992〕『資産の定義と認識』中央経済社
田中祥子・松本健〔2012〕「無形資産としてののれんの理論的制度的研究」高岡法学第 30 号
武田隆二〔2008〕『財務諸表論　第 11 版』中央経済社
友岡賛〔2009〕「ジャック・サヴァリ『完全な商人』（1675 年）」Medianet No.16
富塚嘉一〔2015〕「会計が対象とする「実態」とは」CGSA フォーラム第 13 号
法令用語研究会編〔2012〕『法律用語辞典　第 4 版』有斐閣
広瀬義州編著〔2002〕『体系現代会計学第 6 巻　財務報告のフロンティア』中央経済社
J. Vatter, The Fand Theory of Accounting and lis Lmplicalions for Financial reports, Chicago, 1947.

（原稿受付　2017 年 12 月 6 日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 213-249

〈論　文〉

日本のコーポレートガバナンス[1)]改革における特徴

中　村　竜　哉

要　約

本稿の目的は，戦後日本のコーポレートガバナンスに関する改革について，特徴を明らかにすることである。このために，衆参両議院の法務委員会や内閣府，法務省，経済産業省，金融庁，東京証券取引所に設置された審議会や検討会等で議論された内容について議事録を精読する方法を採った。この結果，次のような特徴があることが明らかとなった。

第2次安倍政権が発足する前のコーポレートガバナンス改革は，会社の不祥事再発を防止する目的で実行されてきた。ハードロー改革が中心となり，ソフトロー改革がそれを補佐していた。具体的には，ハードロー改革で監査役制度を強化し，ソフトロー改革で市場ルールを制定する形をとっていた。

2000年代に入ると，ハードロー改革とソフトロー改革の双方において取締役会改革，特に社外取締役や独立取締役，社外監査役，独立監査役の必要性が指摘されるようになった。

第2次安倍政権発足後は，内閣府（閣議決定）がアベノミクスの成長戦略の一環として，コーポレートガバナンス改革の方針や施策を策定している。閣議決定された方針や施策に沿って，各省庁がコーポレートガバナンス改革を進めている。改革の目的は会社不祥事の再発防止から，『会社の持続的な成長』『経済の好循環確立』『稼ぐ力の強化』『ガバナンス改革を形式から実質へ深化』『中長期的な企業価値の向上』へと変化している。

キーワード：コーポレートガバナンス改革，ハードロー改革，ソフトロー改革，監査役改革，アベノミクス，取締役改革

[1]　本稿の目的と方法

本稿では，日本の戦後のコーポレートガバナンスに関する改革について，特徴を明らかにすることを目的とする。この目的を実行するために，衆参両議院の法務委員会，内閣府，法務省，経済産業省，金融庁，東京証券取引所に設置された審議会や検討会等の議事録を精読する方法を採る。キーワードには下線を付して強調をすることで特徴を裏付けていく。

まず，コーポレートガバナンスとは何かを定義しておく必要がある。本稿では，2015年6月1日から東京証券取引所に上場する会社に適用されている「コーポレートガバナンス・コード原案」

1)　コーポレートガバナンスという表記の他，コーポレート・ガバナンスという表記もある。本稿では前者を利用するが，引用する際には原文に沿って行うために，後者を利用することもある。

における定義を利用する。「『コーポレートガバナンス』とは，会社が，株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を考えた上で，透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」[2)]である。具体的には，コーポレートガバナンスには，取締役会の仕組み，経営者交代の仕組み，情報公開の仕組み，報酬制度，買収防衛策などが含まれる。

コーポレートガバナンス改革の目的は何か。あるいは改革によって何が変わるのか。それは，コーポレートガバナンスを変えることによって会社のパフォーマンスを変えることである。このルートは2つある。1つはコーポレートガバナンスを変えることによって会社のパフォーマンスを直接的に変えるルートである。もう1つは，コーポレートガバナンスを変えることで経営者の行動を変えることができ，経営者の行動を変えることで会社のパフォーマンスを変えるという間接的ルートである。

表1，表2，表3，表4は，日本の株式会社に関するコーポレートガバナンス改革の変遷を一覧表にしたものである。これらの表では，コーポレートガバナンス改革に関する審議会等の主催事務局がどの省庁等に置かれたかによって分類されている。これらの表から2つの特徴が読みとれる。

第1に，法務省，経済産業省，金融庁，東京証券取引所にそれぞれ審議会等が設置されて，コーポレートガバナンス改革が進められたことである。第2に，第2次安倍政権が2012年12月26日に発足すると，内閣府（閣議決定）によって『日本再興戦略』や『未来投資戦略』が策定されるようになり，2013年以降，コーポレートガバナンス改革が急速に進んでいることである。

コーポレートガバナンス改革にはハードロー改革とソフトロー改革がある。ハードロー改革とソフトロー改革とは何か。[2] では2つの改革の定義と特徴について取り上げる。[3] では第2次安倍政権発足前（2012年まで）のコーポレートガバナンスに関するハードロー改革を取り上げる。ここでは，コーポレートガバナンス改革の目的は会社不祥事の再発防止であり，監査役制度の改革が中心であったことを説明する。[4] では戦後日本のコーポレートガバナンスに関するソフトロー改革を取り上げる。(4.1) では2012年までの改革を取り上げる。この時期のソフトロー改革の特徴は，目的がハードロー改革と同様に会社不祥事の再発防止であり，ハードロー改革の補完として取引所ルールが制定されてきたことである。(4.2) と (4.3) では2013年以降の改革を取り上げる。改革の目的は，会社不祥事の再発防止からが日本経済の成長を促進することにシフトしたことを明らかにする。[5] では，2017年のハードロー改革を取り上げる。[6] において，本稿のまとめをする。

表1　コーポレートガバナンス改革の変遷(1)── 監査制度強化 ──

	1950年	…	1974年	…	1981年	…	1993年
法務省	5月10日： 商法が改正されて公布される。授権資本制度と米国型取締役会制度が導入される。それに伴い，業務監査を行ってきた監査役の権限は縮小され，会計監査のみを担当する。1951年7月1日施行。		4月2日： 商法特例法が制定され公布される。監査役による監査体制が強化される。監査役は会計監査に加えて業務監査を行う。大会社に対して会計監査人の監査が義務付けられる。1974年10月1日施行。		6月9日： 商法が改正されて公布される。監査制度が強化される。大会社において1人でよかった監査役が複数人を要求され，そのうち1人は常勤監査役とされた。1982年10月1日施行。		6月4日： 商法が改正されて公布される。監査制度が強化される。大会社において監査役は3人以上と義務付けられる。監査役会の制度が導入される。社外監査役制度（1名以上の社外監査役選任の義務付け）が導入される。監査役任期は2年から3年に伸長される。1993年10月1日施行。

2)　コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（コーポレートガバナンス・コード原案 - 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために -）」，2015年，p. 2。

表２　コーポレートガバナンスに関する改革の変遷(2)── 監査制度強化 ──

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
内閣府						
法務省	12 月 12 日： 商法特例法が公布される。大会社について監査役の半数以上を社外監査役とすることが義務付けられた。2002 年５月１日施行。	5 月 29 日： 商法が改正され公布される。委員会等設置会社制度が導入され，監査役設置会社との選択制になる。施行は 2003 年４月１日。			7 月 26 日： 会社法（商法）が公布される。すべての大会社について内部統制の構築に係る規律が明文化された。施行は 2006 年５月１日。	
経済産業省						
金融庁						6 月 14 日： 金商法が公布される。四半期報告書の導入，監査法人の関与義務付けや課徴金によって情報提供機能を担保する。有価証券報告書の虚偽記載事件が数件発生したことを受け，内部統制監査制度を導入する。施行は９月 30 日。
東京証券取引所		12 月 17 日： 東証に上場する会社に対して，2004 年４月１日以降に開始する事業年度から四半期財務・業績情報の開示を義務付けるルールが制定された。		3 月 16 日 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」と「上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けて」(報告書）を公表。		1 月 13 日： ディスクロージャーに係る不祥事の続発を受けて，コーポレート・ガバナンス報告書の提出・開示を開始する東証ルールが制定される。 9 月 11 日 「上場制度整備懇談会」第１回開催（現在まで 47 回開催)。

表３　コーポレートガバナンスに関する改革の変遷(3)── 社外役員，社外取締役，独立役員の導入 ──

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
内閣府						
法務省				4 月 28 日： 第１回法制審議会会社法制部会が開催される（2012 年まで 24 回開催される)。		
経済産業省		12 月２日： 第１回企業統治研究会が開催される（2010 年まで６回開催される)。	6 月 17 日： 企業統治研究会が報告書を公表し，コーポレート・ガバナンスの基本的考え方，社外役員の独立性，社外取締役の導入，手段の選択に関して方針を示す。会社法改正を行わない対応を採用し，金融商品取引所による対応に委ねるという「枠組みを定める手段」を選択することとなった。			3 月７日： 第１回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会が開催される（2015 年まで 16 回開催される)。
金融庁			6 月 17 日： 金融庁 金融審議会 金融部会スタディグループが報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」を公表する。取引所ルールのあり方を検討し，今後は取引所が直接規律していく可能性を提言する。			
東京証券取引所			12 月 22 日 有価証券上場規定を改正し 「すべての上場会社に対して１名以上の独立役員確保を要求する」というルールが制定される。 12 月 22 日： 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」改定。	3 月 31 日： 「上場制度整備懇談会」が「独立役員に期待される役割」を公表。		

表 4　コーポレートガバナンスに関する改革の変遷(4)── ソフトロー改革へ移行 ──

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
内閣府	6 月 14 日： 『日本再興戦略』公表。	6 月 24 日： 「『日本再興戦略』改訂 2014」公表。	6 月 30 日： 「『日本再興戦略』改訂 2015」公表。	6 月 2 日： 「『日本再興戦略』改訂 2016」公表。	6 月 9 日： 「『未来投資戦略』2017」公表。
法務省		6 月 27 日： 社外取締役の機能を活用しコーポレートガバナンスの強化等を目的とする平成 26 年改正会社法が公布される。改正点は以下の通り。 (1)新たな機関設計である監査等委員会設置会社の創設 (2)社外取締役の在り方に関する規律の見直し	5 月 1 日： 平成 26 年改正会社法が施行される。		4 月 26 日： 第 1 回 法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が開催される（現在まで 9 回開催される）。
経済産業省		8 月： 「持続的成長への競争力とインセンティブ── 企業と投資家の望ましい関係──」プロジェクトが最終報告書「伊藤レポート」を公表。	7 月 24 日： コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会が報告書「コーポレート・ガバナンスの実践── 企業価値向上に向けたインセンティブと改革」を公表。	7 月 1 日： 第 1 回 CGS 研究会が開催される（現在まで 10 回開催される）。	3 月 10 日： 「CGS 研究会報告書 実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引き（CGS レポート）」公表。 3 月 31 日： 「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」公表。 10 月 26 日： 持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会が報告書「伊藤レポート 2.0」を公表。
金融庁	8 月 6 日： 第 1 回日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会が開催される（2014 年までに 6 回開催される）。	2 月 26 日： 「日本版スチュワードシップ・コード」を公表。 8 月 7 日： 東証と共同主催で，第 1 回コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が開催される（2015 年までに 9 回開催される）。	3 月 5 日： コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表。 9 月 24 日： 東証と共同主催で，第 1 回スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が開催される（2016 年までに 10 回開催される）。	2 月 28 日： スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が意見書「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」を公表。 11 月 30 日： スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」を公表。	1 月 31 日： 第 1 回スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会が開催される（現在までに 3 回開催される）。 5 月 29 日： 「日本版スチュワードシップ・コード」改訂版を公表。
東京証券取引所		1 月 6 日： 「JPX 日経インデックス 400」算出開始	3 月 5 日： コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表。 6 月 1 日： 「コーポレートガバナンス・コード」の適用開始。		3 月： 「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2017」公表。 7 月 26 日： 「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び委員会の設置状況」公表。

[2]　ハードロー改革とソフトロー改革とは

(2.1)　ハードローとソフトローの定義[3)]

ハードローとは「民主的な手続きを経て作られた法律」[4)] であり，正当性や拘束力を所与の前提とする。ソフトローとは「裁判所その他の国の権力によってエンフォースメントされないような規範であって，私人（自然人および法人）や国の行動に影響を及ぼしているもの」[5)] である。

表５は，国家と国家以外のどちらが形成したか，国家がエンフォース（強制）するか否かによって，ハードローとソフトローを分類した表である。

表５　ハードローとソフトローの分類

エンフォースするか否か／形成主体	国家がエンフォースしない	国家がエンフォースする
国家以外が形成する	カテゴリー１ （社会規範，企業倫理，CSR 等）	カテゴリー３ （会計基準，商慣習法等）
国家が形成する	カテゴリー２ （労働法上の努力規程等）	カテゴリー４ （ハードロー）

参考文献：藤田友敬（2008），p. 5

カテゴリー１は，国家以外が形成し，国家がエンフォースしないものである。自発的，自律的な純然たる私的な規範である。社会規範，企業倫理，企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility; CSR）などがここに分類される。

カテゴリー２は国家が形成したが，国家がエンフォースしないものである。法が罰則等なんら法的な効果と結びつけられていない行為規範を定めている場合である。労働法上の努力規程がここに分類される。

カテゴリー３は，国家以外が形成した規範であり，国家がエンフォースしているものである。法制度が最初から私人に対して規範の作成を命じる場合や，当然に私人による規範作成を前提としている場合である。会計基準がこの例である。私人によって自発的に形成された規範や秩序が，後になって国家が関与する紛争解決の場でエンフォースされる場合もある。商慣習がこの例である。

カテゴリー４は，国家が形成し，エンフォースしているものである。典型的なハードローである。ただし，カテゴリー４にもソフトローの例もある。納税義務は国家によって作成されてエンフォースされる規範の典型であるが，エンフォースの過程で通達や解釈指針といった形で拘束力のないルールが設定されることがある。これらの通達や解釈指針はソフトローの一種である。

カテゴリー１から３はソフトローである。カテゴリー４は典型的なハードローである。しかし，カテゴリー４にもソフトローが存在するということになる。

---

3)　この節（2.1）は藤田友敬『ソフトローの基礎理論』有斐閣，2008 年を参考にしている。
4)　藤田友敬（2008），p. 4。
5)　同上，p. i。

(2.2) コーポレートガバナンスに関するハードロー改革とソフトロー改革

国家によって民主的な手続きを経て作られた法律には，多くの人々の行動を一斉に変えることができるコーディネート機能がある。会社のコーポレートガバナンスに関する法律を新たに制定するあるいは改正することは，会社に関わる人々の行動を変えて，会社のパフォーマンスを改善する効果が期待できる。このような改革をハードロー改革という。表1から表4中に見られる法務省関連の改革は，商法（会社法）を改正あるいは制定することになるのでハードロー改革にあたる。

コーディネート機能は法律でなくても実行可能である。それは，多くの人々によって，他の人々も守るであろうと期待される規範があれば，それがコーディネート機能をもつからである。ソフトロー改革は，新たにこのような規範を制定するか，従来の規範を改正するかによって，会社に関わる人々の行動を変えて会社のパフォーマンスを改善する改革のことをいう。経済産業省，金融庁，東京証券取引所関連の改革の多くはソフトロー改革にあたる。

コーポレートガバナンス改革に関する経済産業作成の資料の中に，「会社法などの法改正と金融商品取引所の規則整備などいくつかの選択肢が考えられるが，いずれが適当か」[6] という記述がある。この記述は，日本の会社が最低限満たす必要のあるルールを定める際の手段の選択に関して，ハードロー改革とソフトロー改革の2つの手段が選択可能であることを意味している。

[3] 会社の不祥事再発防止策としての商法（会社法）改正の歴史
── コーポレートガバナンスに関するハードロー改革 ──

会社法は1890年公布の旧商法に始まる。1899年には新商法が公布され，その後1911年と1938年に商法が改正されている。日本の株式会社法制が大きく変わったのは，第二次世界大戦後である。[3] では，1950年から2014年までのコーポレートガバナンスに関するハードロー改革としての商法（会社法）改正を取り上げる。

(3.1) 1950年から1993年までのハードロー改革
── 会社不祥事の再発防止のための監査制度強化 ──

1950年から1993年までのコーポレートガバナンス改革の特徴は，表1にまとめたように，1950年，1974年，1981年，1993年に商法（会社法）が改正されていることである。もう1つの特徴は，1950年に緩和された監査制度が，その後の会社の不祥事を契機にして再発防止のために，段階的に強化されていくことである。以下，商法（会社法）の改正内容と改正理由を明らかにしていく。

1950年5月10日に商法が改正されて公布された。改正以前には，会社を設立するときや資本を増加するときに，定款に記載された資本の額にあたる株式が引き受けられるのみであり，機動的な資金調達ができないという欠点があった。資本確定の原則が存在していたためである。そこで，今回の改正において，定款に資本の額を記載しないでよい授権資本制度が採用され，新株発行時に定款を変更することなく取締役会のみで新株発行が可能になった。授権資本制度を採用することは，

6) 経済産業省「ご議論いただきたい事項」（企業統治研究会第4回配布資料），2009年3月，p. 3。

株主総会が持っていた資本増加の決定権を取締役会に与えることになる。そこで，取締役会のあり方が問題となった[7]。

取締役会のあり方が検討された結果，米国型取締役会制度が導入されることとなった。具体的には，取締役会において取締役の中から代表取締役に選任された者だけが会社代表権を有することになり，取締役会は会社の業務を執行し，取締役の職務の執行を監督することになった。これに伴い，監査役は会計監査のみを担当することとなった。

1950 年商法改正以前には，監査役は業務監査を行っていたが，なぜ会計監査のみに限定されたのか。1973 年 5 月 8 日開催の衆議院法務委員会の会議録をみると，アメリカの意向に沿った結果であると次のように説明されている。

> 「アメリカにはわが国におけるような業務一般を監査する監査役というものがなくて，会計監査の面で特殊な監査が行われておるような状態でございます。他方，わが国の実情といたしましても，監査役というものはあまり業務監査の実効をあげていなかったというような事情もございまして，主として当時の司令部のアドバイスによりまして，これを会計監査に限定したらどうかということで，このように改められたというふうに聞いております」[8]

1974 年 4 月 2 日，商法の改正と商法特例法の制定が行われて公布された。この結果，監査役による監査体制が強化されることとなった。具体的には，監査役は会計監査の他に業務監査も行うことになり，資本金 5 億円以上の株式会社（大会社）は計算書類について定時総会前に公認会計士または監査法人の監査を受けるものとされた。1974 年に監査役機能が強化されることになった理由に関して，1973 年 5 月 8 日開催の衆議院委員会の会議録では，相次ぐ粉飾決算に対処するためであると説明されている。

> 「今回の監査制度の改正の動機となりましたのは，昭和 40 年の山陽特殊製鋼が倒産したという事件でございます。この倒産に伴いまして関連企業が連鎖倒産をするという問題が起こりまして，その原因が，1 つには会社の粉飾決算にあったというような点から，株式会社の監査制度を強化，改善すべきであるということで今回の改正に発展したわけでございますが，粉飾決算の状況はその後におきましても必ずしも少なくないという実情でございます」[9]
>
> 「粉飾決算の行われた数というものを申し上げますと，昭和 41 年に 52 社，それから 42 年は 3 社でございますが，昭和 43 年に 32 社，昭和 44 年に 23 社，昭和 45 年に 48 社，46 年に 12 社というように，必ずしも減っておりません。そのうち著名な事例といたしましては，昭和 45 年の河合楽器，芝電気，汽車製造，それから昭和 46 年のヤシカ，ことしに入りまして御指摘の三共，こういった事件があるわけでございまして，こういった粉飾決算に対処するために

7）「第 007 回国会 参議院法務委員会 第 6 号議事録」（1950 年 3 月 7 日開催）にある岡咲恕一政府委員（法制意見総務室第一局長）の答弁による。

8）「第 071 回国会 衆議院法務委員会 第 24 号議事録」（1973 年 5 月 8 日開催）にある川島一郎政府委員（法務省民事局長）の答弁。下線部は筆者が引いたものである。下線を付した理由は，コーポレートガバナンス改革の特徴を強調するためである。以下同じ。

9） 同上。下線部は筆者が引いたものである。

も，監査制度の改善というのは現下のきわめて必要な事柄であるというふうに思っておるわけでございます」[10)]

1981 年 6 月 3 日，商法の改正と商法特例法の制定が行われて公布された。ここで，さらに監査制度が強化されることとなった。具体的には，監査役は取締役が法令または定款に違反する行為をしたりするおそれがあるときには取締役会に報告し，必要なときには取締役会を招集する請求ができること，監査役の報酬や費用を確保するための規定を設けることになった。さらに，会計監査人の監査を実施する大会社の範囲が拡大されて資本金 50 億円以上または負債 200 億円以上のいずれかに該当するものとされ，これまでは 1 人でよかった監査役は 2 人以上でなければならないとされ，そのうち 1 人は常勤監査役であることとなった。

なぜ資本金 50 億円以上または負債 200 億円以上とされたのか。当時の株式会社数は約 98 万社あり，そのうち資本金 50 億円以上の会社は 706 社（0.072％）であったこと，資本金 10 億円以上 15 億円までの一部上場会社の平均負債額は約 140 億円，資本金 5 億円の二部上場会社の平均負債額は約 59 億円であったことによる[11)]。

上のような内容で 1981 年に商法が改正された理由は 2 つある。第 1 に，1974 年改正時に両院の法務委員会において，今回（1974 年時）の改正内容は部分的でよいが今後は商法の全面改正が必要であること，特に会社の社会的責任という問題が提起されて附帯決議されたことである[12)]。ところが，1981 年の改正は全面的な改正にはなっていない。それは，会社の不祥事が相次いで起こったことからである。これが第 2 の理由である。当時の会社の不祥事とは，1979 年の航空機疑惑（ロッキード・グラマン事件）と誠備事件である。不祥事発生により早期に商法改正が必要ではないかという主張を受けて，政府は「全面改正の方針を取りやめて，それまでのものを中心にして取り急ごうということになった」[13)]。

1981 年 4 月 24 日開催の「第 094 回国会　衆議院法務委員会」において，商法を全面改正する予定が急きょ限定されて提案された理由を質問されて，中島一郎政府委員（法務省民事局長）と奥野誠亮法務大臣が次のように答弁している。

「昭和 54 年の春から秋ごろにかけまして，直接のきっかけとなりましたのは，そのころできました航空機疑惑に関する協議会というのがございまして，その提言の中に，会社の経理をただすということがあったわけであります」[14)]

10）同上。下線部は筆者が引いたものである。

11）「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 6 号議事録」（1981 年 4 月 21 日開催）における中島一郎政府委員（法務省民事局長）の答弁による。

12）「第 071 回国会　衆議院法務委員会　第 39 号議事録」（1973 年 7 月 3 日開催）にある附帯決議によると，会社の社会的責任が問題提起されている。「第 072 回国会　参議院務委員会　第 6 号議事録」（1974 年 2 月 21 日開催）にある附帯決議によると，会社の社会的責任あるいは企業の社会的責任が問題提起されている。しかし，どちらにも会社あるいは企業の社会的責任が何を意味するかの説明はない。

13）「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 6 号議事録」（1981 年 4 月 21 日開催）における奥野誠亮法務大臣の答弁。

14）「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 8 号議事録」（1981 年 4 月 24 日開催）における中島一郎政府委員（法務省民事局長）の答弁。下線部は筆者が引いたものである。

「最近の事例で申し上げてまいりますと，誠備事件で，代表取締役が大きな権限を持っている，わがままをやっていく，取締役あるいは取締役会はあってなきがごとしだ」[15]

1993 年 6 月 4 日，商法の改正と商法特例法の制定が行われて公布された。この改正においても，監査役による監査制度がさらに強化されることになった。具体的には，大会社において監査役を 3 人以上置くことが義務付けられ，監査役会の制度と社外監査役制度が導入されることとなった。また，社外監査役 1 名以上を選任することが義務付けられ，監査役の任期が 2 年から 3 年に伸長されることになった。

1993 年の改正は，使途不明金を利用して建設会社から不正に政治献金（やみ献金）された金丸事件と，証券金融不祥事（損失補てん問題），日米構造協議におけるアメリカ側の社外重役制度導入の要求を原因とすることは，次の記述からわかる。

「監査役は，会社の業務及び会計を監査するために必要にして十分な権限を有するものでありますから，使途不明金について，粉飾経理などの不正な経理が行われないよう監査する責務があります」[16]

「監査役は，株式会社の最高機関である株主総会において選任される会社の機関であって，既に強力な監査権限を有しておるのでございます。今回の改正によって監査役の任期がさらに伸長され，大会社につき監査役が増員される，いわゆる社外監査役及び監査役会の制度が導入されることによって，株式会社の監査役制度が充実強化されるものと考えております」[17]

「社外監査役制度導入の直接の契機となったのが，日米構造問題協議におけるアメリカ側の社外重役制度導入の要求及び平成 3 年 6 月以降に発覚しました証券・金融不祥事の発生による企業の内外からの監査機能の充実の要請にあるということは否定しがたいと考えます」[18]

証券・金融不祥事とは証券会社の損失補てん問題である [19]。損失保証は禁止されていたが，1991 年に証券取引法が改正されて明文化されて禁止されるまでは，損失補てんという形で大口投資家に対する取引が行われていた。第三者的な立場では，特に明文で規定されていなくても著しく不公平な取引であると考えられるものの，長年，証券業務をしている人はそのような意識もなくなってしまう。そこで，不公平な取引であると考える人が「このたびの改正で 1 人は監査役に入るということによってああいう問題（損失補てん問題）をチェックするということになるではあるまいか」[20]

15）「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 8 号議事録」（1981 年 4 月 24 日開催）における奥野誠亮法務大臣の答弁。下線部は筆者が引いたものである。
16）「第 126 回国会　衆議院法務委員会　第 13 号議事録」（1993 年 3 月 30 日開催）における後藤田正晴法務大臣の答弁。下線部は筆者が引いたものである。
17）同上。下線部は筆者が引いたものである。
18）「第 126 回国会　参議院法務委員会　第 8 号議事録」（1993 年 6 月 1 日開催）における前田庸学習院大学教授の発言。下線部は筆者が引いたものである。
19）平成 3 年 6 月に，4 大証券会社を含む 21 社に総額 700 億円に上る損失補てんの事実が判明したとされる。「第 126 回国会　参議院法務委員会　第 8 号議事録」（1993 年 6 月 1 日開催）における猪熊重二理事発言。
20）同上。

「社外監査役制度というのはそういうものとして法案化された」[21] と考えられる。

(3.2) 2001 年から 2006 年までのハードロー改革
── 会社不祥事の再発防止のための監査制度強化と取締役会改革の必要性の指摘 ──

2001 年から 2006 年までのコーポレートガバナンス改革の特徴は，1950 年から 1993 年までの改革と同様，会社不祥事の再発防止のための監査制度強化を目的としていることである。前期との相違点は，ハードロー改革に加えてソフトロー改革も用いられようになったことである。さらに，監査役制度強化ではなくて，アメリカ流の執行と監督を分離したコーポレートガバナンスの導入，取締役会改革，社外取締役，社外監査役，独立取締役，独立監査役の導入といった取締役会改革を求める声が上がるようになってきた。

2001 年 12 月 12 日，議員発議の商法特例法が制定され公布された。商法特例法の制定内容のうちコーポレートガバナンスに関するものは，監査役の機能強化である。具体的には，資本金 5 億円以上または負債額 200 億円以上の大会社において，監査役の半数以上が社外監査役であることとされた。監査役の任期も 4 年に延長されることとなった。

なぜこのような監査役の機能強化案が議員発議されたのか。発議者である太田誠一衆議院議員は次のように述べ，取締役会の改革の代わりに監査役の機能強化をしたと指摘している。

> 「アメリカのコーポレートガバナンスの仕組みというのは，（中略）社外取締役を中心として，そこでもって取締役会の中に主として 4 つの機能，4 つの委員会を設けてやる。…監査委員会…訴訟委員会…人事委員会…報酬委員会。4 つの委員会をもって，いずれも社外が過半数であることが要件でございますけれども，それによって執行権を持っている経営幹部に対するチェック，モニタリングの機能を果たすというのが考えでございます」[22]
>
> 「我々も当然そこに一気に行きたいというふうに思った時期もございますけれども，やはりどうしても我が国は監査役でずっとやってきているわけでございますから，監査役制度でそれでは全部これは，この監査役制度を改善することについてできないかというか，とりあえずは考えるわけでございまして，その結果，今日提案したものが出てきたということでございます」[23]

監査役の機能強化案に関して，政府参考人である岩原紳作東京大学教授は次のように述べ，早急に取締役改革を促進すべきであると主張している。

> 「我が国の会社のコーポレートガバナンスの第 1 の課題は，経営を活性化させ，企業の競争力，収益力を高めることにあると考えております。そのためには，経営の妥当性を監督する取締役会の改革こそが目指されるべきであり，来年の通常国会を目指して検討が進んでおります

21） 19）と同じ。
22）「第 153 回国会　参議院法務委員会　第 12 号議事録」（2001 年 12 月 4 日開催）における太田誠一衆議院議員の答弁。下線部は筆者が引いたものである。
23） 同上。下線部は筆者が引いたものである。

社外取締役制度の導入などの取締役改革が実現されることを何よりも強く期待したいと思います」[24]

「本法案では監査役強化が目指されております。これには一定の効果が期待されますが，それは限られたものであり，取締役会の改革の方向とはむしろ抵触する側面がございます。監査役の権限はあくまでも会計監査と違法性監査に限定されておりまして，経営の妥当性，企業の競争力に関する監査は行えないわけであります」[25]

「会計監査，違法性監査の面においても，監査役制度の強化が戦後たびたび図られてきたにもかかわらず，なお顕著な効果は上げていないということは否定できない事実でございます。本法案程度の監査役制度の改正では，やはり大きな期待はできないように考えております」[26]

「ぜひお願いしたいことは，本法案が成立したとしても，それとは別に，社外取締役制度の導入など，取締役会改革をぜひ進めていただきたいということでございます」[27]

2002 年 5 月 29 日に商法が改正され公布された。この改革において，委員会等設置会社制度が導入され，監査役設置会社との選択が可能になった。委員会等設置会社制度は，メンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会，監査委員会，報酬委員会の 3 委員会と，業務執行を担当する執行役を置き，監査役を置かないアメリカ型モニタリングモデルを参考にした機関制度である。

なぜこのような内容で商法は改正されたのか。森山真弓法務大臣は，会社の不祥事[28] が改正の理由であるとして次のように答弁している。

「企業の不祥事というのが依然として後を絶たないという状況でございますのは，まことに残念でございますが，現実でございます。このような事態の発生をできる限り減らしていくということも今回のねらいの 1 つでございます」[29]

会社の不祥事を抑制するためにアメリカ型モニタリングモデルが参考された理由については，房村精一政府参考人（法務省民事局長）が次のように述べている。

「基本的に，米国あるいは英国等先進国で，現在，企業について執行と監督を分離する方向でガバナンスを強化している。そういう流れの中で，日本の会社の特性を考えて最も参考となるものとして，米国において採用されている委員会等を設置した会社，これをモデルにして今

24）「第 153 回国会　衆議院法務委員会　第 14 号議事録」（2001 年 11 月 28 日開催）における政府参考人である岩原紳作東京大学教授の発言。
25） 同上。下線部は筆者が引いたものである。
26） 24）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。
27） 24）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。
28）「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 12 号議事録」（2002 年 4 月 23 日開催）における井上哲士参議院議員の発言，「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 14 号議事録」（2002 年 5 月 7 日開催）における柏村武昭参議院議員の発言を参考にすると，雪印集団食中毒事件（2000 年）や全農系の食肉会社の産地偽装問題（2002 年）の不祥事，マイカルの倒産（2001 年）を指す。
29）「第 154 回国会 衆議院法務委員会 第 9 号議事録」（2002 年 4 月 12 日開催）における森山真弓法務大臣の答弁。下線部は筆者が引いたものである。

回の案を考えたわけでございますし，一般的に，アメリカの企業統治システムがそれなりに評価されているということは当時も変わらないのではないかと思っています」[30]

岩原紳作参考人（東京大学教授）は，今回の改正は会社の不祥事発生を抑制するためではなく，会社の経営の意思決定を行う取締役会制度の改革を目指したものであるとして次のように述べている。

「我が国企業の経営の在り方，いわゆるコーポレートガバナンスの改革が必要ではないか，改革によって我が国企業の競争力を強化しない限り，我が国経済の活性化はないのではないかということでございました」[31]

「取締役のほとんどが従業員の中から社長が引き上げて指名した人でありまして，代表取締役社長の指揮命令を受ける使用人兼務取締役や業務担当取締役の方が大部分であります。社長の後任は，あるいは次期取締役は現在の社長が決めるのが現実であります」[32]

「今までの商法改正は，日本企業の経済的なパフォーマンスは良いということを前提に，そういった不祥事の発生を抑制するということを念頭に置いて改正を行ってまいりました。したがって，会計監査及び違法性監査のみを担当する監査役制度の強化が主に図られてきたわけであります」[33]

「今回の商法改正案は，正に会社の経営の意思決定を行う取締役会制度の改革を目指したものでございます。そこで，法案におきましては，大会社につき各社が選択によって委員会等設置会社となり，いわゆるアメリカでモニタリングモデルと呼ばれておりますアメリカ型のコーポレートガバナンスを取ることができるようにしたものでございます」[34]

「従来の監査に代わって過半数の社外取締役及びそれに準じる者によって構成される監査委員会が会計監査，業務監査を行い，また指名委員会が取締役候補者の決定を行い，報酬委員会が執行役及び取締役の報酬の決定に当たるわけであります」[35]

衆参両院の法務委員会において，アメリカ型モニタリングモデルを参考にしたことに対して，2001 年にエンロン事件（エンロン社における巨額粉飾決算事件）が起きたことを理由にして，委員会等設置会社制度は監督・監査方式として万能ではないのではないかという意見が相次いだ。例えば次のような意見である。

「アメリカのエネルギー最大手のエンロンが倒産いたしまして，大きな衝撃と話題を呼びま

30）「第 154 回国会 衆議院法務委員会 第 9 号議事録」（2002 年 4 月 12 日開催）における房村精一政府参考人（法務省民事局長）の答弁。下線部は筆者が引いたものである。
31）「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 14 号議事録」（2002 年 5 月 7 日開催）における岩原紳作参考人（東京大学教授）の発言。下線部は筆者が引いたものである。
32） 同上。
33） 31）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。
34） 31）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。
35） 31）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。

した。それは，アメリカ史上最大の企業破綻であることに加えまして，インサイダー取引の疑惑あるいは会計監査法人との癒着，政界工作など様々なスキャンダルが取りざたされたことでも話題になったわけでございます。アメリカ議会の調査報告では，エンロンは社外監視制度などコーポレートガバナンスの面で高い評価を受けていた。そのエンロンの取締役会が機能していなかったことが原因の１つとして挙げられているということでございます。今回の改正によりまして日本もアメリカと同じ制度が選択できることになるわけで，エンロン事件というのは人ごとではないという思いがします」[36]。

これに対して，岩原紳作参考人（東京大学教授）は，エンロン事件は公認会計士による会計監査が機能していなかったことが原因であり，今後はそのような事態にならないようにすべきであるという内容の回答をしている。

「このアメリカ型のシステムというのは，まず外部の公認会計士による監査がきちんとしていて，企業のパフォーマンス，財務について正確な情報がきちんと取締役会に上がってきて，取締役会は過半数が社外取締役で，言わばその当該会社の経営についてはアマばっかりなわけですけれども，そういうアマの人であっても，そういう外部の公認会計士による信頼できる財務情報に基づいて経営の状態がきちんと判断できるということを前提に機能するシステムだと思うんですね。ところが，今回のエンロンの事件で分かったことは，その一番の根本である外部の公認会計士による会計監査がきちんと機能していなかった」[37]

「日本でもこれに倣ってアメリカ型を導入する以上は，アメリカがモデルの前提にしていたところを実は必ずしもきちんと確保できていなかった，それを日本でもそういうことにならないようにするということが一番重要ではないかというふうに思っています」[38]

房村精一政府参考人（法務省民事局長）は，使命感や倫理観が重要であるという内容の見解を述べている。

「一般的に，いかなる制度であっても，それだけで会社の不祥事を完全に防止するということは，これはできないわけでありまして，その運用に当たる者の使命感，倫理観というものが極めて重要でありますし，また，より良い制度を構築するための不断の見直しというものも必要なわけであります」[39]

「今後も，アメリカのエンロンの調査結果等も踏まえて，あるいは日本における，これが御採用いただけた場合には，日本におけるその活用状況も見て，更に工夫をしたいと思っていま

36）「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 14 号議事録」（2002 年 5 月 7 日開催）における浜四津敏子委員の発言。下線部は筆者が引いたものである。
37）「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 14 号議事録」（2002 年 5 月 7 日開催）における岩原紳作参考人（東京大学教授）の発言。下線部は筆者が引いたものである。
38） 同上。
39）「第 154 回国会 参議院法務委員会 第 14 号議事録」（2002 年 5 月 7 日開催）における房村精一政府参考人（法務省民事局長）の答弁。下線部は筆者が引いたものである。

す」[40]

2005 年 7 月 26 日，会社法（商法）が公布された。今回の商法改正における主要事項は次の 5 点であり，非公開会社法制に関する改正が行われたことに特徴がある。江頭憲治郎参考人（東京大学教授）は次のように述べている。

「第 1 が有限会社の廃止及び株式譲渡制限会社法制の大改革，第 2 が会計参与制度の創設，第 3 が合同会社制度の創設，第 4 が合併等組織再編行為の自由化，第 5 が剰余金分配手続等の自由化であります。第 1 から第 3 は非公開会社にかかわる改正であります。会社法は，大会社，公開会社中心にとかくなりがちでありまして，非公開会社法制まで手が回らない状態が続いてきたわけでありますけど，今回，昭和 13 年の有限会社法制以来の抜本改正が実現することは，非公開会社の経済に占める重要性が認識された結果であり，学者としても大変喜ばしいと考えています」[41]

江頭憲治郎参考人（東京大学教授）は，世界各国の公開会社法制の動向には，2 つの共通の方向性があると述べている。それらは，第 1 に経営者に対する監督の強化，コーポレートガバナンスに関する規制強化であり，第 2 に経済の激しい変化に対応できるように，株式制度や組織再編，剰余金分配等の制度を自由化することである。これら 2 つの方向性と今回の改正の関係について，次のように述べている。

「日本におきましては，前者の問題につきましては，平成 13 年，14 年に大改正があり，現在その改正の成果を観察している時期なので，今回は余り多くの大きな改正は含まれておりません。大きな改正事項は，内部統制システムの充実を大会社に要求するということ，それから取締役の責任，株主代表訴訟制度等でございます。そして，今回は後者の問題，組織再編，剰余金分配等の自由化に重点を置いた改正になっております」[42]

改正事項のうち内部統制システムの充実を大会社に要求することは，当時起こった会社の不祥事に原因がある。それは，衆参両議院の法務委員会の議事録に残された次のような記述から読み取れる。

「現行法では，委員会等設置会社につきましては内部統制システムについて規定しているわけでございますけれども，今般，大会社について会社法として改めて明文の規定をもって設けることにしたのは，委員仰せのような背景[43] を踏まえてというふうに私ども理解しておりま

40） 同上。下線部は筆者が引いたものである。
41）「第 162 回国会 衆議院法務委員会 第 14 号議事録」（2005 年 4 月 20 日開催）における江頭憲治郎参考人（東京大学教授）の発言。
42） 同上。
43） 三菱自動車のリコール隠し問題（2000 年と 2004 年），西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載問題（2004 年），カネボウの粉飾決算問題（2005 年）などをさす。

す」[44]

「昨今，西武鉄道を初めとするいろいろな事件があったということで，我々としましても，基本的には財務諸表を中心とするところについて，もっときちんと内部統制を図る必要があるんじゃないかという問題意識を持っておりまして…」[45]

2006 年 6 月 14 日，証券取引法が改組されて金融商品取引法となった。あわせて，公開買付制度や大量保有報告制度の整備，企業内容等の開示制度の整備，開示書類の虚偽記載や不公正な取引に係る罰則の強化等が実施された。

企業内容等の開示制度の整備とは，具体的には，自主規制であった四半期開示を法定化して四半期財務情報にも公認会計士等による監査証明を義務付けることと，内部統制報告書も公認会計士等の監査証明を義務付けることである。

これらの改革は，証券市場におけるディスクロージャーに関する会社の不祥事を原因として，これを抑制するために実施された。会社の不祥事とは，2006 年のライブドアの有価証券報告書虚偽記載問題，2004 年の西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載問題や 2005 年の小田急電鉄の有価証券報告書虚偽記載問題，2005 年のカネボウの粉飾決算問題である。金融庁はこれらの不祥事は内部統制が有効に機能していなかったからであるとし，内部統制の強化が必要と判断した。櫻田義孝内閣府副大臣は，2006 年 4 月 21 日開催の「第 164 回国会 衆議院財務金融委員会」において，次のように回答している。

「ディスクロージャーをめぐる最近の不適切な事例については，内部統制が有効に機能していなかったのではないかとの指摘がなされておるところであります。財務報告に係る内部統制の強化を図ることが重要と考えております。こうした観点から，本法案の中で，内部統制報告制度を設けることにしたところでございます」[46]

2010 年 4 月 28 日に「法制審議会 会社法制部会」が設置された。この部会において，会社法によって社外取締役の選任を義務付けるかが検討事項の 1 つとされた。これは，コーポレートガバナンス改革をハードロー改革で推進しようということを意味している。

2012 年 8 月に会社法制に関する要綱案がまとめられ，9 月に法務大臣に答申された。その後，約 2 年かけて法務省民事局で条文化の作業が進められ，2012 年 12 月に安倍政権が誕生し，2013 年 6 月 14 日に『日本再興戦略』が公表されている。この『日本再興戦略』で「会社法を改正し，外部の視点から，社内のしがらみや利害関係に縛られずに監督できる社外取締役の導入を促進する」という方針が明記された。

「第 186 回国会 衆議院法務委員会」において，谷垣禎一法務大臣は，会社法改正の目的に関して，

44）「第 162 回国会 衆議院法務委員会 第 16 号議事録」（2005 年 5 月 10 日開催）における滝実法務副大臣の回答。下線部は筆者が引いたものである。

45）「第 162 回国会 衆議院法務委員会 第 17 号議事録」（2005 年 5 月 13 日開催）における振角秀行政府参考人（金融庁総務企画局審議官）の発言。下線部は筆者が引いたものである。

46）「第 164 回国会 衆議院財務金融委員会 第 12 号」（2006 年 4 月 21 日開催）における櫻田義孝内閣府副大臣の答弁。下線部は筆者が引いたものである。

「コーポレートガバナンスを強化することによって，コンプライアンスの強化及び企業経営の効率性の向上を図る」[47] と述べている。コンプライアンスを強化することになった原因は，オリンパスの巨額粉飾決算（2011 年），大王製紙の巨額背任事件（2011 年）の発生である。これらの会社には社外取締役は存在していたものの不祥事が起きてしまった。これらの会社では，取締役会がうまく機能せずに，コーポレートガバナンスが失敗してしまったとみなされている。このような不祥事を抑制するために，社外取締役による監査の強化と社外取締役要件の強化とが提案された。

企業経営の効率性向上を目的としたことに関して，法務委員会において神田秀樹参考人（東京大学教授）も「内外の投資家の我が国企業に対する信頼を高め，我が国企業の成長と繁栄をもたらすことにある」[48] と述べている。さらに，神田秀樹参考人（東京大学教授）は，諸外国においても会社法の改正が相次いでいることを指摘し，その理由を次のように述べている。

> 「1 つは，インターネット技術などの技術革新を背景として，各国の企業間の競争が激化しており，また，証券市場における投資家の姿というものが変化しています。その影響で企業経営のあり方が変化しています。そのような中で会社法が企業経営のあり方に与える影響が変化しています。もう 1 つは，会社法の役割についての認識の変化ということがあると思います。コーポレートガバナンスに関する議論がそのいい例ではないかと思います」[49]
>
> 「各企業がよいコーポレートガバナンスの仕組みをつくるためには，よい会社法があった方がいいということになります。つまり，会社法のよしあしがコーポレートガバナンスのよしあしに影響を与え，コーポレートガバナンスのよしあしが企業のパフォーマンス，場合によっては国の経済成長を影響を与える，こういうロジックであります。その結果，会社法を変えればコーポレートガバナンスがよくなり，コーポレートガバナンスがよくなれば企業がよくなって国が発展するというロジックであります」[50]

なお，改正会社法の施行後 2 年経過時に，必要があると認められるときには，社外取締役の設置を義務付ける措置を講じる内容の見直し条項が附則に盛り込まれることとなった。このような条項が盛り込まれた理由について，谷垣禎一法務大臣は次のように述べている。

> 「改正法案の施行によりまして，我が国の企業経営者に社外取締役を置くことが望ましいという意識が醸成されていくということを私どもも期待しております。改正法案では，さらに，附則に検討条項を設けまして，改正法の施行後 2 年経過した場合に，この施行の結果を検証して，その結果に応じて，必要があると認めるときは，社外取締役の選任の義務付け等所要の措置を講ずることとしているわけでございます」[51]

47）「第 186 回国会 衆議院法務委員会 第 11 号議事録」（2014 年 4 月 11 日開催）における谷垣禎一法務大臣の答弁。下線部は筆者が引いたものである。

48）「第 186 回国会 衆議院法務委員会 第 13 号議事録」（2014 年 4 月 18 日開催）における神田秀樹参考人（東京大学教授）の発言。下線部は筆者が引いたものである。

49） 同上。

50） 48）と同じ。

51）「第 186 回国会 衆議院法務委員会 第 11 号議事録」（2014 年 4 月 11 日開催）における谷垣禎一法務大臣

「会社法制部会」において，社外取締役の選任義務付け案に関して委員達の見解は賛成と反対に分かれ，コンセンサスが得られない結果となった。

2014 年 6 月 27 日，会社法が改正され公布された。改正内容は，社外取締役の機能を活用し，コーポレートガバナンスの強化を図るため，新たな機関設計である監査等委員会設置会社制度を創設すること，社外取締役の要件の厳格化，社外取締役を置いていない株式会社のうち一定の要件を満たすもの[52] は，社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会で株主に説明することとされた。

[4] コーポレートガバナンスに関するソフトロー改革
── 2 つのコードの制定 ──

表 2 と表 3 にまとめたように，経済産業省，金融庁，東証はそれぞれ研究会や検討会，部会，懇談会などを設置し，報告書やルール，原則という形で議論の結果を公表し，規範を制定することで，コーポレートガバナンスに関するソフトロー改革を行ってきた。

2012 年 12 月に安倍政権が発足し，アベノミクスが推参されるようになると，2013 年を境にしてソフトロー改革の目的は変化している。[4] では目的が変化したことをテーマとして分析を行うことにする。

(4.1) 2002 年から 2012 年までのソフトロー改革
── 会社不祥事再発防止策と取締役会改革の必要性の指摘 ──

2002 年から 2012 年までのソフトロー改革は，証券取引所ルールが利用されている。同時期のハードロー改革と同様に，コーポレートガバナンス改革の目的は会社不祥事の再発を防止であるが，取締役会改革の必要性も指摘されるようになっている。

東京証券取引所は，2002 年 12 月 17 日に，「四半期業績の概況に関する開示の新設等に係る適時開示制度の見直し」を公表し，2004 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から，四半期財務・業績情報の開示を義務付けるルールを制定した。適時開示制度を見直し，ルールを制定した理由は次のように説明され，会社不祥事の再発を防止であると指摘されている。

> 「昨今における上場会社の企業内容の開示状況を巡っては，事業再編等に係る法制度の整備，経済活動の国際的競争の激化や，いわゆるバブル経済崩壊後の我が国経済の長期低迷による事業のリストラクチャリングの進行等を受けて，企業業績がダイナミックに変動する事例が多く見られている」[53]
>
> 「米国及び我が国で会計・企業不祥事が相次いで発覚したことなどから，上場会社のコーポ

の答弁。

52) 監査役会設置会社（公開会社であり，かつ大会社であるもの）のうち，発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社のことをいう。

53) 東京証券取引所「四半期業績の概況に関する開示の新設等に係る適時開示制度の見直し」，2002 年 12 月 17 日，p. 1。

レート・ガバナンスの整備状況等が高い関心を集めるに至っている」[54]

「以上のような問題意識に基づき，上場会社の適時開示等の充実を通じて，投資者の証券市場に対する信頼の向上を図る観点から，当取引所の適時開示規則等について，所要の見直しを図ることとしたい」[55]

2004 年 3 月 16 日，東京証券取引所は「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」と，これまでの取り組みをまとめた報告書「上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けて」を公表した。この原則を公表した目的は次のように説明されており，会社不祥事の再発防止であることが指摘されている。

「どの国でも個別企業の企業不祥事あるいは長期にわたる業績不振に起因してコーポレート・ガバナンスへの関心が高まるという共通点がある」[56]

「この上場会社コーポレート・ガバナンス原則は，コーポレート・ガバナンスに関する特定の施策やその集合体としての特定のモデルを，最良のもの又は最低限のものとして示そうとするものではない」[57]

「この原則は，上場会社によるコーポレート・ガバナンス充実のための自発的な取組みと，株主・投資者によるコーポレート・ガバナンス充実を求める諸行動とが，一体となって上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に結びついていくために必要と思われる，共通する認識の基盤を提供することを目的としている」[58]

2006 年 1 月 13 日，東京証券取引所は，ディスクロージャーに係る不祥事の続発を受けて，コーポレート・ガバナンス報告書の提出・開示を開始する東証ルールを制定した。上場会社に対しては，2003 年 3 月期から決算短信において，コーポレート・ガバナンスに関する情報の開示が義務付けられていたが，規則改正により報告書の開示となった。また，開示内容も拡充され，明確化されることになった。具体的には，従来は自社におけるコーポレート・ガバナンスの目的，経営上の意思決定，執行，監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況，会社と社外取締役や社外監査役との人的，資本的，取引上の関係，会社の 1 年間におけるコーポレート・ガバナンスの取り組みが開示されていた。これらに加え，新たに資本構成や企業属性その他のコーポレート・ガバナンスに影響を与え得る各社個別事情，内部統制システムに関する考え方と整備状況，敵対的買収防衛策の導入状況等も開示されることになった。

2008 年 12 月 2 日に，第 1 回企業統治研究会が開催された。この研究会は経済産業省に事務局が置かれており，研究会設置の理由は次のように記述されており，取締役会改革，特に社外役員の導入が指摘されている。

54） 同上。下線部は筆者が引いたものである。
55） 53）と同じ。
56） 東京証券取引所「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」，2004 年 3 月 16 日，p. 3。下線部は筆者が引いたものである。
57） 同上。
58） 56）と同じ。

「ここ数年の買収防衛策の議論に見られるように，近年のグローバリゼーションの進展に伴い，企業統治の在り方全般の改善について大きな問題となっている。日本経済が安定的に成長し，将来にわたって持続的に反映していくためには，社会経済的に望ましい企業統治の在り方について，真摯に検討を行う必要がある。具体的には，特に適正な少数株主保護などの観点から，社外役員の導入などの議論が必要である。このような観点から，コーポレート・ガバナンス向上に向けたルールの在り方全体に検討を行うべく，経済産業政策局長の研究会として，『企業統治研究会』を設置する」[59)]

2009 年 6 月 17 日，企業統治研究会が報告書を公表し，コーポレート・ガバナンスの基本的考え方，社外役員の独立性，社外取締役の導入，手段の選択に関して方針を示した。特に，手段の選択に関して，ハードロー（会社法改正）とソフトロー（上場規則等の制定）のいずれかの手法をどのように組み合わせるかを検討した結果，後者が選択され，金融商品取引所による対応に委ねる枠組みを定めることとなった。

2009 年 6 月 17 日，金融庁に置かれた金融審議会金融部会の我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループが報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」を公表した。この報告書は，同スタディグループが上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関して，取引所ルールによる規律付けの役割について議論した結果である。この報告書には，同スタディグループの問題意識の 1 つに会社不祥事の再発防止であることが次のように書かれている。

「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて，法制や取引所ルール等の整備が進められ，また，各上場会社においても，コーポレート・ガバナンス強化に向けて各般の取組みが行われてきた。しかしながら，現時点でも，上場会社等の不祥事や少数株主等の利益を著しく損なうような資本政策などが後を絶たない」[60)]

「取引所ルールについては，従来，法の補完ということが強調された結果，その内容面においても法令と比べて劣ってよいものと受け止められがちであったのではないかとの指摘がある。本来，取引所ルールについては，上場会社を念頭に，特に質の高い規律付けが求められることを指摘しておきたい」[61)]

「従来，取引所ルールは，基本的に上場会社と市場仲介者を規律するものとされ，市場参加者である投資者自身を直接，規律することは行われてこなかった。（中略）。今後，取引所が市場開設者として，市場参加者である投資者自身を直接，規律していくことが適切なケースとしても想定される」[62)]

以上のような問題意識をもって，同スタディグループが取引所ルールのあり方を検討した結果，

59） 経済産業省産業組織課「『企業統治研究会』の設置について」（第 1 回会議資料），2008 年 12 月 2 日。
60） 金融庁金融審議会金融部会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」，2009 年 6 月 17 日，p. 1。下線部は筆者が引いたものである。
61） 同上，p. 19。
62） 60）と同じ。p. 19。

報告書において次の３つの問題に関する対応を提言している。それらは，新株式の発行等（大幅な支配比率の希釈化や支配権の異動を伴う第三者割当増資，転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債等の発行など）への対応，コーポレートガバナンス機構をめぐる問題（取締役会のあり方，監査役の機能強化等）への対応，投資者による議決権行使をめぐる問題への対応である。

2009 年 12 月 22 日に，東京証券取引所は「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を改定し，また有価証券上場規定を改正して，すべての上場会社に対して１名以上の独立役員確保を要求するというルールを制定している。このルールは，取締役会に関するソフトロー改革である。

東証の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則（2009 年 12 月 22 日改定版）」には，「上場会社にとってコーポレート・ガバナンスが有効に機能することは，継続的に企業価値を高めていくための極めて基本的な要請であり，そのような環境を整えることがコーポレート・ガバナンスの基本的な目的である」[63] と記載されている。この原則は，「近年における持株会社等を用いた企業グループ化の進展に伴い，上場会社のコーポレート・ガバナンスは，親会社単体だけではなく上場会社の企業集団全体において実現されることが重要」[64] と記載されている。原則は５つあり，それらは①株主の権利，②株主の平等性，③コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係，④情報開示と透明性，⑤取締役会・監査役（会）等の役割に関するものである。

１名以上の独立役員確保を要求するというルールに関して，2010 年３月 31 日に公表された「独立役員に期待される役割」にその意義が書かれている。

> 「会社には多様な利害関係者（株主・経営者・従業員・取引先・債権者など）が存在しているが，上場会社に特有で，かつ共通しているのは，一般株主の存在である。（中略）。個々の株主としては持分割合が少ないために単独では会社の経営に対する有意な影響力を持ち得ない株主である。このような株主を一般株主という」[65]
>
> 「一般株主は上場会社にとって不可欠の存在であり，その利益は，株主共同の利益とも言い換えることができ，上場会社の利益と一致するのが通常であって，一般株主の利益に配慮して会社の経営が行われることは，上場会社がその事業目的の遂行と企業価値の持続的な向上を目指すうえで極めて重要である」[66]
>
> 「一般株主の利益保護の観点から，すべての上場会社が当然に備えるべきコーポレート・ガバナンスに係る枠組みの整備も同時に求められるべきであり，かつ，それは客観的に理解されやすい形で提供される必要がある」[67]

つまり，一般株主の利益に配慮した経営は企業価値を向上させるものであって，独立役員制度は一般株主の利益保護のためにあり，客観的に理解されやすい制度であると指摘されている。

2012 年３月７日に，経済産業省に事務局が置かれた第１回「コーポレート・ガバナンス・シス

63） 東京証券取引所「上場会社コーポレート・ガバナンス原則（2009 年 12 月 22 日改定版）」，p. 1。
64） 同上。
65） 東京証券取引所上場制度整備懇談会「独立役員に期待される役割」，2010 年３月 31 日，p. 2。
66） 同上。
67） 65）と同じ。

テムの在り方に関する研究会」が開催された。この研究会が設置された理由に関して次のような記述があり，会社不祥事の再発防止が目的になっていることと，取締役会改革の必要性が指摘されていることがわかる。

「オリンパスや大王製紙における問題を契機に，会計制度まで含めた我が国のコーポレート・ガバナンス・システムはその在り方について内外から批判を受けている。このような中，法制審議会法制部会では社外取締役導入義務付けの議論が行われ，東京証券取引所でも独立役員制度の改正にかかるパブリックコメントが実施されているため，これらの議論の大前提である独立役員に期待される役割について整理を行うとともに，広く企業システムのあるべき形について，検討を行うことで，企業経営の実態を踏まえた企業統治ルールの導入が実現されるよう，経済産業政策局長の研究会として，『コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会』を開催する」[68)]

ここでは，オリンパスや大王製紙の会社の不祥事が契機となって，コーポレートガバナンスに関するソフトロー改革を行うと述べられている。

(4.2) アベノミクス以後のソフトロー改革
── 経済成長戦略の１つの手段としてのコーポレートガバナンス改革 ──

2012 年 12 月 26 日に第 2 次安倍政権が発足した。これを契機にして，2013 年以降のコーポレートガバナンスに関するソフトロー改革には 2 つの特徴が見られる。第 1 に，アベノミクスにおける経済成長戦略の 1 つの手段としてソフトロー改革（そしてハードロー改革も）実施されていることである。2012 年までは，会社不祥事の再発防止を目的として改革されたので，ここに大きな違いが見られる。

第 2 に，ソフトロー改革（そしてハードロー改革も）安倍政権で閣議決定された『日本再興戦略』や『未来投資戦略』に沿って，各省庁や東京証券取引所が方策を立てていることである。表 6 と表 7 は，『日本再興戦略』や『未来投資戦略』の中にあるコーポレートガバナンス等に関する記述を一覧にしたものである。各年の戦略に書かれた方針に沿って，コーポレートガバナンスに関するソフトロー改革が進められていく。この特徴は，表 8 と表 9 にまとめた研究会等の設置あるいは開催の趣旨にはっきりと書かれている。

アベノミクスでは，経済成長のためには『会社の持続的な成長』が必要であり，そのためには『攻めの会社経営』を進める必要があるという方針である。さらに，『攻めの会社経営』を進めるためには『取締役会改革』が必要であり，具体的にはソフトロー改革（とハードロー改革）によって，『社外取締役』を活用した『攻めのコーポレートガバナンス』改革を進めることが方針とされている。(4.2) では，上の 2 つの特徴とアベノミクスの方針を審議会等の資料や議事録で確認して，キーワードに下線を付すことで裏付けていく。

68) 経済産業省「『コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会』開催について」(「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」第 1 回配布資料)，2012 年 3 月 7 日。下線部は筆者が引いたものである。

『日本再興戦略』や『未来投資戦略』は，日本経済再生本部が設置した産業競争力会議によって毎年作成されている。日本経済再生本部は，第2次安倍政権が発足した当日の閣議決定により設置された。設置の目的について，次のように経済成長戦略の実現であることが明記されている。

「我が国経済の再生に向けて，経済財政諮問会議との連携の下，円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため，政府一体となって，必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として，内閣に，これらの企画並びに立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部を設置する」[69]

日本経済再生本部は，「我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため，産業競争力会議を開催する」[70] ことになった。2013年1月23日に「第1回産業競争力会議」が開催され，喫緊の重要政策課題の1つとして，産業の新陳代謝があげられた。そのために，「コーポレートガバナンスを強化するとともに産業再編を推進すべき，新しい企業が次々と生み出される環境を整えるべき」[71] とされた。これを受けて，日本経済再生本部長（安倍総理大臣）は，経済産業大臣に対して「産業の新陳代謝の円滑化に関する方策を検討すること」[72] という方針を示した。

「第4回産業競争力会議」（2013年3月15日開催）において，産業の新陳代謝が検討テーマとなった。ここで，「独立取締役の義務付けについて，主要国としては相当数が実質的に義務付けており，日本は一歩二歩踏み出すべき」[73]「社外取締役の選任は新陳代謝に直結しないので，各企業の判断で行うべき」[74]「機関投資家が積極的な役割を果たすための規律である日本版スチュワードシップコードを導入すべき」[75] との指摘がなされ，取締役会改革の必要性が指摘された。これらの指摘を受けて，日本経済再生本部長（安倍総理大臣）から次のような方針が示された。

「コーポレ―トガバナンス強化のため，法務大臣は，会社法改正に向けた作業を進めること。また，内閣府特命担当大臣（金融）は，関係大臣と連携し，企業の持続的な成長を促す観点から，幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること」[76]

69） 内閣府「日本経済再生本部の設置について」（閣議決定），2014年12月26日。下線部は筆者が引いたものである。

70） 日本経済再生本部「産業競争力会議の開催について」，2013年1月8日。下線部は筆者が引いたものである。

71） 日本経済再生本部「第1回産業競争力会議において洗い出された課題」（第3回日本経済再生本部配布資料），2013年1月25日。

72） 日本経済再生本部「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」（第3回日本経済再生本部配布資料），2013年1月25日。

73） 日本経済再生本部「第4回産業競争力会議において民間議員から指摘された課題」（第6回日本経済再生本部配布資料），2013年4月2日。下線部は筆者が引いたものである。

74） 同上。下線部は筆者が引いたものである。

75） 73）と同じ。下線部は筆者が引いたものである。

76） 日本経済再生本部「第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」（第6回

表６　アベノミクスによる成長戦略とコーポレートガバナンス改革の関係(1)

施策名（決定日）	項目	コーポレートガバナンスあるいはコーポレートガバナンス・コード，スチュワードシップ・コードに関する記述
『日本再興戦略』 (2013年6月14日閣議決定)	第Ⅰ．総論 「成長の道筋」に沿った主要施策例	・機関投資家が，対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど，受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）について検討し，取りまとめる。【年内に取りまとめ】
	第Ⅱ．3つのアクションプラン 一．日本産業再興プラン １．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝）	○コーポレートガバナンスの強化 ・企業の持続的な成長を促す観点から，幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い，適切に受託者責任を果たすための原則について，我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め，年内に取りまとめる。
『日本再興戦略』改訂2014 (2014年6月24日閣議決定)	第一　総論 Ⅱ．改訂戦略における鍵となる施策 １．日本の「稼ぐ力」を取り戻す (1)　企業が変わる	(コーポレートガバナンスの強化) 日本企業の「稼ぐ力」，すなわち中長期的な収益性・生産性を高め，その果実を広く国民（家計）に均てんさせるためには何が必要か。まずは，コーポレートガバナンスの強化により，経営者のマインドを変革し，グローバル水準のROEの達成等を一つの目安に，グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していくことが重要である。
	第二　3つのアクションプラン 一．日本産業再興プラン １．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝） (3)　新たに講ずべき具体的施策	①「コーポレートガバナンス・コード」の策定等 　コーポレートガバナンスは，企業が，株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で，透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う仕組みである。(中略) 　こうした観点から，上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。(中略) 東京証券取引所が，来年の株主総会のシーズンに間に合うように新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては，東京証券取引所の上場規則により，上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか，実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとする。

表７　アベノミクスによる成長戦略とコーポレートガバナンス改革の関係(2)

施策名（決定日）	項目	コーポレートガバナンスあるいはコーポレートガバナンス・コード，スチュワードシップ・コードに関する記述
『日本再興戦略』改訂2015 (2015年6月30日閣議決定)	第二 一．日本産業再興プラン １．産業の新陳代謝３つのアクションプラン (3)　新たに講ずべき具体的施策 ｉ）「攻めの経営」の促進	①コーポレートガバナンスの強化 ・昨年２月に策定・公表された「スチュワードシップ・コード」及び本年６月に適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」が車の両輪となって，投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう，積極的にその普及・定着を図る必要がある。このため，説明責任を適切に確保し健全なリスクテイクを促すことを通じて「攻めのガバナンス」の実現を目指すという我が国のコーポレートガバナンス・コードのアプローチについて，国内で十分な説明・周知を図るとともに，OECDなどの国際機関とも連携しつつ，国際的に積極的な情報発信を行う。
『日本再興戦略2016』 (2016年6月2日閣議決定)	第２　具体的施策 Ⅱ．生産性革命を実現する規制・制度改革 ２．未来投資に向けた制度改革 2-1.「攻めの経営」の促進 (2)　新たに講ずべき具体的施策	ｉ）コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上 　昨年は，コーポレートガバナンス・コードの策定・運用や改正会社法の施行など，コーポレートガバナンスに関する「枠組み」が大きな進展を見せたことから，2015年は「コーポレートガバナンス改革元年」であったと言われている。コーポレートガバナンス改革は，引き続き，アベノミクスのトップアジェンダであり，今後は，この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 　そのためには，機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり，これにより，中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
『未来投資戦略2017』 (2017年6月9日閣議決定)	Ⅱ　Society5.0に向けた横割課題 Ｂ．価値の最大化を後押しする仕組み ３．「稼ぐ力」の強化（コーポレートガバナンス改革を形式から実質へ）	実現のために必要となる主要項目 企業と投資家の建設的な対話の促進 ・機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動が必ずし行われていない。 ・企業と投資家の対話の基盤となる開示については，対話に必要な情報が十分に開示されていないとの指摘や，複数媒体に開示がまたがっており，投資家にとって分かりにくいとの指摘，企業や投資家の行動が短期主義化している背景の一つに四半期開示があるのではないかという指摘が存在する。 経営システムの強化 ・コーポレートガバナンス改革が，コーポレートガバナンス・コード等への形式的な対応に留まっているとの指摘が存在する。 ・取締役会において，将来の経営戦略についての十分な議論がなされていない，適正な社外取締役候補者を探すことに困難をきすことがある等の課題が存在する。 ・退任社長・CEOが相談役・顧問として当該企業において一定の役割を果たす慣行が存在する。

表８　アベノミクスによる成長戦略とコーポレートガバナンス改革の関係(3)

研究会等名称 （資料名）	研究会等設置・開催の趣旨
金融庁 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」 （2013 年 8 月 6 日 第 1 回会議資料）	「日本再興戦略」においては，「企業の持続的な成長を促す観点から，幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い，適切に受託者責任を果たすための原則について，我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め，年内に取りまとめる。」とされている。 このため，民間有識者の知見をいかしつつ，機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として，「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催する。
東京証券取引所 「上場制度整備懇談会」 （2013 年 9 月 18 日公表）	上場会社の整備にあたり，多様な利害関係者の意見を十分に踏まえ，透明性の高い検討を行うため，有識者によって構成された検討の場として上場制度整備懇談会を設置する。 上場制度に関する事項のうち，当取引所が必要と認めて諮問を行う事項について，具体案作成のための検討を行う。
金融庁・東京証券取引所 「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者検討会」 （2014 年 8 月 7 日 第 1 回会議資料）	「『日本再興戦略』改訂 2014- 未来への挑戦 -」においては，「持続的な成長に向けた企業の自律的な取組を促すため，東京証券取引所が，新たに『コーポレートガバナンス・コード』を策定する。」とされ，当該コードの策定に当たっては，「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において，秋頃までを目途に基本的な考え方をとりまとめ」ることとされている。 このため，民間有識者の知見をいかしつつ，コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方について提言を得ることを目的として，「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者検討会」を開催する。
金融庁・東京証券取引所 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」 （2015 年 8 月 7 日 報道発表資料）	「『日本再興戦略』改訂 2015」においては，「昨年 2 月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年 6 月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって，投資家側と会社側の双方から企業の持続的な成長が促されるよう，積極的のその普及・定着を図る必要がある。」とされている。 形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど，コーポレートガバナンスの更なる充実は引き続き重要な課題であり，また，このような取組を，経済の好循環確立につなげていく必要がある。 このため，スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに，上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて，必要な施策を議論・提言することを目的として，『スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』を設置する。

表９　アベノミクスによる成長戦略とコーポレートガバナンス改革の関係(4)

研究会等名称 （資料名）	研究会等設置・開催の趣旨
経済産業省 「CGS 研究会」（コーポレート・ガバナンス・システム研究会） （2016 年 7 月 1 日 第 1 回会議資料）	社外取締役の導入による取締役会の構成の多様化を踏まえ，取締役会の役割として，経営戦略決定や業績評価を中心に行うとともに，経営陣に個々の業務執行の決定を委任することで意思決定の迅速化を図るガバナンス体制を志向する企業が増加している。 こうした企業ニーズに対応すべく，国内外の制度や取組事例を整理した上で，我が国の制度や実態を踏まえた取締役会の機能向上（モニタリング機能の強化）を図る場合の考え方や実務について検討を行うため，「CGS 研究会」（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）を開催する。
金融庁 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」 （2017 年 1 月 25 日 報道発表資料）	「日本再興戦略 2016」においては，「コーポレートガバナンス改革は，引き続き，アベノミクスのトップアジェンダであり，今後は，この改革を『形式』から『実質』への深化させていくことが最優先課題である。そのためには，機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効」であるとされている。 この観点から，金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において，企業と機関投資家の間の建設的な対話についての議論が行われ，昨年 11 月 30 日，「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する同会議の意見書が公表された。意見書においては，スチュワードシップ・コードの改訂が提言されており，これを踏まえてスチュワードシップ・コードを改訂することを目的として，「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催する。

以上の方針を受けて策定された施策は，2013 年 6 月 14 日に閣議決定された『日本再興戦略』の 3 つのアクションプランという章において，次のように記述されている。

「攻めの会社経営を後押しすべく，社外取締役の機能を積極活用することとする。このため，会社法改正案を早期に国会に提出し，独立性の高い社外取締役の導入を促進するための策を講ずるなど，少なくとも 1 人以上の社外取締役の確保に向けた取組を強化する。企業の持続的な成長を促す観点から，幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い，適切に受託者責任を果たすための原則（筆者注 . 日本版スチュワードシップコード）について，我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め，年内に取りまとめる。

収益力の低い事業の長期放置を是正するため，企業における経営改善や事業再編を促すための施策について，経済産業省ほか関係省庁における検討を加速する。

国内の証券取引所に対し，上場基準における社外取締役の位置付けや，収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など，コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける」[77]

以上のように，日本版スチュワードシップ・コードの検討と取りまとめが主要施策とされ，コーポレートガバナンスの強化が提言されている。この施策に沿って，2013 年 8 月 6 日に金融庁に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置された。「日本版スチュワードシップ・コード」は 2014 年 2 月 28 日には公表されることとなった。

『日本再興戦略』の施策に沿って，「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催された。ここでも，『会社の持続的な成長』の重要性が指摘されている。

「『日本再興戦略』においては，「企業の持続的な成長を促す観点から，幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い，適切に受託者責任を果たすための原則について，我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め，年内に取りまとめる」とされている。このため，民間有識者の知見をいかしつつ，機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として，『日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』を開催する」[78]

「第 16 回産業競争力会議」（2014 年 6 月 10 日開催）において，「『日本再興戦略』改訂 2014」の基本的考え方は 4 つある。第 1 に，この 1 年間の変化を一過性のものに終わらせずに，進化する成長戦略によって更なる成長を本格化することである。そのために，経営者が新陳代謝とイノベーションに挑戦する心を持つように，国は世界に誇れる事業環境を整備してこれを支援する。第 2

日本経済再生本部配布資料），2013 年 4 月 2 日。下線部は筆者が引いたものである。

77）『日本再興戦略』，2013 年 6 月 14 日，p. 28。下線部は筆者が引いたものである。

78） 金融庁「『日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』の開催について」（第 1 回会議資料），2013 年 8 月 6 日。下線部は筆者が引いたものである。

に，日本の稼ぐ力＝収益力を強化することである。第 3 に，成果指標と施策の進捗状況を検証することである。第 4 に，昨年の『日本再興戦略』で残された課題への対応である。

2014 年 6 月 24 日に，上の考え方を前提として作成された「『日本再興戦略』改訂 2014」が閣議決定された。その中の 3 つのアクションプランという章において，次のようにコーポレートガバナンス・コードの策定が提言されている。

> 「上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した『コーポレートガバナンス・コード』を策定する。（中略）東京証券取引所が，来年の株主総会のシーズンに間に合うように新たに『コーポレートガバナンス・コード』を策定することを支援する。新コードについては，東京証券取引所の上場規則により，上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか，実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとする」[79]

この方針に沿って，2014 年 8 月 7 日に，金融庁と東京証券取引所が共同で「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を主催し，東京証券取引所の上場規則を通して上場会社に対してコンプライ・オア・エクスプレイン・ルールを求めるためのコードを策定することになった。2015 年 3 月 5 日に「コーポレートガバナンス・コード原案」が公表され，2015 年 6 月 1 日から東京証券取引所が同コードの適用を開始した。

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が「『日本再興戦略』改訂 2014」の方針に沿ってソフトロー改革を進めたことは，会議開催の趣旨に次のように明記されている。

> 「『日本再興戦略改訂 2014 ── 未来への挑戦 ──』においては，「持続的な成長に向けた企業の自律的な取組を促すため，東京証券取引所が，新たに『コーポレートガバナンス・コード』を策定する」とされ，当該コードの策定に当たっては，「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において，秋頃までを目途に基本的な考え方をとりまとめ」ることとされている。このため，民間有識者の知見をいかしつつ，コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方について提言を得ることを目的として，『コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者検討会』を開催する」[80]

（4.1）で述べたように，「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」（2012 年 3 月 7 日設置）の目的は，当初，会社の不祥事再発防止であった。ところが，安倍政権が発足した後の第 9 回「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」（2014 年 12 月 15 日開催）で配布された資料には，研究会開催の趣旨が次のように記述され，目的が変わっている。ここには，『攻めのガバナンス』や『企業価値向上』といったアベノミクスのキーワードが見られる。

79）「『日本再興戦略』改訂 2014」，2014 年 6 月 24 日，pp. 30-31。

80） 金融庁・東京証券取引所「『コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者検討会』の開催について」（第 1 回会議資料），2014 年 8 月 7 日。下線部は筆者が引いたものである。

「企業価値を向上させ，それを賃金上昇や再投資，株主還元等につなげるためにも，透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレート・ガバナンスを強化する必要がある。とりわけ，企業価値の向上の観点からは，違法行為や不祥事を防止するための守りのガバナンス体制だけではなく，適切なリスクテイクを後押しするための攻めのガバナンス体制を強化することが重要である。(中略)。コーポレート・ガバナンス・コードの策定に向けた動き，新たな実務上又は法制上の問題等も含めて，攻めのガバナンス体制を強化するため，検討を再開する」[81)]

2015 年 7 月 24 日に，「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」は報告書「コーポレート・ガバナンスの実践 - 企業価値向上に向けたインセンティブと改革」を公表した。ここには，日本の会社が取り組んできた取締役会や報酬設計に関する実務が整理されてプラクティス集としてまとめられた。

「第 21 回産業競争力会議」(2015 年 6 月 11 日開催）において，「『日本再興戦略』改訂 2015」の基本的考え方が示された。第 1 に，今後の成長戦略にとっての課題である。それは生産性向上による供給制約への対応とされた。第 2 に，成長戦略の進化である。具体的には，確実に生まれ始めている『経済の好循環』を本格化させるための正念場であるとして，会社には『稼ぐ力』をさらに強化することを求めている。第 3 に，成果指標と施策の進捗状況を検証することである。

2015 年 6 月 30 日に，上の考え方を前提として作成された「『日本再興戦略』改訂 2015」が閣議決定された。3 つのアクションプランの章において次のように記述されている。

「昨年 2 月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年 6 月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって，投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう，積極的にその普及・定着を図る必要がある。このため，説明責任を適切に確保し健全なリスクテイクを促すことを通じて『攻めのガバナンス』の実現を目指すという我が国のコーポレートガバナンス・コードのアプローチについて，国内で十分な説明・周知を図るとともに，OECD などの国際機関とも連携しつつ，国際的に積極的な情報発信を行う」[82)]

ここでは，日本版スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードが車の両輪となって，攻めのガバナンスを通して攻めの経営を促進することとされている。この方針に沿って，2015 年 9 月 24 日に，金融庁と東京証券取引所が共同で「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置した。この会議は「『日本再興戦略』改訂 2015」を受けて設置されたことは，次のような報道発表からはっきりとわかる。

81） 経済産業省「『コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会』開催について」(「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」第 9 回配布資料)，2014 年 12 月 15 日。下線部は筆者が引いたものである。

82）「『日本再興戦略』改訂 2015」，2015 年 6 月 30 日，p. 43。下線部は筆者が引いたものである。

「『「日本再興戦略」改訂 2015』においては，「昨年 2 月に策定・公表された『スチュワードシップ・コード』及び本年 6 月に適用が開始された『コーポレートガバナンス・コード』が車の両輪となって，投資家側と会社側の双方から企業の持続的な成長が促されるよう，積極的にその普及・定着を図る必要がある」とされている。形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるなど，コーポレートガバナンスの更なる充実は引き続き重要な課題であり，また，このような取組を，経済の好循環確立につなげていく必要がある。このため，スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに，上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて，必要な施策を議論・提言することを目的として，『スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』を設置する」[83)]

2016 年 11 月 30 日に，「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」を公表した。この意見書は「コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させていく上で，運用機関とアセットオーナーのそれぞれに求められる取組みを提言するものである」[84)]。

同報告書は，運用機関（機関投資家，特に年金基金等のアセットオーナーから運用を受託して会社と直接の対話の相手方となる機関）に対して，短期的な業績動向ばかりでなく中長期的な観点からスチュワードシップ活動を行うことを求めている。具体的には，運用機関のガバナンス強化，利益相反の管理，議決権行使結果の公表の充実が求められている。運用機関は金融グループ系列に属していることが多く，親会社の利益とアセットオーナーやその先にいる最終受益者の利益とが相反することがある。このような利益相反を回避し排除するための措置や方針を具体的に定めて公表することも求められる。運用機関のガバナンスを強化するためには，最終受益者の利益を第 1 に考えて行動することが重要であり，そのためには独立した取締役会や第三者委員会を設置することが考えられる。スチュワードシップ・コードは主な議案ごとに整理・集計する形で行使結果の公表を求めているが，運用機関が最優受益者への説明責任を果たして透明性を向上させていくためには，会社ごとに議案ごとに行使結果を公表することが求められている。これらの他には，パッシブ運用におけるエンゲージメントを推進するために，インデックス運用対象として明らかに不適当な銘柄はこれを外して運用対象とすることや，運用機関の経営陣には適切な能力と経験を持ち，重要な役割と責務を担っていることを認識してもらうこと，運用機関もスチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価して公表することを求めている。

同報告書は，アセットオーナーに対しても最終受益者の利益の確保のためにスチュワードシップ活動に取り組むことを求めている。具体的には，アセットオーナーは，会社に対して中長期的な視点に立った経営戦略の下で設備投資や研究開発投資を促すように建設的な対話に取り組むこと，運

83） 金融庁・東京証券取引所「『スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』の開催について」（報道発表資料），2015 年 8 月 7 日。下線部は筆者が引いたものである。

84） スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」，2016 年 11 月 30 日，p. 1。下線部は筆者が引いたものである。

用機関に求める事項や原則を明示すること，運用機関をモニタリングすることが求められている。

「第27回産業競争力会議」（2016年5月19日開催）において，「『日本再興戦略』改訂2016」の基本的考え方が示された。それによると，「回り始めた経済の好循環を，持続的な成長路線に結びつけ，『戦後最大の名目GDP 600兆円』の実現を目指していく」[85] ために，次の3つの課題に関して改革に取り組むとされている。3つの課題とは，新たな有望成長市場の戦略的創出，人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する生産性革命，新たな産業構造を支える人材強化である。

2016年6月2日に，上の3つの課題に対する改革案が盛り込まれた「『日本再興戦略』改訂2016」が閣議決定された。コーポレートガバナンスの強化は，2つ目の課題である生産性革命を実現するための具体的施策に関する章で指摘されている。ここでは，コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させていくために，機関投資家サイドから上場企業に対して中長期的な視点から建設的な対話を実現することが重要であるとして，次のように記述されている。

> 「昨年は，コーポレートガバナンス・コードの策定・運用や改正会社法の施行など，コーポレートガバナンスに関する『枠組み』が大きな進展を見せたことから，2015年は『コーポレートガバナンス改革元年』であったと言われている。コーポレートガバナンス改革は，引き続き，アベノミクスのトップアジェンダであり，今後は，この改革を『形式』から『実質』へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには，機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり，これにより，中長期的な視点に立った『建設的な対話』の実現を強力に推進していく」[86]

2016年7月1日に経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」が設置された。この研究会の設置目的は，取締役会のモニタリング機能の強化のための考え方や実務の検討である。この目的に関して，次のように記述されている。

> 「社外取締役の導入による取締役会の構成の多様化を踏まえ，取締役会の役割として，経営戦略決定や業績評価を中心に行うとともに，経営陣に個々の業務執行の決定を委任することで意思決定の迅速化を図るガバナンス体制を志向する企業が増加している。こうした企業ニーズに対応すべく，国内外の制度や取組事例を整理した上で，我が国の制度や実態を踏まえた取締役会の機能向上（モニタリング機能の強化）を図る場合の考え方や実務について検討を行うため，「CGS研究会」（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）を開催する」[87]

CGS研究会は，2017年3月10日に「実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引（CGSレポート）」を公表した。このレポートは『稼ぐ力』を強化するための会社の行動をまとめたものである。

85）「『日本再興戦略2016』（素案）本文（第一「総論」）」（第27回産業競争力会議配布資料），2016年5月19日。下線部は筆者が引いたものである。

86）『日本再興戦略2016』，2016年6月2日，p. 145。下線部は筆者が引いたものである。

87）経済産業省「『CGS研究会』（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）について」（第1回会議資料），2016年7月1日。下線部は筆者が引いたものである。

その意義について次のように説明されている。

「平成27年にコーポレートガバナンス・コードが策定され，実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則が示された。本レポートは，企業がこうした原則を実践するに当たって考えるべき内容をコーポレートガバナンス・コードと整合性を保ちつつ示すことでこれを補完するとともに，「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動を取りまとめたものである」[88]

上のような意義をもってまとめられたCGSレポートの内容と，コーポレートガバナンス・コードで示されている各種原則を踏まえて，日本の会社は，規模やフェーズ（創設期，成長期，成熟期等）によって異なるコーポレートガバナンス・システムのあり方を主体的に検討することが求められている。

CGS研究会は，2017年3月31日に「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」を公表した。このガイドラインは，「『日本再興戦略2016 ── 第四次産業革命に向けて ──』に基づいて経済産業省が策定した，コーポレートガバナンスの実務に関する指針である」[89]。CGSガイドラインは，コーポレートガバナンスの取り組みを促す観点から，日本の会社が検討すべき事項を盛り込んだものである。検討すべき事項とは，具体的には，取締役会のあり方，社外取締役のあり方，経営陣の指名・報酬のあり方，経営陣のリーダーシップのあり方である。

2017年1月31日には金融庁「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置された。この検討会の設置目的は，「スチュワードシップ・コード」を改訂することである。次のように記述されている。

「『日本再興戦略2016』においては，「コーポレートガバナンス改革は，引き続き，アベノミクスのトップアジェンダであり，今後は，この改革を『形式』から『実質』への深化させていくことが最優先課題である。そのためには，機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効」であるとされている。この観点から，金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において，企業と機関投資家の間の建設的な対話についての議論が行われ，昨年11月30日，「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方』と題する同会議の意見書が公表された。意見書においては，スチュワードシップ・コードの改訂が提言されており，これを踏まえてスチュワードシップ・コードを改訂することを目的として，「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催する」[90]

88） CGS研究会「実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引（CGSレポート）」，2017年3月10日，pp. 4-5。下線部は筆者が引いたものである。

89） 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」，2017年3月31日，本ガイドラインの位置付け。

90） 金融庁「『スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』の開催について」（報道発表資料），2017年1月25日。下線部は筆者が引いたものである。

この引用文にあるように，「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の目的は「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂である。なぜ改訂が必要なのか。それは，会社がコードに対して形式にしか対応しておらず，「機関投資家の対応についても各機関投資家ごとに対話への取組み方，あるいはその実効性にはさまざまな違いがある，あるいは運用機関における利益相反を管理するための措置が必ずしも十分ではない」[91] からである。

2017 年 5 月 29 日に，「日本版スチュワードシップ・コード」が改訂された。具体的には，上述した意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」（2016 年 11 月 30 日公表）の内容が原則として追加されている。

(4.3) 『日本再興戦略』から『未来投資戦略』へ

2017 年 5 月 12 日に第 8 回『未来投資会議』が開催され，2017 年における成長戦略の基本的な考え方が示された。それは「第 4 次産業革命におけるイノベーション（IoT，ビッグデータ，人工知能，ロボット等）の活用により，Society5.0（イノベーションを活用した超スマート社会）の実現を目指す」[92] というものである。

この考え方を踏まえて，2017 年 6 月 9 日に「『未来投資戦略』2017」が閣議決定された。ここで，会社の中長期的な企業価値を向上させるように，コーポレートガバナンス改革に関する新たな具体的施策に取り組むとして，次のように記述されている。

> 「第 4 次産業革命の急速な進展など，企業を取り巻く経営環境が変化する中で，企業が『稼ぐ力』を改善し，持続的な成長を実現するためには，取締役会等の適切な監督の下，中長期的な視点に立った投資家との『建設的な対話』を通じて，経営陣が果敢にリスクテイクを行い，中長期的な企業価値の向上に向けて抜けて，人材力，研究開発力，ブランド力などの向上に向けた投資や事業再編などの取組を進める必要がある。このため，引き続き，実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組を深化させるとともに，大胆な事業再編を後押しする制度改革など，中長期的な企業価値の向上を促すための取組を進める」[93]

具体的には，次のような取組があげられている。第 1 に，コーポレートガバナンス改革による企業価値向上のための取組である。機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動（企業側に気づきをもたらす付加価値の高い対話など），企業と投資家のより建設的な対話の実施（資本政策を含む経営方針・経営戦略，経営状況などの情報提供など）があげられている。

第 2 に，経営システムの強化，中長期的投資の促進である。具体的には，退任社長や CEO が相談役・顧問となっている場合，指名等を公表する制度を東京証券取引所に創設すること，議決権行使プロセスの電子化などの環境整備に取り組むことで対話型株主総会プロセスの実現を目指すこ

91）「第 1 回スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会議事録」（2017 年 1 月 19 日）における池田唯一金融庁総務企画局長の説明から引用。

92） 日本経済再生総合事務局「成長戦略骨子（案）」（第 8 回未来投資会議配布資料），2017 年 5 月 12 日。

93）『未来投資戦略 2017』，2017 年 6 月 9 日，p. 114。下線部は筆者が引いたものである。

と，ESG（環境，社会，ガバナンス）要素を念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む対話，投資手法の普及・発展を図ることである。

［5］ 2017 年のコーポレートガバナンスに関するハードロー改革

2014 年 6 月に会社法を改正する法律案が成立している。その附則で，法律施行後 2 年経過時に，社外取締役選任状況やその他の社会経済情勢の変化等を勘案して，必要があるときには社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとすると定められた。

2014 年改正会社法は 2015 年 5 月に施行されている。そこで，2 年後の 2017 年 4 月 26 日に「法制審議会 会社法制（企業統治等関係）部会」が設置され，社外取締役を置くことの義務付けの要否について検討を始めた。

この課題の他に，5 つの課題もあわせて検討されることになった。第 1 に，株主総会に関する手続きの合理化である，具体的には，株主総会資料の電子提供の新設，株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備である。第 2 に，役員に適切なインセンティブを付与するための規律である。具体的には，取締役の報酬等に関する規律や会社役員賠償責任保険に関する規律の整備である。第 3 に，会社補償に関する規律，第 4 に社債の管理の在り方の見直し，第 5 に責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に関する規律の整備である[94)]。

【2017 年 7 月 26 日時点における社外取締役等に関する規律】
- 会社法による社外取締役選任の義務はない。
- 上場規則上，上場会社は 1 名以上の独立役員を確保することが義務付けられている（東京証券取引所の有価証券上場規定第 436 条の 2）。
- 上場規則上，取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するように努めなければならない（東京証券取引所の有価証券上場規定第 445 条の 2）。
- コーポレートガバナンス・コード上，独立社外取締役を 2 名以上選任すべきである（原則 4-8）。
- 市場第 1 部及び第 2 部の上場会社は，独立社外取締役を 2 名以上選任しない場合，その理由を説明しなければならない（東京証券取引所の有価証券上場規定第 436 条の 3）。

図 1　2017 年 12 月末時点における社外取締役等に関する規律

図 1 は，2017 年 7 月 26 日末時点での社外取締役等に関する規律を示している。現時点では，日本の会社は会社法による社外取締役を選任する義務を課せられていない。ただし，証券取引所の有価証券上場規定によって，上場会社は独立役員を 1 名以上確保すること，取締役である独立役員を 1 名以上確保するように努めること。市場 1 部と 2 部の上場会社の場合には，選任しない理由を説明しなければならないとされている。また，コーポレートガバナンス・コードによって，独立社外

94） 法務省「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」（第 1 回部会配布資料），2017 年 4 月 26 日。

取締役を2名以上選任すべきであるとされている。つまり，社外取締役等に関する規律は，ハードローではなくソフトローによって規定されており，コンプライ・オア・エクスプレインのルールが設定されている。

表10と表11は，それぞれ2017年7月26日末時点における社外取締役との独立社外取締役の選任状況を示している。2013年には社外取締役を1名以上選任している会社の比率は，東証全上場会社の54.2%，東証一部上場会社の62.3%であった。これらの数字は2017年7月26日時点でそれぞれ96.9%，99.6%に上っている。同様に，2名以上の社外取締役を選任している会社の比率を2013年と2017年で比較してみると，東証全上場会社で23.6%から76.0%へ，東証一部上場会社の30.6%から91.9%へとそれぞれ上昇している。

表10　社外取締役の選任状況（2017年7月26日時点）

	1名以上の社外取締役を選任している会社の比率		2名以上の社外取締役を選任している会社の比率	
	東証全上場会社	東証一部上場会社	東証全上場会社	東証一部上場会社
2013年	54.2%	62.3%	23.6%	30.6%
2014年	64.4%	74.3%	27.1%	34.3%
2015年	87.3%	94.3%	46.0%	59.1%
2016年	95.8%	98.8%	69.4%	84.9%
2017年	96.9%	99.6%	76.0%	91.9%

資料：東京証券取引所（2017c）

表11　独立社外取締役の選任状況（2017年7月26日時点）

	1名以上の独立社外取締役を選任している会社の比率		2名以上の独立社外取締役を選任している会社の比率	
	東証全上場会社	東証一部上場会社	東証全上場会社	東証一部上場会社
2013年	33.8%	46.9%	10.2%	18.0%
2014年	46.7%	61.4%	13.1%	21.5%
2015年	73.4%	87.0%	32.6%	48.4%
2016年	88.9%	97.1%	60.4%	79.7%
2017年	91.8%	98.8%	67.8%	88.0%

資料：東京証券取引所（2017c）

1名以上独立社外取締役を選任している会社の比率をみても，2013年から2017年にかけて東証全体で33.8%から91.8%へ，東証一部上場会社では46.9%から98.9%へとそれぞれ上昇している。同様に，2名以上独立社外取締役を選任している会社の比率をみても，2013年から2017年にかけて東証全体で10.2%から67.8%へ，東証一部上場会社では18.0%から88.0%へとそれぞれ上昇している。

2010年に設置された「会社法制部会」において，会社法による社外取締役の選任義務付け案が

検討された場合，賛成意見と反対意見が伯仲し，コンセンサスがとれなかった[95)]。しかし，表 10 と表 11 の 2017 年の数字をみると，上場会社はソフトローによって義務付けられた結果，かなり高い比率で形式的には社外取締役等を選任している。しかし，社外取締役の選任が実質的に高パフォーマンスに結びついているという実証結果はない。また，会社法により社外取締役の選任が義務付けられた場合，上場会社に限定されず，規模に関係なく一律に義務は会社に対して課せられる。これらから推測すると，2017 年に設置された「会社法制部会」において義務付け案はコンセンサスが得られず，現行通り，ソフトロー改革による上場会社の取締役会改革が進むものと思われる。

[6] 本稿のまとめ

本稿では，戦後日本の会社に対するコーポレートガバナンス改革の特徴を明らかにすることであった。その結果，以下のような結果が得られた。

① コーポレートガバナンスとは，会社が，株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を考えた上で，透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

② コーポレートガバナンスには，取締役会の仕組み，経営者交代の仕組み，情報公開の仕組み，報酬制度，買収防衛策などが含まれる。これらのコーポレートガバナンスを改革することで何が変わるのか。第 1 に，会社のパフォーマンスを変えることができる。第 2 に，経営者の行動を変え，間接的に会社のパフォーマンスを変えることができる。

③ 国家が作る法律には，多くの人々の行動を一斉に変えることができるコーディネート機能がある。この機能を狙って，新しく法律を作ったり，法律を改正する改革が行われる。これをハードロー改革という。

④ 他の人々も守るであろうと期待される規範があれば，それは法律と同じように，同じような多くの人々の行動を一斉に変えることができるコーディネート機能をもつ。この機能を狙って新しく規範を作ったり，規範を改正する改革が行われる。これをソフトロー改革という。

⑤ 日本の会社におけるコーポレートガバナンス改革では，ハードロー改革とソフトロー改革の 2 つの手段が利用されている。法務省の改革は商法（会社法）の改正や制定によるハードロー改革である。金融庁における金商法改正による改革もハードロー改革である。他方，経済産業省，金融庁，東京証券取引所が市場ルールの制定や改正によって改革を行っているが，これはソフトロー改革になる。

⑥ 第 2 次安倍政権が発足する前の改革は，会社の不祥事再発を防止する目的で実行されてきた。ハードロー改革が中心であって，ソフトロー改革がそれを補佐していた。ハードロー改革で監査役制度を強化し，ソフトロー改革で市場ルールを制定する形をとっていた。2000 年代に入ると，ハードロー改革とソフトロー改革の双方において取締役会改革，特に社外取締役や独立取締役，社外監査役，独立監査役の必要性が指摘されるようになった。

95） どのような賛成意見と反対意見であったかについては，小室瑠実子・中村竜哉（2017）の［3］を参照のこと。

⑦　第2次安倍政権発足後は，内閣府（閣議決定）がアベノミクスの成長戦略の一環として，コーポレートガバナンス改革の方針や施策を策定している。閣議決定された方針や施策に沿って，各省庁がコーポレートガバナンス改革を進めている。改革の目的は会社不祥事の再発防止から，「会社の持続的な成長」「経済の好循環確立」「稼ぐ力の強化」「ガバナンス改革を形式から実質へ深化」「中長期的な企業価値の向上」へと変化している。

⑧　2017年になって，会社法において社外取締役選任義務付けは再び検討され，ハードロー改革が行われようとしている。東京証券取引所に上場している会社の社外取締役と独立社外取締役の現状をみると，かなり高い比率で社外取締役等が選任されている。しかし，会社法による選任義務化は，会社の規模に関係なく一律に会社に課せられることになる。社外取締役選任が高パフォーマンスに結びついたという実証結果も出ていない。これらから推測すると，今後も上場会社を対象にしたソフトロー改革，特に取締役改革が進められて，形式的な改革から実質的な改革をめざすことにあると考えられる。

引用資料

企業統治研究会（2009）「企業統治研究会報告書」

金融庁金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ（2009）「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」

金融庁（2013）「『日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』の開催について」

金融庁・東京証券取引所（2014）「『コーポレートガバナンス・コードの最適に関する有識者会議』の開催について」

金融庁・東京証券取引所（2015）「『スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』の開催について」

金融庁（2017）「『スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』の開催について」

経済産業省産業組織課（2008）「『企業統治研究会』の設置について」

経済産業省産業組織課（2009）「ご議論いただきたい事項」（企業統治研究会第4回配布資料）

経済産業省産業組織課（2012）「『コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会』開催について」

経済産業省産業組織課（2014）「『コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会』開催について」

経済産業省産業政策局（2016）「『CGS研究会』について（案）」

経済産業省産業政策局（2017a）「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」

経済産業省経済産業政策局（2017b）「『CGS研究会』（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）について」

コーポレートガバナンス・コードの最適に関する有識者会議（2015）「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（コーポレートガバナンス・コード原案――会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために――）」

コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2017a）「CGS研究会報告書 実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引き（CGSレポート）」

コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2017b）「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」

コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（2015a）「コーポレート・ガバナンスの実践――企業価値向上に向けたインセンティブと改革――」

コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（2015b）「我が国企業のプラクティス集」

小室瑠実子・中村竜哉（2017）「2014年改正会社法において社外取締役の選任義務づけ案が実現しなかった

のはなぜか？」,『経営経理研究所紀要』110 号
スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（金融庁・東京証券取引所）（2016a）「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」
スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（金融庁・東京証券取引所）（2016b）「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方 ── 企業の持続的な成長に向けた『建設的な対話』の充実のために」
スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（2017）「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》改訂版 ── 投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために ──」
東京証券取引所（2002）「四半期業績の概況に関する開示の新設等に係る適時開示制度の見直し」
東京証券取引所（2004a）「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」
東京証券取引所（2004b）「上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けて」（報告書）
東京証券取引所（2009）「上場会社コーポレート・ガバナンス原則 2009 年 12 月 22 日改定版」
東京証券取引所（上場制度整備懇談会）（2010）「独立役員に期待される役割」
東京証券取引所（上場制度整備懇談会）（2013）「上場制度整備懇親会・設置要綱」
東京証券取引所（2017a）「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2017」
東京証券取引所（2017b）「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び委員会の設置状況」
東京証券取引所（2017c）「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び社外取締役を置くことが相当でない理由の開示状況について」
日本経済再生本部（2013a）「産業競争力会議の開催について」
日本経済再生本部（2013b）「第 1 回産業競争力会議において洗い出された課題」（第 3 回日本経済再生本部配布資料
日本経済再生本部（2013c）「第 1 回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」（第 3 回日本経済再生本部配布資料）
日本経済再生本部（2013d）「第 4 回産業競争力会議において民間議員から指摘された課題」（第 6 回日本経済再生本部配布資料）
日本経済再生本部（2013e）「第 4 回・第 5 回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」（第 6 回日本経済再生本部配布資料）
日本経済再生総合事務局（2017）「成長戦略骨子（案）」（第 8 回未来投資会議配布資料）
日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（2014）「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》── 投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために ──」
内閣府（2013）『日本再興戦略』
内閣府（2014）「日本経済再生本部の設置について」
内閣府（日本経済再生本部）（2014）「『日本再興戦略』改訂 2014」
内閣府（日本経済再生本部）（2015）「『日本再興戦略』改訂 2015」
内閣府（日本経済再生本部）（2016）「『日本再興戦略』改訂 2016」
内閣府（日本経済再生本部）（2017）「『未来投資戦略』2017」
藤田友敬（2008）『ソフトローの基礎理論』有斐閣
法務省（2017）「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」

引用議事録

「第 007 回国会　参議院法務委員会　第 6 号議事録」（1950）
「第 071 回国会　衆議院法務委員会　第 24 号議事録」（1973a）
「第 071 回国会　衆議院法務委員会　第 39 号議事録」（1973b）
「第 072 回国会　参議院務委員会　第 6 号議事録」（1974）
「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 6 号議事録」（1981a）
「第 094 回国会　衆議院法務委員会　第 8 号議事録」（1981b）
「第 126 回国会　衆議院法務委員会　第 13 号議事録」（1993a）
「第 126 回国会　参議院法務委員会　第 8 号議事録」（1993b）
「第 153 回国会　参議院法務委員会　第 12 号議事録」（2001a）
「第 153 回国会　衆議院法務委員会　第 14 号議事録」（2001b）
「第 154 回国会　衆議院法務委員会　第 9 号議事録」（2002a）

「第 154 回国会　参議院法務委員会　第 12 号議事録」（2002b）
「第 154 回国会　参議院法務委員会　第 13 号議事録」（2002c）
「第 154 回国会　参議院法務委員会　第 14 号議事録」（2002d）
「第 162 回国会　衆議院法務委員会　第 14 号議事録」（2005a）
「第 162 回国会　衆議院法務委員会　第 16 号議事録」（2005b）
「第 162 回国会　衆議院法務委員会　第 17 号議事録」（2005c）
「第 164 回国会　衆議院財務金融委員会　第 12 号議事録」（2006）
「第 186 回国会　衆議院法務委員会　第 11 号議事録」（2014a）
「第 186 回国会　衆議院法務委員会　第 13 号議事録」（2014b）
「第 1 回スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会議事録」（2017）

（原稿受付　2017 年 12 月 4 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 251-263

〈論　文〉

PCAOB Audit Regulation in a Historical Perspective:

How the Regulatory Structure Has Changed

Kei OKAJIMA

Abstract

This paper reexamines the historical development from the traditional self-regulatory peer review system to the current audit regulation under the PCAOB in terms of regulatory structure. By using the congressional records the paper explores how a new regulatory system was designed, in particular, how the creation of a new regulatory body, namely, the PCAOB, charged with oversight of public companies audits was decided. Further, the paper finds out the structural features of the current regulatory system, and indicates structural flaws appearing in implementing the SOX Act.

Keywords: audit regulation; Pubic Company Accounting Oversight Board (PCAOB); Sarbanes-Oxley Act; self-regulatory system; Public Oversight Board; public regulation; peer review; PCAOB inspections

1. Introduction

This paper reexamines the historical development from the traditional self-regulatory peer review system to the present audit regulation under the PCAOB in terms of regulatory structure. The structure of the existing PCAOB audit regulation was established by the enactment of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, which marked a significant milestone of audit regulatory history.

Audit researchers generally agree that this fundamental transition from self-regulation towards public oversight took place under a “fire-alarm” approach to regulation.[1] It is presumably apparent, as indicated below, that the discussions for regulatory reform proceeded in terms of what type of regulatory structure should be selected in order to restore the public confidence rather than how regulatory system could be improved to overcome the deficiencies or limitations in the previous system.

1 Kinney [2005], pp. 104-105; Palmrose [2013], pp. 775-776. McCubbins provides the theoretical model of regulatory choices, assuming that Congress choose either of two different policies, a centralized oversight policy (“police-patrols”) or a decentralized oversight policy (“fire-alarms”) (McCubbins and Schwartz [1984]; McCubbins [1985]). According to his works, congressmen tend to prefer a decentralized oversight policy to be more effective and efficient.

Historically, in response to the congressional hearings in the mid-1970s, in 1977 the American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), in consultation with the Securities and Exchange Commission (SEC), created a voluntary self-regulatory framework consisting of the SEC Practice Section with an independent Public Oversight Board to oversee the activities of the SECPS (especially, peer review program), and monitor and comment on matters that affect public interest in the integrity of the audit process. The POB was composed of five public members with a broad spectrum of business, professional, regulatory, and legal experience that represent the public interest. Although the SEC had no formal authority over the profession's self-regulation, but it claimed its oversight role to the POB.

The fundamental conception under which the profession's self-regulatory system had sustained for a long time, was the following view of Robert Mautz on self regulation:

> Generally, self-regulation is perceived as more equitable than public regulation because the standards to be met are established and enforced by fellow practitioners whose experience provides an understanding of the environment, the risks, the pressures and the possibilities of service that laymen neither comprehend nor understand. Self-regulation, if performed properly, also assures better service to the public because its emphasis is on remedy and improvement and because it is in closer touch with practice, more aware of changing needs, and more responsible to wants of those who use the service than any other form of regulation can be.[2]

The profession's self-regulatory system had remained unchanged through 2001, but was subject to criticism outside the profession in some occasions. Ultimately, the Enron debacle in 2001 triggered the arguments for structural change of audit regulation.

2. The Enron Scandal and Reform of the Regulation of the Audit Profession

2.1. Background to calls for regulatory reform

Over the years, the regulation of the audit profession had been an enduring concern. Even in the 1980s and in the 1990s several attempts were made to reconsider the existing regulatory system from the viewpoint of improving audit quality, but these proposals did not resulted in a drastic reform of audit regulation.[3] However, in the face of fraudulent accounting of the Enron Corporation and consequent audit failure therein, revealed at the end of 2001, Congress and the SEC came to be propelled to take further steps for restoring investor confidence by increasing corporate accountability, strengthening corporate governance, and improving transparency and reliability of audited financial reporting.

---

2 Mautz [1983], p. 78. See also Public Oversight Board [1984]. Professor Mautz was appointed as POB member in January 1981, and served on the POB for fifteen years.

3 Dingell Hearings [1986]; National Commission on Fraudulent Financial Reporting [1987]. More recently, the 2000 Panel on Audit Effectiveness comprehensively considered the status of self-regulatory system and made various recommendations for strengthening the accounting profession's governance system (see Public Oversight Board [2000], Chapter 6).

During the period between January and April, the House and Senate committees embarked on comprehensive examinations regarding the issues raised by the Enron and other scandals. In the Senate, among others, the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs chaired by Paul Sarbanes held ten hearings with regard to the issues of accounting and investor protection in the period from February 12 to March 21. The issues then considered were divergent, including the integrity of certified financial audits, appropriate accounting principles and auditing standards, the effectiveness of the accounting regulatory oversight system, the importance of auditor independence for the quality of audits, conflicts of interest and the compromise to auditor independence raised by accounting firms' increased offerings of consulting services to audit clients, the completeness of corporate disclosure in SEC filings and shareholder communications, and so forth, but the major theme was on auditing standards and oversight of independent auditors. On the other hand, in the House of Representatives, the Committee on Financial Services chaired by Michael Oxley in response to submission of the Corporation and Accountability, Responsibility, and Transparency bill (H.R.3763; the Oxley Act), held hearings to discuss and consider that bill on March 13, 20, and April 9. Eventually, within a half year, more than thirty related bills were introduced and finally resulted in the enactment of the Sarbanes-Oxley Act, regarded as a legislative milestone.

2.2. Dissolution of the Public Oversight Board

Shortly after revelation of the Enron debacle, SEC Chairman Harvey Pitt made the formal statement as to reform of the regulation of the audit profession, including its proposal for creating a new auditor oversight body, stating in particular:

> … there is a need for reform of the regulation of our accounting profession. … given the enormous – and appropriate – attention being focused on the role of accountants in some of these corporate failures over the last decade, we have taken the initiative to begin the process of restructuring the regulatory system that governs the accounting profession. … Toward that end, even before Enron's collapse, we called upon the accounting profession to work with us to resolve its vulnerabilities and weaknesses. … The profession has shown great willingness to work with us to produce a better regulatory system. … In our vision, this system must at heart be a tough, no-nonsense, fully transparent disciplinary system, subject to independent leadership and governance. In addition, there must be regular monitoring of the ways in which accounting firms perform their responsibilities, and the areas in which either individual firms or the profession as a whole, can improve. … We initially envision a new body dominated by public members, with two primary components – discipline and quality control. … We are at the early stages of this proposal, and many details remain to be worked out. The SEC will carefully review this and other proposals regarding a system of public sector regulation to ensure that it addresses our concerns with the current system.[4]

4 Public Statement by SEC Chairman: Regulation of Accounting Profession, January 17, 2002.

After a few days, Chairman Pitt explained, in a responding letter to Charles Bowsher, then Chairman of the POB: "[t]he preliminary proposal, which I introduced last Thursday [i.e. January 17], envisions a Public Accountancy Board *outside the AICPA*. This new Board would have direct involvement, not just oversight, of two important functions: auditor discipline and quality control monitoring. … Nothing I said on Thursday, or since, was in any way intended to suggest that the POB had no role to play. Indeed, my proposals were intended to strengthen the body that will be our "new" POB, insure its independence from the AICPA, and expand its mandate."[5]

In the other hand, on 20 January 2002, the POB unanimously resolved termination of its own existence, effective March 31, 2002, "with recognition of the obstacles to achieving this goal [i.e. effective self-regulation]."[6] Regarding the background behind it, POB Chairman explained in his testimony before the Senate Committee on Banking, Housing Urban Affairs as follows: "[the Pitt's] plan was worked out in private talks between the SEC and the AICPA and the Big 5 accounting firms, with no input from the POB, which repeatedly had been assured that would be consulted. This new proposal effectively rendered the POB a lame duck. The POB believed it could not oversee the activities of accounting profession under the circumstances, and that it would mislead the public to appear to do so."[7] Thus he emphasized that the POB's decision to voluntarily dissolve itself was taken as "a matter of conscience and principle."[8]

In addition, Bowsher submitted the POB's white paper, entitled *The Road to Reform* prior to his hearing before the Senate Banking Committee, wherein the problems inherent in the current self-regulatory system were identified.[9] First, the funding of the POB was subject to control through the SECPS by major accounting firms. Indeed the POB was compelled to cease its special reviews of public accounting firm's performances of quality controls about independence to be conducted in early 2000, due to the decision of the SECPS to cut off funding of the POB's special reviews requested by the SEC. Second, the disciplinary system was not timely and ineffective. As the 2000 Panel on Audit Effectiveness had indicated, disciplinary proceedings were deferred while litigation or SEC regulatory proceedings were in process. This resulted in years of delay and made sanctions not meaningful. Third, monitoring of accounting firms' practices by the peer review process was broadly viewed as ineffective. So the peer review process lost credibility because it was perceived as being "clubby" and not sufficiently rigorous. Lastly, the peer review team did not examine the work of an audit that was under investigation or in litigation.

Conclusively the POB left the following last message in this paper:

---

5 Letter from Harvey Pitt to Charles Bowsher dated January 22, 2002, reproduced in Sarbanes Hearings [2002b], p. 994. Italics added. Bowsher was a former Comptroller General of the United States (his terms of office was from 1980 through 1996).

6 Resolution passed by the Public Oversight Board on January 20, 2002, reproduced in Sarbanes Hearings [2002b], p. 961.

7 Bowsher's testimony, Sarbanes Hearings [2002b], p. 898.

8 Sarbanes Hearings [2002b], p. 973. Decision of the POB to terminate its activities seemed unexpected for Chairman Pitt. On January 31, he commented that "I am very disappointed by the Public Oversight Board's announcement today that it will not reconsider its January 20 decision to terminate its existence by March 31, 2002." (Sarbanes Hearings [2002b], p. 995)

9 POB [2002], pp. 981–982.

> In the end … it became very apparent to the POB that real reform will take place only when the Congress requires it through legislative action. … In the wake of the Enron debacle, the POB, acting as the "conscience and critic" of the profession, strongly believes that *to protect investors and the public, the old system of voluntary self-regulation for the accounting industry must be replaced.* While many will urge that Congress act with caution and that the profession be again given the opportunity to fix the present system with marginal changes, the POB believes it is time to resist the continuation of the status quo and move ahead with fundamental change.[10]

Ironically the POB itself, which was charged with oversight role within self-regulatory system of the accounting profession, reached the conclusion that it could not maintain the existing self-regulatory system any more, and therefore it should terminate its own activities and replaced itself with another oversight body. Although the POB was expected to play an independent oversight role, it chose the way of ceasing to its activities (In fact, the POB continued to remain by the end of April).

3. The Sarbanes-Oxley Act of 2002 and the PCAOB

The Sarbanes-Oxley (SOX) Act prescribes creation of the Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) "to provide for more effective oversight of the part of the nation's accounting industry that audits public companies."[11]

The SOX Act designates the PCAOB to be incorporated under the District of Colombia Nonprofit Corporation Act. It is not legally an agency or establishment of the federal government but a private sector corporation. Thus, it is not subject to requirements of the Administrative Procedure Act.[12] Notwithstanding, the PCAOB is situated under the oversight by the SEC. The PCAOB is subject to SEC oversight and review to assure that PCAOB's policies are consistent with the administration of the federal securities laws, and to protect the rights of accounting firms and individuals to its jurisdiction. And the SEC is also conferred general oversight authority including its approval for the PCAOB rules or other regulations, appointments of PCAOB member, and its budget.

From the beginning of discussions, the opinion that restructure of the regulatory system was necessary predominated, but it was at the last phase of legislative process in June that creation of a new organization as the form of the PCAOB was incorporated in the bill. On June 18, the Senate Banking Committee considered the Public Company Accounting Reform and Investor

---

10 POB [2002], pp. 991–992. Italics added.

11 *Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002: Report of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* (Senate Report 107–205), p. 4. Especially, "Title I reflects significant portions of S. 2004, authored by Senators Dodd and Corzine, as well as the terms of an amendment offered at the Committee's June 18 mark-up by Senator Enzi, which was adopted by voice vote."

12 It is arguable that one of the reason that the POB was formally established as a private sector organization was "to release [it] from the administrative burdens of a federal agency." (Löhlein [2016], p. 29)

Protection bill (S. 2673; the Sarbanes bill) including creation of the PCAOB, and voted 17-4 to report that bill to the Senate for consideration.

Already Senators Christopher Dodd and Jon Corzine, members of the Sarbanes Committee had submitted their bill (S. 2004), which proposed the Independent Public Accounting Board with responsibility of oversight of auditors.[13] Prior to consideration of the Sarbanes bill, this Dodd-Corzine bill had been the only proposed bill submitted to the Senate regarding auditor oversight body.

In any event, at the Sarbanes Committee's hearings, leading to the enactment of the SOX Act, held during the period from February to March, there was prevalent for the opinion that a drastic change for the self-regulatory system by the accounting profession was needed. For instance, John Briggs, a former POB member and then Chairman and CEO of TIAA-CREF recalled the POB attempting "to oversee a bewildering array of monitoring groups."[14] Also Shaun O'Malley who chaired the 2000 Panel of Audit Effectiveness, testified: "[t]he profession's combination of public oversight and voluntary self-regulation is extensive, Byzantine, an insufficient. The Panel found that the current system of governance lacks sufficient public representation, suffers from divergent views among its members as to the profession's priorities, implements a disciplinary system that is slow and ineffective, lacks efficient communication among its various entities and with the SEC, and lacks unified leadership and oversight."[15]

Most of the witnesses supported for creation of a new independent body charged with more effective oversight of the auditors. According to the Senate Report, twenty witnesses emphasized the need for a strong Board to oversee the public companies auditors.[16] Among others, Paul Volcker, former Chairman of the Federal Reserve Board and then Chairman of the Trustees of the International Accounting Standards Committee, argued: "[h]igh-quality standards and improved audit practices should go a long way toward enforcement. However, there are areas where it may be difficult or impossible for any one firm to proceed alone. Hence, there is a need for official regulation. The United States has the framework for regulation and enforcement in the SEC. Over the years, there have also been repeated efforts to provide oversight by industry or industry/public member boards. By and large, I think we have to conclude that those efforts at self-regulation have been unsatisfactory. Thus, experience strongly suggests that governmental oversight, with investigation and enforcement powers, is necessary to assure discipline."[17]

And the POB last Chairman Bowsher, as well as a former POB member and with the past career as SEC Commissioner, Aulana Peters, and a former POB member Briggs also made simi-

13 Under SEC oversight, the IPAB shall inspect audit firms annually, review selected audit engagements, and issue a pubic report on its findings. Public accountants who performed audits must register with the IPAB. The IPAB is similar with the PCAOB under the SOX Act in that it has regulatory authority of promulgating auditing and quality control standards and that its funding is financed by registration fees and annual dues collected from registered firms.

14 Sarbanes Hearings [2002a], p. 376.

15 Sarbanes Hearings [2002b], p. 683.

16 Senate Report 107-205, p. 5.

17 Sarbanes Hearings [2002a], p. 145.

lar recommendations.[18] These POB members emphasized that a new board should be created by statute to be given its authority adequately and firmly. And they shared the view that an organization should not rely on the accounting profession with regard to its funding. Several witnesses including the former POB members testified that in fact by cutting off the fund voluntarily collected the POB has been faced with difficulty in attempting its initiative concerning oversight of the auditors.

However, there were divergent opinions as to whether a newly created body should be private or public.[19] Several witnesses clearly contended that it should be a private sector organization modeled after self-regulatory organizations such as the New York Stock Exchange or the National Association of Securities Dealers, Inc.[20] For instance, Robert Glauber, Chairman of the NASD testified: "if properly designed, a new private-sector regulator [could] make a major contribution by tapping industry resources and insights not available to the Government. To get the best of both worlds, however, these advantages should be matched with tough SEC oversight under watchful eye of Congress."[21] Conversely, some witnesses had the opinion that Congress should create a new federal governmental body for overseeing the public companies auditors, such as David Walker, the U.S. Comptroller General.[22] Comptroller Walker presented the statement at his testimony to the effect that of the alternative structures ((1) a new unit within the SEC, (2) an independent government entity within the SEC, (3) an independent government agency outside the SEC, or (4) a non-governmental private sector entity overseen by the SEC), the GAO favored alternative (2) of creating an independent government entity within the SEC "as having a greater likelihood of success because the new body would be housed within the SEC and there, could receive administrative support from the SEC."[23]

Further, other witnesses agreed that the reform of the status quo of self-regulation system was necessary, but disagreed that Congress created the new regulatory organization, irrespective of whether it was situated in the private or public sector. Typically, former SEC Chairman Richard Breeden remarked: "[w]e have 70 years of experience. We do not need to go and invent another one. We need to invigorate the SEC and make sure it has the tools to do the job. Let's not reinvent the wheel. Downstream from the SEC, private sector groups can be helpful."[24]

---

18 Peters argued that a new entity should "have a statutorily defined base of authority" (Sarbanes Hearings [2002a], p. 902) and that legislation should "clarify [the entity]'s ability to conduct operations by providing it with a permanent source of funding." (*Ibid.*, p. 903) Biggs also stated: "We need something better for regulatory body. … I believe the proposed entity needs more authority. And that authority can come only from Congress." (Sarbanes Hearings [2002a], p. 377)

19 Nagy [2005], p. 997.

20 Testimonies of Glauber, John Coffee, Jr. (Colombia University of School of Law; Sarbanes Hearings [2002b], pp. 536–537), Joel Seligman (Washington University of School of Law in St. Louis; Sarbanes Hearings [2002b], pp. 532–533), and Michael Sutton (former Chief Accountant of the SEC; Sarbanes Hearings [2002a], pp. 194–195).

21 Sarbanes Hearings [2002b], p. 529.

22 At the hearings of House Committee on Financial Service (April 9, 2002), Walker urged the creation of "an independent statutory Federal Government body to oversee financial audits of public companies." (Oxley Hearings [2002], p. 136)

23 Letter from GAO Comptroller General Walker to Senator Sarbanes, dated May 3 2002, reproduced in Sarbanes Hearings [2002b], p. 662.

24 Sarbanes Hearings [2002a], p. 37.

Most of them argued with direct regulation by the SEC on the condition that additional funds would be infused into the SEC.[25]

4. The Structure of the PCAOB Audit Regulation

4.1. The PCAOB's authorities and functions

The SOX Act creates the PCAOB "to oversee the audit of public companies that are subject to the securities laws, and related matters, in order to protect the interests of investors and further the public interest in the preparation of informative, accurate, and independent audit reports for companies the securities of which are sold to, and held by and for, public investors" (Section 101(a)). To accomplish that mission, under the SOX Act, the PCAOB must conduct four major regulatory functions – (i) registration of public accounting firms, (ii) rulemaking of auditing standards, quality control standards and other professional standards, (iii) periodic inspections of registered firms and (iv) investigations and disciplinary proceedings of registered firms.

(*i*) *Registration of accounting firms*

Accounting firms which audit the public companies must register with the Board (Section 102). It is unlawful for an unregistered firm to continue to audit public companies.

(*ii*) *Auditing, quality control, ethics, and independence standards and rules*

The PCAOB is authorized to establish or adopt auditing, quality control, ethics standards to be followed by the registered public accounting firms in preparing and issuing audit report (Section 103). These include auditing standards, the rules of conduct, independence standards, the quality control standards, and the attestation standards.

(*iii*) *Inspections of registered accounting firms*

The PCAOB are to implement the inspections of the operations of registered firms to assess that the registered firms, its partners, and employees comply with the statute, the PCAOB rules, and the other professional accounting standards (Section 104).[26] Initially, firms that audit more 100 public companies are to be inspected each year, and firms that audit 100 or fewer public companies are to be inspected at least every three years. During an inspection, the PCAOB is to review particular audit engagements of a firm, and the firm's general quality control systems and policies.

(*iv*) *Investigations and disciplinary procedures*

The PCAOB is given the power to conduct investigations, and bring disciplinary actions concerning public accounting firms or associated person thereof, when not complying with the SOX Act, the PCAOB rules, the SEC rules and other professional standards in regulating the audits of public companies and broker-dealers (Section 105).

---

25 Testimonies of Robert Litan (Brookings Institutions; Sarbanes Hearings [2002b], p. 874), Walter Schuetze (Chief Accountant of the SEC; Sarbanes Hearings [2002a], p. 208), and Arthur Wyatt (former Chairman of Auditing Standards Executive Committee; Sarbanes Hearings [2002b], p. 745).

26 The Senate Report explicates that "a program of inspections is essential to identify problems in firm procedures, training, and "culture" before those problems can produce audit failures that trigger large investor losses and threaten confidence in the capital markets." (Senate report 107-25, p. 9)

4.2. The formative days of the PCAOB

Following the enactment of the SOX Act, the PCAOB was incorporated under the District of Columbia Nonprofit Corporation Act in 2002 October. As starting members, Charles Niemeier (former Chief Accountant of the SEC Enforcement Division), Bill Gradison (former Congressman), Kayla Gillan (former general counsel of the CalPERS), and Daniel Goelzer (former General Counsel of the SEC) were appointed and they proceeded with the structural installment of its organization.[27] In 2003 April, the SEC formally certified that the Board possessed the capacity to meet the requirements of the SOX Act. Thereafter in 2003 June William McDonough, ex-president of the Federal Reserve Bank of New York was assumed as the first PCAOB Chairman.

In 2004 June, one year after the start of the Board activities, the House Subcommittee on Capital Markets, Insurance and Government Sponsored Enterprises held a hearing to review the developments in the PCAOB. The witness of this day was McDonough alone. At first, Committee Chairman Oxley spoke the words of praise, saying "[i]n his brief tenure, [PCAOB] Chairman McDonough has transformed the board, the centerpiece of Sarbanes-Oxley, into a rigorous, effective and highly respected overseer of public accounting firms. … The PCAOB has been a vast improvement in accounting industry regulation."[28]

The mandatory governmental inspections of registered firms which were introduced as "a very effective tool to restore [public] confidence"[29] was ready to commence from the period of 2004 May, and prior to the regular implementation in its fiscal year of 2003 the PCAOB was conducting limited inspections of major four accounting firms. In response to the question of David Scott, a member of the subcommittee, of "how [the inspections was] working, particularly what success it has had in detecting fraud, and making sure that there [was] compliance in terms of professional auditing standards,"[30] McDonough explained the situation: "[t]he inspections that we are doing this year will be much more detailed. In the case of the Big Four, we will be looking at about 5 percent of their engagements, and the biggest firm has about 3,600 engagements. So 5 percent is a pretty important statistical sample. In the case of the next lot of firms, we will be looking at about 15 percent. We look at a combination of what looks like high risk clients, very complicated companies, for example …"[31] Scott also asked whether the accounting firms were given notice to subject the inspection or it was a surprise inspection, then McDonough replied, "we quiet deliberately want a certain level of surprise in the inspections."[32]

---

27 Oxley Hearings [2003], p. 6. At this hearing, SEC Chairman Donaldson emphasized how closely the SEC had involved the PCAOB affairs in the startup days. Thus he believed that the "strong PCAOB" was in the process of establishing itself with the close relationships with the SEC.

28 Baker Hearings [2004], p. 3.

29 Baker Hearings [2004], p. 15. PCAOB member Goelzer also referred to the inspection as "the fundamental tool Congress gave to the Board to restore public confidence in audited financial reporting." (Goelzer [2005])

30 Baker Hearings [2004], p. 14.

31 Baker Hearings [2004], p. 15.

32 *Ibid.*

5. Concluding Remarks

The SOX Act through creation of the PCAOB drastically changed the traditional regulatory structure, which was entirely relied on self-regulation by the accounting profession. The SOX Act, as Professor Kinney indicates, "reverse[d] a pattern of more than 20 years of self regulation."[33]

Previously the audit profession had been regulated mainly via the voluntary peer review process, but the peer reviews were now replaced with the compulsory PCAOB inspections. This *replacement* was made upon the congressional and public distrust of the profession's peer review, actually implemented in the form of firm-on-firm review.[34] Unlike the POB, the PCAOB does not take indirect oversight over the profession's peer review program, rather the PCAOB directly conducts quality control reviews of registered firms' audit procedures and practices.

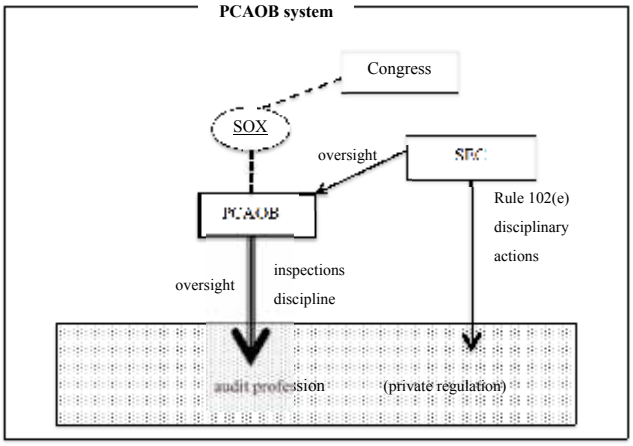

Figure 1 Structure of PCAOB Audit Regulation

33 Kinney [2005], p. 101.

34 According to the Senate Report concerning the Sarbanes bill, "[v]irtually every witness who addressed the details of auditor oversight agreed on critical need for a regular or comprehensive review, by an independent body of inspectors, of each audit firm's compliance with audit standards and procedures." (Senate Report 107-205, p. 9)

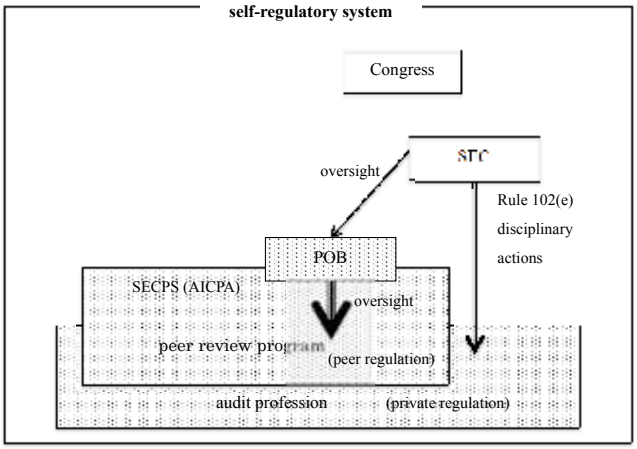

Figure 2　Structure of Traditional Self-Regulatory System

Viewing from the broader perspective, firm-on-firm peer reviews and PCAOB inspections have a commonality in that they are basic instruments through which they assess whether audit firms have developed appropriate quality control policies and procedures, and whether these are implemented in compliance with professional standards.[35] Implicitly the PCAOB was created so as to overcome the POB's inherent defect of being organized within the accounting profession. Therein it was stressed that the PCAOB should be a *strong* and *independent* auditor oversight body, irrespective of private or public. In this context, PCAOB inspections had to be situated as strategically important means of restoring public confidence.

It is certain that "the [profession's] peer review system lacked independence and enforcement authority invested in the PCAOB by federal laws," but it should be also acknowledged that "the peer review process *is* not without teeth."[36] "The PCAOB's decision to discard the strengths of the existing peer review process and use only PCAOB staff in its inspections," as Professors Glover and others point out, "leads to what we consider the most serious flaw in the PCAOB's staffing model."[37] They also argue that this made (and still makes) staffing of PCAOB inspectors with sufficient expertise difficult.[38] Furthermore, another researcher indicates lack of auditing expertise of the PCAOB itself as a significant structural flaw.[39]

Thus, to be effective, the expectation that the PCAOB's activities are ultimately overseen and regulated by the SEC is very fundamental to maintain public trust for the PCAOB's activities. It should be recognized that SEC oversight over the PCAOB is statutorily authorized, but how the SEC does and will implement that authority remains uncertain. The PCAOB is under

35 Löhlein [2016], pp. 28-29.
36 Glover *et al.* [2009], p. 231. Italics added.
37 *Ibid.*
38 Nonetheless, PCAOB member Goelzer emphasized that because PCAOB inspectors are themselves experienced auditors but are not "peers," such inspection is more likely to improve the day-to-day quality of auditing (Goelzer [2005]).
39 Kinney [2005], pp. 102-104.

SEC oversight but it is not a unit within the SEC, or an independent government entity within the SEC. This setting itself can bring about crucial deficiencies in the structure of the current audit regulation.

References

Baker Hearings [2004], *Oversight of the Public Company Accounting Oversight Board: Hearing before the Subcommittee on Capital Markets, Insurance and Government Sponsored Enterprises*, 108th Congress, 2nd session.

Dingell Hearings [1986], *SEC and Corporate Audits (Part 6): Hearings before the Subcommittee on Oversight and Investigations of the House Committee on Energy and Commerce on Detecting and Disclosing Financial Fraud*, 99th Congress 2nd session.

General Accounting Office [2002], *The Accounting Profession, Status of Panel on Audit Effectiveness Recommendations to Enhance the Self-Regulatory System*, GAO-02-411.

Glover, S. M., D. F. Prawitt, and M. H. Taylor [2009], "Audit Standard Setting and Inspection for U. S. public companies: A critical assessment and recommendations for fundamental change," *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 2, pp. 221-237.

Goelzer, Daniel L. [2005], "PCAOB Update: a Year-Three Progress Report and 2006 Challenges," speech at the Colorado Society of CPAs 2005 Conference, December 15, 2005. (available at https://pcaobus.org/News/Speech/Pages/12152005_GoelzerColoradoSocietyofCPAs.aspx)

Kinney, William R. Jr. [2005], "Twenty-Five Years of Audit Deregulation and Re-regulation: What does it Mean for 2005 and Beyond," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 24, Supplement, pp. 89-109.

Löhlein, Lukas [2016], "From Peer Review to PCAOB Inspections: Regulating for Audit Quality in the U.S.," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 36, pp. 28-47.

Mautz, K. Robert [1983], "Self-Regulation: Perils and Problems," *Journal of Accountancy*, Vol. 155, No. 5, pp. 76-84.

McCubbins, Mathew [1985], "The Legislative Design of Regulatory Structure," *American Journal of Political Science*, Vol. 29, No. 4, pp. 721-748.

McCubbins, Mathew and Thomas Schwartz [1984], "Congressional Oversight Overlooked: Police Patrols vs. Fire Alarms," *American Journal of Political Science*, Vol. 28, No. 1, pp. 165-179.

Nagy, Donna M. [2005], "Playing Peekaboo with Constitutional Law: The PCAOB and its Public/Private Status," *Notre Dam Law Review*, Vol. 80, No. 3, pp. 975-1072.

Nagy, Donna M. [2010], "Is the PCAOB a "heavily controlled component" of the SEC?: An Essential Question in the Constitutional Controversy," *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 71, pp. 361-402.

National Commission on Fraudulent Financial Reporting (Treadway Commission) [1987], *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*.

Oxley Hearings [2002], *H.R.3763 – The Corporate and Auditing Accountability, Responsibility and Transparency Act of 2002: Hearing before the Committee on Financial Services*, 107th Congress, 2nd session.

Oxley Hearings [2003], *Accounting Under Sarbanes-Oxley: Are Financial Statements More Reliable?; Hearing before the Committee on Financial Services*, 108th Congress, 1st session.

Palmrose, Zoe-Vonna [2010], "Balancing the Costs and Benefits of Auditing and Financial Reporting Regulation Post-SOX, Part II: Perspectives from the Nexus at the SEC," *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 3, pp. 487-507.

Palmrose, Zoe-Vonna [2013] "PCAOB Audit Regulation a Decade after SOX: Where It Stands and What the Future Holds," *Accounting Horizons*, Vol. 27, No. 4, pp. 775-798.

Pitt, Harvey [2002], *Public Statement by SEC Chairman: Regulation of Accounting Profession*, January 17, 2002.

Public Oversight Board [1984], *Audit Quality: The Profession's Program*.

Public Oversight Board [2000], Panel on Audit Effectiveness, *Report and Recommendations*.

Public Oversight Board [2002], *The Road to Reform*, a paper submitted to the Senate Committee on Bank-

ing, Housing, and Urban Affairs.

Sarbanes Hearings [2002a], *Accounting Reform and Investor Protection: Hearings before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* Volume I, 107th Congress, 2nd session.

Sarbanes Hearings [2002b], *Accounting Reform and Investor Protection: Hearings before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, Volume II, 107th Congress, 2nd session.

Securities and Exchange Commission [2002a], *Proposed Rule: Framework for Enhancing the Quality of Financial Information Through Improvement of Oversight of the Auditing Process*, Securities Act Release No. 8109, September 3, 2002.

Securities and Exchange Commission [2002b], *Commission Formally Proposes Framework for a Public Accountability Board*, June 20, 2002. (available at https://www.sec.gov/news/press/2002-91.htm)

Spulber Daniel F. and David Besanko [1992], "Delegation, Commitment, and the Regulatory Mandate," *Journal of Law, Economics, and Organization*, Vol. 8, No. 1, pp. 126-154.

Zeff, Stephen A. [2003], "How the U.S. Accounting Profession Got Where It Is Today: Part II," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 4, pp. 267-286.

（原稿受付　2017 年 11 月 1 日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 265-278

〈論　文〉

公正価値会計におけるリサイクリングの相反性

宮　川　昭　義

要　約

本稿では，まず，いわゆる取得原価会計および公正価値会計が，会計理論としての完全性を提供するものではなく，企業の業績指標としての利益計算構造を当期純利益とするのか包括利益とするのかいずれが適当であるかを考える主観的なアプローチの違いに過ぎないことを指摘する。したがって，前者は取得原価主義会計であり，後者は公正価値主義会計であり，それぞれの利益観自体に優劣があるわけではないことを明らかにしている。

その論拠として，取得原価主義会計から見るクリーン・サープラスが，公正価値主義会計では達成されないとの批判について，ゴーイング・コンサーンを前提とする取得原価主義会計による期間損益の総和が，名目資本維持を前提とする限り全体損益と一致せず，当該期間損益には業績損益と評価損益が混在していることを明らかとしている。つまり，クリーン・サープラスそれ自身にも公正価値主義会計における包括利益的要素が含まれているのである。

結果として，「包括利益」と呼称するかぎり，それは一意の利益ではなく，「その他包括利益」をリサイクリングするかどうかが今日の会計観が取得原価主義会計に依拠しているか，公正価値主義会計に依拠しているかの判断基準となることを理論分析している。公正価値主義会計において，リサイクリングを採用することは，公正価値主義会計そのものが取得原価主義会計の範囲に引きつけられていることを明らかとしている。

キーワード：収益費用アプローチ，資産負債アプローチ，認識基準，測定基準，リサイクリング

1. はじめに

包括利益の報告に関する会計基準は，1997年の米国財務報告基準審議会（FASB）の財務報告基準書（SFAS）第130号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」（現在は，FASB, Accounting Standards Codification, Topic220「包括利益」に組み込まれている）や国際会計基準委員会（IASC）の国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）」の公表により注目され，日本においても2010年の企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下，包括利益会計基準）が公表された。以降，包括利益を会計上の利益情報として報告することが整備されてきた[1)]。

他方で，当該包括利益情報の有用性をめぐっては，従前の純利益情報の有用性とたびたび比較され，1990年代に入ってから，こうした問題意識に対する実証研究がおこなわれている。たとえば，包括利益よりも営業利益や当期純利益の方が株式リターンとの関連性が高いという研究や[2)]，包括

利益情報の有用性に関する研究など[3] がそれである。

ただし，包括利益情報の有用性の有無を分析することの重要性を認めつつ，そうした利益観がどのように生起され，それが今日の企業会計のあり方にどのような変化をもたらしたかについても分析することは重要である。すなわち，結果としての分析と経過としての分析のクロージングによってこれを分析する必要を認めるということである。そもそも，企業会計における利益観の違い（当期純利益および包括利益の異同）は，企業会計の目的とはなにかに直接的に結びつくものであり，ひいては企業とはなにかという極めて基本的な問いに接近することとなる。

企業会計は，本来，経営管理を目的とする企業の財政状態を明らかにするため，これに関係する諸取引を認識および測定し，集計し，整理および修正し，これを最終的に外部へ報告する役割を有する。このことは，企業をとりまく利害関係者のために企業に生起した関係事象を報告する目的を有する，とも換言できる。

ただし，この場合，企業会計の主体がいかなるものかによって企業に生起した関係事象に対する視点や認識および測定に関するアプローチが変化する。企業の財政状態を明らかにするために適用する会計処理のあり方にも影響を与えるものである。

たとえば，いわゆる所有主理論を前提とすれば，企業会計は所有主（株主）の立場でおこなわれ，他人資本と自己資本との区別は厳密におこなわれる。他人資本に代表される借入金に対する支払利息は企業にとっての費用となるのに対して，自己資本に対して分配される配当金は費用とは見なされない[4]。

これに対して，いわゆる企業体理論を前提とすれば，企業それ自体が組織として独立して存在しているとする立場から，他人資本に対する支払利息にしても，自己資本に対して分配される配当金にしても，企業にとっては同様に実質的費用となる。このように，企業会計の主体が異なることは，結果的に利益観の異同となって表出されるのである。

米国では 1929 年の大恐慌以降，企業会計は企業体理論を前提としながら，会計基準の設定がおこなわれてきた。つまり，企業体理論を企業会計の主体とする含意は，企業を独立した組織として見なすことで，企業をとりまく各利害関係者の利害調整をはかることを目的に会計基準が整備されてきたことを意味する[5]。

しかしながら，近年，企業会計に関するこうした前提が崩れてきている。その顕著な例が，包括利益情報の拡大を要求する会計思考であり，その包括利益に対するアプローチ（リサイクリングの有無）をどのように意義づけするかに求められると考える。本稿では，こうした会計思考の変化が意味することを確認しながら，その拡大によって生起される包括利益（うち，その他包括利益）の意義と，リサイクリング（組替調整）の本質的な意味との相反性について分析するものである。

2. 所有主理論と企業体理論

今日の企業会計における認識および測定にかかる公正価値の利用とその広がり，さらにはこれと連関する利益観の変化，具体的には当期純利益から包括利益への利益概念の広がりを見るとき，不可避的に企業会計の主体はいかなるものかという前提を整理しておく必要がある。つまり，企業会計の主体をいかなるものとするかによって，企業に生起する関係事象に対する視点や認識および測

定に関するアプローチは変化する。

たとえば，企業会計を企業への資本出資者やその代理人組織たる企業（総じて所有主）の立場に立っておこなうこととすれば[6]，企業会計の主目的は，所有主に帰属する財産有高あるいは正味財産の増加額としての企業利益（静態論的利益概念）の算定におかれることとなる。この場合，企業財産は公正価値（時価）を基準として認識および測定されることが一般的である。

これに対して，企業会計の主体として企業体を取り上げ，企業会計は企業体という独立した立場からおこなわれるという考え方の下では，企業は継続企業の前提を取り入れて，長期的観点から一定期間における企業の経営成績（動態論的利益概念）を算定するための計算体系を打ち立てることを意味する。つまり，一定期間における企業の経営成績の算定は，当該一定期間に生起した会計事象を記録し，これを期末試算表に集計し，そのなかから当該一定期間に対応する収益および費用を認識および測定するための修正をおこない，これにより当該一定期間における損益計算書および貸借対照表が誘導的に作成される過程において求められる。また，この場合の貸借対照表は，当該一定期間の損益計算に対応しないものを集計することとなり，その後の一定期間（次期以降）における企業の経営成績を算定するための財産価値を有さない擬制的要素を包摂することとなる。

しかしながら，ここで留意が必要である。一般に，包括利益の算定に見られるように，資産および負債の取得時と現在の公正価値（時価）のズレを損益として認識および測定する利益観を会計理論体系として公正価値会計（時価会計）といい，当期純利益の算定に見られるような企業意思決定時（取引時）における時価（取得原価）をもって認識および測定する利益観を取得原価会計という。ただし，前者の公正価値会計は会計理論と結びつくかは検討する余地があるだろうし，後者の取得原価会計についても会計理論と言えるのか，という点について検討する余地があるだろう。

たとえば，利益観としての利益概念の拡大（包括利益）は，期首および期末における正味財産の変動の認識および測定にその本質を求めるものである。誤解をおそれずに言えば，ある一時点における資産および負債の完全な公正価値評価が可能であれば，期中における企業独自の努力と成果に関する情報は総体的な利益計算の一部に過ぎないこととなり情報価値の面で劣位におかれることとなる。この場合に会計理論なるものは必要となるだろうか。とりわけ，包括利益の認識および測定と所有主理論が結びつくとき，それは所有主（株主）による持分の計算であり，配当可能利益（主に利益剰余金）の計算とは異なる。これは企業価値の計算である。つまり，公正価値会計の本質は，価値計算そのものであって，そこに会計理論はなく，価値測定の問題に収斂される[7]。

これに対し，取得原価会計は会計理論と言えるだろうか。今日，会計に関する全体的性格を公正価値会計と取得原価会計という二項対立によって説明しようとする場合が多く見られる。しかし，取得原価会計は静態論的利益とそれを算定するための測定方法としての正味財産計算のアンチテーゼとして考案された計算構造であって，それ自体が完全な会計理論とは言えない。むしろ取得原価会計は，不完全な公正価値測定を捨象して客観性の高い情報により利益計算方法を求めていこうとする一種の「主義」であって「理論」ではない[8]。

「理論」というものが完全性を求めるものであるなら，取得原価会計はむしろ取得原価主義会計と呼ぶべきものであり，公正価値会計は公正価値主義会計と言うべきものである。したがって，前者の主義に基づく利益観に代表される当期純利益と，後者の主義に基づく利益観に代表される包括利益（当期純利益＋その他の包括利益）のいずれかに優劣があるのではなく，企業の業績指標とし

ていずれが適当と考えるかの主観的なアプローチの違いに過ぎない。

3. 収益費用アプローチにおける利益計算

このように考えると，取得原価主義会計および公正価値主義会計の間の異同は，利益計算に至るまでのアプローチの違いに収斂されるのである。そして前者を一般に収益費用アプローチ，後者を資産負債アプローチと言う。1976 年に FASB が公表した討議資料『財務会計及び財務報告のための概念フレームワーク：財務諸表の構成要素とその測定に関する論点の分析』では，収益費用アプローチにもとづく損益法を「収益費用観（revenue and expense view）」，資産負債アプローチにもとづく財産法を「資産負債観（asset and liability view）」と紹介しているが，まさに両者は利益計算に対する見方（view point）の異同を明らかにしたものである。

周知のように，これまでにも利益の算出方法には 2 つの方法が存在すると説明され，前者を「損益法」，後者を「財産法」と呼んできた。これは，利益の算出方法における一定の手順の異同を表したものであり，その基底には上記の「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」があることは言うまでもないであろう。

さて，収益費用アプローチにもとづく損益法では，期中における具体的な利益計算として，

（期中収益総額－期中費用総額）＋（期中利得額－期中損失額）＝当期純利益（または当期純損失）

で求められることとなる。つまり，損益法では貸借対照表を経由せず，損益計算書によって利益計算（損益計算書等式）がおこなわれるため，収益がどのような理由により認識測定されるか，またあるいは既発生の費用のうち，当該収益に対応する費用をどのような理由により認識測定するかが決定的に重要であり，結果的に期中の記録により誘導的に利益計算することが不可欠である（誘導法）。

今日まで会計学における主要な論点は，誘導法による理論化および精緻化が試みられてきたのである。この場合の収益費用アプローチは，会計の目標を企業の効率性を理解する尺度となる利益計算が最も重視される。当該効率性は経営上の成果とそれに対応する努力との対応関係によって把握されることから，上述のように，「収益の認識測定」とそれに対応する「費用の認識測定」をいかにおこなうかが会計学の中心課題となる。結果として，一会計期間における収益と費用との差額により利益は定義されることとなる。

また，利益の源泉となる収益の認識測定には，「企業がどのように収益をもたらしたのか」という，経営上の意思決定による「行為」と「結果」が紐付くこととなり，利益計算の含意は企業およびその経営者の意思決定の是非および経営能力を測る重要な尺度となるのである。さらに，経営能力のおよぶ時間的猶予として，当該利益が企業ないしその経営者の経常的，正常的および長期的な業績指標であることから，中長期的な観点からこれを捉えようとする。

このことは結果として，非経常的，異常的および短期的な事象に起因する収益および費用は当該利益計算に歪みをもたらすため，数会計期間にわたる平準化を正常な思考とみなすのである[9)]。このような平準化思考の下で複式簿記による継続記録を前提とする場合，収益費用アプローチにより

作成される貸借対照表上の資産，負債などの要素は，収益とそれに対応する費用が計上された後の残余部分となる。したがって，当該残余部分には，企業の経済的資源（経済価値）とは言えない項目が含まれる。

このように収益費用アプローチにおける資産・負債の測定属性は，収益および費用が支配的概念となるため，突き詰めれば利益計算の構造的特徴の一つとしてどの時点で収益および費用を認識し，どのように収益および費用を測定するかということが重要な関心事となる。また，この際に留意すべき点として，収益費用アプローチでは，資本と利益の区分を旨とする構造的特徴を有しているため，当該利益計算で求められる利益は，貨幣的裏付けのある処分可能利益であることも必要とされる。

そのため，収益は発生主義にもとづいて認識されたもののうち，貨幣的裏付けの蓋然性が高いことが求められ，これを実現主義として限定的に認識することとなるのである。そして，これに対応する発生費用を控除することで利益が算定される。また，収益および費用の測定についてはそれぞれ収入額および支出額を基礎とする。このように，収益費用アプローチは，取引を基礎とする会計を重視しており，簿記による継続記録と不可分な関係性にある。

以上のことから，収益費用アプローチにおける認識および測定は，収益認識における実現主義との関係より「歴史的原価（historical cost）」が採用（あるいは固執）されることとなる[10)]。ただし，当該収益に対応する費用をどのような理由により認識測定するかが決定的に重要であるとしながら，一面では収益に対応する費用の認識測定については当初より不完全さを払拭できないまま利益計算がおこなわれる[11)]。以下にその例を示してみよう。

図１によれば取得原価主義による利益計算においては，売上総利益を計算する時点で本業（仕入および製造，販売）による業績損益と保有資産（商品，製品）の評価損益が混在することとなる。つまり，仮に所有主理論に基づいて，投資家が経済的意思決定にあたって，経営者の能力を見極めようとするとき，業績損益と外的要因により変動する評価損益（不労損益）が混在した利益情報が経営者の能力を客観的に判断する有効な指標となるかは留意が必要である[12)]。

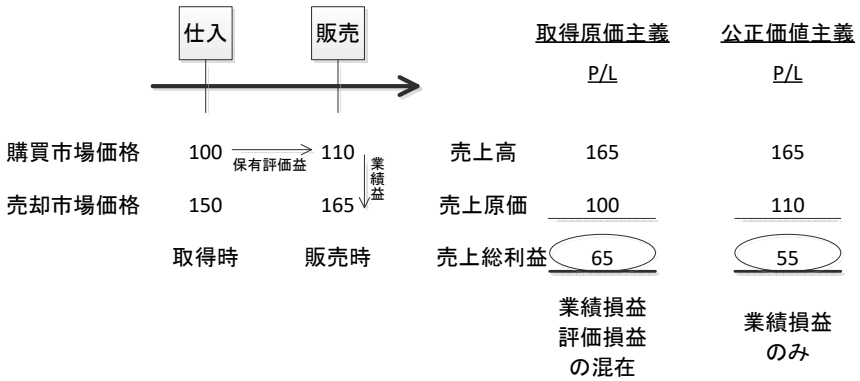

図１　利益計算における取得原価主義の不完全性（時間的対応の不完全性）

つぎに図２によれば，取得原価主義会計のもう一つの特徴とされる，収益および費用の対応関係

についても，当該当期純利益計算において因果的対応のみにとどまらない。このほかに当該会計期間における利得額および損失額により利益計算されることとなる。収益と費用は成果と犠牲の対応関係に利益計算構造としての因果的対応に説明可能性を求めることができる（当期業績主義）が，利得および損失は独立して生成される因果的非対応な要素である。つまり，厳密な意味では損益法は収益費用アプローチを基底としながら，計算構造としては（期中収益額－期中費用額）＋（期中利得額－期中損失額）＝利益額となり，対応関係によって理論的説明をしようとすると不完全なものとなるのである。これは処分可能利益を計算すること（包括主義）が目的であり，理論的に誘導された利益であるとの説明はより難しくなる。

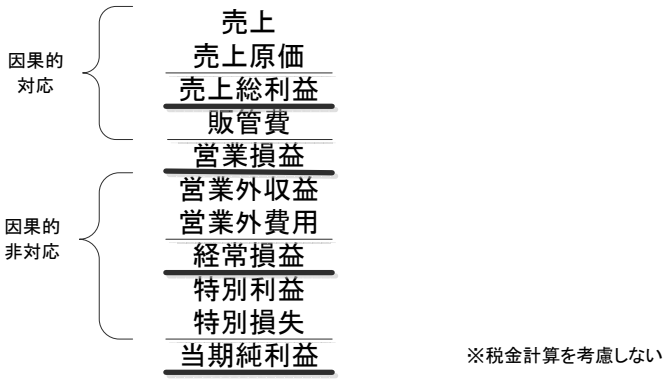

図２　利益計算における取得原価主義の不完全性（因果的対応の不完全性）日本の場合

4. 資産負債アプローチにおける利益計算

一方，資産負債アプローチにもとづく財産法では，具体的な利益計算として，

期末資本－期首資本＝当期純利益（または当期純損失）

で求められることとなる。期末資本および期首資本は，前者が期末時点における資産と負債の差額によって求められ，後者は期首時点の資産と負債の差額によって求められる。つまり，財産法はさらに，

期末資産－期末負債＝期末資本
期末資産－期末負債＝期首資本＋当期純利益

と表されることとなる。財産法では計算方法的に資産および負債の認識評価によってのみ利益計算がおこなわれる。資産負債アプローチは，資産および負債を定義することからはじめ，当該利益計算は一会計期間における正味財産の増分の測定値とする。つまり，この場合の「当期純利益」は，

財産法固有の「当期純利益」であって，損益法における「当期純利益」と本質的に異なる。財産法がこうした利益計算を求める背景には，収益費用アプローチによって測定される利益に対する批判がある。

収益費用アプローチにおいて利益計算の根拠となる収益および費用概念が不明確であり，当該利益計算は企業の期間利益に対する恣意的な姿勢によってボーダレスとなる。そのため，収益および費用が期間損益計算上，適正に対応しているかについても企業の恣意的な判断が混入し，結果，個々の会計処理を通じて歪んでいるのではないかとの疑念が生じる。

したがって，その判断は前提となる収益および費用の定義が不明確であるが故に必ずしも明確なものとならず，当該判断も最終的には個人的解釈に大きく依存するため利益測定の基準を満たさないのではないかとの批判にさらされるのである。つまり，収益費用アプローチの否定的命題として，利益計算を資産および負債に紐付けて測定するよう主張するのである。

さらに，こうした主張を補強する視点から，企業活動の目的がその富を増大させることであり，この場合の利益は企業活動の結果として富がどれだけ増加したかを示す尺度であると主張する。そして，その富の増大を測定する対象として資産および負債を「企業の経済的資源」（資産）および「将来他のエンティティに資源を引き渡す義務」（負債）とし，収益費用アプローチにおける収益と費用の対応関係による利益計算上生じる繰延項目は排除されるべきであるとの結論に至るのである。このように，資産負債アプローチにおける利益計算は，資産および負債の変動により定義され，一会計期間における企業活動の最良かつ唯一の確実な証拠となるというものである[13)]。

ただし，上記のような結論は収益費用アプローチの有する内生的矛盾の批判を意味するものであるが，そもそも収益費用アプローチが論理的に矛盾していることを前提とした利益計算方法であることは前述のとおりである。一般によく知られているように，収益費用アプローチは一定期間における企業の経営成績を算定し，これを明らかにすることを主目的とする。そして当該経営成績を継続的に観察する継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提を取り入れる。

しかし，継続企業の前提は，単に企業が継続的に存続するということを意味するものではく，それは事業活動の継続性を包摂する概念である。つまり，事業活動の継続性という基礎的概念の上に継続企業の前提が存するのである。したがって，この継続企業の前提にしたがって作成される貸借対照表に記載される項目および金額は，次期以降の期間損益計算に引き継がれる残高表を意味することもよく知られていることである。

そして，この場合に作成される損益計算書および貸借対照表は，一会計期間における会計記録として計上される取引を期末に集合（期末試算表）させ，それから誘導的に損益計算書および貸借対照表が作成されるものである。つまり，収益費用アプローチはいずれの財務諸表にも収容されない項目を排除することをまず要求するのである。この場合の貸借対照表が一会計期間の損益計算と以降の損益計算をおこなうための連結環と言われる所以である。

しかし，次の点はどうだろうか。収益費用アプローチは適正な期間損益計算により当該会計期間における企業の経営成績（当期純利益）を算定するための手段として，貸借対照表が損益計算書に比して劣位に置かれる。そうした貸借対照表の情報的不備（この場合は資産負債アプローチにおける純財産増加計算の不備）を覆う説明として，期間損益の総和が全体損益に一致するという説明がなされることがある。ここで全体損益とは，事業の開始から解散に至るまでを一会計期間として計

算した場合の累計損益であり，当該損益はその間（全体期間）における企業が受入れた総収入と総支出との差額によって計算されるものであるとされる。他方，期間損益はその間（通常は１年）に計上された収益と費用との差額によって計算される損益であり，当該期間損益を毎期累計していくとき，解散時の全体損益に一致するように考慮することが求められるとする。いわゆる『一致の原則』である。

この場合，全体損益は事業解散を前提として計算されるものあり，当該総収入および総支出は企業の解散時における全資産の処分価額と全負債の返済額によって計算する方法となる。すなわち，ここでいう資産負債アプローチによる純財産の有高を確定することによって利益を算定する方法をとることとなる。これに対して，期間損益は，継続企業を前提とするものであり，期間損益をいくら集計し，この総和を継続企業の前提に沿って累計するかぎり全体損益には一致しない。全体損益と期間損益と一致させるためには，毎期の期間損益に加えて当該期間における解散損益（事業解散時に生ずるはずの財産処分損益の当期分）を合算する必要がある。

全体損益と期間損益の累計額が一致すると説明する限り，この場合の収益費用アプローチは事業の存続期間が極めて短期間である限りにおいて妥当する考え方であって，継続企業の前提と相矛盾する。仮に当該一致の原則が収益費用アプローチにおける利益計算について矛盾しないとするなら，長期的に貨幣価値がまったく変動しない（資産および負債の再評価の必要がない）場合に限定される。しかし，これは極めて例外的現象である。

貨幣価値に変動が生じる場合に，継続企業の前提にもとづき期間損益計算を当該会計期間における収入と支出との差額によって利益計算がなされるという制約下においては一致の原則に関する説明は当初より論理的に破綻していることとなる。前述のように「損益法における当期純利益」と「財産法における当期純利益」とが同値（クリーン・サープラス）になることは事実上ない。本源的な意味で財産法は，企業の保有する資産が貨幣性資産（財産）のみで成立するような単純なケース（小規模企業）では情報価値は高いが，企業の保有する資産構成が複雑化するケース（大規模企業）では当該情報価値は減じることとなる。

5. クリーン・サープラスとリサイクリングの関係

これまで一般に「取得原価会計」では損益計算書の利益と貸借対照表の純資産変動（増資および原資，配当など除く）が一致しており，いわゆるクリーン・サープラスが達成されると言われてきた。しかし，これまでの分析および図３にあるとおり，「取得原価会計」は名目資本維持を採用する限り，計算構造上，本来の意味での期間利益の累計が全体損益と一致することはない。さらには，取得原価を評価基準として採用しつづける限り，継続企業の前提すら理論的には達成できない。つまり，収益費用アプローチの理論的拠りどころとしながら，名目資本維持と紐付く取得原価を評価基準として採用することは中長期的な観点ではクリーン・サープラスにそもそもならないのである。

クリーン・サープラスを達成すべしとの議論は，その他有価証券などの時価評価について，損益計算書を介さない資本直入によって純資産が変動することで損益計算書と貸借対照表の分断が生じていることが問題視されたものである。ただ，当該評価損益を資本直入処理した背景には，それが

事業成果に該当しないため損益計算書に計上することが不適切であるとの指摘によるところが大きい。

この場合，事業成果と見なされない評価損益の計上を認めてこなかった取得原価会計を是とするなら，その理論的根拠の一つとされる期間損益の累計額と全体損益の一致という説明を取り下げる必要がある。逆に，期間損益の累計額と全体損益の一致を維持しつづけるのであれば，評価損益の資本直入は取得原価会計の抱える計算構造上の問題点を修正する手段として位置づけられ，それは評価基準の多くを取得原価とする「取得原価主義会計」と言うべきである。

	貨幣資本維持		実体資本維持
	名目資本維持	実質資本維持	
維持すべき資本	名目額	一般購買力	物財そのもの
売上原価	取得原価 （物価変動を考慮しない） 100	一般購買力 （物価変動を考慮する） 110	個別物価 （物価変動を考慮する） 120
売上高	150		
期間利益	50	40	30
期間利益の意味	投下資本を名目的に 維持した後の回収余剰	投下資本の物価変動を 考慮した後の回収余剰	投下資本の個別物財 物価変動を考慮した 後の回収余剰
実務性	◎ （容易）	○ （より困難）	△ （困難）
継続企業の前提	△ （再調達不能）	○ （一般的再調達可）	◎ （個別的再調達可）

図３　クリーン・サープラスにかかる資本維持と期間利益との関係性

つぎに，もし評価損益の資本直入を「取得原価会計の修正」である「取得原価主義会計」と理解せず，クリーン・サープラス達成を強い目的とするなら，そもそも事業成果たる当期純利益と評価損益たるその他の包括利益を合わせた包括利益という会計用語を用いず，単に期首および期末時点における純資産の変動額をもって利益とすればよいのである。つまり図４に示すとおり，「包括利益（当期純利益＋その他の包括利益）」とする限りにおいて「完全な公正価値会計」ではなく，取得原価主義会計よりもクリーン・サープラスの考え方をより強調した「不完全な公正価値会計」たる「公正価値主義会計」と言うべきである。その意味において，この場合の公正価値主義会計は，これまで述べてきたような財産法とも異なる。

さらに，公正価値会計では期首および期末時点の資産および負債の公正価値を評価基準とし，当該純資産の変動額を利益とすれば良く，この場合には会計帳簿の作成によって誘導的に利益計算する必要を認めない。したがって，利益概念を「包括利益」とする以上，帳簿作成によって誘導的に

当期純利益を計算する道を残していることは，やはり「完全な公正価値会計」ではなく，公正価値会計と取得原価会計を結ぶ線のいずれかに重心がかかった程度の違いでしかないとも言える。そして，その重心がどの程度の部分にあるかを判断する材料としてリサイクリングが位置づけられることとなる。

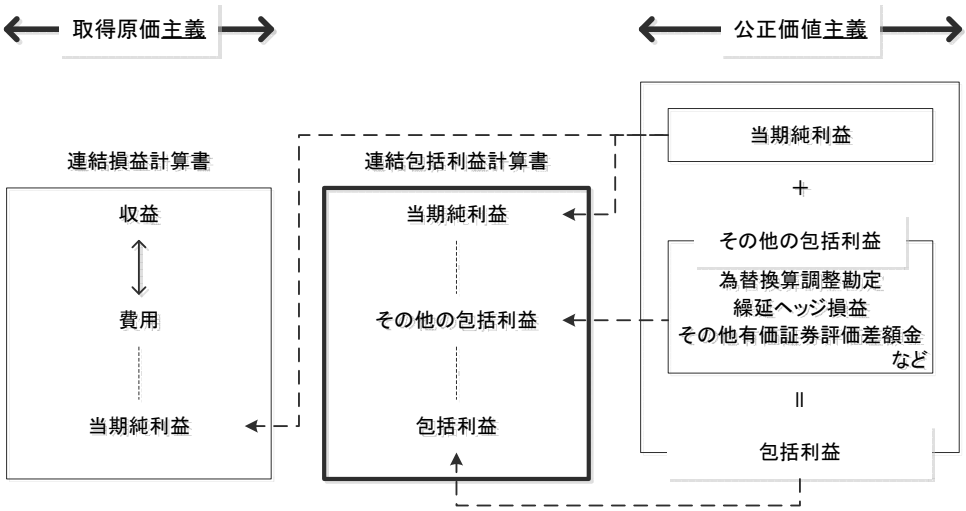

図４　公正価値会計の不完全性（公正価値主義会計）

周知のようにリサイクリングは，過去に時価評価による評価損益を包括利益としてきたものを，実現主義に基づいて実現損益たる当期純利益として組み替える処理である。たとえば，株式の持合に代表されるその他有価証券などに見られる，損益計算書を介さず純資産の変動をもたらすケースでは，取得原価と期末時価評価との差額金は当該期末時点で包括損益として認識される。他方で，当該その他有価証券を売却し実現損益が生じた場合，その扱いをどうするのかが問題となる。

「公正価値会計」の側から見れば，当期純利益は包括利益そのものであり，そもそも「取得原価主義会計」における当期純利益とその他の包括利益を峻別する積極的な理由を有さない。たとえば，その他有価証券を売却し，実現損益が生じても過去に包括利益として認識しており，殊更実現損益として認識する必要がない「利益」そのものである。いわば「包括利益」は創られた利益概念であり，「包括」という枕詞がある限り公正価値会計ではない。そして当期純利益と包括利益の隙間にある「その他包括利益」は，「公正価値会計」の側からみれば実務的に完全に「利益」とすることができないバッファーであり，「取得原価会計」から見ればこれまで達成されることのなかったクリーン・サープラスにかかる追加情報としての意味合いとなる。

では，リサイクリングをクリーン・サープラスの達成という観点以外から見るとどのように説明可能となるだろうか。結論から言えば，図５にあるとおり，リサイクリングをおこなう限り，それは企業会計の目的が現実に生じた企業活動の成果の把握に帰着し，結局のところ企業会計の社会的責任として現在株主に対する会計責任（受託責任）に収斂するということと同じである。

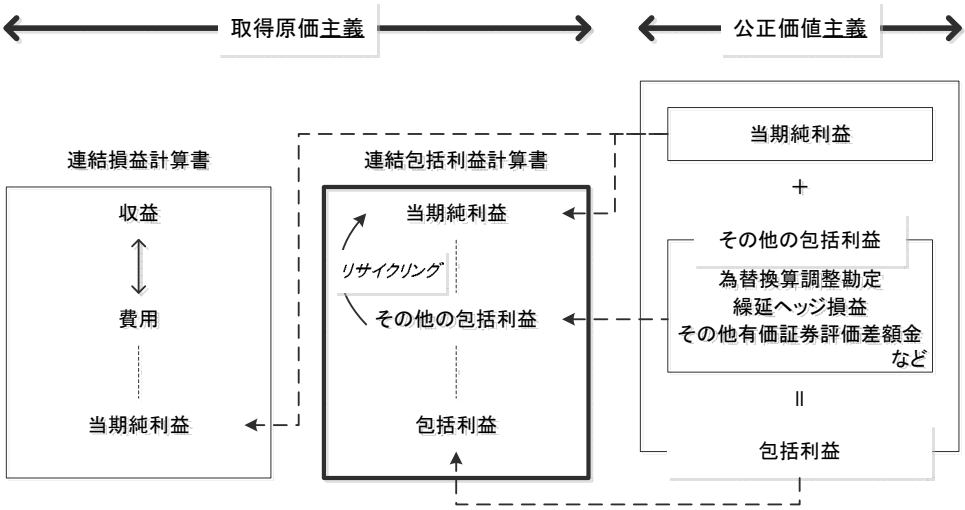

図５　取得原価主義におけるリサイクリング

企業会計におけるこうした社会的責任を履行するためには，継続かつ整備された記録構造が不可欠である。なぜなら，株式会社における現在株主からの会計責任（受託責任）として，提供された資金がどの程度効率的に運用されたが重要な関心事であり，その指標としての利益計算の過程が明示的である必要がある。

他方，株式会社それ自体も利潤追求のために設立されるものであるから，現実に生じた企業活動の成果の把握が自己目的と合致する。そして当該利益は現在株主および株式会社双方にとって処分可能利益の算定過程を辿ることが可能であることこそが利害調整機能という役割を担うこととなる。

このため利害調整機能という立場からは，現実に生じた企業活動の成果をもって追加情報たるその他包括利益を当期純利益の計算要素として算入させる必要が生じる。このように，リサイクリングは収益費用アプローチに基づく当期純利益と資産負債アプローチに基づく包括利益という全く異なる利益概念の共存を企図しながら，これを図５のように取得原価主義会計に引きつける役割を担っている。つまり，リサイクリングは，本来の公正価値会計（あるいは公正価値主義会計）のあるべき姿と相反する処理であって，リサイクリングという処理を維持する限り，広義の取得原価主義会計と言えるものなのである。

おわりに　公正価値会計におけるリサイクリングの相反性

本稿では，今日の企業会計が，認識および測定の点で公正価値評価に大きく傾斜しているとする一般的な見解を踏まえながら，他方でそれが純粋な公正価値会計として成立し得ないことを指摘してきた。たしかに現代の企業会計は，資産，負債，株主資本，収益および費用といった５つの要素の認識および測定について公正価値評価の領域を拡大させている。しかし，現実問題として，これ

ら5つの要素をすべて公正価値で評価することは不可能であり，見方を変えれば従前の取得原価主義会計の付加的あるいは補完的情報を貸借対照表に盛り込むことで，取得原価主義会計に対する批判を和らげることを目的とするものと言えるかもしれない。そしてリサイクリングはそうした公正価値評価による付加的あるいは補完的情報を取得原価主義会計に引きつける象徴的な処理であり，公正価値会計（あるいは公正価値主義会計）からは極めて相反的な存在となっているのである。

では，今後の企業会計がはっきりと公正価値会計を目指した場合，リサイクリングはなくなるのであろうか。少なくともIFRS（国際財務報告基準）はそうした方向を目指していることが見て取れる。取得原価主義会計にみられた（利益平準化も含めた）利益操作を排除すべく転換した利益観，すなわち，包括利益こそがIFRSにとっては利益そのものである以上，リサイクリングの存在は自己否定につながるものである。したがって，IFRSは今後もリサイクリングを認めない方向で理論的説明可能性を模索するだろう。しかし，「模索をする」ということは包括利益を利益そのものとするという目的化が表れることを意味しており，理論的に導出された利益と言えなくなる可能性を否定できない。

さらに，会計情報利用者による意思決定と，それに資する情報の透明性という視点からは，そもそも一意の利益概念でなければならない必要性もないかもしれない。取得原価主義会計の視点からは，静的な会計情報に対するアンチテーゼとして動的な会計情報が情報価値として会計情報利用者の目的に適っているとの前提に立って，理論的説明可能性を考究してきたことと同じように，社会科学の一領域たる会計学において，自然科学的な一意の理論による説明は基本的に不可能である。「取得原価会計」および「公正価値会計」は一種の特異点なのである。結果的に，「取得原価主義会計」と「公正価値主義会計」の間に，それぞれの情報利用者の利用目的に適当な点あるいは領域があり，リサイクリングはその点あるいは領域を取得原価主義会計に引きつけるものであり，現代の企業会計を公正価値主義会計というのであれば，そこにリサイクリングが存在するかぎり，これすらも取得原価主義会計の範囲内にあると言えなくもないのである。

《注》

1） 従前の米国基準では，包括利益とその構成要素を次のいずれかの方法により表示することが求められていた。

⑴ 親会社株主に帰属する当期純利益とその他の包括利益を1つの計算書（損益及び包括利益計算書）で表示する方法（いわゆる「1計算書方式」）。

⑵ 親会社株主に帰属する当期純利益の内訳は，損益計算書において表示し，その他の包括利益の内訳と包括利益合計は，当期純利益より開始する計算書（包括利益計算書）で表示する方法（いわゆる「2計算書方式」）。

⑶ 親会社株主に帰属する当期純利益の内訳は，損益計算書において表示し，その他の包括利益の内訳と包括利益合計は，持分変動計算書で表示する方法（いわゆる「持分変動計算書方式」）。

上記方法のうち，米国会計基準により財務諸表を作成する企業の多くは⑶「持分変動計算書方式」を採用してきた。2007年にIAS第1号「財務諸表の表示」（2007年改訂）を公表し，「1計算書方式」を推奨する方式とし，2008年にはFASBとIASBが共同で公表した討議資料において，「1計算書方式」へ一本化する提案が示された。2010年に両審議会から公表された公開草案においても「2計算書方式」を廃止し，「1計算書方式」で表示することが提案された。

しかし，当該公開草案に対するコメントの多くが「1計算書方式」で表示することに反対する意見であった。このため，IAS1では，依然として「1計算書方式」および「2計算書方式」の選択適用を認めている。なお，米国会計基準で認められてきた「持分変動計算書方式」は認められていない。

2） Cheng, C. S. A., J. K. Cheung and V. Gopalakrishnan, “On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns,” *Accounting and Business Research*, March 2012, pp. 195-203. および Dhaliwal, D., “Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance?” *Journal of Accounting & Economics*, January 1999, pp. 43-67. など参照されたい。

3） Kanagaretnam. K., G. J. Lobo and D. J. Whalen, “Relationship Between Analyst Forecast Properties and Equity Bid-Ask Spreads and Depths Around Quarterly Earnings Announcements,” *Journal of Business Finance & Accounting*, November 2005, pp. 1773-1799.

4） 米国における所有主理論の初期展開としては，Hatfield, H. R., *Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton 1909, W. M. Cole, *Accounts, Their Construction and Interpretation for Business Men and Students of Affairs*, Houghton Miffin 1908, および C. E. Sprague, *The Accountancy of Investment,* The Ronald press company, 1914 などの貸借対照表学説が代表的なものである。他方で，当該，貸借対照表学説に依拠しすぎる結果として，いわゆる企業の継続性が認めがたくなるという欠点がある。そのため，所有主の代理人として抽象化された企業体の存在を認めることとなるが，これはあくまで所有主を主体とする会計単位として企業体を認めることであって，企業体理論とは異なる概念となることに留意が必要である。

5） ドラッカーによる企業マネジメントの観点からも，当時の企業会計が企業体理論によるものであったことが見て取れる。たとえば「会社にとって必要とされるのは，競争上の業績の評価から外部的変動要因を除去するような，そして非人格的かつ客観的な基準で会社に対してその経営者の業績測定を可能ならしめる測定尺度であり，効率的組織としての存続が会社制度としての第一の原則である」という主張がそれである。当時において，企業マネジメントの立場からも，今日のような株主至上主義のような発想がなかったことが理解できる。くわしくは，Drucker, P., *Concept of the Corporation*, The John Day Company, 1946（下川浩一，邦訳『現代大企業論（上）』未来社，1966 年，63-64 頁）を参照されたい。

6） ペイトンのように，企業会計の主体を特定の利害関係者を代表する組織（企業体）とする見解が見られるが，この場合の特定の利害関係者とは多くの場合，資本主（所有主）の集合体あるいは代理機関であり，実質的に所有主理論の類型理論と考えて良さそうである。本稿では，社会的制度として独立に存在する企業体理論と区別するため，こうした所有主代理的企業体理論を所有主理論として理解することとする。Paton, W. A., *Essentials of Accounting*, Macmillan, 1949, pp. 4-5 を参照されたい。

7） 会計測定論については，「伝統的」な会計測定の理論的枠組み（具体的には取得原価主義会計）では，会計情報利用者の情報開示要求に適合する情報を提供しておらず，会計情報利用者の意思決定に有用な会計情報とは何かという観点から，経済的実態のオン・バランス化という，これまでとは異なった会計観およびそれに沿った会計測定論の構築を目指すことが模索された。そのきっかけとなったのは，The American Accounting Association, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, 1966 である。その他，会計測定論に関する論考については，佐藤靖『動的会計測定の論理』同文舘，1995，木戸田力『会計測定論の再構築 ── 意味論的考察を中心として ──』同文舘，1995 年および岡本治雄「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考 ── 取引アプローチと評価アプローチとの比較」『経理知識』，第 78 号，1999 年，33-46 頁などを参照されたい。

8） 静態論的利益概念から動態論的利益概念へ転換したことにより，たとえば資産会計論などの研究領域が着目されるようになる。つまり，資産≠財産とされ，資産の本質とは何かという論争にまで発展することとなる。詳しくは藤森三男「第 3 章　資産会計論」（山桝忠恕編『文献研究現代の会計学』国元書房，1966 年，183-243 頁所収）を参照されたい。

9） 留意して欲しいのは，当該利益計算において，ここではいわゆる当期業績主義および包括主義を議論するものではないという点である。当期業績主義は，特別損益を考慮しない経常利益が企業の正しい収益力を指し，また利害関係者の関心も経常利益ではないかとの論拠による。他方，包括主義は処分可能利益，すなわち税引き後の当期純利益こそが損益計算書に表示すべき利益だとしている点に違いがある。しかし，ここではこうした異同ではなく，両者がともに取得原価主義会計の中における利益観の違いに過ぎず，とりわけ取得原価主義会計には利益計算の平準化という特徴が強調されることを指摘するものである。

10） 岩田巌『利潤計算原理』同文舘，1987 年，92 頁。

11） 損益法における利益計算方法は収益および費用の対応関係のみにとどまらない。このほかに当該会計

期間における利得額および損失額により利益計算されることとなる。収益と費用は成果と犠牲の対応関係に利益計算構造としての蓋然性を説明可能であるが，利得および損失は独立して生成される。つまり，厳密な意味では損益法は収益費用アプローチを基底としながら，これが計算構造としては（期中収益額－期中費用額）＋（期中利得額－期中損失額）＝利益額となり，対応関係によって理論的説明をしようとすると不完全なものとなる。

12） 現行の損益計算書が当期業績主義ではなく包括主義を採用する論拠として，前述の処分可能利益を重視するというもののほかに，期間利益の総和は全体利益に等しいといういわゆる『一致の原則』に反するためとの論拠がある。しかし，後述するように，全体利益の計算は会社を清算する場合の利益であり，名目資本維持による期間利益は当初から歪んだものとなり，そのことが取得原価主義の特徴でもある。

13） FASB, *Framework for Financial Accounting Reporting*, 1976, par. 48

参考文献

（1） The American Accounting Association, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, 1966.

（2） Cheng, C. S. A., J. K. Cheung and V. Gopalakrishnan, “On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns,” *Accounting and Business Research*, March 2012.

（3） Cole, W. M., Accounts, *Their Construction and Interpretation for Business Men and Students of Affairs*, Houghton Miffin 1908.

（4） Dhaliwal, D., “Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance?” *Journal of Accounting & Economics*, January 1999.

（5） Drucker, P., *Concept of the Corporation*, The John Day Company, 1946（下川浩一，邦訳『現代大企業論（上）』未来社，1966 年）

（6） FASB, *Framework for Financial Accounting Reporting*, 1976.

（7） Hatfield, H. R., *Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton 1909.

（8） Kanagaretnam. K., G. J. Lobo and D. J. Whalen, “Relationship Between Analyst Forecast Properties and Equity Bid-Ask Spreads and Depths Around Quarterly Earnings Announcements,” *Journal of Business Finance & Accounting*, November 2005.

（9） Paton, W. A., *Essentials of Accounting*, Macmillan, 1949.

（10） Sprague, C. E., *The Accountancy of Investment*, The Ronald press company, 1914.

（11） 岩田巌『利潤計算原理』同文舘，1987 年。

（12） 岡本治雄「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考 ── 取引アプローチと評価アプローチとの比較」『経理知識』，第 78 号，1999 年。

（13） 木戸田力『会計測定論の再構築 ── 意味論的考察を中心として ──』同文舘，1995 年。

（14） 佐藤靖『動的会計測定の論理』同文舘，1995 年。

（15） 藤森三男「第 3 章　資産会計論」（山桝忠恕編『文献研究現代の会計学』国元書房，1966 年所収）

（原稿受付　2017 年 10 月 30 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 279-292

〈論　文〉

国際信託の課税に関する準拠法の適用

阿　部　雪　子

要　約

平成 19 年度税制改正では，信託の受益者としての権利を現に有する者は，信託財産に係る収入及び支出が帰属するとともにその資産及び負債も帰属するものとされた。これにともない，信託における信託関係人，信託財産，及び信託受益権の権利義務関係が課税上，重要な要素となる。信託の準拠法の適用では，原則として信託関係人の意思とその効果の予測可能性の確保が重視されるが，信託の基本的構造の観点から，信託の債権法的側面と物権法的側面の双方について考慮する必要がある。この点は，租税法上，受益者の課税関係を明らかにするという意味においても重要である。国際信託では，信託の受益権の所在地を認定するにあたり，受託者の事業所及び信託財産の所在地に最も密接に関連する準拠法を適用すべきである。

キーワード：国際信託，準拠法，受益者の権利義務，信託関係人の意思とその効果の予測可能性

は じ め に

我が国では，平成 18 年の信託法の改正において自己信託，目的信託，事業信託などの新たな信託が創設され，その普及ないし拡大の期待が高まっている[1)]。近年，経済活動のグローバル化の進展にともない投資形態も多様化し，我が国の居住者が外国の信託を活用することにより，新たな形態の財産管理を増加させることとなった。このような状況を背景として，外国の準拠法に基づき設定された信託（以下「国際信託」という）を，我が国の租税法上，どのように取り扱うべきであるかという問題が喫緊の課題となっている[2)]。

平成 18 年の「法の適用に関する通則法（平成 18 年法律 78 号）」の制定に際し，信託については，その準拠法をどのように決定すべきであるのかという問題が検討されたが，明文の規定は置か

1)　信託の課税については，金子宏『租税法 22 版』弘文堂（2017）511 頁，水野忠恒『大系租税法 2 版』中央経済社（2018）351 頁，佐藤英明『信託と課税』弘文堂（2000），占部裕典『信託課税』清文社（2001），佐藤英明・水野忠恒・中里実・谷口勢津夫・渡辺徹也・渋谷雅弘・増井良啓（『信託税制の体系的研究』日税研論集 62 号・2011）所収の諸論文等参照，，また，米国の信託税制については，See Boris I. Bittker, Lawrence Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts 2008 Cumlative Supplement No. 2 Text Part* Ⅱ *Vol. 4A&5,* Bankman, J., Shaviro, D. N., Stark, K. J., Federal Income Taxation. 16th ed.（2012）pp. 582-590.

2)　国際信託については，増井・前掲注 1)「信託と国際課税」（2011）236 頁。

れなかった。そのため，信託に関する準拠法の決定は解釈に委ねられるものとされている[3)]。今後も，投資形態の多様化により国際信託の利用が活発になることが予想される。したがって，どのような基準によりその準拠法を決定し，取引を認定すべきかの検討は，課税関係においても重要な意味をもつのである。そこで，本稿は，国際信託における準拠法の適用問題を中心に考察することにしたい[4)]。

Ⅰ　租税法と外国の準拠法

1　外国の準拠法の適用

外国の準拠法が関連する取引の課税問題では，租税法と私法の関係に留意しなければならない。この点について，これまで次のような議論がなされてきた[5)]。第1に，租税法の解釈の問題である。そこでは，租税法が私法上のいわゆる借用概念を参照して解釈すべきであるかどうかという問題がある。第2に，租税法の適用の前提となる事実認定の問題がある。たとえば，私法上の取引を，どのように認定すればよいかという論点がある。前者においては，我が国の租税法が外国の準拠法を借用しているかどうかの検討が必要となる。後者の事実認定の問題では，私法上の取引を外国の準拠法に基づき認定すべきか，あるいは我が国の私法に基づいて認定すべきかというきわめて重要な問題がある[6)]。これを国際信託について考えるならば，信託の中心をなす受益権の意義について，租税法の解釈上，外国の準拠法を参照する必要があるかどうかの問題がある。また，受益権を有しているのは誰か，あるいは受益権の所在はどこにあるのかといった事実認定では，我が国の信託法と外国の信託法のいずれの規定を採用すべきであるのかという議論がある[7)]。

そこで，外国の準拠法の下で設立された事業体の課税問題が問われた注目すべき先例として，LLC や LPS の裁判例を素材に，租税法上，外国の準拠法をどのように適用すべきかについて考察することにしたい。

---

3)　神前禎（櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』（2011）343頁。

4)　信託における準拠法の決定については，村井正『現代租税法の課題』（1973）51頁。

5)　租税法と私法に関する問題については，金子宏『租税法の形成と解明（上）』有斐閣（2010）385頁，村井正『租税法と私法』（1982）127頁，水野忠恒「租税法と私法」論の再検討」（『所得税の制度と理論』有斐閣（2006）2頁，浦東久男「税法において使用される法概念について ── 外国法の概念はふくまれるか ──」税法学536号（1996）3頁，渕圭吾「租税法と私法の関係」学習院法学会雑誌44巻2号（2009）13頁，弘中聡浩「我が国の租税法規の国際取引への適用に関する一試論」西村利郎先生追悼論文集（2008）363頁等がある。

6)　アメリカ合衆国の州法に基づき設定された trust が我が国の租税法上「信託」と考えられるかどうかにつき，佐藤英明「他益信託と課税」税務事例研究38号（1997）19頁では，ハーグ条約2条の定義を掲げ，「国際的に一般的と思われるこのような『信託』のうち…多くは租税法上も『信託』として扱って良いものと思われる」とし，「一応，わが国の私法にてらして『信託』と判断しうるものは，租税法上の『信託』として扱うという判断方法を採用してみることとしたい」とされている。

7)　信託の属性については，水野忠恒『国際課税の制度と理論』有斐閣（2000）204頁，神前・前掲注3）343頁。

2　外国の準拠法に基づく事業体の検討

(1)　LLC（Limited Liability Company）

外国の準拠法と租税法の適用関係が問題となる事業体の事例として[8]，アメリカ合衆国のニューヨーク州法に基づき設立されたLimited Liability Company（以下「LLC」という）が，我が国の租税法上，法人税の納税義務者とされる「法人」に該当するか否かが問われた有名な裁判例について考察する[9]。

事案を略述すると，本件において，納税者Xは，アメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づきLLC（以下「本件LLC」という）を組成し，本件LLCの不動産賃貸事業に係る収益について，アメリカ合衆国の税制におけるいわゆるチェック・ザ・ボックス規則により，法人としての課税を受けるのではなく，本件LLCの構成員であるパートナーの収益として課税されることを選択した。その結果，Xは，本件LLCの構成員各人の持分割合に応じて計算した収支が，Xの所得または損失になるとして，我が国において，本件LLCの行った不動産賃貸業に係る収支及び本件LLC名義の預金利息収入を，それぞれ不動産所得及び雑所得として所得税の申告をした。

本件における争点は，アメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づき組成された本件LLCが，我が国の租税法上，外国法人に当たるか否かという外国の準拠法の適用をめぐる問題である。この点について，東京高判平成19年10月10日（訟務月報54巻10号2516頁）は，本件LLCが「我が国の租税法上，法人に該当するかどうかは，私法上，法人格を有するか否かによって基本的に決定されているところ，外国の法令に準拠して設立された社団や財団の法人格の有無の判定に当たっては，基本的に当該外国の法令の内容と団体の実質に従って判断するのが相当である…前記LLCは，米国のニューヨーク州法に準拠して設立され，その事業の本拠を同州に置いているのであるから，前記LLCが法人格を有するかについては，ニューヨーク州法の内容と前記LLCの実質に基づいて判断すべきところ，前記LLCは，ニューヨーク州法上法人格を有する団体として規定されており，自然人とは異なる人格を認められた上で，自己の名において契約を締結するなど，独立した法的実体として存在しているから，我が国の租税法上の外国法人に当たる」と判示した[10]。

以上のように，本件において東京高判は，アメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づき組成された本件LLCが，我が国の租税法上の外国法人に当たるか否かを判断するにあたり，我が国の私法取引上の事実認定の問題として捉え，外国の準拠法の適用が問題とならないということを明らかにした。その上で，我が国の租税法上，法人に該当するかどうかは，その事業体が，我が国における私法上，法人格を有するといえるか否かによって決定されるべきであると判示し，本件LLCが，我

---

8)　なお，我が国における事業体の属性に関し，たとえば任意組合について最判平成13年7月13日（訟月48巻7号1831頁）参照，また，匿名組合については最判平成27年6月12日（民集69巻4号1121頁）参照。

9)　東京高判平成19年10月10日（訟月54巻10号2516頁）。

10)　なお，納税者が本件LLCから受領した利益の所得区分につき，前掲東京高判平成19年10月10日は「本件LLCは我が国の租税法上の外国法人に当たるから，その所得は法人課税の対象となり，その構成員の課税所得の範囲には含まれず，また，前記分配金は，実質的には，前記LLCにおいて，事業に係る賃貸ビルの市場価額が増加し含み益が生じたことや，不動産賃貸業による利益が計上されたことを背景に，剰余資金をその出資者に利益の配分として分配したものと認められるから，同人が出資者である地位に基づいて供与した経済的な利益であり，同人の配当所得に当たる」と判示した。

が国における法人格を有するかどうかに関し，事業体の設立準拠法によって審理すべきであるとした。その結果，東京高判は，本件 LLC について，「ニューヨーク州法上法人格を有する団体として規定されており，自然人とは異なる人格を認められた上で，自己の名において契約を締結するなど，独立した法的実体として存在しているから，我が国の租税法上の外国法人に当たる」と判示した。

⑵ LPS（Limited Partnership）

次に，アメリカ合衆国のデラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法（以下「州 LPS 法」という）に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本件 LPS」という）が，我が国の租税法上，法人税の納税義務者とされる「法人」に該当するかどうかが問われた事例について検討することにしたい[11]。本件は，外国法に基づいて設立された組織体が，所得税法 2 条 1 項 7 号及び法人税法 2 条 4 号に定める外国法人に該当するか否かが争われた。

この点について，最判平成 27 年 7 月 17 日（民集 69 巻 5 号 1253 頁）は，本件においても私法上の取引の事実認定の問題として捉えた上で，次のように判示した。「我が国においては，ある組織体が権利義務の帰属主体とされることが法人の最も本質的な属性であり，そのような属性を有することは我が国の租税法において法人が独立して事業を行い得るものとしてその構成員とは別個に納税義務者とされていることの主たる根拠であると考えられる上，納税義務者とされる者の範囲は客観的に明確な基準により決せられるべきであること等を考慮すると，外国法に基づいて設立された組織体が所得税法 2 条 1 項 7 号等に定める外国法人に該当するか否かについては，上記の属性の有無に即して，当該組織体が権利義務の帰属主体とされているか否かを基準として判断することが相当である。」

このように，最高裁は，外国法に基づき設立された組織体が，所得税法 2 条 1 項 7 号及び法人税法 2 条 4 号に定める外国法人に該当するかどうかを判断する基準について，その組織体が「法人の最も本質的な属性として権利義務の帰属主体」といえるかどうかであるという解釈を示した。

以上を前提にして最高裁は，本件 LPS が権利義務の帰属主体であるかどうかの問題につき，外国の準拠法を参照して判断するものとし，「外国法に基づいて設立された組織体が所得税法 2 条 1 項 7 号及び法人税法 2 条 4 号に定める外国法人に該当するか否かは，まず，①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから，当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討して判断し，これができない場合には，②当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かについて，当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から，当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ，かつ，その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討して判断すべきである」と判示した。このようにして，最高裁は，その組織体が法人税の納税義務者に当たるか否かを判断する方式を具体的に明示したという点で重要な意義がある。

本件 LPS が外国法人に該当するかどうかについて，最高裁は「州 LPS 法の定めに照らせば，同

11） 最判平成 27 年 7 月 17 日（民集 69 巻 5 号 1253 頁），LPS 訴訟判決については，水野・前掲注 1）『大系租税法』350, 353 頁，同・租税研究 796 号・106 頁，798 号 304 頁（2016），今村隆・租税研究 800 号（2016）290 頁，吉村政穂・税務弘報 63 巻 12 号（2015）等がある。

法は，リミテッド・パートナーシップにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに，リミテッド・パートナーシップ名義でされた法律行為の効果がリミテッド・パートナーシップ自身に帰属することを前提とするものと解され，上記のような州LPS法の定め等に鑑みると，本件各LPSは，自ら法律行為の当事者となることができ，かつ，その法律効果が本件各LPSに帰属するものということができるから，権利義務の帰属主体であると認められる」と判示した。その上で，最高裁は「米国デラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップが所得税法2条1項7号及び法人税法2条4号に定める外国法人に該当し，上記リミテッド・パートナーシップが行う不動産賃貸事業に係る所得が上記リミテッド・パートナーシップに帰属するものと認められるという判示の事情の下においては，当該賃貸事業に係る投資事業に出資した者は，同人の総所得金額を計算するに当たり，当該賃貸事業に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額を同人の所得の金額から控除することはできない」と判示した。

3　租税法の解釈と私法との関係

上述のとおり，前掲最判平成27年7月17日（民集69巻5号1253頁）は，所得税法2条1項7号及び法人税法2条4号に定める外国法人に該当するか否かの課税要件の問題について，租税法の解釈の問題としてではなく，私法上の取引の事実認定の問題として捉え，「法人」としての属性は，我が国の私法における法人格，いわば権利義務の主体となり得るかどうかであることを明らかにした。

以上で検討してきたとおり，LLC及びLPSの裁判例は，それぞれの判決において具体的に明示してはいないものの，外国の準拠法との関連について，租税法の適用の前提となる取引における私法上の事実認定の問題として整理したものといえるであろう[12]。この点で，我が国の租税法が外国の準拠法を借用しているケースは問う事案はほとんどないように思われる[13]。

次いで第Ⅱ章では，国際信託における課税上の問題のうち，最も重要な論点となり得る受益権について，我が国の租税法上どのように取り扱われるべきであるかを考察することにしたい。

Ⅱ　租税法と国際信託の準拠法

1　新信託法の制定と信託税制の改正

我が国において，信託とは，財産権の移転その他の処分をなし，他人をして一定の目的に従い財産の管理または処分をなさしめることをいうものとされる（信託法1条）。信託の委託者は，信託する財産を受託者に引渡すことが必要であり，これにより，その名義は受託者となる。また，その信託財産に係る収入及び支出については，名義上，受託者のものとなるが，受託者は信託財産の管理または処分をすることにすぎず，信託の利益を享受することはできないものとされる（同法9条）。これは，信託が基本的にいわゆる債権説を採用していることを意味している。すなわち，信託の設定により受託者が信託財産の完全な所有権を取得する一方で，受益者は，受託者に対し，信

12）　私法上の事実認定の問題については，渕・前掲注3）33頁，弘中・前掲注3）380頁。
13）　租税法の解釈と私法との関係については，浦東・前掲注3）4頁，渕・前掲注3）36頁，弘中・前掲注3）370頁。

託の目的に従った信託財産の管理・処分を行うことについて，債権的な請求権を取得することとなる[14]。

平成18年の信託法の改正を受けて平成19年度税制改正では，次のような信託税制に関する重要な改正が行われた。すなわち，信託の受益者は，受益者としての権利を現に有するものに限るものとされ，この受益者が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ，かつ，当該信託財産に帰せられる収益及び費用も当該受益者の収益及び費用とみなすものとされた（所税第13条第1項）。つまり，信託の受益者としての権利を現に有する者は，信託財産に係る収入及び支出が帰属するとともに，当該信託の信託財産に属する資産及び負債も帰属するものとされた[15]。したがって，租税法と信託の準拠法との関係では，とりわけ信託における信託関係人，信託財産及び信託受益権の権利義務関係が課税上，重要な要素となると考えられる。

2　租税法と私法（信託の準拠法）の関係

前述のとおり，我が国の信託では債権説が採用され，信託の基本的な構造として債権法的側面と物権法的側面があるとされている。そのため，信託の準拠法を決定するに際しては，信託の基本的構造の観点から2つの考え方があるとされている[16]。第1に，信託の債権法的な側面と物権法的な側面のそれぞれの見地から信託の準拠法を検討する考え方である。これは，信託行為により発生する信託関係人の権利義務関係と，信託財産の独立性という信託の物権法的な側面のそれぞれから，個別に準拠法が決定されるというものである。第2に，債権法的側面と物権法的側面の両方に関連する単一の準拠法を決定するという考え方である。

上記のいずれの考え方も，一般には，信託関係人の意思を重視し，信託に最も密接な関係を有する法を，信託の準拠法とすべきであると解されている。結局のところ，信託の準拠法は，個別の事案ごとに確定すべきであるということになる。

上述のとおり，信託の準拠法を決定するためには，信託の債権法的側面と物権法的側面の双方を考慮する必要があるということになる。とくに，信託税制との関連では，信託財産とその受託者との権利義務関係及び信託財産とその受益者の権利義務関係が重要となるのである。したがって，租税法における信託の準拠法の適用では，信託財産に関する信託の準拠法と信託受益権に係る信託の準拠法の適用の問題が重要になると考えられる。そこで，信託財産と信託受益権の準拠法を決定するにあたり，信託の基本的構造である債権法的側面と物権法的側面の双方の観点から検討を加えることにしたい。

3　信託財産と信託受益権における準拠法の決定ルール

信託における準拠法の適用では，原則として，信託における信託関係人の予測可能性を確保する

14）　新信託法における信託の基本的な構造については，寺本昌広『逐条解説新しい信託法』商事法務（2008）25頁。

15）　信託の受益者に対する課税について，改正前所得税法13条では，受益者が特定している場合にはその受益者に信託財産に係る収入及び支出が帰属するものとされ，受益者が特定していない場合にはその信託財産に係る信託の委託者に信託財産に係る収入及び支出が帰属するものとされていた。なお，法人税法にも同様の規定が置かれていたが，平成19年度税制改正において改正するものとされた。

16）　神前・前掲注3）344～348頁。

ことが重視される[17]。また，信託の基本的構造の観点から，信託の債権法的側面と物権法的側面の双方を考慮する必要がある。信託財産の準拠法を決定するにあたり，債権法的側面を重視するならば，当該信託財産は，信託設定に係る準拠法が適用されることになる。

他方で，物権法的側面を重視するならば，信託財産が所在する場所に関連する準拠法が適用される。また，当該信託財産が，複数の国に所在するときは，どの国の信託財産の所在地における準拠法が適用されるべきかを認定しなければならない。その場合に，信託関係人における予測可能性の確保を重視しようとすれば，準拠法の決定は困難をともなうものと考えられる。

また，別の問題として，信託法の改正にともない信託受益権が証券化され，それ自体が取引の対象となり，転々と移転することが可能とされたため，信託受益権の準拠法をめぐり，信託設定に関連する準拠法に依るべきか，それとも信託受益権の根拠となる信託財産の所在地の準拠法に依るべきかという問題が信託関係人である受益者にとってきわめて重要な論点になると思われる。

信託の準拠法を決定するにあたり，信託関係人の予測可能性の確保の観点から，信託の債権法的側面と物権法的側面のいずれを重視すべきかが問題となる。この点は，租税法上，受益者の課税関係を明らかにするという意味でも，重要な論点となると考えられる。そこで，この問題について，信託制度が発展しているアメリカ合衆国の信託税制を参照しつつ，アメリカ合衆国における外国信託の認定において，信託の準拠法上，いかなる要素が重視されるべきかが問われた裁判例を手掛かりとして[18]，我が国の租税法の適用における信託財産と信託受益権に関する準拠法の適用問題について検討することにしたい。

Ⅲ　アメリカ合衆国おける外国信託の判断基準
W・Jones Trust v.Commissioner of Internal Revenue 132 F.2d 914（1943）

1　事案の概要

アメリカ合衆国では，1943 年の W・Jones Trust 事件判決において[19]，外国信託に該当するかどうかが問われたが，この事例では，外国信託に当たるかどうかを認定するにあたり，いかなる要素が重視されているのであろうか。

W・Jones Trust 事件判決の事案を略述すると，本件は，アメリカ合衆国内で設定された外国信託が保有す株式の売却から生じた譲渡所得が課税対象となるかどうか，また，その信託は，1938 年歳入法典 §211 の課税対象とならない外国信託であるかどうかが問われた。Paker 判事は，信託財産の 90% がアメリカ合衆国の法人の株式であり，またその受託者もアメリカ合衆国の国民であり，アメリカ合衆国において事業が行われている当該信託の信託財産は，アメリカ合衆国に所在するものであるとし，したがって，外国信託に該当しないと判示した[20]。

17）信託の準拠法において重視される点について，神前・前掲注 3）354 頁，道垣内正人「アメリカ国際私法における信託の準拠法」（池原秀雄編『国際信託の実務と法理論』有斐閣（1990）47 頁。
18）W・Jones Trust v. Commissioner of Internal Revenue 132 F.2d 914（1943）.
19）Id., at 914.
20）Id., at 915.

2　事実の概要

W・Jones Trust 事件判決では，本件信託は，イギリスの市民であり居住者（resident）であるその設定者（settler）によって 1912 年にイギリスにおいて証書により設定されたものである。本件信託は，イギリス人の受益者のために設定され，その所得は受益者にそれぞれ分配される（distributed）ものとされ，その譲渡益は元本（corpus）に追加されることが定められていた。信託財産の元本を構成する株式の合計額は，約 300 万ドルであった。問題となる課税年度中，当該信託財産の 90％は，アメリカ合衆国において設定され，事業活動を行っている法人の株式であり，ニューヨーク市に保有されていた。それぞれの信託財産には，4 人の受託者が存在し，その受託者が全ての信託財産に役務を提供していた[21)]。

本件では，受託者 4 人のうち 3 人はイギリスの市民であり，1 人はアメリカ合衆国の市民であった。1922 年以降，A・プレストン・ジョーンズ，セドリック・ネビル・ジョーンズ，及びバジル・V・プリーストリー（以下，順次「A」，「B」，「C」という）がイギリス人であり，デイビッド・バークレイ・ネビウス（以下「D」という）がニューヨーク市民であった。本件信託の事務所は，ニューヨーク市に所在する A，B，C，及び D の名義の賃借事務所であった。当該信託財産の 90％はアメリカ合衆国の株式であり，これは，ニューヨーク市の銀行において A，B，C，及び D の名義で貸金庫に保管されていた。その銀行口座は，彼らの名義であり，受託者のうちの誰でも名義を署名できるという権限を有する同意書に基づいて 1926 年から運用されていた。本件信託の事業については，ニューヨーク事務所において秘書が雇用されていた。A 及び D は，信託財産の管理を行っていた。

イギリス人の A は，半年ごとにアメリカ合衆国を訪れ，D と一緒に株式について検討し，どの株式を売却し，保有するかを決定した。新しい株式を購入する際に，その支払いについては D がニューヨーク市の銀行にある受託者の銀行口座から小切手で行った。株式の購入のための資金は，信託財産である他の株式を売却することによるものであった。1937 年に，株式の売却が 17 件あり，1939 年には 14 件あったため総売上高は，170,000 ドルとなった[22)]。

本件において，裁判所は問題となった譲渡所得に関連する制定法の解釈について次のように説示している。1938 年歳入法典 §211(a)は，次のように規定している。「所得があったときには，課税年度ごとに歳入法典 §11 及び同法 §12 に基づいて課せられる。ただし，アメリカ合衆国内において取引に従事しておらず，アメリカ合衆国で事務所や事業所を所有しない全ての非居住者は，アメリカ合衆国の国内源泉所得についてのみ 10％が源泉徴収される（be levied, collected）」[23)]。また歳入法典第 211 条(b)では，次のように規定されている。「アメリカ合衆国内において事業（trade or business）に従事しているかまたはアメリカ合衆国内に事務所や事業所を有する非居住者は，歳入

21）Id., at 915.
22）Id., at 915-916.
23）Sec. 211(a) of the Revenue Act of 1938, There shall be levied, collected, and paid for each taxable year, in lieu of the tax imposed by sections 11 and 12, upon the amount received, by every nonresident alien individual not engaged in trade or business within the United States and not having an office or place of business therein, from sources within the United States a tax of 10 per centum of such amount.

法典 §211(a)の規定が適用されず課税対象とされる」[24]。

個人所得税は，「信託に含まれる資産やいかなる種類の財産から生じる所得においても課税対象とされる」。つまり，このことは信託からの所得についても納税義務が生ずるということである。内国歳入庁長官が主張しているように，歳入法典 §11 及び同法 §12 に基づいて信託は課税対象であることを意味している。ただし，同法第 211 条に規定されているとおり，次の場合を除くものとされる。すなわち，その信託が「(1)非居住者であり外国人であること，(2)アメリカ合衆国内で事業に従事していないこと，及び(3)アメリカ合衆国内に事務所や事業所を有しない場合である」とされる[25]。

3　判決要旨

W・Jones Trust 事件判決において，Paker 判事は，制定法の解釈と事実認定に基づいて次のとおり判示している。すなわち，「当裁判所は，90％の信託財産の資産が内国法人の株式及び債券で構成され，アメリカ合衆国の市民である受託者によって所有され，アメリカ合衆国の取引所においてその受託者によって取引されており，また所得がその受託者によってアメリカ合衆国内で源泉徴収されているのである。それを目的として管理されている事務所において取り扱われている信託は，非居住者として仮定されないのである。これらの信託のように，アメリカ合衆国内に存在し，営業しているいかなる個人も，非居住者であると主張することはできない（No individual who was present and operating within the country as were these trusts could claim to be a nonresident)。

また，上記と同様のいかなる法人も，アメリカ合衆国に恒久的に存在し，文書送達やその他の政府の権限行使の対象となることを否定することはできない[26]。

そのような信託は，個人が課税対象となる場合と同様，歳入法典 §211 に基づき課税の対象とされる。当裁判所も，租税訴願庁の判断に同意する。租税訴願庁は，当該株式をアメリカ合衆国に保有する目的があったと解している[27]。

本件信託は，A，B，C，及び D の名義によって事務所が設立され，管理されていた。この点から明らかなように，信託財産である株式をアメリカ合衆国から持ち出す意図は存在しなかった。当該株式は，D の監督のもとで，ニューヨーク市の事務所において維持及び管理されていた。また，当該株式の取引は，ニューヨーク市の銀行において，受託者名義の銀行口座で行われていた。全ての配当および利息は，ニューヨーク市の信託財産の事務所において，D に支払われ，信託についてのアメリカ合衆国における取引の記録や口座の保管については，ニューヨーク市の事務所で行われていた。信託に関する確定申告書については，ニューヨーク市の事務所から提出されていた。複数の信託財産の株式は，ニューヨーク市の事務所を通じて売買された。

以上の事実を総合的に勘案すると，本件信託は外国信託に該当しないものとされ，歳入法典

24）Sec.211(b) of these Revenue Acts provides: ‘A nonresident alien individual engaged in trade or business in the United States or having an office or place of business therein shall be taxable without regard to the provisions of subsection (a).

25）W・Jones Trust v. Commissioner of Internal Revenue 132 F.2d 914（1943）at 916.

26）Id., at 917.

27）Id., at 916-917.

§211の対象となる納税義務者に当たるとして，裁判所は次のように判示した。本件信託は，歳入法典§11及び同法§12のもとで課税対象とされるべきである。当裁判所は，歳入法典§211(b)のもとでアメリカ合衆国内において課税権が行使されるかどうかは，アメリカ合衆国内に事務所または事業所を有しているかどうかにより判断されるべきであると解した。当該規定では，「事務所や事業所を有している」ことは「事業に従事している」ことと異なる観念で使用されていることは明らかである。

「事業または取引に従事」しているかどうかは別にして，本件信託は，ニューヨーク市に事務所を有し，信託に関連する全ての事業を行う秘書（stenographer）を雇用しているため，歳入法典§211(b)に定めるようにアメリカ合衆国内に事務所を有していることを否定することはできない。そのような事務所は，信託がその業務を管理する「事業所」でもある。…本件についていえば，本件信託のニューヨーク市の事務所は，事業のための事務所であり事業所（an office and a place of business）であると判示された[28]。

4　検討

以上述べてきたように，W・Jones Trust事件判決では，裁判所は，当該信託が内国歳入法典に規定する外国信託に該当するかどうかの認定にあたり，重要な判断基準として信託関係人，信託財産，及び信託受益権の観点から「受益者の居住地」，「委託者又は受託者の国籍」，「信託財産の所在地」，及び「信託事業所の所在地」，「信託の設立法」を挙げ，そこでの信託の準拠法を参照し，本件信託は，歳入法典にいう外国信託に該当しないという判断を示した。

前述のとおり，我が国の信託がいわゆる債権説を採用していることを考慮すると，本判決が信託の所在地を判断するにあたり，受託者の居住地ならびに信託財産の所在地の要素を重視したことは，我が国の租税法の取扱いにおいても重要な意義があり，外国準拠法により設定されたいわゆる国際信託の課税関係を検討するうえで，その最も密接な関係を有する法律を参照する場合において参考になるものと思われる。

Ⅳ　受益権の所在地の判断基準

1　贈与税と国際信託の準拠法

では，外国の準拠法に基づき設定された国際信託にかかる受益権の所在地を，我が国の租税法では，どのように取り扱うべきであろうか。この点について，たとえば信託の受益権の贈与を受けた場合について考えてみると，相続税法では，個人が，①贈与により財産を取得した時において，この法律の施行地に住所を有する居住無制限納税義務者である場合には，贈与により取得した財産の全てに対し贈与税が課せられる（相税1条の4第1項，同法2条の2第1号）。また，②財産を取得した時において，この法律に住所を有しない制限納税義務者であるときは，この法律の施行地にある財産に対してのみ贈与税が課せられる（同法1条の4第3項，同法2条の2第2項）。

次に，相続税法では贈与により取得した財産の所在について，同法10条第1項各号及び第2項

28）Id., at 918.

に列挙された財産は，当該各規定による場所に所在するものとされる。そのいずれの財産にも該当しないときは，その財産を贈与した者の住所に所在するものと規定されている（同法10条第3項）。

上記の相続税法の規定のとおり，制限納税義務者が財産の贈与を受けたときは，その財産が国外に所在するか，あるいは国内に所在するかによって，その受贈者に納税義務が生ずるかどうかが左右されるという点で，財産の所在地の決定は重要な意味をもつのである。

2　事例の検討

ここでは，信託の受益権が国内に所在するものであるか，それとも国外に所在するものであるかについて，どのように判断すべきであるのかを具体的な事例に則して検討することにしたい[29]。Aは，平成25年12月生まれで，かつ，米国籍のみを有していたとしよう。Aの祖父であるBは，平成26年8月4日，受託者を訴外信託会社C，受益者をAとするニュージャージー州法に基づく信託（以下「本件信託」という）を設定したとする（以下「本件信託契約」という）。本件信託に係る契約書（以下「本件信託契約書」という）の冒頭には，本件信託は，Aの祖父の子孫らのために設定された旨の記載があり，本件信託契約4条1項には，本件信託の受益者としてAの氏名が記載され，また，本件信託契約7条1項には委託者Bにより本件信託の目的を満たすための適切な投資戦略は，生命保険証券への投資であるとする旨が記載されていた。

その後，Aの祖父であるBは，平成26年8月18日に額面500万米国ドルの米国財務省証券（以下「本件米国国債」という）を購入し，これを本件信託の信託財産（以下「本件信託財産」という）として同年8月26日に訴外信託会社Cに引き渡した。これを受けて，受託者である訴外信託会社Cは，平成27年9月15日に，Aの父Dを被保険者とする生命保険契約（以下「本件生命保険契約」という）を外国法に準拠して設立された訴外生命保険会社Eと締結し，本件生命保険契約における保険金総額約6,083万ドルの保険料合計440万ドルを本件信託財産から支払った。なお，本件信託において，委託者はB，受託者はC，受益者はAである。Aは，相続税法上，贈与税の制限納税義務者であり，Bは，日本の居住者であり，かつ本件信託行為時の住所は日本国内にあり，受託者C及び訴外生命保険会社Eはいずれもアメリカ合衆国に本店があった。

この事例では，受益者Aが取得する本件信託の受益権の所在地が，アメリカ合衆国にあるのか，それとも日本国内にあるのかが問題となる。それにより，受益者Aは無償で受益権を取得することについて贈与税が課せられるかどうかが決定されるからである[30]。この事例では，受益権の所在は，どのように認定されるべきであろうか。その点で，贈与により取得した財産の所在地が国内にあるのか，国外にあるのかという問題を考える場合，相続税法10条においてその判断基準が規定されている。すなわち，その財産が同法10条1項各号及び同条2項に列挙された財産である場合には，当該各規定による場所に所在するものとされる。そのいずれの財産にも該当しない財産であるときは，その贈与を受けた財産は，財産を贈与した者の住所に所在するものとされる（同法同条3項）。

上述したとおり，本件信託における受益権の所在地について考えてみると，信託の債権法的側面

29）　この事例は，名古屋高判平成25年4月3日（訟月60巻3号618頁）（名古屋地判平成23年3月24日・訟月60巻3号655頁）を参考としたものである。

30）　相続税法1条の4第1項，同法2条の2第1号，同法1条の4第3項，同法2条の2第2項参照。

と物権的側面のいずれを重視するかにより，次のように扱われると考えられる[31]。まず第1に，信託の物権的側面を重視するならば，その受益権は，信託を構成する信託財産が基礎となる。したがって，信託財産におけるその所在地の準拠法が適用されることになる。本件信託の受益権を構成する信託財産は，生命保険金であることから，その財産の所在は，相続税法10条1項5号に基づき，その保険の契約に係る保険会社の本店または主たる事務所の所在によるべきことになると考えられる。

本件では，生命保険契約に係る生命保険会社の本店は，アメリカ合衆国であるため，本件信託の受益権は日本に所在せず，アメリカ合衆国に所在するということになる。また，本件信託の受益権を構成する信託財産は，本件信託の設定に際し，訴外信託会社Cに引き渡した本件米国国債であることから，その財産の所在は，相続税法10条2項に基づきアメリカ合衆国ということになる。

第2に，信託法的側面を重視する場合，本件信託受益権は，相続税法10条1項及び2項に規定する財産のいずれにも該当しないことになると考えられる。なぜなら，本件信託の受益権の所在は相続税法10条3項の規定によって判断されるからであり，これにより贈与をした者の住所の所在とされるのである。したがって，本件信託の受益権の所在地は，本件委託者である祖父Bの住所地である日本に所在することになるものと考えられる[32]。

以上のとおり，信託受益権の課税関係が問われるときは，我が国の信託において，信託の受益権の最も本質的な属性を何に求めるかを決定することは困難であるといえるが，結果として，信託財産にかかる収支及び資産，負債は受益者に帰属するものとされているという点で，信託財産の所在地が重視されることになるであろう。その意味で，本件では，信託財産と信託受益権は，信託財産の所在地の観点から，アメリカ合衆国の準拠法に依拠することになると考えられる。

3　国外財産調書制度と国際信託

次に，国際信託における受益権が国外に有る場合に，どのように扱われるかという問題がある。我が国では，国外に5,000万円を超える国外財産を有する居住者は，「国外財産調書」を所轄の税務署長に対し提出しなければならないものとされる（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外財産法」という）5条1項)。当該規定は，平成24年度の税制改正において，国外財産に係る所得税の適正な申告を促すために創設された。当該制度では，納税者が「国外財産調書」の提出せずに国外財産に係る所得税の申告を過少に申告したときは，過少申告加算税が加重に課せられるものとされる。

国外財産調書制度は，納税者の有する財産が国外財産法に基づく国外財産に当たるかどうかにより，国外財産調書を提出する義務が生ずるかどうかが決定される。さらに，その結果により申告額が過少とされたときは過少申告加算税を荷重して負担しなければならないという点で，税負担にも大きな影響を与えることから留意する必要がある。

31）　神前・前掲注3）344-348頁。

32）　信託受益権の所在地を確定するにあたり，相続税法第10条3項について財産の性質を考慮しない包括的な規定であると考えるならば，信託財産が国外に所在し，かつ受託者の営業所も国外に所在するような信託は，直ちに同条第3項の規定により贈与者の住所地をその所在地と解することには疑問が残る。

4　事例の検討

そこで，国際信託における信託受益権の所在地が国外に有るのか国内に有るのかの問題を，国外財産法の適用と併せて考察することにしたい。事案を略述すると次のとおりである[33]。A は，A が勤務する B 社のグループ企業内の従業員株式報奨制度により B 社の親会社である外国法人 C 社（本店の所在地はアメリカ合衆国）から，ストック・アワードと呼ばれる C 社の株式を無償で取得することができる権利（以下，「本件ストック・アワード」という）を付与された。

この制度では，本件ストック・アワードは，株式に転換された後，グループ企業の諮問委員会が決定する日に「vest」されるまで受託者 D 社（本店の所在地はアメリカ合衆国）において保管されることになっていた。本件ストック・アワードを付与された従業員は，「vest」された時において，その付与された C 社の株式の受益権を受託者 D 社から得ることができるものとされている。その受益権は，C 社の株式の株主としての権利，その株式を売却する権利，その株式の配当を得る権利，及びその株式の議決権を行使することができる権利である。A は，C 社から本件ストック・アワードを平成 23 年 11 月 30 日に 100 株，平成 24 年 11 月 30 日に 100 株，平成 25 年 11 月 30 日に 100 株の合計 300 株を付与された。A は，本件ストック・アワードが付与された日から 3 年を経過した日に本件ストック・アワードを「vest」されることになり，その「vest」された日において C 社の株式を取得した。

この事例では，A が取得する信託受益権の所在地が，アメリカ合衆国にあるのか，それとも日本国内にあるのかが問題となる。なぜなら，A は，国外財産法上の国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければならないかどうかかが決定されるからである。この事例では，A が取得した受益権の所在地はどのように認定すべきであろうか。この点について，前述のとおりアメリカ合衆国の W・Jones Trust 事件判決では，信託受益権の所在地は，受託者の居事業所及び信託財産の所在地が重視するものとされ，それに最も密接な関係を有する準拠法によって認定されるものとした。本件ストック・アワードは，アメリカ合衆国に本店所在地がある外国法人 C 社の株式を基礎とする権利であり，アメリカ合衆国に本店所在地がある受託者 D 社によって管理されているという事実認定のもとで，本件ストック・アワードの所在地は，アメリカ合衆国の準拠法によって認定されるものと考えられる。

V　おわりに

以上述べてきたように，国際信託について，我が国の租税法上，どのように取り扱うべきであるかという問題は，十分な議論がなされていないように思われる。そこで，本稿は，我が国の租税法において，外国の準拠法に基づいて設定されたいわゆる国際信託の取引の課税関係について，どのような判断基準に基づいて認定すべきであるのかという問題を中心に考察した。

結論として，信託の準拠法の決定にあたっては，原則として，信託における信託関係人の予測可

33）　なお，この事例は，大阪高判平成 20 年 12 月 19 日 • 税資 255 号 251（順号 11109）（大阪地判平成 20 年 2 月 15 日・判タ 1277 号 142 頁）を参考としている。

能性の確保が重視されるものと考えられる。もっとも，信託の基本的構造の観点から，信託の債権法的側面と物権法的側面のいずれを考慮すべきであるのかが問題となる。とくに，信託受益権は，証券化されることにより，それ自体が取引の対象とされ，転々と移転することが想定されるため，信託受益権の準拠法を決定するに際し，それを証券として取り扱うべきか，あるいは，信託受益権の根拠となる信託財産として取り扱うべきかにより受益者の課税関係において重要な問題が生じるのである。平成 19 年度税制改正により，我が国の租税法上，信託の受益者は，信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ，その収益も帰属するものとみなされた。その意味で，信託財産と信託受益権の権利義務関係は，重要な要素となると考えられる。本稿において検討したアメリカ合衆国の W・Jones Trust 事件判決を参照する限りでは，信託受益権の所在地を認定するにあたり，受託者の事業所及び信託財産の所在地の要素は重要な意味をもつと考えられる。

信託法の改正により，新たな信託の類型が設けられ，我が国の信託税制において，受益者等課税信託，法人課税信託，受益者等連続信託などの規定が整備されたが，これまで論じてきたとおり，国際信託の課税関係は解釈に委ねられることが多く，その意味では今後も十分な検討が必要になると考えられる。

本研究は，平成 27 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成および JSPS 科研費課題番号 JP17K03365 基盤研究(C)の助成を受けた研究成果の一部である。

（原稿受付　2018 年 2 月 14 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 293-304

〈論　文〉

欠損金に係る課税問題

稲　葉　知恵子

要　約

本論文は，本来資本金と対称的に扱い，資本不課税の原則から損益通算すべき欠損金について論じている。

資本不課税の原則とは，元手となる資本主からの払込資本には課税しないという概念である。課税所得計算のために人為的に事業年度を区切っているにすぎないので，資本金と対称的な扱いとするために欠損金は損益通算すべきである。

本論文では，わが国における欠損金制度の変遷，法人の本質観からの資本金と欠損金の在り方，諸外国における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の現状，企業グループ課税における欠損金を考察し，欠損金の繰越控除および繰戻還付の期間と金額に制限がある現行の税制を踏まえ，欠損金制度の在り方について検討する。

キーワード：欠損金，繰越控除，資本不課税の原則，資本，最低課税制度

1. 問題の所在

欠損金とは，「各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合のその超える部分の金額」（法人税法第 2 条第 19 号）である。

2016（平成 28）年度税制改正において欠損金繰越控除の更なる見直しがなされ，大法人における欠損金の控除限度額について，2016（平成 28）年度は所得の 60％となり，2017（平成 29）年度は所得の 55％となった。2018（平成 30）年度以降は所得の 50％が欠損金の控除限度額となる。これは「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」租税政策の一環として改正されたものである。欠損金繰越控除の見直しは，控除限度額を段階的に縮小する一方で，欠損金の繰越期間は 10 年に延長された[1)]。

欠損金は本来，期間・金額に制限なく繰越控除されるべきである。なぜなら，所得金額は，一事業年度を人為的に区切って算定しているからである[2)]。本来，企業全体の所得はその企業の存続している期間にわたって計算されるべきである。課税所得計算のため，事業年度を区切っているに過

1）　ただし，経営再建中の法人及び新設法人については，7 年間，所得金額の 100％の額を控除することができる特例を設ける。なお，中小法人等については，現行の税制と同様，所得金額の 100% の額を控除することができる。欠損金の繰越控除額が制限されたのは平成 23 年度税制改正に端を発する。

2）　事業年度を人為的に区切るという観点からの理論は武田（2008）を参照されたい。

ぎないので，各事業年度の計算によって生じた欠損金額は損益通算されるべきである。欠損金の繰越控除を認めない場合，資本不課税の原則に反することとなろう。欠損金の繰越控除，繰戻還付について金額・期間に制限が課されることは課税時の扱いと非対称的であり，資本への課税につながる[3)]。

本論文では，欠損金の繰越控除および繰戻還付の期間と金額に制限がある現行の税制を踏まえ，欠損金制度の在り方について検討をする。

2. 欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の変遷

本章において，欠損金の繰越控除・繰戻還付制度についての変遷を概観する。藤井（2012）によれば，欠損金の取扱いは，制度上大きく 3 つの期間に分けて考えることができることが明らかにされている（藤井（2012），114-117 ページ）。

図表 1　税法における欠損金制度の変遷

区分	年	税法における欠損金に関する動き
	1887（明治 20 年）	所得税法の創設
第 1 期	1899（明治 32 年）	法人所得への課税を開始
第 2 期	1926（大正 15 年） 1940（昭和 15 年）	繰越欠損金の損金算入廃止 法人税法の創設
第 3 期	1950（昭和 25 年） 2004（平成 16 年） 2011（平成 23 年） 2015（平成 27 年）	シャウプ勧告に基づく税制改正 繰越控除期間を 7 年に延長 繰越控除期間を 9 年に延長，繰越控除限度額の設定 繰越控除期間を 10 年に延長，繰越控除限度額の厳格化

（出所）　藤井（2012）114 頁，武田（1979）3455-3457 の 33 頁及び日本公認会計士協会（2010）6-7 頁を参考に作成。

第一期は，1899（明治 32）年から 1925（大正 14）年で「欠損金の繰越控除は是」（藤井（2012），115 ページ）とされてきた期間である。我が国で最初に法人に課税がなされたのは 1899（明治 32）年である。1899（明治 34）年当時，欠損金の繰越控除については，特段の規定が講じられていなかった。そのため商法規定[4)] に合わせて，税務上も欠損金の繰越控除が認められていた。

第二期は，1926（大正 15）年から 1949（昭和 24）年で「欠損金の繰越控除は原則として否」（藤井（2012），115 ページ）とされてきた期間である。1926（大正 15）年に「法人ノ前事業年度ヨリ繰越タル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ所得計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス」（所得税規則第 1 条）として，繰越欠損金の損金算入が廃止される規定がなされた。繰越欠損金の損金算入を廃止した理由としては，所得税との均衡，事業年度単位課税の厳格な適用，同族会社の留保に対する加算税制度の採用等が挙げられているが（織田（1926），72-100 頁），これまでの商法の規定等を前提とする所得計算ではなく，税法独自の計算規定が現れたことに起因するという意見もある（大村

3）　資本維持の観点からの理論は富岡（2003）を参照されたい。
4）　当時の商法において，「会社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非ザレハ，利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ス」（商法第 67 条）と規定されていた。

(1977)，42 頁)。

1940（昭和 15）年には，日中戦争のため数度の増税が行われたことにより税制が複雑化していたため，根本的な税制改正が行われた。具体的には，第 1 種所得税及び法人資本税[5] を統合して法人税を創設した。欠損金の繰越控除が導入されたのは，当時通例となっていた半年決算制度の下で上期と下期の損益の変動による負担の不均衡を是正するためである（野田（1994)，108 ページ)。このため，政府原案では，前 1 年以内の欠損金の繰越控除が提案されていたが，議会では前 1 年では不十分であるとして，3 年間の繰越控除が認められるようになった。

第三期は 1950（昭和 25）年から現在までの期間であり，シャウプ勧告の内容を基礎として「欠損金の繰越控除を是」とする期間である（藤井（2012)，115 ページ)。1950（昭和 25）年のシャウプ勧告に基づく税制改正では，法人擬制説に基づく税制が構築された。シャウプ勧告は次のように述べている（General Headquarters supreme commander for the allied powers（1949)，pp. 133-135：福田（1985)，162 頁)。

「個人については，所得額の変動のもたらす不合理は，一時所得または一時損失の次年度以降への繰越しを認めることによって，ある程度緩和される。法人には累進税率が適用されないが，ある年に損失を生じこれを控除すべき所得がない場合には，同様に不合理が生じる。個人の場合でも，繰越措置が適用されないか，または適用されてもその措置が全損失額および控除可能額を所得と相殺するのに十分でなければ，同様の不合理が生じる。

それゆえ，われわれは次の勧告を行う。すなわち，法人たると否とにかかわらず，納税者がある年度に損失を生じた場合，この損失を翌年度以降の損益計算において繰り越して控除できることとし，損失額が所得で相殺されるまでこの繰越しを継続するのである。」

このため，青色申告法人については 5 年間の繰越控除と 1 年間の繰戻還付が認められるようになった。所得税と法人税において，同様の考え方を適用するために欠損金の繰越控除，繰戻還付が認められた。

シャウプ勧告では「損失額が所得で相殺されるまでこの繰越を継続するのである」と述べられているにもかかわらず，なぜ法人税法では欠損金の繰越控除期間に限度を設けたのだろうか。その理由は，多額の欠損金を有する法人を買収することにより，欠損金の売買が行われ，課税の恣意的な操作が可能となるため，また，所得税との均衡を図るためである（市川（1950)，80 頁：武田（1984)，263 頁：藤井（2012)，116 頁)。

しかし，欠損金の売買を防ぐという目的は欠損金の引継制限を設けることによって防ぐことが可能であり，繰越期間に制限を設ける論拠とはならないことが指摘されている（井上（1986)，6 頁)。また，所得税との均衡を図るために繰越控除期間を 5 年間に制限することは，理論的な根拠とならないことが指摘されている（藤井（2012)，116-117 頁)。

2004（平成 16）年の税制改正において，欠損金の繰越控除期間が 7 年間に延長される改正が行われた。欠損金の繰越控除期間が 7 年間に延長された理由は，金融機関の不良債権処理を後押しするために経済界から欠損金繰越期間の延長が要望されていたためである（武田（1979)，3457 頁)。

5） 法人資本税とは，法人の資本金に対する税額である。1940（昭和 15）年度税制改正により，各事業年度の所得に加えて，法人の資本金に対しても法人税を課するものとして整理された。

課税の公平性の観点から金融機関のみならず，全法人に 7 年間の欠損金繰越控除が認められることとなった。

2011（平成 23）年の税制改正においては法人税率の引下げに伴う課税ベースの拡大を目的として，欠損金の繰越控除額の一部制限が規定された。具体的には，資本金 1 億円超の大法人においては，欠損金の繰越控除限度額を所得金額の 80％に制限することとされた。繰越控除期間は 9 年間に延長される一方で，欠損金の繰越控除の金額に制限が設けられた。2011（平成 23）年度税制改正では，法人課税の改正に関する基本的な考え方として，課税ベースを拡大しつつ，法人実効税率を引き下げる方針があった（椎谷・藤田・有利（2011），267-268 頁）。欠損金の繰越控除額に制限を設けたのは課税ベース拡大のためである。

2015（平成 27）年の税制改正においては，一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正する目的で，さらに段階的に欠損金の繰越控除の金額に制限が設けられた。財務省は「収益改善のインセンティブをもたらすことを目指して，段階的に，所得の金額の 50％相当額（改正前：80％相当額）まで一層引き下げられるとともに，いわゆる繰越期間を 10 年（改正前：9 年）に延長する」と説明している（藤田・笠原・松本・竹内・木原（2015），324 頁）。そして，この改正を「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減して，企業の収益力の改善に向けた投資等を引き出す「成長志向型の構造」に変える見直しと述べている。欠損金の繰越限度額は，2015（平成 27）年度から 2016（平成 28）年度については所得金額の 65％まで，2017（平成 29）年度以降については所得金額の 50％までとすることとされた。

翌 2016（平成 28）年度税制改正により，欠損金繰越控除の更なる見直しがなされ，大法人の控除限度額は，2016（平成 28）年度については，所得の 60％，2017（平成 29）年度は所得の 55％となった。そして，2018（平成 30）年度以降は欠損金の繰越控除限度額を所得の 50％とする。これと併せて，繰越控除期間は 10 年に延長される。

上述した通り，欠損金の取扱いは「欠損金の繰越控除は是」とされる第 1 期，「欠損金の繰越控除は原則として否」とされる第 2 期，再び「欠損金の繰越控除を是」とする第 3 期に区分することができる。第 1 期について，1899（明治 32）年に法人所得への課税が開始された際は欠損金の繰越控除は認められていた。法人税法上，欠損金についての特段の規定がなかったため，商法上の規定に準拠していた。すなわち，損失の補填を行った残余があればこれを配当できるという商法規定に合わせ，法人が損金に算入できる欠損金は，決算においてその事業年度の利益によって補填した金額を限度としていた（増井（2002），269 頁）。第 2 期は，1926（大正 15）年の改正において事業年度単位課税の厳格な適用を論拠に欠損金の繰越控除が原則認められなくなった。欠損金の繰越控除を行うことは過去の事業年度の損金が当事業年度の損金に再度算入されるためである（織田（1926），74-75 頁：藤井（2012），128 頁）。第 3 期について，1950（昭和 25）年シャウプ勧告により再び欠損金の繰越控除が是とされた。シャウプ勧告では，ある年に損失が生じ，これを相殺すべき所得がない場合の不合理を論拠として欠損金の繰越を認めている（山内・上田（2011），381 頁）。しかし，第 1 期とは異なり，第 3 期の欠損金の繰越控除には期間の制限がなされていた。そして，2011（平成 23）年税制改正により繰越控除額の制限もなされるようになった。課税の公平性を論拠として欠損金の繰越控除を是とするならば，本来期間制限も所得制限も設けるべきではないが，現行の法人税制では期間制限，所得制限を伴う欠損金の繰越控除制度が規定されている。

3. 法人税法における資本の概念

法人税法においては資本に対する課税を防ぐという観点から「資本と利益の区分」が重要な意味を持つ。そのため，法人税法上は資本等取引が明確に定義され，課税所得の計算から資本等取引は除かれている。法人税法における資本等取引は，法人税法第 22 条第 5 項において①法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引および②法人の行う利益又は剰余金の分配と定義されている。資本主たる個人株主との取引を資本等取引とするため，利益または利益剰余金の分配も資本等取引に含める。本章では，課税対象とならない法人税法における資本とは何かを明らかにした上で，資本不課税の観点から欠損金の繰越控除・繰戻還付について考察する。

税法上，法人の本質観は法人実在説[6]と法人擬制説の二つがある。これらは諸概念の定義に著しい影響を及ぼす。本節では法人税法上どのような法人本質観がとられ，資本概念をどのように捉えているか考察する。

法人実在説は，「法人は自然人と同様に独立した企業実体であり，その経済活動によって所得が稼得される」という説である。この説においては，法人は個人と同じように支払能力をもっているのであるから，国家社会から受けたサービスに対するコストを法人も同じように負担しなければならないと考える。したがって，企業実体としての法人の所得に対しては課税するのが当然である。法人税は個人所得税の源泉課税またはこれを補完するものではないと考えられる。

これに対して，法人擬制説は「法人たる企業が経済活動によって所得を得たとしても，それは個人たる株主に帰属する」と考える説である。ここでは，法人を法律に基づいて設立された個人が富を得るための手段に他ならないと捉え，実質的な担税力はその富の帰属する個人にあるものとする。したがって，法人の所得に課税するとしてもそれは富を享受する資本主である株主個人に対する所得税の前取りに他ならない。かくして個人が法人から受ける配当等にはすでに法人税が課されているのであるから，これに関して何らかの形で二重課税の排除が必要になる。

法人の本質観は法人とその構成員（株主）である個人との間で問題になる二重課税についてどのように考えたらよいかという議論に基づいて考察される（若杉（2001），16 頁）。上述したように，法人実在説においては，法人はその構成員である個人から全く独立に存在する経済的実体であると考える。そして法人は，個人と同様に国家より各種のサービスの提供を受けるものであり，個人とは別個の人格を持っているものであるから，法人と個人とをめぐって二重課税の問題などは存在しないとする。すなわち法人の所得には法人税を，また個人の所得には所得税を課することについて何ら論ずるべきことはないと考えるのである。

これに対し法人擬制説にあっては，法人は個人の集合体であり，法人それ自体が担税力を持つものとはみなされない。法人が稼得した所得は，配当や持分の払戻などの形で結局はその構成員に帰属することになるのであるから，法人所得に対する課税は株主たる個人の所得税を前取りすることに他ならない。したがって法人税引後の利益の配当を受けた株主に対する課税にあたっては，できる限り両者の間の二重課税を排除もしくは緩和すべきであると考えるのである。

6） 法人実在説は法人独立課税主体説とも呼ばれ，企業主体理論と軸を一にする論理である。

わが国の法人税法は1950（昭和25）年のシャウプ勧告に基づく改正に際して，法人を独立の納税主体とみなして課税する法人実在説を廃して，法人は株主の集合体であり，個人的利益追求の手段であるとする法人擬制説を採用した（若杉（2001），25頁）。

法人税法では法人は個人資本の集合体であり，その経済活動の効果は最終的に個人株主に帰属する。この考えにより，資本等取引は資本主たる個人株主との取引のみに限定され，法人税法上の資本概念は「法人が株主等から出資を受けた額」と定義することができる。

資本が不課税となるのは企業会計原則における資本取引・損益取引区分の原則と同様に，元手である資本主からの払込資本と企業活動の成果である利益を明確に区分するためである。資本維持のため，「法人が株主等から出資を受けた額」である資本には課税すべきではない。欠損金の繰越控除・繰戻還付は課税の公平を担保するために必要である。課税所得計算の期間を区切らなければ納付税額が同額となる企業が，人為的に所得計算期間を区切ることにより異なる状況になることは課税の公平の観点から避けなければならない。これを防ぐために欠損金の繰越控除・繰戻還付は認められるべきである。継続企業を前提とする限り，欠損金額は切り捨てず，補填されるべきである。

4. 諸外国の税法における欠損金の扱い

本章では，諸外国の税法における欠損金の扱いについて論じる。

図表2はドイツ連邦財務省がとりまとめた2016（平成28）年1月1日時点の各国の欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の概要である。本論文は当該資料を基に諸外国の税制における欠損金の制度を分析する。

当該資料で取り上げている33か国中，欠損金の繰越控除に期間の制限を設けている国は16か国ある。繰越控除期間を4年間とするスロバキアが最短で，繰越控除期間を5年間と設定する国はブルガリア，ギリシャ，クロアチア，ポーランド，チェコ，ハンガリー，キプロスの7か国，繰越控除期間を7年間とする国はルーマニア，スイスの2か国，繰越控除期間を9年間とする国はオランダと日本[7]の2か国であり，繰越控除期間が10年間の国はフィンランド，12年間の国はポルトガル，繰越控除期間が最長なのはアメリカとカナダで20年間である。これ以外の17か国については，欠損金の繰越控除期間に制限を設けていない。

欠損金の繰越控除に最低課税制度を設け，一事業年度で相殺できる繰越欠損金に上限を規定している国は13か国ある。この制度により欠損金の繰越控除は期間だけでなく，金額による制限がなされている。最低課税制度は，2004（平成16）年にドイツにおいて初めて導入され[8]，その後，他の国においても導入され始めた。わが国でも2011（平成23）年度税制改正より欠損金の繰越控除限度額が規定された。デンマーク，ドイツ，フランス，イタリア，リトアニア，オーストリア，スロベニア，スペインの8か国は金額による欠損金の繰越控除の制限はしているものの，期間による制限はなされていないため，繰越控除しきれない欠損金額は次年度以降において無制限に繰り延べられる。したがって，金額による制限は設けるものの期間による繰越控除の制限を設けていない上

7） 2018（平成30）年度より繰越控除期間は10年間となる。
8） 詳しくは成道（2011）を参照されたい。

記の8か国に関しては資本不課税の原則を貫いている。一方，ポーランド，ポルトガル，スロバキア，ハンガリー，そして日本の5か国は最低課税制度による金額の制限とともに，期間の制限もなされている。

図表2に示した通り，欠損金の繰越控除について多くの国が繰越控除期間を無制限としている。また，繰越控除額の制限をする国は金額に関する制限があっても期間の制限はない国が多く，わが国の欠損金の繰越控除制度は諸外国に比して厳しい制限を課している。

欠損金の繰戻還付は33か国中8か国で認められている。繰戻還付は税の払い戻しのための現金を用意しなければならないため，予算措置を講じる必要がある。そのため，資本不課税の原則の立場からは繰戻還付も無制限に認められる必要があるものの，繰越控除制度とは同等に扱うことができず，多くの国で欠損金の繰戻還付制度を設けていない。わが国でも，解散等の事実が生じた場合の欠損金額及び中小企業者等の2009（平成21）年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額を除き，1992（平成4）年4月1日から2018（平成30）年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については繰戻還付制度の適用が停止されている[9)]。

図表2　各国における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度

	欠損金の繰戻還付	欠損金の繰越控除
EU加盟国		
ベルギー	—	期間及び金額制限なし
ブルガリア	—	期間：5年間 金額：制限なし
デンマーク	—	期間：制限なし 金額：年間7,852,500デンマーク・クローネまで：全額相殺できる 年間7,852,500デンマーク・クローネ超：所得の60％まで
ドイツ	期間：1年間 金額：100万ユーロまで	期間：制限なし 金額：年間100万ユーロまで：全額相殺できる 年間100万ユーロ超：所得の60％まで
エストニア	—	—
フィンランド	—	期間：10年間（同種の所得間の相殺） 金額：制限なし
フランス	期間：1年間 金額：100万ユーロまで	期間：制限なし 金額：年間100万ユーロまで：全額相殺できる 年間100万ユーロ超：所得の50％まで
ギリシャ	—	期間：5年間 金額：制限なし
アイルランド	期間：1年間（清算の場合3年間） 金額：制限なし	期間及び金額制限なし（同種の所得間の相殺）
イタリア	—	期間：制限なし 金額：所得の80％まで

9）国税庁　タックスアンサー　https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5763.htm　平成30年1月20日アクセス。

クロアチア	—	期間：5 年間 金額：制限なし
ラトビア	—	期間及び金額制限なし
リトアニア	—	期間：制限なし 金額：所得の 70％まで
ルクセンブルグ	—	期間及び金額制限なし
マルタ	—	期間及び金額制限なし
オランダ	期間：1 年間 金額：制限なし	期間：9 年間 金額：制限なし
オーストリア	—	期間：制限なし 金額：所得の 75％まで
ポーランド	—	期間：5 年間 金額：欠損金の 50％まで
ポルトガル	—	期間：12 年間 金額：所得の 70％まで
ルーマニア	—	期間：7 年間 金額：制限なし
スウェーデン	—	期間及び金額制限なし
スロバキア	—	期間：4 年間 金額：欠損金の 25％まで
スロベニア	—	期間：制限なし 金額：所得の 50％まで
スペイン	—	期間：制限なし 金額：年間 100 万ユーロまで：全額相殺できる 年間 100 万ユーロ超：売上高のうち，2,000 万ユーロまでは収入の 60％，2,000 万 -6,000 万ユーロまでは収入の 50％，6,000 万ユーロ以上は収入の 25％
チェコ	—	期間：5 年間 金額：制限なし
ハンガリー	—	期間：5 年間 金額：所得の 50％まで
イギリス	期間：1 年間（清算の場合 3 年間） 金額：制限なし	期間及び金額制限なし（同種の所得間の相殺）
キプロス	—	期間：5 年間 金額：制限なし

他の国

日本	期間：1 年間 ただし，現在	期間：9 年間 金額：中小法人：制限なし 中小法人以外の法人：所得の 60％まで
カナダ	期間：3 年間 金額：制限なし	期間：20 年間 金額：制限なし
ノルウェー	—	期間及び金額制限なし
スイス	—	期間：7 年間 金額：制限なし
アメリカ	期間：2 年間 金額：制限なし	期間：20 年間 金額：制限なし

（出所） Bundesministerium der Finanzen（2016）, ss. 23-25.

5. 企業グループにおける欠損金

企業グループの課税においては，グループ内企業が継続しているか否かという観点から欠損金の引継が議論される。当該企業が継続していると捉えられる限り，欠損金も引き継がれるべきである。

2010（平成 22）年度税制改正により，連結納税制度，連結納税制度を適用しない 100％支配関係のグループに対する税制および組織再編税制が整合性をもって再構築された（成道（2010），48 頁）。2010（平成 22）年度税制改正において，①グループ法人税制および②資本関係取引税制に関する規定が設けられたのである（財務省（2010），42-45 頁）。①のグループ法人税制は，グループ経営の実態に即した課税を実現するために，企業グループ内の法人間で一定の資産の取引について課税繰延を行うものである。また，企業グループ内の法人間で取引される受取配当や寄附金について企業グループ外との取引とは異なる取扱いを定めた（財務省（2010），42-44 頁）。②の資本関係取引税制は，みなし配当の際の譲渡損益，清算所得課税などの資本関係取引について改正をしたものである（財務省（2010），44-45 頁）。

組織再編税制については，繰越欠損金および特定資産譲渡等損失に係る制限規定が改正され（法人税法第 57 条第 2 項，第 3 項），連結納税制度については，2010（平成 22）年度の税制改正により連結子法人の繰越欠損金の引継ぎが可能となった（法人税法第 81 の 9 条）。

2001（平成 13）年に導入された組織再編税制は，資産を簿価で引き継ぐか時価へ評価替えするかを判断する際に，「支配の継続」と「投資持分の継続」が認められるかどうかに着目した[10)]。組織再編税制では，企業組織再編成の本質を資産・負債の移転と考え，原則，時価により引き継ぎ，課税取引とすることとした。ただし，企業組織再編成に「支配の継続」および「投資持分の継続」が認められるならば，経済的実態は変わらないとみて簿価により資産・負債を引き継ぐこととした。

「投資持分の継続」とは，金銭などの株式以外の資産の交付を受けていないことである。そのため，交付金を少しでも利用すると，「投資持分の継続」とは認められずに，非適格組織再編成となる。

「支配の継続」については明確な定義がなされていない。持株割合が 50％超である「企業グループ内の企業組織再編成」においては，独立した事業単位で移転することと，移転した事業が継続されていることが要求される。一方，「共同事業を行うための組織再編成」においては，「支配の継続」を示すために，①事業の関連性要件（法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 1 号，第 6 項第 1 号，第 10 項第 1 号），②事業規模比率要件（法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 2 号前段，第 6 項第 2 号前段，第 10 項第 2 号前段）または，経営参画要件（法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 2 号後段，第 6 項第 2 号後段，第 10 項第 2 号後段），③独立事業要件（法人税法第 2 条第 12 号の 11 ロ⑴，第 12 号の 14 ロ⑴，法人税法施行令第 4 条の 2 第 6 項第 3 号，第 10 項第 3 号，法人税法基本通達 1-4-8），④従業員引継要件（法人税法第 2 条第 12 号の 8 ロ⑴，第 12 号第 11 号ロ⑵，第 12 号第 14 号ロ⑵，法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 3 号，第 6 項第 4 号，第 10 項第 4 号，法人税

10） 詳しくは水野（2002）を参照されたい。

法基本通達 1-4-4，1-4-9，1-4-10)，⑤事業継続要件（法人税法第 2 条第 12 号の 8 ロ(2)，第 12 号の 11 ロ(3)，第 12 号の 14 ロ(3)，法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 4 号，第 6 項第 5 号，第 10 項第 5 号，法人税法基本通達 1-4-5)，⑥株式継続保有要件（法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項第 5 号，第 6 項第 6 号，第 10 項第 6 号，法人税法基本通達 1-4-3）の 6 要件を満たすことが「支配の継続」の必要条件である。

しかし，これではグループ内の円滑な組織再編成に支障をきたすという理由から，会社設立時から継続的に特定資本関係にある法人との間で適格組織再編成を行った場合には，欠損金および含み損の損金算入制限措置の適用を除外することとなった（財務省（2010)，42-43 頁)。すなわち，100％支配関係にあるグループ内での非適格組織再編成は，組織再編成の対価として金銭を用いても資産等を簿価により譲渡することが認められる。2010（平成 22）年度税制改正前までの制度では，適格組織再編成と判定されるために株式限定交付要件を満たすことが必要であったが，2010（平成 22）年度税制改正により税法においても対価の柔軟化が図られた。

対価の種類を株式に限定しなくなった理由は，「適格外しへの対処」[11] と「硬直性の排除」[12] という 2 つの理由による。

「適格外し」とは，組織再編成の対価として意図的に一部金銭を用いることによって譲渡損益を認識し，租税回避を図る行為である。2010（平成 22）年度税制改正前までの制度では，株式以外の対価を交付することで組織再編成取引は簡単に非適格と判定された。これを防ぎ，課税の公平性および中立性を保つため，「適格外し」という操作を不可能にする改正がなされた。

「硬直性」とは，対価の種類を株式に限定することにより，法人が適正な事業形態へ移るのを阻害することである。対価の種類が株式に限定されると，現金を対価としたキャッシュ・アウト・マージャーや剰余金の配当等を対価とする現物分配は課税関係が生じる。そのため，合理的な組織再編形態を選択する際に税制が影響を及ぼす。対価の種類を株式に限定しないことにより，「硬直性」を排除することが可能となった。

これは所有と支配が継続していていれば，投資と事業が継続していると考えられるためにある[13]。一般の資産の譲渡と損益の認識を繰り延べられる取引の違いは，第一に，投資家に対して以前保有していたのとは実質的に異なる何かを与える取引であるかどうか，第二に，実質の権利の変化を伴う取引であるかどうかにより判断すべきである。そして，投資と事業が継続しているならば，企業グループの課税においても欠損金の繰越控除は単体納税と同様に認められるべきである。

6. むすび

わが国の法人税法は欠損金の繰越控除について，期間，金額ともに制限を設けている。欠損金の

11） 詳しくは成道（2010）を参照されたい。

12） 渡辺（2006)，177 頁において，アメリカの内国歳入法典（Internal Revenue Code）を取り上げて説明がなされている。内国歳入法典においても組織再編成に係る譲渡損益の課税繰延論拠は投資持分の継続（Continuity of Interest）および事業の継続（Continuity of Business Enterprise）によるが，対価の種類は株式に限定されない。

13） 税制調査会（2010)「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」 http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichog4.html　2018 年 1 月 20 日アクセス。

繰越控除期間の制限については，シャウプ勧告により「欠損金の繰越控除を是」としてから常に期間を制限する規定が設けられてきた。欠損金の繰越控除金額の制限については，2011（平成 23）年度税制改正で初めて規定された。その理由は，税制調査会によれば，所得から控除する欠損金額の割合が高く，欠損金の繰越控除により課税ベースが侵食されているためとされている[14)]。そして，欠損金の繰戻還付について制度自体は存在するものの，払い戻しのための予算措置を取らねばならないことから適用が停止されている。しかし，資本不課税の原則からすると，継続企業が課税所得計算のため事業年度を区切っているのみなので，各事業年度の計算によって生じた欠損金額は損益通算されるべきである。

わが国の法人税法は法人擬制説の立場を採っている。法人は個人資本主の集合体であり，資本主からの払込資本に不課税であることと，欠損金を損益通算することは対称的に扱うべきである。

欠損金の繰越控除金額の制限は 2004（平成 16）年にドイツにおいて初めて導入され，その後他の国においても導入され始めた。しかし，ドイツにおいては繰越控除金額の制限は設けているものの，繰越控除期間は制限を設けていないため，資本不課税の原則は維持されている。

2010（平成 22）年度税制改正により，企業が継続していると認められている場合には，組織再編税制については繰越欠損金および特定資産譲渡等損失を引き継ぐことが可能となり，連結納税については連結子法人の繰越欠損金の引継ぎが可能となった。企業集団を形成する際，投資と事業が継続しており，企業が継続しているならば，欠損金を引き継ぐことができる。しかし，単体納税と同様にその繰越控除期間や繰越控除金額は制限が設けられている。

現行の制度では欠損金の繰越控除の制度が企業行動に影響を及ぼすことも懸念され，繰越控除期間や繰越控除金額の制限から資金繰りが悪化し企業再生を達成することができず法人税による歳入が減る可能性もある。不課税とすべき資本と対称的に扱う欠損金の制度について今一度見直す必要がある。

参考文献一覧

General Headquarters supreme commander for the allied powers, *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission Volume1,* 1949.（福田幸弘監修（1985）『シャウプの税制勧告』霞出版社。）

市川吉左エ門（1950）『法人税の実務』税務経理協会。

井上久彌（1986）「欠損金をめぐる税法と会計諸法規のスタンス」『税理』第 29 巻第 5 号。

織田吉藏（1926）「法人の繰越欠損金と所得税」『會計』第 19 巻第 5 号，72-100 頁。

大村巍（1977）「会計思考の発展と所得計算論争 ── 大正年代の論争を中心として」『税務大学校論叢』第 11 号，1-50 頁。

齋藤真哉（2015）「欠損金の繰越控除」『税研』第 180 号，43-48 頁。

武田昌輔編（1979）『DHC コンメンタール法人税法』第一法規株式会社，（最終加除：2017）。

武田昌輔（1984）『立法趣旨法人税法の解釈』財務詳報社。

武田昌輔（2008）「欠損金の繰越制度の検討(1)」『税務事例』第 40 巻第 4 号，69-74 頁。

富岡幸雄（2003）『税務会計学原理』中央大学出版部。

成道秀雄（2010）「グループ法人税制の見直しの目的について考察　組織再編税制への影響」『税研』第 149 巻，48-54 頁。

成道秀雄（2011）「法人税における損失 ── 欠損金の繰越控除，繰戻還付を中心にして」『税研』第 159 号，

14）　税制調査会（2014）「課税ベースの拡大等」　http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/__icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai4.pdf　2018 年 1 月 20 日アクセス。

27-32 頁。
野田秀三（1994）「欠損金の繰越制度」『日税研論集』第 26 号，103-139 頁。
藤井誠（2012）「第 5 章　繰越欠損金」（武田昌輔監修，成道秀雄編『法人税の損金不算入規定』中央経済社所収），107-130 頁。
増井良啓（2002）『結合企業課税の理論』東京大学出版会。
水野忠恒（2002）「企業組織再編成税制の基本的な考え方」『別冊商事法務』第 252 号，68-78 頁。
山内進・上田真士（2011）「わが国の税法における欠損金の繰越制度に関する一考察 ── ハイブリッド税法及び国際比較の視点から ──」『福岡大学商学論叢』第 55 巻第 4 号，351-396 頁。
若杉明（2001）『法人税法と課税所得の計算』税務経理協会。
渡辺徹也（2006）『企業組織再編成と課税』弘文堂。
Bundesministerium der Finanzen, *Die wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich,* 2016.
https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/2017-06-08-die-wichtigsten-steuern-im-internationalen-vergleich-2016-ausgabe-2017.pdf?__blob=publicationFile&v=5
財務省（2010）『平成 22 年度税制改正の大綱』。
https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1222zeiseitaikou.pdf
椎谷晃・藤田泰弘・有利浩一郎（2011）「法人税法の改正」『平成 23 年度税制改正の解説』。
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2011/explanation/PDF/p267_296.pdf
税制調査会（2000）『会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方』。
http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichog4.html
税制調査会（2014）『課税ベースの拡大等』。
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/__icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai4.pdf
日本公認会計士協会（2010）『租税調査会研究報告第 20 号　会計基準のコンバージェンスと確定決算主義』。
http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-2-20-2-20100615.pdf
藤田泰弘・笠原博之・松本圭介・竹内啓・木原健史（2015）「法人税法の改正」『平成 27 年度税制改正の解説』。
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0318_0391.pdf

（原稿受付　2018 年 2 月 6 日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 305-316

〈論　文〉

中国企業の「西洋的」管理会計の導入に関する文献研究にもとづく考察

李　　燕

要　約

本研究では，いわゆる西洋的，近代的管理会計の中国企業における導入および利用について，主に文献研究を通じて，その実務的複雑性と研究方法論的多様性について考察を行っている。先行研究では，中国企業における西洋的管理会計の導入の「成功例」を紹介する研究，大量サンプルを用いて管理会計の導入と利用の実態を理解し，影響要因を特定しようとする定量的な研究，導入プロセスのダイナミズムに注目する解釈的ケーススタディなどの研究が行われている。これらの研究に対するサーベィを通じて，西洋的な管理会計の中国企業における導入と利用は，かなり普遍的で一般的になっていると同時に，複雑性とダイナミズムを孕んでいる問題でもあることが分かった。実務における複雑性とダイナミズムが存在するために，中国企業における西洋的管理会計の導入に関する学術研究には，コンティンジェンシー理論，制度理論，フーコーディアンやアクターネットワーク理論など，多様な方法理論が用いられていることも確認することができた。

キーワード：中国企業，西洋的管理会計，複雑性，研究方法論

はじめに

近年，ハイアール，ファーウェイ技術，ホンハイ，レノボなどの中国企業が国際市場においても存在感を表しており，これらの企業の競争優位をもたらす要因については，国際経営学や戦略論などの視点から解明されつつある。その1つに，中国企業におけるいわゆる「西洋的」マネジメントの手法の導入がしばしば指摘される。

たとえば，田・呉（2015）では，次のように指摘している。「中国の文化は，歴史的に商業を軽視し，蔑んできた面がある。このため，欧米のようなビジネス分野の価値体系，企業文化，マネジメント手法などの伝統や蓄積がほとんどない。いわゆる『中国的経営』というものは存在せず，あったとしても認知されていない。ファーウェイ，レノボ，ハイアールなど中国の先頭を走る企業でも，その経営は欧米からの拿来主義[1]をベースに中国での実践を組み合わせたものばかりなのだ」（p. 58）。

管理会計やマネジメント・コントロール・システムもこうした西洋的，近代的マネジメント手法

1）「拿来」というのは，中国語で「そのままもってくる」という意味である。

として，現代中国企業の競争力を高める要因の１つとして取り上げられている。たとえば，ハイアールではグローバル企業までの各発展段階において，総合的品質管理，市場主義のメカニズムを反映した目標管理制度，グローバル化ブランド戦略を実現するための戦略的予算管理，原価管理，責任会計，業績管理を実施し，今日のグローバル市場での競争優位を獲得することができたとされている（水野 2014；徐 2015）。

管理会計の導入は，管理会計が何によって，どのようなプロセスを経て変化するのか，またそれが組織や社会にどのような帰結をもたらすのかという問題を取り扱った管理会計変化研究の一部として，管理会計の安定化，普及，導入，革新，影響などの様々な問題にかかわる（浅田 2009, 2012）。中国は，欧米などの企業と異なる歴史的発展段階を経ており，管理会計の導入に関しては，さらに複雑性を潜んでいるのではないかと考えられる。そこで，本研究では，主に文献研究に基づいて，中国企業における西洋的管理会計の導入についての研究を概観し，導入の背景，要因，プロセスにおいて，どのような特徴があるのかを明らかにすることを目的とする。

本研究の構成は次のとおりである。まず次節では，中国企業における西洋的，近代的管理会計が導入された経緯として指摘されている歴史的，政治的背景を述べて，本研究で対象とするいわゆる西洋的管理会計とは，ある特定の管理会計技法ではなく，伝統的管理会計技法から，近年のマネジメント・コントロール論で取り上げている概念まで，近代的市場メカニズムの原理を表す管理会計やコントロールの総称であることを指摘する。次に，中国企業の西洋的管理会計の導入について，どのような学術的研究がなされているかについて概観していく。次に，これらの研究から中国における西洋的管理会計の導入の実務的複雑性をもたらす要因と，その実態を解明しようとする研究方法論的な多様性について考察を行いたい。最後に本研究とまとめと限界について述べる。

1. 中国企業における西洋的管理会計導入の背景

中国企業における管理会計手法の導入に関する歴史的・政治経済的背景として，1978 年以降の中国の中央計画経済から市場主義への移行が指摘されている。1978 年以前の中国は，中央計画経済の時代であり，企業の生産量，製品品質，製品ミックス，原材料とエネルギーの消費やコスト，賃金・給料はすべて中央政府によって決められ，会計は中央計画のためのツールとしての役割を果たした。企業は，利益や収益性ではなく政府から求められた物量的目標によって評価され，効率性を重視したマネジメントを行うインセンティブをもっていなかった（Zhou 1988；Scapens and Meng 1993）。

1978 年 12 月に開催された中国共産党第 11 期 3 中全会において，「全党全国の工作の重点を経済建設におく」という戦略が採用され，社会における主要矛盾をこれまでの階級闘争から，高まる経済的文化的需要と低い生産量間の矛盾であるとし，中国社会の経済建設への全面的な移行が明確に打ち出された。同会議では，企業にもっと多くの経営管理自主権を与えるという方針が打ち出され，国営大型企業の経営自主権の拡大が実施された。そして 1993 年には中国で初めて会社法（公司法）が採択され，第 8 期全人代第 1 次会議では，国営企業は所有権と経営権の分離をはかり，経営権のみを企業に与えるいわゆる国有企業への転換が採択された。中国共産党第 14 回 3 中全会で採択された「社会主義市場経済体制立に関する若干問題の決定」では，“「産権清晰「（明確な国家

の国有資産所有権と企業の法人財産権)，「政企分離」(行政府の企業生産経営への不介入)，「権責明確」(明確な出資者の所有者権益と責任，企業の損益自己負担)，「管理科学」(科学的な組織管理制度)”が国有企業改革のキーワードとして明示され，近代企業制度の確立が目指されていた。

同時に開放政策として，1978 年には 4 つの経済開放特区と沿海都市を中心に対外開放が行われ，外国投資家，ジョイントベンチャー，国際貿易が行われるようになった。そして，2001 年には中国の世界貿易機構（WTO）への加入に伴い，国際貿易と外国資本の利用が急激的に増えた。1980 年代には，実験的に株式所有制が導入され，政府，機関，個人が株主になり，1990 年と 1991 年には，上海と深圳に株式市場が設立された。

こうした政治的，経済的政策を背景に，まず企業に対する自主権を与える試みとして，企業には利益の一部保留が認められ，計画，販売，価格設定，資金の運用，製造などのオペレーションと，意思決定の権限，組織設計，人的資源管理などマネジメントに関する権限が漸進的に与えられた。企業の改革が進む中で，小規模の国有企業は売却か合併され，大きな国有企業においては，経済的責任システムが導入されたが，その特徴としては，企業のトップマネジメントと上部の政府エージェンシー間の契約をベースにすることであった。企業のトップマネジャーは企業の業績によって評価されるために，実質的なリスクと報酬に直面することになる。したがって，企業は経営における収益性，効率性などを意識するようになった。

西洋的な管理会計は，こうした中国の政治的，歴史的流れのなかで，中国の企業において紹介されたという。その導入について，Skousen and Yang（1988）では，「1978 年における対外開放政策の声明によって，中国では，特にアメリカのテキストやジャーナルから西洋的管理会計方法を学び，翻訳し，出版するようになった」(p. 203）と説明している。Scapens and Meng（1993）では，これらのテキストで紹介される管理会計技法は，古典的経済合理性を前提に，特別なマネジメントの問題の解決を助けるための，様々な意思決定モデルを構成するために利用されるものであると特徴づけている。この時期において，損益分岐分析と責任会計は，中国の企業においてもっとも広く紹介され，利用されていた管理会計技法であった（Bromwich and Wang 1991)。

1980 年代末における管理会計の適合性の喪失論以降，西洋的管理会計の 1 つの流れは，ABC や BSC，EVA など，より洗練された新しい技法を開発し，実務においても導入し，利用する形で展開された。中国においても，1990 年代半ばから後半にかけて，政府機関を中心に，企業や国有資産管理のために，財務的指標だけではなく，非財務的指標も含む業績管理システムが紹介されているが，これは上述した西洋的管理会計の発展と整合的である（Chow et al. 2007)。中国の西洋的管理会計に関する研究対象も，標準原価計算，CVP，責任会計など伝統的な管理会計技法から，ABC，ABM，環境会計，品質管理会計，BSC，価値連鎖分析など，新しい管理会計技法が含まれている（Chow et al. 2007)。さらに，特定の管理会計技法ではなく，マネジメント・コントロール・システムとしての公式的な手続きや，業績管理システムなども中国企業における西洋的管理会計の対象とされている（O’Conner et al. 2004, 2006)。

以上を踏まえて，本研究では中国企業における「西洋的」管理会計とは，特定の管理会計技法を指すのではなく，責任会計などの伝統的管理会計技法から，近年のマネジメント・コントロール理論における，いわゆる近代的な西洋の国々で概念化された管理会計およびマネジメント・コントロールの諸技法，諸概念を総括的にさすものとする。このような西洋的管理会計およびコントロー

ルが，中国企業における有用性について，O'Connor et al.（2004）では，効率性と有効性の増加，マネジメント・エラーの減少，学習の促進，腐敗の防止にあるとされている。

2. 中国企業における西洋的管理会計の導入についての学術研究

西洋の近代的管理会計の中国企業における導入については，このように計画経済から市場経済へのシフトという大きな流れのなかで行われていたが，ひとごとで「拿来主義」といってもその実務はかなり複雑であると考えられる。中国企業における管理会計の導入に関する複雑性とダイナミズムを理解するために，本研究ではまず当該テーマに関する欧米の会計ジャーナルを中心に，どのような研究がなされているかについて概観してみたい[2)]。

2-1. 管理会計技法の導入とその効果に対する事例研究

計画経済から市場経済へ移行するなかで，中国企業，特に国有企業が抱えている経営管理上の諸問題に対して，特定の管理会計技法が導入され，その効果について紹介する「成功」事例研究が行われている。典型的な研究として，Han Dan Iron and Steel Company（邯鄲鋼鉄）における，責任会計システムの導入に関する事例（Lin and Yu 2002）を取り上げる。

研究対象企業は1958年に設立された国有企業で，1980年代末から経営業績の悪化を経験し，経営回復のためのイノベーションを探索するようになった。当時の製造システムの主要な問題は，国家主導の生産計画に適合するために，市場要求を考慮しないこと，外部への公開を必要としないために，収益性や利益性を追求しないこと，原価会計システムは原価情報の生成に焦点が置かれ，効率性を追求しようとする意識が欠如されていること，インセンティブシステムがないということであった。このような問題を解決するために，アメリカの管理会計テキストから学んだ経験がある経理担当者を中心に，トップマネジメントの支援のもの，責任会計システムが導入された。

そのプロセスは責任センター部門を設計し，標準原価計算制度の導入と併用の目標原価の設定，標準原価の階層ごとの分解，業績評価と報酬システムの直結であった。邯鄲鋼鉄における責任会計システムの特徴は，目標原価の設定における市場主義の導入，具体的には市場価格から目標利益を差し引いて目標原価を設定することと，目標原価達成の最優先であった。目標原価の達成はすべての階層レベルにおいて厳格に適用され，例外は認められないとのことである。邯鄲鋼鉄における責任会計システムの導入は，製造ロスや製造コスト削減の成功，企業の生産性と収益性の向上に貢献しているとされ，中国国有企業の西洋的管理会計技法の導入に関するロールモデルとして，関連する様々な研究も行われている（Wang et al. 1997；Wang 1998；Sun and Cao 2000）。

EVA，BSC，活動基準原価計算など，より「先進的」な管理会計技法の導入事例も行われている。たとえば范・李（2004）では，中国の宝鋼鋼鉄グループにおけるEVAとBSCの導入事例を紹介しているが，業績評価指標の計算構造，各部門におけるBSCの4つの視点の業績評価結果が紹介され，EVAおよびBSCの導入により，企業全体の価値管理の理念，文化，意識作りに貢献し

2） 中国語の会計ジャーナルも参照すべきであるが，本研究では網羅性よりは，研究アプローチとしての多様性を確認することを目的に，ひとまず欧米のジャーナルを対象にしている。なお，中国語で公表されている研究については，Duh et al.（2008），杜・肖・周（2009）において包括的に紹介している。

ていると結論付けている。

これらの研究は，ある特定の企業文脈における管理会計の有用性について，特定の管理会計技法の構造的特徴から解明しようとする規範的，構造的研究である。Duh et al.（2008）では，1997 年から 2005 年まで中国国内の学術雑誌に掲載されている研究のうち，47 編の論文がこのような研究に属し，標準原価計算，経営予算，業績評価，責任会計，業績管理システム，業績連動型報酬体系，ABC/ABM，原価企画，意思決定，価値連鎖管理，戦略管理会計などの幅広い管理会計のトピックに関連して，電子設備，鉄路，鋼鉄，ホテル，電力，石油，機械，化学など，広範囲の業界において紹介されているとしている。

2-2. 管理会計技法導入の実態および影響要因に関する定量的研究

一方で，大量サンプルに基づく一連の定量的研究においては，中国企業にはどのような管理会計技法が利用されているのかという実態を明らかにし，中国企業が直面する内的および外的環境の特徴から，西洋的管理会計の導入に影響する要因を明らかにしている。

中国企業における管理会計利用の実態に関して，先駆的研究として Bromwich and Wang（1991）では，1981 年において損益分岐点分析と責任会計が調査対象企業においてもっとも広く利用される管理会計であり，調査対象企業の 79% と 54% を占めているとしている。その他，標準原価計算（38%），資本予算（30%），オペレーショナル予算（3.7%）などが利用されているとしている。また，Scapens and Meng（1993）では，1990 年代前半において，西洋的短期的，長期的意思決定ツールとしての CVP 分析，責任会計，標準原価計算，差異分析，限界分析，移転価格，資本予算の評価方法などが導入されているとしている。

2000 年代以降の研究として，Chow et al.（2007）では，中国の上場企業 337 社（有効回答 225 社）に対する質問調査を通じて，ABC，ABM，原価配賦，製品ライフサイクルコスティング，環境会計，競合他社分析，コストベンチマーキング，標準原価計算，原価企画，カイゼン，品質原価計算，価値連鎖分析，オペレーティング予算管理，意思決定手法，資本予算，業績評価システム，移転価格，責任会計，報酬システム，BSC など，幅広い管理会計およびコントロールの利用について実態調査を行った。その結果，中国企業においてもっとも利用されている管理会計としては，資金，販売，利益と製造に関する予算管理，固定給に業績連動型報酬を加える報酬スキーム，コストビヘイビァ分析，原価配賦，責任会計，意思決定における損益分岐分析などが取り上げられている。以上のような項目は，いずれも利用率は 80% を超えるものであり，中国の企業においては管理会計の利用がかなり浸透され，普遍的になっていることがわかる。

一方で，中国企業における西洋的な管理会計手法の導入に影響する要因を，定量的研究を通じて解明しようとする一連の研究がなされている。上述したように，中国企業における管理会計技法の導入は，中央計画経済から市場経済への移行の大転換の中で行われたものであり，市場メカニズムと関連する諸要因は中国企業における西洋的管理会計の導入を促進しているとされる。

1978 年の改革開放政策とともに，外国資本や対外貿易が急増したが，Firth（1996）では，外資系企業との提携やパートナーシップの経験が中国企業における西洋的管理会計の採用にポジティブな影響を与えるとしている。O'Connor et al.（2004）では，市場メカニズムに関する要因として，市場の競争の激しさ，株式公開などの要因が，公式的な評価プロセスや手続き，TQC，予算目標

と業績目標の利用を促進するとされている。さらに，O'Connor et al.（2011）では，企業間の取引と公式的なマネジメント・コントロール・システムの重視間のポジティブな関係が，中国のような経済発展途上国の企業が国際的市場で競争する場合に，国内市場で競争する場合より大きいことを検証している。

管理会計の導入に影響する企業内部の要因としては，トップマネジメントや会計担当者の役割がしばしば指摘されている。Meng et al.（1997）では，トップマネジメントの注意の欠如や，会計担当者の知識の不足などが西洋的管理会計の導入に妨害する要因として取り上げられている。O'Connor et al.（2004）では，訓練やOJTなどが，Chow et al.（2007）ではトップマネジメントのリーダーシップが促進要因として取り上げられている。その他，中国の文化として，非公式的な関係（GuanXi）への依存は妨害要因として指摘されている（O'Connor et al. 2004；Kong 2011）。

中国企業における管理会計に導入に関して，政府の役割は両面性を持っているようである。たとえば，池・王・杨（2013）では，国有資産管理のために政府が企業にもとめているEVAの実施が，企業の価値を高めているとしている。しかしO'Connor et al（2006）では，企業の人員配置に関する政府の関与は，効率性を高める組織作りを遅らせてしまうとしている。

2-3. 管理会計の導入プロセスに注目する解釈的研究

最後に，主に中国の国有企業を対象とする解釈的ケーススタディを通じて，中国企業における西洋的管理会計の導入プロセスの複雑性やダイナミズムを理解しようとする研究がある。たとえばLi and Tang（2009）では，中国国有企業の業績管理システムの変化のプロセスに注目して，企業における組織目的と戦略的ステートメントには，利害関係者としての政府，顧客，サプライヤー，銀行，従業員が企業に対する期待が複雑に込められていて，それが重要な業績指標の設計にも影響していることを明らかにした。

Yang and Modell（2015）では，中国国有企業における管理会計変化プロセスにおいて，異なるイデオロギー，つまりエージェンシー理論に代表されるステークホルダー価値最大化のイデオロギーと，集団主義や協調性，物質的なインセンティブを利用することに懐疑し，高いレベルのボランティズムと自己犠牲を強調するワークユニットのイデオロギーが交互にかかわりあいながら，管理会計の実務が展開されていることを紹介した。

Dai et al.（2017）では，制度的ロジックの概念を用いて，中国の上場国有企業には政府ロジック（政府政策の実行，社会的安定性を維持，政府財産を守るのが主要な責任である），コーポレートロジック（企業の独立性，成長，先進的な経営実務を発展し，業績管理と市場での競争を重視する），資本市場ロジック（シェアホルダーの価値最大化，価格共有，資本市場からの圧力を受ける）という，3つの異なる制度的ロジックが共存し，予算管理，業績評価，資本予算の評価などの管理会計実務は，構造的に分離する，または異なる制度的ロジックを結合する「ハイブリッド」な形で実践されているとした。

定量的研究が，中国企業における管理会計の利用の一般的，普遍的特徴を明らかにしようとするのに対して，本項で紹介した研究は，対象企業の文脈と結びつけて，日々の実践の中で埋め込まれた中国特有の管理会計の利用の特徴を明らかにしようしている（Ahrens and Chapman 2007）。

3. 中国企業における西洋的管理会計の利用の実務的複雑性

以上，中国企業におけるいわゆる西洋的管理会計の導入に関する研究について，主に欧米のジャーナルを対象にレビューを行ってきたが，中国の経済発展政策への大転換という政治・歴史的背景のもとに，西洋的，特にアメリカを中心に開発された管理会計技法がかなり中国の企業においてもかなり普遍的に利用されていることがわかった。しかし，中国企業，特に中国の国有企業ならではの複雑性とダイナミズムがあることも明らかである。

その１つが政府の要因である。すでに指摘したように，中国政府は中国における計画経済から市場経済への大移転の担い手であり，企業に対する自主権の拡大および国営企業から国有企業への転換，企業統治と近代企業制度の確立，国有資産の効率的な運用などを内容とした企業改革を主導してきた。したがって，多くの近代企業の経営手法が中国政府のイニシアティブによって企業において紹介された。

1994 年の新しい会社法（公司法）では，新しい内部コーポレートガバナンスメカニズムの導入が決められ，そこでは株主総会，取締役会，監査役の設置が決められた。また，中国証券監督管理委員会が 2001 年に公表した「上場企業における独立取締役会制度設立に関する指導意見」（Guidance on the Establishment of an Independent Directors Monitoring Mechanism in Listed Companies.）では，上場している企業に対して，独立した取締役の指名を求めた。こうしたなか，管理会計についても，1992 年の「企業基本財務基準」（Basic Financial Standards for Business Enterprises）では，負債比率，現金率，当座比率，在庫回転率，ROE などの財務指標が紹介され，1995 年の財務省による「企業の業績評価のための（試行的）測定システム」（(Trial) Measurement System for Enterprise Performance Evaluation）では，ROS，ROE，資本維持と成長率，資産負債比率などの指標が紹介された。1990 年代半ばから後半にかけて，財政部，国家経済貿易委員会，人事部，国家発展改革委員会などの政府機関は，「新しい国有資産業績評価体系」（New State-Owned Capital Performance Measurement system）を促進し，そこでは定量的指標だけでなく，非定量的指標，統合的，体系的業績管理システムを紹介している。2000 年代に入って，国有資産の効率的管理が国有企業における主要な焦点になり，その一環として 2010 年には中央企業に対して業績管理評価指標として EVA を実施するよう提案している。こうした政府の動きは，中国企業における西洋的管理会計の導入について積極的な役割を果たしている。

一方で，国営企業から国有企業への転換とともなって，政府は国有企業のステークホルダーとして企業の経営や管理会計の利用に影響を与えている。Wu et al.（2007）では，管理会計の利用に影響する要因は，特定の管理会計技法の特徴ではなくて，国有企業であるか，ジョイントベンチャーであるか，つまり所有構造であるとされている。利害関係者としての政府がもたらす複雑性は，政府は国家政策の実行や，公共性，富の再配分など，企業の利益最大化や効率性，生産性とは異なる目的を持っていることから生じる。Ji（2001）では，企業経営における意思決定には，中央政府主導の影響が依然として存在するとしている。企業内部の管理会計の実務における政府の影響は，上記で紹介した Li and Tang（2009）や Dai et al.（2017）からも確認することができる。

中国企業における管理会計実務の複雑性をもたらすもう１つの理由は，社会および企業レベルに

存在するイデオロギーの問題である。社会的レベルにおける政治的イデオロギーについて，Ezzamel et al.（2007）では，中国における計画経済から市場主義への転換を，階級闘争を優先とするMaoismから経済発展を優先するDeingismへの転換として表している。前者において，会計は資本主義搾取のツールであるとの階級的会計観が持たされたのに対して，後者において会計は科学と中立的な技術としてとらえられているとしている。このように政治的なイデオロギーは，会計制度の導入および利用に対して全く異なる文脈を創造しているとしている。企業レベルおよび個々人が持っている価値観のレベルにおけるイデオロギーの違いも複雑性をもたらす。すでに紹介したように，企業内に存在するステークホルダー重視のイデオロギーとワークユニットのイデオロギー間のシフト（Yang and Modell 2015），あるいは中国特有のネットワーク関係（GuanXi）への依存などは，中国企業における西洋的管理会計の利用の実態を把握する複雑性を増していると考えられる。

4. 中国企業における管理会計の導入研究の方法論的多様性

中国企業の管理会計に関する実務の以上のような複雑性やダイナミズムは，それを理解しようとする学術研究における方法論的多様性をもたらしている[3)]。第3節でとりあげた中国企業の西洋的管理会計の導入に関する研究は，以下のような多様な方法理論が用いられていることが確認できる。

まずは，コンティンジェンシー理論であるが，これは組織論から援用され，管理会計は組織が置かれた内的，外的環境に適応すべき，特定の環境が特定の会計技法を選択するという考え方を基本とする（Chandler and Daems 1979；Chenhall 2003）。中国企業における責任会計やBSC，EVAなど特定の管理会計の導入とその効果を，その対象企業が直面する問題と管理会計技法の構造的な特徴との関係で紹介している研究や，管理会計の導入の影響の適応関係を定量的に検証している一連の研究は，コンティンジェンシー理論を方法論的ベースとする。こうした研究を通じて，西洋的管理会計と中国企業が直面する内的・外的環境の特徴との適応関係が明らかにされている。

次に，多くの研究においては，制度理論が中国の管理会計実務を研究するうえで有用であるとされている。制度理論における制度とは，意識的に熟慮を必要としない，集団において受容されている安定的な考え方，思考パターンとして定義されており，ある管理会計技法の導入が外部環境における制度的同一性，あるいは制度と人々の行為との間にあるルールとルーティンの中間的要素を介して，管理会計の変化プロセスを捉えることで理解しようとしている（Meyer and Rowan 1977; DiMaggio and Powell 1983; Burns and Scapens 2000; 澤邉 2006）。中国企業の管理会計について，Lin and Yu（2002）では「制度的同一性」（institutional isomorphism）の考え方が中国企業の西洋的管理会計の導入を説明できるとし，変化は外部環境，つまり計画経済から市場経済への大転換という流れによってとらえようとする。それに対して，Li and Tang（2009）では，新しいシステムの導入プロセスは，そのシステムと内在的力間の妥協を表し，変化は進化的，経路依存的であると

3） 管理会計研究における方法理論は，管理会計の理論（ドメイン理論）を学習するときに用いられるメタレベルの概念的システムであり，管理会計理論の発展に貢献するものであると定義されている（Lukka and Vinnari 2014）。

している。両方とも制度理論を用いて，中国企業における管理会計がどのような経緯で導入され，どのように利用されているかについて理解しようとするものである[4)]。

次に，フランスの社会学者フーコーによる理論を方法理論とする研究もある。フーコーディアンは特定の歴史的文脈における社会的，経済的，政治的演説（discourse）と結びつけて会計をとらえようとする。また個々人を評価し，記帳し，報告するための技術――すなわち権力の手段としての知――こそ，会計に他ならない（國部 1999）ので，主体と権力の関係，これらを媒介する会計との関係状況を理解しようとする。Ezzamel et al.（2007）では，中国における異なる政治的イデオロギーのもとでの演説分析を通じて，会計は単なる技術ではなく，政治・経済的利害関係と密接に関係していると主張している。中国企業における管理会計の導入や利用は，すでに指摘したように政府の影響が大きいので，このような方法理論と整合する部分があると考えられる。

最後に，アクターネットワーク理論であるが，管理会計を計算，財務数値，そしてそれと関連するアクターによって構成されるネットワークの一部として理解し，実践の中で人間と非人間的アクターとの関係の中で，翻訳（translation）[5)] される管理会計を理解しようとする。アクターネットワーク理論は，管理会計の状況依存的な意味を理解し，よりフラットな視点から管理会計の遂行的（performative）な役割をとらえる分析枠組みを提供している。（Callon 1986；Latour 1987, 2005；潮・足立 2010）。中国企業における西洋的管理会計の利用プロセスについて，Yang and Modell（2015）では，まず中国企業や個人の持っているイデオロギーが管理会計の実践にしみこまれて，文脈依存的な意味になり，そのような意味を持った会計が計算的実務として，多様な現象の展開に遂行的に関与している様子を紹介した。フーコーディアンによる研究が，政治的，社会的レベルにおける中国の価値観やイデオロギーに注目しているのに対して，アクターネットワーク理論は，よりミクロなレベルにおける中国企業に存在する価値観，イデオロギーの文脈形成的なダイナミズムを理解しようとする。

5. おわりに

本研究では，いわゆる西洋的，近代的管理会計の中国企業における導入および利用について，主に文献研究を通じて，その経緯と特徴，複雑性とダイナミズムの要因，それを理解しようとする研究アプローチの多様性について確認することができた。

中国における計画経済から市場経済への大移行の旗のもと，西洋的管理会計は中国企業において導入され，利用されているが，このような実務については，特定の組織が抱えている問題との関連で導入の「成功例」を紹介する規範的，構造的研究，大量サンプルを用いて実態を理解し，影響要因を特定しようとする定量的な研究，導入プロセスの複雑性に注目する解釈的ケーススタディなど

4） 制度理論の基本主張は，展開され変化されているとするが，制度理論を用いた管理会計研究では，必ずしも制度理論自体の含意の変化や多義性を明確に意識されていないとされている。この主張の詳細および管理会計研究における制度理論，後述のアクターネットワーク理論に関する変遷について，詳しくは Modell et al.（2017）を参照。

5） アクターネットワーク理論における「翻訳」とは，「2つの媒介者（mediator）の共存を生じさせる関係」（Latour 2005, 108）と定義されている。Callon（1986）では，翻訳プロセスは，問題化（problematisation），関心づけ（interessment），取り込み（enrolment），動員（mobilisation）の4段階があるとされている。

の研究が行われていることが確認できた。西洋的な管理会計の中国企業における導入と利用は，かなり普遍的で一般的な実務であると同時に，中国特有の政府の影響，社会的・政治的レベルにおけるイデオロギーや，企業文化，価値観などの問題かかわっており，複雑性とダイナミズムを潜んでいる問題であることも確認できた。そのために，研究アプローチとしても，コンティンジェンシー理論，制度理論，フーコーディアンやアクターネットワーク理論など，多様な方法理論が用いられ，それぞれにおいては，中国企業における西洋的管理会計の導入という複雑な実務のある特定な側面に光を与えていることが分かった。

本研究は，主に欧米のジャーナルを対象としており，今後中国語のジャーナルおよび実際のフィールドにおける調査を通じて，経験的データを蓄積し，より包括的な理解を深めていくことが必要である。

参考文献

浅田拓史（2009）「管理会計変化研究の動向」『メルコ管理会計研究』2：77-89.

浅田拓史（2012）「管理会計変化研究の対象の概念規定に関する考察」『原価計算研究』36(1)：154-163.

潮清孝・足立洋（2010）「アクターネットワーク理論を用いた管理会計研究の動向」『メルコ管理会計研究』3：75-84.

國部克彦（1999）「第２章　フーコディアンの会計研究」『社会と環境の会計学』中央経済社 .

澤邉紀生（2006）「管理会計研究における進化概念の応用について ── 制度進化パースペクティブによる技法研究と応用研究の総合」『経済論叢』178(4)：473-496.

徐方啓（2015）『中国発グローバル企業の実像』千倉書房.

田　濤・呉　春波（著），内村和雄（翻訳）（2015）『最強の未公開企業ファーウェイ：冬は必ずやってくる』東洋経済新報社 .

水野一郎（2014）「中国における管理会計のイノベーション（特集　管理会計のイノベーションを探る）」『會計』185(2)：203-216.

池国华・王志・杨金（2013）「EVA 考核提升了企业价值吗 ?」『会計研究』11 月：60-66.（中国語）

杜荣瑞・肖泽忠・周齐武（2009）「中国管理会计研究述评」『会計研究』9 月：72-81.（中国語）

范松林・李文娟（2004）「宝钢钢管公司构建价值贡献模型探索」『会计研究』5 月：57-61.（中国語）

Ahrens, T and C. Chapman（2007）Management accounting as practice. *Accounting, Organizations and Society* 32: 1-27.

Bromwich, M and G. Wang（1991）Management Accounting in China: A current evaluation. *International Journal of Accounting*. 26(1): 51-66.

Burns, J and R. Scapens（2000）Conceptualizing management accounting change: An institutional framework. *Management Accounting Research* 11: 3-25.

Callon, M（1986）Some elements of a sociology of translation: Domestication of the scallops and the fishermen of St Brieuc Bay. In Law, J（ed.）, *Power, Action and Belief: A New Sociology of Knowledge?* London. Rout1 edge: 196-223.

Chow, C., R. Duh and J. Xiao（2007）Management Accounting Practices in the People's Republic of China. *Handbook of Management Accounting Research* Vol.2: 923-967.

Chandler, A and H.Daems（1979）Administrative Coordination, Allocation and Monitoring. *Accounting, Organizations and Society*. 4(1-2): 3-20.

Chenhall, R（2003）Management control systems design within its organizational context: Findings from contingency-based research and directions for the future. *Accounting, Organizations and Society* 28: 127-168.

Dai, N. T., Z. S. Tan., G. Tang and J. Z. Xiao（2017）IPOs, institutional complexity, and management accounting in hybrid organisations: A field study in a state-owned enterprise in China. *Management Accounting Research* 36: 2-23.

DiMaggio, P. J and W. Powell (1983). The iron cage revisited: Institutional isomorphism in organizational fields. *American Sociological Review* 48(1): 147-160.

Duh, R., J. Xiao and C. Chow (2008) An Overview and Assessment of Contemporary Management Accounting Research in China. *Journal of Management Accounting Research* 20: 129-164.

Ezzamel, M., J. Xiao and A. Pan (2007) Political ideology and accounting regulation in China. *Accounting, Organizations and Society* 32: 669-700.

Firth. M. (1996) The diffusion of management accounting procedures in the People's Republic of China and the influence of foreign partnered joint ventures. *Accounting, Organizations and Society* 21 (7/8) : 629-54.

Ji, X (2001) *Development of accounting and auditing system in China.* Aldershot.

Kong, X (2011) Why are social network transactions important? Evidence based on the concentration of key suppliers and customers in China. *China Journal of Accounting Research* 4: 121-133.

Latour, B (1987) *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society.* Cambridge: Harvard University Press (川崎勝・高田紀代志訳 (1999)『科学が作られているとき：人間的考察』産業図書株式会社).

Latour, B (2005) *Reassembling the Social- An introduction to Actor-Network-Theory-.* Oxford University Press.

Li, P and G. Tang (2009) Performance measurement design within its organizational context—Evidence from China. *Management Accounting Research* 20: 193-207.

Lin, Z and Z. Yu (2002) Responsibility cost control system in China: A case of management accounting application. *Management Accounting Research* 13: 447-467.

Lukka, K and E. Vinnari (2014) Domain theory and method theory in management accounting research. *Accounting, Auditing & Accountability Journal* 27 (8) : 1308-1338.

Meng, F., C. Wang., J. Wang and G. Yang (1997) Management Accounting Application: Current state, problems and needed improvements. *Accounting Research* 4: 37-41.

Meyer, J and B.Rowan (1977). Institutionalized organizations: Formal structure as myth and ceremony. *American Journal of Sociology* 83: 440-463.

Modell, S., E. Vinnari and K. Lukka (2017) On the virtues and vices of combining theories: The case of institutional and actor-network theories in accounting research. *Accounting, Organizations and Society* 60: 62-78.

O'Connor, N., C. Chow and A. Wu (2004) The adoption of "Western" management accounting/controls in China's state-owned enterprises during economic transition, *Accounting, Organizations and Society* 29: 349-375.

O'Connor, N., J. Deng and Y. Luo (2006) Political constraints, organization design and performance measurement in China's state-owned enterprises. *Accounting, Organizations and Society* 31: 157-177.

O'Connor, N., C. Vera-Munoz and F. Chan (2011) Competitive forces and the importance of management control systems in emerging-economy firms: The moderating effect of international market orientation. *Accounting, Organizations and Society* 36: 246-266.

Scapens and Meng (1993) Management Accounting Research in China, *Management Accounting Research.* 4: 321-341.

Skousen, C. R. and J. L. Yang (1988) Western Management Accounting and the Economic Reforms of China. *Accounting, Organizations and Society* 13 (2) : 201-206.

Sun, J and Y. Cao (2000) An explanation of target cost design: Also discussing the difference between Hangang experience and target cost design. *Accounting Research* 5: 35-42.

Wang, Y (1998) Application of target cost in China- A theoretical analysis of Hangang experience. *Accounting Research* 4: 34-37.

Wang, S., Y. Li., Q. Wu and X. Lu (1997) A study of behavioral accounting- A behavioral analysis of accounting order and Hangang experience. *Accounting Research* 4: 1-6.

Wu, J. J., A. Boateng., and C. Drury (2007) An analysis of the adoption, perceived benefits, and expected future emphasis of western management accounting practices in Chinese SOEs and JVs. *The*

International Journal of Accounting 42: 171-185.
Yang, C and S. Modell (2015) Shareholder orientation and the framing of management control practices: A field study in Chinese state-owned enterprise, *Accounting, Organizations and Society* 45: 1-23.
Zhou (1988) Chinese Accounting Systems and Practices. *Accounting, Organizations and Society* 13 (2) : 207-224.

［謝辞］
本研究は，平成 28 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による成果の一部である。筆者は日頃の研究活動に対し，拓殖大学経営経理研究所の支援に大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

（原稿受付　2017 年 12 月 15 日）

経営経理研究　第111号
2018年2月　pp. 317-336

〈論　文〉

ソーシャル・エンタープライズによる ソーシャル・イノベーションの創出と 「コミュニティ・キャピタル」：

地方創生の事例を中心として

潜　道　文　子

要　約

東京においては人口の一極集中などの社会的課題が存在するが，一方，地方においては，人口減少，少子高齢化の傾向が顕著であり，また，過疎化が進み，廃村や廃集落等も進行している。そのような中，「地方創生」が政府の主要政策課題として発表され，地方の人口減少に歯止めをかけ，「50年後に1億人の人口を維持する目標」がかかげられた。このような背景のもと，近年，日本各地でソーシャル・イノベーションを伴う地域活性化の取り組みが行われているが，本稿では，その中のひとつである徳島県名西郡神山町における事例を取り上げる。同町では，大都市の企業のサテライトオフィスの進出が相次ぎ，また，移住者による新たな事業や国際交流などによって地域の発展がみられるが，その過程を観察すると，コミュニティにおける信頼に基づいた人と人とのつながりが存在していることが明らかとなる。このつながりについて，西口敏宏・辻田素子の提唱する「刷り込み」，「同一尺度の信頼」，「準紐帯」が醸成される，機能するコミュニティに存在する「コミュニティ・キャピタル」の概念から考察すると，同町におけるソーシャル・イノベーションの創出が，この「コミュニティ・キャピタル」の存在に基づいていることが推測される。

キーワード：コミュニティ・キャピタル，ソーシャル・キャピタル，ソーシャル・エンタープライズ，ソーシャル・イノベーション，地方創生

1. 研究の背景と問題意識

我が国の人口は，2008（平成20）年をピークに減少局面に入っている。2016（平成28）年10月1日現在の人口推計（総務省「人口推計（2017）（平成28年10月1日現在）」）によると，我が国の総人口は1億2,693万3千人で，前年に比べ16万2千人の減少と，6年連続の減少となっている。そのような状況の中，65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）は27.3％であり，初めて27％を超えた。一方，出生率については，2016（平成28）年は，1.44であり，年間出生数は97万7千人となり，1899（明治32）年の統計開始以来，初めて100万人を割り込んだ（首相官邸，2017，p. 1）。

さらに，人口の東京一極集中という現象も進み，2016 年の東京圏の人口は 3,629 万 4 千人となり，全人口の 4 分の 1 以上が東京圏に集中している。東京圏への人口移動の大半は若年層であり，15～19 歳と 20～24 歳を合わせて 9 万人を超える転入超過となっており，前年と比べて 4 千人増であった（首相官邸，2017，p. 1）。

以上のような状況から，東京圏においては，今後も高齢化がさらに進むことが予想され，医療・介護ニーズの増大によりその分野の人材不足が深刻になり，さらには，通勤時間，住宅価格，保育施設・サービスの提供，災害時の対応などの面をはじめとして生活環境面で様々な問題が生じることが想定される。他方，地方においては，人口減少，少子高齢化の傾向が顕著である。過疎化が進み，廃村や廃集落等も進行している。

長期の人口動態を見据えた国のあり方，国家戦略を検討することを目的として設置された「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」の提言（2014 年 5 月 8 日）によると，地方からの人口流出がこのまま続くと，人口の「再生産力」を示す若年女性（20～39 歳）の数が 2040 年までに 50％以上減少する市町村が 896（全体の 49.8％）にのぼり，そのうち，自治体経営が成り立たなくなるといわれる人口 1 万人未満は 523（全体の 29.1％）と推計されるという。また，これらの市町村は，いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高いという（日本創成会議・人口減少問題検討分科会，2014，pp. 14-15）。

そのような中，2014 年 9 月 3 日の第 2 次安倍改造内閣発足時の総理大臣記者会見で「地方創生」が政府の主要政策課題として発表された（首相官邸，2014a）。また，東京一極集中を是正し，地方の人口減少に歯止めをかけ，「50 年後に 1 億人の人口を維持する目標」がかかげられた（日本経済新聞，2014）。また，今回の「地方創生」政策では，首相は，「重要なことは，各地方が，自ら考え，そして行動し，改革を起こしていくこと」（首相官邸，2014b）とし，各地域が，自発的に自らの知恵や能力を活用し，発展を目指すことが求められている。

では，このような地域における課題は，誰がどのように取り組んでいけばよいのだろうか。これまで日本では，このような社会的・公共的な問題は，政府が担うべきものとして捉えられてきた（谷本他，2013，p. 3）。しかし，阪神・淡路大震災を契機に，特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され，以来，認証数が増加し[1]，次第に社会的課題解決において大きな役割を果たしつつある。また，その中には，有料・有償で社会的商品やサービスを提供する「事業型 NPO」といわれる，従来型の寄付や助成金・補助金に依存した収入源を有する「慈善型 NPO」とは異なるタイプの NPO の台頭もみられる[2]。その他，社会福祉法人や協同組合のような組織形態で社会的事業を行う組織もある。他方，株式会社等の営利組織形態として，社会的事業（ソーシャル・ビジネス）を実施する組織も存在する。

本稿では，これら社会的課題の解決をビジネスとして行う組織を「ソーシャル・エンタープライズ」（Social Enterprise: SE，社会的企業）とし，上述のような社会的課題を有する各地域において

1） 内閣府 NPO ホームページ「認証申請受理数・認証数（所轄庁別）」によると，NPO の認証数は，2017 年 10 月 31 日現在，51,745 法人である（https://www.npohomepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-zyuri，2017 年 12 月 10 日）。

2） 谷本寛治は，これら「事業型 NPO」や「慈善型 NPO」の他，企業や政府・国際機関などの活動を監視・批判したり，アドボカシー活動を行ったりする「監視・批判型（アドボカシー型）NPO」というパターンが存在するとしている（谷本他，2006，p. 8）。

自発的な発展を目指す主体としてとりあげる。つまり，SE は「社会的課題をビジネスによって解決していこうとするイノベーション」=「ソーシャル・イノベーション」の中心的担い手であり，ソーシャル・アントレプレナー（社会起業家）が率いる組織である（谷本他，2013，p. 3，p. 77）。

筆者は，ここ数年，各地域で活性化に取り組む SE の活動についてフィールド調査を行い，地域での活動を通じて大きな成果，つまりソーシャル・イノベーションが創出されているケースとそうでないケースの違いがどのような要因によってもたらされるのかについての研究をすすめてきた。その結果，ソーシャル・イノベーションが創出されていると考えられる地域に共通する，以下のような特徴を見出した。

・SE や社会起業家と地方自治体の良好な関係
・地方自治体のオープンさ
・地域住民のオープンさ
・社会起業家のその地域への愛情
・海外での生活経験のある社会起業家の存在
・社会起業家同士，そして地域の企業や住民と社会起業家を結びつける社会起業家の存在
・地域におけるソーシャル・キャピタル（ネットワーク＝つながり構造）の存在

これらは，地域における特有の関係性やその関係性を創造し，発展させる各構成主体の特性に関わる要因である。本稿では，特に，これらの特徴の中でも，「ソーシャル・キャピタル」の存在に注目して検討したいと考えるが，西口敏宏・辻田素子（2016）は，多義的な「ソーシャル・キャピタル」の概念は，コミュニティの営為を分析するのには不十分とし，「コミュニティ・キャピタル」の概念を提唱している。また，西口は，繁栄する中国・温州人企業家やトヨタ自動車のサプライチェーンの事例等を通じて，同じコミュニティの成員間で活用できる関係資本である「コミュニティ・キャピタル」が存在するコミュニティでは，環境異変への耐性と生育力が担保され，長期的繁栄を生み出すという，個人能力の総和の次元を超える価値を創出することを論じている（西口，2017，pp. 64-65）。

そこで，本稿では，日本の地域活性化事例を，この「コミュニティ・キャピタル」の概念を用いて分析し，「コミュニティ・キャピタル」の存在が地域のソーシャル・イノベーション創出の成功要因のひとつであることを明らかにする。また，そのようなソーシャル・イノベーションにおける SE の果たす役割について考察する。

2. 地方創生におけるソーシャル・イノベーション

P. E. ドラッカー（Perter F. Drucker）は，イノベーションを，供給側からではなく，需要側から，「消費者が資源から得られる価値や満足を変えること」（ドラッカー（上），1997，p. 47）と定義している。また，イノベーションは，技術的なものに限ったものではなく，社会的イノベーションが存在することを指摘し，そのイノベーションが社会に与える影響力は極めて大きいことを主張している（ドラッカー（上），1997，p. 46）。さらに，技術的なイノベーションは文化的なリスクをおかすことなく導入できるため模倣や輸入で対応できるが，社会的イノベーションの実施主体であ

る社会的機関が発展していくためには，「『文化的な根』をもたなければならない」（ドラッカー（上），1997，pp. 48-49）としている。

この主張に基づくと，例えば，地方の地域が東京の発展方法を模倣して発展できるか，というとそれは難しいものであり，また，たとえば，その地域に長く生活している人々以外の他地域の起業家や組織が当該地域の課題解決のためにイノベーションを起こそうとしても，それもまた，難しいといえるであろう。また，各地域には，伝統的な蓄積としての「地域の知識」があり，それは，そこで生まれ育った者でなければ獲得しにくい。このことに関連し，文化人類学者のクリフォード・ギアーツ（Geertz, Clifford）は，現地調査者にとっての「住民の視点からものをみる」（クリフォード，1999，p. 101）ことの重要性とそれをすることの困難さを指摘している。

近年，イノベーションに対する新しいアプローチを提供するといわれる，「デザイン思考」が注目されている。このデザイン思考は，デザイナーがデザインを行う過程で用いる特有の認知的活動方法であるが，製品開発や問題解決にこのデザイナーの思考を取り入れることが試みられている。ここで，重要な視点は，「人間中心」のアプローチである。人間を観察し，人間の話を聞き，人間に共感してニーズや問題を突き止め，アイデア創造，プロトタイピング，テストを行い，フィードバックを得ながら，コンセプトを反復的に改良していくという一連のプロセスを経て製品やサービスを作り上げたり，社会的な問題解決を行ったりしていく（千葉，2014, p. 304）。最先端の技術を用いた多機能の製品が売れなかったり，地域の活性化がなかなか進まなかったりする背景に，この「人間中心」のアプローチの欠如がある可能性がある。消費者のニーズをとらえるというのは，容易ではない。アンケート調査などの方法は，「このようなことが改善されればよい」と日ごろ考えていることしか吸い上げることはできない。しかし，真のニーズは，潜在的な，消費者が気づいていないレベルに存在することも多い。そこに気づき，それを解決する商品やサービスを提供することができたときに，イノベーションが起こるといえよう。

地方創生に関わる問題については，そもそも，そこに住んでいる人々の暮らしやすさや幸せといった人間としての側面から解決策が考えられてきたのであろうか。転出者の増加を抑制するためには，まずは，経済的な豊かさが必要ということで，雇用を創出するために工場を誘致したり，観光客を呼び込むためのハード面での整備を行ったりといった政策がとられてきた。しかし，そのような画一的な方策だけでは，その地域にソーシャル・イノベーションは起こらないのではないだろうか。それぞれの地域の「文化的な根」に基づき，「住民の視点からものをみる」という姿勢が必要であろう。

つまり，「そこにしかないオリジナルの文化に根差した生活を，どのようにしたら楽しいもの，心地よいもの，そして満足できるものにできるか」という発想から地方創生を考えることによって，ソーシャル・イノベーションが生まれ，これまでになかった変化を生み出すことができるのではないか。ひいては，地域における転出者を抑制し，転入者を増やしていくことができるのではないだろうか。

一方，フランス社会学を代表する研究者である，P. ブルデュー（Bourdieu, Pierre）が提唱する，「ハビトゥス」（habitus）もまた，地域におけるイノベーションを考えるうえで考察すべき概念といえよう。「ハビトゥス」とは，過去の体験のなかから習得された性向であり，とりわけ身体的，心理的な知覚，思考，行為の図式である。人々は，この習得された性向に基づいて，半ば無意識的

に，かつ最も適した方法で，即座に次々と新しい状況に対応する（山下，2006，p. 106）。P. F. ドラッカーは，イノベーションの機会として，次の７点をあげている（ドラッカー（上），1997，pp. 52-53）。

① 予期せぬ成功，予期せぬ失敗，予期せぬ出来事など，予期せぬことの生起
② 現実にあるものと，かくあるべきものとのギャップの存在
③ ニーズの存在
④ 産業構造の変化
⑤ 人口構造の変化
⑥ 認識の変化，すなわち，ものの見方，感じ方，考え方の変化
⑦ 新しい知識の出現

この中で，地域経済の衰退，雇用の喪失，住民の高齢化，住民の転出，人口減少などを経験してきた地域の多くは，①～⑤は存在するが，その変化を契機としてイノベーションを起こすエンジンのようなものが欠けているのではないだろうか。また，⑥の「認識の変化，すなわち，ものの見方，感じ方，考え方の変化」については，長年，同じコミュニティで生活を共にしてきた人々が共有する「文化的な根」からの影響もあると考えられる，人々の「ハビトゥス」が，⑥の変化を起こしにくくし，また，⑦の新しい知識の創出を阻む要因となるケースも少なからず存在するであろう。

3.「ソーシャル・キャピタル」の定義と形式

では，地域活性化のためのソーシャル・イノベーションを起こすエンジンとなるような要因は，どのようなものであろうか。

筆者は，これまで，地域活性化に取り組む社会起業家へのインタビュー調査を行ってきたが，その調査を通じ，地域にイノベーションを起こし，地方創生の成功例といわれる地域で活動している起業家たちの何人かからは，その地域で暮らし，活動するなかで，「仲間に支えられているという感覚があり，安心できる」という話を聞いた。その「信頼」する人々との一体感のような感覚が，活動をすることの原動力となり，また，各起業家にとっての，精神的報酬となっているということである。これは，その地域に存在する，「信頼」に基づいた人的ネットワークから生まれる資本（キャピタル）であろう。

この信頼に基づいたネットワークとその，「市場では評価しにくい価値」（稲葉，2011，p. 1）を生み出す力について説明する概念として，「ソーシャル・キャピタル」（social capital）[3] がある。ソーシャル・キャピタルについては，多くの論者が様々な定義を与え，様々な角度から見解を述べ

3） social capital の日本語訳については，「社会的資本」，「社会資本」，「社会関係資本」などが使われているが，わが国で一般的に用いられている「社会資本」は，道路，港湾，空港，上下水道，講演などのハードないわゆる社会的インフラストラクチュアを意味している（宮川，2004，p. 3）。そこで，本稿では，social capital に対する日本語として，「ソーシャル・キャピタル」という表記を用いることにする。

ている[4)]。

P. ブルデューは，「知人同士の関係性に基づくネットワークによって獲得できる資源の集合体」として，ソーシャル・キャピタルに対する説明を行っている。つまり，「他者とのより良い結合をしている人々は，多くの報酬や価値を得ることができる」ということである。

米国の社会学者であるジェームズ・S・コールマン（Coleman, James S.）は，「行為者が自己の利益を達成するために利用することができる社会構造の資源」（コールマン，2004，p. 470）をソーシャル・キャピタルとし，「諸個人はその資源を自分の利益のために（合理的に）利用するのだが，そうすることによって，公共的な価値をもった行為が生み出される」と指摘している。また，その資本の代表格としてあげられるのが「信頼」であるとしている（盛山，2006，p. 269）。そして，相互信頼に基づいて形成された集団は，そうでない集団に比べ，多くのものを得ることができるとした。

また，米国の政治学者の R. パットナム（Putnam, Robert David）は，ソーシャル・キャピタルを，「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる，信頼，規範，ネットワークといった社会組織の特徴」と定義づけている。（パットナム，2001，pp. 206-207）。この定義は，ブルデューやコールマンが，ソーシャル・キャピタルは個人に帰属するものと考えたのに対して，パットナムは社会（コミュニティ）に帰属するものと捉えていることを示している（内閣府国民生活局，2003，p. 31）。また，パットナムは，互酬性の規範や市民的積極的参加といった形態でのソーシャル・キャピタルを，相当に蓄積した共同体においては，人々の自発的な協力がとられやすいとしている（パットナム，2001，p. 206）。つまり，個々人がそのコミュニティの人々を信頼することができるのは，彼らの行動がコミュニティのなかに埋め込まれている社会規範や社会的ネットワークに基づいて行われているからである（パットナム，2001，p. 220）。パットナムは，『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』において，イタリアの州政治に関する比較分析を行っているが，結論としては，州の統治パフォーマンスは，「市民共同体」の発達程度と最も強く関連しているとしている。また，同書の最終章（6 章）のタイトルは，“Social capital and institutional success”（訳書：「社会資本と制度の成功」）であり，ソーシャル・キャピタルの違いが，同じ制度が導入された各地域のパフォーマンスに違いをもたらしているとしている（柴内，2006，p. 570）。

政治的統治パフォーマンスとは異なる面もあるかと考えられるが，日本における地域の活性化活動の成否にもこのような，互酬性の規範，相互信頼，市民的積極的参加，市民的義務感といったソーシャル・キャピタルの構築の伝統が関係しているのではないだろうか。また，そうだとするならば，このような昔から蓄積されていたソーシャル・キャピタルの要素が埋め込まれたネットワークに属さない人々がその地域の活性化の中心となることは難しく，また，コミュニティ内に不信感や孤立感，非協力的な態度が存在している場合，つまり，上述のソーシャル・キャピタルの蓄積

4） R. パットナムは，「社会関係資本という用語それ自体は，20 世紀の間，少なくとも 6 回は独立して発明されており，そのときごとに，われわれの生活が社会的つながりによっていかに生産的になるかに注意を向けてきた。この概念を最初に用いたとして知られるのは，象牙の塔の理論家ではなく，革新主義時代の実践的改革者として知られる，ウェストバージニア州農村学校の指導主事であった L. J. ハニファンである」としている（パットナム，2006，p. 14）。

（伝統）が存在しない地域では，人々の英知や努力，協力のたまものといえる地域におけるソーシャル・イノベーションは起こりにくいといえよう。

これら以外のソーシャル・キャピタルに対する定義について，稲葉陽二が整理している主要な論者の定義[5]を以下に示す（稲葉，2007，pp. 3-4）。

●マイケル・ウールコック

「ソーシャル・キャピタルとは協調行動を容易にさせる規範・ネットワークである」

●リン・ナン

「特定目的の行為においてアクセスされたり，活用されたりする社会構造の中に埋め込まれた資源」

●ロナルド・バード

「関係構造における個人の位置づけによって創造される利点」

● OECD（経済協力開発機構）

「グループ内ないしはグループ間の協力を容易にさせる規範・価値観・理解の共有を伴ったネットワーク」

稲葉は，これらの定義から，ソーシャル・キャピタルは「社会における信頼・規範・ネットワーク」を意味しているとし，自身の定義として，「心の外部性（個人間の取引が第３者へ影響を与えること）を伴った信頼・規範・ネットワーク」を「ソーシャル・キャピタル」であるとしている（稲葉，2007，p. 4）。また，稲葉は，この定義から，ソーシャル・キャピタルは対象となるメンバー全体に関わるもので，非排除性や消費の非競争性といった「公共財」の性質を有する「信頼・規範などの価値観」，および個人や企業などの間の具体的な関係であり，「私的材」としての性格をもつ「ネットワーク」の２つに分けることができるとしている。また，ネットワークについては，特定の規範と結びつくと，特定のメンバーの間だけで消費の非競合性をもつ「クラブ財」としての性質をもつという（稲葉，2007，p. 4）。

その結果，図表１に示すように，この定義は，狭義の定義（私的財）である「ネットワーク」と広義の定義（公共財）としての「信頼・規範」，さらに，両者の中間に位置する（クラブ財）「特定のネットワーク間の信頼・規範」の３つに分類できるとしている（稲葉，2007，p. 4）。

図表１　ソーシャル・キャピタルの定義

私的財としての ソーシャル・キャピタル	個人間ないしは組織間のネットワーク
公共財としての ソーシャル・キャピタル	社会全般における信頼・規範
クラブ財としての ソーシャル・キャピタル	ある特定のグループ内における信頼・規範（含む互酬性）

出所：稲葉，2007，p. 6

5）パットナムによる定義も示されているが，本稿では，すでに述べているため，ここでは省略する。

地域の発展を目指す活動を行う場合，その地域の歴史，文化，風習，意思決定の仕方などその地域の伝統的な規範に加え，自分たちが生活する地域の発展を目指す，という規範としての目標を共有することによって，その地域の人々は，他の地域の人々とは別の存在として自分たちの地域のネットワークを構築することになる。つまり，「クラブ財」としてのソーシャル・キャピタルが，その活性化活動に活用されるといえよう。

また，パットナムによれば，ソーシャル・キャピタルは，次のような特性を持つという。第一に，市民が集合的問題解決をより容易にすることを可能とする。第二に，人々の間の信頼関係によって，コミュニティがスムーズに進むための潤滑油となる。その結果，日々のビジネスや社会的取引のコストは少なくなる。第三に，ソーシャル・キャピタルを構成するネットワークは，目標達成を促進するのに役立つ情報の流れるパイプとしても働く。例えば，個人的なつながりを通じて職を得たりすることが可能となる。第四に，心理学的，生物学的プロセスを通じて，個人の生活を改善する。ソーシャル・キャピタルに富んだ生活を送っている者は，トラウマにうまく立ち向かい，より効率的に病と闘っていることがわかる（パットナム，2006，pp. 352-354）。つまり，誰かに支えられているということで，孤独や不安などから救われているということである。

また，パットナムは「ソーシャル・キャピタルの持つ力を証明し，とりわけいかに，またどのようなときにその影響が明確に，最も有益となるかの詳細を示すためには，さらなる研究が必要である」とし，医学，犯罪学，経済学，都市社会学，国家政治など，広範な領域で研究が行われていることを指摘している（パットナム，2006，p. 360）。

他方で，パットナムは，ソーシャル・キャピタルは，このような価値を創出するばかりでなく，暗黒面（ダーク・サイド）もあるとし，「自由や寛容さ」，および「平等性」と相容れるのかという点について言及している（パットナム，2006，p. 433，p. 441）。さらに，ソーシャル・キャピタルの形式として，「橋渡し型」（bridging）と「結束型」（bonding）があるとしているが，例えば，ある種の「結束型」ソーシャル・キャピタルが「橋渡し型」ソーシャル・キャピタルの形成を阻む可能性や，またその逆も成り立つということも述べている（パットナム，2006，p. 447）。

ここで，「橋渡し型」のソーシャル・キャピタルとは，外向きで，様々な社会的亀裂をまたいで人々を包含するネットワークもあるとし，例として，公民権運動，青年組織，宗教組織などをあげている。このタイプのソーシャル・キャピタルは，外部資源との連携や，情報伝播において優れている。例えば，職探しの場合など，自分とは遠く離れた「弱いつながり」を通じて，自分と異なるサークルの人々の情報を得ることによって価値を生み出すことになる。一方，「結束型」は，内向きの指向を持ち，排他的なアイデンティティと等質な集団を強化していくものとしている。例としては，民族ごとの友愛組織や，教会を基盤とした女性読書会，カントリークラブなどをあげている（パットナム，2006，pp. 19-20）。

では，地域創生を成功させるためには，どちらのタイプのソーシャル・キャピタルがより大きな影響を与えるのであろうか。後述の事例を通じて考察する。

4.「コミュニティ・キャピタル」の概念と特徴

以上のソーシャル・キャピタル論をふまえ，西口敏弘・辻田素子は，中国の温州地域を事例とする血縁・同郷縁に基づく商業ネットワーク，およびトヨタ自動車グループを事例とする市場関係のサプライチェーンといった，特定のコミュニティの営為を分析する際に有用と考えられる「コミュニティ・キャピタル」の概念を提唱している[6)]。この「コミュニティ・キャピタル」は，特定のコミュニティにおける成員間に生じ交換され蓄積される限定的な関係資本であり，彼らによってのみ有効裏に利用されうる目に見えない共通財を意味している（西口・辻田，2017，p. 6）。

西口・辻田は，既存のソーシャル・キャピタルの定義や適用範囲は，各先行研究の間で千差万別であり，一定の収斂があるわけでもないと主張する。たとえば，パットナムは，『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』において，ソーシャル・キャピタルを「汎社会的」な概念と位置づけ，その範囲もイタリアという一国全体，もしくは，同国の北部・中部・南部といった広大な地域に適用させている。つまり，社会全体のレベルで捉え，一括して分析を試みていると指摘している。一方，リンは，『ソーシャル・キャピタル：社会構造と行為の理論』において，ミクロレベルの個人ネットワークの観点から利用可能な構造資源を重視し，ソーシャル・キャピタルの適用範囲は，かなり小規模な集団に限られているとしている（西口・辻田，2017，pp. 4-5）。

これらの２分化したアプローチは，どちらもコミュニティの盛衰を解明するためには不足要素が多く，問題があるという。つまり，前者は，その汎社会的スコープによる分析の単位とレベルがあまりも茫漠として目が粗く，より限定的な境界をもつコミュニティのパフォーマンスに直接与える影響を特定することは著しく困難であるという。他方，後者は，対象となるコミュニティのうちデータが入手可能な「一部分」しか捕捉しないため，偏った証拠による事実誤認と解釈上のバイアスが混入するリスクが伴うなどの問題があるとしている（西口・辻田，2017，pp. 5-6）。

そこで，西口・辻田は，これまで見逃されてきた，「中範囲」のコミュニティ分析を可能にするために，「コミュニティ・キャピタル」の概念を提唱し，その有用性を，「社会的刷り込み」（以下，「刷り込み」），「同一尺度の信頼」，「準紐帯」という相互に関連する３つの鍵概念を通して示している。

コミュニティの成員は，長年の成功体験の共有を通して，内部者としてそのコミュニティに埋め込まれ，一定のアイデンティティを見出し深化させる（西口・辻田，2017，p. 6）。その過程で，互いに信頼関係の「刷り込み」が行われる（西口，2017，p. 57）。

また，コミュニティにおいて，コミュニティ・キャピタルの有用性が発揮されるためには，各人が内部に深く埋め込まれているかどうかだけでなく，成員間に成功体験に基づく信頼が浸透しているか否かが決定的に重要であるという。そして，その信頼は，特定のメンバーシップによって明確な境界が定まるコミュニティに帰属する者同士のみで遵守される「均一化された信頼」を指す。つまり，完全に属人的でも汎社会的でもない，等質性の高い集団的コミットメントに基づいた「同一

6）西口敏弘・辻田素子の提唱する「コミュニティ・キャピタル」については，西口・辻田（2016），西口・辻田（2017），西口（2017）を参照した。

尺度の信頼」(commensurate trust)である(西口・辻田,2017,p.8)。

「準紐帯」(quasi-tie)は,同一コミュニティの成員であれば,仮に面識がなくても,等しく支援し合うつながりのあり方である。西口・辻田は,コミュニティの繁栄と衰退は,各成員がどれほど同一尺度の信頼を共有し,準紐帯による繋がりのなかに埋め込まれているかによって,大きく左右されると指摘している(西口・辻田,2017,pp.7-8)。

そして,この3つの鍵概念の関係は,「刷り込み→同一尺度の信頼→準紐帯」(西口,2017,p.61)という循環過程を作り出す。様々な活動を共に行うことによって成功体験を共有し,そこから,成員は,コミュニティに埋め込まれ,その過程で信頼関係の「刷り込み」が生じる。また,その刷り込みを通じて双方向のかかわりが活発化し,成員に対して協力と支援を惜しみなく分け与える“心構え”のできた他の成員が登場する結果として,「準紐帯」という特徴的属性が生まれる。

また,コミュニティ・キャピタルが情報の非対称性を補完する正の外部性を有するということから,コミュニティ・キャピタルの多寡が,企業の経済活動,地域社会の安定と発展,住民の福祉と健康,教育活動などの分野で,その集団的パフォーマンスの重要な位置決定因子となるという。つまり,コミュニティ・キャピタルが蓄積されていない場合,そこで取引を行うとすると,搾取や裏切り,不正などが起こる可能性が高い。それは,関係者にとって,より多くの時間とコストを必要とする状況である。逆に,コミュニティ・キャピタルが蓄積されている状況下では相互援助が日常的に行われることにより,成員たちは排他的な競争力を高めることが可能となる(西口,2017,p.64)。

では,次に,このコミュニティ・キャピタルが,実際の地方創生活動においてどのように機能しているのかを検証するため,総務省の地方創生に資する「地域情報化大賞」(2014年度)「地域活性化部門賞」を受賞した,NPO法人グリーンバレーを中心に地域のイノベーションを進める徳島県名西郡神山町の事例を取り上げる。

5. 徳島県神山町の事例

徳島県は,財政の悪化,急速に進む少子高齢化,人口の減少などの課題を抱えている(飯泉,2016,p.2)。1950年に87万8,000人だった県人口は,今や75万人を割り込み,2040年には57万1,000人まで減少するという試算もある。一方,65歳以上の高齢者の人口は増加しており,2020年には県人口の約1/3にあたる,24万7,000人にまで達する見込みである(ソフトバンク[7])。過疎化も進み,15市町村の1,691集落のうち,2015年4月末までの5年間に居住者がいなくなった「消滅集落」が12集落を数えた。また,65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める「限界集落」は全体の42.8%に当たる723集落にのぼり,将来的に消滅する恐れがあるのも328集落と,山間部の過疎が一段と深刻化している(徳島新聞,2016)。

徳島県は,これらの課題解決のひとつとして,2000年代半ばより,県内全域に光ファイバー網

7) 2017年12月18日,徳島県とソフトバンクは,IoT,ビッグデータ,AI等の利活用により地方課題の解決を図るとともに,新たな産業・サービスの創出を目指す「とくしまインダストリー4.0」の実現に向け,包括連携協定を締結した(ソフトバンク)。

の整備を始めた[8]。もともと，これは，2011 年のテレビ放送の地上デジタル化を理由とするものである。デジタル放送への移行に伴い，受信できる電波が大幅に減少するという課題に対応するために，ケーブルテレビが視聴できるよう，山間部に至るまで総延長 20 km 超にも及ぶ光ファイバー網を県が主導して設置した。このことにより，インターネットのブロードバンド通信も可能となった。しかも，利用人口がそれほど多くないことから，回線速度は大都市に比べて大幅に速い（ソフトバンク）。

この高速インターネット通信が利用できることを背景に，大都市の企業が徳島県内の地域にサテライトオフィスを設置するようになった。その背景には，2011 年 3 月の東日本大震災の発生後，事業継続の観点から多くの企業が本社から離れた場所にオフィスを設置することを検討するようになったことがある（ソフトバンク）。2018 年 1 月現在，その数は，56 社となっている。その内訳は，美波町 17 社，神山町 16 社，美馬市 7 社，三好市 6 社，海陽市 3 社，那賀町 2 社，その他，徳島市，阿南市，牟岐町，鳴門市，佐那河内村がそれぞれ 1 社ずつとなっている（徳島サテライトオフィス・プロモーションチーム[9]）。このサテライトオフィスの展開は，全国でも地方創生のひとつのパターンとなりつつあるが，その方法は大きく分けて，3 つである（グリーンバレー・信時，2016，pp. 64-66）。ひとつは，神山町でみられる，もともとはサテライトオフィスの設置ということを考えずに，同町へ行った人々が自然発生的にサテライトオフィスを同町へ置くことになるタイプである。2 つ目が，美波町でみられる，その地域出身の起業家が東京から帰ってきたり，あるいはサテライトオフィスを置いたりして，その人のネットワークの中で少しずつ増殖していくタイプである。第 3 は，三好市にみられるタイプで，三好市，徳島県，地域住民，NPO 法人，各種関係機関が企業の進出後，共同して支援する。特に，三好市のタイプが他の 2 タイプと異なる点は，行政が中心となり地元事業者との企業間交流やビジネスマッチングを推進する施策を実施するなどすることによって，地元で雇用を創造するという点である。

サテライトオフィスを地方に置くことによって，企業側は，採用費を抑えたり，離職課題を解決したりすることが可能となる。また，従業員の集中力や生産性の向上，通勤時間が大幅に短縮することによる，家族と過ごす時間や趣味に使える時間の増加などのメリットがある。

本稿で事例としてとりあげる徳島県名西郡神山町[10] は，大都市に本社を置く新興企業の進出が相次いでいる地域のひとつであり，また，徳島県に光ファイバーが敷設され，最初に，東京の企業がサテライトオフィスを設置した町である。同町は，1955 年に発足したが，当時の人口は約 21,000 人であった。しかし，2015 年時点で，人口は約 6,000 人に減少している。ところが，2010 年に，上述のように，企業がサテライトオフィスを設置して以来，次々と大都市の企業がサテライトオフィスを開設したこともあり，2011 年に，人口の転入が転出を上回り，町史上初の人口社会増と

8） 現在，徳島県は日本屈指の光ファイバー網を有している。また，ケーブルテレビ世帯普及率が 89.8% で 5 年連続全国 1 位（2016 年現在。東京は 81.2% で 4 位），教育用コンピュータ 1 台あたりの児童人数（小・中学校）が 4.5 人 / 台で全国 3 位（2015 年現在。東京は 7.1 人 / 台で全国 45 位），学校内教室 LAN 整備率が 97.1% で全国 2 位（2015 年現在。東京は 74.9% で全国 41 位）である（徳島県，2016）。

9） 2012 年，「サテライトオフィス」の誘致活動を成功に導くタスクフォースとして，県，関係市町村，地元 NPO 法人，参加企業などで構成する，官民協働による形態で設置された。徳島県の優位性や魅力を体感するツアー，古民家や遊休施設の改修による環境整備，受け入れ体制の充実や戦略的な情報発信を検討している（徳島サテライトオフィス・プロモーションチーム）。

10） 筆者は，2017 年 3 月 28～29 日に徳島県神山町を訪問し，視察及びヒアリング調査を実施した。

なった。現在，地域活性化のモデルケースとして，全国から注目を集め，視察も相次いでいる（インプレス）。

では，なぜ，この町が地域活性化に成功しているのであろうか。その理由を考えるにあたり，この町に起こった出来事について，時系列的に述べる。

図表２　神山プロジェクト年表

年　月	出来事
1991年８月	1927年にアメリカから日本に贈られた友好親善の「青い目の人形」を，「アリス里帰り推進委員会」を民間で結成して，訪問団30名が人形の故郷のペンシルバニア州ウィルキンスバーグに里帰りさせる。
1992年３月	上記メンバーで「神山町国際交流協会」設立。
1997年１月	徳島県が新長期計画「とくしま国際文化村構想」を発表。
４月	「国際文化村委員会」を設立し，「アドプト・ア・ハイウェイ」（1998年），「神山アーティスト・イン・レジデンス」（1999年）始動。
2004年11月	NPO法人グリーンバレー設立。2017年より，認定NPO法人に。
2007年４月	グリーンバレーが神山町農村環境改善センター（中央公民館に相当）の指定管理スタート。
10月	グリーンバレーが神山町移住交流支援センターの受託運営スタート。
2008年６月	総務省のモデル事業で構築されたウェブサイト「イン神山」を公開。同時に，「ワーク・イン・レジデンス」を開始。
2010年４月	「オフィス・イン・神山」開始。
９月	トム・ヴィンセント氏の「ブルーベアオフィス神山」完成。
10月	Sansan株式会社のサテライトオフィス「神山ラボ」開所。
12月	「神山塾」開設。
2013年１月	「神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス」開所。
７月	株式会社プラットイーズの「えんがわオフィス」開所。
12月	「カフェ・オニヴァ」開業。
2015年７月	「WEEK 神山」開業。
2016年４月	一般社団法人「神山つなぐ公社」設立。

出所：グリーンバレー・信時，2016，p.22

図表２に示される最初の出来事は，1927年に米国より友好親善のために贈られた「青い目の人形」が母校の小学校に飾られていたのをみて，後に「NPO法人グリーンバレー」を設立する大南信也が「何かが起きるかもしれないというワクワク感」で，その人形を出身地に里帰りさせようと思ったことに始まる。町の有志で「アリス里帰り推進委員会」を組織し，米国へ人形を連れ帰ったが，その後，この組織や参加メンバーの活動が，現在の神山町の発展の中心的活動組織である，「NPO法人グリーンバレー」の設立につながっている。また，「グリーンバレーの活動の中心になる数名がこの成功体験を共有できたということが，その後の動きにとっては非常に大きかった」と大南は語っている（グリーンバレー・信時，2016，pp.30-31，p.368）。

その後，1997年に，徳島県の新長期計画において，神山町を中心とした地域に，「とくしま国際

文化村」を作るという発表がなされる。そこで，大南たちは，行政が地域につくる施設やその管理について，住民目線で考えたことを県に提案する動きを始める。例えば，アメリカではよく活用されているが日本ではどこでも行っていなかった「アドプト・ア・ハイウェイ」プログラムを提案し，行政に代わって地域住民が道路を清掃した。そのことによって，「町の道路にゴミが落ちていないということを，ひとつの文化の表現にしていこう」ということになったという（グリーンバレー・信時，2016，p. 31）。

また，1999 年に「神山アーティスト・イン・レジデンス」という活動を始める。これは地域住民が中心となって，神山に芸術家 3 名（日本人 1 名，外国人 2 名）を招待し，制作活動を支援するプログラムである。しかし，「資金がない」，「アート教育を受けた人材が地域にいない」という課題があったことから，目標を観光客の誘致ではなく，アーティストの滞在満足度を上げることに定めた。このような結論に至った背景には，四国には，古くからお遍路さんをねぎらう「お接待の文化」が根付いており，「外部から来る人に非常に寛大」という地域の「文化的な根」が存在していたことがあげられる。神山にも，四国八十八か所の札所があり，アーティストを「お接待」によってあたたかく迎えて滞在満足度を上げようという方針をとることとなった（グリーンバレー・信時，2016，p. 33）。また，初年度は，招待する芸術家の選出を専門家のアドバイスを得て行っていたが，その後，住民たちが自分たちの目指す，「地域みんなでアートを作っていく」という方向性と専門家の考える方向性が異なることを認識し，住民たちで選考を行うようになる。この意思決定は，神山の中学校を使ったアートのワークショップに関わる武蔵野美術大学の教員の，「神山は，自分たちがやるという自発的な意思の強さがあります」（グリーンバレー・信時，2016，p. 77）という発言を裏付ける出来事といえよう。

そして，迎え入れたアーティストについては，町の人々が皆で世話をする仕組みを作っている。このアーティスト・イン・レジデンスの期間が終わり，地元に帰ったアーティストの中には，自費で，再び神山にやってきて，作品の制作を行う人々も少なくないという。まさに，「場の価値」を高めようとする神山の人々の狙いが成功しているといえよう。

神山における地域活性化プロジェクトは，この頃までは愛好会的な活動であったが，その後，ビジネス展開を指向することとなる。その中のひとつに，「欧米の芸術家に宿泊・アトリエを有償提供する」というものがある（インプレス，2015）。そこで，総務省の補助金で「イン神山」というウェブサイトを作成し，神山の情報を発信するようになる。当初，芸術関連のコンテンツが最も読まれるであろうと考えていたが，実際は，「神山でくらす」という神山の古民家情報のページが最も読まれることとなる。つまり，神山に対する移住需要が存在していることが明らかとなってくる。しかし，移住者を呼び込むためには住居だけなく仕事が必要であるが，それが神山にはない。

そこで，この空き家を武器に町の発展に必要な人材を外部から「人材スカウト」（逆指名）方式で集める，「ワーク・イン・レジデンス」の仕組みを作る。町のこれからをデザインし，そのために必要な，仕事や技術・スキルを有する人材を，職種を指定して募集して，新たな事業を神山で行ってもらい，そこで雇用を生み出したり[11]，住民の生活をより豊かなものにしたり，結果として，

11）「えんがわオフィス」を建設した株式会社プラットイーズは，20 名の町内・県内雇用を生みだした（インプレス，2015）。

新たな人々を引き付ける価値を生み出してもらったりしようということである。

このような人材を集める発想の背景には，日本全体の出生率が低下している中で，過疎地といわれる地域の人口減少は不可避であるので，人については「数」ではなく，「質」を重視しよう，また，農業を産業の中心とする地域とはいえ，農業だけでは地域振興は難しいので，「多様な働き方ができる『ビジネスの場』としての価値を高めよう」（インプレス，2015）という考えがあった。

そこで2010年から，人々に移り住んでもらうために，「オフィス・イン・神山」と呼ぶ空き家改修事業を始める。そのとき，ニューヨークで仕事をしていた，縁のあった二人の建築家が日本に帰国することになり，この改修事業に参加してもらう。そして，その建築家の一人の友人で，名刺管理会社で，「働き方を革新する」という企業のミッションを掲げるSansan株式会社の社長が神山にサテライトオフィスを構えることになり，その後も，テレビの番組情報を放送局に配信する事業を行っている株式会社プラットイーズが古民家を購入し，改修を経て「えんがわオフィス」が完成した。この建物は，築80年程の民家をオフィスにコンバージョンしているが，建物の四周には大きな「えんがわ」があり，「町の人たちが気軽に立ち寄れるオフィス」であるよう，設計されている。

そして，前述のように，2018年1月現在で，神山には16社がサテライトオフィスを設置しているが[12]，最初からサテライトオフィス誘致を計画していたわけではなく，古民家再生プロセスの中で，突然変異で生じた現象だという（インプレス，2015）。上記のプロセスにもあるように，人と人とのつながりから新たな道が開けていったといえよう。

その「えんがわオフィス」の斜め前にあるのが，「カフェ・オニヴァ」というフランス料理のビストロである。そこには，徳島市内から来る顧客もいるし，また，地元の高齢者が，夕食後にコニャックを飲みに来たり，ワインを一杯頼んで，カウンターで若者と少しおしゃべりをして帰って行ったりすることもあるという。このように，移住者たちで運営するカフェ・オニヴァが，地元の人々の価値観や生活のスタイルを少しずつ変え始めている。おそらく，それはコミュニティ・キャピタルの根底にある，「文化的な根」の部分にも影響を及ぼし，まさに，ソーシャル・イノベーションが，外部からの風によって起こっている例であるといえよう。

また，カフェ・オニヴァでは，月に一度，みんなでひとつのテーブルを囲んで食事をするという「みんなでごはん」というイベントを行っている。参加者は，お遍路さん，旅人，IT企業のサテライトオフィスで働く人々，移住者，近所の人々などである。そこで，新たなつながりができ，様々な情報交換も行われる[13]。このような「場」の設定も，コミュニティ・キャピタルを構築する「同一尺度の信頼」や「順紐帯」のあり方に影響を及ぼしていると考えられる。

オーナーの齊藤郁子によると，「カフェ・オニヴァは，飲食店ではあるが，新しいライフスタイルや新しい働き方を提供していきたい」という（グリーンバレー・信時，2016，p. 247，p. 251）。実際，カフェ・オニヴァは，週3日定休日があり，また，夏は1か月間休業している。働く人々

12） サテライトオフィスを設置している企業については，次のサイトに掲載されている。徳島サテライトオフィス・プロモーションチーム「サテライトオフィス開設企業」『Tokushima Working Styles』（http://www.tokushima-workingstyles.com/satelliteoffice/，2018年1月15日）

13） 筆者も参加したが，初めて参加する人に対しても非常に居心地のよい空間である。地元の人々がオープンで，神山の良さ，地域の課題，事業での課題，買い物情報など様々なテーマが話される。「みんなでごはん」は，住民たちにとっても，とても楽しみなイベントであるという。

が，店の仕事以外に自分自身のプロジェクトを持っていて，休みの日はその活動を楽しむ。夏は，レストランで扱っている，フランス，スペイン，イタリアといったワインの生産者の畑を見たり，ブドウの収穫を手伝ったりする旅をする。齊藤は，以前，暮らしていた東京と比べ，神山では地元の人々に支えられながら，質の高い豊かな生活を送れていると実感しているという（グリーンバレー・信時，2016，pp. 237-238）。

その他，移住者が起業して新たなビジネスが始まっている。さらに，「神山塾」という厚生省管轄の職業訓練事業も行っているが，ここでは参加者が6ヵ月間，神山町で生活して，地域コミュニティの中で，イベントプランナー，コーディネーター，会計や簿記などのテーマを組み合わせながら，授業を通して学ぶ。2010年12月にスタートして，6期で77名が修了している。そのうち約半数が移住者として神山に残り，神山の様々な変化に影響を及ぼしているという（グリーンバレー・信時，2016，p. 39）。

また，2013年には「神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス」というコワーキングスペースがつくられ，合宿なども行われている。合宿に来た人々からは，宿舎との距離が遠すぎるという声があり，総務省の補助金なども活用し，「神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス」の隣に，2015年に「WEEK 神山」というサテライトオフィス体験宿泊施設が開設された。

このように，神山では，次々と新たなイノベーションが起こり，人が人を呼び，事業が事業を呼んでいる。その中心で，アイデアを求め，アイデアを出し，人と人をつなぎ，地域の内と外をつなぐ中心的役割を果たしているのがNPO法人 グリーンバレーである。グリーンバレーは，「社会性」，「事業性」，「革新性」というSEの3要件をもつソーシャル・エンタープライズといえよう。

地方創生には，コミュニティ・キャピタル以外にも，このグリーンバレーのような，人と人，人と情報をつなぎ，地域をデザインし，試行錯誤をしながらも粘り強く目標に向かってメンバーを引っ張っていく組織や核になるキーパーソンが必要である。また，彼らの活動が，住民に成功体験をもたらし，最終的には，コミュニティ・キャピタルを創造し，蓄積している。

しかし，地域の発展を計画する人々にとっても予期しなかった「創発」が起こることがある。たとえば，神山の自然のすばらしさに魅力を感じている移住者の中にはオーガニックの価値を重視する人々もいる。カフェ・オニヴァやWEEK 神山の食堂などでは，オーガニックの野菜を地元の農家に作ってもらって購入している。また，カフェ・オニヴァが提供するコーヒーは，自家焙煎コーヒー事業を営む移住者が手回しロースターで焙煎したオーガニックコーヒーである。このように，「ワーク・イン・レジデンス」によって仕事を持った人々の移住が実現し，その人々によって，新しい事業や産業が生まれ，そこで，地元の農産物が使われ，オーガニックフードの循環が作られ，本来の神山の産業である農業の活性化につながりつつある。

6. 神山町のソーシャル・イノベーションにおける「コミュニティ・キャピタル」の役割

上述のように，西口・辻田は，機能するコミュニティでは，成員への成功体験の「刷り込み」によって，「同一尺度の信頼」が派生し，面識のない成員でさえ協力しあう「準紐帯」が醸成されると述べている。また，この特徴を有する，コミュニティの成員によって有効裏に利用される共通財

を「コミュニティ・キャピタル」と定義している。

このコミュニティ・キャピタルの鍵概念である「刷り込み」に関して，神山町では，まずは「青い目の人形」を里帰りさせるプロジェクトの成功体験の共有がある。また，その後，住民たちが選出し，世話をする，神山町でアート作品の制作を行うアーティストたちや移住者たちとの濃密な関係構築をはじめ，神山町で起こる様々なソーシャル・イノベーションの成果が顕在化し，全国から視察が相次いでいるという現状を通じて，自分たちの考え方や価値観，生活が変化していくという体験を地域全体で共有しているといえよう。移住者へも，住民側から様々な生活の知恵や神山の歴史，文化などが伝承されており，移住者へも「刷り込み」が行われていると考えられる。

「同一尺度の信頼」については，例えば，グリーンバレーの理事長，理事の人々は，同じ小中学校に通っていたり，近くに住んでいたり，長年，仕事以外でも交流している人々が多い。お互いに，行動パターンも考え方，強み・弱みも知っている仲間である。一人ひとりが地域の発展に関して役割を有しており，互いに他者を尊敬している。また，移住者たちの周りの人々に支えられているという安心感は，この信頼に由来するものではないかと考えられる。カフェ・オニヴァのオーナーの齊藤は，移住する前に，初めて神山を訪れた時の感想を次のように述べている。「地元の方のリラックスした感じとか，とても幸せそうにほほえんだ感じとか，皆が近くでつながっていて，すごく仲がいい感じとか。本当にこうなりたいなと思う大人がたくさんいて，皆さんが暮らしを楽しんでいて。それ以来，神山は時々自転車を持って訪れるお気に入りの場所になりました」（グリーンバレー・信時，2016，p. 236）。

神山では，この信頼に基づく関係性が非常に強固であるため，コミュニティ・キャピタルの機能が発揮されやすくなっているといえよう。次々に新しい試みを打ち出し，それを成功させることができているのも，この信頼関係の存在によって無駄な時間やコストの発生を抑制することが可能であることがひとつの要因であろう。

そして，メンバー間の刷り込み体験と同一尺度の信頼がもたらす帰結としての「準紐帯」に関わるものとして，神山に，長年住んでいる地元の人々，そして，神山に移住してきた人々が共有する価値観や生活をするにあたって重視しているものなどについて，共通するものがあるのではないだろうか。つまり，移住する人々，そして，彼らを受け入れる人々の間に，互いに「共感」するものがあると思われる。この感性的な一致が，潜在的な参加条件であり，メンバーシップ獲得のために必要なものとなっている。また，「契約中心」の参加のみでは，協力関係がうまく作用することができないことを指摘する人が少なくない（坂井，2014，pp. 14-15）。神山では，「共感中心」の参加を重視していることが，移住者も含めて，協力関係が強固なものとなっている要因であろう。したがって，神山塾などに集まる若者についても，移住についてはその人の人間としての魅力がはかられるという。

では，何に共感するかということであるが，それは，「ワクワクできることがしたいという想い」，「何かをやってみようという積極的な気持ち」，「面白そうだからやってみようという柔軟な考え方」，「自分たちの手で自分たちの生活を創りたい」，「いろいろな人々とつながりみんなで協力して何かがしたい」，「神山が好きである」などではないだろうか。このような地域の人々やその活動に共感する人々が多ければ多いほど，コミュニティ・キャピタルが蓄積されているといえ，何かをする際に，協力と支援が得られ，集団的パフォーマンスの成功につながる。

加えて，前述のソーシャル・キャピタルの「結束型」と「橋渡し型」の分類に関しては，神山町の場合，住民間で信頼感があり，自発的におしみない協力を提供する人々も多く，また，「自分たちの将来は，自分たちで決め，実行する」という強い意志と行動力があることから，「結束型」のソーシャル・キャピタルは存在していると思われる。しかし，一方で，20 年くらい前から国際交流として外国人の民泊を実施し，さらに，外国人アーティストや移住者をあたたかく迎え，必要に応じて，優れた技術やスキルをもつ，大都市の企業や人材とのネットワークも積極的に構築している。そして，その人々を神山のファンにしてしまう。多様な人々との交流を通じて新しいつながりを作っていくことを楽しいと感じる神山の人々によって，まさに，「橋渡し型」のソーシャル・キャピタルの形成も行われているといえよう。したがって，前述のような，パットナムのいう「「結束型」ソーシャル・キャピタルが「橋渡し型」ソーシャル・キャピタルの形成を阻む」ようなことも起きにくいのではないかと考える。

加えて，大南によれば，「今，神山に残っている人々は，若い時は外に出ていて，人によっては海外へ行っていた。神山以外の外の世界を見ている人が多く，変化に対して柔軟であるし，自分たちが変わっていくことの面白さも体験している。さらに，神山では，長い間，国際交流をやってきたため，異質な人々を受け入れながら自分たちも変わっていこうという意識が醸成され，周りの人々を巻き込みながら一緒に変わってきた」（グリーンバレー・信時，2016，p. 337）という。これまで実施した地方創生に関する現地調査によると，海外をはじめとする地元とは異なる環境で生活した経験をもつ人々が何人かいる地域では，神山町のようにソーシャル・イノベーションが起こり，活性化に成功しているケースが多い。

つまり，社会における様々な変化に対応できずに魅力を喪失しているケースの多い地域において活性化を目指す際には，「結束型」と同時に，不足する人材や知識を取り込むため，そして創発を生むための「橋渡し型」のネットワークが非常に重要な役割を果たすといえよう。

7. インプリケーションと今後の課題

「地方創生」の大きな目標のひとつは，移住の促進などにより，人口を増やすことである。神山町の事例は，地方創生を成功させるために何が大切なのかを示している。行政からの補助金などで施設などを作ったり，雇用を創出したりというだけでは移住者は増加しないであろう。まずは，住民が自ら知恵を出し合い，地域の魅力を発見し，弱みを補う方法を考え，住民の協力を引き出すコミュニティ・キャピタルの形成を行う必要がある。また，神山町では，結果として，ソーシャル・イノベーションが起こり，様々な価値が創出されているが，そのプロセスをみると，失敗も停滞もあり，まさに，デザイン思考にみられる，アイデア出し（ideate）→プロトタイプ化（prototype）→選択（choose）→実行（implement）→学習（learn）を繰り返しながら前進しているといえよう。

また，移住については，神山町の事例からは，住民が楽しく暮らしている地域に外の人々も何らかの魅力を見出すことがわかる。また，住民自らが暮らしたいと考える「場づくり」を目指してイノベーションを行っていくことが重要であるといえよう。

加えて，神山町の成功は，コミュニティ・キャピタルの存在によるところが大きいと考えられる

が，神山町の人々全体が，地域の活性化プロジェクトに対して協力的であるわけではない[14)]。そのような人々を，コミュニティ・キャピタルに埋め込んでいくプロセスについては，今後の研究課題とする。

謝　辞

本研究は，拓殖大学経営経理研究所・平成 28 年度研究助成によって行われたものである。ここに，深く御礼申し上げます。

【参考文献】

飯泉嘉門（徳島県知事）（2016）「課題解決先進県・徳島」の“挑戦”：挙県一致の知恵で“ピンチをチャンスに！”」『VS 東京』（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/280617/shiryou5-3.pdf，2018 年 1 月 15 日）。

稲葉陽二（2007）『ソーシャル・キャピタル：「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題』生産性出版。

稲葉陽二（2011）『ソーシャル・キャピタル入門』中央公論新社。

今井賢一，金子郁容（1988）『ネットワーク組織論』岩波書店。

インプレス（2015）「事例紹介：初の人口社会増，相次ぐ視察 ── 地方創生「神山の奇跡」はなぜ起きた？」『クラウド Watch』（https://cloud.watch.impress.co.jp/docs/case/700175.html，2017 年 12 月 19 日）。

NPO 法人グリーンバレー・信時正人（2016）『神山プロジェクトという可能性：地方創生，循環の未来について』廣済堂出版。

坂井素思（2014）『社会的協力論：協力はいかに生成され，どこに限界があるか』放送大学教育振興会。

柴内康文（2006）「訳者あとがき」ロバート・D・パットナム著，柴内康文訳（2006）『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房。

首相官邸（2014a）「安倍内閣総理大臣記者会見（2014 年 9 月 3 日）」（http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0903kaiken.html，2017 年 10 月 10 日）。

首相官邸（2014b）「まち・ひと・しごと創生会議」（2014 年 12 月 26 日）（第 4 回「まち・ひと・しごと創生会議」）。（https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201412/26mati_hito_sigoto_kaigi.html，2017 年 10 月 10 日）。

首相官邸（2017）「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-06-09-kihonhousin2017hontai.pdf，2017 年 10 月 10 日）。

潜道文子（2012）「書評『ソーシャル・キャピタル論の探求』」（高崎経済大学附属産業研究所編）『産業研究』48 巻 1 号，pp. 36-40。

ソフトバンク「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」『ぱわふる』（https://tm.softbank.jp/public/introduction/tokushima/satellite-office/，2018 年 1 月 20 日）。

高崎経済大学附属産業研究所編（2011）『ソーシャル・キャピタル論の探求』日本経済評論社。

武石　彰，青島矢一，軽部　大（2012）『イノベーションの理由：資源動員の創造的正当化』有斐閣。

谷本寛治編著（2006）『ソーシャル・エンタープライズ：社会的企業の台頭』中央経済社。

谷本寛治，大室悦賀，大平修司，土肥将敦，古村公久（2013）『ソーシャル・イノベーションの創出と普及』NTT 出版。

千葉敏生（2014）「訳者あとがき」ティム・ブラウン著，千葉敏生訳『デザイン思考が世界を変える：イノベーションを導く新しい考え方』早川書房。

徳島県（2016）「徳島は宣言する。山奥でも速い，日本一のネット環境を」『VS 東京』（http://www.vs-tokyo.jp/10sengen/sengen04/，2018 年 1 月 15 日）。

徳島サテライトオフィス・プロモーションチーム「サテライトオフィス開設企業」『Tokushima Working Styles』（http://tokushima-workingstyles.com/satelliteoffice/，2018 年 1 月 20 日）。

「県内 12 集落「消滅」5 年間県調査 山間の過疎深刻」『徳島新聞』2016 年 11 月 13 日（http://www.topics.or.jp/localNews/news/2016/11/2016_14789992210282.html，2018 年 1 月 16 日）。

14）大南によれば，「神山町の半数以上の人たちは，今もってグリーンバレーが何をやっているかわからないけれども，新聞にはよく出ているみたいに思っている」という（グリーンバレー・信時，2016，p. 331）。

内閣府国民生活局編（2003）『ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』。
西口敏宏，辻田素子（2016）『コミュニティ・キャピタル：中国・温州企業家ネットワークの繁栄を限界』有斐閣。
西口敏宏，辻田素子（2017）「コミュニティ・キャピタル序説：刷り込み，同一尺度の信頼，準紐帯の機能」『組織科学』Vol. 50 No. 3，pp. 4-15。
西口敏宏（2017）「ネットワークは何のために？」『一橋ビジネスレビュー』2017 年春号 第 64 巻 4 号，pp.56-67。
「人口，50 年後に 1 億人維持　政府が少子化対応で初目標」『日本経済新聞（電子版）』2014 年 5 月 4 日（https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS03014_T00C14A5MM8000/，2017 年 10 月 10 日）。
日本創生会議 人口減少問題検討分科会（2014）『成長を続ける 21 世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』（http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf，2017 年 10 月 10 日）。
野沢慎司編・監訳（2006）『リーティングス　ネットワーク論：家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房。
濱口秀司（2016）「「デザイン思考」を超えるデザイン思考」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』2016 年 4 月号，pp. 26-39。
宮川公男（2004）「ソーシャル・キャピタル論：歴史的背景，理論および政策的含意」宮川公男，大守　隆編（2004）『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社。
盛山和夫（2006）「合理的選択理論」新 睦人編『新しい社会学のあゆみ』有斐閣。
安田　雪（1997）『ネットワーク分析：何が行為を決定するか』新曜社。
山下雅之（2006）「ブルデュー社会学」新 睦人編『新しい社会学のあゆみ』有斐閣。
Brown, Tim（2009）*Change by Design: How Design Thinking Transforms Organizations and Inspires Innovation*, HarperBusiness（ティム・ブラウン著，千葉敏生訳（2014）『デザイン思考が世界を変える：イノベーションを導く新しい考え方』早川書房）.
Brown, Tim & Wyatt, Jocelyn（2010）“Design Thinking for Social Innovation,” *Stanford Social Innovation Review*, Winter 2010, Vol. 8, No. 1, pp. 30-35.
Coleman, James Samuel（1990）*Foundations of Social Theory*, Belknap Press of Harvard University Press（ジェームズ・コールマン著，久慈利武監訳（2006）『社会理論の基礎（上）』青木書店）.
Drucker, Peter F.（1985）*Innovation and Entrepreneurship*, Harper & Row（P. F. ドラッカー著，上田惇生訳（1997）『[新訳] イノベーションと起業家精神：その原理と方法（上）（下）』ダイヤモンド社）.
Geertz, Clifford（1983）*Local Knowledge: Further Essays in Interpretive Anthropology*, Basic Books（クリフォード・ギアーツ著，梶原景昭，小泉潤二，山下晋司，山下淑美訳（1999）『ローカル・ノレッジ』岩波書店）.
Granovetter, Mark（1995）*Getting a Job: A Study of Contacts and Careers*, Second Edition, The University of Chicago Press（M・グラノヴェター著，渡辺　深訳（1998）『転職：ネットワークとキャリアの研究』ミネルヴァ書房）.
Lin, Nan（2001）*Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press（ナン・リン著，筒井淳也，石田光規，桜井政成，三輪 哲，土岐智賀子訳（2008）『ソーシャル・キャピタル：社会構造と行為の理論』ミネルヴァ書房）.
MacIntyre, Alasdair（1984）*After Virtue: A Study in Moral Theory*, University of Notre Dame Press, 2nd ed.（アラスデア・マッキンタイア著，篠崎　榮訳（1993）『美徳なき時代』みすず書房）。
Najita, Tetsuo（2009）*Ordinary Economies in Japan: A Historical Perspective, 1750-1950*, The University of California Press（テツオ・ナジタ著，五十嵐暁郎監訳，福井昌子訳（2015）『相互扶助の経済：無尽蔵・報徳の民衆思想史』みすず書房）.
Putnam, Robert D.（1993）*Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press（ロバート・D. パットナム著，河田潤一訳（2001）『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』NTT 出版）.
Putnam, Robert D.（2000）*Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster（ロバート・D・パットナム著，柴内康文訳（2006）『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房）.
Wenger, Etienne, McDermott, Richard & Snyder, William M.（2002）*Cultivating Communities of Practice*：

A Guide to Managing Knowledge, Harvard Business School Press（エティエンヌ・ウェンガー，リチャード・マクダーモット，ウィリアム・M・スナイダー著，野村恭彦監修，野中郁次郎解説，櫻井祐子訳（2002）『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社）.

（原稿受付　2018 年 2 月 3 日）

経営経理研究　第 111 号
2018 年 2 月　pp. 337-347

〈研究ノート〉

アジアにおける B Corp ムーブメント
── B Corp Asia Forum に参加して ──

藤　田　祥　子

キーワード：B Corporation,Benefit Corpration,B Corp Asia Forum, 社会的企業

1　はじめに

2017 年 8 月 31 日，9 月 1 日の 2 日間にわたり，台湾第 2 の都市である台中において開催された B Corporation Asia Forum 2017 に筆者は参加した。本稿においては，このフォーラムの内容の説明と共にアジアにおける B Corporation（以下，本稿では「B Corp」とする）[1] のムーブメントの状況を概観してみることとする。なお，各国のムーブメントを概観する上で，キーワードとなるのが社会的企業（Social Enterprise）であるが，本稿では，社会的企業を社会的課題の解決に取り組む主体とし，それ以上深く言及しないこととする。

2　B Corp Asia Forum

⑴　第 1 回アジアフォーラム（B Corp Annual ASIA Forum Power ASIA 2016）[2]

アジアフォーラムは，2017 年で 2 回目の開催であり，前回は 2016 年 3 月 29，30 日に台北で開催された。会場は，台湾金融研訓院（Taiwan Academy of Banking and Finance）で，プログラムは以下の通りである。

1 日目

Topic 1　New Economy Era: Global Development Trend of B Corps
Topic 2　Get to know B Corp: What the World Needs Now
Topic 3　5 Key Elements of Global B Corps Development-1.Governance.2.Environment
Topic 4　5 Key Elements of Global B Corps Development-3.Community,4.Employee
Topic 5　Why Multinational and Listed Company are joining B Corp Movement

2 日目

Topic 6　the 5th Key Elements of B Corp:Impact Business Model: Partner Together and Make Impact（B2C B Corp cases）

Topic 7　The 5th key Elements of B Corp:Impact Business Model: How to co-work with consumers（B2C B Corps cases）
Topic 8　B Academy: Inspire The next Generation
Topic 9　B Investment: Profit+Impact=From Start up to IPO, We Are Here With You
Topic10　Young Energy that moves B Asia

第１回目であることからＢ Corp というものを理解してもらうためのプログラムとなっている。最初に新しい経済の時代が始まったということでＢ Corp の世界的発展のトレンドを説明するために多くの Global Partner からの登壇者があった。次に認証を取得するのに必ず受けなければならないＢ Impact Assessment のカテゴリーであるガバナンス，環境，コミュニティ，従業員がプログラムの内容となっている。また，Ｂ Corp は，従業員数の少ない企業も多いが，多国籍企業や上場企業からも注目を集めていることにも触れている内容になっている。Ｂ to Ｂのｂ Corp やＢ to Ｃのｂ Corp の事例といった理解しやすさを意識としたプログラムが２日目に組まれている。最後に若者の力を非常に重要視したプログラムが組まれている。第１回は，Ｂ Corp について理解してもらうということに重点が置かれたプログラムということができるが，色々なＢ Corp があるということを知り，Ｂ Corp 全体を把握することが念頭に置かれているように思われる。

登壇者は，Ｂ Lab,Guest,From Asia の３つに分けられている。Ｂ Lab は，UK, Sistema B, Europe, Australia & NZ, Portugal からの参加である。Guest は，パラグアイ，ボリビア，インド，アメリカ，オーストラリア，日本，そして，From Asia は，台湾，シンガポール，韓国のＢ Corp や台湾大学の教授他が参加した。シンガポールのＢ Corp は，３社（2016 年６月 14 日現在）であったが，そのうち２社が参加しており，２社共，後述するように 2016 年，2017 年とＢ Corp Best for the World Honorees に選出されている。日本からの登壇者は，パタゴニア日本支社Ｂ Corp 担当篠健司氏である。日本からの参加者はいなかった。

⑵　第２回アジアフォーラム（B Corp Asia Forum 2017）[3)]

前述したように 2017 年８月 31 日，９月１日に台中で開催された。会場は，台中市政府集会堂つまり市役所内のホールである。プログラムは，以下の通りである。

１日目　Global Movement
Topic 1　The New Impact Economy:B Corp Global Market Trends and Trade Partnership
Topic 2　Breakthrough:How Impact Business Leaders Are Creating the New Asian Economy
Topic 3　B Corp IPOs:CSR2.0 and ESG Ratings
Topic 4　Sustainability:Circular Economy and Clean Energy

２日目　Be the Change
Topic 5　Changing Consumption Habits through “Mission Branding”
Topic 6　How Central and Local Governments Can Support
Topic 7　Power in Media

1st B Academy Forum
Topic 1　B Corp in Class:Teaching and Learning
Topic 2　The Academic Research for B Corps

前回と同様，世界的なトレンドに触れているが，前回のプログラムがB Corpを理解するための基礎編とすると今回は実践編と言って良いように思われる。如何にインパクトビジネスのリーダーが新たなアジア経済を作っているかといったことや，CSR,ESGが取り上げられている。また，サスティナビリティとして，循環経済やクリーンエネルギー，そのほか，中央政府や地方自治体のサポートやメディアがトピックとなっている。

登壇者は，前回と同様にB Lab Australia & NZとSistema Bそして台湾，韓国，中国，タイのB Corpまた，インドネシアや日本，メディア，大学教授等である。今回は前回参加していたシンガポールのB Corpからの登壇者がおらず，中国，香港，タイからのB Corpが参加した。これは，後述するように中国，香港のB Corp数が増加しており，また，タイではB Corpのムーブメントが盛り上がりをみせているという状況を反映したものと思われる。日本からの登壇者は，前回同様パタゴニア日本支社篠健司氏である。日本からの参加者は筆者のみだった。

最初に台中市長の挨拶があった。市長によれば台中は最も革新的な市であり，CSR精神がある。台湾にあるB Corp 20社のうち4社が台中にあり，台中をB Corpの街にしたいと話していた。また，経済部中小企業処処長も挨拶した。

フォーラムの参加者は，10カ国以上（台湾，香港，韓国，日本，中国，オーストラリア，タイ，フィリピン，インドネシア，ベトナム他）から500人ほどで盛況だった。ホールのエントランスに台湾のB Corpのブースが並び，休憩時間には，それぞれの企業の説明を受けたり，扱っている商品のお茶やコーヒーを試飲したりすることもできた。印象的だったのは，休憩時間にエントランスで見知らぬ台湾人女性に日本語で声をかけられたことだ。話を聞くと病院で日本語の通訳をやっており，B Corpのことはよく知らないが来てみたとのことだった。一般市民がこんなに気軽にやってくることに驚いた。フォーラムのスタッフは，企業からのほか学生も手伝っていた。

2日目の午後は，第1回B Academy Forumが開催され，最初に台中の逢甲大学学長が挨拶した。逢甲大学（Feng-Chia University=FCU）は，すでに2003年から，社会事業経営管理研究中心（Research Institute of Social Enterprise=RISE）という社会的企業に焦点を当てた研究センターがある。2017年には公共政策研究所が公共事務与社会創新研究所（Graduate Institute of Public Affairs and Social Innovation）に改組された。逢甲大学は，2017年4月21日にAsia Pacific B Corp Association（APBCA）及びStans Foundationと提携し，B Academyを設立した[4)]。なお，Stans FoundationのCEOであるStan Shih氏は前回のフォーラムに登壇している。公共事務与社会創新研究所における研究対象の1つがB Corporationである。公共事務与社会創新研究所では，学生の指導のほか，中・高の教員向けにB Corpとは何かといった説明やB Corpへの訪問も行っており，兼任教授として後述するDOMIの連庭凱氏もはいっている。

B Academy Forumでは，Sistema BのB Academiaの主任，逢甲大学公共事務与社会創新研究所所長の他，台湾，韓国，香港，タイの大学の研究者が登壇し，B Corpについてどのように教えているのか学ぶのかということが取り上げられていた。こちらのフォーラムは，参加費が無料で学

生が多く参加していた。学生は大学生に限られず，フィリピンからは高校生も参加していた。前回もそうであったが，若者に対する教育や若い力に非常に注目していることがわかる。

なお，2日目の午後は，B Academy Forum以外に公式日程はなかったが，B Corp Movement Workshopという招待状を受け取った者だけが参加できるイベントがあった。これは，各国からの参加者がB Corpを推進する上でお互いの経験を共有し，このフォーラム後も相互に協力し関係を強めることを目的とするものである。筆者は，アカデミーフォーラムに参加したため，残念ながらこちらのワークショップには出席できなかった。

3　アジアにおけるB Corp数

アジアにおけるB Corp数をこの2年国別でみると以下のようになる[5)]。

	2016年	2017年
韓国	10	9
台湾	9	20
シンガポール	3	5
日本	2	3
中国	1	6
香港	1	3
モンゴル	1	1
フィリピン	1	0
インドネシア	0	1
タイ	0	1

この表は，筆者がB Corpのホームページにアクセスして作成したものである。そのため，アクセス時期が2016年は6月14日，2017年は9月18日と約3ヶ月ずれている。

B Corp数が減っている国もある。2016年段階では，韓国のB Corp数が一番多く，ほぼ同じ数の台湾が続いている状況だった。しかし，現在では大きく異なっている。台湾は，2016年第1回アジアフォーラム開催時は，7社であったのが，2016年9月18日時には9社，同年11月20日には15社，第2回アジアフォーラム時には20社と飛躍的に増えている。

シンガポールも3社から5社に，また，中国や香港における増加が目を引くところである。日本は，1社増えているが，3社とも2016年に認証を取得している。

B Labは，毎年，B Impact Assesmentにおけるスコアが上位10%にはいるB CorpをBest for the World Honoreesとして選出し，公表している。総合（overall）の他，4つのカテゴリー（Community, Customers, Environment, Workers）別の選出もされている。国別で選出された企業数を見ていくこととする。

	2016 年	2017 年
韓国	3	3
台湾	2	5
シンガポール	2	2
日本	−	1

2016 年度，韓国は，General Bio が総合と Community 部門，Delight co. 及び Hopemakers がいずれも Customers 部門で選出されている。従業員規模は，General Bio 及び Delight co. が従業員 10〜49 名（Small Business）で Hopemakers が従業員 1〜9 名（Micro Enterprise）である。台湾は，DOMI が Community 部門，Greenvines が Environment 部門で選出されており，いずれも Small Business である。シンガポールは，Genashtim Innovative Learning と Bettr Barista が Community 部門で選出されており，いずれも Micro Enterprise である。

2017 年度，韓国の選出企業数に変更はないが，Delight co. に代わって MYSC が Workers 部門で選出された。残りの 2 社は，前年度と同じ企業が同じ部門で選出されている。台湾は，Greenvines が前年度同様 Environment 部門で選出されたほかは，すべて新しい企業である。Ecolohas が総合と Environment 部門，Ming Yung が総合と Community 部門，DA.AI が Community 部門，Reborn が Workers 部門でそれぞれ選出されている。シンガポールは，前年度と同じ 2 社であるが，Genashtim が Community 部門に加えて総合でも選出されている。日本からは，2016 年 5 月に認証取得した石井造園株式会社が Workers 部門で選出された。B Corp 数が飛躍的に伸びた台湾から選出された企業が倍以上に増えたこと及び日本から 1 社選出された以外は，後掲注 5）のインドを除き，選出された企業数に大きな変化はない。

4　アジアにおける B Corp ムーブメント

⑴　台湾

台湾では，2014 年 6 月に DOMI（緑然能源）が最初の B Corp となった。DOMI は，台北にあるグリーンエネルギーをコンセプトとする会社で，2015 年（総合），2016 年 Best for The World Honorees に選出されている。共同創業者の連庭凱（Corey Lien）氏[6] は，シカゴ大学で修士号を取得しており，妻で共同創業者の胡徳琦（Tammy Hou）氏もロンドン経済大学で修士号を取得している。B Corp の認証を取得したのは，会社の内部マネジメントに関する基準等を調べていたときに，B Corp の考え方が会社のコンセプトと完全にマッチしたためである。

2015 年 5 月 2 社目の B Corp となったのは，台北の China Credit Information Serve, LTD=CCIS（中華徵信所）である。CCIS は 1961 年に設立された国内最大の企業信用調査会社である。2016 年 9 月，イタリアのボローニャで創業されヨーロッパ，アメリカ，アフリカ，アジアに 27 支店を有し，3600 人以上の従業員が働いている多国籍企業 CRIF に買収された。CCIS のゼネラルマネージャー張大為（David Chang）氏が B Lab Taiwan の委員長である。CCIS は，フォーラム時に配布された台湾の B Corp 紹介の冊子には掲載されていたが，2018 年 1 月 7 日現在，B Corporation のホームページに B Corp として記載されていない。

2015年6月3社目のB Corpとなったのが，台北のGreenvines（緑藤生機）である。Greenvinesは，2010年台湾大学を卒業したての3人が設立した会社で主にオーガニックのコスメを扱っており，現在多店舗展開中である。今回のフォーラムにも共同創業者の1人が登壇した。B Corpになったのは，素晴らしい会社を作りたいが，B Corpは，そのための明確な方向を示してくれると共に全世界から注目されるからである。

最初にB Corpの認証を取得した会社から3社目までを見てきたが，いずれも首都である台北にあり，最初にB CorpとなったDOMIのように経営者自身が認証を取得するにあたって必要となるB Impact Assessmentやインタビューを翻訳や通訳を必要とせず英語で受けることができるという特徴もある。また，3社目のGreenvinesのように経営者が若い。そして，Best for The World Honoreesに選出され，台湾のB Corp Movementを牽引しているという特徴もある。台湾は，アジアの中でB Corp数が飛びぬけて多いだけでなく，バラエティに富んでいる。会社法上の会社だけではなく，会計事務所であるJW CPAs（嘉威会計士事務所）や弁護士事務所であるWinkler Partners（博仲法律事務所）もB Corpとなっているし，銀行もある。台湾には2018年1月7日現在21社のB Corpがあるが，直近の2017年10月に認証を取得したO-Bank（王道銀行）は，2017年にリテール・バンキングに参入し，O-Bankに名称変更した。

アメリカでは，働くならばB Corpがいいというミレニアム（80年代前半から2000年前後生まれ）が多いといわれる。アメリカのようにB Corpの銀行にお金を預け，B Corpの店で買い物や食事をするというライフスタイルが台湾で実現しつつある。

台湾では，2015年以来B Corp Movement Taiwanという形でB Corpの概念を広めるために多くの活動が行われた。2016年1月Asia Pacific B Corporation Association（APBCA）が正式に発足した。DOMIの連庭凱氏が共同創設者で副委員長である。本拠地を台湾として，活動国を香港，中国，インド，モンゴル，シンガポール，韓国，台湾とする。2016年3月29，30日には，前述の第1回アジアフォーラムを開催した。そして，APBCAは台北市と共同で前年度のニューヨーク市における「Best for NY」に続いて「Best for Taipei Challenge」をスタートさせ，2017年4月27日に台北市長およびB Lab Taiwan委員長であるCCISの張大為氏が記者会見を行った[7)]。Best for Cityの活動は，アメリアにおいて始まったもので，社会に対する積極的なインパクトを作るためにより良い企業マネジメントとビジネス実務を促進することを目的とするものである。活動としては，企業に対し，B Impact Assessmentを受けてもらうよう招待することである。現在，台湾では100社以上がアセスメントを受けている。

B Labのグローバルパートナーになるには，B Corpが10社以上なければならないが，台湾は，B Lab Taiwanという名称で2016年末7番目のグローバルパートナーになった。フォーラム中，B Lab Taiwan副委員長連庭凱氏に話を聞く機会があった。以下，筆者の質問に対する連庭凱氏の回答である。アジアから台湾に名称を変更したのは，アジアは言語も多岐にわたるのでスピードを求めたから。B Lab Taiwanが一番重要と考えていることは，認証を取得したい企業をサポートすること。今アセスメントは75％中国語に訳したが，訳したものをアセスメントに使うのは，コストがかかりすぎるので考えていない。現状では，アセスメントの内容も変えていない。アジアにおける認証取得についてリーダー的存在となったのは，なぜかという問いに対しては，学校での啓蒙活動やCSRからのアプローチ等々いろいろな方面からアプローチしているからという答えであった。

台湾では，B Academy に見られる学生の教育や台北市・台中市といった地方自治体・国などあらゆる側面からムーブメントを盛り上げていく活動がされており，トップダウンとボトムアップのハイブリッド型といえる。また，フォーラムに参加してみて連庭凱氏の存在も大きいのではないかと感じた。会場内では連庭凱氏が胡徳琦氏と共にエネルギッシュに動きまわっており，多忙な中，時間を割いてこちらの質問に答えてくれただけでなく，聞きたいことがあったらいつでもどうぞと言ってくれる人柄と情熱もムーブメントの牽引役として最適であると思った。

台湾におけるムーブメントはB Corp に限らず，Benefit Corporation も関しても動きが見られる。 Benefit Corporation は，B Lab がアメリカの各州政府に働きかけて制定された法人形態であり，会社法の特則として規定されている。アメリカでは，2018 年 1 月 7 日現在，33 の州と DC で立法化され，6 州で審議中である。アメリカ各州のほか，イタリアやプエルトリコでも立法化されている。Benefit Corporation のホームページには，2016 年オーストラリア，アルゼンチン，チリ，コロンビア，カナダにおいて立法作業が進められていることが記載されている[8)]。

経済部（Taiwan Ministry of Economic Affairs=MOEA）は，2017 年 2 月 14 日，会社の経営の柔軟性を高めるとともに，新規事業のニーズをより満たすために，段階的に現行の会社法の規定を大幅に改正することを公表した。実務界からは，会社法に Benefit Corporation に関する章を設けるよう多くの声が寄せられた。Benefit Corporation 新設の動きに関して中心的な役割を果たしているのが今回のアジアフォーラム登壇者でもある文化大学法学部の方元沂教授であり，それを Winkler Partners 弁護士事務所も強力にバックアップしている。しかしながら，経済部は，そのような章を設けないことを決定した。経済部は，改正に関する第一草案を 2017 年 7 月 4 日に公表したが[9)]，単に会社の目的を多少拡大したにすぎない。

2017 年 11 月 27 日，台北で開催された金融の面から社会的企業の発展について話し合うフォーラム（Social Enterprise Finance Forum）[10)] に頼清徳行政院長（首相）が出席した。報道によれば，頼行政院長は挨拶の中で社会問題の解決に取り組む社会的企業の台湾での発展を後押ししようと 4 つの具体的な支援策を発表し，より多くの人が社会的企業に身を投じてこそ，持続可能な発展や社会貢献を実現する目標が達成できるとして金融業界に協力を呼びかけたとのことである。4 つの具体的な支援策とは，①プラットフォーム設置，②起業などに向けた各種基金による資金援助，投資に関する規制緩和，③スタートアップや社会的企業にやさしい環境の構築，外国人人材誘致の推進，④会社法改正である[11)]。

2017 年 12 月 21 日に経済部第一草案は，行政院を通って修正草案[12)] が立法院に送られた。行政院の修正草案には，Benefit Corporation の章はない。上述の行政院長が社会的企業発展の後押しをする具体的支援策の 1 つとしてあげた会社法改正の内容は 1 条の目的の変更にあると思われる。会社法 1 条では営利を目的とするとなっていたのが，公共の利益を促進する行為も行えることとなり，会社の社会的責任が明示された。この変更は，経済部の第一草案と同じである。

⑵ 韓国

韓国は，2016 年には，B Corp 数が 10 社とアジア最多であったにもかかわらず 2017 年には 9 社と減っている。B Corp でなくなった会社としては，Delight co.[13)] があげられる。Delight co. の創業者は，Jung-Hyeon Kim氏[14)] である。 Jung-Hyeon Kim 氏は，1986 年生まれ，大学時代にビジ

ネスマネジメントを専攻し，社会的企業について学ぶ。2010 年，韓国の「Social Enterprise Competition」で 1 位になっている。また，2015 年韓国人で最初の Schwab Foundation の社会的起業家賞（Social Entrepreneur of the Year）を受賞している。Jung-Hyeon Kim 氏は，Delight co. を 2010 年 10 月に設立し，2012 年 10 月に韓国で最初の B Corp となった。Delight co. は，前述した Best for The World Honorees に 2013 年から 2016 年まで 4 年連続で選出されていた。B Corp でなくなった理由は不明で，現在の CEO は Jung-Hyeon Kim 氏ではない。

韓国で注目したい B Corp は，Delight co. と入れ替わりに 2017 年 Best for The World Honorees に選出された MYSC である。MYSC は，韓国初のソーシャルイノベーションに焦点を当てたコンサルティング会社で，第 1 回フォーラムが開催された 2016 年 3 月に韓国で 10 社目となる認証を取得した。フォーラムには，2 回連続で登壇しているが，今回の登壇者は前回と異なり共同創業者で CEO の Joeng Tae Kim 氏であった。Joeng Tae Kim 氏は，2015 年アジア財団デベロップメントフェローであり[15]，ロンドンの Hult International Business School において Social Entrepreneurship で修士号を取得している。

韓国では，2007 年に社会的企業育成法（Social Enterprise Promotion Act）が施行された。この法律は，社会的企業の基準を定めて認証を受けた企業に対する支援を行うことを基本とする。このように韓国では，アジアで初めて法整備の下で育成政策を行っているということを背景に Delight co. 創業者 Jung-Hyeon Kim 氏や MYSC の Joeng Tae Kim 氏が出てきたといえる。そして，社会的企業の延長線として B Corp の認証が取得されている。こういった背景からアジアの中でも韓国でいち早く B Corp が誕生したのである。ただし，韓国では社会的企業育成法の下に社会的企業に認証された企業は思ったほど増えていない[16]。理由は，社会的起業家の養成が出来ていないことのようである。このような事実も韓国における B Corp 数が伸びていない一因となっている可能性がある。

⑶　タイ

タイの B Corp は，まだ 1 社と少ないが今回のフォーラムでは，韓国・台湾のほかに筆者が注目した国である。

タイでは，2017 年 6 月 22 日，バンコクのシーナカリンウィロート大学で「DRIVING SOCIAL ENTERPRISE TOWARDS THAILAND 4.0」に関する国際セミナーが開催された[17]。「Thailand4.0（タイランド 4.0）」[18] とは，タイ政府が 2015 年に示した長期的に目指すべき経済社会のビジョンである。タイランド 4.0 は，イノベーション，生産性，サービス貿易をキーワードとして 20 年かけて持続的な付加価値を創造できる経済社会を目指すものである。今回のセミナーでは，これのジョイントプログラムとして「B corp Thailand Movement」Launch Events つまりタイにおける B Corp ムーブメントを作っていくためのキックオフイベントが開催されたのである。主催者は，シーナカリンウィロート大学，社会開発・人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security），商務省（Ministry of Commerce）そして 2016 年 10 月タイで最初に B Corp となった Nisecorp S. E. Co., LTD である。つまり，タイ政府の示したビジョンを具体化していく過程の延長線上に B Corp があると言えよう。このセミナーでは，B Lab UK の共同創設者である Charmian Love 氏が Global Social Impact Movement in Redefining Business for the 21st. Cen-

tury と題して登壇している。また，Spectrum and Innovation of Social Enterprise towards SDGs と題するパネルディスカッションには，台湾 DOMI の連庭凱氏や今回のアジアフォーラムに登壇した香港中文大学の Terence Yuen 氏 も参加しており，司会は Nisecorp S. E. Co., LTD の共同創業者 Sakulthip Kiratphantihawong 氏であった。Nisecorp S. E. Co., LTD は，2011 年に設立したコンサルタント，アドバイス会社であり，インパクト社会的企業のネットワーク作りを目的とする会社である。

タイは，このキックオフイベントの勢いのままアジアフォーラムに 15 人ほどが参加し，Nisecorp S. E. Co., LTD の Sakulthip Kiratphantihawong 氏やシーナカリンウィロート大学及びタマサート大学の研究者が登壇するなど，会場でもひときわ目をひいた。

なお，タイ政府は国民の生活の質を上げるため社会的企業を支援する政策をとっており，一定の要件を満たした社会的企業に対し法人税の優遇制度がある[19]。

⑷ 日本

今までみてきた国におけるムーブメントには，いくつかの共通点がある。例えば，経営者に留学経験があり，B Corp になるため必要なアセスメントやインタビューを受けるのに翻訳・通訳が必要ない。経営者がミレニアル世代である。ムーブメントに大学（研究者）が関わっている。国や地方自治体がなんらかの支援をしているなどである。翻ってわが国の状況は，それらと大きく異なっている。現在，わが国には B Corp が 3 社あるが，いずれも東京ではない。2016 年 3 月最初に B Corp となった株式会社シルクウエーブ産業は群馬県桐生市，5 月に 2 社目となった石井造園株式会社は横浜市，11 月に 3 社目となったフリージア株式会社は埼玉県児玉郡にある。3 社とも経営者は留学経験がなく，ミレニアル世代でもない。事業も革新的新素材の研究開発，造園設計施工・土木工事，通所介護サービスと今までみてきた B Corp とは異なる。筆者は石井造園とフリージアにインタビューしたことがあるが，それぞれ地元に根をはった素晴らしい会社である。特に石井造園は，2017 年 Best for the World Honorees（Workers）に選出されている。これは，石井造園が ISO9001：2000 認定を初めとして種々の認定等を受け，さまざまな CSR 活動を行ってきた結果である。このように 3 社とも素晴らしい会社ではあるが，ムーブメントの牽引という点から見ると難しい側面があると思われる。その結果としてアジアフォーラムに 2 年連続わが国の B Corp が参加していないといえるのではなかろうか。アウトドア・アパレル大手のパタゴニアは，B Corp/Benefit Corporation として有名であるが，パタゴニア日本支社は，パタゴニア本社の認証取得には含まれていない。2017 年 10 月 3 日から 5 日の 3 日間，カナダのトロントで 2017　Champions Retreat が開催された[20]。これは世界中の B Corp が一同に会するイベントである。今回わが国からの参加者は，シルクウェーブ顧問である群馬大学の黒田真一教授のみであった。2017 年は認証取得企業が 1 社も出なかったが，今年は B Corp が新たに誕生していくと予想される。どのような会社が B Corp となるかによってわが国のムーブメントは大きく変わっていくものと思われる。

次に政府の動向をみておくこととする。わが国では，ローカル・マネジメント法人（仮称）の在り方について検討を進化させていく必要があると提言した経済産業省「日本の「稼ぐ力」創出研究会」を継続する形の経済産業省「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」において B Corp 及び Benefit Corporation が参考資料として紹介されていた。この研究会は 2016 年 4 月

20 日に公表した報告書「地域を支えるサービス事業のあり方において」の中で事業主体の検討のまとめとして制度設計案を提示した。しかしながら，その後，経済産業省では目立った動きはないようである。

また，G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会が 2015 年 5 月に提出した「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」において B Corp 及び Benefit Corporation を取り上げていた。国内諮問委員会第 9 回会合（2016 年 12 月 14 日開催）でもわが国における B Corp 数がフォローされていた。G8 社会的インパクト投資タスクフォースは，GSG（Global Social Impact Investment Steering Group）社会的インパクト投資タスクフォースと名称を変え，国内諮問委員会第 10 回会合（2017 年 6 月 22 日開催）では，自民党の動きについて報告がなされた。

自民党「社会的事業に関する特命委員会」では，平成 28 年 10 月末より 13 回にわたり事例の聴取と議論を通じてソーシャルベンチャーを巡る課題の抽出を行い，2017 年 5 月 23 日「社会的事業に関する特命委員会第一次提言～ソーシャルベンチャー市場（社会的事業）の拡大に向けて～」[21] を公表した。この提言の中で機動的な事業運営と事業の社会性認知という二つの課題を同時に解決できる事業実施主体の形成が必要であるとして，Benefit Corporation が紹介されている。その上で，我が国においても我が国の実態を踏まえつつ，ソーシャルベンチャーが挑戦する事業の社会性に認知と理解を与えるような仕組みが必要であるとして具体的な取り組みを提言している。

5　おわりに

以上，見てきたように各国のムーブメントは初期段階でどのような会社が B Corp になったか，国や地方公共団体の支援はあるか，大学における教育に力をいれているかといった要素に左右されることがわかった。今回のフォーラムには，インドネシアのダノンからの登壇者があったが，それはアジアのみならず世界に影響を与えるトレンドを象徴している。ダノンは，パリを本拠地とし，130 以上の国で販売を行う多国籍企業であり，多国籍企業が B Corp の認証を取得するための基準を作成する委員会 MPMAC（Multinational and Public Markets Advisory Council）のパートナーである。アメリカの Danone Wave は，2017 年 4 月 12 日にアメリカ最大の public benefit corporation になった[22]。2017 年 4 月 27 日，ダノンの年次株主総会が開催され，CEO Emmanuel Faber は，B Lab との共同作業を深め，多国籍企業として B Corp 認証を取得するためのロードマップをデザインするという計画を発表した[23]。すでに Aguas Danone Argentina や Danone S.A.（Spain）は，B Corp となっており，インドネシアの Danone Aqua を含むいくつかの子会社で B Corp になるための手続中である。このような多国籍企業子会社が B Corp となることによるムーブメントへの影響も興味深いところである。

〔付記〕 今回のフォーラム参加にあたっては，パタゴニア日本支社の篠健司氏に大変お世話になった。ここに記して感謝する。なお，本稿は，JSPS 科研費 17K03513 による研究成果の一部である。

《注》

1） B Corporation と後述する Benefit Corporation については，拙稿「B コーポレーション及びベネフィッ

ト・コーポレーション」拓殖大学経営経理研究 107 号 51 頁以下（2016 年）参照。その他，法学的見地からの研究として，畠田公明「社会的利益を追求する営利社会 ── アメリカの社会的営利会社（Benefit Corporation）を中心として ──」『会社の目的と取締役の義務・責任 ── CSR をめぐる法的考察』（中央経済社，2014 年）142 頁以下，高橋真弓「営利法人形態による社会的企業の法的課題(1)── 英米におけるハイブリッド型法人の検討と日本法への示唆」一橋法学 15 巻 2 号 257 頁以下（2016 年），柿崎環「ベネフィット・コーポレーションと株主利益の最大化の意義」監査役 663 号 82，83 頁（2017 年），和田宗久「株主至上主義の先を目指す B Corp の可能性」ビジネス法務 2017 年 7 月号 143 頁以下（2017 年）がある。

2） http://www.credit.com.tw/BcorpAsiaForum/en

3） http://www.bcorpasia.org/forum17/en

4） http://en.fcu.edu.tw/wSite/ct?xItem=243560&ctNode=19516&mp=3

5） インドが入っていないが，2018 年 1 月 7 日現在インドの B Corp は 3 社である。2016 年 6 月に B Corp となった eKutir が総合と Customers 部門，Boond Engineering & Development（P）Ltd が総合と Community 部門でいずれも 2017 年 Best for the World Honorees に選出されている。また，2017 年 1 月に 1 社が B Corp となっている。

6） フォーラム登壇者のアルファベット表記に関しては，フォーラム参加時に配布された冊子の記載によっている。

7） http://www.taiwantrade.com/new/best-for-taipei-challenge-making-taipei-a-sustainable-living-city-1302203.html.

8） http://benefitcorp.net/international-legistlation

9） 経済部の第一草案 http://gcis.nat.gov.tw/mainNew/matterAction.do?method=browserFile&fileNo=1060629_data_1

10） https://events.panmedia.asia/events/e1710121108938395

11） https://www.excite.co.jp/News/world_g/20171127/Jpcna_CNA_20171127_201711270003.html

12） https://goo.gl/3CvqLs

13） www.delight.co.kr

14） http://www.schwabfound.org/content/jung-hyeon-kim

15） https://asiafoundation.org/people/joen-tae-kim

16） 小林甲一＝後藤健太郎「韓国における社会的企業の育成政策と展開」名古屋学院大学論集社会科学篇 53 巻 3 号 1 頁以下（2017 年）。

17） http://soc.swu.ac.th/index.php?option=com_content&view=article&layout=edit&id=114

18） 大泉啓一郎（日本総研）「「タイランド 4.0」に向けた政策が具体化」https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=31010 参照。

19） Legal Framework to Promote Social Enterprises in Thailand
http://www.tilleke.com/resources/legal -framework-promote-social-enterprises-thailand 参照。
タイにおける社会的企業に関する政策や事例については，金子勝規「タイにおける社会的企業の現状と課題」大阪市立大学季刊経済研究 37 巻 3 ＝ 4 号 1 頁以下（2016 年）参照。

20） https://champions-retreat.bcorporation.net/

21） https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/policy/135019_2.pdf

22） http://fortune.com/2017/04/25/danone-white-wave-benefit-corporation/

23） http://www.csrwire.com/press_releases/39933-Danone-CEO-Announces-Intention-to-Deepen-Work-with-B Lab

（原稿受付　2018 年 1 月 9 日）

岡本治雄博士　略年譜

1947 年 8 月 30 日　　神奈川県逗子市に生まれる

【学歴】

1960年 3 月　　逗子市立逗子小学校卒業

1963年 3 月　　市立逗子中学校卒業

1966年 3 月　　神奈川県立横須賀高等学校卒業

1970年 3 月　　中央大学商学部経営学科卒業

1972年 3 月　　明治大学大学院商学研究科修士課程修了

1976年 3 月　　拓殖大学大学院商学研究科博士課程単位取得退学

【学位】

2002 年 10 月 25 日　博士（商学：明治大学）学位論文「現代会計の基礎研究 ── 会計言語の機能分析を中心にして ──」

【職歴】

1974年 4 月～1977年 3 月　　拓殖大学商学部副手

1978年 4 月　　拓殖大学商学部専任助手

1979年 4 月　　拓殖大学商学部専任講師

1982年 4 月　　拓殖大学商学部助教授

1987年 4 月～1989年 3 月　　ブリティッシュ・コロンビア大学（UBC，Canada）客員研究員

1990年 4 月 1 日～現在　　拓殖大学商学部教授

【兼任職歴】

1992年 4 月～2000年 3 月　　関東学院大学経済学部非常勤講師（簿記原理Ⅰ）

1994年 4 月～1998年 3 月　　明治大学商学部兼任講師（外書講読）

1995年 4 月～1996年 3 月　　日本大学法学部非常勤講師（企業会計，財務管理論）

1996年 4 月～2002年 3 月　　明治大学経営学部兼任講師（簿記論Ⅰ）

1998年 4 月～現在　　明治大学大学院商学研究科講師（財務会計特論，外国文献研究会計学）

2005年 4 月～現在　　明治大学大学院経営学研究科講師（企業会計特論）

【学内の教育業績と担当講義科目】

1978年 4 月　　商学部専任助手

1979年 4 月～1982年 3 月　　商学部専任講師：担当科目　簿記原理，外書講読，ゼミナール

1982年 4 月～1990年 3 月　　商学部助教授：簿記原理，財務管理論，外書講読，予算管理論，ゼミナール，経営経理研究所「簿記 1 級講座」

1990年４月～現在　　商学部教授：簿記原理（初級簿記及び中級簿記），財務管理論，外書講読，経営分析論，財務諸表分析論，ゼミナール，経済と企業Ⅰ（企業活動と環境保全），会計学総論

1991年４月～2005年３月　　大学院商学研究科：外国文献研究（会計学）

2005年４月～現在　　大学院商学研究科：財務会計特論及び財務会計特殊研究

【学内の役職と課外活動等】

1985年４月～1987年３月及び1989年４月～1994年３月　　ウィンドサーフィン部部長

1995年８月20日～９月10日　　セントラル・ワシントン大学　短期研修引率

1995年４月～2003年３月　　ラグビー部部長

1991年４月，1993年４月～2002年３月　　漫画研究愛好会顧問

2000年２月12日～24日　　拓殖大学創立百周年記念ヨーロッパ派遣団団長（英国，フランス，スペイン）

2001年４月～2003年３月　　麗沢会体育局常任委員

2004年４月～2009年３月　　商学部長

2009年４月～2011年３月　　大学院商学科研究科委員長

【在外研究活動とその他】

1987年３月～1989年３月　　長期留学　ブリティッシュ・コロンビア大学（UBC）客員研究員

1999年６月23日　　中小企業事業団・中小企業大学校（東京校）講演

1999年８月19日～９月18日　　短期留学　ブリティッシュ・コロンビア大学客員研究員

2000年４月～2002年３月　　文部省科学技術振興財団　科学研究費（基盤研究Ｃ）の助成，『異文化社会における会計制度の比較研究』出版

2001年３月　　拓殖大学出版助成を受け『現代会計の基礎研究』（中央経済社）出版

2013年８月　　短期留学（Dallas ＆ Harvard にて研究資料収集）

2014年11月３日　　拓殖大学豊田悌助精励賞

【所属学会】

1　日本会計研究学会
2　American Accounting Association
3　The Academy of Accounting Historians
4　日本経営財務学会（2006年２月13日退会）
5　日本経営学会　　（2003年７月17日退会）
6　日本管理会計学会（2009年１月退会）
7　国際会計研究学会
8　日本経営分析学会
9　日本会計史学会　　（2009年10月19日退会）

【研究業績の時代順一覧】

〔論文〕

1 「最新の貸借対照表論争」単著　1971 年 10 月　明治大学大学院紀要

2 「動的会計理論の一考察～H. Münstermann の所説を中心にして～」単著　1972 年 3 月　明治大学商学研究科修士論文

3 「動的会計理論と経済学的利益 ── W. ヴェグマンの所論を中心にして ──」単著　1974 年 3 月『拓殖大学大学院研究年報第 3 号』

4 「貸借対照表理論と現代的課題―そのⅠ ── G. ザイヒトの所論を中心にして ──」単著　1975 年 3 月『拓殖大学大学院研究年報第 4 号』

5 「貸借対照表理論と現代的課題―そのⅡ ── G. ザイヒトの所論を中心にして」単著　1976 年 3 月『拓殖大学大学院研究年第 5 号』

6 「資本維持思考に関するノートそのⅠ ── Jacobs und Schreiber の所説を中心にして」単著　1981 年 11 月『経営経理研究』第 27 号　拓殖大学経理研究所

7 「資本維持思考に関するノートそのⅡ ── Jacobs und Schreiber の所説を中心にして」単著　1982 年 11 月『経営経理研究』第 28 号　拓殖大学経理研究所

8 研究ノート「インフレーション会計情報の開示」単著　1984 年 3 月『経営経理研究』第 32 号，拓殖大学経理研究所

9 ‘Accounting for Lease’ 単著　1989 年 11 月 30 日『経理研究』第 33 号　中央大学経理研究所

10 「エイジェンシー理論と会計情報」単著　1989 年 9 月 25 日『経営経理研究』第 43 号　拓殖大学経理研究所

11 資料「カナダ会計事情 ── UBC 会計学研究の潮流 ──」単著　1990 年『経営経理研究』第 44 号　拓殖大学経理研究所

12 研究ノート「監査人メッセージと外部監査のベネフィット ── 逆選択とシグナリングの応用について ──」単著 1990 年『拓殖大学論集』第 184 号　拓殖大学研究所

13 「エイジェンシー理論と会計主体論との関係」単著　1991 年 3 月　中央大学『経理研究』第 34 号　中央大学経理研究所

14 「外貨換算会計情報の有用性の検証 ── FASB 基準書第 8 号と第 52 号の比較 ──」単著　1991 年 3 月『商学論叢』第 32 巻 5,6 合併号，中央大学商学部

15 「実証的会計研究方法の一考察 ── 経験的会計理論の初期形成段階を中心にして ──」単著　1992 年 9 月『経営経理研究』第 47 号　拓殖大学経理研究所

16 研究ノート「カナダ会計制度とディスクロージャー・システム」単著　1992 年 9 月『経営経理研究』第 49 号，拓殖大学経理研究所

17 日本会計研究学会「財務報告における利益測定と情報の経済学の両観点を結合するモデルの一考察」単著　1992 年 9 月 25 日　第 51 回日本会計研究学会全国大会

18 資料「公開講座『会計パラダイムの新展開』と邦訳「会計の認識論的諸側面」1994 年 3 月発行　拓殖大学大学研究所：公開講座講演シリーズ

19 「日本の会計教育の現状分析と展望」── 拓殖大学商学部のカリキュウラム改革に際して ──」単著　1996 年 5 月 8 日『経営経理研究』第 55 号　拓殖大学経理研究所

20 「主流派会計パラダイムの危機 The Coming Crisis into Mainstream Accounting Paradigm」1997 年 6 月 1 日『明大商学論叢』第 79 巻第 1.2 号　明治大学商学研究所
21 学界論叢「会計情報の言語学的分析序説」Introduction to Linguistic Analysis for Accounting Information　単著　1999 年 1 月『JICPA ジャーナル』日本公認会計士協会
22 「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考」単著　1999 年 9 月　明治大学『経理知識』第 78 号　明治大学経理研究所
23 「マテシッチ条件付規範的会計方法論の検証」単著　2000 年 1 月『明大商学論叢』第 82 巻第 2 号　明治大学商学研究所（中村美智夫博士古希記念号）
24 「IAS に対する各国会計研究者の声」共著　2000 年　中央経済社『企業会計』5 月号，6 月号，7 月号，8 月号，9 月号
25 日本会計研究学会発表「会計情報の言語学的分析の意義」単著　2000 年 9 月 21 日　第 59 回日本会計学会全国大会
26 「会計情報の言語分析とその意義」単著　2001 年 1 月 1 日『會計』第 159 巻第 1 号　森山書店
27 「会計の概念フレームワークと一般理論との関係」単著　2009 年 2 月『商学論叢』第 91 巻第 1 号　明治大学商学研究所（鈴木義夫博士古稀記念号）

〔著書〕
1 『経営学の基礎』共著　1980 年 4 月　創成社　　経営財務担当
2 『財務管理論』共著　1985 年 4 月　八千代出版　車戸　実編著　配当政策担当
3 『現代基礎経営学』（改訂版）共著　1985 年 4 月　創成社
4 『現代企業の情報とコミュニケーション』1985 年 4 月　共著　同文舘　嶋　和重編著「インフレーション会計情報の開示」
5 『企業金融の会計』共著　1990 年　同文舘　内山力編著「リース会計」
6 『グローバル化時代の企業経営』共著　1991 年　同文舘　嶋　和重編著「外貨換算会計におけるエクスポージャー測定問題」
7 『マテシッチ会計学の世界 ── 現代会計理論の基礎研究によせて ──』単著　1994 年 3 月 拓殖大学大学研究所：公開講座講演シリーズ
8 『企業簿記の原理』（初版）　共著　1995 年　中央経済社
9 『簿記原理演習』（初版）共著　1996 年　全経出版会　第一部を担当
10 『簿記原理演習』（改訂版）　共著　1998 年　全経出版会
11 『企業分析と会計』（初版）1998 年 1 月　単著　中央経済社
12 『財務分析の展開』（初版）1998 年 6 月　単著　中央経済社
13 『企業と環境』三代川正一先生追悼論文集　鬼形功・嶋和重編著　1999 年「環境コストの測定とコミュニケーション」税務経理協会
14 『企業簿記問題集』共著　2000 年 4 月　中央経済社
15 『現代会計の基礎研究』単著　2001 年 3 月　中央経済社
16 『現代会計の基礎研究（第 2 版）』単著 2002 年 3 月　中央経済社
17 『入門　企業簿記テキスト』共著　2007 年　中央経済社

18 『入門　企業簿記ワークブック』共著　2007 年　中央経済社
19 『会計と財務諸表分析』単著　2014 年 9 月　唯学書房
20 『入門企業簿記 ── 理論と演習 ──』共著 2015 年　中央経済社
21 『会計記号と企業分析』単著　2017 年　唯学書房

〔翻訳書〕
1　R. Mattessich 稿・岡本治雄訳「会計の認識論的諸側面―前編―」1993 年 3 月 25 日『経営経理研究』拓殖大学経理研究所
2　R. Mattessich 稿・岡本治雄訳「会計の認識論的諸側面―後編―」1993 年 9 月 20 日『経営経理研究』拓殖大学経理研究所
3　C・レーマン著『現代会計の社会的役割 ── 分析と批判』単著　1996 年 6 月 1 日発行　中央経済社
4　R. Mattessich 稿　特別寄稿論文「会計学者の夢と回顧～研究の成功と失敗」単著　2000 年 4 月　中央経済社『企業会計』4 月号
5　D. Schneider 稿「国際会計基準の情報機能の問題」2000 年 5 月『企業会計』6 月号　中央経済社
6　Anna Szchta 稿「国際会計調和化の展望」2000 年 8 月『企業会計』8 月号　中央経済社

〔書評〕
1　ロビン・ロスレンダー著・加藤吉則・杉原周樹訳『会計と社会』同友館『企業会計』第 48 巻第 6 号　中央経済社
2　鈴木義夫・千葉修身著『会計研究入門“会計はお化けだ！”』2015 年 6 月『會計』2015 年 7 月号　森山書店

〔講演その他〕
1　「主流派会計パラダイムの危機」60 分 1996 年 7 月 13 日　明治大学大学院商学研究科博士課程懇談会講演
2　「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考」90 分　1997 年 11 月 10 日　明治大学大学院経営学研究科博士課程の特別講義
3　「我が国企業会計の仕組み」180 分　1999 年 6 月 23 日　中小企業庁・中小企業事業団の講演　中小企業大学校・東京校（団体職員研修）
4　「会計の言語分析アプローチ確立を目指して」90 分　2001 年 5 月 26 日　明治大学大学院商学研究科
5　「会計学方法論あれこれ」90 分　2001 年 6 月 9 日　明治大学大学院経営学研究科特別講義
6　「企業分析と会計情報」90 分　2001 年 11 月 28 日　亜細亜大学（短期学部）
7　「会計情報の機能と限界」90 分　2002 年 11 月 27 日　亜細亜大学

平成 29 年 4 月 1 日

拓殖大学研究所紀要投稿規則

（目的）

第１条　拓殖大学（以下，「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下，「研究所」という。）が刊行する紀要には，多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

（紀要他）

第２条　研究所の紀要は，次の各号のとおりとする。

⑴　経営経理研究所紀要『拓殖大学　経営経理研究』

⑵　政治経済研究所紀要『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』

⑶　言語文化研究所紀要『拓殖大学　語学研究』

⑷　理工学総合研究所紀要『拓殖大学　理工学研究報告』

⑸　人文科学研究所紀要『拓殖大学論集　人文・自然・人間科学研究』

２　研究所長は，次の事項について毎年度決定する。

⑴　紀要の『執筆予定表』の提出日

⑵　投稿する原稿（以下，「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日

⑶　投稿原稿の査読等の日程

（投稿資格）

第３条　紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも１名）は，原則として研究所の兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

２　研究所の編集委員会が認める場合には，研究所員以外も投稿することができる。

（著作権）

第４条　投稿者は，紀要に掲載された著作物が，本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

２　共同執筆として紀要に掲載する場合には，共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し，投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は，共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

（執筆要領および投稿原稿）

第５条　投稿原稿は，研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

２　投稿原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。

３　学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第６条　投稿原稿区分は，次の表１，２のとおり定める。

表１　投稿原稿区分：経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所及び人文科学研究所

⑴論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
⑵研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
⑶抄録	経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，人文科学研究所の研究助成要領第 10 項⑵に該当するもの。
⑷その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表２　投稿原稿区別：理工学総合研究所

⑴論文，⑵研究速報，⑶展望・解説，⑷設計・製図，⑸抄録（発表作品の概要を含む），⑹その他（公開講座記録等）

２　投稿原稿区分は，投稿者が選定する。ただし，紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。

３　紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は 600 字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを 3～5 個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，認めない。

４　研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は，原則として論文とする。

５　研究所研究助成を受けた研究所員が，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第７条　投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

２　投稿者には，紀要３部を贈呈する。

３　投稿者が研究所員の場合には，掲載の抜き刷りを 50 部まで無料で贈呈する。50 部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

（リポジトリへの公開の停止及び削除）

第８条　投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には，リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

（その他）

第９条　本投稿規則に規定されていない事柄については，編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条　この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は，平成 29 年４月１日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日

拓殖大学経営経理研究所紀要『拓殖大学　経営経理研究』執筆要領

1．発行回数

本紀要は，原則として年 3 回発行する。各回の発行について，以下の原稿提出締切日を設ける。

第 1 回	原稿は，5 月末日締切－ 9 月発行
第 2 回	原稿は，9 月末日締切－12 月発行
第 3 回	原稿は，1 月上旬締切－ 3 月発行

2．執筆予定表の提出

本紀要に投稿を希望する者は，『拓殖大学経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。

3．使用言語

使用言語は，原則として日本語又は英語とする。ただし，これら以外の言語で執筆を希望する場合には，事前に経営経理研究所編集委員会（以下，「編集委員会」という）に申し出て，その承諾を得るものとする。また，日本語以外の原稿は，提出前に必ずその外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

4．様　式

⑴　投稿区分の指定

投稿規則に示された，「論文」，「研究ノート」，「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は，「資料」，「調査報告」，「判例研究」，「書評」，「公開講座」，「文献紹介」，「学会展望」，「その他」のいずれかに区分される。

⑵　字数の制限

投稿原稿は，A4 縦版，横書きで作成し，原則として下記の字数を上限とする。

図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し，制限に含める。日本語以外の言語による原稿についてもこれに準ずる。

Ⅰ	論文，研究ノート	24,000 字
Ⅱ	資料，調査報告	20,000 字
Ⅲ	Ⅰ，Ⅱ以外	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合，最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

⑶　投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は，完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし，その写しを投稿者が保管する。

⑷　投稿原稿は，原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

⑸　原稿作成にあたっては，A4 用紙を使用し，原則として，日本語原稿は横書きで 1 行 33 文字×27 行，英文原稿はスペースを含め 1 行に半角 66 文字，ダブルスペースで作成すること。

⑹　数字はアラビア数字を用いること。

⑺　上記以外の様式で投稿する場合には，編集委員会と協議する。

5．表　紙

投稿原稿の提出に際しては，『拓殖大学経営経理研究』投稿原稿表紙に必要事項を記入し「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印を行った上で提出すること。

6．図・表・数式の表示

⑴　図・表の使用は必要最小限にとどめ，それぞれに通し番号と図・表名を付け，本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し，制限に含める。

⑵　図・表は，そのまま印刷できる形式で作成すること。

⑶　数式は，専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7．注・引用・参考文献

⑴　注は，必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで，記載があることを示すこと。
また，注記内容は文末，あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。
参考文献の表記は，文末に一括して記載するものとする。

⑵　英文の場合は，*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8．電子媒体の提出

投稿者は，編集委員会による審査後，編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第，完成原稿のデジタルデータと，それをプリントした出力原稿１部を提出すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9．掲載の可否，区分の変更，再提出

⑴　投稿原稿の採否は，編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

⑵　投稿した原稿を，編集委員会の許可なしに変更してはならない。

⑶　編集委員会は，投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。

⑷　編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には，拓殖大学経営経理研究所長（以下「所長」という。）より，その旨を執筆者に通達する。

10．校　正

掲載が認められた投稿原稿の校正については，投稿者が初校および再校を行い，編集委員会と所長が三校を行う。

校正は，最小限の字句に限り，版組後の書き換え，追補は認めない。

校正は，所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合，紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11．改　廃

この要領の改廃は，経営経理研究所会議の議を経て，経営経理研究所長が決定する。

附則

本要領は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以上

編集後記

拓殖大学商学部教授　岡本治雄先生は1973年4月に拓殖大学大学院商学研究科博士課程に入学されてから院生時代を含めると45年の歳月を拓殖大学で過ごされています。会計学研究の世界で活躍され，会計学方法論，会計の言語表現能力の研究の発展に多大な貢献をされてきました。教育面，学内行政面でも商学部，拓殖大学の発展のために偉大な功績を遺されています。先生の御退職に私たち後進の者は寂寥の感を禁じ得ません。

岡本先生は，1970年3月に中央大学商学部を卒業後，1972年3月に明治大学大学院商学研究科修士課程を修了され，1973年4月に拓殖大学大学院商学研究科へ入学されました。その後，1974年4月に拓殖大学商学部副手に就任され，1978年4月に専任助手，1979年4月に専任講師，1982年4月に助教授，1990年に教授に昇進されます。会計学研究，教育に情熱をもち，学部生，院生，後続の研究者にも温かく指導をして下さいました。

また，その情熱とリーダーシップで拓殖大学商学部を牽引して下さいました。2004年4月から2009年3月までの6年間にわたって商学部長を，2009年4月から2011年3月までの2年間にわたって大学院商学研究科委員長を歴任されました。

岡本先生にはたくさんのことを教えていただきましたが，岡本先生が私たちに遺して下さった最も大きな財産は研究に対する姿勢をお示し下さったことです。研究に裏付けられたアカデミックな講義，研究を通した社会への貢献など，大学教員としての根幹は研究にあると教えていただきました。中でも留学経験のお話がとても印象に残っています。岡本先生は1987年4月から1989年3月までブリティッシュ・コロンビア大学（The University of British Colombia, Faculty of Commerce and Business Administration）へ客員研究員として留学されました。マテシッチ教授（Prof. Mattessich, Richard）の研究室で会計学方法論の造詣を深め，『現代会計の基礎研究』(2001年，中央経済社) において研究成果を発表されています。先生はビジネス言語としての会計情報を取り上げ，「①あらゆる言語（記号）に共通する言語メカニズム・アプローチから，会計言語構造を体系的に明らかにする視点と，②特定の言語哲学アプローチに結びつけて，会計言語の情報機能を解釈する，二つの視点」（前掲書，107頁）から経済のインフラを担う会計制度の役割とその社会的局面である会計言語機能の側面を明らかにされました。継続して研究を進められ，会計の言語分析アプローチから，特に，企業分析における会計情報の役割を究明されています。

この退職記念号では，拓殖大学専任教員の諸論文と共に，岡本先生と研究活動をされてきた多くの先生方より玉稿をお寄せいただきました。これらは，森久先生（明治大学経営学部専任教授・元日本経営分析学会会長），長吉眞一先生（明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授），千葉修身先生（明治大学商学部教授），松井隆幸先生（公認会計士・金融庁監査審査会常勤委員），建部宏明先生（専修大学商学部教授），金子輝雄先生（青森公立大学経営経済学部教授），蒋飛鴻先生（実践女子大学人間社会学部准教授），長野史麻先生（明治大学経営学部准教授），石田万由里先生（玉川大学経営学部准教授），田中圭先生（同志社大学商学部助教），権大煥先生（明治大学商学部兼任講師），喬雪氷先生（拓殖大学商学部非常勤講師）の諸先生による会計学の専門論文です。先

生方には貴重な論文を御寄稿いただき心より御礼申し上げます。

最後になりましたが，これまでの拓殖大学および経営経理研究所の発展における岡本先生のご功績とご貢献，ご尽力に対し，深く感謝申し上げます。岡本先生のご努力は，拓殖大学の教育と研究レベルを高めるだけではなく，大学全体の発展を牽引して下さいました。今後とも私たち後進のご指導をお願いしますとともに，先生のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

平成 30 年 2 月

拓殖大学商学部教授　鈴　木　昭　一
拓殖大学商学部准教授　稲　葉　知恵子

執筆者紹介（目次順）

小原　博	名誉教授（マーケティング論，流通論）
岡本治雄	商学部教授（会計学，経営分析論）
森　久	院非常勤講師／明治大学経営学部専任教授（経営分析，管理会計）
長吉眞一	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授（監査論）
千葉修身	明治大学商学部教授（ドイツ会計学，原価計算論）
松井隆幸	元教授／公認会計士・監査審査会常勤委員（監査論，会計学）
建部宏明	院非常勤講師 / 専修大学商学部教授（原価計算史，原価計算）
金子輝雄	卒業生 / 青森公立大学教授（財務会計論，税務会計論）
蒋　飛鴻	実践女子大学人間社会学部准教授（会計学，財務会計）
長野史麻	明治大学経営学部准教授（会計学，管理会計）
石田万由里	玉川大学経営学部国際経営学科准教授（財務会計，国際会計）
田中　圭	元非常勤講師 / 同志社大学商学部助教（会計学，監査論）
権　大煥	非常勤講師 / 明治大学商学部兼任講師（会計学，公会計）
喬　雪氷	非常勤講師 / 博士課程（財務会計）
中村竜哉	商学部教授（コーポレートファイナンス，パーソナルファイナンス）
岡嶋　慶	商学部教授（会計史，監査論）
宮川昭義	商学部教授（会計学，経営分析）
阿部雪子	商学部教授（租税法，国際租税法）
稲葉知恵子	商学部准教授（税務会計，財務会計）
李　燕	商学部准教授（管理会計，マネジメント・コントロール）
潜道文子	商学部教授（経営戦略論，企業と社会論）
藤田祥子	商学部教授（会社法）

拓殖大学 経営経理研究　第111号 ISSN 1349-0281

2018年2月25日　印　刷
2018年2月28日　発　行

編　　集　拓殖大学経営経理研究所編集委員会
編集委員　中村竜哉　金山茂雄　石毛昭範　田島規雄　稲葉知恵子　今井文俊
　　島内高太　太田　実　堂野崎衛
発 行 者　拓殖大学経営経理研究所長　中村竜哉
発 行 所　拓殖大学経営経理研究所
　　〒112-8585　東京都文京区小日向3丁目4番14号
　　Tel. 03-3947-7595　Fax. 03-3947-7265（研究支援課）
印 刷 所　㈱外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY

RESEARCH IN MANAGEMENT AND ACCOUNTING

No. 111 February 2018

Celebrate Retirement for Professor Okamoto
KOHARA Hiroshi (1)
Professor Okamoto on the Honor of Retirement
OKAMOTO Haruo (5)

Articles
The Fraud Accounting by Toshiba Corporation: Real Numbers and Profitability Ratios MORI Hisashi (17)
Sufficiency and Appropriateness of Audit Evidences in Auditing Accounting Estimates NAGAYOSHI Shinichi (29)
Research on the Institutional System of "Genusserecht" Accounting in Germany CHIBA Osami (43)
Some Common Features between Inspection by CPAAOB and External Assessment in Internal Auditing MATSUI Takayuki (69)
Accounting for the Naval Fuel Arsenal TATEBE Hiroaki (87)
The Examination of IFRS 15 from the Viewpoint of International Taxation KANEKO Teruo (107)
The Impact of IFRS on Chinese Accounting System JIANG Feihong (121)
CSR, Strategy and Management Control Systems: A Review of the Empirical Research of Levers of Control NAGANO Shima (137)
A Study of Evaluation Approach in "Distinguishing between Liabilities and Equity": Focused on the Presentation in Financial Statements and the New Approach ISHIDA Mayuri (153)
A Study on the Establishment of the Auditor Oversight Body by the Auditor Oversight Reform Act in Germany TANAKA Kei (171)
Accounting for Concession: PITF No. 35 Practical Solution on Operators' in Japan KWEON DAE-HWAN (185)
Transition of Asset Concepts and Expansion of Economic Resources QIAO Xuebing (203)
Some Characteristics of Corporate Governance Reform in Japan NAKAMURA Tatsuya (213)
PCAOB Audit Regulation in a Historical Perspective: How the Regulatory Structure Has Changed OKAJIMA Kei (251)
The Contrary Natures of Recycling in the Concept of Fair-Value Accounting MIYAKAWA Akiyoshi (265)
Applicable Law on Taxation of International Trusts ABE Yukiko (279)
The Problem of Taxation for the Deficit INABA Chieko (293)
A Review of Research on "The Adoption of Western Management Accounting in Chinese Enterprise" LI Yan (305)
Creation of Social Innovation by Social Enterprise and "Community Capital": Focusing on a Case of Regional Revitalization SENDO Ayako (317)

Study Note
B Corp Movement in Asia FUJITA Sachiko (337)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan